

厚生労働省

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業

指定課題 22

グループホームを利用する障害者の
生活実態に関する調査研究

平成 31 年 3 月

一般社団法人日本グループホーム学会調査研究会

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
事業要旨	・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3～
第1編 調査報告		
第1部 量的調査		
序章 量的調査の目的と概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 7～
第1章 法人票調査結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11～
第2章 入居者票調査結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.113～
第3章 建物・共同生活住居票調査結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.156～
資料 調査票	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.177～
第2部 自治体調査		
第1章 調査結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.193～
第2章 考察	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.227～
資料 調査票	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.233～
第3部 事例調査		
第1章 モデル事例の作成調査	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.241～
第2章 グループホームにおける個別ヘルパー利用の必要性に関する調査		p.372～
第2編 課題と提言		
第1部 今後のグループホームの課題		
グループホームでの個別ヘルパーの利用について	古田朋也	・ ・ p.412～
所感	渡部 等	・ ・ p.419
今回の調査から見えてきたこと	戸高洋充	・ ・ p.420
「地域包括ケア」「我が事・丸ごと」の地域づくりに内包されて行く		
「障がい福祉とグループホーム」の戦略が重要	戸枝陽基	・ ・ p.421～
グループホーム全国調査結果から見えてきたこと	牧野隆行	・ ・ p.425～
意見・提言（今回の調査からみえてきたこと）	伊藤成康	・ ・ p.427～
今回のグループホームの事例調査から見えてきたこと	北野誠一	・ ・ p.429～
第2部 まとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.433～
名簿		
検討委員会等の実施状況		
結果等の公表計画		

はじめに

グループホームが制度化されたのは1989年(平成元年)。それから30年を経て今年2019年(平成31年)に元号が変わる。

1960年代に世界に広がったノーマライゼーションの思想は、1981年の国際障害者年の制定となり、日本の福祉施策に影響を与えてグループホーム制度化に至るには30年を要したことになる。この制度化前の30年間に、日本でも全国数か所から始まった開拓的な下宿屋・寮・民間ホーム等の実践に地方自治体補助による生活寮・生活ホーム等も加わった展開があり、その実績もグループホーム制度化に寄与してきたと言える。

障害のある人たちが地域で普通に暮らす住まいのグループホーム制度は、平成の時代に誕生して30年間歩み続けた象徴的な障害者福祉制度であり、入所施設でも精神科病院でもなく、地域での暮らしを支える中心的な柱となり、いまや利用者数は12万人を超えるまで広がった。

開拓的な実践から30年。制度化から30年。60年の歳月は、高齢化・それに伴う二次障害や認知症・疾病等も加わり、さまざまな障害のある人たちの利用も加わって、支援内容は量・質ともに多様化。事業形態も当初の4人～5人の普通の家庭規模で出発したが、サテライトによる一人暮らしの支援から、10名×2ユニット(県によっては3ユニットも)、同一敷地内設置も可となり、その結果大規模化・集合化した現状も散見されて、利用者数12万人は評価できるのか、その生活の質を含め、利用者の願いである地域での普通の暮らしは実現できているのかなどなど、グループホームでの支援の取り組みの実態把握と分析が喫緊の課題となっていた。

幸いなことに、厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業指定課題22「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究」の調査研究指定を受けることとなり、量的調査(グループホーム全国調査)、質的調査としての事例調査、加えて自治体調査に着手できた。

調査には、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会会員に全面的なご協力をいただき、さらに実施に際して検討委員会を設け、全国精神障害者地域生活支援協議会、日本知的障害者福祉協会、きょうされん居住支援部会、東京都手をつなぐ育成会、社会福祉法人むそう、障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡協議会、横浜市健康福祉局障害福祉課、学識経験者の北野誠一氏、鈴木良氏、厚生労働省に加わっていただき、調査内容・調査結果の評価分析についてご意見をいただけことを感謝したい。

この調査研究事業の結果が、課題22の成果と期待される、「①多様化するグループホーム入居者の実態を把握することによって、グループホームのあり方、進め方を検討するための手立てが得られる。②今後の地域生活支援全体の新たな方向性を見いだすことができる。」について達成できたか確信は持てないが、なによりも利用者であり生活の主体者である、障害のある人たちの個別固有な自己実現に向けて寄与されること、そうした施策へ反映されることが、本調査に関わった全員の願いである。

一般社団法人日本グループホーム学会調査研究会
(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会調査研究部門)
代表 山田 優

事業要旨

1 事業の目的

グループホームを利用する人は 11 万人を超え、障害の状況や生活のあり方は多様化している。一方で、施設に入所している人たちの地域移行は停滞しており、障害の重い人たちが入所施設に取り残されている実態もある。

これまで地域で暮らすことが困難と思われてきた人たちが、地域での暮らしを実現するためにどのような支援が必要なのかということが問われており、グループホーム利用者の生活の幅を広げるためにも、グループホームの各類型、サテライト型も加えて、実施状況を調査し、生活の場についての実態を把握する必要がある。

2 方法

次の 4 つの方法による実態調査の企画について、事業者及び学識経験者による検討委員会を開催して検討した上で実施し、結果分析をふまえた考察及び提言を取りまとめる。

調査 1：共同生活援助事業を行う法人を対象とする全数調査

郵送法及びメール回答による質問紙調査。調査票は①法人票、②建物票、③入居者票の 3 種類で構成し、グループホームに関する実態の全般を捉えることを目的とする。

調査 2：自治体調査

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市、東京都特別区を対象として、郵送法及びメール回答による質問紙調査により、地方自治体における条例上の取り扱いや事業指定の状況について明らかにする。

調査 3：モデル事例調査

支援が難しい入居者に対して多様な支援を展開している事業所及び入居者本人への聞き取り調査により、モデル事例の作成を行う。

調査 4：ヘルパーの個別利用の必要性に関する事例調査

共同生活住居内で個別利用のヘルパーを活用している入居者を支援している 4 法人を対象とし、質問紙及び電話による聞き取り調査を行い、ヘルパー利用の必要性について多角的に明らかにする。

3 結果と考察

調査 1

対象法人数 5,885 法人の内、1,497 法人からの回答を有効回答とした(有効回答率 25.4%)。

特に調査が必要と指定された項目についてみると、入居直前の住居は「自宅(家族と同居)」が 39.7%と最も多く、次いで「入所施設(施設入所支援)」23.2%。2017 年度 1 年間にグループホームを退居した方の退居先は、「自宅(一人暮らしやパートナー)」21.1%、次いで「自宅(家族と同居)」17.8%。「入所施設(施設入所支援)」へは 8.6%であった。退去理由は「本人の希望」が 47.8%と最も多い一方で、「家族・親族の意思」が 10.2%、「加齢に伴う身体機能の低下」が 9.6%、「障害の重度化」が 8.8%あり、入居者の意思決定支援やグループホームでの支援の課題が浮かび上がったといえる。

個人単位の居宅介護等の利用率は、重度訪問介護 1.3%、居宅介護(身体介護) 3.5%。利用を希望した理由は「自分が希望する生活のスケジュールを実現するため」66.6%、「体調や障害の状態によって日々変化する支援量に柔軟に対応できる」50.2%等であり、利用者ほぼ全員が今後も利用継続を希望していることが分かった。法人回答をみると、当該サービス利用により「加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者」(法人回答率

54.2%)、「支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人(の段階的な支援)」(49.4%)、「重度の知的障害者」(36.7%)、「重度の身体障害者」(35.0%)、「医療的ケアが必要な人」(29.5%)、「その他疾病(難病等)により多くの介護・支援が必要となった障害者」(29.3%)、「障害の状態が不安定な人」(26.2%)、「若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者」(24.2%)、「重症心身障害者」(21.4%)、「強度行動障害者」(20.7%)等が、グループホームで生活が可能となると回答していた。

家賃は、国や自治体独自の家賃助成等を含め月額平均 31,162 円であった。

調査 2

96自治体からの回答が得られた。(回収率 55%) 回答自治体の内訳は、都道府県 27、東京特別区 10、政令指定都市 12、中核市 31、施行時特例市 16 であった。

まず、回答のあった自治体の約半数が独自の補助(人件費を含む運営費全般、家賃補助等)を行っていた。

次に、国基準省令と異なる条例を作っている自治体が三割程度あったが、その内容はほとんどが災害対策や暴力団排除条例との関連のものであり、共同生活住居の定員やユニットの定員について国基準を超える定めをしている自治体はなかった。また、現在は特例として認められている個人単位での居宅介護の利用を行うための条例については、定めのない自治体が三割弱あったが、それによって支給決定をしていないという訳ではなかった。ただし、重度訪問介護については支給決定していないという自治体や、時間数の上限があるという自治体があった。

この他、回答のあった自治体の半数では市街化調整区域への設置許可がおりていること、88%の自治体が事業指定の際に建築部局への確認を求めていることが分かった。

今後一層、真に利用者の暮らしを支えるグループホーム制度となるべく、地方自治体には柔軟な制度解釈と運用を期待したい。

調査 3

次の 4 つの着眼点を設定して合計 17 のモデル事例を作成した。①重度・高齢・医療的ケア、②比較的軽度の人々の多様な支援(愛着障害、触法、子育て支援)、③サテライト・自立生活援助の活用、④地域内事業所の連携した取り組み。

①の事例では、医療的ケアを含む手厚い支援が必要な入居者に対して、個別ヘルパーの利用等により基本的な支援体制の厚みを確保した上で、在宅訪問診療等の多様な社会資源を活用する支援が行われていた。また、「本人の思いの尊重」や「あたり前の暮らしの実現」が支援の基本におかれ、日中をホーム内で過ごす場合でも個々人の好みなどに応じた個々の過ごし方が支援されていた。加えて、法人や事業所内で支援を抱え込まないことが本人を尊重することになるという方針によって、外部の相談支援事業所との連携等によって多角的視点を確保することや支援者の思い込みを排除することが大切にされていた。

②ではまず、障害支援区分としては軽度であるが、養育されてきた環境が不適切であった等の背景を持ち、人間関係の築き方が分からず、社会性や生活能力を身に付けられないまま成人し、他者を傷つけたり、犯罪行為に及ぶこともある入居者への 3 つの支援事例を作成した。その不安定さを支援するためには、地域の社会資源とのネットワークを構築して支援を展開していく必要があり、そのためには経験豊富で援助技術のある支援者が必要であるが、十分な報酬がなく、手厚い支援体制を組めないという課題がある。

次に結婚と子育ての支援に関する 3 つの事例では、幼少期から施設等で育った場合には、親などのロールモデルが不在であったことで、家族生活の具体的なイメージを持つことが難しい場合があることが分かった。しかし、グループホームの職員という理解者の存在は安心感となり、家族支援をうけられることで家族生活の基盤を整えることができ、安心して子育てできることにつながっていた。ただし、グループホームによる支援だけでは限界が

あるため、行政の理解も得つつ、地域の社会資源を活用できるような調整を行っていく必要がある。

③のサテライトや自立生活援助を利用している人は、健康の維持、精神面の安定、金銭トラブルの回避や病気への対応等の支援を必要としており、これらはサービス利用期限内に必要ななくなるというものではない。また、障害特性や経験の不足によって地域生活を具体的にイメージすることが難しい場合が多くあるため、サテライト住居での暮らしを通して、本人に適した支援を組み立てるなどのアセスメントの期間として活用できることが分かった。より混乱の無い一人暮らしへの移行のためには、サテライト住居に住む間にも家事援助のヘルパーを利用できる等、グループホーム以外の支援を利用しながら一人暮らしへの準備を進めていくことが必要であり、制度的制約の改善も求められる。

④では、行動障害の状態にある人達が地域で生活していけるように法人の枠を超えて支援を広げる取り組みを行っている福岡市と東大阪市を対象とした。これらの取組みを一層促進して広げていくためには、中心となる経験の人たちがいること、支援の現場で人材を育成すること、相談支援事業との連携、受け入れ先事業所の拡大、継続性のための自治体の後ろ盾が必要である。

調査4

個別利用ヘルパーを活用している入居者（重度の身体障害、医療的ケアが必要な人、行動障害のある人等）を支援している4つのホームを対象に調査した結果、仮にヘルパーを利用せずに現状の支援人員を確保するには1ホーム1日あたり2人から7人分の職員の増員が必要となることが分かった。個別にヘルパーを利用することで体制の厚みを増し、基本的に1対1の配置も可能となっており、それにより、重度の障害があっても入居者本人の主体的な生活が実現できている。個別ヘルパーの利用は、その可変性、継続性、柔軟性、区分に規定されない個別性があるという特徴をもつことから、「あたり前の暮らし」の実現のために必要である。

第 1 編 調査報告

第1部 量的調査

久保 洋

序.量的調査の目的と概要

1. 指定課題 22「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究」

(1) 指定課題の概要

本調査は、平成30年厚生労働省 障害者総合福祉推進事業 指定課題 22「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究」の助成を受けたものである。同省の文書よりその事業概要等について、下記に掲げておく。

図表序-1 指定課題 22「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究」

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを利用する障害者の状態（障害種別、障害支援区分等）と生活実態（経済状況、日課等）について調査を行い実態把握を行う。 ・グループホームの運営状況の調査（支援内容、職員・設備の状況等） ・グループホームから単身生活への移行支援の状況調査
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを利用する障害者の状態（障害支援区分等）と生活実態（経済状況、日課等）を把握する必要がある。 ・また、新たな類型として日中サービス支援型を創設するため、既存の類型も含めてその実施状況を把握する必要がある。 ・平成30年度施行の改正障害者総合支援法において、自立生活援助サービスが創設されるが、これによりグループホーム利用者の単身生活への移行にどのような影響があったか調査を行う必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム事業者に対して、利用する障害者の状態（障害支援区分等）と生活実態（経済、日課等）及び運営（職員、設備の状況等）に関する調査を行う。 ・多様な障害種別の利用者に対応している有効な支援実態等に関する事例集を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の基礎資料として活用が期待される。 ・多様な障害種別の障害者への有効な支援に資する事例集が作成される。

(2) 提示された具体的な調査・分析事項
量的調査について、具体的な調査方法、調査項目の検討の中で厚生労働省より示された「調査・分析事項」は右囲みの通りであった。

2.量的調査の課題と方法

(1) 本調査研究の課題

グループホームを利用する人は11万人を超え、障害の状況や生活のあり方は多様化している。一方で、施設に入所している人たちの地域移行は停滞しており、障害の重い人たちが入所施設に取り残されている実態もある。

これまで地域で暮らすことが困難とされてきた人たちが、地域での暮らしを実現するためにどのような支援が必要なのかということが問われている。

平成30年度より、新たな類型として日中サービス支援型が創設されることとなっているところであるが、グループホーム利用者の生活の幅を広げるためにも、グループホームの各類型、サテライト型も加えて、実施状況を調査し、生活の場についての実態を把握する必要がある。

(2) 量的調査の方法

図表序-2 調査・分析事項

<p>【調査・分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期報酬改定に向けた基礎データの収集であるため、全事業所を対象とし、回収率の向上を図る。 ○ 平成21年度全国基礎調査(推進事業)の調査項目をベースとし、経年比較が可能な仕組みとする。 ○ 特に調査が必要な項目 <ul style="list-style-type: none"> 【個人ヘルパーの利用実態】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基礎データ 障害支援区分、居宅介護・重度訪問介護の別 ・1か月の利用実績 日数、回数(時間帯別)、時間数、支援内容(入浴、排泄、食事など) ・1人の利用者に何力所から何人のヘルパーが派遣? ・介護サービス包括型と日中サービス支援型で利用状況に差はあるか? 【家賃補助の受給実態】 <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助(上限1万円)の受給人数、金額 ・都道府県等の上乗せ補助の受給人数、金額、実施自治体名 ※家賃額は「補助前の実負担額」を確認 ※事業所に対する補助であっても、利用者ごとの家賃補助であれば計上 【夜間支援体制の実態】※住居ごと、夜勤・宿直別、1か月間 <ul style="list-style-type: none"> ・日数、職員数(延べ人数、実人数)、利用者数(延べ人数、実人数) ・就業規則で定める開始・終了時間(勤務時間)、休憩時間 ・巡回方式など特別な体制(記述式?) 【防火体制等の実態】※住居ごと <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設置の有無、(防火対象の有無) ・住居の種類(戸建て、共同住居(戸数)) ・設置を要しないと判断された内容(記述式?) 【入居前・退去後の状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・入居前の居所、入居年数、退居理由・行き先
--

a.当学会では、グループホームの調査を重ねてきた¹。悉皆調査としては2009年度、2012年度と2度の調査を実施している。本調査は基本的に2009年度調査（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・グループホームに関する全国基礎調査実行委員会編『グループホーム（ケアホーム）全国基礎調査2009報告書～グループホームの実像を検証する～』（平成21年度障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研プロジェクト）報告書）の方法、枠組みを踏襲した。具体的には、
 ア) 調査対象は、グループホーム運営法人とする
 イ) 全国悉皆調査とする
 ウ) 調査票は、①法人票、②建物（建物および共同生活住居）票、③入居者票の3つより構成する
 エ) なお、調査項目は、前節を踏まえ検討委員会で討議を重ねた

b.調査対象の名簿

全国規模で障害者総合支援法に基づくグループホームの運営事業所ないし法人の名簿は、一般に公表されたものがない。よって、われわれは独立行政法人福祉医療機構（WAM NET）に、障害者総合支援法に基づくグループホーム運営事業所の名簿提供を依頼し、名簿提供を受けた（2018年3月末時点が最新であった）。その名簿を基に、明らかに当該名簿で欠損のみられる都道府県について当該自治体のHPよりグループホーム運営事業所を拾い上げ、統一名簿を作成した。

統一名簿（事業所名簿）を法人名毎に括りなおし、グループホーム運営法人名簿を作成した。
 調査対象（調査票配布対象）は、グループホーム運営法人である。

c.調査項目、調査回答の時点、調査票の作成

前述の通り、調査票は①法人票、②建物（建物および共同生活住居）票、③入居者票の3つより構成した。調査項目は、前節の通りグループホームに関する実態全般に及んでおり、検討委員会での議論を通じて膨大な量となることが予想された。調査回答量と回収率は、一般にトレードオフ関係にあると言える。具体的な調査項目・内容は本報告書所収の調査票を参照されたい。調査回答の事実については、2008年7月1日現在を基本とした他、調査項目・内容に即して時点ないし期間をそれぞれ定めた。

d.配布と回収

調査回答は、配布調査票へ記入する紙による回答と、当学会HPでエクセル形式の調査票を取得・記入ののうちE-mailでの添付回答との、2つとした。

回収期限は一次締め切りを2018年10月末とした。次いで督促状の送付を行い11月9日を二次締め切りとした。その後回収状況をみて12月末日到着分までを入力・集計の対象とした。

貴重な時間を割いて調査に協力して下さいました方々に心よりお礼申し上げます。

3.調査実施と本報告

(1) 配布と回収状況

調査対象法人数と調査票回収状況は右図の通りである。

(2) 本報告について

a.調査票の配布と集計

完成した調査票は、特定非営利活動法人PDDサポートセンターグリーンフォレスト就労継続支援B型オフィススウィングに印刷・送付を委託した。

回収調査票の入力・集計は（株）地域環境計画に委託した。

b.報告書について

ア) 本報告書については、前項のもの他、執筆者が集計整理したものが含まれている。執筆は久保が担当した。な

図表序-3 調査対象と回収、集計・分析数

対象法人数	5,885	法人
調査票送付法人数	5,885	法人
無効法人数	80	法人
うち、調査票不着	67	法人
うち、廃止・休止による返送・調査協力不能	8	法人
うち、重複配布(名簿の間違い)	1	法人
うち、指定管理者(法人)に転送 ^{*1}	4	法人
回収数	1,534	法人
うち、最終締切後(集計・分析対象外)	3	法人
うち、有効回答数(集計・分析対象)	1,497	法人
調査票配布数に対する有効回答回収率 ^{*2}	25.4	%
<集計・分析対象>		
法人票回収数	1,497	法人
(法人票入居者数)	27,603	人
(1法人あたり平均)	18.4	人
(法人票事業指定数)	3,553	事業
(1法人あたり平均)	2.4	事業
(法人票共同生活住居数)	5,996	共同生活住居
(1法人あたり平均)	4.0	共同生活住居
建物票回答建物数 ^{*3}	4,210	建物
共同生活住居回答数 ^{*4}	4,518	共同生活住居
(法人票共同生活住居数に対する回答割合)	75.4	%
入居者票回答入居者数 ^{*5}	22,594	人
(法人票入居者数に対する回答割合)	81.9	%

^{*1}...当該指定管理者が指定管理以外にもGHを運営しており調査票は送付されている。

^{*2}...調査票は、匿名性を特に確保した。本報告書では、回収率は、調査票送付法人数を母数としている。

^{*3}^{*4}^{*5}...建物(それに含まれる共同生活住居)全て、入居者全員を回収目標とした。結果は全数の回答は得られなかったが、全てを分析対象とした。

¹ 詳しくは当学会のHPを参照されたい。

お、計算はコンピューターソフトによる処理のままとなっている。

イ) 本量的調査報告の図表番号の附番方法は「図表○(序…序章、1…法人票、2…入居者票、3…建物票) - ○(各調査票の設問 No.) - ○(番号は原則として記載順に数える)」とした。

ウ) 用語

- 「GH」…グループホーム。障害者総合支援法に基づく共同生活援助を示す。
- 「MA」…複数回答 (multi answer) を示す。
- 「SA」…単数回答 (single answer) を示す。
- 「建物」…一つの建物、一棟を示す。
- 「共同生活住居」…グループホームに利用する住居で障害者総合支援法に基づく単位を示す。
- 「住戸」…住居として必要な機能を備えた一戸一戸を示す。

エ) 参考資料・調査

当学会が過去に実施した調査 (HP 掲載) の他、下記の資料・調査を参考にした。

- ①厚生労働省『社会福祉施設等調査』各年版
- ②厚生労働省『障害福祉サービス等経営実態調査』
- ③厚生労働省『障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査』
- ④厚生労働省、各種行政資料
- ⑤公益財団法人介護労働安定センター『平成 28 年度 介護労働実態調査』

4. 本調査報告と公的統計

(1) GH 運営法人種別事業所数・法人数・事業指定数

本調査結果と公的統計との比較を GH 運営法人種別事業所数、法人数、事業指定数のそれぞれの構成比によって確認しておきたい。

厚生労働省『社会福祉施設等調査』は事業所数である。本調査では、前述の通り調査対象は GH 運営法人であり、法人票では「事業指定数」を設問している。「法人」の中に「事業所」がありその中に「指定事業」があるという関係であることに留意した上で、大まかに比較をすると、法人種別の構成比は厚生労働省『社会福祉施設等調査』(H29) に対して、本調査の法人数、事業指定数共に 4%未満に収まっていることがわかる。法人種別の構成比において、本調査に大きな偏りはなく、その点では我が国の GH の全体状況を反映していると見做なしてよいだろう。

(2) 障害支援区分の分布と GH 入居者

続いて、入居者の障害支援区分別分布をみておく。比較対象とする厚生労働省の公的統計は「区分認定調査」の 3 年間データの累計と GH (データ時点ではグループホーム (共同生活援助) 及びケアホーム (共同生活介護) であり、両者の合計) 入居者の障害支援区分別構成比で

図表序-4 GH運営法人種別事業所数・法人数・事業指定数

法人種別	社会福祉施設等調査 (H29) (2017)		本調査回答			
	事業所数		法人数		事業指定数	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
国・独立行政法人	2	0.0	1	0.1	2	0.1
地方公共団体	29	0.4	4	0.3	8	0.3
社会福祉協議会*1	38	0.5	40	2.7	112	3.6
社会福祉法人	4,118	54.3	751	50.2	1,599	51.4
医療法人	599	7.9	86	5.7	183	5.9
公益法人	62	0.8	44	2.9	88	2.8
協同組合	1	0.0	2	0.1	4	0.1
営利法人(会社)	756	10.0	101	6.7	198	6.4
非営利活動法人	1,748	23.0	404	27.0	815	26.2
その他	237	3.1	29	1.9	63	2.0
不明	-	-	35	2.3	41	1.3
計	7,590	100.0	1,497	100.0	3,113	100.0

注)*1…本調査回答で「社会福祉協議会」の回答数が多くっている。回答の誤りや、一つの法人が離れた自治体で事業を実施している際に別々に回答している可能性等が考えられるが、回答を尊重してそのまま入力・集計の対象とした。

図表序-5 障害支援区分認定の分布とGH入居者

区分	厚生労働省				本調査回答*1			
	区分認定調査*2		GH入居者*3		GH入居者 H30(2018).7			
	H26(2014).10~		H28(2016).12		法人票*4		入居者票	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
非該当	180	0.0	20,306	19.0	3,800	14.6	1,580	8.7
未認定*5	-	-	-	-	-	-	947	5.2
区分1	17,674	2.4	2,793	2.6	761	2.9	619	3.4
区分2	137,271	18.8	20,609	19.3	5,100	19.6	3,580	19.8
区分3	153,851	21.0	24,041	22.5	6,218	23.9	4,391	24.3
区分4	134,867	18.4	19,535	18.3	4,873	18.7	3,422	18.9
区分5	110,881	15.2	11,384	10.6	2,847	10.9	1,976	10.9
区分6	176,379	24.1	8,260	7.7	2,444	9.4	1,584	8.8
計	731,103	100.0	106,928	100.0	26,043	100.0	18,099	100.0

注)*1…不明(未記入)を除く。

*2…厚生労働省「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第1回)参考資料」H29.5.31より算出

*3…https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/2_23.pdf(2019.2.12アクセス)より算出

*4…「未認定」が「私的契約」に含まれている可能性が多い。また、「区分6」には重度包括支援を含む。

*5…厚生労働省「GH入居者」の「未認定」は「非該当」に含まれている。

ある。

まず、厚生労働省の両統計の違いをみてみよう。GH入居者の障害支援区分別分布は、非該当が19.0%、区分1が2.6%、区分2が19.3%、区分3が22.5%、区分4が18.3%、区分5が10.6%、区分6が7.7%となっている。他方、区分認定調査（GH入居者に限らず区分認定調査を受けた全障害者）は区分6が最も多く、次いで区分3にもう一つの山があることがわかる。

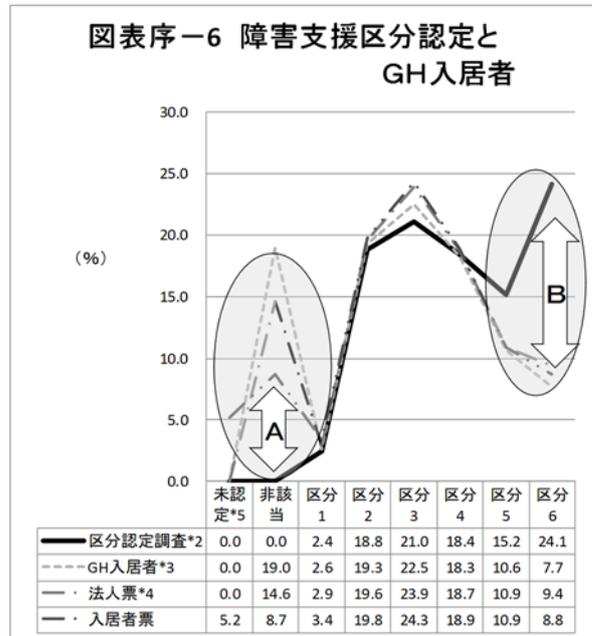
以上から、まず区分認定の高い障害者にGHの制度や支援は十分に対応できていないのではないかと、という疑問が浮かび上がる（図表序-6、「B」の部分）。

また、GH入居者の19%は区分認定「非該当」で入居されている（図表序-6、「A」の部分）。この場合の「非該当」とは障害支援区分「非該当」または「未認定」でGHへの入居支給決定がされていて、共同生活援助サービス費区分1以下の報酬が適用される入居者である²。周知の通り、障害支援区分2以下の入居者には、生活支援員の配置は義務付けられていない。世話人の配置基準は、区分に関係なく入居者何人に、世話人1人の配置するかを事業所が選択することになっている。けれども障害支援区分2以下の入居者の報酬は、「区分1以下」（未認定及び区分非該当）と「区分2」の二つに分けられており、報酬に差が設けられている。右図の「A」の部分の分布の差は一体何だろうか。

次いで、同GH入居者の障害支援区分別構成比と、本調査の法人票並びに入居者票それぞれに回答のあった入居者の障害支援区分別構成比との比較をみてみよう。本調査では「非該当」「未認定」の合計が、厚生労働省の公的統計に比べて5%程度低いですが、その他の区分では差は2%未満に収まっていることがわかる。入居者の障害支援区分別構成比において、本調査に大きな偏りはなく、その点では我が国のGH入居者の全体状況を反映していると言えよう。

以降調査結果をみていく上で、障害支援区分を前提とすると、ここでは以下2点にさしあたり注目を要することを指摘しておきたい。

- ①図表序-6「A」の部分、障害支援区分1（または2）以下の入居者とその支援について
- ②図表序-6「B」の部分、障害支援区分6の入居者とその支援について



² 障害支援区分が低いからといって支援が不要なのではないことは、本調査によって明らかになっていくし、過去の調査でも示されている。障害支援区分認定とは一体何を認定していて、どのような機能を担っていて、それらは結局のところ「うまくいっている」のだろうか。また、当学会はGH入居の是非、可否を障害支援区分（の高低）で選り分けるべきではなく、GHに住むか住まないかはご本人の希望に基づくべきだという意見をこれまでも表明してきた。詳しくはHPを参照されたい。

第1章 法人票調査結果

(1) 回答者の職名 (MA)

回答者は、「管理者」が50.9%、「サービス管理責任者」が50.4%等であった。

図表1-1-1. 回答者の職名... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%	% (除無回答)
1	管理者	762	50.9	52.8
2	サービス管理責任者	755	50.4	52.3
3	世話人	206	13.8	14.3
4	生活支援員	165	11.0	11.4
5	その他	218	14.6	15.1
	無回答	53	3.5	—
	全体	1497	100.0	100.0

(2) 法人種別 (SA)

回答法人は、「社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)」が50.2%、「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」が27.0%等であった。

回答法人の法人種別構成比と政府統計 (「社会福祉施設等調査」H29) との比較については、先にみた通りである。

図表1-2-1. 法人種別... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%	% (除無回答)
1	国	1	0.1	0.1
2	地方公共団体	4	0.3	0.3
3	社会福祉協議会	40	2.7	2.7
4	社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	751	50.2	51.4
5	医療法人	86	5.7	5.9
6	社団・財団法人	44	2.9	3.0
7	協同組合	2	0.1	0.1
9	営利法人	101	6.7	6.9
10	特定非営利活動法人 (NPO法人)	404	27.0	27.6
11	その他	29	1.9	2.0
	無回答	35	2.3	—
	全体	1497	100.0	100.0

注) 回答カテゴリーNo. 8はない。

(3) 法人の所在都道府県

回答法人の所在都道府県は、右表の通りであった。

(4) 法人の所在区市町村 (政令市、特別区、町、村別) (略)

図表1-3-1 所在地の都道府県... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%	% (除無回答)
1	北海道	120	8.0	8.2
2	青森	35	2.3	2.4
3	岩手	39	2.6	2.7
4	宮城	32	2.1	2.2
5	秋田	15	1.0	1.0
6	山形	16	1.1	1.1
7	福島	38	2.5	2.6
8	茨城	26	1.7	1.8
9	栃木	20	1.3	1.4
10	群馬	27	1.8	1.8
11	埼玉	55	3.7	3.8
12	千葉	75	5.0	5.1
13	東京	85	5.7	5.8
14	神奈川	83	5.5	5.7
15	新潟	39	2.6	2.7
16	富山	13	0.9	0.9
17	石川	13	0.9	0.9
18	福井	11	0.7	0.8
19	山梨	9	0.6	0.6
20	長野	48	3.2	3.3
21	岐阜	18	1.2	1.2
22	静岡	30	2.0	2.0
23	愛知	55	3.7	3.8
24	三重	19	1.3	1.3
25	滋賀	18	1.2	1.2
26	京都	22	1.5	1.5
27	大阪	105	7.0	7.2
28	兵庫	49	3.3	3.3
29	奈良	19	1.3	1.3
30	和歌山	10	0.7	0.7
31	鳥取	7	0.5	0.5
32	島根	3	0.2	0.2
33	岡山	12	0.8	0.8
34	広島	32	2.1	2.2
35	山口	15	1.0	1.0
36	徳島	10	0.7	0.7
37	香川	10	0.7	0.7
38	愛媛	17	1.1	1.2
39	高知	8	0.5	0.5
40	福岡	58	3.9	4.0
41	佐賀	13	0.9	0.9
42	長崎	26	1.7	1.8
43	熊本	38	2.5	2.6
44	大分	13	0.9	0.9
45	宮崎	11	0.7	0.8
46	鹿児島	28	1.9	1.9
47	沖縄	21	1.4	1.4
	無回答	31	2.1	—
	全体	1497	100.0	100.0

(5) 障害支援区分等別 GH 入居者数

回答を得た 1,497 法人の GH 入居者総数は、27,603 人であった。1 法人あたりの平均入居者は 18.4 人となる。

このうち、障害支援区分が明らかである入居者は 26,043 人であった。

障害支援区分及びサービス類型が明らかである入居者 (28,810 人) のうち、介護サービス包括型は 21,155 人、外部サービス利用型は 3,210 人であった。

「私的契約による利用者」が 1,339 人となっているが、ここには障害支援区分認定を受けていない (未認定) の入居者が含まれている可能性が高い。

入居者総数のうち、0.7%、186 人が「15～17 歳の入居者」となっていた。

1 法人あたりの GH 入居者数をみると、「1～10 人」が 46.2% (なし・無回答を含む%)、「11～20 人」が 25.6%、「21～30 人」が 10.8%、「31～40 人」が 4.9% 等となっている。

図表 1-5-5 GH 入居者数 (合計)

No.	カテゴリー名	n	%
1	なし・無回答	41	2.7
2	1～10人	692	46.2
3	11～20人	383	25.6
4	21～30人	161	10.8
5	31～40人	73	4.9
6	41～50人	40	2.7
7	51～60人	39	2.6
8	61～70人	17	1.1
9	71～80人	15	1.0
10	81～90人	12	0.8
11	91～100人	7	0.5
12	101人以上	17	1.1
	全体	1497	100.0

図表 1-5-1.障害支援区分等別入居者数(法人票回答総入居者)

障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害支援区分	入居者						サービス類型が不明である入居者
	合計	①計	サービス類型が明らかである入居者			サービス類型が不明である入居者	
			②介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型		
1 区分非該当	3,800	3,656	1,560	64	2,032	144	
2 区分1	761	693	596	10	87	68	
3 区分2	5,100	4,799	4,301	85	413	301	
4 区分3	6,218	5,890	5,459	85	346	328	
5 区分4	4,873	4,674	4,385	72	217	199	
6 区分5	2,847	2,737	2,608	63	66	110	
7 区分6	2,444	2,361	2,246	66	49	83	
小計	26,043	24,810	21,155	445	3,210	1,233	
上記を除く利用契約等の種類							
8 措置利用者	114	114	80	13	21	0	
9 私的契約による利用者*1	1,339	1,301	1,093	15	193	38	
10 その他	107	70	18	9	43	37	
小計	1,560	1,485	1,191	37	257	75	
11	合計	27,603	26,295	22,346	482	3,467	1,308
12	うち、15～17歳の入居者	186	186	80	95	11	0

注) *1…障害支援区分認定を受けていない(未認定)の入居者が含まれている可能性が高い。

図表 1-5-2.障害支援区分等別入居者数(法人票回答総入居者)の構成比(%) (合計=100)

障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害支援区分	入居者						サービス類型が不明である入居者
	合計	①計	サービス類型が明らかである入居者			サービス類型が不明である入居者	
			②介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型		
1 区分非該当	13.8	13.2	5.7	0.2	7.4	0.5	
2 区分1	2.8	2.5	2.2	0.0	0.3	0.2	
3 区分2	18.5	17.4	15.6	0.3	1.5	1.1	
4 区分3	22.5	21.3	19.8	0.3	1.3	1.2	
5 区分4	17.7	16.9	15.9	0.3	0.8	0.7	
6 区分5	10.3	9.9	9.4	0.2	0.2	0.4	
7 区分6	8.9	8.6	8.1	0.2	0.2	0.3	
小計	94.3	89.9	76.6	1.6	11.6	4.5	
上記を除く利用契約等の種類							
8 措置利用者	0.4	0.4	0.3	0.0	0.1	0.0	
9 私的契約による利用者*1	4.9	4.7	4.0	0.1	0.7	0.1	
10 その他	0.4	0.3	0.1	0.0	0.2	0.1	
小計	5.7	5.4	4.3	0.1	0.9	0.3	
11	合計	100.0	95.3	81.0	1.7	12.6	4.7
12	うち、15～17歳の入居者	0.7	0.7	0.3	0.3	0.0	0.0

注) *1…障害支援区分認定を受けていない(未認定)の入居者が含まれている可能性が高い。

図表 1-5-3.障害支援区分別入居者数(法人票回答総入居者・区分非該当～区分6のみ)の構成比(%) (縦計=100)

障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害支援区分	入居者						サービス類型が不明である入居者
	合計	①計	サービス類型が明らかである入居者			サービス類型が不明である入居者	
			②介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型		
1 区分非該当	14.6	14.7	7.4	14.4	63.3	11.7	
2 区分1	2.9	2.8	2.8	2.2	2.7	5.5	
3 区分2	19.6	19.3	20.3	19.1	12.9	24.4	
4 区分3	23.9	23.7	25.8	19.1	10.8	26.6	
5 区分4	18.7	18.8	20.7	16.2	6.8	16.1	
6 区分5	10.9	11.0	12.3	14.2	2.1	8.9	
7 区分6	9.4	9.5	10.6	14.8	1.5	6.7	
小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
平均障害支援区分	3.0	3.0	3.3	3.2	1.1	2.8	

注) 障害支援区分認定を受けていない(未認定)の入居者が一部「9 私的契約による利用者」に含まれている可能性が高いが、ここでは除外した。

図表 1-5-4.障害支援区分別入居者数(法人票回答総入居者・区分非該当～区分6のみ)の構成比(%) (横計=100)

障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害支援区分	入居者						サービス類型が不明である入居者
	合計	①計	サービス類型が明らかである入居者			サービス類型が不明である入居者	
			②介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型		
1 区分非該当	100.0	96.2	41.1	1.7	53.5	3.8	
2 区分1	100.0	91.1	78.3	1.3	11.4	8.9	
3 区分2	100.0	94.1	84.3	1.7	8.1	5.9	
4 区分3	100.0	94.7	87.8	1.4	5.6	5.3	
5 区分4	100.0	95.9	90.0	1.5	4.5	4.1	
6 区分5	100.0	96.1	91.6	2.2	2.3	3.9	
7 区分6	100.0	96.6	91.9	2.7	2.0	3.4	
小計	100.0	95.3	81.2	1.7	12.3	4.7	

注) 障害支援区分認定を受けていない(未認定)の入居者が一部「9 私的契約による利用者」に含まれている可能性が高いが、ここでは除外した。

(6) 法人が運営する全ての GH 事業

実施している GH の指定事業の種別が明らかであった 1,422 法人についてみてみよう。

事業指定の合計は 3,553 事業であった。1 法人あたり平均 2.5 の GH の指定事業を運営していることになる。

共同生活住居数の合計は 5,996 であった。1 法人あたり平均 4.2、1 指定事業あたり平均 1.7 の共同生活住居を設置していることになる。

サテライト住居の数は合計 235 であった。共同生活住居の総数を 100 とすると、サテライト住居は 3.9 となる。

世話人配置基準別でみると、最も多いのは「4:1」で 59.6%（不明を除く）、次いで「6:1」が 20.2%（同）であった。

共同生活住居内に複数のユニットがあるのは 27.4%（不明を除く）となっている。

入居定員の合計は 22,432 人であった。そのうち、体験入居（空室利用）は居室数で 5.1%、短期入居（空室利用）は居室数で 1.3%であった。

法人毎に GH 指定事業の組み合わせてみると、介護サービス包括型のみが不明を除く 77.6%、外部サービス利用型のみが同 14.1%等となっている。複数の GH の指定事業を運営している法人は同 2%程度に過ぎないことがわかる。

図表1-6-4.法人毎にみたGH指定事業の組み合わせ

介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	地域移行支援型(介護サービス包括型)	地域移行支援型(外部サービス利用型)	法人数 (不明を除く)	不明を除く%
○					1,080	77.6
	○				29	2.1
		○			196	14.1
			○		19	1.4
				○	36	2.6
○	○				3	0.2
○		○			23	1.7
○			○		2	0.1
○				○	2	0.1
	○	○			1	0.1
					1,391	100.0

図表1-6-1.事業指定数、共同生活住居数、サテライト数、入居定員の合計(実数)

指定事業の種類	事業指定のあった法人数(不明を除く)	①事業指定の合計数	<入居者:世話人>の比率毎の事業指定の数							不明	⑦共同生活住居の合計数				⑩サテライト住居の数(⑦には含まれません)	⑪入居定員の合計数	⑫体験入居(空室利用)に利用する居室の数	⑬短期入所事業(空室利用)に利用する居室の数
			<入居者:世話人>の比率について回答のあった指定事業								ユニットの有無について回答のあった共同生活住居							
			②3:1	③4:1	④5:1	⑤6:1	⑥10:1	小計	合計数		⑧数のユニットに分かれていない共同生活住居の数	⑨複数のユニットに分かれている共同生活住居の数	小計	不明				
1: 介護サービス包括型(地域移行支援型を除く)	1,110	2,841	0	1,709	455	524	0	2,688	153	4,870	3,255	1,154	4,409	461	201	18,853	973	276
2: 日中サービス支援型	33	79	12	31	9	0	0	52	27	154	65	53	118	36	6	322	2	4
3: 外部サービス利用型(地域移行支援型を除く)	220	408	0	189	80	49	38	356	52	735	398	204	602	133	21	2,461	132	12
4: 地域移行支援型(介護サービス包括型)	21	44	0	19	16	3	0	38	6	89	45	11	56	33	6	217	15	1
5: 地域移行支援型(外部サービス利用型)	38	181	0	24	16	92	43	175	6	120	70	23	93	27	1	579	12	9
不明	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0
6:合計	1,422	3,553	12	1,972	576	668	81	3,309	244	5,996	3,833	1,445	5,278	718	235	22,432	1,134	302

図表1-6-2.事業指定数、共同生活住居数、サテライト数、入居定員の合計(不明を除く%) (横計=100)

指定事業の種類	事業指定のあった法人(不明を除く)1つあたりの指定事業数	①事業指定の合計数	<入居者:世話人>の比率毎の事業指定の数							不明	⑦共同生活住居の合計数				⑩共同生活住居の合計数を100とした場合に、それに対するサテライト住居の数	⑪入居定員の合計数	⑫体験入居(空室利用)に利用する居室の数	⑬短期入所事業(空室利用)に利用する居室の数
			<入居者:世話人>の比率について回答のあった指定事業								ユニットの有無について回答のあった共同生活住居							
			②3:1	③4:1	④5:1	⑤6:1	⑥10:1	小計	合計数		⑧数のユニットに分かれていない共同生活住居の数	⑨複数のユニットに分かれている共同生活住居の数	小計	不明				
1: 介護サービス包括型(地域移行支援型を除く)	2.6	—	0.0	63.6	16.9	19.5	0.0	100.0	—	—	73.8	26.2	100.0	—	4.1	100.0	5.2	1.5
2: 日中サービス支援型	2.4	—	23.1	59.6	17.3	0.0	0.0	100.0	—	—	55.1	44.9	100.0	—	3.9	100.0	0.6	1.2
3: 外部サービス利用型(地域移行支援型を除く)	1.9	—	0.0	53.1	22.5	13.8	10.7	100.0	—	—	66.1	33.9	100.0	—	2.9	100.0	5.4	0.5
4: 地域移行支援型(介護サービス包括型)	2.1	—	0.0	50.0	42.1	7.9	0.0	100.0	—	—	80.4	19.6	100.0	—	6.7	100.0	6.9	0.5
5: 地域移行支援型(外部サービス利用型)	4.8	—	0.0	13.7	9.1	52.6	24.6	100.0	—	—	75.3	24.7	100.0	—	0.8	100.0	2.1	1.6
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6:合計	2.5	—	0.4	59.6	17.4	20.2	2.4	100.0	—	—	72.6	27.4	100.0	—	3.9	100.0	5.1	1.3

図表1-6-3.事業指定数、共同生活住居数、サテライト数、入居定員の合計(不明を除く%) (横計=100)

指定事業の種類	①事業指定の合計数	<入居者:世話人>の比率毎の事業指定の数							不明	⑦共同生活住居の合計数				⑩サテライト住居の数(⑦には含まれません)	⑪入居定員の合計数	⑫体験入居(空室利用)に利用する居室の数	⑬短期入所事業(空室利用)に利用する居室の数
		<入居者:世話人>の比率について回答のあった指定事業								ユニットの有無について回答のあった共同生活住居							
		②3:1	③4:1	④5:1	⑤6:1	⑥10:1	小計	合計数		⑧数のユニットに分かれていない共同生活住居の数	⑨複数のユニットに分かれている共同生活住居の数	小計	不明				
1: 介護サービス包括型(地域移行支援型を除く)	80.0	0.0	86.7	79.0	78.4	0.0	81.2	62.7	81.2	84.9	79.9	83.5	—	85.5	84.0	85.8	91.4
2: 日中サービス支援型	2.2	100.0	1.6	1.6	0.0	0.0	1.6	11.1	2.6	1.7	3.7	2.2	—	2.6	1.4	0.2	1.3
3: 外部サービス利用型(地域移行支援型を除く)	11.5	0.0	9.6	13.9	7.3	46.9	10.8	21.3	12.3	10.4	14.1	11.4	—	8.9	11.0	11.6	4.0
4: 地域移行支援型(介護サービス包括型)	1.2	0.0	1.0	2.8	0.4	0.0	1.1	2.5	1.5	1.2	0.8	1.1	—	2.6	1.0	1.3	0.3
5: 地域移行支援型(外部サービス利用型)	5.1	0.0	1.2	2.8	13.8	53.1	5.3	2.5	2.0	1.8	1.6	1.8	—	0.4	2.6	1.1	3.0
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6:合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0

(7) 指定事業毎にみた収支状況

指定事業毎にみた2017年度の収支をみてみよう。ここでは、GH以外の事業収入や、法人からの繰り入れ金等を除いた収入で運営した場合の収支について尋ねた。

訓練等給付費（利用者負担金を含む）と利用料だけが収入だと想定した場合の収支【A】は、2,354指定事業のうち、「赤字」29.8%、「均衡」26.2%、「黒字」23.2%であった（無回答を含む%、以下同）。

介護サービス包括型では「赤字」29.4%、「均衡」・「黒字」49.5%、外部サービス利用型では「赤字」32.0%、「均衡」・「黒字」49.0%となっている。

入居定員による差をみると、4人の32.1%、同5人の24.1%、同6～10人の30.5%、同11～50人の33.0%、同51～100人の33.3%、101人以上の20.0%が「赤字」と回答している。

平均障害支援区分による差をみると、平均障害支援区分2未満の32.9%、同2～6未満の29.1%、入居者は全て区分6の37.5%が「赤字」と回答している。

【A】に自治体独自補助金等を加えた場合は、9.8%（無回答を含む%）が「赤字」と回答している。

図表1-7-1. 指定事業毎の収支の状況

	合計	1-7-No. 1④訓練等給付費（利用者負担金を含む）と利用料だけが収入だと想定した場合の収支【A】					1-7-No. 1④訓練等給付費（利用者負担金を含む）と利用料だけが収入だと想定した場合の収支【A】					1-7-No. 1④訓練等給付費（利用者負担金を含む）と利用料だけが収入だと想定した場合の収支【A】				
		(事業指定数：実数)					(%)					(無回答を除く%)				
		赤字	均衡	黒字	わからない	無回答	赤字	均衡	黒字	わからない	無回答	赤字	均衡	黒字	わからない	
全体	2354	701	616	546	320	171	29.8	26.2	23.2	13.6	7.3	32.1	28.2	25.0	14.7	
1-7-No. 1①事業の種類																
介護サービス包括型	1932	568	498	457	272	137	29.4	25.8	23.7	14.1	7.1	31.6	27.7	25.5	15.2	
外部サービス利用型	388	124	112	78	44	30	32.0	28.9	20.1	11.3	7.7	34.6	31.3	21.8	12.3	
1-7-No. 1②入居定員																
1人	2	1	1	0	0	0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	
2人	36	5	8	0	22	1	13.9	22.2	0.0	61.1	2.8	14.3	22.9	0.0	62.9	
3人	61	14	15	13	18	1	23.0	24.6	21.3	29.5	1.6	23.3	25.0	21.7	30.0	
4人	340	109	102	47	40	42	32.1	30.0	13.8	11.8	12.4	36.6	34.2	15.8	13.4	
5人	249	60	77	48	44	20	24.1	30.9	19.3	17.7	8.0	26.2	33.6	21.0	19.2	
6人～10人	591	180	155	136	77	43	30.5	26.2	23.0	13.0	7.3	32.8	28.3	24.8	14.1	
11～50人	534	176	133	136	66	23	33.0	24.9	25.5	12.4	4.3	34.4	26.0	26.6	12.9	
51～100人	36	12	10	6	5	3	33.3	27.8	16.7	13.9	8.3	36.4	30.3	18.2	15.2	
101人以上	5	1	2	2	0	0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	
1-7-No. 1③平均障害支援区分																
平均区分2未満	328	108	111	59	28	22	32.9	33.8	18.0	8.5	6.7	35.3	36.3	19.3	9.2	
平均区分2～4未満	1170	340	309	288	155	78	29.1	26.4	24.6	13.2	6.7	31.1	28.3	26.4	14.2	
平均区分4～6未満	671	200	165	163	100	43	29.8	24.6	24.3	14.9	6.4	31.8	26.3	26.0	15.9	
入居者は全て区分6	88	33	14	16	22	3	37.5	15.9	18.2	25.0	3.4	38.8	16.5	18.8	25.9	
わからない	42	13	7	11	11	0	31.0	16.7	26.2	26.2	0.0	31.0	16.7	26.2	26.2	

図表1-7-2. 指定事業毎の収支の状況と自治体補助

	合計	1-7-No. 1⑤【A】に自治体独自の補助金等を加えた場合の収支					1-7-No. 1⑤【A】に自治体独自の補助金等を加えた場合の収支					1-7-No. 1⑤【A】に自治体独自の補助金等を加えた場合の収支				
		(事業指定数：実数)					(%)					(無回答を除く%)				
		赤字	均衡	黒字	わからない	無回答	赤字	均衡	黒字	わからない	無回答	赤字	均衡	黒字	わからない	
全体	2354	231	321	334	231	1237	9.8	13.6	14.2	9.8	52.5	20.7	28.7	29.9	20.7	
1-7-No. 1①事業の種類																
介護サービス包括型	1932	188	277	283	191	993	9.7	14.3	14.6	9.9	51.4	20.0	29.5	30.1	20.3	
外部サービス利用型	388	42	40	44	36	226	10.8	10.3	11.3	9.3	58.2	25.9	24.7	27.2	22.2	
1-7-No. 1②入居定員																
1人	2	1	0	1	0	0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	
2人	36	2	7	1	2	24	5.6	19.4	2.8	5.6	66.7	16.7	58.3	8.3	16.7	
3人	61	3	7	8	1	42	4.9	11.5	13.1	1.6	68.9	15.8	36.8	42.1	5.3	
4人	340	29	57	39	15	200	8.5	16.8	11.5	4.4	58.8	20.7	40.7	27.9	10.7	
5人	249	22	47	24	23	133	8.8	18.9	9.6	9.2	53.4	19.0	40.5	20.7	19.8	
6人～10人	591	73	64	90	61	303	12.4	10.8	15.2	10.3	51.3	25.3	22.2	31.3	21.2	
11～50人	534	56	59	83	63	273	10.5	11.0	15.5	11.8	51.1	21.5	22.6	31.8	24.1	
51～100人	36	4	2	3	4	23	11.1	5.6	8.3	11.1	63.9	30.8	15.4	23.1	30.8	
101人以上	5	0	0	2	1	2	0.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	66.7	33.3	
1-7-No. 1③平均障害支援区分																
平均区分2未満	328	34	31	34	26	203	10.4	9.5	10.4	7.9	61.9	27.2	24.8	27.2	20.8	
平均区分2～4未満	1170	107	175	164	109	615	9.1	15.0	14.0	9.3	52.6	19.3	31.5	29.5	19.6	
平均区分4～6未満	671	73	95	109	73	321	10.9	14.2	16.2	10.9	47.8	20.9	27.1	31.1	20.9	
入居者は全て区分6	88	14	11	14	13	36	15.9	12.5	15.9	14.8	40.9	26.9	21.2	26.9	25.0	
わからない	42	3	1	6	7	25	7.1	2.4	14.3	16.7	59.5	17.6	5.9	35.3	41.2	

(8) 定員別共同生活住居数

共同生活住居を定員別にみてみよう。

比較のために、表中の右に「社会福祉施設等調査(H29)」の共同生活住居別の定員を掲載した。同調査では、11人以上は10人毎の階級値となっているため、11人以上の定員分布がわからない。よって、本調査では、30人定員まで1人ずつ定員の違いが分かるように設問を設定した。

不明を除く5,595の共同生活住居で、最も多いのが「4人定員」23.4%、次いで「5人定員」17.4%、以下「6人定員」14.7%、「7人定員」11.1%等となっている。

累積でみると、「5人定員」以下で計52.9%、「10人定員」以下までで88.8%であった。

11～20人定員をみると、分布はばらついているが、「20人定員」が最も多く2.0%、以下「14人定員」1.7%、「12人定員」1.6%等となっている。

21～30人定員をみると、こちらも分布はばらついているが、24～27人定員がそれぞれ0.3～0.6%となっている。

次いで、「各定員×共同生活住居数」で算出した合計定員の共同生活住居の定員別の分布をみてみよう。

「10人定員」以下の共同生活住居に含まれるのが70.6%、11～20人定員が21.2%、21～30人定員が8.2%となる。累積でみると、「4人定員」以下で18.5%、「5人定員」以下で31.6%、「6人定員」以下で44.9%、「7人定員」以下で56.5%等となっている。「6人定員」以下の規模の共同生活住居に含まれる定員では、合計定員の5割に満たない。

ここで、規模に関する報酬の減算を確認しておく。

入居定員が8名以上の場合、介護サービス包括型は95/100、外部サービス利用型は90/100。

入居定員が21名以上の場合、介護サービス包括型は93/100、外部サービス利用型は87/100、日中サービス支援型は93/100。

一体的な運営が行われている共同生活住居¹の定員の合計数が21人以上の場合は、介護サービス包括型と日中サービス支援型は95/100。

等となっている。

図表1-8.定員別共同生活住居数(不明を除く)

共同生活住居の定員	共同生活住居の数			定員合計			参考)社会福祉施設等調査H29		
	実数	(%)	(累積%)	実数	(%)	(累積%)	定員別箇所数	(%)	(累積%)
2人定員	351	6.3	6.3	702	1.9	1.9	1,403	8.0	8.0
3人定員	327	5.8	12.1	981	2.6	4.5	1,289	7.3	15.3
4人定員	1,308	23.4	35.5	5,232	14.0	18.5	4,058	23.1	38.5
5人定員	973	17.4	52.9	4,865	13.0	31.6	3,415	19.5	58.0
6人定員	825	14.7	67.6	4,950	13.3	44.9	2,826	16.1	74.1
7人定員	619	11.1	78.7	4,333	11.6	56.5	1,968	11.2	85.3
8人定員	155	2.8	81.5	1,240	3.3	59.8	452	2.6	87.9
9人定員	125	2.2	83.7	1,125	3.0	62.8	381	2.2	90.0
10人定員	288	5.1	88.8	2,880	7.7	70.6	1,067	6.1	96.1
11人定員	25	0.4	89.3	275	0.7	71.3			
12人定員	89	1.6	90.9	1,068	2.9	74.2			
13人定員	31	0.6	91.4	403	1.1	75.2			
14人定員	95	1.7	93.1	1,330	3.6	78.8			
15人定員	29	0.5	93.7	435	1.2	80.0	615	3.5	99.6
16人定員	22	0.4	94.0	352	0.9	80.9			
17人定員	16	0.3	94.3	272	0.7	81.6			
18人定員	45	0.8	95.1	810	2.2	83.8			
19人定員	41	0.7	95.9	779	2.1	85.9			
20人定員	110	2.0	97.8	2,200	5.9	91.8			
21人定員	1	0.0	97.9	21	0.1	91.9			
22人定員	8	0.1	98.0	176	0.5	92.3			
23人定員	5	0.1	98.1	115	0.3	92.6			
24人定員	34	0.6	98.7	816	2.2	94.8			
25人定員	14	0.3	98.9	350	0.9	95.8			
26人定員	31	0.6	99.5	806	2.2	97.9	66	0.4	100.0
27人定員	20	0.4	99.9	540	1.4	99.4			
28人定員	2	0.0	99.9	56	0.2	99.5			
29人定員	6	0.1	100.0	174	0.5	100.0			
30人定員	0	0.0	100.0	0	0.0	100.0			
計	5,595	100.0	—	37,286	100.0	—	17,540	100.0	—

¹ 同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいう。

(9) GH 以外の運営事業

GH を運営している法人が、GH 以外に運営している事業をみてみよう。

障害福祉サービス等のうち、最も多いのが「就労継続支援（B型）」を運営している法人が（無回答を含む）49.7%、「生活介護」が同 44.8%、「特定相談支援」が同 34.9%、「短期入所」が同 33.9%等となっている。「居宅介護」事業を運営している法人は同 14.9%、「重度訪問介護」は同 10.1%であった。

児童福祉に関する社会福祉事業のうち、最も多いのが「放課後等デイサービス」同 15.2%、「障害児相談支援事業」同 12.3%等となっている。

図表1-9.グループホーム以外の運営事業とグループホームの連携事業

	(実数)					全法人に占める割合(%) (N=1,497)					
	1-9-1① 共同生 活援助 (グルー プホー ム以外 の事業 の実施	1-9-2② 共同生 活援助 (グルー プホー ム以外 の事業 の予定	1-9-3③ 共同生 活援助 (グルー プホー ム以外 の事業 の連携	1-9-4④ 別法人 のGHの 連携事 業	1-9-5⑤ GHの連 携事業 が別法 人の事 業である 場合の 事業	1-9-1① 共同生 活援助 (グルー プホー ム以外 の事業 の実施	1-9-2② 共同生 活援助 (グルー プホー ム以外 の事業 の予定	1-9-3③ 共同生 活援助 (グルー プホー ム以外 の事業 の連携	1-9-4④ 別法人 のGHの 連携事 業	1-9-5⑤ GHの連 携事業 が別法 人の事 業である 場合の 事業	
全体	1497	1497	1497	1497	1497	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
障害福祉サービス等	1: 居宅介護	223	3	40	5	17	14.9	0.2	2.7	0.3	1.1
	2: 重度訪問介護	151	1	20	1	9	10.1	0.1	1.3	0.1	0.6
	3: 同行援護	80	3	9	0	2	5.3	0.2	0.6	0.0	0.1
	4: 行動援護	119	4	21	3	7	7.9	0.3	1.4	0.2	0.5
	5: 療養介護	7	0	1	0	2	0.5	0.0	0.1	0.0	0.1
	6: 生活介護	671	24	123	6	14	44.8	1.6	8.2	0.4	0.9
	7: 短期入所	507	22	62	2	3	33.9	1.5	4.1	0.1	0.2
	8: 重度障害者等包括支援	8	1	3	0	0	0.5	0.1	0.2	0.0	0.0
	9: 施設入所支援	320	0	32	0	1	21.4	0.0	2.1	0.0	0.1
	10: 自立訓練(機能訓練)	19	1	3	0	0	1.3	0.1	0.2	0.0	0.0
	11: 自立訓練(生活訓練)	115	4	16	0	2	7.7	0.3	1.1	0.0	0.1
	12: 宿泊型自立訓練	31	1	6	0	0	2.1	0.1	0.4	0.0	0.0
	13: 就労移行支援	249	1	26	3	4	16.6	0.1	1.7	0.2	0.3
	14: 就労継続支援(A型)	88	2	20	2	5	5.9	0.1	1.3	0.1	0.3
	15: 就労継続支援(B型)	744	16	142	11	19	49.7	1.1	9.5	0.7	1.3
	16: 就労定着支援	53	26	5	0	4	3.5	1.7	0.3	0.0	0.3
	17: 自立生活援助	27	19	6	0	3	1.8	1.3	0.4	0.0	0.2
	18: 一般相談支援事業	341	5	39	5	8	22.8	0.3	2.6	0.3	0.5
	19: 特定相談支援事業	523	11	62	5	7	34.9	0.7	4.1	0.3	0.5
	20: 移動支援事業	172	3	38	6	14	11.5	0.2	2.5	0.4	0.9
	21: 地域活動支援センター	179	1	32	2	5	12.0	0.1	2.1	0.1	0.3
	22: 福祉ホーム	13	1	3	0	0	0.9	0.1	0.2	0.0	0.0
	23: 日中一時支援事業	365	3	33	2	2	24.4	0.2	2.2	0.1	0.1
	24: 障害福祉サービス等(その他)	29	1	3	0	0	1.9	0.1	0.2	0.0	0.0
児童福祉に関する社会福祉事業	25: 福祉型障害児入所施設	39	0	2	0	0	2.6	0.0	0.1	0.0	0.0
	26: 医療型障害児入所施設	9	0	0	0	0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	27: 児童発達支援	116	2	8	0	0	7.7	0.1	0.5	0.0	0.0
	28: 医療型児童発達支援	3	3	0	0	1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1
	29: 放課後等デイサービス	227	5	12	0	1	15.2	0.3	0.8	0.0	0.1
	30: 保育所等訪問支援	47	1	3	0	1	3.1	0.1	0.2	0.0	0.1
	31: 児童養護施設	13	0	0	0	0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	32: 児童自立支援施設	1	0	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	33: 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	2	0	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	34: 障害児相談支援事業	184	1	7	0	3	12.3	0.1	0.5	0.0	0.2
	35: 児童福祉に関する社会福祉事業(その他)	21	0	1	0	0	1.4	0.0	0.1	0.0	0.0
生活保護法に基づく事業	36: 救護施設	12	0	2	0	0	0.8	0.0	0.1	0.0	0.0
	37: 更生施設	0	0	1	0	0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
	38: 医療保護施設	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	39: 授産施設	0	0	1	0	1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
	40: 宿所提供施設	2	0	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
介護保険・高齢者事業	41: 訪問系事業	69	5	7	0	2	4.6	0.3	0.5	0.0	0.1
	42: 通所系事業	87	4	4	0	0	5.8	0.3	0.3	0.0	0.0
	43: 入居・入所系事業	86	4	6	0	0	5.7	0.3	0.4	0.0	0.0
	44: 高齢者・介護保険事業(その他)	29	1	3	0	0	1.9	0.1	0.2	0.0	0.0
	45: 母子父子福祉施設	3	0	0	0	0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	46: 婦人保護施設	1	0	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	47: 更生保護施設	1	0	1	0	0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
	48: 自立準備ホーム(単独)	5	0	3	0	0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0
	49: 自立準備ホーム(GHCH空室利用)	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50: 病院	42	1	26	4	7	2.8	0.1	1.7	0.3	0.5
医療系事業	51: 診療所	31	1	8	0	6	2.1	0.1	0.5	0.0	0.4
	52: 訪問看護ステーション	36	2	17	3	7	2.4	0.1	1.1	0.2	0.5
	53: 医療系事業(その他)	4	0	0	1	0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0
	54: 上記以外の事業(営利事業含む)	40	0	3	1	2	2.7	0.0	0.2	0.1	0.1
なし・無回答	343	1357	1228	1473	1449	22.9	90.6	82.0	98.4	96.8	

(10) 短期入所事業の定員

先にみた、GH 以外の運営事業の短期入所事業は、法人として短期入所事業を運営している法人数を示しており、本体事業が何であるかは問うていない。

ここでは、短期入所事業の本体事業が GH である場合か、または「3：単独型」については事業指定は単独型であるが、実際は GH に併設されている場合、または同一敷地内に設置されている場合に、その定員について回答を求めた。

法人数でみると、該当する短期入所事業のある法人は 338 法人で、全法人（1497 法人）の 22.6%であった。該当する 338 法人を 100 とすると、複数回答で「GH 併設」が 45.6%、「空床利用型」が 25.1%、「単独型」が 33.7%となる。

定員をみると、該当する 338 法人で合計定員は 2,247 人であった。該当法人 338 法人で平均定員（1 法人あたり）算出すると、全体で 6.6 人、「GH 併設」で 5.0 人、「空床利用型」で 7.8 人、「単独型」で 7.1 人となった。

図表1-10-1.GHを本体施設とするか又は事実上併設している短期入所事業のある法人数

短期入所事業の種類	本体施設又は事実上の併設							
	法人数				(%)(N=338)			
	合計	MA			合計	MA		
		①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型		①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型
1.GH併設	154	133	7	18	45.6	39.3	2.1	5.3
MA 2.空床利用型	85	81	—	2	25.1	24.0	—	0.6
3.単独型	114	84	14	22	33.7	24.9	4.1	6.5
合計(N=338)	338	282	21	42	100.0	83.4	6.2	12.4

図表1-10-2.GHを本体施設とするか又は事実上併設している短期入所事業の定員

短期入所事業の種類	本体施設又は事実上の併設							
	定員の総数				(%)(N=2,247)			
	合計	①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型	合計	①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型
		①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型		①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型
1.GH併設	767	635	31	101	34.1	28.3	1.4	4.5
2.空床利用型	665	641	—	24	29.6	28.5	—	1.1
3.単独型	815	484	81	250	36.3	21.5	3.6	11.1
合計(N=2,247)	2,247	1,760	112	375	100.0	78.3	5.0	16.7

図表1-10-3.GHを本体施設とするか
又は事実上併設している短期入所事業の平均定員(人)

短期入所事業の種類	1法人あたり平均定員			
	合計	①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型
		①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型
1.GH併設	5.0	4.8	4.4	5.6
SA 2.空床利用型	7.8	7.9	—	12.0
3.単独型	7.1	5.8	5.8	11.4
合計	6.6	6.2	5.3	8.9

(11) GH の支援スタッフ

GH の支援スタッフとして、管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員（以上は専任、兼務別）、左記を除く看護職員、夜間支援従事者、その他の人数と各種属性、資格取得状況等を尋ねた。

表の注記を述べておきたい。

①男女計を各職名ごとの人数として算出した。

②夜間支援従事者は男女計で 2,476 人、「13:夜間支援従事者」計で 2,029 人と数値が異なっている為、縦計から除外した。夜間支援従事者については、その属性の構成比を参考数値としてみてほしい。

③兼務については重複除外ができなかったため縦計は重複加算せざるを得なかった。

以上の点で不正確であることをお詫びしたい。

以上を踏まえた上で、GH の支援スタッフの総数は 17,628 人であった（夜間支援従事者を除く）。

内訳は、管理者計 1,574 人（専任 12.5%）、サービス管理責任者計 1,908 人（専任 25.0%）、世話人計 8,856 人（専任 53.6%）、生活支援員計 5,707 人（専任 40.2%）、左記を除く看護職員 215 人、夜間支援従事者 2,476 人、その他 168 人であった。専任が 5 割を超えるのは、世話人のみであることがわかる。

非常勤・非正規の比率をみると、生活支援員（兼務）の常勤以外で、非常勤・非正規が常勤・正規を超えている。

男女比をみると、管理者は男性が約 6 割、女性が約 4 割、サービス管理責任者は男性、女性がほぼ同比率、世話人・生活支援員では女性が約 6～8 割となっている。

夜間支援従事者をみると、夜間支援従事者専任であるのは 2,029 人中 3 人とごくわずかとなっており、ほとんどの夜間支援従事者が GH の他の職種（職名）の兼務である。2,029 人中、世話人（兼務）が 514 人、世話人（専任）が 508 人、生活支援員（兼務）が 490 人、生活支援員（専任）が 299 人、サービス管理責任者（兼務）が 103 人等となっている。職名（職種）からみると、世話人・生活支援員のおよそ 10～15%が夜間支援員を兼務していることがわかる。

医療関係等資格のうち、看護師についてみると、368 人のうち GH の他の職種（職名）を兼務せず看護職員として従事しているのは 153 人 41.6%であり、その他 9 人を除く 56.0%が GH の他の職種（職名）との兼務となっている。

社会福祉資格等の取得状況をみると、全職名で最も多いのが介護福祉士とホームヘルパー2級で約 16%、社会福祉士が約 6%となっている。世話人・生活支援員についてみると、介護福祉士とホームヘルパー2級の取得状況がいずれもおおよそ 10～20%程度となっている一方で、初任者研修・実務者研修の修了者はいずれも 1～6%程度である。行動援護従事者養成研修修了者は全職名の 2.8%であった。強度行動障害者支援者養成研修基礎研修修了者は全職名で 6.2%、実践研修修了者は同 4.2%であったが、サービス管理責任者では 10～15%程度が修了していることがわかる。

喀痰吸引等研修の第一号または第二号研修修了者は全職名で 0.4%、第三号研修修了者は同 1.0%となっている。喀痰吸引等研修修了者の重複を考慮せず単純に合計すると 267 人である一方で、保健師・看護師・准看護師の合計は 546 人となっている。

全職名の約 3 割が、社会福祉資格等から喀痰吸引等研修までのいずれもの資格も有していない。

全職名の 12.1%が「65～70 歳未満の者」、6.6%が「70 歳以上の者」であった。

図表1-11-1.GHスタッフの職種と資格取得(人数)

(単位:人)

1-11 各人数についての合計数値データ (全不明39法人を除く)	1: 各職名 ごとの人数	性別		常勤・非常勤の別		契約				11: 無給(ポ ランティ ア)	12: 住み込 み	13: 夜間支 援従事 者	医療関係等資格					
		2: 男性	3: 女性	4: 常勤	5: 非常勤	6: 正規 職員	7: 非正規 (期間付 き雇用 ・嘱託・ア ルバイト ・パート タイム) 職員で⑥ 以外	8: 非正規 (アルバイト で)学生(大 学・短大・ 専門学校 等)	9: 業務委 託請負 労働(雇 用契約 ではない)				10: 派遣 労働	14: 保健師	15: 看護師	16: 准看護師	17: 管理栄養 士	18: 栄養士
1 管理者(専任)	197	121	76	160	13	150	17	0	1	0	1	3	7	0	4	2	0	1
2 管理者(兼務)	1,377	847	530	1,190	57	1,148	56	1	6	0	6	7	77	5	31	10	2	3
3 サービス管理責任者(専任)	477	231	246	365	51	359	35	1	3	0	0	2	25	1	10	1	1	4
4 サービス管理責任者(兼務)	1,431	694	737	1,194	127	1,161	81	1	5	0	2	9	103	2	24	15	1	12
5 世話人(専任)	4,747	994	3,753	1,393	3,044	942	3,017	92	290	21	3	36	508	3	29	29	3	31
6 世話人(兼務)	3,309	1,062	2,247	1,350	1,682	1,270	1,564	56	113	7	2	17	514	3	48	21	5	15
7 生活支援員(専任)	2,294	809	1,485	902	1,173	786	1,164	68	34	11	0	5	299	1	26	20	1	11
8 生活支援員(兼務)	3,413	1,306	2,107	1,518	1,466	1,411	1,469	67	56	6	2	10	490	5	34	17	4	12
9 看護職員(1~8を除く)	215	39	176	74	113	87	99	7	4	0	0	4	8	153	35	0	4	4
10 夜間支援従事者	2,476	1,228	1,248	660	1,383	637	1,275	84	87	20	3	8	3	3	35	19	0	4
11 その他	168	58	110	56	82	58	69	10	5	1	14	0	2	0	9	0	5	4
計(夜間支援従事者を除く)	17,628	6,161	11,467	8,202	7,808	7,372	7,571	303	517	46	30	89	2,029	28	368	150	22	97

注) ①男女計を各職名ごとの人数として算出した。
 ②夜間支援従事者は男女計で2,476人、「13:夜間支援従事者」計で2,029人と数値が異なっている為、統計から除外した。夜間支援従事者については、その属性の構成比を参考数値としてみてほしい。
 ③兼務については重複除外ができなかったため統計は重複加算せざるを得なかった。
 以上の点でこの表と公表は不正確であることをお詫言したい。

支援者の職名	社会福祉資格等					介護職員研修		26: 行動援護 従事者 養成 研修 終了	強度行動障害 支援者養成研修		喀痰吸引等研修			32: 18~30の 資格を全 く有しな い者	その他			
	19: 介護福祉士	20: 社会福祉 士	21: 精神保健 福祉士	22: ホームヘル パー2級	23: ホームヘル パー1級	24: 初任者研 修終了	25: 実務者研 修終了		27: 基礎研修	28: 実践研修	29: 第一号ま たは第二 号	30: 第三号	31: 経過措置 で実施(未 受講)		33: 65~70歳 未満の者	34: 70歳以上 の者	35: 外国人労働 者(特別 永住者を 除く)	
1 管理者(専任)	32	21	18	30	4	16	11	8	21	19	1	5	0	47	20	13	0	0
2 管理者(兼務)	264	190	146	177	11	83	66	56	98	72	5	16	1	289	119	75	0	0
3 サービス管理責任者(専任)	168	80	43	70	9	54	36	22	66	51	2	4	0	65	29	11	0	0
4 サービス管理責任者(兼務)	440	225	182	236	16	111	86	70	219	182	13	22	4	171	90	35	0	0
5 世話人(専任)	416	89	79	742	31	178	48	43	72	33	9	14	3	1,726	872	538	1	0
6 世話人(兼務)	474	132	161	588	33	150	62	90	143	96	5	30	5	890	407	202	1	0
7 生活支援員(専任)	372	95	46	383	14	126	40	90	173	94	6	35	0	653	243	120	5	0
8 生活支援員(兼務)	678	177	91	614	37	177	70	110	291	190	19	53	12	853	320	146	0	0
9 看護職員(1~8を除く)	9	1	2	7	0	6	1	0	1	1	3	0	0	63	30	15	0	0
10 夜間支援従事者	337	69	41	350	13	112	39	48	92	51	11	31	2	722	267	155	0	0
11 その他	14	6	2	4	1	2	1	3	7	3	0	0	0	68	10	6	0	0
計(夜間支援従事者を除く)	2,867	1,016	770	2,851	156	903	421	492	1,091	741	63	179	25	4,825	2,140	1,161	7	0

図表1-11-2.GHスタッフの職種と資格取得(%)(各職名ごとの人数=100)

(単位:%)

1-11 各人数についての合計数値データ (全不明39法人を除く)	1: 各職名 ごとの人数	性別		常勤・非常勤の別		契約				11: 無給(ポ ランティ ア)	12: 住み込 み	13: 夜間支 援従事 者	医療関係等資格					
		2: 男性	3: 女性	4: 常勤	5: 非常勤	6: 正規 職員	7: 非正規 (期間付 き雇用 ・嘱託・ア ルバイト ・パート タイム) 職員で⑥ 以外	8: 非正規 (アルバイト で)学生(大 学・短大・ 専門学校 等)	9: 業務委 託請負 労働(雇 用契約 ではない)				10: 派遣 労働	14: 保健師	15: 看護師	16: 准看護師	17: 管理栄養 士	18: 栄養士
1 管理者(専任)	100.0	61.4	38.6	81.2	6.6	76.1	8.6	0.0	0.5	0.0	0.5	1.5	3.6	0.0	2.0	1.0	0.0	0.5
2 管理者(兼務)	100.0	61.5	38.5	86.4	4.1	83.4	4.1	0.1	0.4	0.0	0.4	0.5	5.6	0.4	2.3	0.7	0.1	0.2
3 サービス管理責任者(専任)	100.0	48.4	51.6	76.5	10.7	75.3	7.3	0.2	0.6	0.0	0.0	0.4	5.2	0.2	2.1	0.2	0.2	0.8
4 サービス管理責任者(兼務)	100.0	48.5	51.5	83.4	8.9	81.1	5.7	0.1	0.3	0.0	0.1	0.6	7.2	0.1	1.7	1.0	0.1	0.8
5 世話人(専任)	100.0	20.9	79.1	29.3	64.1	19.8	63.6	1.9	6.1	0.4	0.1	0.8	10.7	0.1	0.6	0.6	0.1	0.7
6 世話人(兼務)	100.0	32.1	67.9	40.8	50.8	38.4	47.3	1.7	3.4	0.2	0.1	0.5	15.5	0.1	1.5	0.6	0.2	0.5
7 生活支援員(専任)	100.0	35.3	64.7	39.3	51.1	34.3	50.7	3.0	1.5	0.5	0.0	0.2	13.0	0.0	1.1	0.9	0.0	0.5
8 生活支援員(兼務)	100.0	38.3	61.7	44.5	43.0	41.3	43.0	2.0	1.6	0.2	0.1	0.3	14.4	0.1	1.0	0.5	0.1	0.4
9 看護職員(1~8を除く)	100.0	18.1	81.9	34.4	52.6	40.5	46.0	3.3	1.9	0.0	0.0	0.0	1.9	3.7	71.2	16.3	0.0	1.9
10 夜間支援従事者	100.0	49.6	50.4	26.7	55.9	25.7	51.5	3.4	3.5	0.8	0.1	0.3	0.1	0.1	1.4	0.8	0.0	0.2
11 その他	100.0	34.5	65.5	33.3	48.8	34.5	41.1	6.0	3.0	0.6	8.3	0.0	1.2	0.0	5.4	0.0	3.0	2.4
計(夜間支援従事者を除く)	100.0	35.0	65.0	46.5	44.3	41.8	42.9	1.7	2.9	0.3	0.2	0.5	11.5	0.2	2.1	0.9	0.1	0.6

支援者の職名	社会福祉資格等					介護職員研修		26: 行動援護 従事者 養成 研修 終了	強度行動障害 支援者養成研修		喀痰吸引等研修			32: 18~30の 資格を全 く有しな い者	その他			
	19: 介護福祉士	20: 社会福祉 士	21: 精神保健 福祉士	22: ホームヘル パー2級	23: ホームヘル パー1級	24: 初任者研 修終了	25: 実務者研 修終了		27: 基礎研修	28: 実践研修	29: 第一号ま たは第二 号	30: 第三号	31: 経過措置 で実施(未 受講)		33: 65~70歳 未満の者	34: 70歳以上 の者	35: 外国人労働 者(特別 永住者を 除く)	
1 管理者(専任)	16.2	10.7	9.1	15.2	2.0	8.1	5.6	4.1	10.7	9.6	0.5	2.5	0.0	23.9	10.2	6.6	0.0	0.0
2 管理者(兼務)	19.2	13.8	10.6	12.9	0.8	6.0	4.8	4.1	7.1	5.2	0.4	1.2	0.1	21.0	8.6	5.4	0.0	0.0
3 サービス管理責任者(専任)	35.2	16.8	9.0	14.7	1.9	11.3	7.5	4.6	13.8	10.7	0.4	0.8	0.0	13.6	6.1	2.3	0.0	0.0
4 サービス管理責任者(兼務)	30.7	15.7	12.7	16.5	1.1	7.8	6.0	4.9	15.3	12.7	0.9	1.5	0.3	11.9	6.3	2.4	0.0	0.0
5 世話人(専任)	8.8	1.9	1.7	15.6	0.7	3.7	1.0	0.9	1.5	0.7	0.2	0.3	0.1	36.4	18.4	11.3	0.0	0.0
6 世話人(兼務)	14.3	4.0	4.9	17.8	1.0	4.5	1.9	2.7	4.3	2.9	0.2	0.9	0.2	26.9	12.3	6.1	0.0	0.0
7 生活支援員(専任)	16.2	4.1	2.0	16.7	0.6	5.5	1.7	3.9	7.5	4.1	0.3	1.5	0.0	28.5	10.6	5.2	0.2	0.2
8 生活支援員(兼務)	19.9	5.2	2.7	18.0	1.1	5.2	2.1	3.2	8.5	5.6	0.6	1.6	0.4	25.0	9.4	4.3	0.0	0.0
9 看護職員(1~8を除く)	4.2	0.5	0.9	3.3	0.0	2.8	0.5	0.0	0.5	0.5	1.4	0.0	0.0	29.3	14.0	7.0	0.0	0.0
10 夜間支援従事者	13.6	2.8	1.7	14.1	0.5	4.5	1.6	1.9	3.7	2.1	0.4	1.3	0.1	29.2	10.8	6.3	0.0	0.0
11 その他	8.3	3.6	1.2	2.4	0.6	1.2	0.6	1.8	4.2	1.8	0.0	0.0	0.0	40.5	6.0	3.6	0.0	0.0
計(夜間支援従事者を除く)	16.3	5.8	4.4	16.2	0.9	5.1	2.4	2.8	6.2	4.2	0.4	1.0	0.1	27.4	12.1	6.6	0.0	0.0

(12) GH と地域住民の関わり

「地域住民の方（自治会・近隣等）が GH に関わられていますか。あてはまる全てに○をつけてください」（その他自由記述回答あり）という設問で、法人毎に回答を得た。

「特にない」（法人）が 40.4%（無回答を含む%）、「火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を地域（自治会や近隣）と連携して実施している」が 23.6%（同・MA）であった。

「その他」自由記述を次ページ以降に掲載しておく。

図表1-12-1.地域住民とGHの関わり（問「地域住民の方（自治会・近隣等）がGHに関わられていますか」）

	合計	1-12地域住民の方（自治会・近隣等）とGHに関わり															
		法人数								（%）（横計=100）							
		運営（協議会等）に、地域住民の方が参加している	火災や災害時の避難・対応に地域（自治会や近隣）と協定を結んでいる	火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を地域（自治会や近隣）と連携して実施している	GHと、地域住民の方や自治会と、イベントを共同開催している	GHを地域住民の方に見てもらったイベントを開催している	特にない	その他	無回答	運営（協議会等）に、地域住民の方が参加している	火災や災害時の避難・対応に地域（自治会や近隣）と協定を結んでいる	火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を地域（自治会や近隣）と連携して実施している	GHと、地域住民の方や自治会と、イベントを共同開催している	GHを地域住民の方に見てもらったイベントを開催している	特にない	その他	無回答
全体	1,497	157	159	354	138	176	605	261	102	10.5	10.6	23.6	9.2	11.8	40.4	17.4	6.8
1-2 法人種別																	
国	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体	4	0	0	2	0	0	2	1	0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0
社会福祉協議会	40	5	5	11	7	9	11	11	0	12.5	12.5	27.5	17.5	22.5	27.5	27.5	0.0
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	751	70	102	190	79	100	269	139	43	9.3	13.6	25.3	10.5	13.3	35.8	18.5	5.7
医療法人	86	6	5	10	7	10	49	12	3	7.0	5.8	11.6	8.1	11.6	57.0	14.0	3.5
社団・財団法人	44	8	6	8	2	8	21	6	1	18.2	13.6	18.2	4.5	18.2	47.7	13.6	2.3
協同組合	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
営利法人	101	5	6	24	4	3	57	13	6	5.0	5.9	23.8	4.0	3.0	56.4	12.9	5.9
特定非営利活動法人（NPO法人）	404	59	33	99	37	43	179	73	15	14.6	8.2	24.5	9.2	10.6	44.3	18.1	3.7
その他	29	3	1	6	1	3	14	5	3	10.3	3.4	20.7	3.4	10.3	48.3	17.2	10.3
入居者平均障害区分																	
0～1未満	171	17	12	23	18	22	88	29	1	9.9	7.0	13.5	10.5	12.9	51.5	17.0	0.6
1～2未満	168	15	9	30	10	13	80	33	10	8.9	5.4	17.9	6.0	7.7	47.6	19.6	6.0
2～3未満	387	48	52	109	43	47	148	57	23	12.4	13.4	28.2	11.1	12.1	38.2	14.7	5.9
3～4未満	351	35	42	94	29	38	143	71	15	10.0	12.0	26.8	8.3	10.8	40.7	20.2	4.3
4～5未満	239	27	30	66	26	32	84	48	12	11.3	12.6	27.6	10.9	13.4	35.1	20.1	5.0
5～6未満	113	11	10	24	6	19	44	17	9	9.7	8.8	21.2	5.3	16.8	38.9	15.0	8.0
6	22	3	2	6	4	4	10	5	0	13.6	9.1	27.3	18.2	18.2	45.5	22.7	0.0
1-5-3 GH入居者数（合計）①計																	
1～10人	692	73	68	157	41	71	304	114	37	10.5	9.8	22.7	5.9	10.3	43.9	16.5	5.3
11～20人	383	45	34	76	40	44	180	55	17	11.7	8.9	19.8	10.4	11.5	47.0	14.4	4.4
21～30人	161	17	21	44	16	22	55	30	9	10.6	13.0	27.3	9.9	13.7	34.2	18.6	5.6
31～40人	73	9	12	21	10	11	21	20	2	12.3	16.4	28.8	13.7	15.1	28.8	27.4	2.7
41～50人	40	2	5	11	6	6	13	11	3	5.0	12.5	27.5	15.0	15.0	32.5	27.5	7.5
51～60人	39	4	5	13	7	6	11	6	1	10.3	12.8	33.3	17.9	15.4	28.2	15.4	2.6
61～70人	17	1	3	4	2	3	3	9	0	5.9	17.6	23.5	11.8	17.6	17.6	52.9	0.0
71～80人	15	1	3	7	2	0	4	5	1	6.7	20.0	46.7	13.3	0.0	26.7	33.3	6.7
81～90人	12	0	2	6	5	3	3	2	0	0.0	16.7	50.0	41.7	25.0	25.0	16.7	0.0
91～100人	7	1	2	4	1	2	0	3	1	14.3	28.6	57.1	14.3	28.6	0.0	42.9	14.3
101人以上	17	4	3	9	7	8	5	5	0	23.5	17.6	52.9	41.2	47.1	29.4	29.4	0.0
指定事業の種類																	
介護サービス包括型(A)	1,080	117	119	283	107	132	419	207	53	10.8	11.0	26.2	9.9	12.2	38.8	19.2	4.9
日中サービス支援型(B)	29	3	3	6	3	2	19	2	2	10.3	10.3	20.7	10.3	6.9	65.5	6.9	6.9
外部サービス利用型(C)	196	21	15	29	12	21	102	31	4	10.7	7.7	14.8	6.1	10.7	52.0	15.8	2.0
地域移行支援型(介護サービス包括型)(D)	19	3	1	4	2	2	9	1	0	15.8	5.3	21.1	10.5	10.5	47.4	5.3	0.0
地域移行支援型(外部サービス利用型)(E)	36	1	7	10	7	5	13	5	1	2.8	19.4	27.8	19.4	13.9	36.1	13.9	2.8
A+B	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
A+C	23	1	4	4	0	4	12	3	1	4.3	17.4	17.4	0.0	17.4	52.2	13.0	4.3
A+D	2	2	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
A+E	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
B+C	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

【自由記述】地域住民の方との関わり

世話人の方が地域の方である。
 自治会の集会、イベントには参加している(参加可能な行事のみ)。
 地域の行事には積極的に参加している。
 理事に地域の方がおられるので、
 家族会に交流室を利用してもらう。運営委員に地域活動支援センター職員が参加。
 地域のイベントへの参加。自治会の勤労奉仕。
 町内会に参加、イベントにも参加
 自治会仕事や清掃に参加
 地域行事(自治会行事)に参加している。
 数年前に一度、自治会、民生委員との顔合わせをしたこと。GHには、障害者が住んでいることや、災害時に配慮してもらえる様に依頼した。
 毎年、地域の区長、民生委員を招き、懇談会を開催している。
 地域のイベントに参加している。住民の意見を聞く機会を設けている。
 町内清掃への参加、地域の夏祭りへの参加
 町内会への加入、町内行事への参加
 自治会に加入している。
 自治会の祭り等に参加させて頂いている
 草刈や山の手入れに参加
 (自治会に加入し、行事等に参加している。
 月1回なかよし食堂開催
 環境美化、清掃等に参加。焼肉会等に参加している。
 自治会のイベントの参加
 地区の行事に参加している
 自治会活動に参加(清掃、夏祭り)
 地域一斉清掃に参加(年2回)
 併設している自閉症啓発カフェに食事に来てくれる
 町内会の行事などに参加している。
 防災訓練等地域の行事に参加している。
 清掃に参加
 自治会に参加
 他の大きな施設の祭りに八百屋の模擬店を出している。店は当GHで行い、野菜は近隣の農家から寄付してもらって行っている。売り上げは半々。野菜の袋詰め等はGH、収穫は一緒に行う。
 災害の際の協力を依頼
 町内会のイベントに参加させて頂いている。
 地域の行事に積極的に参加している。近隣に消防署があり、災害時に避難場所に指定している。
 町内会の催し(公園での祭り、防災訓練等)に参加している。
 ・町内清掃行事に参加。・災害時の連絡(班長さん)・新規入居者、退居時のごあいさつ
 第三者委員による評価の実施、地域のお祭りへの参加
 地域の防災訓練に参加している。
 法人の夏祭りに地域住民にも案内。多くの参加者があり、理解を深めて頂きながら楽しいイベントとして定着している。
 地域行事への参加
 地域住民の方、自治会の方と一緒に資源ごみ回収に参加している。
 地域の方を雇用
 町会に入会している
 地域自治会主催の行事に参加させて頂いている。
 ・自治会主催の行事や清掃等に参加している。・近隣とは、随時、情報交換を行っている。
 地域の祭りに参加している
 法人の理事に地域の方が参加している
 自治会への加入
 自治会の会員として会費を納入している。総会出席。毎月の2回の回覧板も回って来る。利用者さんへ次へ回しに行く。又自治会の行事(納涼祭)や市のクリーンデイには利用者さんと早朝道(近隣の講師により茶道・華道を行っている)
 町内会に入会シティークリーニング、祭り等に参加
 地域の方と懇談会、地域の方による環境整備、GH発行の公報紙を地域の方へ回覧。
 自治会への加入はしている。
 GHに地域住民が使用できる交流室が併設されており、自治会主催のお祭り等で利用者さんと関わっている。
 ゴミステーションをグループホームの敷地内に設置
 地域清掃、イベントに参加している。
 草刈や、チラシ配布などをしている。
 回覧板をまわす
 地域が主催する防災訓練やイベントに参加
 町内会の行事に参加
 地域住民の方と自治会でのイベントに参加している
 町内会には入っている。(町内会、町内の大そうじ、祭、運動会の参加)
 ・地域のイベントに参加している。・日常的にあいさつをしている。
 地域清掃等に参加。
 世話人を地域住民(近隣)の方に依頼している。
 地域清掃活動、公園の除草等作業
 地域のお祭りや行事に参加している。
 現在③を計画中
 ・自治会に加入している。・防災訓練、お祭り、一斉清掃に参加している。
 自治会の行事・活動にGH利用者が参加している
 地域(町内会に入会している)と連携して清掃活動を行っている
 自治会活動への参加(清掃)
 夜間支援従事者として関わってくれている。
 町内会に入会しています。
 自治会でのゴミ当番などには参加。年に1回自治会の方と地域清掃
 地域の行事に積極的に参加している。
 地域の清そう活動に参加。
 環境整備に参加
 通所送迎車への乗降援助(毎回)、おみやげやプレゼント交換等。
 自治会主催の文化祭に出品している。
 公民館で行っているポッチャに参加している
 町内会役員をGHが担う。町内会行事へ参加
 町内会行事などには、GHが積極的に参加している
 地域の有識者に第三者委員をお願いしている。
 地域のイベントに参加。
 町内清掃
 地域の祭りに参加している。
 地域の清掃作業等には全員参加
 外出等にて近隣と関わりをもつようにしている。
 法人として、地域の祭りに参加している。
 地域のイベント、奉仕活動に参加している。
 地域消防団に災害時における協力を願っている。
 世話人、生活支援員として雇用している。
 町会に所属し、当番制で行う、掃除やチラシの回覧、募金の徴収等を行っている。防災訓練にも参加している。
 住宅、町内の清掃活動への積極的な参加

子供会・婦人会・老人クラブ等の団体と一緒に御所湖周辺の清掃活動や防災訓練に参加させてもらい、地域住民の方々と交流している。
GHが自治会に加入(2ヶ所)、要救助者として登録
花巻市の一斉掃除への参加、地区公民館旅行(日帰り)への参加、地区のラジオ体操への参加、本体施設のある地区の祭りのみこしパレード参加
地域の定期的な清掃活動に参加している。
自治会に参加し、役員を引き受けている。
地区の清掃等に参加している
自治会のイベントに参加している
町内会のゴミ置場の清掃、班長、清掃活動参加、近隣高齢者住居の除雪作業手伝い。
地域の行事に参加している。
近隣との関わりについては、地域清掃、自治会主催のイベントなどには、参加している。GH主催はない。
GHの入居者が1人1人ではなく、GHとして自治会に入る形で、地域のイベントに参加出来るよう案内していただいている
地域の行事やボランティア活動に出来るだけ参加している。
地域の活動にGHの利用者が参加することはあるが、地域住民の方がGHに関わる機会は特にはない。
地域の行事に参加している(共同ではない)
GHの本体である障害者支援施設では、3・5が該当する(GHは、本体施設の近隣にある)。
自治会のイベントに参加、地域住民がGHの花だんの手入れをしてくれる。
区長、民生委員、第三者委員を招いての茶和会を毎年開催。災害時等について、口頭で区長、民生委員をお願いしている。火災等について、近所複数名に対応をお願いあいさつをしている。
職員として採用している
地域住民の方や自治会で開催する花植え等の行事に参加し、GHを理解していただいている。
地域の清掃に参加
地域で行われている防災訓練に参加し、また祭りの準備・片付けを行っている。
地域の会合や行事には極力、入居者・職員ともに参加し、また避難訓練等の防災への取組には町内会長に参加してもらっている。
自治会に加入して地域のイベントに参加している
自治会に加入。市や自治会の行事に参加。
夏祭りでの盆踊り大会にGHより食べ物など売らせていただいている。
社会福祉協議会のボランティアに登録しており、町内のイベントの手伝いに参加している。
ボランティアとか地域イベントに参加
法人全体にて、地域交流のイベントを開催している。
地域のイベント(清掃活動等)に参加している。
自治会のイベント(祭りや地域清掃)に参加
家主や不動産店が民生委員等との交流をつなげてくれる共同住居が1つある。
町内会にGHとして加入、防災訓練やイベントに入居者とともに参加している。近隣に法人役員や元職員が居住、緊急対応を依頼している。
町内会に入会している
自治会に加入して、お祭りや運動会の行事に参加している。
町内のねぶた運行に参加している。
地域のイベントに案内が来て、利用者、関係職員一緒に参加するようにしている。(運動会・敬老会・地区のお祭り等)
自治会に全ての住居が加入し、町内会の組長を引き受けていた住居もある
地域のイベントや集落排水清掃等に積極的に参加している。
ひなまつり、花見
法人全体で夏祭りを開催し、地域の方に参加していただいている。
法人としては地域との火災、災害時の協定を結んでいる。
「子ども見守り110番」の旗を掲示、AEDを設置して周囲に周知している
地域のイベントや防災の取り組み、自治会役員に参加している。
町内会に参加している
当法人が経営しています、B型事業で作ったパンやクッキー、弁当、野菜、お米を年に2回の大イベント(4月、11月)、又月1~2回のミニイベントをグループホーム敷地内で開催し、地域住民と
自治会に参加し回覧板を回している
買い物や通院、通勤での見守りをいただいている
世話人が全員、近所の方です。町内会等に出席され、GHの説明等をしてきています。
地域の自治会や運動会に参加している
地域清掃参加
自治会活動への参加
地域の夏祭り、文化祭に参加している。
自治会の行事に参加、マンションの管理組合の会議に参加
地域の自治会に入会しています。自治会の清掃、お祭り、消防等について利用者さんと支援員と参加しています。
自治会の清掃活動に参加。
自治会員として会費を負担し、回覧板などはまわして情報共有させていただいたり、イベントへの参加の誘いもいただいている。
道路清掃などの作業に積極的に参加している
自治会主体の行事に参加している。
年1回の自治会主催の運動会に参加。
地域で行われる夏祭りや防災くんれんなどに参加している。
地区の除草作業と一緒にやっている。敬老会に参加している。
自治会への加入
法人でイベントをしている
地域の祭りに参加、自治会に加入(一部ホーム)
地域の活動に参加している。

(13) GH の支援スタッフの過不足の状況や不足の原因、対応²

a. 過不足の状況

サービス管理責任者、世話人、生活支援員、夜間支援員の 4 職種について、過不足状況を「大いに不足」「不足」「やや不足」「適当」「過剰」の 5 段階で尋ね（選択肢は他に「当該職種はいない」、SA）、前 3 回答の合計を「不足感あり」とする。

表は、次ページより、法人数（実数）、無回答を含む%（横計＝100）の順に掲載している。また、法人種別、所在地の都道府県別、入居者全平均障害支援区分別、入居者数別、指定事業の種別での集計を掲載した。

全体では、サービス管理責任者は「不足感あり」16.5%に対して「適当」「過剰」が 72.3%、世話人が「不足感あり」44.5%に対して「適当」「過剰」が 48.4%、生活支援員が「不足感あり」39.9%に対して「適当」「過剰」が 42.2%、夜間支援員が「不足感あり」36.7%に対して「適当」「過剰」が 29.7%となっている。世話人以降の職種について、約 4 割の GH 運営法人が「不足感あり」と回答している。

不足感が低い順から高い順に並べると、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員となり、夜間支援員では、「不足感あり」が「適当」「過剰」の合計を上回る。

² 公益財団法人会合労働安定センター『平成 28 年度「介護労働実態調査」』を主に参考にした。

図表1-13-1.GHの支援スタッフの職種別の過不足状況 (単位:法人数)

法人種別	合計	1-13①H支援スタッフ過不足状況 (サービス管理責任者)					1-13②H支援スタッフ過不足状況 (世話人)					1-13③GH支援スタッフ過不足状況 (生活支援員)					1-13④GH支援スタッフ過不足状況 (夜間支援員)											
		大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	当該職種はいない	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	当該職種はいない					
		無回答																										
全体	1,497	31	79	137	1,078	5	167	97	217	352	717	8	106	82	189	292	590	6	87	251	103	153	192	363	0	276	410	
1-2 法人種別																												
国	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地方公共団体	4	0	0	0	4	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
社会福祉協議会	40	1	2	5	30	0	2	3	7	11	18	0	1	1	4	13	15	1	1	5	1	4	7	13	0	7	8	
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	751	14	43	60	569	1	64	64	129	184	337	6	31	54	123	160	305	3	26	80	67	92	110	183	0	130	169	
医療法人	86	2	1	13	67	0	3	2	6	15	60	0	3	1	4	3	31	0	20	27	0	3	5	11	0	30	37	
社団・財団法人	44	0	3	6	31	1	3	2	7	12	19	0	4	2	5	15	13	0	3	6	4	3	6	10	0	8	13	
協同組合	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
営利法人	101	5	2	7	71	1	15	7	8	18	60	1	7	5	8	18	47	0	7	16	7	7	8	37	0	15	27	
特定非営利活動法人(NPO法人)	404	9	26	40	281	1	47	15	55	102	204	1	27	16	41	77	161	2	28	79	23	40	52	94	0	78	117	
その他	29	0	2	5	19	1	2	2	3	7	15	0	2	2	2	5	12	0	2	6	0	3	3	11	0	5	7	
1-3 所在地の都道府県																												
北海道	120	2	4	7	96	2	9	7	23	29	55	0	6	5	14	24	44	0	12	21	4	13	11	28	0	25	39	
青森	35	0	2	4	28	0	1	1	4	9	19	0	2	0	4	8	17	0	0	6	1	2	1	11	0	11	9	
岩手	39	0	2	4	32	0	1	4	3	7	24	1	0	2	4	5	16	1	5	6	1	4	3	6	0	15	10	
宮城	32	0	2	1	25	0	4	4	3	8	16	0	1	4	2	5	16	0	1	4	2	1	5	8	0	6	10	
秋田	15	0	0	1	14	0	0	1	4	10	0	0	0	0	3	1	7	0	1	3	1	1	1	4	0	1	7	
山形	16	0	2	2	12	0	0	1	2	12	0	1	2	1	1	8	0	0	4	2	0	1	6	0	0	7		
福島	38	2	3	2	30	0	1	3	7	8	20	0	0	2	4	9	10	0	5	8	2	4	0	5	0	13	14	
茨城	26	1	1	2	22	0	0	2	6	18	0	0	0	2	3	17	0	2	2	2	3	4	9	0	3	5		
栃木	20	0	1	1	15	0	3	0	3	7	9	0	1	0	2	6	6	0	3	3	0	2	4	5	0	4	5	
群馬	27	0	1	8	16	0	2	3	3	7	12	0	2	0	4	7	11	0	0	5	1	2	4	6	0	5	9	
埼玉	55	0	1	3	41	1	9	2	3	14	32	0	4	3	5	10	25	0	3	9	4	7	9	19	0	4	12	
千葉	75	2	4	6	55	1	7	5	11	25	32	0	2	7	12	15	33	1	3	4	6	11	11	22	0	14	11	
東京	85	2	8	14	51	0	10	4	16	21	38	1	5	4	10	19	35	0	2	15	4	10	13	21	0	9	28	
神奈川	83	2	6	8	57	0	10	6	15	20	39	0	3	4	19	21	30	0	1	8	8	7	10	15	0	21	22	
新潟	39	0	1	5	31	0	2	5	10	10	14	0	0	4	5	11	10	0	2	7	2	5	4	11	0	11	6	
富山	13	0	0	1	12	0	0	0	5	4	4	0	0	0	3	4	3	0	3	0	1	2	1	1	0	7	1	
石川	13	0	1	2	8	0	2	0	2	4	6	0	1	0	2	2	4	0	3	2	0	1	1	2	0	6	3	
福井	11	0	2	1	8	0	0	1	2	1	7	0	0	2	1	6	0	0	1	2	0	2	3	0	2	2		
山梨	9	0	0	1	6	0	2	0	0	1	7	0	1	0	0	2	5	0	2	0	0	0	0	2	0	5	2	
長野	48	3	6	3	33	0	3	4	10	13	18	0	3	2	10	13	18	0	0	5	5	9	8	7	0	8	11	
岐阜	18	0	1	1	13	0	3	1	0	4	10	0	3	1	1	3	7	0	2	4	1	1	1	6	0	2	7	
静岡	30	1	2	3	22	0	2	4	4	7	15	0	0	0	6	5	15	0	4	3	3	6	4	0	5	9		
愛知	55	2	4	6	35	0	8	5	14	8	18	2	8	6	10	11	16	1	1	10	7	7	10	10	0	7	14	
三重	19	0	0	5	13	0	1	1	2	6	10	0	0	1	3	6	8	0	1	0	1	2	4	8	0	3	1	
滋賀	18	1	1	1	14	0	1	1	2	6	9	0	0	1	4	0	12	0	1	0	2	3	2	7	0	3	1	
京都	22	0	2	2	16	0	2	2	5	6	7	0	2	2	5	5	7	0	0	3	2	6	3	6	0	2	3	
大阪	105	2	4	11	73	0	15	6	21	26	42	1	9	14	17	25	36	0	1	12	14	12	24	24	0	11	20	
兵庫	49	2	3	6	31	1	6	4	8	11	23	0	3	3	8	16	15	0	3	4	7	6	9	11	0	5	11	
奈良	19	0	0	3	12	0	4	2	2	5	7	1	2	2	1	7	6	0	1	2	2	2	4	6	0	1	4	
和歌山	10	0	0	0	9	0	1	0	0	4	5	0	1	0	0	4	5	0	0	1	1	0	3	1	0	0	5	
鳥取	7	1	1	0	4	0	1	2	0	1	3	0	1	0	1	0	5	0	0	1	1	0	0	2	0	4	0	
島根	3	0	1	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	
岡山	12	2	0	4	6	0	0	1	2	1	8	0	0	1	3	2	5	0	0	1	2	1	1	3	0	1	4	
広島	32	1	1	2	25	0	3	2	5	8	15	1	1	1	5	6	15	0	3	2	2	6	4	7	0	9	4	
山口	15	0	1	0	11	0	3	2	1	3	8	0	1	2	0	3	4	0	1	5	0	3	0	4	0	2	6	
徳島	10	0	0	0	10	0	2	0	0	8	0	0	0	1	0	6	0	1	2	1	0	0	4	0	0	2	3	
香川	10	1	0	1	8	0	0	1	0	4	5	0	0	1	0	2	4	0	1	2	1	0	2	5	0	1	1	
愛媛	17	1	0	1	15	0	0	1	2	4	10	0	0	1	0	1	8	0	2	5	0	0	1	4	0	5	7	
高知	8	0	0	1	7	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	6	0	2	0	0	0	0	5	0	2	1	
福岡	58	1	4	5	41	0	7	2	11	15	26	0	4	3	7	8	26	1	2	11	4	10	7	12	0	5	20	
佐賀	13	1	0	0	11	0	1	2	0	1	9	0	1	0	0	2	4	0	0	7	0	0	1	4	0	1	7	
長崎	26	1	2	3	20	0	0	2	3	9	12	0	0	2	3	4	14	0	1	2	1	3	5	7	0	5	5	
熊本	38	0	0	2	32	0	4	3	5	7	20	1	2	0	2	3	17	1	4	11	1	2	2	10	0	6	17	
大分	13	0	0	2	9	0	2	0	3	3	7	0	0	0	0	3	5	0	3	2	1	0	3	3	0	4	2	
宮崎	11	0																										

の選択肢について説明しておく。これらは、人手不足の原因が発生している場所、入口・出口・内部の三つに対応している。人手不足とは、それぞれの法人の GH で働く人材が「必要量」にくらべて「不足」しているという事である。

「採用が困難である」とは、入口で見つからない、求人・採用段階で不足が発生したことを意味している。

「離職率が高い（定着率が低い）」とは、出口から人手が漏れていく、GH で働いていた人材が何らかの理由で離職していくことにより不足が発生したことを意味している。

「事業拡大によって必要人員が増大した」は、法人内の需要の拡大したこと、入口・出口での出入りの問題ではなく、法人内の「必要量」が増えかつ人材量が不変であることにより不足が発生したことを意味している。

表は、次ページより、法人数（実数）、無回答を含む%（横計=100）、無回答を含む%（縦計=100）の順に掲載している。また、法人種別、所在地の都道府県別、入居者全平均障害支援区分別、入居者数別、指定事業の種別での集計を掲載した。

全体では、サービス管理責任者は「採用が困難である」58.6%が最も多く、次いで「事業拡大によって必要人員が増大した」23.4%となっている。他の職種に比べ「離職率が高い（定着率が低い）」（12.2%）よりも「事業拡大によって必要人員が増大した」ことが原因であるという回答率の差の高さにも注目しておきたい。

同世話人は「採用が困難である」81.4%が最も多く、次いで「離職率が高い（定着率が低い）」17.5%となっている。

生活支援員は「採用が困難である」77.6%が最も多く、次いで「事業拡大によって必要人員が増大した」17.5%、「離職率が高い（定着率が低い）」17.2%となっている。

夜間支援員は「採用が困難である」83.3%が最も多く、次いで「事業拡大によって必要人員が増大した」16.7%、「離職率が高い（定着率が低い）」15.3%となっている。

以上より、上記4職種のいずれも「採用が困難である」、つまり入口で人が見つからない、求人・採用段階で不足が発生しているという回答が、他に比べて突出して高いことがわかる。特に、世話人・生活支援員・夜間支援員では約8割の法人が「採用が困難である」と回答している。

「離職率が高い（定着率が低い）」は、世話人以下3職種で15~17%程度である。

「事業拡大によって必要人員が増大した」は、全4職種のうちサービス管理責任の不足の理由とされる回答率が高く（23.4%）、他3職種では14~18%程度となっている。

サービス管理責任者の不足の理由として「採用が困難である」が他の職種に比べて低いのは、サービス管理責任者は直接外部から求人・採用するのではなく法人内の人材がまずは登用されるという事が関係していると言えよう。「事業拡大によって必要人員が増大した」において、全4職種のうちサービス管理責任の不足の理由とされる回答率が高いのも同様である。

他の3職種が「採用が困難である」を不足の理由とする回答率がサービス管理責任者に比べて上述のように高いのは、当該3職種が法人内部からではなく、外部（入口）から求人・採用することが多いことに関係していると言えよう。

ここでは、

i) 世話人・生活支援員・夜間支援員の不足が入口（求人・採用）段階で発生しているという回答が突出して高かった事

ii) サービス管理責任者はそれら3職種に比べて法人内部からの登用による比率が相対的に高いとはいえ、3職種からサービス管理責任者を登用するのだとすると、世話人・生活支援員・夜間支援員の不足が、サービス管理責任者の不足につながる事が予想される事

を、さしあたり指摘しておきたい。

なお、定着率を高める事が重要であることは言うまでもない³。

また、「事業拡大によって必要人員が増大」しないようにすることが、対応策としていかなる意味を持つか、妥当であると言えるかは、議論を俟ちたい。

³ 佐藤博樹・大木栄一・堀田聰子著『ヘルパーの能力開発と雇用管理—職場定着と能力開発に向けて』勁草書房 2006年等を参照された。特に、堀田聰子氏には、当学会の勉強会で講演をしてもらう等多くの示唆を得た。

図表1-13-3.GHの支援スタッフが不足している理由(MA)(無回答を除く)(N=不足感のあった法人)

(単位:法人数)

	合計	1-13②不足している理由(サービス管理責任者)				合計	1-13②不足している理由(世話人)				合計	1-13②不足している理由(生活支援員)				合計	1-13②不足している理由(夜間支援員)			
		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他
全体	222	130	27	52	49	645	525	113	90	54	536	416	92	94	53	426	355	65	71	28
1-2 法人種別																				
国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
社会福祉協議会	7	4	0	2	2	20	19	1	5	0	16	14	1	8	0	11	10	1	5	0
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	104	60	15	29	21	369	314	66	52	20	326	261	54	55	27	259	222	44	40	12
医療法人	16	5	1	4	8	22	14	0	7	5	7	5	0	3	1	7	5	0	0	2
社団・財団法人	9	6	0	4	1	20	16	4	5	3	19	14	3	7	3	12	8	1	5	3
協同組合	1	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
営利法人	13	9	0	3	2	33	24	8	4	0	30	20	7	5	1	22	17	5	5	0
特定非営利活動法人(NPO法人)	67	43	10	9	14	162	126	31	15	20	126	95	25	15	18	108	87	13	15	11
その他	5	2	1	1	1	12	7	1	1	6	8	5	1	0	2	4	4	0	0	0
1-3 所在地の都道府県																				
北海道	10	4	0	3	3	57	44	10	9	5	42	30	8	10	2	28	25	4	3	1
青森	6	3	0	3	0	14	13	2	1	0	12	8	1	2	1	4	3	0	1	0
岩手	6	3	2	1	1	14	13	1	1	1	11	6	2	4	2	7	6	0	2	0
宮城	3	0	0	1	2	15	13	2	1	1	11	8	1	1	2	8	5	2	1	1
秋田	1	1	0	0	0	5	4	0	1	0	4	3	1	0	1	3	3	0	0	1
山形	3	0	0	2	1	3	2	0	1	4	4	0	0	0	3	1	1	0	1	0
福島	6	6	1	3	1	15	13	2	3	2	14	9	4	3	5	6	6	2	2	1
茨城	4	1	0	1	2	8	2	1	2	3	5	2	2	1	1	9	5	2	3	0
栃木	2	0	1	1	0	10	7	1	3	1	8	5	1	2	1	6	5	1	0	1
群馬	7	3	1	2	1	13	11	0	0	2	11	9	1	0	1	6	5	0	0	1
埼玉	3	1	0	0	2	18	12	5	1	2	17	12	3	1	2	18	11	3	2	3
千葉	12	6	1	3	2	40	33	7	4	3	33	27	3	5	3	28	20	4	6	2
東京	24	16	5	7	5	40	35	10	11	3	33	28	9	8	3	27	24	5	5	2
神奈川	14	9	4	0	4	39	34	7	4	2	39	33	4	4	6	21	21	2	3	1
新潟	5	3	1	0	2	23	19	3	5	4	18	14	1	7	2	10	9	2	4	1
富山	1	1	0	0	0	9	7	1	0	2	7	5	0	0	2	4	4	2	0	0
石川	3	1	0	1	1	6	4	0	1	1	4	2	1	1	1	2	2	0	0	1
福井	2	0	0	0	2	4	4	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
長野	12	10	0	2	2	26	24	2	3	2	23	22	1	2	2	20	20	1	1	0
岐阜	1	1	0	0	0	5	4	0	2	1	5	4	1	2	0	2	2	0	1	0
静岡	6	3	1	0	2	15	14	2	1	1	11	9	2	1	0	11	11	0	0	0
愛知	12	8	1	5	3	27	26	5	7	2	22	22	6	11	2	23	21	5	8	1
三重	4	2	0	3	0	8	7	0	2	1	9	7	1	2	1	5	5	0	2	0
滋賀	3	0	0	2	1	9	8	1	1	2	5	4	1	2	0	7	6	1	2	0
京都	3	2	1	1	0	12	11	1	2	1	11	10	1	1	1	11	11	1	2	0
大阪	15	11	2	4	0	52	38	18	7	1	55	43	18	8	1	49	38	11	11	1
兵庫	10	6	0	1	3	22	19	5	1	2	24	18	6	3	2	19	14	4	4	1
奈良	3	2	0	1	0	9	6	2	2	1	10	6	3	2	0	8	7	1	1	1
和歌山	0	0	0	0	0	4	3	1	0	0	4	4	0	0	0	4	3	1	0	0
鳥取	1	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
島根	1	1	0	0	0	2	2	0	1	0	1	1	0	0	2	2	0	1	0	0
岡山	4	2	0	0	2	4	3	1	1	0	5	4	2	1	0	4	4	0	1	0
広島	4	4	0	0	0	15	12	1	2	3	12	11	1	2	1	12	11	0	1	1
山口	1	0	0	0	1	6	6	2	0	1	5	4	1	0	2	3	2	1	0	1
徳島	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0
香川	2	1	0	0	1	5	2	0	3	0	3	1	0	2	0	3	1	1	0	1
愛媛	2	2	0	0	0	7	6	2	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
高知	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	8	5	1	1	1	27	21	7	0	0	16	13	3	0	1	20	17	4	0	0
佐賀	1	1	0	0	0	3	3	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
長崎	6	3	1	3	1	14	12	3	1	0	9	8	0	2	0	9	9	1	1	0
熊本	2	0	1	0	1	14	9	3	3	1	4	1	1	2	0	5	3	0	2	0
大分	2	1	0	0	1	6	2	3	0	1	3	2	1	0	0	4	2	1	0	1
宮崎	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	4	4	3	1	0	8	6	1	3	1	7	5	1	1	3	5	2	2	0	2
沖縄	1	1	0	0	0	4	3	1	0	0	2	1	0	0	1	3	2	0	0	1
入居者全平均障害支援区分																				
0~1未満	21	13	2	3	5	43	30	7	6	8	11	6	1	4	3	9	9	1	1	0
1~2未満	35	17	6	6	10	70	54	14	4	6	37	23	8	4	7	28	21	4	2	5
2~3未満	52	34	6	14	10	167	139	26	30	13	118	90	15	23	16	82	67	13	18	8
3~4未満	61	33	8	14	15	166	136	28	22	14	155	118	29	23	15	115	97	15	14	8
4~5未満	30	18	3	8	6	128	110	26	16	9	132	111	24	21	8	114	97	20	19	4
5~6未満	19	11	2	7	3	54	44	10	10	3	66	56	12	18	2	60	49	10	16	2
6	2	2	0	0	0	10	7	2	0	1	13	9	3	0	2	15	13	2	0	1
なし	2	2	0	0	0	5	3	0	2	0	3	2	0	1	0	3	2	0	1	0
1-5 GH 入居者数(合計)①計																				
1~10人	94	59	11	14	19	255	199	36	22	29	198	150	31	25	22	165	136	17	16	14
11~20人	58	35	7	12	12	171	146	31	20	11	152	120	23	23	15	111	95	15	20	6
21~30人	29	13	3	11	6	83	66	18	16	7	66	53	11	15	5	54	43	13	13	2
31~40人	10	3	0	4	4	37	30	7	4	3	34	26	8	4	3	33	25	8	5	3
41~50人	8	5	1	2	1	26	23	8	7	0	25	21	6	8	2	17	16	4</		

図表1-13-4.GHの支援スタッフが不足している理由(MA)(無回答を除く%) (横計・N=不足感のあった法人)

1-13②不足している理由(サービスマネジメント)	1-13②不足している理由(サービスマネジメント)				合計	1-13②不足している理由(世話人)				合計	1-13②不足している理由(生活支援員)				合計	1-13②不足している理由(夜間支援員)					
	採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		採用が困難である	離職率が高い(定着率が低い)	事業拡大によって必要人数が増大した	その他		
1-2 法人種別	全体	58.6	12.2	23.4	22.1	645	81.4	17.5	14.0	8.4	536	77.6	17.2	17.5	9.9	426	83.3	15.3	16.7	6.6	
1-3 所在地の都道府県	国	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	地方公共団体	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	社会福祉協議会	57.1	0.0	28.6	28.6	20	95.0	5.0	25.0	0.0	16	87.5	6.3	50.0	0.0	11	90.9	9.1	45.5	0.0	
	社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	57.7	14.4	27.9	20.2	369	85.1	17.9	14.1	5.4	326	80.1	16.6	16.9	8.3	259	85.7	17.0	15.4	4.6	
	医療法人	31.3	6.3	25.0	50.0	22	63.6	0.0	31.8	22.7	7	71.4	0.0	42.9	14.3	7	71.4	0.0	0.0	28.6	
	社団・財団法人	66.7	0.0	44.4	11.1	20	80.0	20.0	25.0	15.0	19	73.7	15.8	36.8	15.8	12	66.7	8.3	41.7	25.0	
	協同組合	100.0	0.0	0.0	0.0	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	
	営利法人	69.2	0.0	23.1	15.4	33	72.7	24.2	12.1	0.0	30	66.7	23.3	16.7	3.3	22	77.3	22.7	22.7	0.0	
	特定非営利活動法人(NPO法人)	64.2	14.9	13.4	20.9	162	77.8	19.1	9.3	12.3	126	75.4	19.8	11.9	14.3	108	80.6	12.0	13.9	10.2	
	その他	40.0	20.0	20.0	20.0	12	58.3	8.3	8.3	50.0	8	62.5	12.5	0.0	25.0	4	100.0	0.0	0.0	0.0	
	1-3 所在地の都道府県	北海道	40.0	0.0	30.0	30.0	57	77.2	17.5	15.8	8.8	42	71.4	19.0	23.8	4.8	28	89.3	14.3	10.7	3.6
		青森	50.0	0.0	50.0	0.0	14	92.9	14.3	7.1	0.0	12	66.7	8.3	16.7	8.3	4	75.0	0.0	25.0	0.0
		岩手	50.0	33.3	16.7	16.7	14	92.9	7.1	7.1	7.1	11	54.5	18.2	36.4	18.2	7	85.7	0.0	28.6	0.0
		宮城	0.0	0.0	33.3	66.7	15	86.7	13.3	6.7	6.7	11	72.7	9.1	9.1	18.2	8	62.5	25.0	12.5	12.5
		秋田	100.0	0.0	0.0	0.0	5	80.0	0.0	20.0	0.0	4	75.0	25.0	0.0	25.0	3	100.0	0.0	0.0	33.3
		山形	0.0	0.0	66.7	33.3	3	66.7	0.0	0.0	33.3	4	100.0	0.0	0.0	0.0	3	33.3	33.3	0.0	33.3
		福島	100.0	16.7	50.0	16.7	15	86.7	13.3	20.0	13.3	14	64.3	28.6	21.4	35.7	6	100.0	33.3	33.3	16.7
		茨城	25.0	0.0	25.0	50.0	8	25.0	12.5	25.0	37.5	5	40.0	40.0	20.0	20.0	9	55.6	22.2	33.3	0.0
		栃木	0.0	50.0	50.0	0.0	10	70.0	10.0	30.0	10.0	8	62.5	12.5	25.0	12.5	6	83.3	16.7	0.0	16.7
		群馬	42.9	14.3	28.6	14.3	13	84.6	0.0	0.0	15.4	11	81.8	9.1	0.0	9.1	6	83.3	0.0	0.0	16.7
		埼玉	33.3	0.0	0.0	66.7	18	66.7	27.8	5.6	11.1	17	70.6	17.6	5.9	11.8	18	61.1	16.7	11.1	16.7
		千葉	50.0	8.3	25.0	16.7	40	82.5	17.5	10.0	7.5	33	81.8	9.1	15.2	9.1	28	71.4	14.3	21.4	7.1
		東京	66.7	20.8	29.2	20.8	40	87.5	25.0	27.5	7.5	33	84.8	27.3	24.2	9.1	27	88.9	18.5	18.5	7.4
		神奈川	64.3	28.6	0.0	28.6	39	87.2	17.9	10.3	5.1	39	84.6	10.3	10.3	15.4	21	100.0	9.5	14.3	4.8
		新潟	60.0	20.0	0.0	40.0	23	82.6	13.0	21.7	17.4	18	77.8	5.6	38.9	11.1	10	90.0	20.0	40.0	10.0
		富山	100.0	0.0	0.0	0.0	9	77.8	11.1	0.0	22.2	7	71.4	0.0	0.0	28.6	4	100.0	50.0	0.0	0.0
		石川	33.3	0.0	33.3	33.3	6	66.7	0.0	16.7	16.7	4	50.0	25.0	25.0	25.0	2	100.0	0.0	0.0	50.0
		福井	0.0	0.0	0.0	100.0	4	100.0	0.0	0.0	0.0	3	100.0	0.0	0.0	0.0	3	100.0	0.0	0.0	0.0
		山梨	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	2	50.0	0.0	0.0	50.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
		長野	83.3	0.0	16.7	16.7	26	92.3	7.7	11.5	7.7	23	95.7	4.3	8.7	8.7	20	100.0	5.0	5.0	0.0
		岐阜	100.0	0.0	0.0	0.0	5	80.0	0.0	40.0	20.0	5	80.0	20.0	40.0	0.0	2	100.0	0.0	50.0	0.0
		静岡	50.0	16.7	0.0	33.3	15	93.3	13.3	6.7	6.7	11	81.8	18.2	9.1	0.0	11	100.0	0.0	0.0	0.0
		愛知	66.7	8.3	41.7	25.0	27	96.3	18.5	25.9	7.4	26	84.6	23.1	42.3	7.7	23	91.3	21.7	34.8	4.3
		三重	50.0	0.0	75.0	0.0	8	87.5	0.0	25.0	12.5	9	77.8	11.1	22.2	11.1	5	100.0	0.0	40.0	0.0
		滋賀	0.0	0.0	66.7	33.3	9	88.9	11.1	11.1	22.2	5	80.0	20.0	40.0	0.0	7	85.7	14.3	28.6	0.0
京都		66.7	33.3	33.3	0.0	12	91.7	8.3	16.7	8.3	11	90.9	9.1	9.1	9.1	11	100.0	9.1	18.2	0.0	
大阪		73.3	13.3	26.7	0.0	52	73.1	34.6	13.5	1.9	55	78.2	32.7	14.5	1.8	49	77.6	22.4	22.4	2.0	
兵庫		60.0	0.0	10.0	30.0	22	86.4	22.7	4.5	9.1	24	75.0	25.0	12.5	8.3	19	73.7	21.1	21.1	5.3	
奈良		66.7	0.0	33.3	0.0	9	66.7	22.2	22.2	11.1	10	60.0	30.0	20.0	0.0	8	75.5	12.5	12.5	12.5	
和歌山		0.0	0.0	0.0	0.0	4	75.0	25.0	0.0	0.0	4	100.0	0.0	0.0	0.0	4	75.0	25.0	0.0	0.0	
鳥取		100.0	0.0	0.0	0.0	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	
島根		100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	50.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	50.0	0.0	
岡山		50.0	0.0	0.0	50.0	4	75.0	25.0	25.0	0.0	5	80.0	40.0	20.0	0.0	4	100.0	0.0	25.0	0.0	
広島		100.0	0.0	0.0	0.0	15	80.0	6.7	13.3	20.0	12	91.7	8.3	16.7	8.3	12	91.7	0.0	8.3	8.3	
山口		0.0	0.0	0.0	100.0	6	100.0	33.3	0.0	16.7	5	80.0	20.0	0.0	40.0	3	66.7	33.3	0.0	33.3	
徳島		0.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	50.0	0.0	1	0.0	0.0	100.0	0.0	1	100.0	0.0	100.0	0.0	
香川		50.0	0.0	0.0	50.0	5	40.0	0.0	60.0	0.0	3	33.3	0.0	66.7	0.0	3	33.3	33.3	0.0	33.3	
愛媛		100.0	0.0	0.0	0.0	7	85.7	28.6	0.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	
高知		0.0	0.0	0.0	100.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福岡		62.5	12.5	12.5	12.5	27	77.8	25.9	0.0	0.0	16	81.3	18.8	0.0	6.3	20	85.0	20.0	0.0	0.0	
佐賀		100.0	0.0	0.0	0.0	3	100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	
長崎		50.0	16.7	50.0	16.7	14	85.7	21.4	7.1	0.0	9	88.9	0.0	22.2	0.0	9	100.0	11.1	11.1	0.0	
熊本		0.0	50.0	0.0	50.0	14	64.3	21.4	21.4	7.1	4	25.0	25.0	50.0	0.0	5	60.0	0.0	40.0	0.0	
大分		50.0	0.0	0.0	50.0	6	33.3	50.0	0.0	16.7	3	66.7	33.3	0.0	0.0	4	50.0	25.0	0.0	25.0	
宮崎		100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鹿児島		100.0	75.0	25.0	0.0	8	75.0	12.5	37.5	12.5	7	71.4	14.3	14.3	42.9	5	40.0	40.0	0.0	40.0	
沖縄		100.0	0.0	0.0	0.0	4	75.0	25.0	0.0	0.0	2	50.0	0.0	0.0	50.0	3	66.7	0.0	0.0	33.3	
入居者平均障害区分	0~1未満	61.9	9.5	14.3	23.8	43	69.8	16.3	14.0	18.6	11	54.5	9.1	36.4	27.3	9	100.0	11.1	11.1	0.0	
	1~2未満	48.6	17.1	17.1	28.6	70	77.1	20.0	5.7	8.6	37	62.2	21.6	10.8	18.9	28	75.0	14.3	7.1	17.9	
	2~3未満	65.4	11.5	26.9	19.2	167	83.2	15.6	18.0	7.8	118	76.3	12.7	19.5	13.6	82	81.7	15.9	22.0	9.8	
	3~4未満	54.1	13.1	23.0	24.6	166	81.9	16.9	13.3	8.4	155	76.1	18.7	14.8	9.						

c. 「採用が困難」である原因

次いで、「採用が困難」であるという回答をした法人が、その原因（入口、求人・採用が困難）が何であると考えているかをみてみよう。

サービス管理責任者、世話人、生活支援員、夜間支援員の4職種について、「他産業に比べて、労働条件が良くない」「他の福祉事業に比べて、労働条件が良くない」「景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない」「同業他社（法人）との人材獲得競争が激しい」「その他」「わからない」から選んでもらった（MA）。

これらの回答は、これまでの設問程、4職種間の差はみられない。

「他産業に比べて、労働条件が良くない」が最も多く、4職種いずれも6割前後となっている。次いで「景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない」が同3～4割強となっている。「他の福祉事業に比べて、労働条件が良くない」が25～30%程度、「同業他社（法人）との人材獲得競争が激しい」が16～26%程度となっている。

つまり、入口、求人段階ではGHの4職種すべてが「他産業に比べて、労働条件が良くない」ことが最も「採用が困難」である原因であることをまず指摘しておきたい。

「景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない」は、そもそも福祉現場（福祉産業）の労働市場へ人材が参入してこないことを意味している。

また、上述のような労働市場での供給不足によって、他の福祉事業との比較でGHの人材が入口、求人・採用段階で見つからないという回答や、同業他社（法人）との競争の激化が起こっている事も看過できない。

図表1-13-6「採用が困難」である原因(MA)(無回答を除く%) (横計・N=「採用が困難である」法人)

1-133「採用が困難」である原因(サービス管理責任者)	1-133「採用が困難」である原因(世話人)										1-133「採用が困難」である原因(生活支援員)										1-133「採用が困難」である原因(夜間支援員)									
	他産業に比べて、労働条件が良くない	他の福祉事業に比べて、労働条件が良くない	景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない	同業他社(法人)との人材獲得競争が激しい	その他	わからない	他産業に比べて、労働条件が良くない	他の福祉事業に比べて、労働条件が良くない	景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない	同業他社(法人)との人材獲得競争が激しい	その他	わからない	他産業に比べて、労働条件が良くない	他の福祉事業に比べて、労働条件が良くない	景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない	同業他社(法人)との人材獲得競争が激しい	その他	わからない	他産業に比べて、労働条件が良くない	他の福祉事業に比べて、労働条件が良くない	景気が良いため、福祉現場への人材が集まらない	同業他社(法人)との人材獲得競争が激しい	その他	わからない						
全体	64.8	27.2	33.6	26.4	11.2	7.2	59.7	26.6	37.0	16.1	14.1	5.8	60.5	27.1	41.2	17.4	12.1	6.1	60.9	25.3	37.9	20.1	10.6	6.9						
1-2 法人種別																														
国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
地方公共団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
社会福祉協議会	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	47.4	47.4	26.3	26.3	5.3	10.5	57.1	35.7	28.6	28.6	7.1	14.3	60.0	40.0	20.0	10.0	10.0	20.0						
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	78.6	21.4	44.6	28.6	10.7	1.8	59.1	23.4	39.6	16.9	16.6	3.9	61.4	22.4	43.2	16.6	13.9	3.5	59.9	22.6	42.9	20.7	10.6	4.6						
医療法人	60.0	60.0	40.0	20.0	40.0	20.0	50.0	35.7	14.3	0.0	21.4	21.4	80.0	60.0	40.0	0.0	20.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0						
社団・財団法人	50.0	33.3	50.0	83.3	0.0	0.0	53.3	33.3	46.7	26.7	0.0	13.3	50.0	50.0	35.7	21.4	0.0	14.3	62.5	12.5	37.5	37.5	0.0	25.0						
協同組合	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0						
営利法人	11.1	11.1	44.4	33.3	0.0	0.0	54.2	25.0	33.3	12.5	16.7	4.2	60.0	20.0	40.0	10.0	10.0	5.0	70.6	5.9	41.2	17.6	11.8	5.9						
特定非営利活動法人(NPO法人)	66.7	31.0	19.0	19.0	11.9	11.9	65.3	29.8	33.9	13.7	9.7	7.3	61.7	34.0	38.3	19.1	10.6	11.7	64.7	35.3	25.9	20.0	11.8	10.6						
その他	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	42.9	42.9	14.3	28.6	14.3	0.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0						
1-3 所在地の都府県																														
北海道	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0	20.5	38.6	20.5	25.0	6.8	43.3	10.0	46.7	16.7	26.7	0.0	40.0	4.0	28.0	16.0	20.0	12.0						
青森	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	61.5	7.7	23.1	15.4	15.4	7.7	50.0	12.5	25.0	25.0	12.5	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0						
岩手	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0	76.9	38.5	38.5	15.4	7.7	0.0	100.0	50.0	83.3	50.0	16.7	16.7	66.7	33.3	83.3	33.3	16.7	16.7						
宮城	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.5	38.5	7.7	15.4	23.1	7.7	87.5	37.5	12.5	25.0	12.5	0.0	80.0	60.0	20.0	40.0	0.0	0.0						
秋田	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0						
山形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0						
福島	50.0	50.0	0.0	33.3	33.3	16.7	30.8	46.2	23.1	15.4	7.7	23.1	44.4	44.4	33.3	22.2	11.1	11.1	66.7	50.0	0.0	50.0	0.0	16.7						
茨城	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0	60.0	0.0						
栃木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	42.9	0.0	28.6	14.3	20.0	0.0	60.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0						
群馬	100.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	80.0	60.0	40.0	10.0	0.0	0.0	88.9	55.6	33.3	22.2	0.0	0.0	75.0	25.0	75.0	25.0	0.0	0.0						
埼玉	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	63.6	36.4	27.3	0.0	9.1	0.0	50.0	41.7	41.7	16.7	0.0	0.0	50.0	60.0	30.0	20.0	0.0	0.0						
千葉	66.7	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0	54.5	33.3	51.5	24.2	15.2	0.0	63.0	37.0	55.6	29.6	14.8	3.7	60.0	30.0	60.0	25.0	10.0	5.0						
東京	60.0	13.3	40.0	26.7	6.7	13.3	67.6	23.5	50.0	14.7	8.8	17.6	60.7	25.0	46.4	17.9	3.6	14.3	65.2	26.1	34.8	17.4	8.7	17.4						
神奈川	66.7	44.4	22.2	33.3	11.1	11.1	61.8	44.1	29.4	11.8	8.8	0.0	57.6	48.5	27.3	15.2	6.1	6.1	76.2	42.9	23.8	14.3	4.8	9.5						
新潟	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0	55.6	27.8	55.6	16.7	16.7	5.6	53.8	15.4	69.2	15.4	15.4	7.7	44.4	22.2	77.8	22.2	11.1	11.1						
富山	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	14.3	42.9	42.9	0.0	0.0	60.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	50.0	25.0	50.0	75.0	0.0	0.0						
石川	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0						
福井	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0						
山梨	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
長野	60.0	30.0	20.0	10.0	20.0	10.0	56.5	21.7	26.1	17.4	13.0	8.7	50.0	27.3	22.7	13.6	13.6	9.1	45.0	20.0	35.0	10.0	15.0	5.0						
岐阜	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	50.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0						
静岡	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	57.1	50.0	42.9	7.1	14.3	14.3	55.6	55.6	33.3	0.0	0.0	11.1	63.6	27.3	36.4	0.0	9.1	9.1						
愛知	85.7	14.3	42.9	14.3	28.6	0.0	58.3	25.0	50.0	29.2	16.7	0.0	66.7	19.0	52.4	28.6	19.0	0.0	65.0	20.0	50.0	30.0	10.0	0.0						
三重	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	57.1	28.6	42.9	28.6	0.0	0.0	57.1	28.6	57.1	28.6	0.0	0.0	60.0	20.0	60.0	40.0	0.0	0.0						
滋賀	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.5	12.5	12.5	25.0	0.0	12.5	25.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	66.7	16.7	33.3	33.3	0.0	0.0						
京都	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	81.8	9.1	54.5	9.1	0.0	9.1	90.0	10.0	60.0	10.0	0.0	20.0	90.9	9.1	45.5	18.2	0.0	9.1						
大阪	63.6	45.5	27.3	27.3	0.0	9.1	73.7	21.1	34.2	18.4	7.9	5.3	74.4	27.9	32.6	20.9	9.3	7.0	76.3	26.3	44.7	23.7	5.3	7.9						
兵庫	83.3	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	84.2	15.8	42.1	21.1	21.1	5.3	83.3	27.8	44.4	22.2	22.2	0.0	92.3	30.8	30.8	23.1	7.7	0.0						
奈良	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0						
和歌山	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0						
鳥取	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
島根	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0						
岡山	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0						
広島	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0	50.0	33.3	33.3	16.7	16.7	0.0	63.6	27.3	45.5	18.2	18.2	0.0	27.3	36.4	45.5	27.3	0.0	0.0						
山口	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	33.3	33.3	0.0	0.0	50.0	50.0	75.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
徳島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0						
香川	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0						
愛媛	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	66.7	16.7	33.3	33.3	16.7	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0						
高知	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
福岡	60.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	52.6	36.8	31.6	5.3	10.5	10.5	50.0	16.7	50.0	8.3	8.3	16.7	62.5	25.0	37.5	12.5	6.3	6.3						
佐賀	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																								

d.採用の上で不利な影響を与えている（と考えられる）労働条件

さらに進んで「他産業に比べて、労働条件が良くない」「他の福祉産業に比べて、労働条件が良くない」と回答した法人が、「採用の上で不利な影響を与えている労働条件」が何であると考えているかをみてみよう。

選択肢は「賃金」「夜勤・宿直」「不規則な労働」「業務の内容」「その他」「わからない」から選んでもらった（MA）。

サービス管理責任者、世話人、生活支援員では、いずれも最も不利な影響を与えている労働条件は「賃金」であった（順に 93.4、69.8、77.2%）。また、夜間支援員でも 70.3%（2 番目）となっている。

同じく、二番目に不利な影響を与えている労働条件は「不規則な労働」であった（順に 45.1、60.3%、61.1%）。また、夜間支援員でも 60.2%（3 番目）となっている。

「業務の内容」が不利な影響を与えている労働条件として 3 番目に上がっている職種はサービス管理責任者（41.8%）である。

「夜勤・宿直」が不利な影響を与えている労働条件として 3 番目に上がっている職種は世話人（36.9%）、生活支援員（45.3%）である。

夜間支援員についてみると、最も不利な影響を与えている労働条件は「夜勤・宿直」の 72.9%、次いで「賃金」70.3%、以下「不規則な労働」60.2%、「業務の内容」24.2%であった。

以上を、まとめてみよう。

i) GH の 4 職種において、採用の上で不利な影響を与えている労働条件が「賃金」を挙げている法人はサービス管理責任者で 9 割を超え、他の 3 職種でも 7 割前後と高い。

ii) GH の直接支援職員（世話人、生活支援員、夜間支援員）の業務が「不規則な労働」であるため「採用が困難」と回答した法人は、6 割に及ぶ。

iii) 夜間支援員が採用の上で不利な影響を与えている労働条件は、その業務のそもそもの役割である「夜勤・宿直」を筆頭に、「賃金」（約 7 割）「不規則な労働」（約 6 割）となっている。

iv) 「業務の内容」が採用の上で不利な影響を与えている労働条件であるとの回答は、世話人・生活支援員・夜間支援員においては 24.2～35.8%と無視できない数値であるが、他の労働条件に比べると相対的には低い。

v) サービス管理責任者では「業務の内容」が採用の上で不利な影響を与えている労働条件であるとの回答は 4 割を超えている。その業務が障害者自立支援法以降、

①入居者一人ひとりに合わせた個別支援計画（共同生活援助・介護計画）の策定と実行
②そのためのスタッフの技術技能の向上、効果的な職員研修の実施とスーパービジョン、職場の組織化
③地域レベルでサービスの質の検証や維持向上と地域移行の推進といったソーシャルプランニング等に役割を果たすことが、求められている⁴ことを考えると、当該業務を担う（担いたい）人材、つまり管理・開発的な職種につく人材が、見つかりにくくなっていると言えるのではないかと。

⁴当学会編『グループホームの支援体制をどうつくっていくか！「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」報告書』（平成 20 年厚生労働省障害者保健福祉推進事業（自立支援プロジェクト））、2009 年参照。

図表1-13-8.採用の上で不利な影響を与えている労働条件(MA)(無回答を除く%) (横計・N=「採用が困難である」法人)

	1-13(4)不利な影響の労働条件(サービス管理責任者)						1-13(4)不利な影響の労働条件(世話人)						1-13(4)不利な影響の労働条件(生活支援員)						1-13(4)不利な影響の労働条件(夜間支援員)					
	賃金	夜勤・宿直	不規則な労働	業務の内容	その他	わからない	賃金	夜勤・宿直	不規則な労働	業務の内容	その他	わからない	賃金	夜勤・宿直	不規則な労働	業務の内容	その他	わからない	賃金	夜勤・宿直	不規則な労働	業務の内容	その他	わからない
全体	93.4	29.7	45.1	41.8	7.7	0.0	69.8	36.9	60.3	35.8	7.0	1.4	77.2	45.3	61.1	35.8	9.1	1.1	70.3	72.9	60.2	24.2	5.1	1.3
1-2 法人種別																								
国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社会福祉協議会	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	43.8	31.3	56.3	31.3	0.0	0.0	50.0	25.0	66.7	41.7	8.3	0.0	37.5	50.0	50.0	37.5	12.5	0.0
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	93.5	32.6	43.5	39.1	4.3	0.0	69.1	42.2	66.7	35.8	6.4	1.0	78.0	48.0	65.3	34.7	8.1	1.2	71.8	72.5	64.1	27.5	4.2	0.7
医療法人	100.0	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0	50.0	0.0	30.0	30.0	10.0	0.0	80.0	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	66.7	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0
社団・財団法人	100.0	75.0	100.0	25.0	25.0	0.0	70.0	20.0	90.0	40.0	20.0	0.0	81.8	36.4	63.6	36.4	18.2	0.0	80.0	80.0	60.0	20.0	0.0	0.0
協同組合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
営利法人	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	87.5	37.5	50.0	31.3	0.0	0.0	78.6	35.7	42.9	21.4	0.0	0.0	90.9	81.8	72.7	18.2	0.0	0.0
特定非営利活動法人(NPO法人)	93.8	21.9	37.5	43.8	6.3	0.0	75.0	32.6	50.0	39.1	8.7	2.2	80.0	49.2	56.9	41.5	12.3	1.5	69.8	74.6	55.6	17.5	7.9	3.2
その他	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	66.7	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
1-3 所在地の都道府県																								
北海道	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.0	12.0	44.0	16.0	12.0	4.0	80.0	26.7	46.7	13.3	20.0	0.0	54.5	54.5	5.5	9.1	18.2	0.0
青森	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	77.8	33.3	55.6	33.3	0.0	0.0	100.0	40.0	80.0	40.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩手	33.3	66.7	66.7	100.0	0.0	0.0	41.7	50.0	66.7	50.0	8.3	0.0	50.0	50.0	66.7	50.0	0.0	16.7	25.0	75.0	50.0	25.0	0.0	25.0
宮城	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	22.2	88.9	55.6	11.1	0.0	75.0	50.0	75.0	50.0	25.0	0.0	80.0	60.0	80.0	60.0	20.0	0.0
秋田	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
山形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福島	100.0	50.0	75.0	25.0	0.0	0.0	50.0	12.5	50.0	37.5	12.5	0.0	83.3	50.0	83.3	33.3	16.7	0.0	76.5	82.4	58.8	29.4	0.0	0.0
茨城	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0
栃木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
群馬	100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	70.0	20.0	80.0	10.0	0.0	0.0	88.9	11.1	77.8	22.2	0.0	0.0	75.0	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
埼玉	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	55.6	22.2	66.7	22.2	0.0	11.1	75.0	62.5	62.5	12.5	0.0	12.5	75.0	75.0	12.5	0.0	12.5	0.0
千葉	100.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	81.8	54.5	45.5	36.4	13.6	4.5	68.4	63.2	47.4	31.6	15.8	5.3	69.2	69.2	53.8	23.1	15.4	0.0
東京	90.0	30.0	70.0	50.0	20.0	0.0	84.0	52.0	80.0	44.0	12.0	8.0	83.3	55.6	83.3	44.4	11.1	0.0	86.7	86.7	73.3	33.3	13.3	6.7
神奈川	100.0	14.3	28.6	57.1	0.0	0.0	61.5	34.6	38.5	46.2	11.5	0.0	68.0	28.0	44.0	48.0	12.0	0.0	76.5	82.4	58.8	29.4	0.0	0.0
新潟	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	75.0	41.7	91.7	41.7	0.0	0.0	75.0	62.5	87.5	50.0	0.0	0.0	80.0	80.0	100.0	20.0	0.0	0.0
富山	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
山梨	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野	85.7	0.0	28.6	57.1	28.6	0.0	73.3	40.0	33.3	33.3	6.7	0.0	66.7	33.3	41.7	50.0	8.3	0.0	60.0	80.0	40.0	10.0	0.0	0.0
岐阜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7	33.3	66.7	66.7	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
静岡	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	66.7	58.3	58.3	33.3	8.3	0.0	50.0	62.5	75.0	50.0	12.5	0.0	50.0	87.5	62.5	37.5	0.0	0.0
愛知	100.0	83.3	33.3	33.3	16.7	0.0	81.3	56.3	81.3	31.3	6.3	0.0	93.3	66.7	60.0	33.3	6.7	0.0	62.5	87.5	75.0	18.8	0.0	0.0
三重	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	50.0	33.3	0.0	0.0	83.3	33.3	66.7	16.7	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	0.0
滋賀	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	50.0	16.7	0.0	0.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	40.0	40.0	0.0	0.0
京都	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	66.7	66.7	77.8	22.2	0.0	0.0	77.8	66.7	55.6	44.4	11.1	0.0	60.0	80.0	50.0	20.0	10.0	0.0
大阪	100.0	71.4	71.4	57.1	0.0	0.0	86.2	44.8	51.7	37.9	0.0	0.0	91.2	50.0	52.9	47.1	2.9	0.0	89.7	65.5	58.8	34.5	3.4	0.0
兵庫	100.0	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	75.0	37.5	75.0	37.5	18.8	0.0	93.3	53.3	66.7	33.3	20.0	0.0	83.3	66.7	75.0	8.3	8.3	0.0
奈良	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	33.3	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0
和歌山	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鳥取	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	66.7	33.3	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
島根	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
岡山	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
広島	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	50.0	37.5	62.5	37.5	12.5	0.0	71.4	42.9	57.1	28.6	14.3	0.0	33.3	83.3	66.7	33.3	0.0	0.0
山口	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	40.0	80.0	60.0	0.0	0.0	50.0	25.0	50.0	50.0	25.0	0.0	50.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0
徳島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	75.0	75.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高知	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡	100.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	14.3	64.3	28.6	0.0	0.0	71.4	14.3	71.4	0.0	0.0	0.0	61.5	53.8	53.8	0.0	0.0	0.0
佐賀	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

e. 人員配置基準を下回ったことがあるか

全ての法人に対して「人員配置基準を下回ったことがあるか」という設問の回答をみてみよう。

無回答を含む%で、「ない」は63.1%、「ある」は17.7%となっていた。

特に高いのが、入居者全てが「区分6」である法人では31.8%、また入居者数が「91～100人」である法人が42.9%等となっていた。

図表1-13-9.人員配置基準を下回ったことがあるか(SA)(横計)

	合計	1-13⑤人員配置基準を下回ったことのある(法人数)				1-13⑥人員配置基準を下回ったことのある(%)			
		ある	ない	わからない	無回答	ある	ない	わからない	無回答
全体	1,497	265	944	35	253	17.7	63.1	2.3	16.9
1-2 法人種別									
国	1	0	1	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0
地方公共団体	4	0	4	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0
社会福祉協議会	40	10	17	1	12	25.0	42.5	2.5	30.0
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	751	145	476	19	111	19.3	63.4	2.5	14.8
医療法人	86	10	59	0	17	11.6	68.6	0.0	19.8
社団・財団法人	44	4	34	2	4	9.1	77.3	4.5	9.1
協同組合	2	0	2	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0
営利法人	101	16	68	3	14	15.8	67.3	3.0	13.9
特定非営利活動法人(NPO法人)	404	75	265	7	57	18.6	65.6	1.7	14.1
その他	29	2	17	3	7	6.9	58.6	10.3	24.1
1-3 所在地の都道府県									
北海道	120	19	73	2	26	15.8	60.8	1.7	21.7
青森	35	5	26	0	4	14.3	74.3	0.0	11.4
岩手	39	5	28	2	4	12.8	71.8	5.1	10.3
宮城	32	5	23	1	3	15.6	71.9	3.1	9.4
秋田	15	2	9	0	4	13.3	60.0	0.0	26.7
山形	16	5	9	0	2	31.3	56.3	0.0	12.5
福島	38	3	26	0	9	7.9	68.4	0.0	23.7
茨城	26	1	24	0	1	3.8	92.3	0.0	3.8
栃木	20	2	15	1	2	10.0	75.0	5.0	10.0
群馬	27	7	16	1	3	25.9	59.3	3.7	11.1
埼玉	55	9	38	2	6	16.4	69.1	3.6	10.9
千葉	75	13	50	0	12	17.3	66.7	0.0	16.0
東京	85	20	51	2	12	23.5	60.0	2.4	14.1
神奈川	83	23	46	4	10	27.7	55.4	4.8	12.0
新潟	39	3	27	3	6	7.7	69.2	7.7	15.4
富山	13	3	8	2	0	23.1	61.5	15.4	0.0
石川	13	1	9	1	2	7.7	69.2	7.7	15.4
福井	11	3	6	0	2	27.3	54.5	0.0	18.2
山梨	9	0	8	0	1	0.0	88.9	0.0	11.1
長野	48	7	34	2	5	14.6	70.8	4.2	10.4
岐阜	18	3	12	0	3	16.7	66.7	0.0	16.7
静岡	30	2	23	0	5	6.7	76.7	0.0	16.7
愛知	55	10	32	2	11	18.2	58.2	3.6	20.0
三重	19	2	13	0	4	10.5	68.4	0.0	21.1
滋賀	18	2	10	2	4	11.1	55.6	11.1	22.2
京都	22	6	13	1	2	27.3	59.1	4.5	9.1
大阪	105	25	63	4	13	23.8	60.0	3.8	12.4
兵庫	49	17	27	0	5	34.7	55.1	0.0	10.2
奈良	19	2	11	0	6	10.5	57.9	0.0	31.6
和歌山	10	3	6	0	1	30.0	60.0	0.0	10.0
鳥取	7	0	6	0	1	0.0	85.7	0.0	14.3
島根	3	0	3	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0
岡山	12	4	7	0	1	33.3	58.3	0.0	8.3
広島	32	5	21	1	5	15.6	65.6	3.1	15.6
山口	15	2	12	0	1	13.3	80.0	0.0	6.7
徳島	10	1	6	0	3	10.0	60.0	0.0	30.0
香川	10	0	8	1	1	0.0	80.0	10.0	10.0
愛媛	17	1	12	0	4	5.9	70.6	0.0	23.5
高知	8	0	6	0	2	0.0	75.0	0.0	25.0
福岡	58	15	39	0	4	25.9	67.2	0.0	6.9
佐賀	13	0	11	0	2	0.0	84.6	0.0	15.4
長崎	26	10	13	1	2	38.5	50.0	3.8	7.7
熊本	38	7	23	0	8	18.4	60.5	0.0	21.1
大分	13	1	8	0	4	7.7	61.5	0.0	30.8
宮崎	11	2	7	0	2	18.2	63.6	0.0	18.2
鹿児島	28	5	13	0	10	17.9	46.4	0.0	35.7
沖縄	21	4	13	0	4	19.0	61.9	0.0	19.0
入居者全平均									
0～1未満	171	30	103	1	37	17.5	60.2	0.6	21.6
1～2未満	168	27	104	3	34	16.1	61.9	1.8	20.2
2～3未満	387	67	255	9	56	17.3	65.9	2.3	14.5
3～4未満	351	61	226	13	51	17.4	64.4	3.7	14.5
4～5未満	239	49	161	6	23	20.5	67.4	2.5	9.6
5～6未満	113	22	74	2	15	19.5	65.5	1.8	13.3
6	22	7	14	0	1	31.8	63.6	0.0	4.5
1-5-3 GH 入居者数(合計)①計									
なし	41	2	4	1	34	4.9	9.8	2.4	82.9
1～10人	692	108	464	15	105	15.6	67.1	2.2	15.2
11～20人	383	67	254	10	52	17.5	66.3	2.6	13.6
21～30人	161	34	96	3	28	21.1	59.6	1.9	17.4
31～40人	73	17	40	3	13	23.3	54.8	4.1	17.8
41～50人	40	10	23	2	5	25.0	57.5	5.0	12.5
51～60人	39	8	25	1	5	20.5	64.1	2.6	12.8
61～70人	17	4	11	0	2	23.5	64.7	0.0	11.8
71～80人	15	5	6	0	4	33.3	40.0	0.0	26.7
81～90人	12	5	6	0	1	41.7	50.0	0.0	8.3
91～100人	7	3	4	0	0	42.9	57.1	0.0	0.0
101人以上	17	2	11	0	4	11.8	64.7	0.0	23.5
指定事業の種類									
介護サービス包括型(A)	1,080	213	696	28	143	19.7	64.4	2.6	13.2
日中サービス支援型(B)	29	3	19	2	5	10.3	65.5	6.9	17.2
外部サービス利用型(C)	196	27	119	4	46	13.8	60.7	2.0	23.5
地域移行支援型(介護サービス包括型)(D)	19	4	13	0	2	21.1	68.4	0.0	10.5
地域移行支援型(外部サービス利用型)(E)	36	3	23	0	10	8.3	63.9	0.0	27.8
A+B	3	1	2	0	0	33.3	66.7	0.0	0.0
A+C	23	5	16	0	2	21.7	69.6	0.0	8.7
A+D	2	0	2	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0
A+E	2	1	1	0	0	50.0	50.0	0.0	0.0
B+C	1	1	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0

f. 支援スタッフの不足対策

全ての法人に対して「支援スタッフの不足対策として、実際にどのような対応をしていますか」(MA)という設問の回答をみてみよう。回答選択肢は表の通りである。

最も多いのが(無回答を含む%)、「今いるスタッフの勤務を増やす」50.2%、次いで「法人内の他の事業部門から人手の応援を頼む」37.1%、「定年延長や再雇用期間の延長、雇用年齢の引き上げ等(高齢者雇用)」30.7%等となっていた。

「その他」の自由記述回答を掲げておく。

そのうえで、上記「今いるスタッフの勤務を増やす」「法人内の他の事業部門から人手の応援を頼む」「定年延長や再雇用期間の延長、雇用年齢の引き上げ等(高齢者雇用)」の三つの選択肢について敷衍しておこう。

「今いるスタッフの勤務を増やす」は、さらなる労働条件の悪化をもたらすだろう。

「法人内の他の事業部門から人手の応援を頼む」は、さらなる兼務の推進と、他の事業部門の労働条件の悪化をもたらすだろう。

「定年延長や再雇用期間の延長、雇用年齢の引き上げ等(高齢者雇用)」は、先に見た通り、全職名(職種)の12.1%が「65~70歳未満の者」、6.6%が「70歳以上の者」であったことに表れていると言えよう。

【自由記述】支援スタッフ不足対策

「ツレ転職応援」として、友人・知人を紹介・入職につなげた場合、1～5万円のお祝い金が法人から支給される。
「人員配置基準」を下回ったことはありません。普段から多めに配置しています(人数や時間数をUP)。新しいスタッフを探す時は結局現在いる方のつながりを頼りにしています。
・勤務形態の見直し・大学回り・世話人募集要項の見直し
・勤務配置(シフト)の見直し(支援が特に日時に手厚く配置し、時間帯により世話人不在で対応)・人手が足りないときは、サブ管が世話人業務に入る。
・現状では不足がありませんが、非常勤の方の賃金をかなり低く設定をしています。(定年退職後の人等に協力をいただいています)・管理者、サブ管、世話人を常勤正規1人で兼務し、それ以外は非常勤の世話人、生活支援員として夜間勤務しています。
・就職ガイダンス等への参加・パンフレット、HPの作成
・人員配置区分の変更申請を行った。
・ハローワークに求人募集を行っている。・人脈を使って募集を行っている。
・ハローワークに募集している。・おぼん、年末年始は帰省を促す。
①今いるスタッフに知り合いの人を紹介してもらう。1名紹介で1万円、その人が半年継続して働いたら、もう1万円の手当金が出る。②知りあいの大学の先生に、学生へ声をかけてもらう(バイトとして)。福祉系・医療系・教育系は「バイトして勉強になるし、夜だけなので昼間学校行ける」と
1日の勤務時間が夕方からの3～4時間ということで、生活の保障に疑問を持つよう募集してもなかなか応募者がいないことがほとんどである。よって対策の立てようがない状況にあります。
H28より、積極的に就職説明会に参加して、学生の人材獲得にうごいている。H29H30実績あり(採用)
NPOの会員に応援を要請する。
新しく職員を増やす(採用する)。
アルバイトを頼む
以前は法人内の他事業所から人手の応援を頼んでいた。
今は人員配置基準は保たれているが、急に退職されると、次の人がすぐに見つからない。日中事業とは違い、夜間の見守りもあるため求人にも経験者が少ない。
今働いている職員に新しい職員を紹介してもらう(お礼金¥20,000有)
過去、現在も人員配置基準を満たしており、支援スタッフ不足はない
関係者(法人スタッフや理事等)に人を紹介してもらい、スタッフ不足を補充している。
管理者(兼務)の時間を増やす。
管理者、サービス管理責任者も、生活支援員の業務を年休取得時や祝日出勤時、年末年始時に兼務として行い、365日運営出来るよう行っている。
管理者が、する
管理者が当直に入る
管理者と法人内他事業所からの応援。
管理職が率先して現場に入る。
休止中
求人。パートを正職員
求人広告にて募集を繰り返している。
求人広告を活用する。
求人広告を出す。パートスタッフは健康に留意しながら高齢であっても雇用契約を結んでいる。
求人者を増やす為に、スタッフ報酬をアップした。
求人に予算を投入する
求人票を出す
求人方法について工夫、検討している。インターネットでの動画配信(若者向け)、就職フェア参加等、知り合いを紹介してもらう等。ハローワーク等の従来の求人では、良い人材が見つかりにくいと感じている。
求人を出す(ハローワーク等)
求人を定期的に出している。無料で出せる求人は常に。
業務スリム化委員会を設置し、業務の改善をし、定着率を上げる様努力している。
勤務時間の調整
グループホーム同士の支援
現在勤務しているスタッフからの紹介。
現在の過不足については適当であると考えているが、高齢スタッフの退職を考え、事前に知人等に声をかけている。
現支援スタッフの知り合い、知人に事前に確保している。
研修や面談指導を定期的に行い、特に若い人材を大切に育てようとしている。そうすることで職場の雰囲気も良くなり、安定雇用に繋いでいる。
現段階で不足になった事はない。
現パート・アルバイトの方から人を紹介してもらったり、募集チラシの配布(あまり効果なし)
兼務等でのり切り
兼務をしてカバーしている。
子育てや介護、自身の体調不良、就学等の理由で就業の継続に困難を訴え、退社を考えている職員について、長期や突発的な休業を認めたり、短時間正社員制度を創設している。
今後、世話人が年齢的に、体力的に困難になった時を考えていかなければならない状況にある。
サービス残業。
採用広告
サブ管・管理がシフトに入り補っている。それでもまわせない場合は、帰省可能な家庭に相談し助けをいただいています。
サブ管も夜間の勤務(週1回)、夕方朝(週1～2回)の応援に入っている。
様々な求人サイトを利用して募集をかける。
支援スタッフは不足していないため対応はしていない。
支援内容を変更する
資格取得者が現れるまで待つ。
室内外に防犯カメラ設置
シフトの工夫で1週間の勤務時間を減らす。居室でのとくみの充実で介助の負担を減らす。
事務員の兼務
週2日程度の世話人(パソコンがある程度つかえる人)
就業規則(労基提出)等の変更にて、H30.4.1より実施にて定年年齢の定めを無くした。H30.4.1より就業規則その他の規則等の統合により処遇改善加算を①に申請・変更して、賃金改善を計る。女子寮に防犯カメラ設置済み。
週末開所は職員の労基法に基づく労働時間や人件費の面から非常に困難である。利用者や保護者にも週末は自宅で過ごさせたいとの気持ちもあり、了解を得て週末は帰宅するようにしている。
週末は各ホームで過ごしているが、人員不足の際に他のホームと合同ですぐしたり同事業所の入所施設で日中のみ過ごす。
常勤職員(サブ管、事務員)が世話人、夜間支援員としてヘルプに入る。
常勤職員が超過労働でカバーする。
常時職員の募集を行っている。職員間で良い人材には声をかけ勧誘している。
使用者が無償で支援する。
職員の紹介
職員募集を行なっているが申込みが少ない。
食事に関しては外部の弁当購入
知り合いに紹介をお願いしている。
シルバー人材センターへの働きかけ
人員の募集をハローワークへする。
新規募集、募集方法の検討
人材確保のため、職安だけでなく美容室など地域の人が集まる場所に求人広告を配るなどして人を紹介してもらったり、興味のある方と面接をしたりしている。
随時求人
スタッフが不足した時は、理事が代わりに入ることがある
スタッフに紹介してもらう
スタッフの高齢化が課題
スタッフの子どもの保育

スタッフの人脈による紹介
スタッフ不足を感じた事がありました。勤務時間を守ること、安定した給料を支給することで、むしろ勤務したい人が増えました。他のグループホームより、高めの給与を支給しています。
生活支援、世話人、夜間支援などの職種を多数兼務することで対応している。
生産性の無い業種で収入に限度があるため、労働者が希望する賃金が払えない。よって労働者不足になっている。
世話人が外傷等で長期欠員の状況にあった時は、世話人を補充することができずバックアップ施設より超勤で世話人業務のフォローに入った時期があった。
世話人、夜間支援員の補充が出来ないため、10棟のGHを9棟に統合した。
タウンワーク、ドーモ、ハローワークなどにスタッフ募集の広告を出しています
他サービスと兼務している。
立ち上げ者の頑張りで運営している。特殊な勤務で後継者が育ちにくい。
地域住民に募集する
地域の情報を持つ世話人さんを活用して、世話人さんから紹介して頂く。
知人の紹介
賃金面での改善や労働時間の見直し
定員4名のところ、利用者数3名にとどめている
当GHは、手話コミュニケーションを必要とするため介護技術だけでなく手話ができる人材の育成に力を入れている。
特性の理解などの研修メンタルサポート
特に無し。
土日勤務をアルバイトにする。
日中勤務すべき業務外し世話人業務へ回す
日中の掃除支援回数が少なくなった。
入居者に 正月・お盆に実家帰宅を促す
入居利用者減少が予測されることから、上記該当目なし
年末年始等、体制が整わない場合は、他法人の実施する短期入所事業所を利用していただいたり、実家帰宅を促している。
派遣スタッフの活用
派遣労働者の活用
ハローワーク、地方新聞への広告(募集)、つながりを活用した人材探し
ハローワーク求人募集
ハローワーク等にて求人募集するも問い合わせされない状況。2017年度までは4:1の指定であったが、2018年度より6:1に変更し、人材も収入も不足している。
ハローワーク等に募集をかける。近隣にチラシを配る。
ハローワークへ求人募集をする。
ハローワークへの求人依頼
ハローワークや求人雑誌掲載、知人のつてなど、求人の方をおこたらない
不足していない
不足している時、姉妹企業から応援をたのんだ
不足になった事がない。
報酬は減になるが、配置できる職員によって人員配置区分を下げる。
法人内での異動
募集し採用する。
ボランティア支援に入っている方の採用。利用者の中で能力の高い方の採用。
夜勤を平日のみに減らした。
養成講座の開催等
理事長の紹介、ハローワーク
利用者に1人でも行動障がいのある方がいるとパートのスタッフでは対応は難しく、不安定行動が増える。対応している職員も退職を考慮してしまうなど、ただでさえ人材確保、財源が苦しい中、支援も今いるスタッフに法人内事業のスタッフ含めて疲弊している。加算のシステムは本来は質の高い支援をした時に加算すべきで加算をとれないと運営できないのは問題。加算の種類が多すぎて、パート中心のグループホームでは書類も作成できない。普通に人の暮らしをサポートできるようにしてほしい。
看護職員加算を取っていたが、世話人の人員が確保できなくなり、加算を廃止して看護職員に世話人として勤務してもらっている。
求人募集、知人に依頼、退職者に再依頼
求人票、求人チラシを出している
緊急を要する場合には、管理者も対応する。
継続的な募集(ハローワーク、一般求人情報誌等)
警備会社利用
行動障害を伴う利用者支援として、行動支援を入れていく。
採用
採用活動の強化
支援に対しての人員不足を感じる事が多い。特に精神の障害区分の判定は「精神は手が掛かる事が少ない」との見解が強いのではないかと。生活障害やムラのある精神症状への対応などで人手が必要となる場合を障害支援区分には反映されない、させないようにしているのではないかと。
支援員の変則勤務(中抜け含む)で、対応している。
2~3ホーム合同で食事作りをすることも考えている。
実家に戻ることが出来ない利用者さんがいるので週末クローズすることが出来ない。また実家のある利用者さんは帰宅をしようとしてスタッフを配置すると赤字になってしまうので役員が勤務する形になる。逆に言うと実家のある利用者さんであっても帰宅して欲しくない。
週末等で在寮利用者が少ない際を主に、2つのユニットを一人の世話人・生活支援員・夜間支援員で対応している
常に次の世代のスタッフを施設を退所した利用者に向けて検討している。
職員のネットワークで何とかして人材を確保する。
食事提供を外注する
新卒者の計画的採用、中途採用の促進
人材募集
潜在的に見込まれる福祉に関心はあるが、きっかけを失っている方たちへ「お仕事説明会」の開催(各地区ごと)
地域での福祉活動関係者を支援スタッフとして縁故採用している
有料求人広告を継続して出している
立地条件、交通機関の便が悪い。

(14) GH 事業を運営する上での問題点

設問を確認しておく。「共同生活援助事業を運営する上での問題点はどれですか。一般論ではなく、実際に直面されている問題の番号全てに○をつけてください（全ての方がお答えください）」である。

次ページ以降の表は、前節と同様である。その後ろに「その他」自由記述を一覧した。

最も多いのが「良質な人材の確保が難しい」59.1%であった。

4 割台であったのは「教育・研修の時間が十分に取れない」47.8%、「今の報酬では人材確保・定着のために十分な賃金が払えない」47.4%であった。

3 割台であったのは「消防法や建築基準法に適合するための費用負担が大きすぎる」38.7%、「支援従事者の支援業務に関する知識技術が不足している」36.5%、「共同生活援助サービスに関する書類作成が煩雑で、時間に追われている」32.9%であった。

2 割台であったのは「経営（収支）が苦しく労働条件や労働環境改善をしたくても出来ない」28.1%、「支援従事者間のコミュニケーションが不足している」23.4%であった。

2 割未満であったいずれの問題点も、重要な GH 事業運営上の課題を提起している。

その上で、最も多かった問題点と、次いで 4 割台であった問題点をみると、いずれも人材に関することであることが指摘できる。それは GH が労働集約的な事業であることから説明できるかもしれないが、前節の人手不足に関する実態を併せて考えると、人材に関する問題が GH 事業を運営する上で、今大きな問題となっていることを指摘しておきたい。その中で「経営（収支）が苦しく、事業の縮小や廃止を考えている」のは 5.0%、「人材確保が難しく、事業の縮小や廃止を考えている」のは 9.8%となっている。これらの割合を、どう評価すべきだろうか。

前節との関連で言えば、「良質な人材の確保が難しい」という回答はまさに GH 事業運営上の大きな、喫緊の課題である。「教育・研修の時間が十分に取れない」「支援従事者の支援業務に関する知識技術が不足している」とは、人手不足の対応として「今いるスタッフの勤務を増やす」ことがさらにその問題に拍車をかけるといえよう。これらは、前節でみたサービス管理責任者の役割との関連も指摘できよう。

また、「今の報酬では人材確保・定着のために十分な賃金が払えない」が約 5 割の法人に及ぶことを強調しておきたい。

さらに、「消防法や建築基準法に適合するための費用負担が大きすぎる」（38.7%）、「共同生活援助サービスに関する書類作成が煩雑で、時間に追われている」（32.9%）という問題点を指摘しておく。

本節の回答は、GH 運営法人が取り組むべき課題であるとともに、法人の取り組みだけでは解決しがたい課題の解決に向けた議論が必要である。

図表1-14-1.GH事業を運営する上での問題点(MA)

(単位:法人)

		1-14共同生活援助事業を運営する上での問題点																									
		合計	今の報酬では、人材確保・定着のために十分な賃金払えない	経営(収支)が苦しく、働かせがたい	経営(収支)が苦しく、業務の削減や小売をえたい	人材の確保が難しく、業務の削減や小売をえたい	良質な人材の確保が難しい	新規入居者の確保が難しい	入居希望者が多いが、新開が困難	支援者の業務に関する知識や技術が不足している	支援者の業務に意欲や熱意がある	管理の指導・管理能力が不足している	教育・研修の時間が取れない	支援者のコミュニケーションが不足している	事業(所支等)との連携がうまくいっていない	経理・管理職間のコミュニケーションが不足している	居やその族の対応が難しい	障害者サービスの制約等について的確な情報や説明が得られない	共同生活援助サービス提供のノウハウが乏しく、間に追いついていない	事業所は決まらずに課題を解決していく仕組みがない	雇用等についての情報や指導が不足している	消防基準に適合するための費用負担が大きい	その他	特に問題はない	無回答		
全体		1,497	710	421	75	147	884	237	440	546	241	194	716	351	114	163	220	126	492	171	117	580	70	39	70		
1-2 法人種別	国	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地方公共団体	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	社会福祉協議会	40	19	10	1	2	24	7	8	21	7	2	26	19	3	4	3	4	14	1	1	14	1	0	2	0	
	社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	751	340	203	26	80	491	114	240	314	128	96	403	203	65	86	110	47	242	93	59	287	35	17	18	0	
	医療法人	86	34	20	4	4	32	13	14	21	6	8	31	10	4	7	11	8	35	5	5	24	2	7	3	0	
	社団・財団法人	44	23	13	2	3	22	9	13	14	7	7	24	11	4	11	7	7	17	9	8	17	5	0	2	0	
	協同組合	2	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	
	営利法人	101	57	41	10	13	57	22	25	33	21	20	37	24	8	11	12	17	27	11	8	46	2	3	5	0	
	特定非営利活動法人(NPO法人)	404	217	122	28	42	237	65	129	132	68	56	177	78	28	40	71	40	143	45	30	170	22	9	8	0	
	その他	29	16	9	4	3	12	6	7	4	3	14	4	3	14	2	3	4	3	11	6	5	17	2	1	2	
1-3 所在地の都府県	北海道	120	56	33	6	13	67	20	30	41	21	18	54	29	10	11	13	13	42	17	7	48	4	4	6	0	
	青森	35	21	9	1	2	17	5	10	15	9	7	18	6	1	6	6	1	8	2	2	14	1	1	0	0	
	岩手	39	21	13	3	5	18	7	15	12	6	6	22	6	2	3	6	3	13	6	2	23	3	0	1	0	
	宮城	32	14	14	3	5	21	2	9	9	4	4	17	8	1	5	10	3	14	7	3	14	1	0	1	0	
	秋田	15	5	4	1	1	9	5	0	6	3	1	7	2	1	1	2	0	6	1	1	6	1	0	0	0	
	山形	16	11	7	1	3	8	3	5	4	3	3	4	1	0	1	1	4	3	1	0	6	1	1	1	1	
	福島	38	16	11	4	4	21	6	16	16	4	1	16	6	1	3	4	4	10	6	1	18	0	0	0	0	
	茨城	26	12	8	1	2	11	8	4	9	6	5	10	3	3	5	3	4	6	1	1	11	1	4	0	0	
	栃木	20	9	1	0	2	11	2	3	8	2	3	8	5	1	3	2	0	5	1	0	4	0	2	0	0	
	群馬	27	12	5	1	2	14	1	7	9	3	3	11	3	0	0	3	1	12	0	1	9	4	0	2	0	
	埼玉	55	26	16	0	2	31	9	18	20	14	5	27	19	4	6	7	5	13	7	6	21	3	1	0	0	
	千葉	75	36	20	7	6	49	13	26	31	12	15	33	19	7	9	11	7	17	9	6	19	3	5	1	0	
	東京	85	43	24	4	12	54	14	18	32	17	14	44	26	11	17	23	10	40	17	13	23	5	1	4	0	
	神奈川	83	39	20	3	4	58	7	29	30	16	12	42	22	10	11	7	8	27	10	7	28	5	1	2	0	
	新潟	39	17	12	1	5	25	8	12	18	5	6	25	10	4	1	5	2	14	7	3	15	0	1	0	0	
	富山	13	5	4	0	0	9	0	3	5	2	0	6	3	1	0	3	1	4	1	0	4	1	0	0	0	
	石川	13	3	2	0	0	6	7	2	4	2	0	6	2	1	1	4	0	5	0	0	2	1	1	1	1	
	福井	11	6	2	1	2	7	3	2	3	2	0	7	4	0	0	1	0	4	1	0	5	1	0	1	0	
	山梨	9	5	3	1	1	5	0	3	4	1	0	3	1	0	0	2	1	5	2	2	5	0	2	0	0	
	長野	48	24	16	2	7	31	13	9	21	11	6	27	14	6	7	9	4	23	7	6	27	5	0	0	0	
	岐阜	18	8	5	1	1	8	5	4	7	0	3	9	2	2	1	4	1	7	0	0	5	0	1	1	1	
	静岡	30	14	11	1	2	18	8	8	11	4	5	19	8	1	5	3	1	10	6	5	8	2	0	1	0	
	愛知	55	31	18	3	7	34	5	26	24	16	11	31	16	4	6	7	5	22	10	5	22	3	1	2	0	
	三重	19	8	6	2	4	8	2	8	4	1	2	7	5	2	2	2	2	3	6	1	0	10	1	0	1	
	滋賀	18	10	6	0	2	14	2	9	9	2	3	10	4	0	2	2	2	2	5	3	3	12	0	0	0	
	京都	22	13	7	0	3	15	2	9	7	2	2	13	8	2	2	2	1	9	5	5	12	1	0	0	0	
	大阪	105	61	36	4	4	71	15	49	35	17	19	54	37	5	10	18	12	43	11	10	66	5	1	4	0	
	兵庫	49	33	20	3	8	38	6	20	22	9	9	25	14	5	11	8	5	23	4	4	20	3	1	1	0	
	奈良	19	7	3	1	2	14	0	7	5	3	1	6	2	1	2	3	1	4	1	1	5	2	0	0	0	
	和歌山	10	5	1	0	1	5	0	3	3	0	0	4	2	2	0	1	2	1	0	0	2	1	0	1	0	
	鳥取	7	3	3	1	1	4	1	2	3	2	2	3	2	2	2	2	1	0	3	0	1	2	0	1	1	
	島根	3	1	1	0	1	2	0	1	2	0	1	1	2	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	
	岡山	12	5	2	0	5	5	1	3	5	0	1	5	0	0	0	0	0	6	1	0	5	0	1	0	0	
	広島	32	21	8	3	2	19	5	12	12	7	4	18	8	6	7	5	2	12	4	3	14	1	1	0	0	
	山口	15	6	3	1	1	8	2	2	7	3	2	10	6	0	3	4	4	5	0	3	6	0	1	0	0	
	徳島	10	5	3	2	2	8	2	3	4	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	8	0	1	0	0	
	香川	10	4	1	0	2	9	3	0	1	0	0	5	0	0	1	1	0	2	0	1	2	0	0	0	0	
	愛媛	17	6	4	0	1	7	7	7	6	5	2	7	3	2	1	3	1	2	2	2	8	0	0	0	0	
	高知	8	3	1	0	0	2	0	2	3	1	1	4	1	1	0	1	0	2	0	0	2	0	0	1	0	
	福岡	58	24	17	5	9	42	11	14	30	11	6	30	12	3	7	14	6	17	10	6	16	2	1	0	0	
	佐賀	13	6	4	1	0	6	6	3	3	2	1	7	2	2	1	2	2	2	2	0	0	5	1	0	1	
	長崎	26	13	8	2	4	18	3	4	12	0	2	11	8	0	2	3	3	10	3	3	16	1	0	0	0	
	熊本	38	15	11	1	2	18	6	9	11	4	3	14	4	2	2	3	0	10	2	0	11	3	2	1	0	
	大分	13	6	7	0	1	5	3	1	4	0	1	5	2	0	1	1	1	1	1	2	2	0	1	0	0	
	宮崎	11	3	2	1	1	5	0	1	2	1	0	2	3	0	0	3	1	5	0	0	4	0	0	2	0	
	鹿児島	28	9	5	2	1	14	7	4	8	3	2	15	6	4	4	2	0	6	2	2	6	3	2	2	0	
	沖縄	21	8	3	1	2	14	1	8	9	5	2	9	5	4	1	4	2	4	1	1	7	0	0	1	0	
入居者 平均 障害 区分	0~1未満	171	81	53	14	17	82	38	40	51	19	23	71	26	5	16	30	19	51	12	9	67	2	4	5		
	1~2未満	168	74	46	13	16	79	27	45	52	20	17															

図表1-14-2.GH事業を運営する上での問題点(MA)(N=法人数)

(単位:%)

1-2 法人種別	1-3 所在地 都道府県	1-5-3 GH 入居者数 (合計)	1-14共同生活援助事業を運営する上での問題点																							
			合計	今の報酬では、人材確保・着たに十分な賃金が払えない	経営(収支)が苦しく、労働条件や職場改善がたてられない	経営(収支)が苦しく、事業縮小や廃止を考えている	人材の確保が難しく、業務の小児や介護者を求めている	良質な人材の確保が難しい	新規入居者の確保が難しい	入居希望者が多いが、新規開拓が難しい	支援者の業務に関する知識や技術が不足している	支援者の業務に心労や負担が大きい	管理の指導・管理能力不足している	教育・研修の時間が十分に取れない	支援者のコミュニケーションが不足している	他業(所)との連携がうまくいっていない	経理・管理と職員のコミュニケーションが不足している	居るべき家族の対応が不十分である	障害福祉サービスの制度等についての的確な情報や説明が得られない	共同生活援助サービスの提供に関する課題や問題が、間に追いついていない	事業所としての課題、検討・解決していく仕組みがない	雇用等に関する情報や指導が不足している	消防や建築法に適合するための負担が大きすぎる	その他	特に問題はない	無回答
全体			100.0	47.4	28.1	5.0	9.8	59.1	15.8	29.4	36.5	16.1	13.0	47.8	23.4	7.6	10.9	14.7	8.4	32.9	11.4	7.8	38.7	4.7	2.6	4.7
国			100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体			100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0
社会福祉協議会			100.0	47.5	25.0	2.5	5.0	60.0	17.5	20.0	52.5	17.5	5.0	65.0	47.5	7.5	10.0	7.5	10.0	35.0	2.5	2.5	35.0	2.5	0.0	5.0
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)			100.0	45.3	27.0	3.5	10.7	65.4	15.2	32.0	41.8	17.0	12.8	53.7	27.0	8.7	11.5	14.6	6.3	32.2	12.4	7.9	38.2	4.7	2.3	2.4
医療法人			100.0	39.5	23.3	4.7	4.7	37.2	15.1	16.3	24.4	7.0	9.3	36.0	11.6	4.7	8.1	12.8	9.3	40.7	5.8	5.8	27.9	2.3	8.1	3.5
社団・財団法人			100.0	52.3	29.5	4.5	6.8	50.0	20.5	29.5	31.8	15.9	15.9	54.5	25.0	9.1	25.0	15.9	15.9	38.6	20.5	18.2	38.6	11.4	0.0	4.5
協同組合			100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
営利法人			100.0	56.4	40.6	9.9	12.9	56.4	21.8	24.8	32.7	20.8	19.8	36.6	23.8	7.9	10.9	11.9	16.8	26.7	10.9	7.9	45.5	2.0	3.0	5.0
特定非営利活動法人(NPO法人)			100.0	53.7	30.2	6.9	10.4	58.7	16.1	31.9	32.7	16.8	13.9	43.8	19.3	6.9	9.9	17.6	9.9	35.4	11.1	7.4	42.1	5.4	2.2	2.0
その他			100.0	55.2	31.0	13.8	10.3	41.4	20.7	31.0	24.1	13.8	10.3	48.3	13.8	6.9	10.3	13.8	10.3	37.9	20.7	17.2	58.6	6.9	3.4	6.9
北海道			100.0	46.7	27.5	5.0	10.8	55.8	16.7	25.0	34.2	17.5	15.0	45.0	24.2	8.3	9.2	10.8	10.8	35.0	14.2	5.8	40.0	3.3	3.3	5.0
青森			100.0	60.0	25.7	2.9	5.7	48.6	14.3	28.6	42.9	25.7	20.0	51.4	17.1	2.9	17.1	17.1	2.9	22.9	14.2	2.9	40.0	2.9	2.9	0.0
岩手			100.0	53.8	33.3	7.7	12.8	46.2	17.9	38.5	30.8	15.4	15.4	56.4	15.4	5.1	7.7	15.4	7.7	33.3	15.4	5.1	59.0	7.7	0.0	2.6
宮城			100.0	43.8	43.8	9.4	15.6	65.6	6.3	28.1	28.1	12.5	12.5	53.1	25.0	3.1	15.6	31.3	9.4	43.8	21.9	9.4	43.8	3.1	0.0	3.1
秋田			100.0	33.3	26.7	6.7	6.7	60.0	33.3	0.0	40.0	20.0	6.7	46.7	13.3	6.7	6.7	13.3	0.0	40.0	6.7	6.7	40.0	6.7	0.0	0.0
山形			100.0	68.8	43.8	6.3	18.8	50.0	18.8	31.3	25.0	18.8	18.8	25.0	6.3	6.3	6.3	25.0	18.8	6.3	0.0	37.5	6.3	6.3	6.3	
福島			100.0	42.1	28.9	10.5	10.5	55.3	15.8	42.1	42.1	10.5	2.6	42.1	15.8	2.6	7.9	10.5	10.5	26.3	15.8	2.6	47.4	0.0	0.0	0.0
茨城			100.0	46.2	30.8	3.8	7.7	42.3	30.8	15.4	34.6	23.1	19.2	38.5	11.5	11.5	19.2	11.5	15.4	23.1	3.8	3.8	42.3	3.8	15.4	0.0
栃木			100.0	45.0	5.0	0.0	10.0	55.0	10.0	15.0	40.0	10.0	15.0	40.0	5.0	10.0	15.0	10.0	0.0	25.0	5.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0
群馬			100.0	44.4	18.5	3.7	7.4	51.9	3.7	25.9	33.3	11.1	11.1	40.7	11.1	0.0	11.1	3.7	44.4	0.0	3.7	33.3	14.8	0.0	0.0	7.4
埼玉			100.0	47.3	29.1	0.0	3.6	56.4	16.4	32.7	36.4	25.5	9.1	49.1	24.5	7.3	10.9	12.7	9.1	26.3	12.7	10.9	38.2	5.5	1.8	0.0
千葉			100.0	48.0	26.7	9.3	8.0	65.3	17.3	34.7	41.3	16.0	20.0	44.0	25.3	9.3	12.0	14.7	9.3	22.7	12.0	8.0	25.3	4.0	6.7	1.3
東京			100.0	50.6	28.2	4.7	14.1	63.5	16.5	21.2	37.6	20.0	16.5	51.8	30.6	12.9	20.0	27.1	11.8	47.1	20.0	15.3	27.1	5.9	1.2	4.7
神奈川			100.0	47.0	24.1	3.6	4.8	69.9	8.4	34.9	36.1	19.3	14.5	50.6	26.5	12.0	13.3	8.4	9.6	32.5	12.0	8.4	33.7	6.0	1.2	2.4
新潟			100.0	43.6	30.8	2.6	12.8	64.1	20.5	30.8	46.2	12.8	15.4	64.1	25.6	10.3	2.6	12.8	5.1	35.9	12.9	7.7	38.5	0.0	2.6	0.0
富山			100.0	38.5	30.8	0.0	0.0	69.2	0.0	23.1	38.5	15.4	0.0	46.2	23.1	7.7	0.0	23.1	7.7	30.8	7.7	0.0	30.8	7.7	0.0	0.0
石川			100.0	23.1	15.4	0.0	0.0	46.2	53.8	15.4	30.8	15.4	0.0	46.2	15.4	7.7	7.7	30.8	0.0	38.5	0.0	0.0	15.4	7.7	7.7	7.7
福井			100.0	54.5	18.2	9.1	18.2	63.6	27.3	18.2	27.3	18.2	0.0	63.6	36.4	0.0	0.0	9.1	0.0	36.4	9.1	0.0	45.5	9.1	0.0	9.1
山梨			100.0	55.6	33.3	11.1	11.1	55.6	0.0	33.3	44.4	11.1	0.0	33.3	11.1	0.0	0.0	22.2	11.1	55.6	22.2	22.2	55.6	0.0	22.2	0.0
長野			100.0	50.0	33.3	4.2	14.6	64.6	27.1	18.8	43.8	22.9	12.5	56.3	29.2	12.5	14.6	18.8	8.3	47.9	14.6	12.5	56.3	10.4	0.0	5.6
岐阜			100.0	44.4	27.8	5.6	5.6	44.4	27.8	22.2	38.9	0.0	16.7	50.0	11.1	11.1	5.6	22.2	5.6	38.9	0.0	0.0	27.8	0.0	5.6	5.6
静岡			100.0	46.7	36.7	3.3	6.7	60.0	26.7	26.7	36.7	13.3	16.7	63.3	26.7	3.3	16.7	10.0	3.3	33.3	20.0	16.7	26.7	6.7	0.0	3.3
愛知			100.0	56.4	32.7	5.5	12.7	61.8	9.1	47.3	43.6	29.1	20.0	56.4	29.1	7.3	10.9	12.7	9.1	40.0	18.2	9.1	40.0	5.5	1.8	3.6
三重			100.0	42.1	31.6	10.5	21.1	42.1	10.5	42.1	21.1	5.3	10.5	36.8	26.3	10.5	10.5	10.5	15.8	31.6	5.3	0.0	52.6	5.3	0.0	5.3
滋賀			100.0	55.6	33.3	0.0	11.1	77.8	11.1	50.0	50.0	11.1	16.7	55.6	22.2	0.0	11.1	11.1	11.1	27.8	16.7	16.7	66.7	0.0	0.0	0.0
京都			100.0	59.1	31.8	0.0	13.6	68.2	9.1	40.9	31.8	9.1	9.1	59.1	36.4	9.1	9.1	4.5	40.9	22.7	22.7	54.5	4.5	0.0	0.0	0.0
大阪			100.0	58.1	34.3	3.8	3.8	67.6	14.3	46.7	33.3	16.2	18.1	51.4	35.2	4.8	9.5	17.1	11.4	41.0	10.5	9.5	62.9	4.8	1.0	3.8
兵庫			100.0	67.3	40.8	6.1	16.3	77.6	12.2	40.8	44.9	18.4	18.4	51.0	28.6	10.2	22.4	16.3	10.2	46.9	8.2	8.2	40.8	6.1	2.0	2.0
奈良			100.0	36.8	15.8	5.3	10.5	73.7	0.0	36.8	26.3	15.8	5.3	31.6	10.5	5.3	10.5	15.8	5.3	21.1	5.3	5.3	26.3	10.5	0.0	0.0
和歌山			100.0	50.0	10.0	0.0	10.0	50.0	0.0	30.0	30.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0	10.0
鳥取			100.0	42.9	42.9	14.3	14.3	57.1	14.3	28.6	42.9	28.6	28.6	42.9	28.6	28.6	28.6	14.3	0.0	42.9	0.0	14.3	28.6	0.0	14.3	14.3
島根			100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
岡山			100.0	41.7	16.7	0.0	41.7	41.7	8.3	25.0	41.7	0.0	8.3	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	8.3	0.0	41.7	0.0	8.3	0.0
広島			100.0	65.6	25.0	9.4	6.3	59.4	15.6	37.5	37.5	21.9	12.5	56.3	25.0	18.8	21.9	15.6	6.3	37.5	12.5	9.4	43.8	3.1	3.1	0.0
山口			100.0	40.0	20.0	6.7	6.7	53.3	13.3	13.3	46.7	20.0	13.3	66.7	40.0	0.0	20.0	26.7	26							

【自由記述】GH運営上の問題

・GH利用者の高齢化・重度化により、以前より身体介護が必要な利用者が増えてきている。それにより、人員の配置が“より介護や支援が必要な人”に集中してしまい、それ以外の利用者に係る時間が少なくなり、声掛けや見守りで落ち着いた生活を送れる利用者が問題を起こしてしまうケースが増えている。・地域住民が少ない地方のため、地元のマンパワー（職員確保）に限界がある。職員確保の方策が急務。
・年齢を重ねた利用者や虚弱になった利用者に対し、サービスを提供できるハード面が整っていない。・修繕の費用が無い。人員配置を多くしているので赤字運営となっており、いつまで法人が補填してくれるか不明。
①勤務日数・時間に対しての夜間支援員の募集が集まらない。②消防法が変わり、入居者の障害支援度によってスプリンクラー設置が必須になったりすると、最初から設備を入れるのと異なり、工事時間・金額が変わり採算が合わなくなる。
GHを入所施設として捉える人がいる
GHが、現在住んでいる方々の家だという事がわからない人がいる
NPO法人も税金が義務化され、今まで減免を受けていた法人税を支払わなければならない。しかし、元々非営利目的のNPO法人で、なぜ収益事業とみなされるのか疑問である。財源がない。
新しく開設したいが、地域の理解や協力がえられない。
一部の勤務者が法人内の他の事業部門との兼務となる為、支援内容の統一性が保たれない。
開設時の資金不足が2～3年間ひびきが、安定してくると職員にも不足のない給与が支払える。開設時に助成金が借りられる制度がほしい。
加算等で報酬を上げるのではなく、抜本的改正を望みます
近隣とのトラブル（防音対策はしているが、障害者理解ができない方への対応）に疲弊している。
空室補償期間に入居できない。キャンセルや病院の事情で半年かかった。
国の報酬がひくすぎ
区分5の方1人の入居なのにスプリンクラーを設置しないと訴訟すると消防署から言われている
区分が重くなった場合、今の6項へのGHには居られなくなる人がいる。
経営規模を拡大した方が、適切な経営、労働条件になると考えるが、建物・人材・入居者の確保の見通しが立たず、ふみきれない。
災害等対策事務が急増
収支上、管理者自身が直接支援職員を兼務する必要が生じて、職員や管理者の養成を行う余裕がない。
就職すると離職はあまりしないが、就職希望者がいない。職員の高齢化。
住民の反対
上記の3と4の前半部分はあてはまるが、後半部分の「事業の縮小や廃止」までは考えていない。新規のGH設置の課題として、住民の理解等で場所（物件）の確保が困難である。
小規模（NPO）な法人は建築費用などが自己負担になってしまう
職員の高齢化。グループホームは朝夕夜間の業務が主となるため、子育て期の若い人材を正規職員として採用しづらく、指導層の育成が難しい。
職員のスキルアップが出来て無い為、重度の利用者の受け入れがこんなんである。
人材の余剰をかかえる余裕がないので、1人退職すると現場が回らなくなる。
スプリンクラー設置に補助金が欲しい。見積650万必要の高額
スプリンクラーの設置ができない。
生活保護の方の家賃で上限額が低すぎ。他居室も合わせざるを得ないので、経営が大変（アパートタイプ住居）
精神科の入院者が多く、経営を大きく圧迫している。
精神の方は地域との連携が難しい
世話人の確保に苦労している
世話人の高齢化→新規利用者受け入れに慎重になる
専任で配置できる単価がない為、不規則な勤務又は兼務するしかなくなる。
他事業所との兼務のため、支援充実のための十分な取り組みをすることができない。
建物の構造上、入居者の高齢化が進むと入居の継続が困難と予想される。
男性職員の人材不足。若手職員の勤務意欲の低下。
地域への理解を求めていくことが、まだまだ必要です。差別の対応が大変です。
賃貸住宅の場合、老朽化による住宅立ち退きに直面している。
通院の対応。人手のいる時間帯が不均一。
てんかん発作がある入居者について、リスクがあるにも関わらず、夜間から早朝にかけての重度訪問介護を用いての見守りの支給決定が下りにくい。
入居者各々の特性や性格を理解・把握するのに時間を要し、入居者同士のトラブル解決が困難な場合がある。
入居者の高齢化に伴い数年先も入居が可能なのかは不確定。
入居者の高齢化により支援や介護の必要性は高くなりつつあるが、支援者の確保や建物の改善が追いつかない。
入居者の障害支援区分が、医者によっては下げられる。よって収入が減少する。
認可を得るためのエネルギーが膨大。埼玉県内に8回行った！！
パート中心、交代勤務中心だと連携や支援もうまくできていかない。
バックアップ施設があるからホームの経営が出来ている。日中活動に参加しない利用者の対応に苦慮している。
一人職場であり、会議等の時間の設定が困難。
法人の協力、理解が得られていない。経営は厳しくないはず。
ボーナス無とかで何とか人件費をおさえている。赤字にならないため昇給とかできない
ホーム老朽化や建て直しなどの費用の確保が難しい→利用者様に負担させられない。
他のサービスで出来ない事が、家庭に持ち帰るような形で来るのに、報酬的に他のサービスより悪いと思う。
本体施設に人員配置の面で負担をかけている。
本来すべき仕事以外の雑務が多い（調査表、アンケート）。
まだ開所して半年なので試行錯誤の状況です。
盲ろう者の支援のために必要な職員数が足りない
問題行動が多いわりには基本単価（報酬）が低い。
夜間休日に勤ムする人材の確保が難しい
夜勤などは、さほど大変な業務とは思わないが、夜勤と日勤を伴う特殊な勤務だけに若い人材が集まりにくい。併せて、給与面の低さで非常勤の60才以上か、若しくは子育てが一段落した主婦層ぐらしか応募がない。人の確保が非常に困難で、新しいGHの設置をためらっている。
利用者さんの年金、作業、工賃だけでGHの自己負担を賄えない方がいる（年金額が低い）。
利用者さんの高齢化・病状による通院支援が増加顕著。時間外対応が多い。GHと日中活動支援先への送迎・短期入所と日中活動支援先への送迎制度にない
建物が老朽化しているが、新たに賃貸した場合消防法をクリアする物件がない。
個別ヘルパー利用を進め入居者個々人のニーズに合った支援に心がけているが、3年の経過措置の延長で、入居者自身もスタッフも非常に不安になっている。
施設の老朽化並びに耐震に不安
事業を継続していく上で的人员確保を含めたリスクマネジメント
重度者に手厚い。人里離れた入所施設が地域に出てきただけで、グループホームというより入所施設のような形態になりつつある。軽度者も一所懸命生きているので、給付費を減額しないでほしい。少人数のホームを増やす施策をお願いしたい。
重度障害者支援のため、良質な人材を確保しようとすると正規雇用したいが、昇給を考えると、収入が見えているため難しい。赤字事業にすることは、利用者の暮らしを支えているので不安でできない。なので人件費補助も受けられない。
消防法・建築基準等適合ホームとなると今までの借家物件での継続が難しくなり、中～軽度の利用者のふつうの暮らし（場所）が事実上できなくなってしまう。
新規住居を検討する際、近隣の理解（建築協定）がネックになる。
世話人などの支援従事者の高齢化
退所に対する家族等の受け入れ、同意が難しく、入所の長期化が見られる。
地域住民の理解不足
長年勤めていた職員が定年になり、新たな人材を募集しているが中々難しい。一人職場なのも理由に挙げられると思う。
募集しても応募がない
法人内に日中活動系とGHがあり、異動の仕組みを作っているものの、時間帯等の労働条件を含め、GHを希望する職員が極めて少ない。
民間賃貸の為、住居の安定した確保に不安。また、法人所有するためには資金不足
遊休不動産などの所有者に共同生活援助事業用の物件提供を促すような行政側の働きかけがあれば地域移行がより円滑に進められると考えます。
利用者・スタッフの高齢化、休日の余暇支援、
利用者の成長を促すプログラムを企画、実践する能力が不足している

(15) 共同生活住居内でのヘルパー等の利用

a. 法人毎にみたヘルパー等の利用者がいる割合

共同生活住居内での居宅介護(身体介護)や重度訪問介護の利用が、現在経過措置として認められていることは周知の通りである。

まずそれらの利用者がいる法人の割合をみてみよう(右表)(入居者の利用割合は次章でみる)。

共同生活住居内で「居宅介護(身体介護)」を利用している入居者がいると回答した法人は、10.9%(無回答を除く、以下同)、「重度訪問介護の利用者がいる」法人は、3.6%となっていた。「行動援護の利用者がいる」法人は12.6%であった。

b. 経過措置を恒久化すべきか

「3年の経過措置ではなく恒久すべきか」について「そう思う」「そう思わない」「どちらでもない」「わからない」の4つの選択肢を設け、法人毎に回答をしてもらった。

無回答を除く回答の割合をみると、「そう思う」57.7%、「そう思わない」3.8%、「どちらでもない」15.3%、「わからない」23.1%であった。

「居宅介護(身体介護)」の利用者がいる法人では「そう思う」が84.9%、「重度訪問介護の利用者がいる」法人では「そう思う」97.6%と「そう思う」法人の割合が高かった一方で、「1~5の利用者がいない」法人では、

	合計	1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)								無回答を除く%・合計を100とする				
		居宅介護(身体介護)の利用者がいる	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	重度訪問介護の利用者がいる	行動援護の利用者がいる	介護保険の訪問介護の利用者がいる	1~5の利用者がいない	無回答	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	重度訪問介護の利用者がいる	行動援護の利用者がいる	介護保険の訪問介護の利用者がいる	1~5の利用者がいない
全体	1,497	128	36	42	148	35	886	322	10.9	3.1	3.6	12.6	3.0	75.4
1-2 法人種別(不明を除く)														
国	1	0	0	0	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
地方公共団体	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
社会福祉協議会	40	4	1	0	6	2	15	16	16.7	4.2	0.0	25.0	8.3	62.5
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	751	75	18	22	84	17	445	149	12.5	3.0	3.7	14.0	2.8	73.9
医療法人	86	1	0	0	0	0	67	18	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	98.5
社団・財団法人	44	6	3	1	6	0	27	5	15.4	7.7	2.6	15.4	0.0	69.2
協同組合	2	2	1	0	1	1	0	0	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0
営利法人	101	9	3	2	11	1	57	23	11.5	3.8	2.6	14.1	1.3	73.1
特定非営利活動法人(NPO法人)	404	29	9	16	36	12	250	74	8.8	2.7	4.8	10.9	3.6	75.8
その他	29	2	1	1	3	2	19	4	8.0	4.0	4.0	12.0	8.0	76.0
1-3 所在地(都道府県(不明を除く))														
北海道	120	8	3	1	6	2	74	31	9.0	3.4	1.1	6.7	2.2	83.1
青森	35	1	2	0	2	1	25	7	3.6	7.1	0.0	7.1	3.6	89.3
岩手	39	4	0	0	2	1	30	3	11.1	0.0	0.0	5.6	2.8	83.3
宮城	32	0	0	0	2	0	23	7	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	92.0
秋田	15	0	0	0	0	0	10	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山形	16	1	2	0	3	0	10	2	7.1	14.3	0.0	21.4	0.0	71.4
福島	38	4	1	1	4	0	20	10	14.3	3.6	3.6	14.3	0.0	71.4
茨城	26	0	0	0	0	1	24	1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	96.0
栃木	20	2	0	0	0	1	14	3	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	82.4
群馬	27	5	0	0	5	1	12	5	22.7	0.0	0.0	22.7	4.5	54.5
埼玉	55	3	3	2	7	1	32	9	6.5	6.5	4.3	15.2	2.2	69.6
千葉	75	7	0	6	9	5	40	15	11.7	0.0	10.0	15.0	8.3	66.7
東京	85	4	1	1	12	4	38	27	6.9	1.7	1.7	20.7	6.9	65.5
神奈川	83	12	6	4	12	2	46	14	17.4	8.7	5.8	17.4	2.9	66.7
新潟	39	5	0	1	2	0	25	8	16.1	0.0	3.2	6.5	0.0	80.6
富山	13	1	0	0	0	0	9	3	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0
石川	13	0	0	0	0	0	10	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
福井	11	2	0	0	0	0	7	2	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	77.8
山梨	9	0	0	0	1	0	7	1	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	87.5
長野	48	4	1	1	4	1	34	6	9.5	2.4	2.4	9.5	2.4	81.0
岐阜	18	1	0	0	0	0	12	5	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	92.3
静岡	30	2	0	2	1	1	20	5	8.0	0.0	8.0	4.0	4.0	80.0
愛知	55	7	1	1	8	0	30	12	16.3	2.3	2.3	18.6	0.0	69.8
三重	19	2	1	0	2	1	10	6	15.4	7.7	0.0	15.4	7.7	76.9
滋賀	18	5	1	1	2	1	9	2	31.3	6.3	6.3	12.5	6.3	56.3
京都	22	5	1	0	5	0	12	2	25.0	5.0	0.0	25.0	0.0	60.0
大阪	105	19	13	17	7	53	18	21.8	1.1	14.9	19.5	8.0	60.9	
兵庫	49	5	1	5	5	2	28	8	12.2	2.4	12.2	12.2	4.9	68.3
奈良	19	4	2	0	8	0	6	3	25.0	12.5	0.0	50.0	0.0	37.5
和歌山	10	1	0	0	1	0	5	3	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	71.4
鳥取	7	0	0	0	1	0	6	0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	85.7
島根	3	1	0	0	1	0	2	0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7
岡山	12	1	0	0	0	0	7	4	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5
広島	32	3	2	1	1	0	21	7	12.0	8.0	4.0	4.0	0.0	84.0
山口	15	0	1	0	1	0	10	3	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	83.3
徳島	10	0	0	0	0	0	7	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
香川	10	0	0	0	1	0	8	1	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	88.9
愛媛	17	0	1	0	1	2	11	3	0.0	7.1	0.0	7.1	14.3	78.6
高知	8	0	0	0	0	0	6	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
福岡	58	5	0	0	6	0	39	9	10.2	0.0	0.0	12.2	0.0	79.6
佐賀	13	0	0	0	3	0	9	1	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0
長崎	26	2	1	0	4	1	17	4	9.1	4.5	0.0	18.2	4.5	77.3
熊本	38	1	1	2	1	0	22	12	3.8	3.8	7.7	3.8	0.0	84.6
大分	13	0	3	0	3	0	6	2	0.0	27.3	0.0	27.3	0.0	54.5
宮崎	11	0	0	0	0	0	9	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鹿児島	28	1	0	0	2	0	17	8	5.0	0.0	0.0	10.0	0.0	85.0
沖縄	21	0	0	0	3	0	14	4	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0	82.4
入居者全	171	3	2	1	5	1	113	47	2.4	1.6	0.8	4.0	0.8	91.1
平均書	168	6	10	0	8	5	108	37	4.6	7.6	0.0	6.1	3.8	82.4
障害	387	19	8	1	18	9	267	75	6.1	2.6	0.3	5.8	2.9	85.6
支援	351	28	4	5	39	3	212	71	10.0	1.4	1.8	13.9	1.1	75.7
区分	239	33	5	12	40	9	130	43	16.8	2.6	6.1	20.4	4.6	66.3
(不明を	113	32	5	14	33	6	41	14	32.3	5.1	14.1	33.3	6.1	41.4
6	22	6	2	9	5	2	5	0	27.3	9.1	40.9	22.7	9.1	22.7
1-5-3	41	1	0	0	0	0	7	33	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5
GH	692	50	18	20	61	12	433	132	8.9	3.2	3.6	10.9	2.1	77.3
入居者数	383	33	8	10	37	5	240	72	10.6	2.6	3.2	11.9	1.6	77.2
(合計)	161	8	3	0	22	6	95	35	6.3	2.4	0.0	17.5	4.8	75.4
①計(不明を除く)	73	10	2	5	6	2	39	19	18.5	3.7	9.3	11.1	3.7	72.2
61~70人	40	8	1	2	5	2	15	12	28.6	3.6	7.1	17.9	7.1	53.6
51~60人	39	6	2	1	2	2	24	5	17.6	5.9	2.9	5.9	5.9	70.6
71~80人	17	1	0	0	3	1	9	3	7.1	0.0	0.0	21.4	7.1	64.3
81~90人	15	2	0	0	3	1	8	2	15.4	0.0	0.0	23.1	7.7	61.5
91~100人	12	1	1	0	1	1	7	4	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	87.5
101人以上	7	2	0	2	2	1	3	1	33.3	0.0	33.3	33.3	16.7	50.0
指定事業の種別(不明を除く)	17	6	1	2	6	2	6	4	46.2	7.7	15.4	46.2	15.4	46.2
介護サービス包括型(A)	1,080	106	18	36	124	27	638	212	12.2	2.1	4.1	14.3	3.1	73.5
日中サービス支援型(B)	29	2	3	0	2	0	19	3	7.7	11.5	0.0	7.7	0.0	73.1
外部サービス利用型(C)	196	9	7	0	5	4	124	49	6.1	4.8	0.0	3.4	2.7	84.4
域移行支援型(介護サービス包括型)(D)	19	0	1	1	0	0	9	8	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	81.8
地域移行支援型(外部サービス利用型)(E)	36	2	0	0	3	0	28	4	6.3	0.0	0.0	9.4	0.0	87.5
A+B	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
A+C	23	2	2	1	4	2	12	5	11.1	11.1	5.6	22.2	11.1	66.7
A+D	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
A+E	2	0	1	0	0	0	1	0	0.0					

「そう思う」が 51.6%、「わからない」が 26.5%等となっていた。居宅介護や重度訪問介護、行動援護や介護保険の訪問介護といった個別的なサービスを利用する入居者がいると回答した法人では「そう思う」という回答が高くなっていることがわかる。他方、それらの利用者がいないと回答した法人では「どちらでもない」「わからない」という回答が相対的に高くなっているが、「そう思う」（恒久化すべき）という回答も 5 割を超えている。

c.区分 3 以下にも拡大すべきか

「区分 3 以下の入居者にも拡大すべき」かについて「そう思う」「そう思わない」「どちらでもない」「わからない」の 4 つの選択肢を設け、法人毎に回答をしてもらった。

無回答を除く回答の割合をみると、「そう思う」50.8%、「そう思わない」9.8%、「どちらでもない」19.3%、「わからない」20.1%であった。

「居宅介護（身体介護）の利用者がいる」法人では「そう思う」が 56.6%、「重度訪問介護の利用者がいる」法人では「そう思う」60.6%と「そう思う」法人の割合が高かった一方で、「1～5 の利用者はいない」法人では、「そう思う」が 48.1%、「わからない」が 22.3%等となっていた。

d.今の世話人・生活支援員の配置基準で不足はないか

「今の GH 世話人、生活支援員の配置基準で不足はない」かについて「そう思う」「そう思わない」「どちらでもない」「わからない」の 4 つの選択肢を設け、法人毎に回答をしてもらった。

無回答を除く回答の割合をみると、「そう思う」（不足はないと思う）29.9%、「そう思わない」（不足がないとは思わない）33.5%、「どちらでもない」22.9%、「わからない」13.7%であった。

「居宅介護（身体介護）の利用者がいる」法人では「そう思う」（不足はないと思う）が 22.7%に対して「そう思わない」（不足がないとは思わない）が 45.4%、「重度訪問介護の利用者がいる」法人では「そう思う」（不足はないと思う）25.6%に対して「そう思わない」（不足がないとは思わない）が 51.3%であった。「1～5 の利用者はいない」法人では、「そう思う」（不足はないと思う）が 31.1%に対して「そう思わない」（不足がないとは思わない）30.6%となっていた。

e.世話人・生活支援員の配置を増やすべきか

「GH の世話人、生活支援員の配置基準を増やすべき」かについて「そう思う」「そう思わない」「どちらでもない」「わからない」の 4 つの選択肢を設け、法人毎に回答をしてもらった。

無回答を除く回答の割合をみると、「そう思う」27.0%、「そう思わない」30.4%、「どちらでもない」26.1%、「わからない」16.5%であった。

図表1-15-2.経過措置を恒久化すべきか

(単位：法人)

(単位：%)

	合計	1-15②-1 3年の経過措置ではなく恒久化すべき					無回答を除く%・合計=100				
		そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	
全体	1,497	697	46	185	279	290	57.7	3.8	15.3	23.1	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(不明を除く)(MA)	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	107	4	6	9	2	84.9	3.2	4.8	7.1
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	22	1	6	3	4	68.8	3.1	18.8	9.4
	重度訪問介護の利用者がいる	42	41	0	0	1	0	97.6	0.0	0.0	2.4
	行動援護の利用者がいる	148	92	3	17	17	19	71.3	2.3	13.2	13.2
	介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	26	1	2	3	3	81.3	3.1	6.3	9.4
	1~5の利用者はいない	886	366	33	122	188	177	51.6	4.7	17.2	26.5

図表1-15-3.GHにおけるHHの個別利用を区分3以下の入居者にも拡大すべきか

(単位：法人)

(単位：%)

	合計	1-15②-2 区分3以下の入居者にも拡大すべき					無回答を除く%・合計=100				
		そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	
全体	1,497	609	118	232	241	297	50.8	9.8	19.3	20.1	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(不明を除く)(MA)	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	69	16	21	16	6	56.6	13.1	17.2	13.1
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	16	4	6	6	4	50.0	12.5	18.8	18.8
	重度訪問介護の利用者がいる	42	24	5	4	7	2	60.0	12.5	10.0	17.5
	行動援護の利用者がいる	148	68	15	24	21	20	53.1	11.7	18.8	16.4
	介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	26	1	3	2	3	81.3	3.1	9.4	6.3
	1~5の利用者はいない	886	341	77	133	158	177	48.1	10.9	18.8	22.3

図表1-15-4.今の世話人・生活支援員の配置基準で不足はないか

(単位：法人)

(単位：%)

	合計	1-15②-3 今のGH世話人、生活支援員の配置基準					無回答を除く%・合計=100				
		そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	
全体	1,497	357	400	273	164	303	29.9	33.5	22.9	13.7	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(不明を除く)(MA)	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	27	54	27	11	9	22.7	45.4	22.7	9.2
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	11	10	6	4	5	35.5	32.3	19.4	12.9
	重度訪問介護の利用者がいる	42	10	20	6	3	3	25.6	51.3	15.4	7.7
	行動援護の利用者がいる	148	40	46	28	9	25	32.5	37.4	22.8	7.3
	介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	4	20	5	3	3	12.5	62.5	15.6	9.4
	1~5の利用者はいない	886	221	217	165	107	176	31.1	30.6	23.2	15.1

図表1-15-5.世話人・生活支援員の配置を増やすべきか

(単位：法人)

(単位：%)

	合計	1-15②-4 GHの世話人、生活支援員の配置基準を					無回答を除く%・合計=100				
		そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	
全体	1,497	321	362	311	196	307	27.0	30.4	26.1	16.5	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(不明を除く)(MA)	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	33	37	32	19	7	27.3	30.6	26.4	15.7
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	8	11	8	3	6	26.7	36.7	26.7	10.0
	重度訪問介護の利用者がいる	42	14	14	7	4	3	35.9	35.9	17.9	10.3
	行動援護の利用者がいる	148	43	43	29	13	20	33.6	33.6	22.7	10.2
	介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	10	12	7	3	3	31.3	37.5	21.9	9.4
	1~5の利用者はいない	886	175	210	192	123	186	25.0	30.0	27.4	17.6

図表15-6.経過措置や配置基準について(法人種別等)

		(単位:法人)																					
		合計	1-15②-1 3年の経過措置ではなく恒久化するべき					1-15②-2 区分3以下の入居者にも拡大すべき					1-15②-3 今のGH世話人、生活支援員の配置基準で不足はない					1-15②-4 GHの世話人、生活支援員の配置基準を増やすべき					
			そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	無回答	
1-2法人種別	全体	1,497	697	46	185	279	290	609	118	232	241	297	357	400	273	164	303	321	362	311	196	307	
	国	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	地方公共団体	4	1	0	0	1	2	1	0	0	1	2	0	1	0	1	2	0	0	1	1	1	2
	社会福祉協議会	40	20	2	5	9	4	13	4	6	11	6	10	16	5	4	5	14	9	6	4	7	5
	社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	751	381	17	98	133	122	329	56	118	120	128	160	232	156	70	133	193	174	175	84	125	
	医療法人	86	29	5	13	25	14	30	3	17	21	15	28	14	16	14	14	21	16	16	17	16	16
	社団・財団法人	44	22	2	7	5	8	20	5	5	6	8	10	19	6	2	7	10	13	10	3	8	8
	協同組合	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	営利法人	101	37	6	14	24	20	40	9	17	17	18	31	20	13	19	18	12	38	12	18	21	21
	特定非営利活動法人(NPO法人)	404	198	13	42	74	77	164	39	63	61	77	112	92	71	51	78	65	105	84	66	84	84
その他	29	5	1	4	6	13	8	2	4	2	13	3	3	6	1	16	4	4	6	1	14	14	
1-3所在地の都道府県	北海道	120	51	8	16	22	23	50	11	21	15	23	31	32	25	9	23	30	33	22	12	23	23
	青森	35	18	3	5	3	6	14	7	4	4	6	9	14	4	2	6	12	8	7	2	6	6
	岩手	39	26	1	5	6	1	21	3	9	5	1	13	10	11	4	1	10	12	12	3	2	2
	宮城	32	10	1	8	6	7	8	4	4	7	9	7	5	6	6	8	4	6	6	6	10	10
	秋田	15	11	1	1	1	1	9	1	5	0	0	7	7	0	0	1	4	5	5	1	0	0
	山形	16	8	2	1	2	3	7	4	2	0	3	5	2	3	2	4	1	5	3	2	5	5
	福島	38	18	1	7	8	4	19	4	4	7	4	8	12	5	8	5	10	11	5	7	5	5
	茨城	26	6	3	4	9	4	6	4	5	8	3	3	8	5	7	3	5	5	4	4	8	4
	栃木	20	4	0	5	4	7	8	1	2	3	6	2	5	4	3	6	3	0	7	3	7	4
	群馬	27	12	1	5	4	5	11	2	5	5	4	9	8	5	0	5	7	8	8	0	4	4
	埼玉	55	25	0	11	3	16	20	4	10	3	18	15	10	9	4	17	10	12	12	3	18	18
	千葉	75	46	2	6	10	11	38	3	13	10	11	20	23	10	11	11	14	21	13	14	13	13
	東京	85	43	4	10	11	17	30	9	19	10	17	13	31	17	7	17	24	15	20	9	17	17
	神奈川	83	50	2	7	17	7	39	8	14	13	9	16	27	17	12	11	20	19	18	15	11	11
	新潟	39	17	0	2	11	9	15	3	6	7	8	7	14	6	3	9	10	6	8	6	9	9
	富山	13	7	0	1	4	1	6	0	2	4	1	2	2	4	4	1	1	3	4	4	1	1
	石川	13	4	0	2	3	4	5	1	2	2	3	1	3	2	3	4	4	2	2	3	2	2
	福井	11	8	0	0	2	1	6	1	2	1	1	4	4	2	0	1	3	6	1	0	1	1
	山梨	9	3	0	0	5	1	2	2	0	4	1	3	2	2	1	1	2	3	1	2	1	1
	長野	48	20	2	6	7	13	15	6	5	8	14	11	9	8	8	12	6	13	7	9	13	13
	岐阜	18	5	1	1	4	7	4	1	1	5	7	6	2	1	2	7	1	4	2	4	7	7
	静岡	30	11	1	5	8	5	11	0	5	9	5	7	5	7	5	6	7	2	10	6	5	5
	愛知	55	32	3	5	8	7	26	6	7	9	7	7	17	11	12	8	15	12	10	12	6	6
	三重	19	8	1	2	6	2	5	2	5	2	6	5	2	4	2	1	9	3	4	2	2	2
	滋賀	18	13	0	0	3	2	14	0	1	1	2	6	6	4	0	2	2	6	5	2	3	3
	京都	22	11	1	2	5	3	8	3	2	5	4	3	6	6	3	4	4	4	6	4	4	4
	大阪	105	60	1	8	22	14	55	4	9	22	15	25	34	14	12	20	25	31	14	16	19	19
	兵庫	49	24	1	4	12	8	20	2	7	8	12	12	12	10	4	11	9	12	13	5	10	10
	奈良	19	12	1	2	2	2	9	0	3	4	3	9	0	7	0	3	6	10	0	3	3	3
	和歌山	10	4	0	4	0	2	3	0	4	1	2	0	3	4	1	2	2	1	3	1	3	3
	鳥取	7	1	0	1	3	2	1	0	2	2	2	1	2	2	1	1	0	2	2	2	2	1
	島根	3	2	0	1	0	0	0	0	3	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
	岡山	12	6	0	1	2	3	5	1	0	3	3	3	3	2	1	3	1	4	3	1	3	3
	広島	32	12	1	4	10	5	12	4	6	6	4	12	6	5	4	5	6	12	6	4	4	4
	山口	15	4	1	1	5	4	6	0	1	3	5	5	1	2	3	4	2	4	1	4	1	4
	徳島	10	4	0	3	1	2	4	0	2	2	2	2	4	2	0	2	4	1	2	1	2	1
	香川	10	5	0	2	1	2	5	2	1	0	2	4	1	4	0	1	1	4	3	1	1	1
	愛媛	17	10	0	2	3	10	0	2	1	4	5	4	3	1	4	5	4	3	1	4	1	4
	高知	8	3	0	0	2	3	2	0	1	2	3	3	1	0	1	3	1	2	1	1	3	3
	福岡	58	27	0	9	13	9	22	4	13	11	8	12	17	15	6	8	16	13	14	6	9	9
	佐賀	13	6	1	0	3	3	6	2	0	2	3	6	1	1	2	3	0	7	0	2	4	4
	長崎	26	11	1	5	5	4	13	3	1	5	4	5	11	6	0	4	9	6	7	0	4	4
	熊本	38	15	0	8	5	10	14	3	7	3	11	14	8	6	2	8	8	9	10	2	9	9
	大分	13	5	0	2	2	4	4	0	4	1	4	3	5	1	1	3	4	2	2	1	4	4
	宮崎	11	1	0	2	6	2	1	0	2	6	2	2	3	2	2	1	4	2	2	2	2	2
	鹿児島	28	11	0	6	4	7	11	2	4	5	6	9	6	5	2	6	7	6	7	2	6	6
	沖縄	21	6	1	3	7	4	9	1	4	4	3	3	7	5	1	5	8	1	6	3	3	3
	入居者全平均障害支援区分	0~1未満	171	54	4	27	45	41	56	9	32	36	38	46	33	21	29	42	31	34	33	34	39
		1~2未満	168	73	4	26	34	31	74	13	23	26	32	46	44	34	14	30	39	40	38	18	33
		2~3未満	387	168	18	57	73	71	165	30	69	53	70	101	96	81	35	74	85	95	83	44	80
		3~4未満	351	181	9	37	68	56	158	28	49	60	56	84	98	73	42	54	70	97	82	47	55
		4~5未満	239	127	9	27	39	37	92	25	41	40	41	48	73	46	30	42	56	56	50	34	43
		5~6未満	113	72	1	9	14	17	48	10	16	17	22	22	47	14	8	22	34	31	18	12	18
		6	22	17	1	1	1	2	11	3	1	4	3	5	6	3	4	4	6	6	3	3	4
	1-5-3 GH入居者数(合計)①計	なし	41	4	0	1	2	34	4	0	1	2	34	3	3	0	1	34	0	3	2	2	34
		1~10人	692	307	25	84	140	136	278	55	99	119	141	186	158	116	89	143	128	174	140	105	145
		11~20人	383	182	13	54	74	60	148	33	72	67	63	93	109	75	42	64	84	99	83	52	65
		21~30人	161	80	3	23	24	31	74	10	28	19	30	35	47	37	10	32	34	44	36	13	34
		31~40人	73	41	1	5	15	11	33	10	7	12	11	12	24	17	9	11	21	11	21	10	10
		41~50人	40	19	3	4	10	4	18	4	8	7	3	6	18	7	4	5	18	8	6	4	4
		51~60人	39	23	0	3	6	7	17	0	5	9	8	5	13	10	4	7	8	8	11	5	7
		61~70人	17	8	0	4	3	2	9	2	3	1	2	5	4	4	2	5	4	4	2	2	2
		71~80人	15	8	0	4	2	1	6	1	5	2	1	3	7	2	2	1	6	3	2	2	2
		81~90人	12	5	1	2	1	3	5	1	2	1	3	3	4	1	1	3	3	5	0	1	3
		91~100人	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	2	3	2	0	0	4	1	2	0	0
		101人以上	17	13	0	1	2	1	10	2													

図表15-7.経過措置や配置基準について(法人種別等)(合計=100)

		1-15②-1 3年の経過措置ではなく恒久化するべき				1-15②-2 区分3以下の入居者にも拡大すべき				1-15②-3 今のGH世話人、生活支援員の配置基準で				1-15②-4 GHの世話人、生活支援員の配置基準を増や								
		合計法人数				合計法人数				合計法人数				合計法人数								
		そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない	そう思う	そう思わない	どちらでもない	わからない					
	全体	1,207	57.7	3.8	15.3	23.1	1,200	50.8	9.8	19.3	20.1	1,194	29.9	33.5	22.9	13.7	1,190	27.0	30.4	26.1	16.5	
1-2 法人種別	国	1	0.0	0.0	100.0	0.0	1	0.0	0.0	100.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	100.0	0.0	0.0	
	地方公共団体	2	50.0	0.0	0.0	50.0	2	50.0	0.0	0.0	50.0	2	0.0	50.0	0.0	50.0	2	0.0	0.0	50.0	50.0	
	社会福祉協議会	36	55.6	5.6	13.9	25.0	34	38.2	11.8	17.6	32.4	35	28.6	45.7	14.3	11.4	33	42.4	27.3	18.2	12.1	
	社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	629	60.6	2.7	15.6	21.1	623	52.8	9.0	18.9	19.3	618	25.9	37.5	25.2	11.3	626	30.8	27.8	28.0	13.4	
	医療法人	72	40.3	6.9	18.1	34.7	71	42.3	4.2	23.9	29.6	72	38.9	19.4	22.2	19.4	70	30.0	22.9	22.9	24.3	
	社団・財団法人	36	61.1	5.6	19.4	13.9	36	55.6	13.9	13.9	16.7	37	27.0	51.4	16.2	5.4	36	27.8	36.1	27.8	8.3	
	協同組合	2	50.0	0.0	50.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	2	50.0	50.0	0.0	0.0	2	0.0	50.0	50.0	0.0	
	営利法人	81	45.7	7.4	17.3	29.6	83	48.2	10.8	20.5	20.5	83	37.3	24.1	15.7	22.9	80	15.0	47.5	15.0	22.5	
	特定非営利活動法人(NPO法人)	327	60.6	4.0	12.8	22.6	327	50.2	11.9	19.3	18.7	326	34.4	28.2	21.8	15.6	320	20.3	32.8	26.3	20.6	
	その他	16	31.3	6.3	25.0	37.5	16	50.0	12.5	25.0	12.5	13	23.1	23.1	46.2	7.7	15	26.7	26.7	40.0	6.7	
	1-3 所在地の都府県	北海道	97	52.6	8.2	16.5	22.7	97	51.5	11.3	21.6	15.5	97	32.0	33.0	25.8	9.3	97	30.9	34.0	22.7	12.4
		青森	29	62.1	10.3	17.2	10.3	29	48.3	24.1	13.8	13.8	29	31.0	48.3	13.8	6.9	29	41.4	27.6	24.1	6.9
岩手		38	68.4	2.6	13.2	15.8	38	55.3	7.9	23.7	13.2	38	34.2	26.3	28.9	10.5	37	27.0	32.4	32.4	8.1	
宮城		25	40.0	4.0	32.0	24.0	23	34.8	17.4	17.4	30.4	24	29.2	20.8	25.0	25.0	22	18.2	27.3	27.3	27.3	
秋田		14	78.6	7.1	7.1	7.1	15	60.0	6.7	33.3	0.0	14	50.0	50.0	0.0	0.0	15	26.7	33.3	33.3	6.7	
山形		13	61.5	15.4	7.7	15.4	13	53.8	30.8	15.4	0.0	12	41.7	16.7	25.0	16.7	11	9.1	45.5	27.3	18.2	
福島		34	52.9	2.9	20.6	23.5	34	55.9	11.8	11.8	20.6	33	24.2	36.4	15.2	24.2	33	30.3	33.3	15.2	21.2	
茨城		22	27.3	13.6	6.2	40.9	23	26.1	17.4	21.7	34.8	23	13.0	34.8	21.7	30.4	22	22.7	22.7	18.2	36.4	
栃木		13	30.8	0.0	38.5	30.8	14	57.1	7.1	14.3	21.4	14	14.3	35.7	28.6	21.4	13	23.1	0.0	53.8	23.1	
群馬		22	54.5	4.5	22.7	18.2	23	47.8	8.7	21.7	21.7	22	40.9	36.4	22.7	0.0	23	30.4	34.8	34.8	0.0	
埼玉		39	64.1	0.0	28.2	7.7	37	54.1	10.8	27.0	8.1	38	39.5	26.3	23.7	10.5	37	27.0	32.4	32.4	8.1	
千葉		64	71.9	3.1	9.4	15.6	64	59.4	4.7	20.3	15.6	64	31.3	35.9	15.6	17.2	62	22.6	33.9	21.0	22.6	
東京		68	63.2	5.9	14.7	16.2	68	44.1	13.2	27.9	14.7	68	19.1	45.6	25.0	10.3	68	35.3	22.1	29.4	13.2	
神奈川		76	65.8	2.6	9.2	22.4	74	52.7	10.8	18.9	17.6	72	22.2	37.5	23.6	16.7	72	27.8	26.4	25.0	20.8	
新潟		30	56.7	0.0	6.7	36.7	31	48.4	9.7	19.4	22.6	30	23.3	46.7	20.0	10.0	30	33.3	20.0	26.7	20.0	
富山		12	58.3	0.0	8.3	33.3	12	50.0	0.0	16.7	33.3	12	16.7	16.7	33.3	33.3	12	8.3	25.0	33.3	33.3	
石川		9	44.4	0.0	22.2	33.3	10	50.0	10.0	20.0	20.0	9	11.1	33.3	22.2	33.3	11	36.4	18.2	18.2	27.3	
福井		10	80.0	0.0	0.0	20.0	10	60.0	10.0	20.0	10.0	10	40.0	40.0	20.0	0.0	10	30.0	60.0	10.0	0.0	
山梨		8	37.5	0.0	0.0	62.5	8	25.0	25.0	0.0	50.0	8	37.5	25.0	25.0	12.5	8	25.0	37.5	12.5	25.0	
長野		35	57.1	5.7	17.1	20.0	34	44.1	17.6	14.7	23.5	36	30.6	25.0	22.2	22.2	35	17.1	37.1	20.0	25.7	
岐阜		11	45.5	9.1	9.1	36.4	11	36.4	9.1	9.1	45.5	11	54.5	18.2	9.1	18.2	11	9.1	36.4	18.2	36.4	
静岡		25	44.0	4.0	20.0	32.0	25	44.0	0.0	20.0	36.0	24	29.2	20.8	29.2	20.8	25	28.0	8.0	40.0	24.0	
愛知		48	66.7	6.3	10.4	16.7	48	54.2	12.5	14.6	18.8	47	14.9	36.2	23.4	25.5	49	30.6	24.5	20.4	24.5	
三重		17	47.1	5.9	11.8	35.3	17	29.4	11.8	29.4	29.4	17	35.3	29.4	11.8	23.5	17	5.9	52.9	17.6	23.5	
滋賀		16	81.3	0.0	0.0	18.8	16	87.5	0.0	6.3	6.3	16	37.5	37.5	25.0	0.0	15	13.3	40.0	33.3	13.3	
京都		19	57.9	5.3	10.5	26.3	18	44.4	16.7	11.1	27.8	18	16.7	33.3	33.3	16.7	18	22.2	22.2	33.3	22.2	
大阪		91	65.9	1.1	8.8	24.2	90	61.1	4.4	10.0	24.4	85	29.4	40.0	16.5	14.1	86	29.1	36.0	16.3	18.6	
兵庫		41	58.5	2.4	9.8	29.3	37	54.1	5.4	18.9	21.6	38	31.6	31.6	26.3	10.5	39	23.1	30.8	33.3	12.8	
奈良		17	70.6	5.9	11.8	11.8	16	56.3	0.0	18.8	25.0	16	56.3	0.0	43.8	0.0	16	0.0	37.5	62.5	0.0	
和歌山		8	50.0	0.0	50.0	0.0	8	37.5	0.0	50.0	12.5	8	0.0	37.5	50.0	12.5	7	28.6	14.3	42.9	14.3	
鳥取		5	20.0	0.0	20.0	60.0	5	20.0	0.0	40.0	40.0	6	16.7	33.3	33.3	16.7	6	0.0	33.3	33.3	33.3	
島根		3	66.7	0.0	33.3	0.0	3	0.0	0.0	100.0	0.0	3	33.3	33.3	33.3	0.0	3	33.3	33.3	33.3	0.0	
岡山		9	66.7	0.0	11.1	22.2	9	55.6	11.1	0.0	33.3	9	33.3	33.3	22.2	11.1	9	11.1	44.4	33.3	11.1	
広島		27	44.4	3.7	14.8	37.0	28	42.9	14.3	21.4	21.4	27	44.4	22.2	18.5	14.8	28	21.4	42.9	21.4	14.3	
山口		11	36.4	9.1	9.1	45.5	10	60.0	0.0	10.0	30.0	11	45.5	9.1	18.2	27.3	11	18.2	36.4	9.1	36.4	
徳島		8	50.0	0.0	37.5	12.5	8	50.0	0.0	25.0	25.0	8	25.0	50.0	25.0	0.0	8	50.0	12.5	25.0	12.5	
香川		8	62.5	0.0	25.0	12.5	8	62.5	25.0	12.5	0.0	9	44.4	11.1	44.4	0.0	9	11.1	44.4	33.3	11.1	
愛媛		14	71.4	0.0	14.3	14.3	13	76.9	0.0	15.4	7.7	13	38.5	30.8	23.1	7.7	13	38.5	30.8	23.1	7.7	
高知		5	60.0	0.0	0.0	40.0	5	40.0	0.0	20.0	40.0	5	60.0	20.0	0.0	20.0	5	0.0	40.0	20.0	20.0	
福岡		49	55.1	0.0	18.4	26.5	50	44.0	8.0	26.0	22.0	50	24.0	34.0	30.0	12.0	49	32.7	26.5	28.6	12.2	
佐賀		10	60.0	10.0	0.0	30.0	10	60.0	20.0	0.0	20.0	10	60.0	10.0	10.0	20.0	9	0.0	77.8	0.0	22.2	
長崎		22	50.0	4.5	22.7	22.7	22	59.1	13.6	4.5	22.7	22	22.7	50.0	27.3	0.0	22	40.9	27.3	31.8	0.0	
熊本		28	53.6	0.0	28.6	17.9	27	51.9	11.1	25.9	11.1	30	46.7	26.7	20.0	6.7	29	27.6	31.0	34.5	6.9	
大分		9	55.6	0.0	22.2	22.2	9	44.4	0.0	44.4	11.1	10	30.0	50.0	10.0	10.0	9	44.4	22.2	22.2	11.1	
宮崎		9	11.1	0.0	22.2	66.7	9	11.1	0.0	22.2	66.7	9	22.2	33.3	22.2	22.2	9	11.1	44.4	22.2	22.2	
鹿児島		21	52.4	0.0	28.6	19.0	22	50.0	9.1	18.2	22.7	22	40.9	27.3	22.7	9.1	22	31.8	27.3	31.8	9.1	
沖縄		17	35.3	5.9	17.6	41.2	18	50.0	5.6	22.2	22.2	16	18.8	43.8	31.3	6.3	18	44.4	5.6	33.3	16.7	
入居者平均障害区分	0~1未満	130	41.5	3.1	20.8	34.6	133	42.1	6.8	24.1	27.1</											

f.ヘルパー等の利用希望と法人としての判断

ア) ヘルパー等利用の申し出の有無

調査票での設問は、「GH 入居者や、GH 入居希望者（申込者）から個人単位で居宅介護等を利用したい旨の申し出があった時、法人としてはどのように判断しましたか」であった。本人からの利用の「申し出」という表現となっている理由は、当該サービスの利用はあくまでも利用者本人の希望に基づくものであって、法人がその利用を希望したり選択したりするものではないという検討委員会での指摘を受けたため、このような設問となった。

下表によると、先の「共同生活住居内でのヘルパー等の利用の有無」における数値と差がみられる。例えば、「図表 1-15-5.GH の共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無」で、「居宅介護（身体介護）の利用者がいる」は 128 法人であった。ここでは、その 128 法人のうち、無回答は 5 法人であり、「申し出があった（検討したことがある）」（MA）は 82 法人であった。残り 41 法人は「申し出はない（検討したことがない）」、「わからない」であった。当該サービス利用に至る経緯、全体像を明らかにする必要があると言える。

「申し出があった（検討したことがある）」と回答した法人は 174 法人、「申し出はない（検討したことがない）」と回答した法人は 1,070 法人であった（MA）。

イ) 申し出に対する判断

次いで、「申し出があった（検討したことがある）」と回答した 174 法人が採った判断をみてみよう（MA）。

「申し出を受諾したことがある」法人は、174 法人中 150 法人（86.2%）、「申し出を断ったことがある」法人は同 29 法人（16.7%）であった。居宅介護、重度訪問介護の利用者がいる法人においても、「申し出を断ったことがある」と回答している法人が 6.1~8.6%あった。

図表 1-5-8.個人単位で居宅介護等を利用したい旨の申し出の有無と判断

(単位: 法人、%)

	1-15③ア) 申し出の有無(MA)									1-15③イ) 申し出を受けて、とった判断(MA)										
	合計	法人数				合計	無回答を除く%				合計	法人数				合計	無回答を除く%			
		申し出があった(検討したことがある)	申し出はない(検討したことがない)	わからない	無回答		申し出があった(検討したことがある)	申し出はない(検討したことがない)	わからない	無回答		申し出を受諾したことがある	申し出を断ったことがある	わからない	無回答		申し出を受諾したことがある	申し出を断ったことがある	わからない	無回答
全体	1497	174	1070	48	205	1292	13.5	82.8	3.7	174	150	29	1	174	86.2	16.7	0.6			
1-15①GHの																				
居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	82	32	9	5	123	66.7	26.0	7.3	82	82	5	0	82	100.0	6.1	0.0			
共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)																				
居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	16	13	5	2	34	47.1	38.2	14.7	16	16	1	0	16	100.0	6.3	0.0			
重度訪問介護の利用者がいる	42	35	6	1	0	42	83.3	14.3	2.4	35	35	3	0	35	100.0	8.6	0.0			
行動援護の利用者がいる	148	46	85	9	8	140	32.9	60.7	6.4	46	43	7	0	46	93.5	15.2	0.0			
介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	18	15	0	2	33	54.5	45.5	0.0	18	17	3	0	18	94.4	16.7	0.0			
1~5の利用者はいない	886	36	712	27	111	775	4.6	91.9	3.5	36	22	14	0	36	61.1	38.9	0.0			

ウ) 判断をする際に課題となったこと

申し出を受諾する判断をする際に課題となったこととして「ヘルパーの業務内容（援助内容）や支給量に制限があり利用しにくい」「生活支援員の配置基準が 1/2 となり、実際には配置していても報酬が下がる」「利用したくても、適切な距離に訪問介護事業所がない」「障害特性に対応できる知識技術を持ったヘルパーがいない」「世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい」「多くの援助者が共同生活住居内にいることに窮屈さや落ち着かなさがある」「世話人、生活支援員以外に援助を依頼できるほど入居者の状態が落ち着いていない」「その他」(MA) から選んでもらった。

最も多かった課題は「ヘルパーの業務内容（援助内容）や支給量に制限があり利用しにくい」49.2%（無回答を除く%）、以下「生活支援員の配置基準が 1/2 となり、実際には配置していても報酬が下がる」38.3%、「世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい」37.5%等であった。

実際に居宅介護（身体介護）や重度訪問介護の利用者がいる法人の回答をみると、「生活支援員の配置基準が 1/2 となり、実際には配置していても報酬が下がる」が順に 50.0%、51.5%となっている。実際に配置しているのに報酬が下がることは問題だろう。重度訪問介護の利用者がいる法人の 48.5%は「世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい」と回答している。

申し出を断る判断をする際に課題となったことを、同じ選択肢から選んでもらった結果をみてみよう。

「ヘルパーの業務内容（援助内容）や支給量に制限があり利用しにくい」53.8%（無回答を除く%）、以下「生活支援員の配置基準が 1/2 となり、実際には配置していても報酬が下がる」30.8%、「障害特性

に対応できる知識技術を持ったヘルパーがいない」34.6%、「世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい」26.9%等であった

申し出を受諾した場合と、断った場合で大きく異なっていたのが、「障害特性に対応できる知識技術を持ったヘルパーがいない」であった（「受諾」で19.5%、「断った」で34.6%）。

さて、「GHの世話人・生活支援員とHHとの役割分担」は、「そもそも」明確に分けられる性質のものであるといえるだろうか。

「そもそも」の中身について、少なくとも以下3点を指摘しておきたい。

一つ目は、法律や政省令等にかかれたものとして、GHの世話人と生活支援員の役割及びその分担がまずは「そもそも」十分に明確であるか、明確であれば、それとHHとの役割分担を検討するという方法がありうるだろう。

二つ目は、GH内における支援がそれを担う者の職名という分け方で、「そもそも」明確に分けられる性質のものであるか。

三つ目は、分けることの目的は何で、そのように分けることが利用者の利益となる（より良い支援サービスを提供する）ことにつながるといえるかどうか。

以上の3点である。

図表15-9.判断する際に課題となったこと（MA）（申し出を受諾）

（単位：法人）

（単位：％）

	合計	法人数									合計	無回答を除く％								
		ヘルパー業務内容（援助内容）や支給に制限あり利用しにくい	生活支援員配置が1/2となり、実際は配していても報酬が下がる	利用しても、適切な距離に訪問介護事業所がない	障害特性に適切な知識技術を持ったヘルパーがいない	世話人、生活支援員と役割分担が明確に分けられない	多くの援助者が共生生活内にいると居る状態が落ちている	世話人、生活支援員以外に助を頼むと居る状態が落ちている	その他	無回答		ヘルパー業務内容（援助内容）や支給に制限あり利用しにくい	生活支援員配置が1/2となり、実際は配していても報酬が下がる	利用しても、適切な距離に訪問介護事業所がない	障害特性に適切な知識技術を持ったヘルパーがいない	世話人、生活支援員と役割分担が明確に分けられない	多くの援助者が共生生活内にいると居る状態が落ちている	世話人、生活支援員以外に助を頼むと居る状態が落ちている	その他	
全体	150	63	49	12	25	48	20	10	26	22	128	49.2	38.3	9.4	19.5	37.5	15.6	7.8	20.3	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無（MA）	居宅介護（身体介護）の利用者がいる	82	34	34	6	14	29	11	6	11	14	68	50.0	50.0	8.8	20.6	42.6	16.2	8.8	16.2
	居宅介護（家事援助）の利用者がいる	16	8	3	0	0	4	1	1	2	3	13	61.5	23.1	0.0	0.0	30.8	7.7	7.7	15.4
	重度訪問介護の利用者がいる	35	14	17	2	9	16	6	2	8	2	33	42.4	51.5	6.1	27.3	48.5	18.2	6.1	24.2
	行動援護の利用者がいる	43	16	17	4	9	13	7	5	5	8	35	45.7	48.6	11.4	25.7	37.1	20.0	14.3	14.3
	介護保険の訪問介護の利用者がいる	17	9	9	3	7	9	4	2	4	0	17	52.9	52.9	17.6	41.2	52.9	23.5	11.8	23.5
1～5の利用者はいない	22	11	5	3	6	4	3	2	3	1	21	52.4	23.8	14.3	28.6	19.0	14.3	9.5	14.3	

図表15-10.判断する際に課題となったこと（MA）（申し出を断った）

（単位：法人）

（単位：％）

	合計	法人数									合計	無回答を除く％								
		ヘルパー業務内容（援助内容）や支給に制限あり利用しにくい	生活支援員配置が1/2となり、実際は配していても報酬が下がる	利用しても、適切な距離に訪問介護事業所がない	障害特性に適切な知識技術を持ったヘルパーがいない	世話人、生活支援員と役割分担が明確に分けられない	多くの援助者が共生生活内にいると居る状態が落ちている	世話人、生活支援員以外に助を頼むと居る状態が落ちている	その他	無回答		ヘルパー業務内容（援助内容）や支給に制限あり利用しにくい	生活支援員配置が1/2となり、実際は配していても報酬が下がる	利用しても、適切な距離に訪問介護事業所がない	障害特性に適切な知識技術を持ったヘルパーがいない	世話人、生活支援員と役割分担が明確に分けられない	多くの援助者が共生生活内にいると居る状態が落ちている	世話人、生活支援員以外に助を頼むと居る状態が落ちている	その他	
全体	29	14	8	1	9	7	5	2	6	3	26	53.8	30.8	3.8	34.6	26.9	19.2	7.7	23.1	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無（MA）	居宅介護（身体介護）の利用者がいる	5	2	1	0	2	0	1	1	0	5	40.0	20.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	居宅介護（家事援助）の利用者がいる	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	重度訪問介護の利用者がいる	3	0	1	0	2	0	1	0	1	0	3	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3
	行動援護の利用者がいる	7	4	2	0	2	1	2	1	1	0	7	57.1	28.6	0.0	28.6	14.3	28.6	14.3	14.3
	介護保険の訪問介護の利用者がいる	3	1	0	0	1	0	1	0	2	0	3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7
1～5の利用者はいない	14	7	5	0	5	4	2	0	4	2	12	58.3	41.7	0.0	41.7	33.3	16.7	0.0	33.3	

【自由記述回答】個人単位で居宅介護等を利用したい旨申し出があった時課題となったこと
申し出を受諾するに際して

65歳以上で介護区分2があり、介護保険で対応した
GHだけでは赤字経営だが、法人としては黒字になった。
H29.4より開始だったため、本人がなれるまでとのことだった。入居して本人が安定してきた3ヶ月後には、やめました。(母もなっとくしていた)
新にも職員配置をした。
居宅介護を受けると本体のGHの報酬が下がってしまう。そこで、移動支援に切り換えた。
高レイのサービスの兼ねあいが、ほんごつになった
これまで、自分でほぼできていた身障の利用者が、事故で頸椎をいためて、全介助でホームで受け入れられないとダメになり…役所、計画相談と調整して、重度訪問介護、訪問入浴、訪問介護を入れて、なんとかホーム利用に戻れた。
佐用町が、GH内でのヘルパーの活動を認めない。
支援相談員に連絡する。
実施期間の理解が少なく、こちらから説明をしてサービスを使えるようになるまでに時間がかかっている。
重訪を利用することを前提としているため
通所を利用している。送迎有。
同一法人でない24H介助者が必要な方の人員を確保しづらい。制度的に業務内容の明確化が難しい。
同法人の居宅介護との連携
特に課題はない
特に問題なく受けた
ヘルパーの不足により配置が難しいこともある。
ヘルパーを入居前に利用していたため、継続で利用できるものかと思っていたが、GHに入居と同時に、利用ができなくなり、職員の配置を少なくしているため、正直な所はヘルパーさんにお任せして、多くの転職、マンパワーで1人の利用者に関わることができると良かったと思っています。ヘルパーさんも良好な関係だったので、残念。
本人にとって必要であると申し出があった場合、それについて適当であるかどうかの判断を行った。
本人の意志を尊重し、相談員とも連絡をとりながら進めた。
利用者毎の特性に合わせて都合の良い時間に提供してもらうのが難しい。
個人単位特例を利用した場合の生活支援員の配置数が「当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数」とされ、その運用を具体的にどうするのかは各自自治体で異なると思われますが、当地では区分ごとに一定時間数を差し引く形としており、例えば区分6の利用者が入浴1時間のみで特例利用する場合、支給量は月0時間となります。また、その不足分は訪問介護事業所との委託契約となり、1時間あたり2千数百円となりますので、その時間数が多くなると収支上厳しくなります。また、それ以上に、委託の金額は居宅介護の報酬額の半額程度ですので、まず訪問介護事業所が嫌がりますので、委託契約を結んでいただける事業所探しに苦慮したことがあります。
個別に専門的介護を受けることができ、利用者にとっても支援者にとってもプラス！
配置に余裕がなく、異性介助になる場合は居宅介護を利用する

申し出を断るに際して

20時～翌13時まで世話人が不在のため、深夜・早朝などの対応ができない。
介護保険とのかねあい。当法人が介ゴ型GHであるため、難しかった
行動障害がきつすぎて、夜間も1対1が必要な人では、泊まりの重訪ができる事業所がなかった。
市の方針。介護保険のヘルパーは可能だが、障害のヘルパーは世話人が居るので不可とのこと。
建物の構造上、無理と判断
報酬が下がるのが心配。

エ) 個人単位の居宅介護等の利用によって、GH で生活が可能となった・可能となる入居者

現在の GH 制度の支援だけでは GH で生活（入居）できないが、個人単位の居宅介護等を利用することによって GH で生活（入居）が可能となるとすれば、それは利用者の利益となる、より良い支援サービスを提供することにつながっているといっているといいたい。

まずは、どのような人が GH で生活が可能となったかを、居宅介護（身体介護）、重度訪問介護の利用者のいる法人の回答（無回答を除く%）からみてみよう。

「居宅介護（身体介護）の利用者がいる」法人では、「重度の知的障害者」が 61.6%、「重度の身体障害者」48.8%、「加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者」27.9%、「強度行動障害者」25.6%、「重度訪問介護の利用者がいる」法人では、「重度の身体障害者」68.4%、「重度の知的障害者」が 55.3%、「重症心身障害者」47.4%、「医療的ケアが必要な人」34.2%、「強度行動障害者」28.9%、「加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者」21.1%等となっている

次いで、居宅介護等の利用の有無にかかわらず全法人（無回答を除く%）で、GH で生活が可能となる入居者をみてみよう。

「加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者」が 54.2%、「支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人（の段階的な支援）」49.4%、「重度の知的障害者」が 36.7%、「重度の身体障害者」35.0%、「医療的ケアが必要な人」29.5%、「その他疾病（難病等）により多くの介護・支援が必要となった障害者」29.3%、「障害の状態が不安定な人」26.2%、「若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者」24.2%、「重症心身障害者」21.4%、「強度行動障害者」20.7%等となっている。

序章で掲げた「図表序-6 障害支援区分認定と GH 入居者」（再掲）を見ていただきたい。図表序-6 の「B」の部分、障害支援区分 6 の入居者とその支援について、区分認定の高い障害者に GH の制度や支援は十分に対応できていない可能性を序章では指摘した。

上述の GH で生活（入居）が可能となったか、可能となると思われる人は、障害が重度であったり、医療的ケアが必要、加齢や疾病等により多くの介護・支援が必要となった人、認知症対応、障害の状態が安定していない人等である。

両者は、その多くが重なっていると言えるのではないだろうか。

また、「支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人（の段階的な支援）」が約 5 割あったことも注目しておきたい。

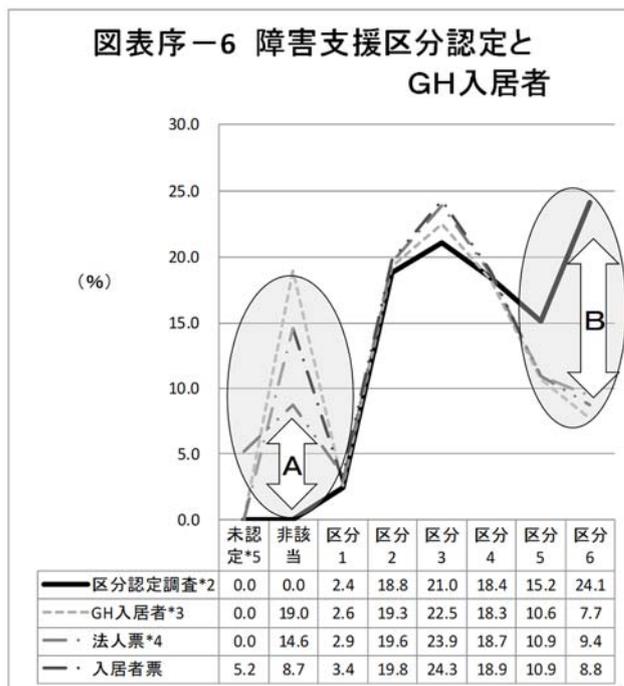
図表15-11.個人単位の居宅介護等の利用によってGHで生活が可能になった入居者(MA)

	合計	法人数														合計	無回答を除く%													
		重度の知的障害者	重度の身体障害者	重症心身障害者	強度行動障害者	医療的ケアが必要な人	障害の状態が不安定な人	若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者	加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者	その他疾病(難病等)により多くの介護・支援が必要となった障害者	支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人(の段階的な支援)	その他	わからない	無回答	重度の知的障害者		重度の身体障害者	重症心身障害者	強度行動障害者	医療的ケアが必要な人	障害の状態が不安定な人	若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者	加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者	その他疾病(難病等)により多くの介護・支援が必要となった障害者	支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人(の段階的な支援)	その他	わからない			
全体	1497	86	64	29	37	28	36	12	52	13	30	23	172	1147	350	24.6	18.3	8.3	10.6	8.0	10.3	3.4	14.9	3.7	8.6	6.6	49.1			
1-15①GHの共同生活性居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)																														
居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	53	42	19	22	15	19	5	24	3	8	10	4	42	86	61.6	48.8	22.1	25.6	17.4	22.1	5.8	27.9	7.0	9.3	11.6	4.7			
居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	6	9	3	5	4	7	3	9	3	2	4	3	15	21	28.6	42.9	14.3	23.8	19.0	33.3	14.3	42.9	14.3	9.5	19.0	14.3			
重度訪問介護の利用者がいる	42	21	26	18	11	13	7	1	8	3	3	4	1	4	38	55.3	68.4	47.4	28.9	34.2	18.4	2.6	21.1	7.9	7.9	10.5	2.6			
行動援護の利用者がいる	148	29	16	11	19	8	14	4	15	5	5	6	11	96	52	55.8	30.8	21.2	36.5	15.4	26.9	7.7	28.8	9.6	11.5	21.2				
介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	9	11	5	8	6	5	2	7	2	3	4	1	15	20	45.0	55.0	25.0	40.0	30.0	25.0	10.0	35.0	10.0	15.0	20.0	5.0			
1~5の利用者はいない	886	14	6	5	9	6	10	3	16	4	15	6	128	714	172	8.1	3.5	2.9	5.2	3.5	5.8	1.7	9.3	2.3	8.7	3.5	74.4			

図表15-12.個人単位の居宅介護等の利用によってGHで生活が可能になる(と思われる)入居者(MA)

	合計	法人数														合計	無回答を除く%													
		重度の知的障害者	重度の身体障害者	重症心身障害者	強度行動障害者	医療的ケアが必要な人	障害の状態が不安定な人	若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者	加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者	その他疾病(難病等)により多くの介護・支援が必要となった障害者	支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人(の段階的な支援)	その他	わからない	無回答	重度の知的障害者		重度の身体障害者	重症心身障害者	強度行動障害者	医療的ケアが必要な人	障害の状態が不安定な人	若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者	加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者	その他疾病(難病等)により多くの介護・支援が必要となった障害者	支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人(の段階的な支援)	その他	わからない			
全体	1497	352	335	205	198	283	251	232	519	281	473	43	208	539	958	36.7	35.0	21.4	20.7	29.5	26.2	24.2	54.2	29.3	49.4	4.5	21.7			
1-15①GHの共同生活性居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)																														
居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	35	36	30	32	32	30	38	48	39	57	7	5	41	87	40.2	41.4	34.5	36.8	36.8	34.5	43.7	55.2	44.8	65.5	8.0	5.7			
居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	6	2	4	5	8	6	4	7	6	13	1	3	14	22	27.3	9.1	18.2	22.7	36.4	27.3	18.2	31.8	27.3	59.1	4.5	13.6			
重度訪問介護の利用者がいる	42	9	10	12	16	15	14	16	19	20	26	5	2	7	35	25.7	28.6	34.3	45.7	42.9	40.0	45.7	54.3	57.1	74.3	14.3	5.7			
行動援護の利用者がいる	148	34	40	29	32	31	29	31	62	38	58	10	13	49	99	34.3	40.4	29.3	32.3	31.3	29.3	31.3	62.6	38.4	58.6	10.1	13.1			
介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	15	13	11	12	12	10	15	18	16	20	4	2	10	25	60.0	52.0	44.0	48.0	48.0	40.0	60.0	72.0	64.0	80.0	16.0	8.0			
1~5の利用者はいない	886	206	191	112	100	153	137	127	301	156	268	22	154	305	681	35.5	32.9	19.3	17.2	26.3	23.6	21.9	51.8	26.9	46.1	3.8	26.5			

図表序-6 障害支援区分認定とGH入居者



【自由記述回答】個人単位の居宅介護等の利用によってGHでの生活が可能となった方

GHから一般就労先への自主通勤が可能となった。
アルコール(重度)依存症により歩行困難で通院介護が必要の方 介護度が高すぎて(身障の介助の人)、ヘルパーなしでは、ホームでは無理だったが、入浴・トイレ・きがえetcのヘルパーを入れる事で、ホームでの利用ができた。
加齢
車イス利用者
行動障害のある方の対応が出来る
個別通院の付き添いが可能となった。
十分な時間と手厚い支援が行われ、安全を確保できている。
精神の障がいがあり、加齢により、できていたことが少なくなってきた時に、GHスタッフのみで部屋の維持、利用者の維持をすることは、困難だったが、可能となり、ご本人の生活も安定してきたこと。
全面的に介護が必要な身障者の方は、この制度がないとグループホームで暮らせない。
高令になって、仕事は出来なくても通所施設を利用することで日中活動が可。
長期休みの時に服薬カンリ・インシュリン見守りなど医療的なケアが必要な方が老人ホーム等の一時あずかりでなく、GHで(なれたすまいで)すごすことができた。
てんかん発作が頻発し常時の見守りが必要な入居者
難病者が生活だけでなく外出、自立支援の支援、応援ができるようになった。
日中介護をする人材を配置した。
入浴や食事などのピンポイント支援が可能なのは有効である。
包括型のため判断できません。
麻痺がありスチマーを使用されている入所施設におられた行動障害の方。入所施設とGHのライン上におられる方。より生活しやすいGHとなる。
回答4の方が個別的ケアによって入浴食事などの介助がスムーズに行われるようになった。
強度行動障害のある利用者のGH生活を部分的に専門的支援(プラス)
重心でスタッフ側との24時間に近いコミュニケーションが必要な障害者では1対1のスタッフが付くことで精神的にも安定し、本人の細かいニーズにこたえられている。ここが欠けると生活意欲などが一気に低下してしまう。世話人はその上で生活や健康、金銭管理、ヘルパーへの指示などをこなしている。多くの入居者が似たような状況にあり、個別ヘルパー利用は極めて重要。
重度知的障害と重度身体障害の重複
精神障害者(統合失調症、アルコール依存症、うつ病)
精神訪問看護の利用
入浴介助が必要であるが、世話人支援員では対応しきれなかった問題が解消された
頻繁にてんかん発作(ほぼ常時)があり、転倒や入浴時等の危険を回避するために、常にすぐ横で見守り、必要時には体を支えることが必要な障害者の入居が可能になった。

【自由記述回答】個人単位の居宅介護等の利用によってGHでの生活が可能となったなる(と思われる)方

「医療的ケアが必要な人」に看護師加算がつけば可能になる。
重度の方や、加齢により、外部日中サービスが困難な利用者がGH生活が可能になる。
・まず設備を整備することが第一条件では、そして重度の人を受入れるには看護資格の人材の確保が必要です。
GHからA型事業所への自主通所が可能となりそう。
GHにおいての人手不足で、利用(緊急)を断ってきたケース
以前利用したが、週5日、1日2時間利用しただけで報酬が下がってしまい、結局その他の時間は本体のGHが支援するのだから、あまり意味がないと感じた。それで、報酬に影響のない移動支援に切り換えた。
今の入居者の方の年齢が上がった際に、外部からヘルパーに入ってもらえたらGHでの生活が継続できるかもしれない。
医療的な事や介護になると今のスタッフでは間に合わないから
区分5の利用者で、重度障害者であるが、当ホウムは24時間体制なので区分6にあっても可能と思われる
軽度の知的障害者
現在、ダウン症の退行様症状でADLが低下した方に対して、世話人の仕事としての負担が増している状態にある。
現在、訪問看護(訪問入浴)と車イスレンタルを利用。知的障害あり、本人の気分や状態により、諸援助サービスの利用が厳しくなるときがある。ほぼ全介助に近い状態であり、職員の腰痛者が増えるきざしがある。本人は、どちらにしても良くなったり悪くなったりしながら、ねたきりに近づいている。
行動障害が無く、介護拒否が無い利用者。
高齢の利用者があちこち患らい(身体的)入院・退院を繰り返しているため。
災害などで家族と離れて生活をするようになった人
時間ごとの体位交換や機器の見守り等
進行性の障害の方が進む事によって重度になられる。
精神障害を持った高齢者
どのような障害であってもヘルパーを入れていく困難さはあるが、対応できる人を増やさないと生活を成り立たせることができないため、ヘルパー利用は欠かせないと思う。
長い時間の居宅介護は受けられないと思うので多くの方が可能にはならない。
入浴に介助が必要となった場合
入浴にしても介護が必要な人を世話人がすると、他の利用者さんを一人にしてしまう(重度の方達ばかりなので)
一人暮らしを目標とする人へのサポート
包括型のため判断できません。
ほぼ全員が可能になるとと思われる。
毎朝ゴミ出しができない方、朝食がとれない方。
より重症な人も、夜間はねるけど夕方、朝マンツーマンでやれる人なら利用可能。
一人暮らしは出来ないが、施設入所は嫌で自立したい障害者、同居の親が高齢となり介護ができなくなった障害者
看取りが必要であるか入院不可の方・疾病(難病や透析等)が困難で通院介助が必須の方
出来れば必要な方に可能の門戸を拡げてほしい
生活支援員の人数(常勤換算基準)では、重度の方の対応は到底無理があり、基準の人員配置以上は経営的に不可能
夜間に支援が必要な人

(16) 個人単位の居宅介護等を利用している入居者がいる場合の役割分担や工夫、その影響

a. 世話人・生活支援員と居宅介護等との役割分担

移行措置となっている居宅介護（身体介護）と重度訪問介護の利用者がいる法人の回答をみてみよう。

居宅介護（身体介護）の利用者がいる法人では、「役割（業務内容）で分担している」が 68.7%、「支援時間（時刻）帯で分担している」が 51.3%、「個別支援計画での位置づけに基づいている」が 34.8%、「支援日（曜日）で分担している」が 26.1%となっている一方で、「明確な分担はない」は 15.7%であった。

重度訪問介護の利用者がいる法人では、「役割（業務内容）で分担している」が 77.5%、「支援時間（時刻）帯で分担している」が 62.5%、「個別支援計画での位置づけに基づいている」が 32.5%、「支援日（曜日）で分担している」が 22.5%となっている一方で、「明確な分担はない」は 12.5%であった。

いずれも、7～8割の法人が業務内容で分担しており、5～6割の法人が支援時間（時刻）帯で分担していることがわかる。分担等のより細かな内容は本報告書の事例調査等をみていただきたいが、ここではおおそ業務内容と時間（時刻）帯によって、世話人・生活支援員と居宅介護等の分担はなされているし、分担は（便宜上かもしれないが）一応可能だと言えるのではないかと、という点を指摘しておきたい。

図表16-1.GHの世話人や生活支援員と各種ヘルパー等との役割分担(MA)

(単位:法人)

(単位:%)

	合計	法人数								合計	無回答を除く%							
		役割(業務内容)で分担している	支援時間(時刻)帯で分担している	支援日(曜日)で分担している	明確な分担はない	個別支援計画での位置づけに基づいている	わからない	その他	無回答		役割(業務内容)で分担している	支援時間(時刻)帯で分担している	支援日(曜日)で分担している	明確な分担はない	個別支援計画での位置づけに基づいている	わからない	その他	
全体	1,497	137	95	51	38	70	3	6	1,167	215	63.7	44.2	23.7	17.7	32.6	1.4	2.8	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	128	79	59	30	18	40	2	2	13	115	68.7	51.3	26.1	15.7	34.8	1.7	1.7
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	36	15	10	6	7	10	0	1	8	28	53.6	35.7	21.4	25.0	35.7	0.0	3.6
	重度訪問介護の利用者がいる	42	31	25	9	5	13	1	2	2	40	77.5	62.5	22.5	12.5	32.5	2.5	5.0
	行動援護の利用者がいる	148	44	25	11	10	24	1	2	84	64	68.8	39.1	17.2	15.6	37.5	1.6	3.1
介護保険の訪問介護の利用者がいる	35	16	14	8	5	10	0	2	11	24	66.7	58.3	33.3	20.8	41.7	0.0	8.3	

【自由記述】その他の分担や、ヘルパー等利用の自己ルール

1人の人間(利用者)に支援者が1人の人間として接するのに、世話人としてとか生活支援員としてとか区別することに、どれだけ意味があるのか疑問がある。
外出時のみ利用
通院介助のみ利用(3名)
ヘルパー資格を持つ世話人、生活支援員が入り身体介護(入浴・排泄・着替え)、家事援助(食事作り・掃除・洗濯)を全てする。業務内容・時間帯・曜日で仕事の分担はしていない。毎日、違うスタッフが入るが、仕事内容は同じ。(ご本人にかかわる仕事は、全て仕事とする)(グループホームに入るスタッフは、全員有資格者)
殆どかぶっているのですが、ヘルパーさんとの手紙のやりとりで、双方で同じ支援の方向に基づいて声かけをしている。対象の方は基本的に受入れの良い方であるため可能なことと思っています。
利用者情状にあわせた支援分担が必要。入浴はヘルパー主体だが、時々ヘルパーが休んでも生活支援員で入浴必要な時もあり、定期的な支援の交流が必要。
異性介助になる場合は居宅介護を利用する
外出時の利用
個人単位で利用している部分については、セルフコーディネートを支援するようにしている
支援内容や時間帯が、その入居者にとって、1対1の個別支援として必要なものかどうかということで判断する。
朝の他事業所への送迎をヘルパーさんをお願いしている

b. 連携する上での工夫

ここでは、世話人・生活支援員と居宅介護等との役割分担という視点ではなく、それらの連携について焦点を当ててみよう。

「居宅介護等ヘルパーと生活支援員や世話人が連携する上で、工夫や調整されていることは何ですか」という問いに、表頭のような選択肢を設けて回答を得た。

「障害特性や状態を伝えること」が、居宅介護（身体介護）の利用者がいる法人で 86.1%、重度訪問介護の利用者がいる法人で 90.0% (以下同じ順で)、「ご本人の意思や希望を伝えること」が 75.4%、85.0%、「日々の体調変化を伝えること」が 89.3%、92.5%と、これら三つが 7～9割と高くなっている。

その他、「日々の心理的变化を伝えること」が 57.4%、60.0%、「ヘルパーとの支援方針の摺り合せ」54.9%、65.0%、「支援に関する会議を開催している」49.2%、62.5%、「支援や介助のスキルアップ研修」27.0%、40.0%、「共同生活援助計画（個別支援計画）での位置づけの明確化」33.6%、45.0%、「相談支援事業との連携」50.0%、55.0%等となっている。

GH における居宅介護等の利用は、これら連携の工夫や調整によって実現されているのである。

図表16-2.居宅介護等ヘルパーと生活支援員や世話人が連携する上で、工夫や調整されていること(MA)

(単位:法人)

(単位:%)

	合計	法人数										合計	無回答を除く%													
		障害特性や状態を伝えること	ご本人の意志や希望を伝えること	日々の変化を伝えること	日々の心理的变化を伝えること	ヘルパーとの支援方針の摺り合せ	支援に関する会議を開催している	支援や介助のスキルアップ研修	共同生活援助計画(個別支援計画)での位置づけの明確化	相談支援事業との連携	ヘルパーや事業者が抜けたときのコーディネート		その他	無回答	障害特性や状態を伝えること	ご本人の意志や希望を伝えること	日々の変化を伝えること	日々の心理的变化を伝えること	ヘルパーとの支援方針の摺り合せ	支援に関する会議を開催している	支援や介助のスキルアップ研修	共同生活援助計画(個別支援計画)での位置づけの明確化	相談支援事業との連携	ヘルパーや事業者が抜けたときのコーディネート	その他	
全体	1,497	199	184	201	141	111	109	57	85	112	43	8	1,097	242	82.2	76.0	83.1	58.3	45.9	45.0	23.6	35.1	46.3	17.8	3.3	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)	全体	128	105	92	109	70	67	60	33	41	61	30	3	6	122	86.1	75.4	89.3	57.4	54.9	27.0	33.6	50.0	24.6	2.5	
	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	36	24	30	26	21	10	13	9	15	13	6	0	3	33	72.7	90.9	78.8	63.6	30.3	39.4	27.3	45.5	39.4	18.2	0.0
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	42	36	34	37	24	26	25	16	18	22	17	3	2	40	90.0	85.0	92.5	60.0	65.0	62.5	40.0	45.0	55.0	42.5	7.5
	重度訪問介護の利用者がいる	148	65	64	65	53	43	36	26	30	34	19	2	70	78	83.3	82.1	83.3	67.9	55.1	46.2	33.3	38.5	43.6	24.4	2.6
	行動援護の利用者がいる	35	22	23	24	18	18	17	9	16	16	10	2	8	27	81.5	85.2	88.9	66.7	66.7	63.0	33.3	59.3	59.3	37.0	7.4

【自由記述】連携する上で工夫や調整していること

GH入居前から利用のある事業所とスタッフを利用している

親御さんの支援に対する意向を組み取りながら、ストレスのない自立生活へと促すようにしている。

区分6で行動援護(月15時間)の利用者なので、支援手順書が作成されているので、手順書に従って支援をおこなうこと。その都度の変化で会議を持ち変更し、徹底していく事。

計画相談を中心にすえた支援計画を調整しているが、行政がかかわって良心的に利用者本位に時間数や給付を決定しない事にははじまらない。すべては行政次第。

自宅へ帰宅した際の利用なので、家族とヘルパー事業所、相談事業の所の連携が重視

ヘルパーさんの記載する支援日誌・手紙をもとに入浴の声かけなどを双方でしてみたりと一致した支援ができるように心がけています。

ヘルパーに依存せず自立に向けた支援ができること。

連絡帳での情報交換

支援手順書の共有、毎日のICT化(ケアコラボ)での情報のリアル伝達

c.支援やGHの運営に与える影響

居宅介護等の利用により、支援やGHの運営にどのような影響があるだろうか。

「良い影響」と「悪い影響」に分けて、前者については選択肢(MA)を設け、後者については自由記述で回答してもらった。

「良い影響」からみてみよう。「良い影響があった」と回答した法人は、居宅介護(身体介護)の利用者がいる法人で82.8%、重度訪問介護の利用者がいる法人で97.5%(以下同じ順)であった。

「良い影響」の中身をみると、「入居者一人ひとりの個別支援が充実した」88.1%、89.7%、「入居者に支援(トイレや着替え、食事等)を待ってもらうことが減った(なくなった)」44.6%、69.2%、「GHの支援スタッフの過重労働負担が軽減された」51.5%、64.1%、「支援に関わる人が増えたことでご本人についての理解が深まった」44.6%、51.3%、「有資格者が支援にかかわることで支援の質が向上、安定した」28.7%、20.5%、「入居を断ることが減った(なくなった)」13.9%、17.9%等であった。

「悪い影響があった」と回答した法人は、7.4%、12.5%であった。自由記述をみてみると、GHの報酬が減ることにかかわる回答が4法人、事業所間の連携にかかわる回答が3法人等となっていた。

図表16-3.支援やGHの運営への影響(MA)

(単位:法人)

(単位:%)

	合計	法人数					合計	無回答を除く%				
		良い影響があった	悪い影響があった	どちらでもない	わからない	無回答		良い影響があった	悪い影響があった	どちらでもない	わからない	
全体	1,497	177	11	27	24	1,170	223	79.4	4.9	12.1	10.8	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)	全体	128	101	9	14	9	6	122	82.8	7.4	11.5	7.4
	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	36	26	1	2	4	5	31	83.9	3.2	6.5	12.9
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	42	39	5	2	0	2	40	97.5	12.5	5.0	0.0
	重度訪問介護の利用者がいる	148	57	5	9	9	76	72	79.2	6.9	12.5	12.5
	行動援護の利用者がいる	35	25	2	1	1	9	26	96.2	7.7	3.8	3.8

図表16-4. 支援やGHの運営への良い影響(MA)

(単位: 法人)

(単位: %)

	合計	法人数										合計	無回答を除く%						
		入居者一人ひとりの個別支援が充実した	入居を断る事が減った(なかった)	入居者に支援(トイレや着替え、食事等)を待っても構わないことが減った(なかった)	支援に関わる人が増えたこととご本人についての理解が深まった	GHの支援スタッフの過重労働負担が軽減された	有資格者が支援にかかわること支援の質が向上・安定した	その他	無回答	非該当	合計		入居者一人ひとりの個別支援が充実した	入居を断る事が減った(なかった)	入居者に支援(トイレや着替え、食事等)を待っても構わないことが減った(なかった)	支援に関わる人が増えたこととご本人についての理解が深まった	GHの支援スタッフの過重労働負担が軽減された	有資格者が支援にかかわること支援の質が向上・安定した	その他
全体	177	141	21	64	68	93	43	14	2	1,290	175	80.6	12.0	36.6	38.9	53.1	24.6	8.0	
1-15①GHの共同生活住居の中でヘルパー等を利用の有無(MA)	居宅介護(身体介護)の利用者がいる	101	89	14	45	45	52	29	10	0	27	101	88.1	13.9	44.6	44.6	51.5	28.7	9.9
	居宅介護(家事援助)の利用者がいる	26	22	4	11	10	12	9	3	0	10	26	84.6	15.4	42.3	38.5	46.2	34.6	11.5
	重度訪問介護の利用者がいる	39	35	7	27	20	25	8	3	0	3	39	89.7	17.9	69.2	51.3	64.1	20.5	7.7
	行動援護の利用者がいる	57	51	6	18	21	27	17	7	0	91	57	89.5	10.5	31.6	36.8	47.4	29.8	12.3
介護保険の訪問介護の利用者がいる	25	20	4	15	15	18	9	1	0	10	25	80.0	16.0	60.0	60.0	72.0	36.0	4.0	

【自由記述】良い影響

移動支援により買い物同行を行なうことで、1人で行なう不安材料、負担が軽減されると思われるため家族への負担が軽減。本人にも、GH職員以外の人とかかわりを持てる事で、コミュニケーションの幅が広がった。この事により、入院した利用者がホームへ帰ってこれて、スタッフ、利用者、家族が「重症化したらホームダメなんだ」という失望を回避できた。職員の意識が変わってきた。生活支援員の配置基準の緩和。てんかん発作が頻発する人でも有資格者が支援に入ること安全の担保ができた。入院時もサービスとして(持ち出しをしている状態だった)対応可能になってくる。日中支援以外で、外出外食等の個別支援が出来る[行動援護(15時間)の中で]。入浴の同性介護が可能になった。毎日入浴できる。人の関わりが増えた。ヘルパーが加わることで、むずかしいけれど、チームで支援がおこなわれるようになって、継続できる可能性が広がった。やり方、注意点が参考となった。利用者への手厚い支援ができるようになった。連携しやすい。煮詰まることがなくなりGHスタッフの支援に余裕ができたため、対象者との関係改善につながった。第三者の目が入ることによって透明性が担保できるようになった。同性介助が継続し実施できている。また、色々な支援者にご本人様のことを解って頂く事でご本人様の生活の幅が拡大した。日中活動が充実できる。必要な支援内容に1対1の支援ができることで、てんかん時の危険が減った。

【自由記述】悪い影響

・多少ホームの収入はへるが…。支援の量はふえるのでいたしかたない…。特に、重度の知的の人の重度加算が併用できないのはつらい(知的の人のヘルパーはせいぜい1日3時間なので、彼らは、それ以上に人的支援必要なので)。勝手に来て勝手に戻る印象(自分たちの仕事だけして)情報提供も積極的にはない。基本的な支援スキルのないヘルパーが入ることで事業所間の信頼関係や連携などで多大なエネルギーを費やすことがあった。支援のやり方がわからず困惑しておられた。事業所間の個人情報の取り扱いの問題(ヘルパーと保護者が知り合いだった)シフト管理が複雑、専任の職員を配置しづらい。重度訪問介護を利用したことにより、GHの介護費用が区分6でも半額以下に減額されてしまうこと。特定の職員の負担増。報酬が減る。入居者様に依る、ヘルパーさんのえり好みが発生し、あるヘルパーさんとは繋がりが切れてしまった。報酬単価が下がり収入減になった

(17) 2017年度1年間の退去（転居）者と退去（転居）に関わる支援

2017年度1年間にグループホーム（サテライトを含む）から退去（転居）された入居者について、それぞれの退去者毎に回答を得た。回答を得られた退去者は、1,692人であった。

a. 障害支援区分

退去者を障害支援区分別にみると、「区分2」が24.0%、「区分3」が20.0%、「非該当」が16.0%等となっていた。

b. 年齢

退去者の年齢をみると、20歳から69歳までいずれの年代も14.5～18.6%と特に多い年代は見られない。

c. 入居前の居所

退去者のGH入居前の居所をみると、「自宅（家族と同居）」が34.0%、「病院・診療所に入院」20.7%、「入所施設（施設入所支援）」16.9%等となっていた。

d. 入居期間

退去までの入居期間は、「5～9年」が21.1%、「1年未満」が19.8%等となっていた。

図表1-17-1. 退去者の障害支援区分・入居前の居所・入居年数別年齢（2017年度1年間）（サテライトを含むGHからの退去）（実数）

（単位：人）

	合計	②年齢（満年齢）											
		0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳以上	不明
全体	1,692	7	42	282	245	314	281	299	85	17	1	1	118
①障害支援区分													
区分1	67	1	5	18	14	11	7	9	1	1	0	0	0
区分2	396	6	7	82	53	82	64	54	15	3	0	0	30
区分3	330	0	11	45	44	60	48	63	31	7	0	0	21
区分4	230	0	3	27	34	40	47	49	13	3	1	1	12
区分5	121	0	0	12	18	18	23	38	8	1	0	0	3
区分6	84	0	0	5	12	12	20	19	6	0	0	0	10
非該当	264	0	10	57	33	52	39	46	7	1	0	0	19
未認定	144	0	5	27	26	29	26	13	1	1	0	0	16
その他	12	0	0	1	2	3	1	3	2	0	0	0	0
計	1,648	7	41	274	236	307	275	294	84	17	1	1	111
③入居前の居所													
自宅（家族と同居）	559	4	15	117	114	123	68	56	11	1	0	0	50
自宅（一人暮らしやパートナーと）	109	1	2	11	4	20	32	26	8	2	0	0	3
他のグループホーム（サテライトを除く）	125	0	2	15	28	24	22	18	7	1	0	0	8
サテライト（グループホーム）	13	0	0	4	2	2	1	4	0	0	0	0	0
通勤寮	40	0	1	2	3	6	5	19	4	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	51	0	0	10	9	17	5	8	0	0	0	0	2
福祉ホーム	14	0	1	1	1	4	1	3	3	0	0	0	0
入所施設（施設入所支援）	278	0	5	36	35	42	43	71	26	8	0	0	12
病院・診療所に入院	341	2	1	27	38	61	93	78	21	2	0	0	18
刑務所等矯正施設	19	0	0	2	3	2	5	3	1	0	0	0	3
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所（一時保護）	51	0	15	33	0	0	0	1	0	0	0	0	2
里親宅・ファミリーホーム	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	41	0	0	10	6	8	5	7	2	0	0	0	3
計	1,646	7	42	273	243	309	280	294	83	14	0	0	101
④入居年数													
1年未満	318	2	27	65	52	64	54	28	5	2	0	0	19
1年	231	2	13	53	26	53	39	16	7	0	0	0	22
2年	199	2	2	56	33	34	33	29	2	1	0	0	7
3年	173	0	0	38	37	35	29	21	3	1	0	0	9
4年	115	0	0	20	19	22	21	25	6	0	0	0	2
5～9年	339	0	0	39	46	61	63	85	31	4	0	0	10
10～19年	176	0	0	3	20	31	25	59	27	5	0	0	6
20～29年	32	0	0	2	1	6	7	12	1	0	0	0	3
30～39年	11	0	0	0	1	0	1	6	2	1	0	0	0
40～49年	10	0	0	0	0	0	1	8	1	0	0	0	0
50年以上	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
計	1,607	6	42	276	235	306	273	292	85	14	0	0	78

図表1-17-2. 退去者の障害支援区分・入居前の居所・入居年数別年齢(2017年度1年間) (サテライトを含むGHからの退去) (%) (横計)

(単位: %)

	合計	②年齢(満年齢) (横計=100)											
		0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90~99歳	100歳以上	不明
全体	100.0	0.4	2.5	16.7	14.5	18.6	16.6	17.7	5.0	1.0	0.1	0.1	7.0
① 障害支援区分													
区分1	100.0	1.5	7.5	26.9	20.9	16.4	10.4	13.4	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0
区分2	100.0	1.5	1.8	20.7	13.4	20.7	16.2	13.6	3.8	0.8	0.0	0.0	7.6
区分3	100.0	0.0	3.3	13.6	13.3	18.2	14.5	19.1	9.4	2.1	0.0	0.0	6.4
区分4	100.0	0.0	1.3	11.7	14.8	17.4	20.4	21.3	5.7	1.3	0.4	0.4	5.2
区分5	100.0	0.0	0.0	9.9	14.9	14.9	19.0	31.4	6.6	0.8	0.0	0.0	2.5
区分6	100.0	0.0	0.0	6.0	14.3	14.3	23.8	22.6	7.1	0.0	0.0	0.0	11.9
非該当	100.0	0.0	3.8	21.6	12.5	19.7	14.8	17.4	2.7	0.4	0.0	0.0	7.2
未認定	100.0	0.0	3.5	18.8	18.1	20.1	18.1	9.0	0.7	0.7	0.0	0.0	11.1
その他	100.0	0.0	0.0	8.3	16.7	25.0	8.3	25.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
③ 入居前の居所													
自宅(家族と同居)	100.0	0.7	2.7	20.9	20.4	22.0	12.2	10.0	2.0	0.2	0.0	0.0	8.9
自宅(一人暮らしやパートナーと)	100.0	0.9	1.8	10.1	3.7	18.3	29.4	23.9	7.3	1.8	0.0	0.0	2.8
他のグループホーム(サテライトを除く)	100.0	0.0	1.6	12.0	22.4	19.2	17.6	14.4	5.6	0.8	0.0	0.0	6.4
サテライト(グループホーム)	100.0	0.0	0.0	30.8	15.4	15.4	7.7	30.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通動寮	100.0	0.0	2.5	5.0	7.5	15.0	12.5	47.5	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊型自立訓練	100.0	0.0	0.0	19.6	17.6	33.3	9.8	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9
福祉ホーム	100.0	0.0	7.1	7.1	7.1	28.6	7.1	21.4	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	100.0	0.0	1.8	12.9	12.6	15.1	15.5	25.5	9.4	2.9	0.0	0.0	4.3
病院・診療所に入院	100.0	0.6	0.3	7.9	11.1	17.9	27.3	22.9	6.2	0.6	0.0	0.0	5.3
刑務所等矯正施設	100.0	0.0	0.0	10.5	15.8	10.5	26.3	15.8	5.3	0.0	0.0	0.0	15.8
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	100.0	0.0	29.4	64.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9
里親宅・ファミリーホーム	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	100.0	0.0	0.0	24.4	14.6	19.5	12.2	17.1	4.9	0.0	0.0	0.0	7.3
④ 入居年数													
1年未満	100.0	0.6	8.5	20.4	16.4	20.1	17.0	8.8	1.6	0.6	0.0	0.0	6.0
1年	100.0	0.9	5.6	22.9	11.3	22.9	16.9	6.9	3.0	0.0	0.0	0.0	9.5
2年	100.0	1.0	1.0	28.1	16.6	17.1	16.6	14.6	1.0	0.5	0.0	0.0	3.5
3年	100.0	0.0	0.0	22.0	21.4	20.2	16.8	12.1	1.7	0.6	0.0	0.0	5.2
4年	100.0	0.0	0.0	17.4	16.5	19.1	18.3	21.7	5.2	0.0	0.0	0.0	1.7
5~9年	100.0	0.0	0.0	11.5	13.6	18.0	18.6	25.1	9.1	1.2	0.0	0.0	2.9
10~19年	100.0	0.0	0.0	1.7	11.4	17.6	14.2	33.5	15.3	2.8	0.0	0.0	3.4
20~29年	100.0	0.0	0.0	6.3	3.1	18.8	21.9	37.5	3.1	0.0	0.0	0.0	9.4
30~39年	100.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	54.5	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0
40~49年	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	80.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50年以上	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表1-17-3. 退去者の障害支援区分・入居前の居所・入居年数別年齢(2017年度1年間) (サテライトを含むGHからの退去) (%) (縦計)

(単位: %)

	計	②年齢(満年齢) (縦計=100)											
		0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90~99歳	100歳以上	不明
全体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
① 障害支援区分													
区分1	4.1	14.3	12.2	6.6	5.9	3.6	2.5	3.1	1.2	5.9	0.0	0.0	0.0
区分2	24.0	85.7	17.1	29.9	22.5	26.7	23.3	18.4	17.9	17.6	0.0	0.0	27.0
区分3	24.0	0.0	26.8	16.4	18.6	19.5	17.5	21.4	36.9	41.2	0.0	0.0	18.9
区分4	10.0	0.0	7.3	9.9	14.4	13.0	17.1	16.7	15.5	17.6	100.0	100.0	10.8
区分5	7.3	0.0	0.0	4.4	7.6	5.9	8.4	12.9	9.5	5.9	0.0	0.0	2.7
区分6	5.1	0.0	0.0	1.8	5.1	3.9	7.3	6.5	7.1	0.0	0.0	0.0	9.0
非該当	16.0	0.0	24.4	20.8	14.0	16.9	14.2	15.6	8.3	5.9	0.0	0.0	17.1
未認定	8.7	0.0	12.2	9.9	11.0	9.4	9.5	4.4	1.2	5.9	0.0	0.0	14.4
その他	0.7	0.0	0.0	0.4	0.8	1.0	0.4	1.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③ 入居前の居所													
自宅(家族と同居)	34.0	57.1	35.7	42.9	46.9	39.8	24.3	19.0	13.3	7.1	0.0	0.0	49.5
自宅(一人暮らしやパートナーと)	6.6	14.3	4.8	4.0	1.6	6.5	11.4	8.8	9.6	14.3	0.0	0.0	3.0
他のグループホーム(サテライトを除く)	7.6	0.0	4.8	5.5	11.5	7.8	7.9	6.1	8.4	7.1	0.0	0.0	7.9
サテライト(グループホーム)	0.8	0.0	0.0	1.5	0.8	0.6	0.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通動寮	2.4	0.0	2.4	0.7	1.2	1.9	1.8	6.5	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊型自立訓練	3.1	0.0	0.0	3.7	3.7	5.5	1.8	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
福祉ホーム	0.9	0.0	2.4	0.4	0.4	1.3	0.4	1.0	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	16.9	0.0	11.9	13.2	14.4	13.6	15.4	24.1	31.3	57.1	0.0	0.0	11.9
病院・診療所に入院	20.7	28.6	2.4	9.9	15.6	19.7	33.2	26.5	25.3	14.3	0.0	0.0	17.8
刑務所等矯正施設	1.2	0.0	0.0	0.7	1.2	0.6	1.8	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	3.0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	3.1	0.0	35.7	12.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
里親宅・ファミリーホーム	0.3	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.5	0.0	0.0	3.7	2.5	2.6	1.8	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	3.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
④ 入居年数													
1年未満	19.8	33.3	64.3	23.6	22.1	20.9	19.8	9.6	5.9	14.3	0.0	0.0	24.4
1年	14.4	33.3	31.0	19.2	11.1	17.3	14.3	5.5	8.2	0.0	0.0	0.0	28.2
2年	12.4	33.3	4.8	20.3	14.0	11.1	12.1	9.9	2.4	7.1	0.0	0.0	9.0
3年	10.8	0.0	0.0	13.8	15.7	11.4	10.6	7.2	3.5	7.1	0.0	0.0	11.5
4年	7.2	0.0	0.0	7.2	8.1	7.2	7.7	8.6	7.1	0.0	0.0	0.0	2.6
5~9年	21.1	0.0	0.0	14.1	19.6	19.9	23.1	29.1	36.5	28.6	0.0	0.0	12.8
10~19年	11.0	0.0	0.0	1.1	8.5	10.1	9.2	20.2	31.8	35.7	0.0	0.0	7.7
20~29年	2.0	0.0	0.0	0.7	0.4	2.0	2.6	4.1	1.2	0.0	0.0	0.0	3.8
30~39年	0.7	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4	2.1	2.4	7.1	0.0	0.0	0.0
40~49年	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	2.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0
50年以上	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0

図表1-17-4. 退去者の障害支援区分・入居年数別入居前の居所(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(実数)

(単位:人)

	合計	③入居前の居所													不明	
		自宅 (家族 と同居)	自宅 (一人 暮らし パート ナーと)	他のグ ループ ホーム (サテラ イトを除 く)	サテラ イト(グ ループ ホーム)	通勤寮	宿泊型 自立訓 練	福祉 ホーム	入所施 設(施 設入所 支援)	病院・ 診療所 に入院	刑務所 等矯正 施設	児童養 護施設 ・児童 自立 支援施 設・児 童相談 所(一 時保 護)	里親 宅・フ ァミリー ホーム	その他		
全体	1,692	559	109	125	13	40	51	14	278	341	19	51	5	41	46	
①障害支援区分	区分1	67	28	5	2	1	0	5	0	13	6	0	3	1	2	1
	区分2	396	125	36	27	6	11	12	4	48	83	2	13	3	15	11
	区分3	330	99	22	28	2	13	13	7	49	73	3	10	0	5	6
	区分4	230	64	11	24	1	11	6	0	59	43	3	3	0	1	4
	区分5	121	47	3	11	0	0	0	1	45	10	0	0	0	0	4
	区分6	84	45	2	7	0	0	0	1	25	3	0	0	0	0	1
	非該当	264	98	24	19	1	2	8	1	15	60	5	11	1	7	12
	未認定	144	36	5	5	1	0	5	0	19	51	3	8	0	9	2
その他	12	2	0	1	0	0	0	0	0	4	2	0	0	2	1	
計	1,648	544	108	124	12	37	49	14	273	333	18	48	5	41	42	
④入居年数	1年未満	318	115	28	17	0	1	8	3	23	97	9	11	1	5	0
	1年	231	91	15	21	0	1	6	1	23	47	4	10	1	7	4
	2年	199	64	16	12	6	2	6	1	25	46	2	10	2	4	3
	3年	173	78	13	11	1	1	9	0	16	28	4	5	1	5	1
	4年	115	41	7	10	0	0	2	2	18	29	0	4	0	2	0
	5~9年	339	93	21	32	3	6	11	5	91	52	0	10	0	8	7
	10~19年	176	51	3	12	2	5	7	2	56	32	0	0	0	4	2
	20~29年	32	7	1	1	0	4	1	0	14	1	0	0	0	1	2
	30~39年	11	2	0	0	0	6	0	0	2	0	0	0	0	0	1
	40~49年	10	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	50年以上	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,607	542	106	116	12	36	50	14	268	332	19	51	5	36	20	

図表1-17-5. 退去者の障害支援区分・入居年数別入居前の居所(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (横計)

(単位:%)

	合計	③入居前の居所													不明	
		自宅 (家族 と同居)	自宅 (一人 暮らし パート ナーと)	他のグ ループ ホーム (サテラ イトを除 く)	サテラ イト(グ ループ ホーム)	通勤寮	宿泊型 自立訓 練	福祉 ホーム	入所施 設(施 設入所 支援)	病院・ 診療所 に入院	刑務所 等矯正 施設	児童養 護施設 ・児童 自立 支援施 設・児 童相談 所(一 時保 護)	里親 宅・フ ァミリー ホーム	その他		
全体	100.0	33.0	6.4	7.4	0.8	2.4	3.0	0.8	16.4	20.2	1.1	3.0	0.3	2.4	2.7	
①障害支援区分	区分1	100.0	41.8	7.5	3.0	1.5	0.0	7.5	0.0	19.4	9.0	0.0	4.5	1.5	3.0	1.5
	区分2	100.0	31.6	9.1	6.8	1.5	2.8	3.0	1.0	12.1	21.0	0.5	3.3	0.8	3.8	2.8
	区分3	100.0	30.0	6.7	8.5	0.6	3.9	3.9	2.1	14.8	22.1	0.9	3.0	0.0	1.5	1.8
	区分4	100.0	27.8	4.8	10.4	0.4	4.8	2.6	0.0	25.7	18.7	1.3	1.3	0.0	0.4	1.7
	区分5	100.0	38.8	2.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.8	37.2	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
	区分6	100.0	53.6	2.4	8.3	0.0	0.0	0.0	1.2	29.8	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
	非該当	100.0	37.1	9.1	7.2	0.4	0.8	3.0	0.4	5.7	22.7	1.9	4.2	0.4	2.7	4.5
	未認定	100.0	25.0	3.5	3.5	0.7	0.0	3.5	0.0	13.2	35.4	2.1	5.6	0.0	6.3	1.4
その他	100.0	16.7	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	16.7	8.3	
④入居年数	1年未満	100.0	36.2	8.8	5.3	0.0	0.3	2.5	0.9	7.2	30.5	2.8	3.5	0.3	1.6	0.0
	1年	100.0	39.4	6.5	9.1	0.0	0.4	2.6	0.4	10.0	20.3	1.7	4.3	0.4	3.0	1.7
	2年	100.0	32.2	8.0	6.0	3.0	1.0	3.0	0.5	12.6	23.1	1.0	5.0	1.0	2.0	1.5
	3年	100.0	45.1	7.5	6.4	0.6	0.6	5.2	0.0	9.2	16.2	2.3	2.9	0.6	2.9	0.6
	4年	100.0	35.7	6.1	8.7	0.0	0.0	1.7	1.7	15.7	25.2	0.0	3.5	0.0	1.7	0.0
	5~9年	100.0	27.4	6.2	9.4	0.9	1.8	3.2	1.5	26.8	15.3	0.0	2.9	0.0	2.4	2.1
	10~19年	100.0	29.0	1.7	6.8	1.1	2.8	4.0	1.1	31.8	18.2	0.0	0.0	0.0	2.3	1.1
	20~29年	100.0	21.9	3.1	3.1	0.0	12.5	3.1	0.0	43.8	3.1	0.0	0.0	0.0	3.1	6.3
	30~39年	100.0	18.2	0.0	0.0	0.0	54.5	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1
	40~49年	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0
	50年以上	100.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図表1-17-6. 退去者の障害支援区分・入居年数別入居前の居所(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (縦計) (単位: %)

	合計	③入居前の居所														
		自宅 (家族 と同居)	自宅 (一人 暮らし やパート ナーと)	他のグ ループ ホーム (サテラ イトを除 く)	サテラ イト(グ ループ ホーム)	通勤寮	宿泊型 自立訓 練	福祉 ホーム	入所施 設(施 設入所 支援)	病院・ 診療所 に入院	刑務所 等矯正 施設	児童養 護施設 ・児童 自立支 援施設 ・児童 相談所 (一時保 護)	里親 宅・ファミ リー ホーム	その他	不明	
全体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
①障害 支援区 分	区分1	4.1	5.1	4.6	1.6	8.3	0.0	10.2	0.0	4.8	1.8	0.0	6.3	20.0	4.9	2.4
	区分2	24.0	23.0	33.3	21.8	50.0	29.7	24.5	28.6	17.6	24.9	11.1	27.1	60.0	36.6	26.2
	区分3	20.0	18.2	20.4	22.6	16.7	35.1	26.5	50.0	17.9	21.9	16.7	20.8	0.0	12.2	14.3
	区分4	14.0	11.8	10.2	19.4	8.3	29.7	12.2	0.0	21.6	12.9	16.7	6.3	0.0	2.4	9.5
	区分5	7.3	8.6	2.8	8.9	0.0	0.0	0.0	7.1	16.5	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5
	区分6	5.1	8.3	1.9	5.6	0.0	0.0	0.0	7.1	9.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4
	非該当	16.0	18.0	22.2	15.3	8.3	5.4	16.3	7.1	5.5	18.0	27.8	22.9	20.0	17.1	28.6
	未認定	8.7	6.6	4.6	4.0	8.3	0.0	10.2	0.0	7.0	15.3	16.7	16.7	0.0	22.0	4.8
	その他	0.7	0.4	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	11.1	0.0	0.0	4.9	2.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
④入居 年数	1年未満	19.8	21.2	26.4	14.7	0.0	2.8	16.0	21.4	8.6	29.2	47.4	21.6	20.0	13.9	0.0
	1年	14.4	16.8	14.2	18.1	0.0	2.8	12.0	7.1	8.6	14.2	21.1	19.6	20.0	19.4	20.0
	2年	12.4	11.8	15.1	10.3	50.0	5.6	12.0	7.1	9.3	13.9	10.5	19.6	40.0	11.1	15.0
	3年	10.8	14.4	12.3	9.5	8.3	2.8	18.0	0.0	6.0	8.4	21.1	9.8	20.0	13.9	5.0
	4年	7.2	7.6	6.6	8.6	0.0	0.0	4.0	14.3	6.7	8.7	0.0	7.8	0.0	5.6	0.0
	5～9年	21.1	17.2	19.8	27.6	25.0	16.7	22.0	35.7	34.0	15.7	0.0	19.6	0.0	22.2	35.0
	10～19年	11.0	9.4	2.8	10.3	16.7	13.9	14.0	14.3	20.9	9.6	0.0	0.0	0.0	11.1	10.0
	20～29年	2.0	1.3	0.9	0.9	0.0	11.1	2.0	0.0	5.2	0.3	0.0	0.0	0.0	2.8	10.0
	30～39年	0.7	0.4	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0
	40～49年	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	50年以上	0.2	0.0	1.9	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

図表1-17-7. 退去者の障害支援区分・入居前の居所別退去までの入居年数(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(実数) (単位: 人)

	合計	④入居年数												
		1年未 満	1年	2年	3年	4年	5～9 年	10～ 19年	20～ 29年	30～ 39年	40～ 49年	50年 以上	不明	
全体	1,692	318	231	199	173	115	339	176	32	11	10	3	85	
①障害 支援区 分	区分1	67	13	9	8	10	3	15	5	1	1	0	2	
	区分2	396	69	62	58	48	27	65	38	8	6	1	14	
	区分3	330	53	48	33	31	20	76	42	4	2	3	15	
	区分4	230	33	30	23	14	19	57	33	9	1	5	6	
	区分5	121	15	9	21	7	16	25	18	3	1	0	6	
	区分6	84	8	5	7	7	8	27	10	1	0	0	11	
	非該当	264	69	39	27	37	15	46	16	2	0	1	12	
	未認定	144	48	19	16	12	5	21	11	2	0	0	10	
	その他	12	4	3	1	1	0	3	0	0	0	0	0	
	計	1,648	312	224	194	167	113	335	173	30	11	10	3	76
③入居 前の居 所	自宅(家族と同居)	559	115	91	64	78	41	93	51	7	2	0	17	
	自宅(一人暮らしやパートナーと)	109	28	15	16	13	7	21	3	1	0	2	3	
	他のグループホーム(サテライトを除く)	125	17	21	12	11	10	32	12	1	0	0	9	
	サテライト(グループホーム)	13	0	0	6	1	0	3	2	0	0	0	1	
	通勤寮	40	1	1	2	1	0	6	5	4	6	9	4	
	宿泊型自立訓練	51	8	6	6	9	2	11	7	1	0	0	1	
	福祉ホーム	14	3	1	1	0	2	5	2	0	0	0	0	
	入所施設(施設入所支援)	278	23	23	25	16	18	91	56	14	2	0	10	
	病院・診療所に入院	341	97	47	46	28	29	52	32	1	0	0	9	
	刑務所等矯正施設	19	9	4	2	4	0	0	0	0	0	0	0	
	児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	51	11	10	10	5	4	10	0	0	0	1	0	
	里親宅・ファミリーホーム	5	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	41	5	7	4	5	2	8	4	1	0	0	5	
計	1,646	318	227	196	172	115	332	174	30	10	10	3	59	

図表1-17-8.退去者の障害支援区分・入居前の居所別退去までの入居年数(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (横計)

(単位:%)

	合計	④入居年数											
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5~9年	10~19年	20~29年	30~39年	40~49年	50年以上	不明
全体	100.0	18.8	13.7	11.8	10.2	6.8	20.0	10.4	1.9	0.7	0.6	0.2	5.0
①障害支援区分													
区分1	100.0	19.4	13.4	11.9	14.9	4.5	22.4	7.5	1.5	1.5	0.0	0.0	3.0
区分2	100.0	17.4	15.7	14.6	12.1	6.8	16.4	9.6	2.0	1.5	0.3	0.0	3.5
区分3	100.0	16.1	14.5	10.0	9.4	6.1	23.0	12.7	1.2	0.6	0.9	0.9	4.5
区分4	100.0	14.3	13.0	10.0	6.1	8.3	24.8	14.3	3.9	0.4	2.2	0.0	2.6
区分5	100.0	12.4	7.4	17.4	5.8	13.2	20.7	14.9	2.5	0.8	0.0	0.0	5.0
区分6	100.0	9.5	6.0	8.3	8.3	9.5	32.1	11.9	1.2	0.0	0.0	0.0	13.1
非該当	100.0	26.1	14.8	10.2	14.0	5.7	17.4	6.1	0.8	0.0	0.4	0.0	4.5
未認定	100.0	33.3	13.2	11.1	8.3	3.5	14.6	7.6	1.4	0.0	0.0	0.0	6.9
その他	100.0	33.3	25.0	8.3	8.3	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計													
③入居前の居所													
自宅(家族と同居)	100.0	20.6	16.3	11.4	14.0	7.3	16.6	9.1	1.3	0.4	0.0	0.0	3.0
自宅(一人暮らしやパートナーと)	100.0	25.7	13.8	14.7	11.9	6.4	19.3	2.8	0.9	0.0	0.0	1.8	2.8
他のグループホーム(サテライトを除く)	100.0	13.6	16.8	9.6	8.8	8.0	25.6	9.6	0.8	0.0	0.0	0.0	7.2
サテライト(グループホーム)	100.0	0.0	0.0	46.2	7.7	0.0	23.1	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7
通働寮	100.0	2.5	2.5	5.0	2.5	0.0	15.0	12.5	10.0	15.0	22.5	2.5	10.0
宿泊型自立訓練	100.0	15.7	11.8	11.8	17.6	3.9	21.6	13.7	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0
福祉ホーム	100.0	21.4	7.1	7.1	0.0	14.3	35.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	100.0	8.3	8.3	9.0	5.8	6.5	32.7	20.1	5.0	0.7	0.0	0.0	3.6
病院・診療所に入院	100.0	28.4	13.8	13.5	8.2	8.5	15.2	9.4	0.3	0.0	0.0	0.0	2.6
刑務所等矯正施設	100.0	47.4	21.1	10.5	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	100.0	21.6	19.6	19.6	9.8	7.8	19.6	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0
里親宅・ファミリーホーム	100.0	20.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	100.0	12.2	17.1	9.8	12.2	4.9	19.5	9.8	2.4	0.0	0.0	0.0	12.2
計													

図表1-17-9.退去者の障害支援区分・入居前の居所別退去までの入居年数(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (縦計)

(単位:%)

	合計	④入居年数											
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5~9年	10~19年	20~29年	30~39年	40~49年	50年以上	不明
全体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
①障害支援区分													
区分1	4.1	4.2	4.0	4.1	6.0	2.7	4.5	2.9	3.3	9.1	0.0	0.0	3.0
区分2	24.0	22.1	27.7	29.9	28.7	23.9	19.4	22.0	26.7	54.5	10.0	0.0	3.5
区分3	20.0	17.0	21.4	17.0	18.6	17.7	22.7	24.3	13.3	18.2	30.0	100.0	4.5
区分4	14.0	10.6	13.4	11.9	8.4	16.8	17.0	19.1	30.0	9.1	50.0	0.0	2.6
区分5	7.3	4.8	4.0	10.8	4.2	14.2	7.5	10.4	10.0	9.1	0.0	0.0	5.0
区分6	5.1	2.6	2.2	3.6	4.2	7.1	8.1	5.8	3.3	0.0	0.0	0.0	13.1
非該当	16.0	22.1	17.4	13.9	22.2	13.3	13.7	9.2	6.7	0.0	10.0	0.0	4.5
未認定	8.7	15.4	8.5	8.2	7.2	4.4	6.3	6.4	6.7	0.0	0.0	0.0	6.9
その他	0.7	1.3	1.3	0.5	0.6	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③入居前の居所													
自宅(家族と同居)	34.0	36.2	40.1	32.7	45.3	35.7	28.0	29.3	23.3	20.0	0.0	0.0	28.8
自宅(一人暮らしやパートナーと)	6.6	8.8	6.6	8.2	7.6	6.1	6.3	1.7	3.3	0.0	0.0	66.7	5.1
他のグループホーム(サテライトを除く)	7.6	5.3	9.3	6.1	6.4	8.7	9.6	6.9	3.3	0.0	0.0	0.0	15.3
サテライト(グループホーム)	0.8	0.0	0.0	3.1	0.6	0.0	0.9	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
通働寮	2.4	0.3	0.4	1.0	0.6	0.0	1.8	2.9	13.3	60.0	90.0	33.3	6.8
宿泊型自立訓練	3.1	2.5	2.6	3.1	5.2	1.7	3.3	4.0	3.3	0.0	0.0	0.0	1.7
福祉ホーム	0.9	0.9	0.4	0.5	0.0	1.7	1.5	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	16.9	7.2	10.1	12.8	9.3	15.7	27.4	32.2	46.7	20.0	0.0	0.0	16.9
病院・診療所に入院	20.7	30.5	20.7	23.5	16.3	25.2	15.7	18.4	3.3	0.0	0.0	0.0	15.3
刑務所等矯正施設	1.2	2.8	1.8	1.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	3.1	3.5	4.4	5.1	2.9	3.5	3.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
里親宅・ファミリーホーム	0.3	0.3	0.4	1.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.5	1.6	3.1	2.0	2.9	1.7	2.4	2.3	3.3	0.0	0.0	0.0	8.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

e.退去（転居）理由（MA）

退居（転居）理由として最も多かったのは「本人の希望」46.1%で、以下「疾病・事故」11.3%、「その他」10.5%、「家族・親族の意思」9.8%、「加齢に伴う身体機能の低下」9.2%、「障害の重度化」8.5%、等となっていた。

障害支援区分毎に、「本人の希望」での退去割合をみると、「区分1」の退去者の71.6%から区分が上がる毎に「本人の希望」である割合が減っていき、「区分6」の退去者では8.3%となっている。見方を変えて、「本人の希望」で退去した入居者の障害支援区分別の分布をみても同様の傾向がみられる。

障害支援区分毎に、「家族・親族の意思」での退去割合をみると、「区分1」の3.0%からおおよそ区分が上がる毎に割合が増えていき「区分6」では26.2%となる。他方、「家族・親族の意思」で退去した入居者の障害支援区分別分布をみると、「区分2」から「区分4」でもそれぞれ順に19.0%、15.3%、21.5%を占めている一方で「区分5」は9.2%、「区分6」は13.5%となる。障害支援区分が上がるごとに「本人の希望」が「家族・親族の意思」によって代替されているということだろうか。

「加齢に伴う身体機能の低下」は、「区分5」の退去者の20.7%、「区分6」同19.0%、「区分4」同16.5%であり、「区分3」でも同10.9%となっている。

「障害の重度化」が10%を超えている区分は、「区分6」26.2%、「区分5」16.5%となっている。

図表1-17-10.退去者の障害支援区分・年齢・入居年数別退去（転居）の理由（MA）（2017年度1年間）
（サテライトを含むGHからの退去）（実数）

（単位：人）

	合計	⑤退去（転居）理由														
		本人の希望	疾病・事故	認知症	加齢に伴う身体機能の低下	障害の重度化	家族・親族の意思	反社会的行動	行動障害	人間関係の不和	収入の低下等経済問題	消防法適合のため	共同生活住居の閉鎖	その他	不明	
全体	1,692	780	192	28	156	143	166	84	44	93	17	22	82	177	134	
①障害支援区分	区分1	67	48	3	0	1	2	2	4	0	1	1	0	4	3	5
	区分2	396	221	31	3	27	15	31	14	9	22	5	4	23	51	24
	区分3	330	141	39	6	36	31	25	23	12	25	2	2	16	29	31
	区分4	230	70	26	5	38	21	35	14	9	17	1	8	20	29	18
	区分5	121	26	21	4	25	20	15	5	8	9	4	4	3	16	11
	区分6	84	7	19	4	16	16	22	2	3	1	0	0	1	14	8
	非該当	264	146	26	3	9	17	24	14	2	8	2	4	8	20	31
	未認定	144	95	19	2	3	13	9	7	0	7	1	0	3	10	4
	その他	12	7	2	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	1,648	761	186	28	156	137	163	83	43	91	16	22	78	172	133	
②年齢（満年齢）	0～9歳	7	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	5	0
	10～19歳	42	24	2	0	0	5	8	3	7	7	1	0	0	3	2
	20～29歳	282	186	16	0	0	11	29	16	4	25	6	0	12	30	6
	30～39歳	245	144	18	0	2	17	34	14	7	8	0	0	10	30	9
	40～49歳	314	169	25	0	5	30	36	19	14	22	3	7	13	37	14
	50～59歳	281	108	43	5	25	32	15	13	6	20	1	5	9	36	18
	60～69歳	299	94	53	17	70	32	18	13	3	5	2	8	29	24	25
	70～79歳	85	19	22	4	38	10	10	3	0	1	0	2	9	6	6
	80～89歳	17	3	1	1	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	90～99歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
100歳以上	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	1,574	749	180	27	147	139	150	81	42	89	13	22	82	171	87	
④入居年数	1年未満	318	170	34	4	8	23	30	18	14	26	5	0	1	30	22
	1年	231	116	19	0	7	21	18	15	5	15	4	1	5	23	24
	2年	199	97	22	1	11	14	18	12	6	17	3	1	6	16	10
	3年	173	103	16	2	5	7	14	9	5	5	1	1	7	23	10
	4年	115	43	8	4	10	14	11	2	2	8	1	3	8	27	8
	5～9年	339	133	44	11	47	35	38	15	6	12	1	13	27	29	25
	10～19年	176	62	33	4	32	17	20	7	5	4	1	3	9	16	17
	20～29年	32	12	6	1	6	3	3	2	1	2	0	0	3	0	1
	30～39年	11	7	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0
	40～49年	10	9	0	0	9	0	1	0	0	0	0	0	9	0	0
	50年以上	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
計	1,607	755	182	27	143	134	153	80	44	90	16	22	81	165	117	

図表1-17-11.退去者の障害支援区分・年齢・入居年数別退去(転居)の理由(MA)(2017年度1年間)
(サテライトを含むGHからの退去)(%) (横計)

(単位:%)

	合計	⑤退去(転居)理由														
		本人の希望	疾病・事故	認知症	加齢の伴う身体機能の低下	障害の重度化	家族・親族の意志	反社会的行動	行動障害	人間関係の不和	収入の低下等経済問題	消防法適合のため	共同生活住居の閉鎖	その他	不明	
全体	100.0	46.1	11.3	1.7	9.2	8.5	9.8	5.0	2.6	5.5	1.0	1.3	4.8	10.5	7.9	
①障害支援区分	区分1	100.0	71.6	4.5	0.0	1.5	3.0	3.0	6.0	0.0	1.5	1.5	0.0	6.0	4.5	7.5
	区分2	100.0	55.8	7.8	0.8	6.8	3.8	7.8	3.5	2.3	5.6	1.3	1.0	5.8	12.9	6.1
	区分3	100.0	42.7	11.8	1.8	10.9	9.4	7.6	7.0	3.6	7.6	0.6	0.6	4.8	8.8	9.4
	区分4	100.0	30.4	11.3	2.2	16.5	9.1	15.2	6.1	3.9	7.4	0.4	3.5	8.7	12.6	7.8
	区分5	100.0	21.5	17.4	3.3	20.7	16.5	12.4	4.1	6.6	7.4	3.3	3.3	2.5	13.2	9.1
	区分6	100.0	8.3	22.6	4.8	19.0	19.0	26.2	2.4	3.6	1.2	0.0	0.0	1.2	16.7	9.5
	非該当	100.0	55.3	9.8	1.1	3.4	6.4	9.1	5.3	0.8	3.0	0.8	1.5	3.0	7.6	11.7
	未認定	100.0	66.0	13.2	1.4	2.1	9.0	6.3	4.9	0.0	4.9	0.7	0.0	2.1	6.9	2.8
	その他	100.0	58.3	16.7	8.3	8.3	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
②年齢(満年齢)	0~9歳	100.0	28.6	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0	
	10~19歳	100.0	57.1	4.8	0.0	0.0	11.9	19.0	7.1	16.7	16.7	2.4	0.0	7.1	4.8	
	20~29歳	100.0	66.0	5.7	0.0	0.0	3.9	10.3	5.7	1.4	8.9	2.1	0.0	10.6	2.1	
	30~39歳	100.0	58.8	7.3	0.0	0.8	6.9	13.9	5.7	2.9	3.3	0.0	0.0	12.2	3.7	
	40~49歳	100.0	53.8	8.0	0.0	1.6	9.6	11.5	6.1	4.5	7.0	1.0	2.2	11.8	4.5	
	50~59歳	100.0	38.4	15.3	1.8	8.9	11.4	5.3	4.6	2.1	7.1	0.4	1.8	12.8	6.4	
	60~69歳	100.0	31.4	17.7	5.7	23.4	10.7	6.0	4.3	1.0	1.7	0.7	2.7	8.0	8.4	
	70~79歳	100.0	22.4	25.9	4.7	44.7	11.8	11.8	3.5	0.0	1.2	0.0	2.4	7.1	7.1	
	80~89歳	100.0	17.6	5.9	5.9	41.2	5.9	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	29.4	
	90~99歳	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
100歳以上	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
④入居年数	1年未満	100.0	53.5	10.7	1.3	2.5	7.2	9.4	5.7	4.4	8.2	1.6	0.3	9.4	6.9	
	1年	100.0	50.2	8.2	0.0	3.0	9.1	7.8	6.5	2.2	6.5	1.7	0.4	10.0	10.4	
	2年	100.0	48.7	11.1	0.5	5.5	7.0	9.0	6.0	3.0	8.5	1.5	0.5	8.0	5.0	
	3年	100.0	59.5	9.2	1.2	2.9	4.0	8.1	5.2	2.9	2.9	0.6	0.6	13.3	5.8	
	4年	100.0	37.4	7.0	3.5	8.7	12.2	9.6	1.7	1.7	7.0	0.9	2.6	23.5	7.0	
	5~9年	100.0	39.2	13.0	3.2	13.9	10.3	11.2	4.4	1.8	3.5	0.3	3.8	8.6	7.4	
	10~19年	100.0	35.2	18.8	2.3	18.2	9.7	11.4	4.0	2.8	2.3	0.6	1.7	9.1	9.7	
	20~29年	100.0	37.5	18.8	3.1	18.8	9.4	9.4	6.3	3.1	6.3	0.0	0.0	9.4	3.1	
	30~39年	100.0	63.6	0.0	0.0	63.6	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	45.5	9.1	
	40~49年	100.0	90.0	0.0	0.0	90.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0	
	50年以上	100.0	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	

図表1-17-12.退去者の障害支援区分・年齢・入居年数別退去(転居)の理由(MA)(2017年度1年間)
(サテライトを含むGHからの退去)(%) (縦計)

(単位:%)

	合計	⑤退去(転居)理由														
		本人の希望	疾病・事故	認知症	加齢に伴う身体機能の低下	障害の重度化	家族・親族の意志	反社会的行動	行動障害	人間関係の不和	収入の低下等経済問題	消防法適合のため	共同生活住居の閉鎖	その他	不明	
全体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
①障害支援区分	区分1	4.1	6.3	1.6	0.0	0.6	1.5	1.2	4.8	0.0	1.1	6.3	0.0	5.1	1.7	3.8
	区分2	24.0	29.0	16.7	10.7	17.3	10.9	19.0	16.9	20.9	24.2	31.3	18.2	29.5	29.7	18.0
	区分3	20.0	18.5	21.0	21.4	23.1	22.6	15.3	27.7	27.9	27.5	12.5	9.1	20.5	16.9	23.3
	区分4	14.0	9.2	14.0	17.9	24.4	15.3	21.5	16.9	20.9	18.7	6.3	36.4	25.6	16.9	13.5
	区分5	7.3	3.4	11.3	14.3	16.0	14.6	9.2	6.0	18.6	9.9	25.0	18.2	3.8	9.3	8.3
	区分6	5.1	0.9	10.2	14.3	10.3	11.7	13.5	2.4	7.0	1.1	0.0	0.0	1.3	8.1	6.0
	非該当	16.0	19.2	14.0	10.7	5.8	12.4	14.7	16.9	4.7	8.8	12.5	18.2	10.3	11.6	23.3
	未認定	8.7	12.5	10.2	7.1	1.9	9.5	5.5	8.4	0.0	7.7	6.3	0.0	3.8	5.8	3.0
	その他	0.7	0.9	1.1	3.6	0.6	1.5	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②年齢(満年齢)	0～9歳	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
	10～19歳	2.7	3.2	1.1	0.0	0.0	3.6	5.3	3.7	16.7	7.9	7.7	0.0	0.0	1.8	2.3
	20～29歳	17.9	24.8	8.9	0.0	0.0	7.9	19.3	19.8	9.5	28.1	46.2	0.0	14.6	17.5	6.9
	30～39歳	15.6	19.2	10.0	0.0	1.4	12.2	22.7	17.3	16.7	9.0	0.0	0.0	12.2	17.5	10.3
	40～49歳	19.9	22.6	13.9	0.0	3.4	21.6	24.0	23.5	33.3	24.7	23.1	31.8	15.9	21.6	16.1
	50～59歳	17.9	14.4	23.9	18.5	17.0	23.0	10.0	16.0	14.3	22.5	7.7	22.7	11.0	21.1	20.7
	60～69歳	19.0	12.6	29.4	63.0	47.6	23.0	12.0	16.0	7.1	5.6	15.4	36.4	35.4	14.0	28.7
	70～79歳	5.4	2.5	12.2	14.8	25.9	7.2	6.7	3.7	0.0	1.1	0.0	9.1	11.0	3.5	6.9
	80～89歳	1.1	0.4	0.6	3.7	4.8	0.7	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7
	90～99歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
100歳以上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
④入居年数	1年未満	19.8	22.5	18.7	14.8	5.6	17.2	19.6	22.5	31.8	28.9	31.3	0.0	1.2	18.2	18.8
	1年	14.4	15.4	10.4	0.0	4.9	15.7	11.8	18.8	11.4	16.7	25.0	4.5	6.2	13.9	20.5
	2年	12.4	12.8	12.1	3.7	7.7	10.4	11.8	15.0	13.6	18.9	18.8	4.5	7.4	9.7	8.5
	3年	10.8	13.6	8.8	7.4	3.5	5.2	9.2	11.3	11.4	5.6	6.3	4.5	8.6	13.9	8.5
	4年	7.2	5.7	4.4	14.8	7.0	10.4	7.2	2.5	4.5	8.9	6.3	13.6	9.9	16.4	6.8
	5～9年	21.1	17.6	24.2	40.7	32.9	26.1	24.8	18.8	13.6	13.3	6.3	59.1	33.3	17.6	21.4
	10～19年	11.0	8.2	18.1	14.8	22.4	12.7	13.1	8.8	11.4	4.4	6.3	13.6	11.1	9.7	14.5
	20～29年	2.0	1.6	3.3	3.7	4.2	2.2	2.0	2.5	2.3	2.2	0.0	0.0	3.7	0.0	0.9
	30～39年	0.7	0.9	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	6.2	0.6	0.0
	40～49年	0.6	1.2	0.0	0.0	6.3	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
	50年以上	0.2	0.4	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

f 退去（転居）先

さて、退去（転居）先をみてみよう。

最も多かったのは「自宅（一人暮らしやパートナーと）」が 21.1%、次いで「自宅（家族と同居）」17.8%、以下「病院・診療所に入院」15.5%、「他のグループホーム（サテライトを除く）」15.0%、「入所施設（施設入所支援）」8.6%、「特別養護老人ホーム・老人保健施設」2.7%等となっていた。「死去」は 5.3%であった。

障害支援区分毎の退去（転居）先をみると、「区分 1」から「区分 3」では「自宅（家族と同居）」、「自宅（一人暮らしやパートナーと）」がそれぞれ約 15~30%と他に比べて多くなっている。他方、「区分 4」から「区分 6」では「入所施設（施設入所支援）」が 2~3 割と他に比べて多い。ただし、「区分 6」についてみると「死去」が 17.9%と他の区分に比べて 10%以上高くなっていること、「特別養護老人ホーム・老人保健施設」が 8.3%と他の区分の倍以上であること、また「入所施設（施設入所支援）」が最も多い「区分 5」の 28.9%に比べて、「区分 6」では 21.4%と若干下がっていることを指摘しておきたい。

「自宅（家族と同居）」から GH に入居された入居者が退去（転居）するときに最も多かったのは「自宅（家族と同居）」（36.9%）、「自宅（一人暮らしやパートナー）」から GH に入居された入居者が退去（転居）するときに最も多かったのは、「自宅（一人暮らしやパートナー）」（44.0%）、「入所施設（施設入所支援）」から入居された入居者が退去（転居）するときに最も多かったのは「入所施設（施設入所支援）」（31.3%）「病院・診療所に入院」から GH に入居された入居者が退去（転居）するときに最も多かったのは「病院・診療所に入院」（42.5%）であった。

GH から「入所施設（施設入所支援）」への退去（転居）理由（MA）をみてみよう。「本人の希望」は 17.8%に過ぎない。最も多いのは「加齢に伴う身体機能の低下」35.6%である。他は「疾病・事故」「障害の重度化」が共に 16.4%、「家族・親族の意志」15.1%等となっている。

GH から「自宅（一人暮らしやパートナーと）」へ転居（退去）した入居者の障害支援区分別分布をみると、「区分 2」が最も多く 33.8%、次いで「非該当」25.0%、「区分 3」が 16.8%となっている。区分毎に転居（退去）した入居者の転居（退去）先をみても「非該当」「未認定」「区分 1」「区分 2」の入居者の退去先として「自宅（一人暮らしやパートナーと）」は 3 割前後と最も多い退去（転居）先となっている。

GH 入居者の退去（転居）先、同理由と障害支援区分の関係をみるうえで、以下の点を改めて考える必要がある。

- i) 「本人の希望」（また、医療的な必要性）以外、GH から退去（転居）する原因として、妥当な理由とはなにか。
- ii) GH が地域生活を支える「支援」を提供するサービスであるとして、障害支援区分によって退去（転居）先が異なる傾向を示しているのはなぜだろうか。
- iii) 障害支援区分によって GH からの退去（転居）の際の理由が異なる傾向を示しているのはなぜだろうか。
- iv) これらを解く為に、つまり「妥当性」のない、「本人の希望」に反した GH からの退去（転居）をなくす為に、①特に障害支援区分が高い、加齢・高齢、支援量の増加等に対して何をすべきか、②「本人の希望」とは何か、意思決定支援や意思確認の方法をどのようにすべきか

以下、

①について、居宅介護等の利用によってこれらの入居者が GH で生活する事が可能となるのではないかと法人が多かったこと

②について、障害支援区分が高くなるにつれて、先に「本人の希望」が「家族・親族の意思」に代替されているのではないかと述べたが、例えば「本人の希望」が確認できない場合があるとすると、その時に他人はどのような判断を代わりにすることが許されるか、その方法や範囲はどの様か

2 点を敷衍しておきたい。

図表1-17-13.退去者の障害支援区分・年齢・入居前の居所・入居年数別退去(転居)先(MA)(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(実数)

(単位:人)

	合計	⑥退去(転居)先															
		自宅(家族と同居)	自宅(一人暮らしやパートナーと)	他のグループホーム(サテライトを除く)	サテライト(グループホーム)	宿泊型自立訓練	福祉ホーム	入所施設(施設入所支援)	病院・診療所入院	刑務所等矯正施設	児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	里親宅・ファミリーホーム	特別養護老人ホーム・老人保健施設	介護保険グループホーム	死去	その他	不明
全体	1,633	302	357	254	12	14	12	146	263	12	1	1	45	32	89	93	59
①障害支援区分																	
区分1	67	13	20	14	1	1	2	1	7	0	0	0	2	0	1	5	0
区分2	383	68	119	65	8	2	7	14	51	1	0	0	7	3	18	20	13
区分3	318	50	59	54	1	4	1	27	57	3	0	0	10	5	22	25	12
区分4	223	34	15	45	1	1	1	43	35	0	1	1	7	7	16	16	7
区分5	116	17	3	19	0	0	0	35	18	1	0	0	5	8	8	2	5
区分6	82	12	1	8	0	0	0	18	13	0	0	0	7	6	15	2	2
非該当	248	60	88	21	1	2	1	3	46	3	0	0	6	2	5	10	16
未認定	143	38	44	11	0	4	0	5	24	1	0	0	1	1	3	11	1
その他	12	1	3	2	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
計	1,592	293	352	239	12	14	12	146	254	12	1	1	45	32	88	91	56
②年齢(満年齢)																	
0~9歳	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
10~19歳	42	20	6	8	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	1	0
20~29歳	280	81	95	50	4	5	1	8	25	1	0	0	0	0	10	2	
30~39歳	242	68	53	63	3	3	1	13	26	2	0	0	2	2	6	3	
40~49歳	310	69	83	53	0	2	1	25	52	2	0	1	0	2	5	15	4
50~59歳	277	30	71	37	2	3	0	32	55	4	0	0	1	5	23	14	4
60~69歳	296	9	36	24	2	0	6	43	63	1	0	0	29	15	37	31	3
70~79歳	85	2	1	5	0	1	3	13	20	2	0	0	13	5	12	8	0
80~89歳	17	2	0	1	0	0	0	4	4	0	0	0	1	0	3	2	0
90~99歳	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
100歳以上	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
計	1,558	282	347	242	12	14	12	138	251	12	1	1	44	29	83	90	16
③入居前の居所																	
自宅(家族と同居)	534	206	116	70	1	4	3	31	40	0	0	1	9	14	23	16	25
自宅(一人暮らしやパートナーと)	109	7	48	10	0	0	0	7	13	1	0	0	1	3	11	8	0
他のグループホーム(サテライトを除く)	120	5	24	58	2	1	1	6	9	0	0	0	4	5	5	5	
サテライト(グループホーム)	13	1	3	2	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	
通動寮	40	2	4	7	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	3	20	0
宿泊型自立訓練	50	5	18	9	0	3	1	7	1	0	0	0	1	2	2	2	1
福祉ホーム	14	1	4	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	2	2	0	0
入所施設(施設入所支援)	270	26	25	43	2	0	3	87	35	1	0	0	16	4	17	11	8
病院・診療所入院	336	28	69	29	1	4	4	5	145	3	0	0	11	3	15	19	5
刑務所等矯正施設	19	2	3	3	0	1	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	49	11	21	11	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	2
里親宅・ファミリーホーム	5	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	40	2	12	7	0	1	0	1	4	2	0	0	2	0	3	6	1
計	1,599	296	350	250	12	14	12	142	260	12	1	1	42	32	82	93	47
④入居年数																	
1年未満	309	101	51	29	1	5	2	11	80	3	1	0	3	1	5	16	9
1年	218	59	48	36	0	2	0	7	40	3	0	0	1	1	5	16	13
2年	199	30	65	29	4	2	2	19	28	2	0	0	3	1	9	5	0
3年	170	25	75	22	1	1	1	10	21	2	0	0	2	0	4	6	3
4年	112	13	16	41	0	0	2	9	16	0	0	0	1	6	6	2	3
5~9年	329	40	64	50	4	2	1	48	44	0	0	1	17	12	28	18	10
10~19年	171	19	25	23	1	2	4	26	23	1	0	0	15	6	19	7	5
20~29年	29	4	3	9	0	0	0	6	1	0	0	0	1	2	3	0	3
30~39年	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	0
40~49年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	0
50年以上	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
計	1,561	293	347	239	11	14	12	136	253	11	1	1	45	29	80	89	46
⑤退去(転居)理由(MA)																	
本人の希望	780	189	304	124	6	8	2	26	40	3	0	0	6	6	0	61	5
疾病・事故	192	11	2	8	0	1	0	24	95	1	0	0	5	1	35	4	5
認知症	28	2	0	3	1	0	0	4	7	0	0	0	6	5	0	0	0
加齢に伴う身体機能の低下	156	2	0	14	0	0	3	52	18	0	0	0	28	12	1	25	1
障害の重度化	143	17	3	9	0	1	2	24	71	0	0	0	7	5	1	2	1
家族・親族の意志	166	82	10	23	1	1	0	22	8	0	0	1	9	5	0	3	1
反社会的行動	84	20	9	12	1	1	3	10	17	6	0	0	1	0	4	0	0
行動障害	44	9	2	6	0	0	0	9	15	0	1	0	1	0	0	0	1
人間関係の不和	93	20	18	21	4	5	1	5	13	0	0	0	1	0	0	3	2
収入の低下等経済問題	17	7	1	2	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1
消防法適合のため	22	0	7	7	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活住居の閉鎖	82	4	14	29	1	0	0	12	1	0	0	0	2	0	0	19	0
その他	177	15	35	48	1	3	1	4	16	1	0	0	2	3	33	13	2

図表1-17-14. 退去者の障害支援区分・年齢・入居前の居所・入居年数別退去(転居)先(MA)(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (横計)

(単位:%)

	合計	⑥退去(転居)先															
		自宅(家族と同居)	自宅(一人暮らしやパートナー)	他のグループホーム(サテライトを除く)	サテライト(グループホーム)	宿泊型自立訓練	福祉ホーム	入所施設(施設入所支援)	病院・診療所に入院	刑務所等矯正施設	児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	里親宅・ファミリーホーム	特別養護老人ホーム・老人保健施設	介護保険グループホーム	死去	その他	不明
全体	100.0	17.8	21.1	15.0	0.7	0.8	0.7	8.6	15.5	0.7	0.1	0.1	2.7	1.9	5.3	5.5	3.5
①障害支援区分																	
区分1	100.0	19.4	29.9	20.9	1.5	1.5	3.0	1.5	10.4	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	1.5	7.5	0.0
区分2	100.0	17.2	30.1	16.4	2.0	0.5	1.8	3.5	12.9	0.3	0.0	0.0	1.8	0.8	4.5	5.1	3.3
区分3	100.0	15.2	17.9	16.4	0.3	1.2	0.3	8.2	17.3	0.9	0.0	0.0	3.0	1.5	6.7	7.6	3.6
区分4	100.0	14.8	6.5	19.6	0.4	0.4	0.4	18.7	15.2	0.0	0.4	0.4	3.0	3.0	7.0	7.0	3.0
区分5	100.0	14.0	2.5	15.7	0.0	0.0	0.0	28.9	14.9	0.8	0.0	0.0	4.1	6.6	6.6	1.7	4.1
区分6	100.0	14.3	1.2	9.5	0.0	0.0	0.0	21.4	15.5	0.0	0.0	0.0	8.3	7.1	17.9	2.4	2.4
非該当	100.0	22.7	33.3	8.0	0.4	0.8	0.4	1.1	17.4	1.1	0.0	0.0	2.3	0.8	1.9	3.8	6.1
未認定	100.0	26.4	30.6	7.6	0.0	2.8	0.0	3.5	16.7	0.7	0.0	0.0	0.7	0.7	2.1	7.6	0.7
その他	100.0	8.3	25.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
②年齢(満年齢)																	
0~9歳	100.0	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	0.0
10~19歳	100.0	47.6	14.3	19.0	2.4	0.0	0.0	0.0	11.9	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0
20~29歳	100.0	28.7	33.7	17.7	1.4	1.8	0.4	2.8	8.9	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	0.7
30~39歳	100.0	27.8	21.6	25.7	1.2	1.2	0.4	5.3	10.6	0.8	0.0	0.0	0.8	0.8	2.4	1.2	
40~49歳	100.0	22.0	26.4	16.9	0.0	0.6	0.3	8.0	16.6	0.6	0.0	0.3	0.0	0.6	1.6	4.8	1.3
50~59歳	100.0	10.7	25.3	13.2	0.7	1.1	0.0	11.4	19.6	1.4	0.0	0.0	0.4	1.8	8.2	5.0	1.4
60~69歳	100.0	3.0	12.0	8.0	0.7	0.0	2.0	14.4	21.1	0.3	0.0	0.0	9.7	5.0	12.4	10.4	1.0
70~79歳	100.0	2.4	1.2	5.9	0.0	1.2	3.5	15.3	23.5	2.4	0.0	0.0	15.3	5.9	14.1	9.4	0.0
80~89歳	100.0	11.8	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	23.5	23.5	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	17.6	11.8	0.0
90~99歳	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100歳以上	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
③入居前の居所																	
自宅(家族と同居)	100.0	36.9	20.8	12.5	0.2	0.7	0.5	5.5	7.2	0.0	0.0	0.2	1.6	2.5	4.1	2.9	4.5
自宅(一人暮らしやパートナー)	100.0	6.4	44.0	9.2	0.0	0.0	0.0	6.4	11.9	0.9	0.0	0.0	0.9	2.8	10.1	7.3	0.0
他のグループホーム(サテライトを除く)	100.0	4.0	19.2	46.4	1.6	0.8	0.8	4.8	7.2	0.0	0.0	0.0	3.2	4.0	4.0	4.0	0.0
サテライト(グループホーム)	100.0	7.7	23.1	15.4	30.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0
通働寮	100.0	5.0	10.0	17.5	0.0	0.0	0.0	5.0	2.5	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	7.5	50.0	0.0
宿泊型自立訓練	100.0	9.8	35.3	17.6	0.0	5.9	2.0	2.0	13.7	2.0	0.0	0.0	2.0	3.9	3.9	3.9	2.0
福祉ホーム	100.0	7.1	28.6	0.0	7.1	0.0	0.0	14.3	7.1	0.0	0.0	7.1	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	100.0	9.4	9.0	15.5	0.7	0.0	1.1	31.3	12.6	0.4	0.0	0.0	5.8	1.4	6.1	4.0	2.9
病院・診療所に入院	100.0	8.2	20.2	8.5	0.3	1.2	1.2	1.5	42.5	0.9	0.0	0.0	3.2	0.9	4.4	5.6	1.5
刑務所等矯正施設	100.0	10.5	15.8	15.8	0.0	5.3	0.0	0.0	10.5	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	15.8	0.0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	100.0	21.6	41.2	21.6	2.0	0.0	0.0	0.0	3.9	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	3.9
里親宅・ファミリーホーム	100.0	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
その他	100.0	4.9	29.3	17.1	0.0	2.4	0.0	2.4	9.8	4.9	0.0	0.0	4.9	0.0	7.3	14.6	2.4
④入居年数																	
1年未満	100.0	31.8	16.0	9.1	0.3	1.6	0.6	3.5	25.2	0.9	0.3	0.0	0.9	0.3	1.6	5.0	2.8
1年	100.0	25.5	20.8	15.6	0.0	0.9	0.0	3.0	17.3	1.3	0.0	0.0	0.4	0.4	2.2	6.9	5.6
2年	100.0	15.1	32.7	14.6	2.0	1.0	1.0	9.5	14.1	1.0	0.0	0.0	1.5	0.5	4.5	2.5	0.0
3年	100.0	14.5	43.4	12.7	0.6	0.6	0.6	5.8	12.1	1.2	0.0	0.0	1.2	0.0	2.3	3.5	1.7
4年	100.0	11.3	13.9	35.7	0.0	0.0	1.7	7.8	13.9	0.0	0.0	0.0	0.9	5.2	5.2	1.7	2.6
5~9年	100.0	11.8	18.9	14.7	1.2	0.6	0.3	14.2	13.0	0.0	0.0	0.3	5.0	3.5	8.3	5.3	2.9
10~19年	100.0	10.8	14.2	13.1	0.6	1.1	2.3	14.8	13.1	0.6	0.0	0.0	8.5	3.4	10.8	4.0	2.8
20~29年	100.0	12.5	9.4	28.1	0.0	0.0	0.0	18.8	3.1	0.0	0.0	0.0	3.1	6.3	9.4	0.0	9.4
30~39年	100.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	63.6	0.0
40~49年	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	90.0	0.0
50年以上	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
⑤退去(転居)理由(MA)																	
本人の希望	100.0	24.2	39.0	15.9	0.8	1.0	0.3	3.3	5.1	0.4	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0	7.8	0.6
疾病・事故	100.0	5.7	1.0	4.2	0.0	0.5	0.0	12.5	49.5	0.5	0.0	0.0	2.6	0.5	18.2	2.1	2.6
認知症	100.0	7.1	0.0	10.7	3.6	0.0	0.0	14.3	25.0	0.0	0.0	0.0	21.4	17.9	0.0	0.0	0.0
加齢に伴う身体機能の低下	100.0	1.3	0.0	9.0	0.0	0.0	1.9	33.3	11.5	0.0	0.0	0.0	17.9	7.7	0.6	16.0	0.6
障害の重度化	100.0	11.9	2.1	6.3	0.0	0.7	1.4	16.8	49.7	0.0	0.0	0.0	4.9	3.5	0.7	1.4	0.7
家族・親族の意志	100.0	49.4	6.0	13.9	0.6	0.6	0.0	13.3	4.8	0.0	0.0	0.6	5.4	3.0	0.0	1.8	0.6
反社会的行動	100.0	23.8	10.7	14.3	1.2	1.2	3.6	11.9	20.2	7.1	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2	0.0	4.8
行動障害	100.0	20.5	4.5	13.6	0.0	0.0	0.0	20.5	34.1	0.0	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
人間関係の不和	100.0	21.5	19.4	22.6	4.3	5.4	1.1	5.4	14.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	3.2	2.2	
収入の低下等経済問題	100.0	41.2	5.9	11.8	0.0	0.0	0.0	23.5	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9
消防法適合のため	100.0	0.0	31.8	31.8	0.0	0.0	0.0	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同生活住居の閉鎖	100.0	4.9	17.1	35.4	1.2	0.0	0.0	14.6	1.2	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	23.2	0.0
その他	100.0	8.5	19.8	27.1	0.6	1.7	0.6	2.3	9.0	0.6	0.0	0.0	1.1	1.7	18.6	7.3	1.1

図表1-17-15.退去者の障害支援区分・年齢・入居前の居所・入居年数別退去(転居)先(MA)(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (総計)

(単位:%)

	合計	⑥退去(転居)先															
		自宅(家族と同居)	自宅(一人暮らしやパートナーと)	他のグループホーム(サテライトを除く)	サテライト(グループホーム)	宿泊型立訓練	福祉ホーム	入所施設(施設入所支援)	病院・診療所に入院	刑務所等矯正施設	児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	里親宅・ファミリーホーム	特別養護老人ホーム・老人保健施設	介護保険グループホーム	死去	その他	不明
全体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
①障害支援区分																	
区分1	4.2	4.4	5.7	5.9	8.3	7.1	16.7	0.7	2.8	0.0	0.0	0.0	4.4	0.0	1.1	5.5	0.0
区分2	24.1	23.2	33.8	27.2	66.7	14.3	58.3	9.6	20.1	8.3	0.0	0.0	15.6	9.4	20.5	22.0	23.2
区分3	20.0	17.1	16.8	22.6	8.3	28.6	8.3	18.5	22.4	25.0	0.0	0.0	22.2	15.6	25.0	27.5	21.4
区分4	14.0	11.6	4.3	18.8	8.3	7.1	8.3	29.5	13.8	0.0	100.0	100.0	15.6	21.9	18.2	17.6	12.5
区分5	7.3	5.8	0.9	7.9	0.0	0.0	0.0	24.0	7.1	8.3	0.0	0.0	11.1	25.0	9.1	2.2	8.9
区分6	5.2	4.1	0.3	3.3	0.0	0.0	0.0	12.3	5.1	0.0	0.0	0.0	15.6	18.8	17.0	2.2	3.6
非該当	15.6	20.5	25.0	8.8	8.3	14.3	8.3	2.1	18.1	25.0	0.0	0.0	13.3	6.3	5.7	11.0	28.6
未認定	9.0	13.0	12.5	4.6	0.0	28.6	0.0	3.4	9.4	8.3	0.0	0.0	2.2	3.1	3.4	12.1	1.8
その他	0.8	0.3	0.9	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②年齢(満年齢)																	
0~9歳	0.4	0.4	0.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
10~19歳	2.7	7.1	1.7	3.3	8.3	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0
20~29歳	18.0	28.7	27.4	20.7	33.3	35.7	8.3	5.8	10.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	12.5
30~39歳	15.5	24.1	15.3	26.0	25.0	21.4	8.3	9.4	10.4	16.7	0.0	0.0	0.0	6.9	2.4	6.7	18.8
40~49歳	19.9	24.5	23.9	21.9	0.0	14.3	8.3	18.1	20.7	16.7	0.0	100.0	0.0	6.9	6.0	16.7	25.0
50~59歳	17.8	10.6	20.5	15.3	16.7	21.4	0.0	23.2	21.9	33.3	0.0	0.0	2.3	17.2	27.7	15.6	25.0
60~69歳	19.0	3.2	10.4	9.9	16.7	0.0	50.0	31.2	25.1	8.3	0.0	0.0	65.9	51.7	44.6	34.4	18.8
70~79歳	5.5	0.7	0.3	2.1	0.0	7.1	25.0	9.4	8.0	16.7	0.0	0.0	29.5	17.2	14.5	8.9	0.0
80~89歳	1.1	0.7	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	2.9	1.6	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	3.6	2.2	0.0
90~99歳	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100歳以上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③入居前の居所																	
自宅(家族と同居)	33.4	69.6	33.1	28.0	8.3	28.6	25.0	21.8	15.4	0.0	0.0	100.0	21.4	43.8	28.0	17.2	53.2
自宅(一人暮らしやパートナーと)	6.8	2.4	13.7	4.0	0.0	0.0	0.0	4.9	5.0	8.3	0.0	0.0	2.4	9.4	13.4	8.6	0.0
他のグループホーム(サテライトを除く)	7.5	1.7	6.9	23.2	16.7	7.1	8.3	4.2	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.1	5.4	10.6
サテライト(グループホーム)	0.8	0.3	0.9	0.8	33.3	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	1.1	0.0
通所	2.5	0.7	1.1	2.8	0.0	0.0	0.0	1.4	0.4	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	3.7	21.5	0.0
宿泊型自立訓練	3.1	1.7	5.1	3.6	0.0	21.4	8.3	0.7	2.7	8.3	0.0	0.0	0.0	3.1	2.4	2.2	2.1
福祉ホーム	0.9	0.3	1.1	0.0	8.3	0.0	0.0	1.4	0.4	0.0	0.0	0.0	2.4	6.3	2.4	0.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	16.9	8.8	7.1	17.2	16.7	0.0	25.0	61.3	13.5	8.3	0.0	0.0	38.1	12.5	20.7	11.8	17.0
病院・診療所に入院	21.0	9.5	19.7	11.6	8.3	28.6	33.3	3.5	55.8	25.0	0.0	0.0	26.2	9.4	18.3	20.4	10.6
刑務所等矯正施設	1.2	0.7	0.9	1.2	0.0	7.1	0.0	0.0	0.8	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	3.2	0.0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	3.1	3.7	6.0	4.4	8.3	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	100.0	0.0	2.4	0.0	0.0	1.1	4.3
里親宅・ファミリーホーム	0.3	0.0	0.9	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0
その他	2.5	0.7	3.4	2.8	0.0	7.1	0.0	0.7	1.5	16.7	0.0	0.0	4.8	0.0	3.7	6.5	2.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
④入居年数																	
1年未満	19.8	34.5	14.7	12.1	9.1	35.7	16.7	8.1	31.6	27.3	100.0	0.0	6.7	3.4	6.3	18.0	19.6
1年	14.0	20.1	13.8	15.1	0.0	14.3	0.0	5.1	15.8	27.3	0.0	0.0	2.2	3.4	6.3	18.0	28.3
2年	12.7	10.2	18.7	12.1	36.4	14.3	16.7	14.0	11.1	18.2	0.0	0.0	6.7	3.4	11.3	5.6	0.0
3年	10.9	8.5	21.6	9.2	9.1	7.1	8.3	7.4	8.3	18.2	0.0	0.0	4.4	0.0	5.0	6.7	6.5
4年	7.2	4.4	4.6	17.2	0.0	0.0	16.7	6.6	6.3	0.0	0.0	0.0	2.2	20.7	7.5	2.2	6.5
5~9年	21.1	13.7	18.4	20.9	36.4	14.3	8.3	35.3	17.4	0.0	0.0	100.0	37.8	41.4	35.0	20.2	21.7
10~19年	11.0	6.5	7.2	9.6	9.1	14.3	33.3	19.1	9.1	9.1	0.0	0.0	33.3	20.7	23.8	7.9	10.9
20~29年	1.9	1.4	0.9	3.8	0.0	0.0	0.0	4.4	0.4	0.0	0.0	0.0	2.2	6.9	3.8	0.0	6.5
30~39年	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	1.3	7.9	0.0
40~49年	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	10.1	0.0
50年以上	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤退去(転居)理由(MA)																	
本人の希望	47.8	62.6	85.2	48.8	50.0	57.1	16.7	17.8	15.2	25.0	0.0	0.0	13.3	18.8	0.0	65.6	8.5
疾病・事故	11.8	3.6	0.6	3.1	0.0	7.1	0.0	16.4	36.1	8.3	0.0	0.0	11.1	3.1	39.3	4.3	8.5
認知症	1.7	0.7	0.0	1.2	8.3	0.0	0.0	2.7	2.7	0.0	0.0	0.0	13.3	15.6	0.0	0.0	0.0
加齢に伴う身体機能の低下	9.6	0.7	0.0	5.5	0.0	0.0	25.0	35.6	6.8	0.0	0.0	0.0	62.2	37.5	1.1	26.9	1.7
障害の重度化	8.8	5.6	0.8	3.5	0.0	7.1	16.7	16.4	27.0	0.0	0.0	0.0	15.6	15.6	1.1	2.2	1.7
家族・親族の意志	10.2	27.2	2.8	9.1	8.3	7.1	0.0	15.1	3.0	0.0	0.0	100.0	20.0	15.6	0.0	3.2	1.7
反社会的行動	5.1	6.6	2.5	4.7	8.3	7.1	25.0	6.8	6.5	50.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	4.3	0.0
行動障害	2.7	3.0	0.6	2.4	0.0	0.0	0.0	6.2	5.7	0.0	100.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	1.7
人間関係の不和	5.7	6.6	5.0	8.3	33.3	35.7	8.3	3.4	4.9	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	3.2	3.4	
収入の低下等経済問題	1.0	2.3	0.3	0.8	0.0	0.0	0.0	2.7	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
消防法適合のため	1.3	0.0	2.0	2.8	0.0	0.0	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同生活住居の閉鎖	5.0	1.3	3.9	11.4	8.3	0.0	0.0	8.2	0.4	0.0	0.0	0.0	4.4	0.0	0.0	20.4	0.0
その他	10.8	5.0	9.8	18.9	8.3	21.4	8.3	2.7	6.1	8.3	0.0	0.0	4.4	9.4	37.1	14.0	3.4

g.退去（転居）を希望されるようになったのはいつか

退去（転居）者全体の82.7%は「GH入居中」に退去（転居）を希望されたことがわかる。

他方、「GH入居前」から退去（転居）を希望されていた入居者は7.0%である。

「GH入居前」から退去（転居）を希望されていた入居者が多かった障害支援区分は、「非該当」12.9%、「未認定」11.1%等である。

「GH入居前」から退去（転居）を希望されていた入居者の退去（転居）先としては、「自宅（一人暮らしやパートナー）」が最も多く53.8%、以下「自宅（家族と同居）」17.6%、「他のグループホーム（サテライトを除く）」10.9%等であった。

図表1-17-16.退去者の障害支援区分・年齢・入居前の居所・入居年数・転居（退居理由）(MA)・退去（転居）先別退去（転居）希望時期(SA) (2017年度1年間) (サテライトを含むGHからの退去) (実数) (単位:人)

	合計	⑦退去(転居)を希望されるようになった時期		
		GH入居前	GH入居中	不明
全体	1,692	119	1,400	173
① 障害支援区分				
区分1	67	4	61	2
区分2	396	36	324	36
区分3	330	14	284	32
区分4	230	8	200	22
区分5	121	4	103	14
区分6	84	1	64	19
非該当	264	34	200	30
未認定	144	16	114	14
その他	12	0	12	0
計	1,648	117	1,362	169
② 年齢(満年齢)				
0~9歳	7	0	3	4
10~19歳	42	3	38	1
20~29歳	282	27	246	9
30~39歳	245	22	211	12
40~49歳	314	26	270	18
50~59歳	281	26	228	27
60~69歳	299	11	248	40
70~79歳	85	0	76	9
80~89歳	17	0	14	3
90~99歳	1	0	0	1
100歳以上	1	0	0	1
計	1,574	115	1,334	125
③ 入居前の居所				
自宅(家族と同居)	559	50	458	51
自宅(一人暮らしやパートナー)	109	5	94	10
他のグループホーム(サテライトを除く)	125	5	106	14
サテライト(グループホーム)	13	0	12	1
通勤寮	40	1	36	3
宿泊型自立訓練	51	3	43	5
福祉ホーム	14	0	14	0
入所施設(施設入所支援)	278	11	243	24
病院・診療所に入院	341	37	270	34
刑務所等矯正施設	19	2	14	3
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	51	4	45	2
里親宅・ファミリーホーム	5	0	5	0
その他	41	1	39	1
計	1,646	119	1,379	148
④ 入居年数				
1年未満	318	26	271	21
1年	231	18	191	22
2年	199	33	147	19
3年	173	29	132	12
4年	115	3	104	8
5~9年	339	9	297	33
10~19年	176	0	153	23
20~29年	32	1	24	7
30~39年	11	0	10	1
40~49年	10	0	10	0
50年以上	3	0	3	0
計	1,607	119	1,342	146
⑤ 退去(転居)理由(MA)				
本人の希望	780	86	688	6
疾病・事故	192	2	152	38
認知症	28	1	25	2
(加齢に伴う身体機能の低下)	156	4	148	4
障害の重度化	143	1	133	9
家族・親族の意志	166	6	155	5
反社会的行動	84	3	74	7
行動障害	44	1	43	0
人間関係の不和	93	2	89	2
(収入の低下等経済問題)	17	0	15	2
消防法適合のため	22	0	22	0
共同生活住居の閉鎖	82	3	79	0
その他	177	16	117	44
⑥ 退去(転居)先				
自宅(家族と同居)	302	21	269	12
自宅(一人暮らしやパートナー)	357	64	284	9
他のグループホーム(サテライトを除く)	254	13	234	7
(サテライト(グループホーム))	12	2	10	0
宿泊型自立訓練	14	0	14	0
福祉ホーム	12	0	11	1
入所施設(施設入所支援)	146	4	137	5
病院・診療所に入院	263	10	234	19
刑務所等矯正施設	12	0	8	4
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	1	0	1	0
里親宅・ファミリーホーム	1	0	1	0
特別養護老人ホーム・老人保健施設	45	1	44	0
介護保険グループホーム	32	0	30	2
死去	89	2	35	52
その他	93	2	84	7
不明	59	0	4	55
計	1,692	119	1,400	173

図表1-17-17. 退去者の障害支援区分・年齢・入居前の居所・入居年数・転居(退居理由)(MA)・退去(転居)先別退去(転居)希望時期(SA)(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (横計)(単位:%)

	合計	⑦退去(転居)を希望されるようになった時期		
		GH入居前	GH入居中	不明
全体	100.0	7.0	82.7	10.2
①障害支援区分				
区分1	100.0	6.0	91.0	3.0
区分2	100.0	9.1	81.8	9.1
区分3	100.0	4.2	86.1	9.7
区分4	100.0	3.5	87.0	9.6
区分5	100.0	3.3	85.1	11.6
区分6	100.0	1.2	76.2	22.6
非該当	100.0	12.9	75.8	11.4
未認定	100.0	11.1	79.2	9.7
その他	100.0	0.0	100.0	0.0
②年齢(満年齢)				
0~9歳	100.0	0.0	42.9	57.1
10~19歳	100.0	7.1	90.5	2.4
20~29歳	100.0	9.6	87.2	3.2
30~39歳	100.0	9.0	86.1	4.9
40~49歳	100.0	8.3	86.0	5.7
50~59歳	100.0	9.3	81.1	9.6
60~69歳	100.0	3.7	82.9	13.4
70~79歳	100.0	0.0	89.4	10.6
80~89歳	100.0	0.0	82.4	17.6
90~99歳	100.0	0.0	0.0	100.0
100歳以上	100.0	0.0	0.0	100.0
③入居前の居所				
自宅(家族と同居)	100.0	8.9	81.9	9.1
自宅(一人暮らしやパートナーと)	100.0	4.6	86.2	9.2
他のグループホーム(サテライトを除く)	100.0	4.0	84.8	11.2
サテライト(グループホーム)	100.0	0.0	92.3	7.7
通動寮	100.0	2.5	90.0	7.5
宿泊型自立訓練	100.0	5.9	84.3	9.8
福祉ホーム	100.0	0.0	100.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	100.0	4.0	87.4	8.6
病院・診療所に入院	100.0	10.9	79.2	10.0
刑務所等矯正施設	100.0	10.5	73.7	15.8
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	100.0	7.8	88.2	3.9
里親宅・ファミリーホーム	100.0	0.0	100.0	0.0
その他	100.0	2.4	95.1	2.4
④入居年数				
1年未満	100.0	8.2	85.2	6.6
1年	100.0	7.8	82.7	9.5
2年	100.0	16.6	73.9	9.5
3年	100.0	16.8	76.3	6.9
4年	100.0	2.6	90.4	7.0
5~9年	100.0	2.7	87.6	9.7
10~19年	100.0	0.0	86.9	13.1
20~29年	100.0	3.1	75.0	21.9
30~39年	100.0	0.0	90.9	9.1
40~49年	100.0	0.0	100.0	0.0
50年以上	100.0	0.0	100.0	0.0
⑤退去(転居)理由(MA)				
本人の希望	100.0	11.0	88.2	0.8
疾病・事故	100.0	1.0	79.2	19.8
認知症	100.0	3.6	89.3	7.1
加齢に伴う身体機能の低下	100.0	2.6	94.9	2.6
障害の重度化	100.0	0.7	93.0	6.3
家族・親族の意志	100.0	3.6	93.4	3.0
反社会的行動	100.0	3.6	88.1	8.3
行動障害	100.0	2.3	97.7	0.0
人間関係の不和	100.0	2.2	95.7	2.2
収入の低下等経済問題	100.0	0.0	88.2	11.8
消防法適合のため	100.0	0.0	100.0	0.0
共同生活住居の閉鎖	100.0	3.7	96.3	0.0
その他	100.0	9.0	66.1	24.9
⑥退去(転居)先				
自宅(家族と同居)	100.0	7.0	89.1	4.0
自宅(一人暮らしやパートナーと)	100.0	17.9	79.6	2.5
他のグループホーム(サテライトを除く)	100.0	5.1	92.1	2.8
サテライト(グループホーム)	100.0	16.7	83.3	0.0
宿泊型自立訓練	100.0	0.0	100.0	0.0
福祉ホーム	100.0	0.0	91.7	8.3
入所施設(施設入所支援)	100.0	2.7	93.8	3.4
病院・診療所に入院	100.0	3.8	89.0	7.2
刑務所等矯正施設	100.0	0.0	66.7	33.3
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	100.0	0.0	100.0	0.0
里親宅・ファミリーホーム	100.0	0.0	100.0	0.0
特別養護老人ホーム・老人保健施設	100.0	2.2	97.8	0.0
介護保険グループホーム	100.0	0.0	93.8	6.3
死去	100.0	2.2	39.3	58.4
その他	100.0	2.2	90.3	7.5
不明	100.0	0.0	6.8	93.2

図表1-17-18.退去者の障害支援区分・年齢・入居前の居所・入居年数・転居(退居理由)(MA)・退去(転居)先別退去(転居)希望時期(SA)(2017年度1年間)(サテライトを含むGHからの退去)(%) (縦計)(単位:%)

	合計	⑦退去(転居)を希望されるようになった時期		
		GH入居前	GH入居中	不明
全体	—	—	—	—
①障害支援区分				
区分1	4.1	3.4	4.5	1.2
区分2	24.0	30.8	23.8	21.3
区分3	20.0	12.0	20.9	18.9
区分4	14.0	6.8	14.7	13.0
区分5	7.3	3.4	7.6	8.3
区分6	5.1	0.9	4.7	11.2
非該当	16.0	29.1	14.7	17.8
未認定	8.7	13.7	8.4	8.3
その他	0.7	0.0	0.9	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0
②年齢(満年齢)				
0~9歳	0.4	0.0	0.2	3.2
10~19歳	2.7	2.6	2.8	0.8
20~29歳	17.9	23.5	18.4	7.2
30~39歳	15.6	19.1	15.8	9.6
40~49歳	19.9	22.6	20.2	14.4
50~59歳	17.9	22.6	17.1	21.6
60~69歳	19.0	9.6	18.6	32.0
70~79歳	5.4	0.0	5.7	7.2
80~89歳	1.1	0.0	1.0	2.4
90~99歳	0.1	0.0	0.0	0.8
100歳以上	0.1	0.0	0.0	0.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0
③入居前の居所				
自宅(家族と同居)	34.0	42.0	33.2	34.5
自宅(一人暮らしやパートナーと)	6.6	4.2	6.8	6.8
他のグループホーム(サテライトを除く)	7.6	4.2	7.7	9.5
サテライト(グループホーム)	0.8	0.0	0.9	0.7
通園寮	2.4	0.8	2.6	2.0
宿泊型自立訓練	3.1	2.5	3.1	3.4
福祉ホーム	0.9	0.0	1.0	0.0
入所施設(施設入所支援)	16.9	9.2	17.6	16.2
病院・診療所に入院	20.7	31.1	19.6	23.0
刑務所等矯正施設	1.2	1.7	1.0	2.0
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	3.1	3.4	3.3	1.4
里親宅・ファミリーホーム	0.3	0.0	0.4	0.0
その他	2.5	0.8	2.8	0.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0
④入居年数				
1年未満	19.8	21.8	20.2	14.4
1年	14.4	15.1	14.2	15.1
2年	12.4	27.7	11.0	13.0
3年	10.8	24.4	9.8	8.2
4年	7.2	2.5	7.7	5.5
5~9年	21.1	7.6	22.1	22.6
10~19年	11.0	0.0	11.4	15.8
20~29年	2.0	0.8	1.8	4.8
30~39年	0.7	0.0	0.7	0.7
40~49年	0.6	0.0	0.7	0.0
50年以上	0.2	0.0	0.2	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0
⑤退去(転居)理由(MA)				
本人の希望	46.1	72.3	49.1	3.5
疾病・事故	11.3	1.7	10.9	22.0
認知症	1.7	0.8	1.8	1.2
加齢に伴う身体機能の低下	9.2	3.4	10.6	2.3
障害の重度化	8.5	0.8	9.5	5.2
家族・親族の意志	9.8	5.0	11.1	2.9
反社会的行動	5.0	2.5	5.3	4.0
行動障害	2.6	0.8	3.1	0.0
人間関係の不和	5.5	1.7	6.4	1.2
収入の低下等経済問題	1.0	0.0	1.1	1.2
消防法適合のため	1.3	0.0	1.6	0.0
共同生活住居の閉鎖	4.8	2.5	5.6	0.0
その他	10.5	13.4	8.4	25.4
⑥退去(転居)先				
自宅(家族と同居)	17.8	17.6	19.2	6.9
自宅(一人暮らしやパートナーと)	21.1	53.8	20.3	5.2
他のグループホーム(サテライトを除く)	15.0	10.9	16.7	4.0
サテライト(グループホーム)	0.7	1.7	0.7	0.0
宿泊型自立訓練	0.8	0.0	1.0	0.0
福祉ホーム	0.7	0.0	0.8	0.6
入所施設(施設入所支援)	8.6	3.4	9.8	2.9
病院・診療所に入院	15.5	8.4	16.7	11.0
刑務所等矯正施設	0.7	0.0	0.6	2.3
児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)	0.1	0.0	0.1	0.0
里親宅・ファミリーホーム	0.1	0.0	0.1	0.0
特別養護老人ホーム・老人保健施設	2.7	0.8	3.1	0.0
介護保険グループホーム	1.9	0.0	2.1	1.2
死去	5.3	1.7	2.5	30.1
その他	5.5	1.7	6.0	4.0
不明	3.5	0.0	0.3	31.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

h.退去（転居）先を探すために GH のスタッフが外出に同行した回数

2017 年度 1 年間に退去（転居）された入居者について、退去（転居）先を探すために GH スタッフが外出に同行した回数をみてみよう。

全退去者でみると、47.1%（不明を除く、以下同）が 2 回以下、3 回以上が残り 52.9%であった。

i.退去（転居）後の家財の購入やサービス利用相談等に GH のスタッフが同行した回数

同じく、退去（転居）後の家財の購入やサービス利用相談等に GH スタッフが同行した回数をみてみよう。

全退去者でみると、57.4%が 2 回以下、3 回以上が残り 42.6%であった。

j.退去（転居）後、GH スタッフが支援や様子を見るため等で訪問した回数

全退去者でみると、59.9%が 2 回以下、3 回以上が残り 40.1%であった。

k.退去（転居）後、GH スタッフが相談や支援のために外出に同行した回数

全退去者でみると、55.3%が 2 回以下、3 回以上が残り 44.7%であった。

(18) 一人暮らし（サテライトを含む）の支援や転居（移行）状況（2015年4月～2018年3月）

a.GH、サテライト、一人暮らし（支援）の入居者の転居の全体像

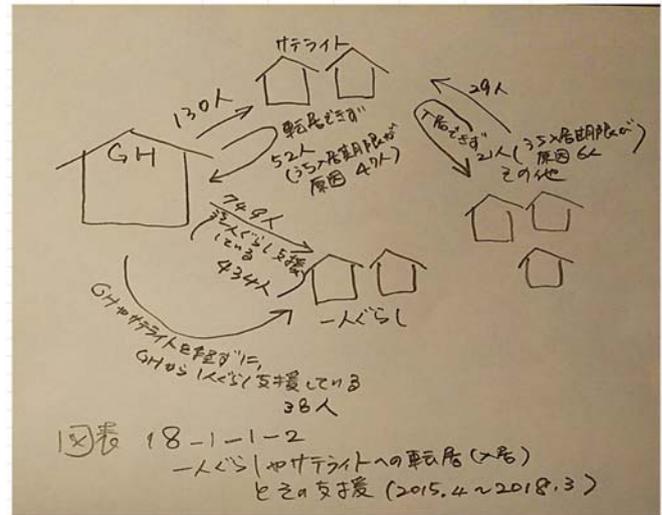
前回報酬改定（2015年4月）から2018年3月の3年間に、一人暮らしやGHのサテライトに入居された方等の転居（移行）の流れをみておきたい。回答が得られたのは1,051人であった。

GHからサテライトに転居されたのは130人であった。また、GHからサテライトに転居を希望したが入居に至らなかったのは52人、うち入居期限があることが原因で入居に至らなかったのは47人であった。

GHから一人暮らしに転居されたのは749人であった。そのうち、GHから一人暮らし支援を行ったのは434人であった。

GHから、GHやサテライトでの入居経験はないが一人暮らし支援を行っている方は38人であった。

サテライトへの入居状況を見ると、先に見た通りGHからの入居は130人に対して、その他からサテライトへの入居は29人であった。またその他からサテライトに入居を希望されたが入居に至らなかった方は29人、その内入居期限があることが原因で入居に至らなかったのは6人であった。



図表18-1-1-1.一人暮らしやサテライトへの転居とその支援(2015年4月(前回報酬改定)から2018年3月の3年間) (単位:法人、人)

元	元の住居	転居(移行)先の住居	ア) 法人数		イ) 実人数		%	
			人数	%	人数	%	%	%
MA	1: GH(サテライトを除く)	から サテライト	80	5.3	130	14.1	-	-
	2: GH(サテライトを除く)	から 一人暮らし(サテライトを除く)	297	19.8	749	81.0	100.0	-
		うち、GHから一人暮らし支援を行った方			434	46.9	57.9	-
	3: サテライト	から 一人暮らし(サテライトを除く)	38	2.5	46	5.0	100.0	-
		うち、GHから一人暮らし支援を行った方			23	2.5	50.0	-
	4: GH・サテライト以外	から サテライト	21	1.4	29	3.1	-	-
	5: GHやサテライトでの入居経験はないが一人暮らしを支援している方がいる		20	1.3	38	4.1	-	-
		N=	378	25.3	計 925	100.0	-	-
(6,7は、元の住居は問いません。元住居がサテライト以外の全ての希望者について。)								
MA	6: サテライトへの入居希望があったが、入居に至らなかった方		14	0.9	73	57.9	100.0	100.0
		うち、GHからサテライトへの転居に至らなかった方			52	41.3	-	71.2
	7: 上記6のうち、入居期限があることが原因で、入居に至らなかった方		6	0.4	53	42.1	72.6	100.0
		うち、GHからサテライトへの転居に至らなかった方			47	37.3	64.4	88.7
		計			126	100.0	-	-
SA	8: 1~7は、いずれもない法人		N=	1,119	74.7	-	-	-
SA		法人合計		1,497	100.0	-	-	-

b.サテライトから退居までの居住年数

ア.実人員

ここでのサテライト入居とは、サテライト入居前後の住居形態がどのようであれ、2015年4月(前回報酬改定)から2018年3月の3年間にサテライト入居された入居者について問うている。よって、そのように前項等との違いについては注意されたい。

上記3年間でサテライトを利用された方の実人員として回答が得られたのは262人、3年間で退去されたのは123人であった。

図表1-18-2-1.3年間でサテライトから退去された方の居住年数

	人	%	%
3年間でサテライトを利用した実人員	262	100.0	
3年間でサテライトから退去された実人員	123	46.9	100.0
退居までのサテライト居住年数			
1年以内	29		23.6
1年を超えて2年以内	51		41.5
2年を超えて3年以内	37		30.1
3年を超えて4年以内	3		2.4
4年を超えて5年以内	0		0.0
5年を超えて6年以内	1		0.8
6年以上	0		0.0
わからない	2		1.6

イ.退居までのサテライト居住年数

退居までのサテライト居住年数を見ると、「1年以内」が23.6%、「1年を超えて2年以内」が41.5%、「2年を超えて3年以内」が30.1%であった。

ウ.サテライト入居期間が3年を超える理由

現に入居中の方も含めて、サテライト入居が3年を超える方がいる法人が、3年を超えて利用された(している)理由をどう考えているかをみてみよう。

「一人暮らしへ向けた生活リズムづくりを続ける必要がある」と回答した法人が15法人、「一人暮らしに対するご本人の不安が大きく未だ一人暮らしへ移行できない」11法人、「一人暮らしをするには経済的に未だ不安定」が9法人等となっている。

図表1-18-2-2.サテライトを原則3年(国通知)を超えて利用された(している)理由...(MA)

No.	理由	法人	%	無回答を 除く%
1	一人暮らしへ向けた生活リズムづくりを続ける必要がある	15	1.0	45.5
2	一人暮らしするには経済的に未だ不安定	9	0.6	27.3
3	一人暮らしのために適当な物件が未だ見つからない	2	0.1	6.1
4	一人暮らし後の支援(体制)の構築にもう少し時間がかかる	9	0.6	27.3
5	一人暮らしに対するご本人の不安が大きく未だ一人暮らしへ移行できない	11	0.7	33.3
6	一人暮らしへ向けたサテライト支援中に、ご本人の状態が悪化したり、支援の必要性が増すなど、今一人暮らしへの移行するのは時期尚早	5	0.3	15.2
7	一人暮らしも難しいが、GHの共同生活も難しい	8	0.5	24.2
8	その他	6	0.4	18.2
	無回答	1464	97.8	-
	全体	1497	100.0	100.0

c.GHからの支援(サテライト入居者、一人暮らし)

GHから、サテライト入居者や一人暮らしの方への支援内容を右に掲げておく。

図表1-18-3.サテライト・一人暮らし支援の内容(MA)

No.	支援の内容	サテライト支援			サテライト以外の一人暮らし支援		
		法人数	非該当を 除く%	無回答を 除く%	法人数	非該当を 除く%	無回答を 除く%
1	食事提供	80	62.0	66.7	54	29.5	40.9
2	身体介護	3	2.3	2.5	5	2.7	3.8
3	家事支援	44	34.1	36.7	30	16.4	22.7
4	声掛けや見守り	97	75.2	80.8	70	38.3	53.0
5	夜間支援	30	23.3	25.0	15	8.2	11.4
6	日常生活の相談	102	79.1	85.0	76	41.5	57.6
7	対人関係の相談	77	59.7	64.2	61	33.3	46.2
8	ホームヘルパー等利用についての相談・援助	21	16.3	17.5	35	19.1	26.5
9	電話での各種相談	74	57.4	61.7	71	38.8	53.8
10	金銭管理	71	55.0	59.2	44	24.0	33.3
11	行政手続きの同行・援助	84	65.1	70.0	65	35.5	49.2
12	通院の同行	77	59.7	64.2	43	23.5	32.6
13	緊急時の対応(状態の急変や災害時等)	83	64.3	69.2	58	31.7	43.9
14	その他	11	8.5	9.2	10	5.5	7.6
	無回答	9	7.0	-	51	27.9	-
	非該当	1,368	-	-	1,314	-	-
	実施している法人数	129	100.0	100.0	183	100.0	100.0

【自由記述】サテライトへの支援

・施設設備の不具合等に関し、貸主への状況報告及び修理のための日程調整・冬期間に限り灯油の購入及び配達など
会社との連絡調整、会議参加
休日のレクリエーション等
大家、雇用主さんと情報共有、連携強化
同室者との人間関係不調にてサテライト移動するもまもなく一ヶ月もしないうちに会社をやめてしまい只今就活中口数も少なく毎日のはれものにさわる状況。面接結果待ちです。
物件探し、諸手続、家族に理解を得るための話し合い、同棲・結婚に向けての話し合い
訪問しての相談支援、本拠地住宅(グループホーム)への宿泊。
余暇支援

【自由記述】一人暮らし支援(サテライト以外)

・施設設備の不具合等に関し、貸主への状況報告及び修理のための日程調整・冬期間に限り灯油の購入及び配達など
・本人の入院時の調整支援。・本人から毎晩、こちらへ電話かかってくる(夜9時ごろ)→話し相手。
ひとり暮らしの体験をした。
レク・イベントへの参加、病院への面会
運転免許証の更新や、移動手段の確保などの助言や支援
遠隔地に転居したため、地元(Gホームのある所)に残した親の見回り依頼あり、これは2度程度で他へ。
会社との連絡調整、会議参加
近隣に病院が建てた下宿(50人定員)がありGH等(一人暮らしも含め)での生活が難しい方が入居しています。その方々の支援を(当法人利用者に限り(10人前後))しています。(買い物、金銭管理など)
就労や債務に関する相談、関係機関同行
体調等にあわせた買い物支援、配食手配
家族との対応
訪問看護の利用相談等
本人の抱える問題全般に対する様々なことを直接間接的に手助けしている
不動産会社・保証人会社への連絡、療養食宅配業者との契約、就労継続支援機関との連携、地域包括への連携、
物件探し、諸手続、家族に理解を得るための話し合い、同棲・結婚に向けての話し合い

d.GH を退去する入居者への支援と自立支援加算
(2015年4月～2018年7月)

GH から退去者がいた 614 法人について、自立支援加算の利用状況をみておく。

自立支援加算を利用したことのある法人は、614 法人中 121 法人（無回答を除く）20.4%であった。

自立支援加算を利用したことのある法人に実際の支援回数を尋ねた結果をみてみよう。

「入居期間中の支援は 2 回以下だった」法人は、34 法人（無回答を除く）28.8%、「入居期間中の支援は 3 回以上だった」法人は 43 法人（同）36.4% となっている。

図表1-18-4-1.GHからの退去者がいた法人数と自立生活支援加算の利用(MA)

No.	自立支援加算の利用の有無(MA)	法人数	%	%
1	自立生活支援加算を利用した	121	19.7	20.4
2	自立生活支援加算を利用していない	459	74.8	77.4
3	わからない	62	10.1	10.5
	無回答	21	3.4	—
	GHからの退去者がいた法人数	614	100.0	100.0
	GHからの退去者がいた法人の割合(%)	41.0	—	—

図表1-18-4-2.自立生活支援加算と実際の支援回数(MA)

No.	支援回数(MA)	法人数	%	%
1	入居中の支援は2回以下だった	34	28.1	28.8
2	入居中の支援は3回以上だった	43	35.5	36.4
3	退去後の支援は1回以下だった	37	30.6	31.4
4	退去後の支援は2回以上だった	35	28.9	29.7
5	わからない	20	16.5	16.9
	無回答	3	2.5	—
	自立生活支援加算を利用した法人数	121	100.0	100.0

図表18-5-1.自立生活援助事業(2018年4月開始)の利用

No.	(MA)	法人数	%	%
1	事業指定を受けていない(3を除く)	1,087	72.6	92.3
2	事業指定を受けた	58	3.9	4.9
3	事業指定を申請中(申請予定)である	33	2.2	2.8
	無回答	319	21.3	—
	全体	1,497	100.0	100.0

e.自立生活援助事業(2018年4月以降)の利用に関して

ア.実施状況(事業指定状況、利用者数、事業申請予定)

2018年4月に創設された自立生活援助について、その指定状況等は表の通りであった

図表18-5-2.自立生活援助事業(2018年4月開始)の利用者数

No.	(SA)(指定のみで利用者のいない法人を除く)	法人数	%	無回答を除く%
1	1人	5	12.2	13.2
2	2人	6	14.6	15.8
3	3人	4	9.8	10.5
4	4人	4	9.8	10.5
5	5人	1	2.4	2.6
6	6～10人	7	17.1	18.4
7	11～15人	4	9.8	10.5
8	16～20人	3	7.3	7.9
9	21人以上	4	9.8	10.5
	無回答	3	7.3	—
	全体	41	100.0	100.0

イ.地域生活支援員の担い手

地域生活支援員の担い手は、実施予定の法人も含め 91 法人中、「世話人」が 44 法人、「生活支援員」29 法人等となっている。

「その他」の自由記述回答を掲載しておく。

図表18-5-3.自立生活援助事業(2018年4月開始)の利用予定者数

No.	(SA)(利用予定者のない法人を除く)	法人数	%	無回答を除く%
1	1人	5	21.7	25.0
2	2人	2	8.7	10.0
3	3人	2	8.7	10.0
4	4人	3	13.0	15.0
5	5人	1	4.3	5.0
6	6～10人	4	17.4	20.0
7	11～15人	1	4.3	5.0
8	16～20人	0	0.0	0.0
9	21人以上	2	8.7	10.0
	無回答	3	13.0	—
	全体	23	100.0	100.0

図表18-5-4.自立生活援助事業(2018年4月開始)を申請中(申請予定)法人の実施時期

No.	(SA)	法人数	%	無回答を除く%
1	今年度内	5	15.2	17.2
2	来年度以降	8	24.2	27.6
3	時期は未定	16	48.5	55.2
	無回答	4	12.1	—
	全体	33	100.0	100.0

図表18-5-5.自立生活援助事業(2018年4月開始)地域生活支援員の担い手(実施予定も含む)

No.	(MA)	法人数	%
1	世話人	44	48.4
2	生活支援員	29	31.9
3	専従職員	13	14.3
4	その他	25	27.5
5	未定・わからない	64	70.3
	全体	91	100.0

【自由記述】地域生活支援員の担い手

グループホーム代替世話人と兼務の職員
サービス管理責任者
サービス管理責任者
ピアサポーター
精神保健福祉士
責任者、サービス管理責任者
相談支援
相談支援従業者
地域活動支援センター兼務職員
地域福祉課職員
法人の相談支援事業所が申請予定
法人内の職員

(19) スプリンクラー設置に伴う対応

スプリンクラーの必置に伴う問題や対応を法人毎にみておく。

「特にない」が71.7%となっていた（無回答を含む%、以下同）。

「その他」6.1%の記述回答を掲げておく。

それら以外で多かったのは「入居者の入れ替えを行う等平均区分の調整を行った」法人が7.9%、「入居者に退去してもらった」（入居者の入れ替えを除く）法人が6.2%等であった。

図表1-19.共同生活住居のスプリンクラーの必置に伴う問題や対応について...(MA)

No.	(MA)	法人数	%	%
1	入居者の入れ替えを行う等平均区分の調整を行った	79	5.3	7.9
2	入居者に退去(1を除く)してもらった	62	4.1	6.2
3	入居定員を見直した	18	1.2	1.8
4	共同生活住居ごと転居した	24	1.6	2.4
5	新規入居を断った	11	0.7	1.1
6	利用予定の物件をあきらめた	26	1.7	2.6
7	その他	92	6.1	9.2
8	特にない	715	47.8	71.7
	無回答	500	33.4	—
	全体	1,497	100.0	100.0

【自由記述】スプリンクラーの必置に伴う問題点や対応

新築し移転した。
1ヶ所のホームが、家主が「スプリンクラー設置するなら出てくれ」と言うので、やむなく閉所へ(5名定員)。→利用者は全員、新規開設ホームへ転居。
GH建物は建物賃貸借契約書にての土地・建物で有りNPO法人の所有でない為まだスプリンクラーは未設置である。
オーナーリース方式により、新設・移転・拡大を予定(H31年5月)。
サテライト型の使用
自動火災報知器設備の設置を行った。
ショート利用者の平均区分の調整を行った
スプリンクラーを国と自治体の補助金を受けて設置した
スプリンクラー設置の助成制度施行前年の新設だったため大きな問題はなかったが、設備設置の負担は大きかった。
スプリンクラー設置の問題はなかったが、自動火災報知機設置で転居を余儀なくされた
スプリンクラー設置をし、法人の負担が大ききその後の経営に大きく影響している
スプリンクラー設備の設置により、消防署の要望により入居者の障害支援区分に関わらず防火対象物6項口の指定をとる。
パッケージ型のスプリンクラーの設置を行った。
もとからついている
一般世帯が入居するアパートなので、大家さんを含め設置について話し合った。
一般利用者と混在施設(借家)のため、オーナーの承諾がむずかしい。
何度も消防、自治体と協議をした。
開所時から設置している
該当するGHにスプリンクラーを設置した
既存スプリンクラーの水圧をあげるため(消防法OKのため)、加圧ポンプを設置、出費
義務はなかったが、消防の指導により開設当初より設置
休日に施工した。
共同生活住居を移転改築した
区分4以上の人をもう受け入れないことにした。
区分が3以下となるよう再設定を行政に依頼(対象1名4→3)
区分が軽く特に対応することはなかった
区分の重度を勘案して入居者を選ぶこと。
区分調査の際、スプリンクラー設置を想定した立会いを行う場合もある。
空き部屋の募集をかける際に平均区分の調整が必要となってしまった。
経費の負担が多い
軽度の入居者を求めている。
建て替え予定
建築時にスプリンクラー必置が分かっていた。
建物を新築した。
建物建設時に設置
建物老朽化に伴い、新設することとなった。
研修中、別棟のホームで受け入れ大規模減算がかかった。
県補助金が遅れたため消防法に抵触した
現在、入居者はいないが、最初に入居する方は区分3以下の方と決めている。
現在設置工事中
現在入居者のいるグループホームにおいて、スプリンクラーを設置した。
現在入居者のいるグループホームにおいて、スプリンクラーを設置した。
現時点ではないが、今後区分によっては入居者を断る可能性はある。
工事は入居しながら行った。
行政(市役所・消防局)と協議を行い、緩和策を策定してもらいました。
高額費用負担になるため、国庫補助申請等により設置期日を越えた。
高齢化に対応するため、スプリンクラーを設置したGHを新築した
国の助成金を申請中
国庫補助を申請して設置した
今年度より二年掛けて2棟新築移転
今年度より二年掛けて4棟新築移転
市営住宅なので、特に今は必要なし
支援区分4以上の者が利用定員の8割を超える場合に設置が限られていない為。
施設整備補助金制度を活用して、設置した

<p>肢体不自由と知的障害の重複障害者のGHなので建物床面積が広く、外タンク方式でなければ認められず、国・都の補助額450万円×7/8があっても、法人負担が420万円となり、法人の大きな負担(赤字)になったが、18年度に設置した。</p> <p>社会福祉施設整備費補助金を活用し設置した。</p> <p>宿直の世話人を配置しているため、定員5名だと、世話人と合わせて6名が入居となり、6名の平均で判断</p> <p>小規模施設用を設置(スプリネックス)</p> <p>小規模事業所という事で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置。</p> <p>消防局の指導どおり、建替えを予定しているので猶予してもらった。</p> <p>消防署と消防法特例の適用相談をしながら、利用者の区分更新時期を待ち、区分が下がリクリアすることができた</p> <p>消防署に法令に基づく、設置免除の申請をして、認めてもらった。</p> <p>消防法6項(ハ)を適用[スプリンクラー設置なし]自動火災報知設置などを設置している。</p> <p>上記回答枠で8が入力できませんでした。</p> <p>上記設問の回答は「8」ですが、選択肢リストがありません</p> <p>新しいグループホームはスプリンクラー設置。今まではパッケージ型検討</p> <p>新たにスプリンクラーを設置したが、費用面での負担が大きい。</p> <p>新規グループホームの開設</p> <p>新規であった為、受け入れ時に調整。</p> <p>新規の共同生活援助の新設を保留・静観している</p> <p>新規入居できる入所者を区分で区切っている。</p> <p>新設の共同生活住居にはスプリンクラーを設置している。</p> <p>新設時に念のためスプリンクラーを設置した</p> <p>新築のため始めからついている</p> <p>新築時のスプリンクラーは設置済み</p> <p>水道直結型にしても高額となり、重度化した利用者が増加した時に暮らしの場の選択肢がせばまってしまう事が懸念される</p> <p>設置が必要な区分以外の人しか入所していない</p> <p>設置条件を必要としない所には自動火災報知機を取り付けた。</p> <p>設置費および点検費の確保</p> <p>設置費用を工面するのに苦労した。</p> <p>設立当時からスプリンクラーは設置済みである。</p> <p>全員重度なので、必置。資金面で苦労がある。</p> <p>退去、引越し設備投資</p> <p>適用外(面積・支援区分平均値)</p> <p>電磁波過敏症のため環境が合わなかった。</p> <p>費用の負担が困難。</p> <p>部屋の改装作業を行った。</p> <p>物件を借りている大家との調整(設置費用)が難航した。</p> <p>平均区分が高くない新しい住居には元々スプリンクラーを設置している。</p> <p>平均区分の確認を行った。</p> <p>平成28年度沖縄県社会福祉施設整備員補助金による新築・移転に伴い、平成29年2月1日にして移行できた。</p> <p>閉鎖したグループホーム有り(1ホーム)</p> <p>補助金もなく、全て法人で借入し、住居を建てた。返済が大変</p> <p>法人で新築した(建設業者への建て貸しも活用した)</p> <p>法人独自のGH建設を行った。</p> <p>未設置</p> <p>免除申請</p> <p>予定の住居を改築し、スプリンクラーを設置</p> <p>要検討のまま。(入居者の平均区分から、現状では設置不要)</p>
--

(20) 入居希望者が入居に至らなかった事例（法人）

最も多いのは「空室がない」の 73.6%（無回答を除く、以下同）、以下「入居者との相性が合わない」23.4%、「医療的ケアに対応できない」19.8%、「対象としている障害種別と異なる」16.1%等となっていた。

図表1-20. 共同生活援助に入居希望者が入居に至らなかった事例の有無とその理由...(MA)

No.	(MA)	法人数	%	無回答を除く%
1	空室がない	818	54.6	73.6
2	入居者との相性が合わない	260	17.4	23.4
3	入居者の親族の反対	118	7.9	10.6
4	平均区分が上がりスプリンクラーが必要になる	39	2.6	3.5
5	対象としている障害種別と異なる	179	12.0	16.1
6	医療的ケアに対応できない	220	14.7	19.8
7	他害のおそれがある	165	11.0	14.8
8	支援の専門性が不足	109	7.3	9.8
9	支援の人手が不足	113	7.5	10.2
10	特に夜間支援の人手が不足	114	7.6	10.3
11	バリアフリーでない	138	9.2	12.4
12	65歳以上だから	49	3.3	4.4
13	成年後見人(補助人、保佐人を含む)がない	6	0.4	0.5
14	行動障害に対応できない	131	8.8	11.8
15	家族・親族がおらず身元保証人がいない	23	1.5	2.1
16	その他	96	6.4	8.6
	無回答	385	25.7	—
	全体	1,497	100.0	100.0

【自由記述】入居希望者が入居に至らなかった理由

(経済的理由) 児童施設からの希望で、就労につながっておらず障害基礎年金の受給見込みも無く、生活保護は受けたくないとの理由
・体験宿泊時に外出できず自信がないから」と断られた。・借金があった。
・医療的なケアが必要な方の介護職の提供がむずかしい ・年金(2級)収入では利用料の支払いがむずかしい
・家族の精神的不安定により、何度か体験入居を希望しては...直前にキャンセルしてくる。・家族が利用者の年金収入をあてにしており、ホーム利用料が払えないため。
・入居にあたり、金銭的に無理であった。(家族より)・就労支援を受けた経験がなく(精神障害)本人の就労に対する意欲がなかった。・本人の入居意識はあるが本人が入居への決断をしない。
・入居決定後、本人状態悪化し、入居を拒否された。・精神状態が安定していない。
1事業所において、入居規則として個人申請による外出や外泊を親権者(身元引受人)未許可の場合原則禁止にしている。(契約時に外出・外泊に関する同意をもらうようにしている。)
①自分から断ってきた。②面接した結果、入所不適とした。
GHの利用者選考委員会で不可となったため
グループホームは親たちの会で設置してきた経過があり、その会に入っていない人について過去お断りしている。
ご自身が入居を断った。
まだ病状が安定していると思わなかった(入院中の為)。
一人で寝ることが出来ない。
応募者が複数ある場合、より必要性が高い方、より適合性が高い方を入居者としている。
家族、兄妹が断った。
家族・親族がいても、身元保証人になってくれない
家族が入居を希望してきたが、本人が拒否していたため至らなかった。
家族に気を遣い自立しないと思いき、体験を利用し入居予定であったが、本人の気持ちは家族と暮らしたいとのことであった為、入居に至らなかった。
家族の考えがまとまっていない。まずは通所から希望される。
家庭的に緊急性を要する方を優先したため、両親が健在な方はお断りせざるを得なかった。
希死念慮がある。
希望する人の性別の為(同性の共同住居を原則とする)。
希望する部屋の空きがなかった。他の部屋の空きはあった。
希望者ご本人の体調が入居直前に悪化したため
希望者多数の為
喫煙、対象となるGHに空きがない(他のGHは入居可)地域環境も踏まえ、大声を出す
共同生活の場のとらえ方の相異のため。
近隣トラブルにより、深夜に大きな声を出す利用者には、現在の設置場所での受け入れは困難な状況であるため、入居をお断りした。
金銭管理が出来ない
金銭管理に対して家族が協力的でない。
金銭面
契約説明時に不服・不満あり、怒って出ていかれてしまった。
経済的理由
建物が古い
見学・体験した上で、本人が希望しなかった(別のGHを選んだ)。集団生活等に本人が適応できないと関係者が判断。
減薬に取り組みまれており主治医との連携が困難なため。
現在男性のみの入居となっており女性はお断りした
古い一軒家のため他のグループホームへ行ってしまった。
施設の老朽化
受け入れ出来ることを伝えるが、サービス受給者証を申請させてもらえなかった。(区が、グループホームの利用を認めなかった。)
周りの強い勧めで、実際本人は希望していなかった。
祝日や週末に働く人が見つかりづらい。人手を理由に断ったことはありません。現在(特に金曜、土曜)、夜間支援の人間はいるが、代わってほしいとは希望中
諸経費の説明をした所、支払い困難と言われた為。
女性専用グループホームの為男性入所希望者をお断りした
症状が不安定になり、入居を見送りました。
触法歴が、幼児に関する歴であった。GHのとなりが保育園なためことわった。
食事が、ソフト食でないといけませんが、GHでソフト食を提供するのは、困難と思われた。
親族が入居を希望するが、本人にその気がないため
親亡き後の希望により現状入居希望ではなかった。体験宿泊のみ

身体介護等の希望とGHのサービスが一致しない。世話人の空白時間に対応できない。
設備に不満があった
窃盗行為があるため断りました。
他の事業所を選択した。
他希望者との優先順位(緊急度、今の職員で対応できるか)
体験後、本人が希望されなかったため
体験入居は行なったが本人から断われた。
体験利用を行ったが、入院歴が長く、GHでの生活は難しかったと思われる。
体験利用中に触法行為があったため
待機者として、空が出た時点で連絡を行っている
男性だけ受入している
地下鉄駅までバスに乗らなくてはならず、交通の便が不便と思われた様です。
通院が必要なときにかかりつけ医(昔からの)に行ってもらえなければ困ると入居希望者の親からいわれた
通所に時間がかかる。
定員四名で満員なので断っています
当事業所が対象と考えている障害よりも遥かに重い障害があった為。
特定の曜日の通所をお休みしたいとの希望があって、グループホームとしての対応も困難で、本人も自分の生活に折り合いをつけることがむずかしくこじれてしまった。
内科的疾患が見つかり、退院ができなかった。
日中活動の確保及び通うための手立てがない
入居の希望が1年後(卒業後)を予定していたため
入居希望が重複し、より緊急性の高い方を優先した為
入居希望で施設見学に見えられるが、入居に至るまでにはならなかった。
入居希望者が希望する生活ができない(門限等があるので)
入居希望者の就職先の変更
入居希望者本人から断って来た。
入居前に医療での治療が必要となり入院した為
入居定員数の空きがない。市の募集が少ない。
敷金等を払うお金がなかった。
敷地内禁煙のため条件があわない
父親の介護が必要となり、母親を助けるため
保護者の希望で、本人は希望していなかった。
母親は入れたがったが、本人が拒否した(知的重複男性)(3人)
放火の前科があった
法人内の事業所を利用している方の中には、親亡き後の行先としてGHを考えている人が多い。そのご家族の協力もあって事業所の建物も建設してきた。その方々が希望される時に入居出来る場所の確保をするために、GH利用をお断りしたことがある。
本人が希望をとり下げた。
本人が適応できなかった。
本人にとってGHの生活がいいとは思えない。本人が希望していない。
本人の希望ではなく、まわりの思いだったから。
本人の気持ちが、そこまでなかった。
本人の状態の悪化、本人の拒否、親族はいるが身元保証人として対応するに困難
夜遅くや朝早くから動く人がいてゆっくり眠れない
役所・通勤〇等紹介してくれる対象がない。
利用時期を先送りした為
立地
両親の希望は強いが、入居者本人の希望がなかった為
療育手帳等や障害福祉サービス受給者証を持たない方からの他の入居希望があった
療養食(糖尿病)の提供が困難な為。

(21) GHにおける各種加算の問題点

各種加算ごとの自由記述回答を掲げておく。

1 福祉専門職員配置加算(1)

1	①入院時支援特別加算は、病院に行つての支援ですが、精神障害の方は入院時の電話での支援も頻回ですし、大切な支援だと思つて対応していますが全くカウントされないで、精神障害の方は入院される事も多いため、運営が更に厳しくなると考えます。②全て加算よりも人件費がオーバーすると試算されます。
1	Iに限らず、夜勤、宿直の区別は廃止してほしい。労働時間も利用者が起きている段階からの支援が望ましいので、労基法を柔軟にしてほしい。
1	GH規模が小さく、軽度利用者が中心のホームでは、常勤職員等を配置できる程の収益が確保できない為、左記の加算がとりにくい。
1	グループホームは夜勤、又は宿直という勤務体系で求人を募集し交代で利用者のサポートをするのが基本であるので夜間は夜間加算に算定するから、常勤の時間からはぶかれれば、加算取得の条件にはなりえない。日中だって通所で利用者はいないから、配置もできないから取得条件は難しい。
1	サービス管理責任者を除いて、資格保有者を配置することが法人内他事業所とのかね合いもあり難しい。
1	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
1	それだけの単価設定になっておらず、配置しても維持できない
1	パート職員の配置が多い中(なか抜け勤務の為)常勤での換算はなかなか難しく、パートでも資格を持つてる方もおり、いつもとれない加算だと思う。
1	ユニット数が少ないと、必要な時間数的にも金銭的にも、常勤にする余裕がない
1	加算とりにくい
1	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
1	加算の要件が基本的に常勤職員を対象としており、非常勤で社会福祉士等の資格を所持している有能な職員がいても加算がつかない。(60才以上の高齢者、子育て中の女性など、非常勤の勤務形態を希望するものも増加傾向にあると思われ、また働き方改革、ワークシェアの観点からも、常勤以外の有能な職員も加算の対象とすることが望ましいのではないかと)
1	加算適用を常勤だけでなく非常勤まで加算できるようにしてほしい。
1	家庭的な支援を行うだけで精一杯、社会福祉士や介護福祉士といった有資格者までの人材確保は難しい。
1	外部利用型で世話人さんの有資格者は難しい。
1	基準がわかりにくい
1	経営の安定化を図る為、常勤職員の配置が困難。
1	現在、受給している。
1	算定の基準が常勤職員に占める資格者の割合になっているため、非資格者の常勤を置くと不利になる点。
1	資格があっても兼務ができない。
1	資格を持った職員不足している
1	資格を持っていても、運営上非常勤で雇用している職員が多いため加算の算定が難しい
1	資格を持っている人が限られ、さらにそういう人は管理者やサビ管になるので、結局加算がとれない。
1	資格を持つ世話人がサービス管理責任者を兼任しているため、勤務時間の関係で該当しなくなる。
1	資格者を集うがあつたらぬ、業務内容、賃金に対して敬遠されあつたらぬ
1	資格所有者を採用できない
1	資格保有者が管理者やサービス管理責任者の給与は査定できない。(世話人や生活支援者等の職員しか査定できない。)国家資格保持者は管理職になる場合が多いので、実態と合っていない。
1	社会福祉士を有した職員がいるが、非正規のため加算申請ができない
1	社会福祉士等の状況で常勤換算1.0以外が対象外となっている。複数の非常勤職員が介護福祉士を取得しているが繁栄されない。
1	小さい事業所には、介護福祉士の資格でもなかなか人材が集まらず、加算には程遠い。
1	小さい事業所のため、雇用できない。
1	小さい法人なので資格者の確保はむづかしい。規模が小さい故に運営が苦しいと言うのは、GHの普及の妨げとなる。大規模にしてより、施設化する事は望ましくない。
1	小規模グループホームでは、常勤として採用することは全く困難。
1	小規模の事業所であり、相談支援事業の相談支援専門員と兼務のため、非常勤扱いとなり加算が取れない。
1	上記を算定するため、精神保健福祉士と社会福祉士を雇い入れた(もちろん、入居者への専門的支援の強化が第一だが)、看護職員の加算額に大きく差があることに福祉職として憤りを感じる。共同生活援助に医療的な質を評価することは良いことだが、福祉社会生活の質(専門職員による支援)を評価しない、おざなりにしているような報酬体系であると感じている。
1	常勤だけでなく、パートにも適応してほしい。
1	常勤で1日当たりの配置を満たせない加算のために、1人を配置する余裕はない→申請せざる
1	常勤と非常勤の分け方が不明。もっと具体的な例を出して欲しい。
1	常勤換算で職員を配置しているので、資格保有者、勤続年数等の割合を出すのが難しく取れない
1	常勤職員として採用できない
1	常勤的雇用じゃなくても認めて欲しい。求人条件の幅が広がる。
1	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
1	職員が他事業所と兼務しているのではない。
1	職員の過配は運営的に難しく、加算をとることができない。有資格者の配置も難しい。
1	人材確保が難しい。
1	世話人など直接支援を行う職員が多い中、資格をもった人の入植は難しく、また仕事をしながら資格を取ることも困難であるため。
1	世話人も含んでの数となることから、なかなか困難。世話人にそこまでの専門性が必要なのか。
1	世話人業務が7時間、4時間パートで働いてもらっているが福祉専門職員配置加算が常勤での対応となっているため、資格を持って支援しても該当しない
1	正社員が兼任で配置されている場合、常勤・非常勤のいずれを選択するのか解釈が難しい。
1	生活支援員の雇用実人数に対しての割合で算出されるのは厳しいです。
1	専従でないで加算されないため、資格を持っている職員のパーセンテージは高いが加算に取られないのが残念である。
1	専門員の優待がむづかしい
1	専門職の資格が3種しかなく、主事資格者や栄養士、調理士などでも障害者支援の経験年数があれば算定できるようにしてほしい。
1	専門職を雇用する資金がない
1	専門職を世話人として配置するほど余裕がない
1	専門職を複数設置し、専門的な支援を提供しているが、10単位という低い報酬が設定されており人件費に反映できない。もう少し報酬を高くするなど見直しをしてもいいのではないかと。
1	専門職員の配置は、加算があっても収支のバランスが難しい。
1	単価が低い
1	当ホームは小規模ですが、サビ管を含め社会福祉士、介護福祉士(現在取得中)も含め資格保持者は多いのですが、全て非常勤のため加算対象になることができません。
1	配置のハードルが高い。
1	福祉系の資格が要件であるが、作業療法士も加算対象にしてほしい。
1	福祉専門職員配置加算。職員不足の中、資格保持者が少ない(高齢の人の雇用も多い)。
1	福祉専門職員配置加算について、常勤の職が求められているため非常勤、パート職員の資格を活かせていない
1	報酬単価が低すぎてとても資格のある世話人を雇うことのできる余裕がありません。

1	報酬単価が低すぎる。高い専門性を有したとしても妥当な評価となり得ない。
1	有資格者の確保が難しい。離職しないようにするには、あまり厳しくできない。厳しくないとサービスの質が上らない。自らの知的好奇心を、ほめてのばす、言うのは簡単だが実践は難しい。
1	様々な形で加算が設けられているのは、とてもありがたいことではありますが、収益の面から見ると現在の加算では安定し健全な運営を長く続けるのはとても難しいです。
2	福祉専門職員配置加算(Ⅱ)
2	GHをささえている方々は御高齢の方が多く、現在から資格の取得はむずかしい。
2	GH規模が小さく、軽度利用者が中心のホームでは、常勤職員等を配置できる程の収益が確保できない為、左記の加算がとりにくい。
2	グループホームにおいて専門職という資格要件のある人は、なかなか就労されることがない
2	グループホームは夜勤、又は宿直という勤務体系で求人を募集し交代で利用者のサポートをするのが基本であるので夜間は夜間加算に算定するから、常勤の時間からはぶかれれば、加算取得の条件にはなりえない。日中だって通所で利用者はいないから、配置もできないから取得条件は難しい。
2	サービス管理責任者を除いて、資格保有者を配置することが法人内他事業所とのかね合いもあり難しい。
2	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
2	それだけの単価設定になっただけで、配置しても維持できない
2	パート職員の配置が多い中(なか抜け勤務の為)常勤での換算はなかなか難しく、パートでも資格を持つてる方もおり、いつもとれない加算だと思う。
2	加算とりにくい
2	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
2	加算の要件が基本的に常勤職員を対象としており、非常勤で社会福祉士等の資格を所持している有能な職員がいても加算がつかない。(60才以上の高齢者、子育て中の女性など、非常勤の勤務形態を希望するものも増加傾向にあると思われ、また働き方改革、ワークシェアの観点からも、常勤以外の有能な職員も加算の対象とすることが望ましいのではないかと)
2	加算適用を常勤だけでなく非常勤まで加算できるようにしてほしい。
2	基準がわかりにくい
2	経営の安定化を図る為、常勤職員の配置が困難。
2	兼務の為、有資格者の勤務配置が難しい。
2	現在、受給している。
2	現時点では、この加算しか計上していない。検討できそうな加算はいくつかあるが、事務処理上の手間が多く、現場業務とのバランスをとるなかで、諦めてしまっている状況。
2	算定の基準が常勤職員に占める資格者の割合になっているため、非資格者の常勤を置くと不利になる点。
2	資格を持った職員不足している
2	資格を持っていても、運営上非常勤で雇用している職員が多いため加算の算定が難しい
2	資格を持つ世話人がサービス管理責任者を兼任しているので、勤務時間の関係で該当しなくなる。
2	資格所有者を採用できない
2	資格保有者が管理者やサービス管理責任者の給与は査定できない。(世話人や生活支援者等の職員しか査定できない。)国家資格保持者は管理職になる場合が多いので、実態と合っていない。
2	社会福祉士等の状況で常勤換算1.0以外が対象外となっている。複数の非常勤職員が介護福祉士を取得しているが繁栄されない。
2	小さい事業所には、介護福祉士の資格でもなかなか人材が集まらず、加算には程遠い。
2	小さい事業所のため、雇用できない。
2	小さい法人なので資格者の確保はむずかしい。規模が小さい故に運営が苦しいと言うのは、GHの普及の妨げとなる。大規模にしてより、施設化する事は望ましくない。
2	小規模グループホームでは、常勤として採用することは全く困難。
2	常勤で1日当たりの配置を満たせない加算のために、1人を配置する余裕はない→申請せず
2	常勤ではなくても有資格者がいれば加算がつかないようにしてもらいたい。
2	常勤換算で職員を配置しているので、資格保有者、勤続年数等の割合を出すのが難しく取れない
2	常勤世話人又は生活支援員の専門職の資格保有者割合を下げてほしい。資格者の雇用が難しい。
2	常勤世話人又は生活支援員の専門職の資格保有者割合を下げてほしい。資格者の雇用が難しい。
2	常勤的雇用じゃなくても認めて欲しい。求人条件の幅が広がる。
2	条件が厳しい。ヘルパー2級も加えて欲しい。
2	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。十分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
2	職員が他事業所と兼務しているのでとれない。
2	職員の過配は運営的に難しく、加算をとることができない。有資格者の配置も難しい。
2	職員の確保と定着が難しい。
2	職員の入れ替わりや、増員時に再チェックする必要がある。
2	職員体制がそろわない
2	世話人として配置するスタッフが資格者である条件よりも、研修等を受けてスキルアップした職員を条件として加えてほしい。
2	世話人など直接支援を行う職員が多い中、資格をもった人の入植は難しく、また仕事をしながら資格を取ることも困難であるため。
2	世話人も含んでの数と比べると、なかなか困難。世話人にそこまでの専門性が必要なのか。
2	正社員が兼任で配置されている場合、常勤・非常勤のいずれを選択するのか解釈が難しい。
2	専従でないで加算されないため、資格を持っている各職員のパーセンテージは高いが加算に取られないのが残念である。
2	専門員の優待がむずかしい
2	専門職の資格が3種しかなく、主事資格者や栄養士、調理士などでも障害者支援の経験年数があれば算定できるようにしてほしい。
2	専門職を雇用する資金がない
2	専門職員の配置は、加算があっても収支のバランスが難しい。
2	配置のハードルが高い。
2	福祉専門職員の中に心理職がないが、精神科などでは配置対象にしてもいいのではないかとと思う。
2	福祉専門職員配置加算について、常勤の職が求められているため非常勤、パート職員の資格を活かせていない
2	報酬単価が低すぎてとても資格のある世話人を雇うことのできる余裕がありません。
2	有資格者の確保が難しい。離職しないようにするには、あまり厳しくできない。厳しくないとサービスの質が上らない。自らの知的好奇心を、ほめてのばす、言うのは簡単だが実践は難しい。
2	有資格者を常勤で配置できるほどの報酬がない
3	福祉専門職員配置加算(Ⅲ)
3	GHをささえている方々は御高齢の方が多く、現在から資格の取得はむずかしい。
3	GH規模が小さく、軽度利用者が中心のホームでは、常勤職員等を配置できる程の収益が確保できない為、左記の加算がとりにくい。
3	グループホームは夜勤、又は宿直という勤務体系で求人を募集し交代で利用者のサポートをするのが基本であるので夜間は夜間加算に算定するから、常勤の時間からはぶかれれば、加算取得の条件にはなりえない。日中だって通所で利用者はいないから、配置もできないから取得条件は難しい。
3	サービス管理責任者は必置義務があるのに加算されない。
3	常勤的雇用じゃなくても認めて欲しい。求人条件の幅が広がる。
3	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。

3	加算とりにくい
3	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
3	加算の変動(マイナス)は事業に影響する(マイナス)
3	加算の要件が基本的に常勤職員を対象としており、非常勤で社会福祉士等の資格を所持している有能な職員がいても加算がつかない。(60才以上の高齢者、子育て中の女性など、非常勤の勤務形態を希望するものも増加傾向にあると思われ、また働き方改革、ワークシェアの観点からも、常勤以外の有能な職員も加算の対象とすることが望ましいのではないか。)
3	加算基準をもう少しゆるくしてほしい
3	加算適用を常勤だけでなく非常勤まで加算できるようにしてほしい。
3	基準がわかりにくい
3	勤続年数3年以上でなくせめて2年以上であれば良いと思う。異動や入退職もあるので
3	経営の安定化を図る為、常勤職員の配置が困難。
3	経験者の算定上の評価を上げて欲しい
3	算定の基準が常勤職員に占める資格者の割合になっているため、非資格者の常勤を置くと不利になる点。
3	社会福祉士等の状況で常勤換算1.0以外が対象外となっている。複数の非常勤職員が介護福祉士を取得しているが繁栄されない。
3	小さい事業所には、介護福祉士の資格でもなかなか人材が集まらず、加算には程遠い。
3	小さい事業所のため、雇用できない。
3	小さい法人なので資格者の確保はむづかしい。規模が小さい故に運営が苦しいと言うのは、GHの普及の妨げとなる。大規模にしてより、施設化する事は望ましくない。
3	小規模グループホームでは、常勤として採用することは全く困難。
3	少ない人数に長時間接するため関係性が濃く、障がい特性を理解できないと、精神的にまいってしまい定着率が上がらない
3	常勤で1日当たりの配置を満たせない加算のために、1人を配置する余裕はない→申請せず
3	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
3	職員が他事業所と兼務しているのとれない。
3	職員の過配は運営的に難しく、加算をとることができない。有資格者の配置も難しい。
3	職員の確保と定着が難しい。
3	職員の入れ替わりが多いため缶の算定がむづかしい。
3	正社員が兼任で配置されている場合、常勤・非常勤のいずれを選択するのか解釈が難しい。
3	生活支援員の数、特に3年以上勤務したものということであるが、GHを増設すると必然的に勤務年数は0になるので、割合が減になる。よかれと思って増やし、職員も苦勞してさがしているのに、GHを増やすと加算に該当しなくなるのは理不尽な加算である。
3	専従でないで加算されないため、資格を持っている各職員のパーセンテージは高いが加算に取られないのが残念である。
3	専門員の優待がむづかしい
3	専門職の資格が3種しかなく、主事資格者や栄養士、調理士などでも障害者支援の経験年数があれば算定できるようにしてほしい。
3	専門職を雇用する資金がない
3	専門職員の配置は、加算があっても収支のバランスが難しい。
3	配置のハードルが高い。
3	非常勤職員ばかりであり、要件を満たさない
3	有資格者の確保が難しい。離職しないようにするには、あまり厳しくできない。厳しくないとサービスの質が上らない。自らの知的好奇心を、ほめてのばす、言うのは簡単だが実践は難しい。
3	離職率が高く条件に見合う継続勤務される対象者が事業所に不在の為。
4	視覚・聴覚職員配置加算
4	加算とりにくい
4	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
4	規模の小さい事業所であればあるほど、専門性を有する職員を確保していくことは難しい(他の専門機関を希望する)。
4	施設としての整備が整っていない
4	資格保有者が管理者やサービス管理責任者の給与は査定できない。(世話人や生活支援者等の職員しか査定できない。)国家資格保持者は管理職になる場合が多いので、実態と合っていない。
4	事業所単位でなく、住居単位にしてほしい。
4	職員の確保と定着が難しい。
4	人材確保が難しい。
4	専門員の優待がむづかしい
4	専門性の高い職員を配置できるだけの加算単位ではない。
4	必要人員配置体制だけで精一杯、視覚・聴覚職員配置加算までの加算人員の確保は難しい。
5	看護職員加配加算
5	①入院時支援特別加算は、病院に行つての支援ですが、精神障害の方は入院時の電話での支援も頻回ですし、大切な支援だと思って対応していますが全く力
5	20人に対し1人の正看の配置が利用しづらい。サビ管の30:1くらいになればよい。
5	ニーズとしてケアが必要な人の入居についてはかなりあるのか、市からも言われるが、あまりに報酬(加算)が低いのでムリだと思うとも言っている。
5	医療系とのつながりがない法人なので看護職員の応募が無い
5	加算が細かすぎて、わかりにくい。
5	加算とりにくい
5	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
5	加算額以上の資金を支払うことになるため、配置が困難。算定要件がわかりにくい。
5	介護サービス包括型で看護職員加配加算をとる場合、夜間を主に看護職員を常勤換算で1人以上配置するのは難しい。看護の提供、通院等医療機関との連絡調整は日中に行われる業務と思う。日中に看護職員を加配し加算をとるのはいけないのか?
5	看護師さんが通院したり支援すると加算を申請ができるが、同じ支援内容でも資格がないと申請できない点。
5	看護師を専任でなく兼務(支援員など世話人)を認め、又、宿直等の勤務も認めて欲しい。
5	看護師資格の非常勤が勤務されているが、訪問はしていただいても24時間随時電話相談できることというのは難しい。都の計算で精神科医療連携加算と重なるので、利用できない。
5	看護師資格等保有者の確保困難
5	看護師等を雇用することは、全体の報酬が低すぎる。
5	看護師配置までは難しい。
5	看護職員が正看でおかつ常勤でなければいけない。
5	看護職員が配置ができるよう単価を上げて欲しい。
5	看護職員の確保が困難なこともあるが、この加算だけでは看護職員の人件費が賅えない。
5	看護職員を雇用する人件費との整合性が合わない。
5	看護職員を利用者数を80/20=4人確保は人件費の面で厳しく、加算を取れない
5	看護職員配置加算は利用者数で看護職員の数が決まる為、福祉業界の人員不足でスタッフ採用が難しい為加算を取るの厳しい。
5	規模の小さい事業所であればあるほど、専門性を有する職員を確保していくことは難しい(他の専門機関を希望する)。

5	資格所有者を採用できない
5	資格保有者が管理者やサービス管理責任者の給与は査定できない。(世話人や生活支援者等の職員しか査定できない。)国家資格保持者は管理職になる場合が多いので、実態と合っていない。
5	准看でも加算対象にしてもらいたい。
5	小さい事業所のため、雇用できない。
5	小規模な法人では、加算ぐらいで看護職員を雇用できない。
5	常勤1の看護師配置は報酬に見合わない。
5	常勤1の看護師配置は報酬に見合わない。
5	常勤の職員がいない。70才越えのパート職員が看護資格をもっているが世話人として勤務してもらっている
5	常勤換算で20対1だけでなく、必要な20対1も算定根拠にすべきでないか
5	常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上の看護職員を配置するものとするのが厳しい。
5	常勤職員数が1.0以上等、算定条件が厳しい
5	職員の過配は運営的に難しく、加算をとることができない。
5	職員の確保と定着が難しい。
5	人材確保が難しい。
5	専門員の優待がむずかしい
5	専門職員の配置は、加算があっても収支のバランスが難しい。
5	単独で看護師を配置できるような報酬単価ではない
5	賃金が折り合わない。
5	定員54名では20名あたりに1人の看護師を配置することは難しい。
5	当初は「常勤換算1以上」という条件のみであったが、結局「複数の住居を有する…適切な支援を行うために―常勤換算1以上」かつ「利用者数を20で除した数以上」となった。これによって私たちの事業所はこの加算請求を断念している。
5	僻地のため人材がそろわない。人件費がかかる。
5	報酬が少なすぎる。これでは小規模ホームではむむ。25番「医療連携体制加算(V)」と併用で使えとたすかる。
5	要件によって准看護師にも100%でないにしても加算つけられないかと思うが…。
5	要件に常勤ではなくパートも含まれるといい
5	要件や必要な記録がわからない。
6	夜間支援体制加算(I)
6	・前年度の利用実績で単価が決まると、収入の見込みが立ちづらい。・3人定員でも7人定員でも総収入は同じとなり、少ない定員の方が楽な気がする。
6	1つのホームで両方(その日によって)請求していたところ、監査で同じ利用者なのに夜勤と宿直があるのはおかしいと指摘を受けた。土日などあきらかに人数が少ない時とかなら良いと言われた。結局、ほぼ夜勤に体制を変更した。
6	①入院時支援特別加算は、病院に行つての支援ですが、精神障害の方は入院時の電話での支援も頻回ですし、大切な支援だと思って対応していますが全くか
6	サービス等利用計画、個別支援計画に載せる必要性がわからない。(載せたら載せ放題に近い)
6	ということで夜勤に切り替えています。加算IにせよIIにせよ、例えば1人だけが泊まると言った場合(週末に多い)、その加算額で賃金を支払うと確実に赤字です。加算額は前年度の利用者数、しかも日中利用した者の数を基に計算され、当然ながらその人数が多いほど減額されますが、そもそも計算上は日中利用者数より夜間宿泊者数のほうが少ないのですから、その計算根拠自体に問題があると思っています。この加算は“その日に泊まった人数”により算定される仕組みに変更すべきではなんでしょうか。
6	もう少しハードル(基準)を下げてほしい。
6	以外、内容が良く分からない為、加算をひかえている。
6	加算が減少し、年間90万円削減となっており、経営が困難となってきている。
6	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
6	加算の種類が多すぎて、非常にわかりにくい。わずかな加算をとるのに、手続きや調査が煩雑でハードルが高すぎる。
6	加算を算定するためには支援計画への位置づけが必要ですが、実際に支援内容と合わないことが多い。夜間や帰宅時の様子や職員の対応を記録するだけでも良いと思う。
6	加算額が低く当直手当の拠出で赤字になる。
6	加算額と支払う給与の割が合わない
6	介護報酬と人件費が見合わない
6	外泊初日もつかない。当日0:00～6:00までは支援している
6	基準がきびしい。
6	休憩時間について。労基と福祉部局の見解の違いがあり、夜間支援対応費用が負担となる。
6	見守りセンサーの対応を常勤換算化してほしい。
6	現在、受給している。
6	現在⑧の体制をとっています。現段階では夜間支援の方法を変える必要な利用者はおりませんが、高齢化に伴う支援を考える際スタッフを夜間配置した際の人件費と加算を比較すると赤字となってしまふ。
6	雇用管理から休けいをとるため、複数人の配置が必要となる。現実的にはむずかしい。
6	今は夜間支援加算(I)のみです。他の加算がどのような時につくものなのか、わかりにくい。
6	事業規模が小さいのと、夜間に従事する職員が不足している。
6	実質的に全夜間対応しているが、制度を満たそうと警備会社導入を考えたが、精神の方の夜間の不穏など、本当の意味で対応は出来るのか疑問になり、何を契約するのが困った。
6	常時Ⅲを取っているが、臨時で夜間支援を行った場合はI or IIを認めて欲しい。職員には夜勤手当を支払うので、赤字になってしまう。対応した場合も認めて欲しい。
6	職員の確保と定着が難しい。
6	職員定着のために人件費を上げなければならず、運営が厳しくなるため、報酬額を引き上げてほしい。
6	職員配置が困難
6	人材確保が困難なため、賃金を上げたので単位を上げてほしい。
6	人手不足の中で、人員の確保、配置は困難。
6	世話人(夜勤者)が夜間支援員を兼ねることが出来るようにしてほしい。
6	生活介護等日中支援のサービスに比べ、長時間のスタッフ配置が必要になるが、その割に加算が低すぎると思う。
6	説明、基準が解りにくい。
6	前年度実績で請求するので計算の仕方が複雑
6	対象区分が高いから利用しづらい。
6	当グループホームは夜間の加算はしていないが、常勤1名が職場携帯を24時間365日持たされておられ、待機時間も対応(電話・メール相談)をしても残業代は出ない。加算対象でもない。加算も必要だが、急変・空室時の家賃、人件費対策も必要。
6	当方では、7の3をとっているが、毎年の計算も、煩雑、な上、この加算での職員配置は難しい。やはり、単独での施設経営は、考えていない制度設計だと感じる。
6	当法人は加算開設していないが、そもそも夜間に支援が必要な利用者をGHIに入居させることは不合理ではないか。自由な個人生活を送ることを求められるから、24時間監視下におくことが合理性あるのか不明である。

6	報酬単価が低いために、職員に対して手厚い支払いが難しい。
6	夜間1対1の人がいる。それも評価してほしい。
6	夜間に職員配置をすることはグループホームの安全や利用者の見守り等効果が高いが、報酬及び人材不足が影響して難しい。
6	夜間の勤務時間帯の基準がある。県で一定時間以上というしぼりがある。
6	夜間支援が必要な方への支援時間(どのくらいの時間支援に入るかの基準)が分からず、勤務時間の設定がむずかしい。
6	夜間支援をする職員を雇うには、加算額が少ない。
6	夜間支援員がなかなか求人を出しても応募がこない。→(Ⅰ)を続けていくのは難しい。
6	夜間支援加算に関して、人数が増えれば増える程減収になる理由がわからない。人数が増えれば加算が増えても良いのではと思う。
6	夜間支援加算の報酬と職員の給料が見合わない。軽度の障害者だからといって、支援が必要ないとは限らない。
6	夜間支援体制加算。宿直と夜勤の区分の仕方がよく理解できない。
6	夜間支援体制加算Ⅱを申請しています。宿直ということだと思います。夜間、急に体調を崩され救急病院に連れていきましたが、それについての加算はなく、申請できませんでした。夜間支援体制加算が算ⅠとⅡの差が大きく、どうかと思っていました。
6	夜間支援体制加算の見直しにより、報酬が極端に少なくなったため夜間支援体制加算ⅡからⅠに変更したが役所からⅡに戻して欲しいと言われた。我々のように小さな法人ではⅡにすると報酬が極端に減るので毎月赤字が続く最後は廃業に追い込まれてしまうことを説明して3名分だけⅠを付けてもらえた。
6	夜間支援体制加算は3人でも4人でも一緒、一人増えた場合の世話人さんの負担を考えてほしい。厚労省は人数が増えた方が楽と考えている様だが、相手は障害を持った人、負担増は考えずとも分る話。
6	夜間支援体制加算は余剰な人員(余裕の持てる職員数)の確保がないと安定して加算をつけづらく、ギリギリの人員では難しい。結果としてホーム全体の収入が下がり、運営は厳しい。
6	夜間職員を手厚く配置した際に評価してほしい。
6	夜間世話人はいるが、休憩時間扱いなので支援してもらいにくい。夜勤にすると人が集まりにくい。
6	夜勤と宿直とがわかれるようになって(H26)宿直体制としているが、支援の内容に幅があるためグレーな気持ちが残る。
6	夜勤と宿直のペアで夜間支援を行う際、同日の併給ができない。結果夜勤1名分の加算しか請求できず、宿直者の人件費は持ち出しとなっている。「夜勤2名体制にしたなら」という意見もあるが、人員不足の中、これ以上労働時間が増やすことはできない。
6	夜勤者1人と宿直者1人が泊まった際の多様な加算取得方法を検討してほしい。
6	夜勤者の確保が難しく人件費もかさむため、より手厚い算定報酬が望まれる。
6	夜勤者の実態として、そこに居なければならぬが緊急時以外の対応は不要で、仮眠をとっても大丈夫ということがある。が、配置として、休憩が長すぎるのは、認められないなど、GH、生活場面の支援のあり方に行政の理解が追いついていない。
6	夜勤専門の職員の配置が難しい
6	様々な形で加算が設けられているのは、とてもありがたいことではありますが、収益の面から見ると現在の加算では安定し健全な運営を長く続けるのはとても難しいです。
6	利用者1人でも、夜間従業員は1人いるので、その賃金を支払える単価にしてほしい。
6	労基とのかね合いが難しい
7	7 夜間支援体制加算(Ⅱ)
7	1つのホームで両方(その日によって)請求していたところ、監査で同じ利用者なのに夜勤と宿直があるのはおかしいと指摘を受けた。土日などあきらかに人数が少ない時とかなら良いと言われた。結局、ほぼ夜勤に体制を変更した。
7	1年中の夜間支援は支援員の配置が難しいため、土、日、祝日を除く平日のみ支援を行っている。
7	お一人500円頂いています(点数上)これで可能な業務は「家族経営」「夜間、何も問題や病気がない利用者」これらの条件が必要だと思います。もしくは大きき。安定景気での点数で、宿直者が見つかりますでしょうか?トータルで帳尻を合わせる事ばかりです。3日以上支援すると頂ける日中支援加算も含めて水物の安定をしない加算も含めて、何とか運営している状態です。
7	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
7	ホーム毎に(単位で)、ⅡあるいはⅢを請求させて欲しい。
7	もう少しハードル(基準)を下げてほしい。
7	以外、内容が良く分からない為、加算をひかえている。
7	加算が人件費に対して少なすぎる。
7	加算とりにくい
7	外泊初日もつかない。当日0:00~6:00までは支援している
7	事業規模が小さいのと、夜間に従事する職員が不足している。
7	実質的に全夜間対応しているが、制度を満たそうと警備会社導入を考えたが、精神の方の夜間の不穏など、本当の意味で対応は出来るのか疑問になり、何を契約するのが困った。
7	従事者が確保できない
7	宿直の場合、その時間は拘束時間となることもあり当事業所では手当(4千円)を支給していますが、加算(Ⅱ)の額が低いため収支は合いづらいところがあります。また、その金額を出しても泊りの仕事をしてくれる非常勤職員の雇用は容易ではありません。このことから今年10月より宿直を夜勤に切り替え、賃金を上げることで近年難しさを増しつつある夜間支援員の確保(新規採用、退職回避)に繋げている実態があります。
7	常時Ⅲを取っているが、臨時で夜間支援を行った場合はⅠorⅡを認めて欲しい。職員には夜勤手当を支払うので、赤字になってしまう。対応した場合も認めて欲しい。
7	職員の確保と定着が難しい。
7	人材確保が困難なため、賃金を上げたいので単価を上げてほしい。
7	人手不足の中で、人員の確保、配置は困難。
7	説明、基準が解りにくい。
7	対象区分が高いから利用しづらい。
7	当グループホームは夜間の加算はしていないが、常勤1名が職場携帯を24時間365日持たされており、待機時間も対応(電話・メール相談)をしても残業代は出ない。加算対象でもない。加算も必要だが、急変・空室時の家賃、人件費対策も必要。
7	当方では、7の3をとっているが、毎年の計算も、煩雑。な上、この加算での職員配置は難しい。やはり、単独での施設経営は、考えていない制度設計だと感じる。
7	特記事項なし
7	日中サービス支援型の夜間体制は報酬は、基本報酬に含まれているという考え方ですが、夜間も日中同様の手厚さを必要かという、それぞれのホームの入居者次第かと考えます。日中サービス支援型であっても夜間支援体制をとったホームが加算算定を行うという基準でよいのではないかと考えます。
7	報酬が少なすぎて宿直をやとえない。
7	報酬単価が低い為、加算の報酬部分だけでは人員を配置できない。
7	報酬単価が区分により異なる。そのため施設の支援力を考慮し、区分のバランスを考えながら入居者を選ばないとならないことがある。夜間は宿直者で対応するが、区分によって報酬が異なるとその都度人件費についても検討が必要となり、継続した夜間体制をとることが難しい。
7	報酬単価が低いために、職員に対して手厚い支払いが難しい。
7	夜間の人員がいらない
7	夜間支援をする職員を雇うには、加算額が少ない。
7	夜間支援加算に関して、人数が増えれば増える程減収になる理由がわからない。人数が増えれば加算が増えても良いのではと思う。
7	夜間支援加算の報酬と職員の給料が見合わない。軽度の障害者だからといって、支援が必要ないとは限らない。
7	夜間支援可能な職員の確保困難

7	夜間支援体制加算。宿直と夜勤の区分の仕方がよく理解できない。
7	夜間支援体制加算Ⅱを申請しています。宿直ということだと思います。夜間、急に体調を崩され救急病院に連れていきましたが、それについての加算はなく、申請できませんでした。夜間支援体制加算が算ⅠとⅡの差が大きく、どうかなと思ってしまいました。
7	夜間支援体制加算の単価を上げてほしい。最低賃金が上昇するなか人件費がかかってしまう。
7	夜間支援体制加算は余剰人員(余裕の持てる職員数)の確保がないと安定に加算をつけづらく、ギリギリの人員では難しい。結果としてホーム全体の収入が下がり、運営は厳しい。
7	夜勤が出来る状況に職員配置できない
7	夜勤と宿直とがわかれるようになって(H26)宿直体制としているが、支援の内容に幅があるためグレーな気持ちが残る。
7	夜勤と宿直のペアで夜間支援を行う際、同日の併給ができない。結果夜勤1名分の加算しか請求できず、宿直者の人件費は持ち出しとなっている。「夜勤2名体制にしたら」という意見もあるが、人員不足の中、これ以上労働時間が増やすことはできない。
7	利用者数が多いと、算定単位が減となるのはなぜか？宿直者は利用者数が多いと、負担が増えるのではないかと思う。
7	労基とのかね合いが難しい
7	労働基準法の宿直は週1度しか出来ないことを理解していない役所の職員がいることにはおどろいた。
8	8 夜間支援体制加算(Ⅲ)
8	外泊初日もつかない。当日0:00~6:00までは支援している
8	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
8	夜間の人員がいらない
8	以外、内容が良く分からない為、加算をひかえている。
8	加算とりにくい
8	加算額が少なすぎる。基本の加算が少なすぎる!!
8	加算単価が低い
8	帰省等で入居者が少ない場合で、夜勤者を必要としない入居者しか残っていない場合に、併用できると良い
8	給付の単位数が低く、十分な支援体制を築けない(予算を確保出来ない)。
8	携帯TELを持つことで加算は取れるが、10人規模のGHでは、わずかの加算しかつかず、職員への手当てにならない申請せず
8	災害発生時には電話を使うことが難しい、この加算は災害時には意味をなさないと思う。
8	実際に、夜間支援を行った際に個別給付を頂きたい
8	実質的に全夜間対応しているが、制度を満たそうと警備会社導入を考えたが、精神の方の夜間の不穏など、本当の意味で対応は出来るのか疑問になり、何を契約するのが困った。
8	人材確保が困難なため、賃金を上げたいので単価を上げてほしい。
8	説明、基準が解りにくい。
8	対象区分が高いから利用しづらい。
8	電話で24時間対応しているが評価されない
8	当グループホームは夜間の加算はしていないが、常勤1名が職場携帯を24時間365日持たされており、待機時間も対応(電話・メール相談)をしても残業代は出ない。加算対象でもない。加算も必要だが、急変・空室時の家賃、人件費対策も必要。
8	当方では、7の3をとっているが、毎年の計算も、煩雑、な上、この加算での職員配置は難しい。やはり、単独での施設経営は、考えていない制度設計だと感じる。
8	日数と人数によってしか報酬が算定されず、必要度が全く反映されないのは問題。
8	入居者がグループホームに居ないことで加算がつかないが、行方不明などで何らかの対応をせざるを得ないことも少なくない。
8	報酬が低すぎる。
8	報酬単価が低いために、職員に対して手厚い支払いが難しい。
8	夜間の見守りをしているが、人員配置が23:00~6:00までが人員配置の対象にならないこと。
8	夜間の対応について、連絡があれば、すぐにかける体制はとれているので、単価はもう少し上げてほしいと思う。
8	夜間支援加算に関して、人数が増えれば増える程減収になる理由がわからない。人数が増えれば加算が増えるのも良いのではと思う。
8	夜間支援加算の報酬と職員の給料が見合わない。軽度の障害者だからといって、支援が必要ないとは限らない。
8	夜勤が出来る状況に職員配置できない
8	夜勤と宿直とがわかれるようになって(H26)宿直体制としているが、支援の内容に幅があるためグレーな気持ちが残る。
8	労基とのかね合いが難しい
9	9 夜間職員加配加算
9	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
9	夜間の人員がいらない
9	処遇改善加算について対象職員が定められている以上、管理者・サービス管理責任者、その他職員の年間収入が、対象者よりも下回ってしまう。特に小さな施設においては、管理者と対象者との給与の差はほとんどなく、業務量も大差はありません。サービス管理責任者の基本給(当施設)では、募集をしても採用に結びつかないのが現状です。処遇改善手当が全職員に支給されることを願います。
9	職員の確保と定着が難しい。
9	職員配置が困難
9	人材確保が困難なため、賃金を上げたいので単価を上げてほしい。
9	人手不足の中で、人員の確保、配置は困難。
9	説明、基準が解りにくい。
9	対応人数不足、人材確保が難しい。
9	当方では、7の3をとっているが、毎年の計算も、煩雑、な上、この加算での職員配置は難しい。やはり、単独での施設経営は、考えていない制度設計だと感じる。
9	報酬単価が低いために、職員に対して手厚い支払いが難しい。
9	夜勤可能な職員を確保していくことだけでも困難。
10	10 重度障害者支援加算
10	「寝がえり」が出来ないことを要件から外してもらいたい。ALSや筋ジストロフィーの方を想定しているのだから、寝がえりができても支援度の高い重症心身障がいの方は大勢いる。
10	24時間、そばに1人ついていなければならない利用者にも、重度障害者支援加算がつかなかったため、もう少し要件を緩和して頂きたいです。
10	加算の算定への知識を持つものが現場に少なく、基本報酬が少ない。
10	加算とりにくい
10	強度行動障害関連研修の有資格者までの人材確保は難しい。
10	区分6であっても、重度障害者等包括支援の対象には中々ならない
10	区分6でなく、区分4以上。また行動関連項目も10点でなく、8点以上にしてほしい。
10	区分6以上という制限をなくしてほしい。
10	経験豊かなスタッフはいるが資格条件を満たさないので使えない
10	研修終了者の割合等、受給資格が分かりにくい。
10	個人単位ヘルプ利用の際、加算申請できない。特に日中加算については、行政の見解はヘルパーを利用するからということだが、急な体調不良等あった場合、急にヘルパーが見つからない等問題もある。
10	支援手順書についての行政からの周知が不十分

10	資格所得者を加配する事が難しい。
10	重度障害者は5人もいるのに加算には結びつかない
10	重度障害者支援加算の職員配置要件が満たせない。
10	重度障害者支援加算の対象となることで、以前は利用できていた市町村事業の移動支援が受けられないケースが生じた(土日等、自宅に戻った際利用していたが、移動支援を提供していた事業者が行動援護では支援提供できない為)
10	職員の加算が難しい。
10	西宮市は特例でヘルパーを入れているGHでの加算は認めてもらえない(自治体間で運用に差がある)
10	対応が困難である。
10	対象になる条件が曖昧な為、わかりづらい。(区分8のみ対象など聞くと、実際は記載がないので納得できない。
10	夜勤可能な職員を確保していくことだけでも困難であり、加配の余裕はなかなかない。
10	利用者の強度行動障害の認定、されにくい。
11	日中支援加算(Ⅰ)
11	「通所に通えない曜日が前提」を撤廃。土日祝は支援しているのに加算はとれない。
11	・1ヶ月に3日以上3日目からではなく、1日目から加算が欲しい。・他の利用者と重なった場合1/2となるが、他の利用者が2日目だったら1/2の収入になってしまう。・祝日も職員を配置している。加算の対象にしてほしい。
11	・土日祝日の加算がない。・通所を半日以下で帰って来てからの支援が多い。・通所と外来同行がかさなると算定出来ない。
11	1. 日中支援加算が、なぜ3回めからしか算定されないのか、意味がわからない。2. 1年365日ホームに居る方の、土日の支援が何もとれないので、サービスの組み立てができない。土日も算定できるようにしてほしい。3. 2人め以降になると1/2になるという理由で、支援を省くこともできないのに、なぜ報酬1/2という請求を要求されるのか？
11	1ヶ月に1日でも日中活動サービスを休みホームで過ごした時にも算定できれば
11	1日目から算定できるようにしてほしい。
11	1日目から評価してほしい
11	1日目より加算できるようにしてほしい。
11	3日目からしか加算がつかないので、ほぼ請求が出せない。具合が悪いのは初日～2日目で通院に同行したり対応がある。
11	3日目からは、ほとんど請求対象とならない。風邪等の場合、3日目位から通所再開出来る。
11	3日目以降からしか算定できない。GHに残ることに変わりなく、食事提供など3回目以降の休みと同じサービス内容でも算定できないのは、どうかと思う
11	3日目以降しか使えない、土日祝は使えない
11	いずれも、支援員が付き添い給料は発生しているが、条件を満たさず加算が取れない。
11	スタッフの不足(加算対応だけのためにスタッフの確保は難しい)
11	すべての日の日中加算をつけてほしい。現実には支援しているのに2日目からしか付けられないのは搾取と同じ。
11	どの加算にしても算定回数に届かない。翌月に跨いでしまうと使えない等がある。1日単位で使えるようにしてほしい。
11	なぜ、月のうち3日目から算定なのか、理解に苦しむ。
11	なぜ3日目からの算定なのか？基本報酬に含まれている、との説明には納得できない。
11	日中支援加算(Ⅰ)
11	はじめは12でホームで静養していたが、引きこもり等になった場合に11への変わるタイミングが分かりづらい。
11	一日目からとれない
11	加算の要件が施設側の都合で利用困難な場合には適用されない。
11	加算をとってもとらなくても収入が変わらない。
11	加算を取れる要件等が解りにく、理解していないので申請していない。
11	加算要件があいまいです。
11	企業を退職して(本人の事情により)、日中支援している場合に算定できない
11	休日以外で利用者の日中利用がある場合、初日から算定して欲しい
11	急きよの場合に対し、あらかじめ職員を別に確保することは不可能に近い
11	具合が悪くなり、日中活動の事業所を休んだ時等、ホームで過ごすことになるが、その場合の加算(日中支援加算)がとれないのですが、個別支援計画に反映されていないと加算がとれないとなっていますが、このようなケースでも記載していればとれるのですか。
11	現状では土・日・祝日の算定は不可とされているが、通所等の状況などにより、左記の日に日中支援が必要な場合があるため、より柔軟な利用を可能としてもらいたい。
11	個人単位ヘルプ利用の際、加算申請できない。特に日中加算については、行政的見解はヘルパーを利用するからということだが、急な体調不良等あった場合、急にヘルパーが見つからない等問題もある。
11	個別ヘルパー利用している入居者は日中休んでいても朝、晩とヘルパー利用しているとGHが対応しても加算がつかないのはおかしいと思う。
11	個別ヘルパー利用している入居者は日中休んでいても朝、晩とヘルパー利用しているとGHが対応しても加算がつかないのはおかしいと思う。
11	行政の指導において違いがあり、国と市で差異があり振り回され感がある。
11	行動援護などで1日まるまる使わず、数時間で戻れる利用者さんがいますが、午前中いなくとも午後はほぼ支援しているので、少しでも加算がとれればと思っています。
11	高齢化、重度化に伴い、日中活動等への参加が困難になってきており、週末、長期連休中はホームにて過ごす事が必要となっている中、受け入れの体制をとるが、加算の基準、条件がきつく利用しづらい。
11	支援員の加配が難しい。
11	支援計画に載っていないが、急きよ一時帰宅が決まったり、日中にGHで過ごすことが決まったりした時、どうなるかわからない。
11	週2回の作業所がやっとの利用者が多数いる。昼食の援助や洗濯、入浴の援助をしているが、人員を加配するに至らず、利用できていない。しかし、日中GHにいるのに援助しないわけにはいかない。本来、日中施設に全員が行ってれば、職員の仕事はほとんどないはずだが、日中施設に行けない人のための労働なのに、日中支援の職員加配は理解ができない。日中施設に行くと、9時～16時頃まで不在となり、職員の仕事はその間無くなるが、なぜ日中施設に行かなくなると、職員加配までして行う仕事が増えるのか？休日と何が違うのか？基本的に平日、休日に関わらず、利用者がいれば変わらない援助をするのに、職員加配をしないと利用できないのが不満である。
11	初日からつかないので、利用しづらい。
11	初日から算定できない(欠員を配置しているにもかかわらず)
11	障害福祉サービス以外(例えば精神科デイケア等)を欠席した場合の支援も対象にして欲しい
11	条件が厳しい。
11	職員が集まりにくい状況で、日中支援を行う人手が足りない。
11	職員の過配は運営的に難しく、加算をとることができない。
11	職員配置が困難
11	人員を加配できるほど余裕がなく、コストに対する報酬が低いと感じている。
11	世話人の加配が必要になる点。
11	生活支援員又は世話人の加配が難しいが、加配をしていなくともやむをえない場合は対応しているが、そのための加算はない
11	精神の場合、日中活動を休むことが常態化しているため、加算の請求をしづらい。
11	対応する職員が直接処遇職員でなくても取れるようにしてほしい。日中支援が必要な場合は急な時が多いので、世話人や生活支援員は基本夕方からの勤ム。基本的には午前から対応が必要なケースが多い。管理者やサビ首が臨時で対応した場合も認めて欲しい。
11	対象の範囲がこまかいため、利用しづらい。
11	対象者の範囲をもっと広げてもらいたい。区分1でも昼食などの支援が必要。
11	台風等で日中系が休みになっても、土日祝日だと算定できない

11	通所先が休日の時は、日中支援が使えない現状では、土日の日中、入所者だけにしておけず、職員(世話人、支援員)が対応しているが、報酬は入らず、従業員にはその支援分の報酬を支払うため運営が厳しくなる。
11	通所先の急な閉所(悪天候など)、土・日など通所先の閉所日の日中支援についても同様に評価してもらいたい。
11	土、日、祝は算定されないが実際は支援をしています。
11	土、日曜日も対象としてほしい。平日よりも土日の方が、外出付添などを行っているため。
11	土・日・祝日、日中対応する対象になっていないため、平日・通院などの対応を行っても月3回以上にならない。
11	土・日の日中活動先が休みの日等にGH内で対応する時にも加算を算定してほしい。
11	土日、祭日など利用者の服薬、身体介護、入浴介護を行っているが、日中支援加算が付けられない。
11	土日加算があればいいと思う。区分2の利用者様も加算があればと思う。
11	土日加算をつけてほしい
11	土日祝日の支援介護の加算がない。通院・買物送迎は曜日に関係なく、必要性があり職員が行っている。加算に該当しない理由・根拠が不明。
11	土日祝日の日中の職員配置があるにもかかわらず、該当しないのはおかしいと思う。
11	土日祝日の日中ホームに居る利用者で常に見守りや支援が必要な方に適用できる加算にして欲しい
11	土日祝日の日中もホームで過ごされることが多く、世話人や生活支援員を配置しているので、加算対象日の拡大を。特に連休、お盆、年末年始と日中事業所がお休みの日も増加しているので、切実です。
11	土日昼間区分の高い利用者さんがいると職員を配置しなければならない。しかし、そのために職員を配置すると赤字になる。結局我々役員が配置に就くことになる。
11	当ホームは24時間型で3回/日の食事提供、夜勤も行っているのに、日中支援型になるのではと、思うが、県では日中支援型の指定申請のひな型すら出ていないとの事恨めしいと思う手厚くサービスしても報酬単価が下がるのは納得出来ない
11	当ホームは、個別でヘルパーをほぼ毎日利用している人ばかりのため、ヘルパー利用していない日にしか利用できない加算であることがネックなので、日中活動が休みになったときの加配は法人の持ち出しになる。
11	当施設を利用している者は、土、日、祝の日中(8:00~11:00)は同法人内であるB型事業所が休みである為、日中勤務専属職員を配置しなければならない事。そう言った事でも加算の対象にならず。土、日、祝、日中利用者に対して余暇支援を提供した場合の加算があると良いと思う。
11	透析で日中活動に参加できない日に、午後からGHで過ごす時間に支援員を配置しなければならないが加算の対象にはならない
11	日中の職員配置や、日中活動先などの要件
11	日中は他のサービスを利用されているため、体調不良や天候不良による自宅待機など単発で発生している。このすべてを評価してほしいと思う。
11	日中活動に行けない日(行けなかった日)すべてに加算が取れるのであれば申請したいが、1日目からでないため、カウントしたり、それまで多くない(ほとんどない)ため、手間ばかりかかる。→申請せず
11	日中活動に参加できると見なされる方が、通所先が見つからず日中をGHで過ごしている場合には利用できない
11	日中支援の内容が「見守り」だけの場合など、問題なく加算請求できるのか疑問だ(条件があいまいである)。
11	日中支援の要件が厳しい。
11	日中支援や重度加算～個別ヘルパー利用してたら使えないのは問題。実際にはヘルパーの調整も含め世話人、サービス管理責任者が動いている。
11	日中支援加算。3日目～加算など、なぜなど体調不良、作業所の都合で休みだった場合に使えない。報酬も「生活介護」程度は欲しい。ほとんどの場合、日中1対1での設置になる。もともと日中は作業所に行く前提になっているので、急な人員配置も難しい中、生活介護(1対複数人、しかも都合で休んだりする)よりも低い報酬なのはおかしい。
11	日中支援加算。土日・祭日が休みの利用者が多く、病院の付き添いはなるべく土曜日にする様にしたり、買い物等の付き添い等は日曜とか祭りにする様にしている為、加算がつけられない。休日を返上して付き添っているのですから、何らかの報酬があっても良いのではないかと思います。
11	日中支援加算が3日目からであるため、具合の悪い時(1日目、2日目)で利用できない。仕事をしている方は、それほど長くは休まない。
11	日中支援加算について・土日に加算がつかないため、現状週末は閉めているGHが重度化等に伴い、週末も開けようとして計画した場合、採算をとるのが難しい。・初日から計上しないため、祝日や作業所の振替休日等を反映する事ができない。
11	日中支援加算について、3日目からという理由が良くわからない。1日目の方が、通院やら食事などの支援が大変だと思うのですが……。
11	日中支援加算について。例えば体調不良などで利用者が事業所を休んだ時に世話人、生活支援員以外(管理者、サービス管理者)等が支援をした時も、日中加算がとれるようになるが良い。
11	日中支援加算について。連続して3日以上以上の制約があるが、本来毎日元気に就労や通所をすることが基本である。体調不良等で、3日以上休むことは状況として少ない。1日でも休めば、日中支援を行う必要性があり支援員の対応は(交代、引き継ぎはあるが)24時間に及びます。1日でも対応すれば、加算対象になればよい。
11	日中支援加算に関して、スタッフを増員しなければ請求できない点が疑問に思う。日中の活動場所に行けないために住居で支援を行うのだから、日数が多くなれば請求できて良いのではと思う。
11	日中支援加算の算定の仕方がわかりづらい。(※(Ⅰ)、(Ⅱ)が同日実施であれば合算人数になる等)
11	日中支援加算の取扱いについて、「指定共同生活援助事業所の利用者については、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない」とあるが、土日祝日であっても算定できるようにならないのでしょうか？
11	日中支援加算は、算定するために日数や条件があり、1日だけお休みした時に職員配置した際、加算にならないという点が難しいと感じる。
11	日中支援加算を算定する場合の記録等は、どの程度必要なのなのかの記述がない。
11	日中支援事業所が休みの時(土・日や祝祭日、年末年始など)に日中支援した時に加算がつくような制度にして欲しい。入居者2名は両親他界、ご兄弟がよくはしてくれていますが、毎週、帰ることはできず、年齢も50代、60代と毎週ガイヘルと外出も厳しく…。日中支援事業の加算はもっと使いやすくして欲しい。
11	日中支作業等に出掛けない利用者さんに支援を行っていますが、加算のために別の支援員を配置する余裕がない現状です。加算は色々ありますが、人手不足で人材が集まらない、人材を派遣したくても加算額に見合わない等、実際の加算を取りにくい状況があります。
11	入居者の病気による加算は、人件費とのバランスをしっかりと注視すべき。
11	年齢に関係なく、また区分外での方がおり使いづらい(精神障害と身体障害を併せ持っている人)
11	病欠以外でも個々の理由や事業所都合で休み、半日などがあり、日中支援は結果的にどこかのホーム利用者はひつようとなるため、余裕を持った人員配置を行っている。3日目からの算定という形も疑問に思う。
11	複数の利用者があるときの1/2算定はおかしい。1人目は10割とし、2人目から1/2とすべきではないでしょうか。
11	平日でも加算がとれればよい。なぜなどで、日中の生活介護を休んで、ホームで1日みても加算がない。
11	報酬が少ない
11	報酬単価をupしないと配置できない。
11	本人が日中、生活介護事業所に行きたがらないので、週に1~2日だけ行くことになったが、他の曜日は(土日祝は、はじめから加算されないのは分かっている)ので承知しているが)本人がグループホームにいるが、スタッフがいないわけにもいかない。以上の様な場合でも、福祉当局は日中支援加算の対象外という回答。
11	利用者が作業所に通えなく、看護師やリハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
11	利用者が体調を崩し休んだ場合、通院に付き添ったり、GHでの介護が必要となり職員を配置する。一月をまたがない3回目からの加算で職員への賃金は事業所負担である。
11	利用者の年齢、支援区分、日中支援従事者の加配について要件を緩和してほしい。
12	日中支援加算(Ⅱ)
12	(Ⅱ)は「2日を超える日数」となる為、1日目と2日目の支援を実施しても報酬対象にはならないが実施人数は合算対象になることにも疑問である。
12	「通所に通えない曜日が前提」を撤廃。土日祝は支援しているのに加算はとれない。
12	・「月3日目からの算定」初日や2日目など、支援に一番必要な時に算定できないのはおかしい。・土日、祝なども、たくさんの支援が必要になる場合があるにも関わらず、算定出来ない。

12	・1ヶ月に3日以上3日目からではなく、1日目から加算が欲しい。・他の利用者と重なった場合1/2となるが、他の利用者が2日目だったら1/2の収入になってしまう。・祝日も職員を配置している。加算の対象にしてほしい。
12	・土日祝日の加算がない。・通所を半日以下で帰って来てからの支援が多い。・通所と外来同行がかさなると算定出来ない。
12	・日中支援対象利用者が1人の場合と2人以上の場合で単位数が変わるのは、おかしいと思う。2人以上でも1対1で支援しているのだから、単位は同じにしてほしい。・当該サービス等を利用できない期間が3日以上ある場合と限定せず、1日目から加算対象にしてほしい。
12	1. 日中支援加算が、なぜ3回めからしか算定されないのか、意味がわからない。2. 1年365日ホームに居る方の、土日の支援が何もとれないので、サービスの組み立てができない。土日も算定できるようにしてほしい。3. 2人め以降になると1/2になるという理由で、支援を省くこともできないのに、なぜ報酬1/2という請求を要求されるのか？
12	1日目から加算の算定してほしい
12	1日目から算定できるように検討すべき
12	1日目より加算できるようにしてほしい。
12	2人目となると半額はひどい。3日目からというのもひどい。
12	3日以降からしか算定できない。
12	3日以上の日中利用から加算となるが、2日目までは、職員を配置しないといけなくて、人件費と合わない。
12	3日目からでなく1日目から加算とれるように。また通所日でなく、土日の休日等にも加算がとれるようにしてほしい。休日の日中支援は大変です。
12	3日目からの加算ではなく、支援した日を加算できると良い。
12	3日目からの算定要件だが、風邪等で休んだ時は2日間ほどで治ってしまうが、病院へ行ったりお昼ごはんを準備したり、様子を見に行ったりとやることはあり人を配置するが、1、2日目は算定できない。1日目から算定できるようにしてほしい。
12	3日目以降からしか算定できない。GHに残ることに変わりなく、食事提供など3回目以降の休みと同じサービス内容でも算定できないのは、どうかと思う
12	スタッフの不足(加算対応だけのためにスタッフの確保は難しい)
12	そもそも心身の状況等により日中活動サービスの支給決定の日数が少ない利用者に対応していないため、利用できないことが多い。障害の重度化によって、週5日支給決定を受けていて休まず通所できる人などほとんどいない。在宅の利用者が増えている。
12	なぜ、月のうち3日目から算定なのか、理解に苦しむ。
12	日中支援加算(Ⅱ)
12	以下同文
12	1日目からとれない
12	加算できるのは3日目以後だが、1日目、2日目は通常配置なしの世話人を調整している。当日から加算すべき。
12	加算要件があいまいです。
12	急きよの場合に対し、あらかじめ職員を別に確保することは不可能に近い
12	区分1でも昼食などの支援が必要。
12	月2日目までは算定されないが、実際の支援には人の配置が必要です。
12	月3回目以降、土日は加算対象とならないのは、とても困る。
12	月に3日以上利用がある場合という制限があり、加算が利用しづらい。制限を外すか下げるかし、加算を算定しやすくしてほしい。
12	現状では、予定日に通所等が出来なかった日が3日以上の場合に算定が可能となっているが、通所できなかった場合の支援に相当数の時間を要している現状がある。加算算定の解釈上は、2日目までは本体報酬に含むとされているが、本体報酬分以上の支援を行っている場合があり、初日からの算定としてもらいたい。
12	個人単位ヘルプ利用の際、加算申請できない。特に日中加算については、行政的見解はヘルパーを利用するからということだが、急な体調不良等あった場合、急にヘルパーが見つからない等問題もある。
12	個別ヘルパー利用している入居者は日中休んでも朝、晩とヘルパー利用しているとGHが対応しても加算がつかないのはおかしいと思う。
12	個別ヘルパー利用している入居者は日中休んでも朝、晩とヘルパー利用しているとGHが対応しても加算がつかないのはおかしいと思う。
12	行動援護などで1日まるまる使わず、数時間で戻られる利用者さんがいますが、午前中いなくとも午後はほぼ支援しているので、少しでも加算がとれればと思っています。
12	高齢化、重度化に伴い、日中活動等への参加が困難になってきており、週末、長期連休中はホームにて過ごす事が必要となっている中、受け入れの体制をとるが、加算の基準、条件がきつく利用しづらい。
12	支援をしても、当該月に2日を超えなければ算定できないという点に不便を感じます。
12	支援計画に載っていないが、急きよ一時帰宅が決まったり、日中にGHで過ごすことが決まったりした時、どうなるかわからない。
12	自治体による支援内容のとりえ方がまちまちであり、毎回実施期間に確認しなければならない。
12	週2回の作業所がやっとの利用者が多数いる。昼食の援助や洗濯、入浴の援助をしているが、人員を加配するに至らず、利用できていない。しかし、日中GHにいるのに援助しないわけにはいかない。本来、日中施設に全員が行ってれば、職員の仕事はほとんどないはずだが、日中施設に行けない人のための労働なのに、日中支援の職員加配は理解ができない。日中施設に行くとは、9時～16時頃まで不在となり、職員の仕事はその間無くなるが、なぜ日中施設に行かなくなると、職員加配までして行う仕事が増えるのか？休日と何が違うのか？基本的に平日、休日に関わらず、利用者がいれば変わらない援助をするのに、職員加配をしないと利用できないのが不満である。
12	初めから加算をつけてほしい。
12	上記と同様。
12	常勤者の時間をもって算定できるようにして欲しい。支援範囲を超えた支援を行っても該当しないため。
12	常勤者の時間をもって算定できるようにして欲しい。支援範囲を超えた支援を行っても該当しないため。
12	生活支援員又は世話人の加配が難しいが、加配をしていなくともやむをえない場合は対応しているが、そのための加算はない
12	精神の場合、日中活動を休むことが常態化しているため、加算の請求をしづらい。
12	体調不良等で休んでいるのだから日中の支援は必要。しかし、加算対象は3日目以降。1日でも対象とすべき。
12	対応する職員が直接処遇職員でなくても取れるようにしてほしい。日中支援が必要な場合は急な時が多いのと、世話人や生活支援員は基本夕方からの勤ム。基本的には午前から対応が必要なケースが多い。管理者やサビ管が臨時で対応した場合も認めて欲しい。
12	通所先が休日の時は、日中支援が使えない現状では、土日の日中、入所者だけにしておけず、職員(世話人、支援員)が対応しているが、報酬は入らず、従業員にはその支援分の報酬を支払うため運営が厳しくなる。
12	土、日、祝は算定されないが実際は支援をしています。
12	土、日曜日も対象としてほしい。平日よりも土日の方が、外出付添などを行っているため。
12	土日、祭日など利用者の服薬、身体介護、入浴介護を行っているが、日中支援加算が付けられない。
12	土日祝も含むとのことであるが基本的には月～金の営業日しか決めていない事業所が主であり利用しづらい。自治体によっては土日祝に職員を配置しておく、余暇支援を後で算定もできるとのことなので、わかりにくい。年末年始は特に加算を利用したいところです。
12	土日祝日についても加算が運用可能であれば、運営面で助かります。
12	土日祝日の支援介護の加算がない。通院・買物送迎は曜日に関係なく、必要性があり職員が行っている。加算に該当しない理由・根拠が不明。最初の2日間に加算がない。病気・怪我は発生した初期対応が特に忙しい2日間であるが、該当しない理由・根拠に疑問。
12	当ホウムは24時間型で3回/日の食事提供、夜勤も行っているのに、日中支援型になるのではと、思うが、県では日中支援型の指定申請のひな型すら来ていないとの事恨めしいと思う手厚くサービスしても報酬単価が下がるのは納得出来ない
12	当施設を利用している者は、土、日、祝の日中(8:00～11:00)は同法人内であるB型事業所が休みである為、日中勤務専属職員を配置しなければならない事。そういった事でも加算の対象にならず。土、日、祝、日中利用者に対して余暇支援を提供した場合の加算があると良いと思う。
12	同上
12	同様に言うことです。自由でかつ自律的生活支援のため、日中支援は可能な限り、日中活動場所とするべきと考えます。よって、これらの加算は不合理です。
12	日中サービス利用中の利用者が月に3日以上利用できない期間があった場合、基準が厳しい。1、2日で体調が回復、天候、交通状況などにより日中GHで過ごせるように、人員を確保しても算定できない。

12	日中の職員配置や、日中活動先などの要件
12	日中は他のサービスを利用されているため、体調不良や天候不良による自宅待機など単発で発生している。このすべてを評価してほしいと思う。
12	日中活動に行けない日(行けなかった日)すべてに加算が取れるのであれば申請したいが、1日目からでないため、カウントしたり、それまで多くない(ほとんどない)ため、手間ばかりかかる。→申請せず
12	日中活動を休んだ場合の支援は1日目から必要です。体制ぎりぎり運営しているので1日目から算定できるようにしてほしい。また、個人単位のヘルパー利用者は日中支援加算が算定できない。実際には休んでも急にヘルパーを追加で派遣してもらえない(人手の問題)。個人単位のヘルパー利用者にも日中支援加算の対象にしてほしい。
12	日中支援の内容が「見守り」だけの場合など、問題なく加算請求できるのか疑問だ(条件があいまいである)。
12	日中支援員がいて1対1で日中支援しているのに加算が半減するのは納得できない。
12	日中支援加算(Ⅱ)の場合で、地域活動支援センター及び精神科デイケアを利用者が体調不良で休みグループホームで過ごした場合の加算について個別支援計画書があるわけではないので、請求時に何で活動日を証明すればよいのかわからず未請求になっている。このような場合、請求してもよいのか否かをハンドブックで明確にご教示いただきたい。
12	日中支援加算。3日目～加算など、なぜなど体調不良、作業所の都合で休みだった場合に使えない。報酬も「生活介護」程度は欲しい。ほとんどの場合、日中1対1での設置になる。もともと日中は作業所に行く前提になっているので、急な人員配置も難しい中、生活介護(1対複数人、しかも都合で休んだりする)よりも低い報酬なのはおかしい。
12	日中支援加算。土日・祭日が休みの利用者が多く、病院の付き添いはなるべく土曜日にする様にしたり、買い物等の付き添い等は日曜とか祭りにする様にしている為、加算がつけられない。休日を返上して付き添っているのですから、何らかの報酬があっても良いのではないかと思います。
12	日中支援加算が3日目からつかないの、支援しても加算がとれないことが多い
12	日中支援加算について・土日に加算がつかないため、現状週末は閉めているGHが重度化等に伴い、週末も開けようとして計画した場合、採算をとるのが難しい。・初日から計上しないため、祝日や作業所の振替休日等を反映する事ができない。
12	日中支援加算について。例えば体調不良などで利用者が事業所を休んだ時に世話人、生活支援員以外(管理者、サービス管理者)等が支援をした時も、日中加算がとれるようになると良い。
12	日中支援加算について。連続して3日以上以上の制約があるが、本来毎日元気に就労や通所をすることが基本である。体調不良等で、3日以上休むことは状況として少ない。1日でも休めば、日中支援を行う必要性があり支援員の対応は(交代、引き継ぎはあるが)24時間に及びます。1日でも対応すれば、加算対象になればよい。
12	日中支援加算に関して、スタッフを増員しなければ請求できない点が疑問に思う。日中の活動場所に行けないために住居で支援を行うのだから、日数が多くなれば請求できて良いのではと思う。
12	日中支援加算の算定の仕方がわかりづらい。(※(Ⅰ)、(Ⅱ)が同日実施であれば合算人数になる等)
12	日中支援加算の取扱いについて。「指定共同生活援助事業所の利用者」にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日支援を行った場合については、この加算を算定することができない」とあるが、土日祝日であっても算定できるようにならないのでしょうか？
12	日中支援加算は、算定するために日数や条件があり、1日だけお休みした時に職員配置した際、加算にならないという点が難しいと感じる。
12	日中支援加算を算定する場合の記録等は、どの程度必要なものなのかの記述がない。
12	日中支援事業所が休みの時(土・日や祝祭日、年末年始など)に日中支援した時に加算がつくような制度にして欲しい。入居者2名は両親他界、ご兄弟がよくはしてくれていますが、毎週、帰ることはできず、年齢も50代、60代と、毎週ガイヘルと外出も厳しく…。日中支援事業の加算はもっと使いやすくして欲しい。
12	日中職員を配置しても条件を満たさず加算がとりにくい
12	入居者の病気による加算は、人件費とのバランスをしっかりと注視すべき。
12	病欠で3日未満の回復の場合、1～2日間の日中支援への加算がないのは、実質平常より支援内容が必要にもかかわらず無収入となるのは、問題である。
12	複数の利用者がいるときの1/2算定はおかしい。1人目は10割とし、2人目から1/2とすべきではないでしょうか。
12	報酬単価をupしないと配置できない。
12	本人が日中、生活介護事業所に行きたがらないので、週に1～2日だけ行くことになったが、他の曜日は(土日祝は、はじめから加算されないのは分かっている)ので承知しているが)本人がグループホームにいるが、スタッフがいないわけにもいかない。以上の様な場合でも、福祉当局は日中支援加算の対象外という回答。
12	予め職員を配置するには報酬が少ない、入居者が体調不良で日中活動を急いで休んでもすぐに職員配置が出来ない
12	利用者が作業所に通えず、看護師やハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
12	利用者の年齢、支援区分、日中支援従事者の加配について要件を緩和してほしい。
12	例えば、インフルエンザ等で5日間日中事業所への通所が禁止となった場合、当然その5日間はGHで支援することとなるが、その時だけの為に日中支援従事者を別に雇うのは難しいと思われるので、これを生活支援員が支援した場合でも加算が算定できるように評価すべきと思う。また、現在3日目から算定可能としているが、実際には1日目から支援をしているので、それも評価されるべきと思う。
13 自立生活支援加算	
13	ニーズから独自に3年期限の地域移行目的利用を実施してきたが、移行に向けた支援増加や入居者変更事務、空室損失等の負担に見合う加算になっていない。退去後に必要な支援の継続(定期的な夕食提供サービスなど)も持ち出しで行っている。
13	加算の詳細な条件がよくわからない。対象になるのかならないのか判断し辛い。
13	高齢化、重度化に伴い、日中活動等への参加が困難になってきており、週末、長期連休中はホームにて過ごす事が必要となっている中、受け入れの体制をとるが、加算の基準、条件がきつ利用しづらい。
13	今の単位数は少ないと感じる
13	支援にまわる職員数に余裕がない。
13	自立生活に向けて物件探しや各種手続き同行などは2回以上行っていることが多いので実情と異なることが多い。回数ではない加算の方が望ましい。
13	自立生活支援加算は今回の報酬改正で入所中2回に増えたが、実際に単身生活に向けての支援回数は、物件探し・契約・家財等の準備で3回以上だった。地域生活への移行を促進する観点からも、さらなる拡充を望みます。
13	実際には入居中2回、退居後1回以上の支援を行う必要があるが、算定できない。
13	退去後支援した場合が算定しにくい。
13	退居者が出ても加算要件が厳しく、定員の2分の1以上の退去者の要件を満たすことが難しい。加算要件の1つである半年以上自立生活が継続している場合の要件はそのまま、退去者が1名でも出た場合に加算できるように要件を緩和してほしい。
13	単身生活等への移行に伴う支援にはかなりの時間、日数を要しているが、この加算の算定可能回数が少ないため、回数の制限を増やしてほしい。具体的には、特にGH長期利用者にとって、単身生活等への移行はハードルが高く、支援にも時間を要するため、加算等への反映を求めたい。
13	地域貢献で退所者等1人暮らしの方数名に毎日(365日)夕食を提供しているが、加算にはなっていない。
13	日中支援加算に関して、スタッフを増員しなければ請求できない点が疑問に思う。日中の活動場所に行けないために住居で支援を行うのだから、日数が多くなれば請求できて良いのではと思う。
13	日々の処遇に追われる為、なかなかフォロー体制が取りづらい
13	入居中に支援したこと(アパートさがし等)ことへは請求できたが、退去後の支援について国保連退所してしまうと、加算請求ができなかった
14 入院時支援特別加算	
14	「支援計画」に「入院」を取り入れていないと算定が難しい為、緊急な入院だと算定できない。
14	14.16の加算については、精神障害者は入院中でもGHIに電話やメールで連絡して来る場合がある。加算要件には病院への訪問が必要とされているが、障害特性によっては、電話やメールでの対応も含めた加算要件に緩和してほしい。
14	1月に1回を限度とする前提条件があること。
14	①入院時支援特別加算は、病院に行つての支援ですが、精神障害の方は入院時の電話での支援も頻回ですし、大切な支援だと思って対応していますが全くカ

14	GHが終の棲家になるか不安を感じている家族は多い。
14	Hpへ1週間に1回訪問をして必要な物品を届けた場合等と記してあったと思いますが、Hpが忙しく、週1回の支援が難しい時もある。
14	ご家族の高齢化に従い入院手続きや手術説明立会い等代行する事が多い。実際に支援した際は2日目から加算して頂きたい。
14	その境目がよくわからない
14	どういう状態が当てはまるのか、よくわからない。今迄にそういった例はない。
14	どちらの加算をとるかに迷ってしまいました。
14	入院時支援特別加算
14	医療との連携の難しさに加え、日々の記録以上のものが求められる。
14	家族からの支援がむずかしいため、入院・退院時に支援することが多いが、入退院時を除くのは不満。
14	外泊が(特に長期化すると)空室なのに職員の賃金(経費)はほとんど変わらないので、加算を増やしてほしい。
14	帰宅や入院時は、先方の依頼で、現地へ行って直接支援を要する場面が多いが、加算額が少ないと感じます。“直接支援の必要性としては、家族や看護師による支援の拒否やコミュニケーションが困難な場合が多々ある為です。”
14	給付の単位数が低く、十分な支援体制を築けない(予算を確保出来ない)。
14	緊急で入院された入居者には、急な支援内容の見通しが必要で、時間がかかり、加算に至らない。
14	月に1回でなく、必要な回数を算定してほしい。また、新たに入院時の支援についての制度を作ってほしい。ホームの職員がつきそいをした場合に、報酬が発生するようにしてほしい。
14	最初の2日間に加算がない。病気・怪我は発生した初期対応が特に忙しい2日間であるが、該当しない理由・根拠に疑問。
14	算定報酬として低すぎであり、入院時コミュニケーション派遣の代用とはなり得ない。
14	算定方法がわかりにくい
14	算定要件がきびすぎる
14	支援計画に組み込まないといけない為
14	支援体制が整っており必ずしも訪問が必要でない場合や、本人が訪問を拒否している場合にも訪問が必要になっている点
14	支援内容でどの程度支援をしたら加算がとれるのか、はっきりしない面が多い。
14	似たような加算で分かりにくい。
14	初日から算定がないのはおかしい。特に入院初日の対応が一番大変なので。
14	初日から認めてほしい
14	書類作成に時間がかかる事や、医療従事者との連携が家族でない為に聞きづらく思えた事もありました。
14	条件が厳すぎる
14	精神障害をお持ちの入居者の状態が悪化し、入院に至る過程で、グループホーム職員は、大変緊張を強いられる支援を何日も行うことがあるが、それらを加算として換算できず、残念に思うことがある。
14	精神状態が不調になり長期入院している場合、本人の同意を得る個別支援計画を立てられない。
14	説明が理解できないので申請してない
14	対象の範囲がこまかいため、利用しづらい。
14	単位数が少なすぎて加算が付く意味がない様に思われる
14	短期間に入院と退院を繰り返した場合の請求方法がわかりにくかった
14	長期入院され、継続的支援をしたいが加算が少なくできない。(親族がいなく、よりそい支援をすることで、不安の解消や、GHにもどりたいという本人の気持ちに答えたいと思う)
14	長期入院時支援特別加算との使い分けが面倒。
14	入院、外泊等、精神関係では必要な支援であり、法的主旨からしても減算はおかしい。
14	入院1日目から実際には支援が必要です。1日目から算定対象にしてもらいたい。入院時もホームに残る入居者の支援継続が必要で、入院支援に行くスタッフが余分に必要の場合がある。そのために評価の単価を上げてほしい。
14	入院が長期に渡ることGHへの収入が減少ということ、ご本人も退去になってしまうのではという不安と、サポートがうまくいかなくなる。もう少しなんとかしてほしい(訪問回数、期間など)
14	入院されたからと言って、職員の勤務時間は減らない。給与カットもできない。※入院ではないが、逮捕拘留の場合、連絡調整など数倍の労力(時間)を要したが、国は減算される。困難のある方の支援が評価されず残念に思う。
14	入院したときに報酬額が大幅に下がりが、長期入院あるいは入退院を繰り返すような人への対応が困難
14	入院してもGHを退所しなくていいよう配慮を求められているが、入院期間中に対する報酬が見込めなければ継続利用が困難となる。
14	入院の加算ですが、区分6の方しか付かないので、今回区分5の方が入院しましたが、ほぼ毎日お見舞いに行き、様々な調整も必要で、コミュニケーションも上手く出来ないで、区分6に限定せず、お見舞いや調整、通院支援にも加算が付くと良いと思います。
14	入院時については一気に減算となってしまうが親族等の支援の少ない生活保護等で生活している利用者の入院先からは衣類補充や精神以外の病院への付き添い等の要望に対応している。又長時間の手術の立ち会いを要する際は長時間の搬送後の支援もあり正当な評価がなされていない。
14	入院時のみではなく通院に対する加算があると良いと思う
14	入院時加算単価が低い。・病院、ワーカー、病棟NS等の連絡等の連携。・本人面会など足を運ぶことが多い。
14	入院時支援…→GHで対応したいが、外部ヘルパーでできる方がメリットが強い(単価が低い)。日々見ているのはGHの人なんです…
14	入院時支援に人手をさかれる割に加算が見合っていないと思います。
14	入院時支援は、本人への付き添いに加え、病院側との話、ふだん利用している日中や訪問看護、ヘルパー、ご家族、行政などへの連絡、ホームの体制の調整など多岐にわたる業務の質・量の割に報酬が低すぎるので拡充が不可欠です。
14	入院時支援加算について。訪問等支援をする必要性は理解できる。入院先が同一県内であっても遠距離の場合、週1回以上は非常に煩雑である。入院先のソーシャルワーカー等の電話連絡による状態確認では不十分なのか。退院には至らないが病状が安定している場合などは連携で十分ではないか。
14	入院先が島外になってしまうので訪問できない。
14	入院前後は特に業務が増え大変ですが、報酬は減っています。
14	入院直後に何度も状況確認をしたり、荷物を届ける必要があるのか？
14	入居者の入院は運営上大きなリスクを持つ事になるので、しっかりとした保障的な加算を望む。
14	入退院時は本体報酬が算定できるため対象にならないが、実際には入退院時の手続きや荷物の準備、送迎の負担が大きい。加算がつけば、人を加配できる可能性があるのでは、ありがたいと思う。
14	病院で日中の対応は難しい
14	平常時以上に関わることが多く、加算の額に見合わない。

15 帰宅時支援加算	
15	3日目からの加算ではなく、支援した日を加算できると良い。
15	スタッフの不足(加算対応だけのためにスタッフの確保は難しい)
15	どういう状態が当てはまるのか、よくわからない。今迄にそういった例はない。
15	どこまでの記録が必要か具体例がないと曖昧で、後日返還となるくらいなら利用しない。
15	利用者により帰宅時の状況把握が難しいことがある。旅行時の加算も同じ対応してほしい。
15	一日目からとれない
15	加算を算定するためには支援計画への位置づけが必要ですが、実際に支援内容と合わないことが多い。夜間や帰宅時の様子や職員の対応を記録するだけでも良いと思う。
15	外泊が(特に長期化すると)空室なのに職員の賃金(経費)はほとんど変わらないので、加算を増やしてほしい。
15	外泊時(短い)の送迎などに対する加算とならないのでしょうか？
15	帰省回数が少ない場合、対象にならない
15	帰宅が1日からでも算定できるようにしてほしい。
15	帰宅する場合は、世話人や支援員より帰宅日時の確認と、帰宅方法の確認は必ず実施しているが、それが加算を請求するにあたりするのか不明に思うことがある。
15	帰宅の加算は初日から求める。なぜなら2泊3日が主体だからである。
15	帰宅や入院時は、先方の依頼で、現地へ行って直接支援を要する場面が多いが、加算額が少ないと感じます。“直接支援の必要性としては、家族や看師による支援の拒否やコミュニケーションが困難な場合が多々ある為です。”
15	帰宅回数が短期(1~2回)な為、条件に適合せず、請求出来ない。条件をやさしくしてほしい。
15	帰宅期間を1日からにして欲しい。
15	帰宅時だけでなく、社内旅行や、屋間の施設行事等でGH外で活動することも対象にならないか。利用者がそのために減少しても人件費は同じほどかかる。
15	帰宅時の支援は1日2日であっても行う場合があるので3日以上としないでほしい。
15	具体的にどのような支援で申請できるかわからない
15	団体参加者と精神的に不安定な方が利用されていますが、両者とも訓練、大会参加、遠隔地の団体参加などのため、月の半分の利用になる事があるため、病氣・入院以外の帰宅時加算があると助かります。
15	今年度の説明会で具体例を示していただいて初めて該当していることがわかり、今年度より加算請求を行った。しかし請求システムにおける具体的な入力方法がマニュアルではわかりにくく、ヘルプデスクに問い合わせた。(算定の「1」の入力はどの日付の欄でも構わない、ということがわからなかった)
15	算定要件がきびしすぎる
15	支援が不明確。
15	支援計画に載っていないが、急きょ一時帰宅が決まったり、日中にGHで過ごすことが決まったりした時、どうなるかわからない。
15	支援計画に組み込まないといけない為
15	支援内容でどの程度支援をしたら加算がとれるのか、はっきりしない面が多い。
15	似たような加算で分かりにくい。一日目から算定可能&加算額の上積み希望します。
15	自立している利用者に対する支援等がない場合には、加算が請求できないこと。
15	初日から認めてほしい
15	書類作成に時間がかかる事が多いので、記入シートやひな型があると助かります。
15	条件が厳しい
15	説明が理解できないので申請してない
15	単位が少なすぎて加算が付く意味がない様に思われる
15	単価が低い
15	長期帰宅時支援加算と、帰宅時支援加算Ⅱを請求の際にこちらで計算しないといけないので自動で多いほうに加算がつくようにしてほしい。
15	土日家に帰る利用者さんは月に4回帰るので帰宅支援加算を付けることが出来るが、区分4の利用者が月に8回空けると区分2の毎日いる利用者さんと報酬が同額近くなってしまふ。だからと言って帰るなどは言えない。このもどかしさ。
15	当施設は半数が精神障害者。精神の安定を図る為帰宅する場面があるが、当然他の入居者は在所。入居者が帰宅しようがしまいが、人件費(スタッフ)は必要、加算増を。
15	特記事項なし
15	入院、外泊等、精神関係では必要な支援であり、法の主旨からしても減算はおかしい。
15	様々な形で加算が設けられているのは、とてもありがたいことではありますが、収益の面から見ると現在の加算では安定し健全な運営を長く続けるのはとても難しいです。
15	例えば正月に12~1月をまたいで帰省した場合、当該月の3日目からの加算で12月2日、1月2日と4日間外泊となった時の加算は出来ず、同一月内の4日外泊でしか加算出来ない。
16 長期入院時支援特別加算	
16	・「入院4日目の算定1ヶ月が変わると算定が出せない。・病氣、障がいの特性によって、病院が遠方にあるが、その交通費にもならない場合がある。
16	・1ヶ月のうち2日間の加算が認められないのは、よく理解できない。・3ヶ月間の加算と認識しているが、精神障害でそれ以上の入院となる場合もあり、現実的にどうかと思ってしまう。
16	1ヶ月使っても月3万円ちょっと…報酬が1/10となる。
16	3ヶ月に限るとしないでほしい。長期入院において支援を要する方もおり施設側が退所等の判断にならないよう6ヶ月程度にしてほしい。
16	3ヶ月以上の入院に利用できない。そもそも加算単価が少ない。
16	4日目からの加算ではなく、支援した日を加算できると良い。
16	ご家族も高齢化し医療機関から求められるご家族対応を実際はグループホームで受けざるを得ないことが多々ある(身の回りの世話、外出同行など)。又、入院先から外泊でグループホームに数泊もどってきても報酬上は支援を行っているのに請求できないとの説明があり、支援あるのに無報酬。
16	スタッフの不足(加算対応だけのためにスタッフの確保は難しい)
16	その境目がよくわからない
16	どういう状態が当てはまるのか、よくわからない。今迄にそういった例はない。
16	どこまでの記録が必要か具体例がないと曖昧で、後日返還となるくらいなら利用しない。
16	どちらの加算をとるかに迷ってしまいました。
16	外泊が(特に長期化すると)空室なのに職員の賃金(経費)はほとんど変わらないので、加算を増やしてほしい。
16	帰宅や入院時は、先方の依頼で、現地へ行って直接支援を要する場面が多いが、加算額が少ないと感じます。“直接支援の必要性としては、家族や看師による支援の拒否やコミュニケーションが困難な場合が多々ある為です。”
16	月をまたぐ時の入院時、算定が3日目からとなるのはおかしいと思う。
16	月をまたぐ時の入院時、算定が3日目からとなるのはおかしいと思う。
16	算定方法がわかりにくい
16	算定要件がきびしすぎる
16	支援体制が整っており必ずしも訪問が必要でない場合や、本人が訪問を拒否している場合にも訪問が必要になっている点
16	支援内容でどの程度支援をしたら加算がとれるのか、はっきりしない面が多い。
16	似たような加算で分かりにくい。
16	書類作成に時間がかかる事や、医療従事者との連携が家族でない為に聞きづらく思えた事もありました。
16	障がいの種別により入院の継続を余儀なくされる場合、入院期間3月の期限を過ぎてしまうことが多い

16	人員不足の中で週1回の面会は困難。精神科に入院されている場合は症状により面会ができない場合もあり、その期間が長い場合はほとんど加算がとれない。
16	精神障害の場合、時には数ヶ月の入院がある。区分が高いと入院になる可能性が高くなるので報酬が減算・未収入となってしまうと、重度の方の受け入れが難しくなってしまうことがある。
16	精神障害の人は入院が長くなる方がおり、一概には言えない。また、かといってすぐに退去にするのかというのも納得できない。
16	精神障害をお持ちの入居者の状態が悪化し、入院に至る過程で、グループホーム職員は、大変緊張を強いられる支援を何日も行うことがあるが、それらを加算として換算できず、残念に思うことがある。
16	精神状態が不調になり長期入院している場合、本人の同意を得る個別支援計画を立てられない。
16	請求の時に入力が変わりにくかった
16	説明が理解できないので申請してない
16	単位が少なすぎて加算が付く意味がない様に思われる
16	長期に渡って入院された時に、グループホームの維持管理が負担となる。又、空床利用など出来るならば、特例サービスとして認めて頂きたい。例えば、臨時受け入れ(空き利用)など。
16	長期入院され、継続的支援をしたいが加算が少なくできない。(親族がいなく、よりい支援をすることで、不安の解消や、GHにもどりたいたいという本人の気持ちに答えたいと思う)
16	長期入院に際し定期的に病状の確認や入院生活に必要な準備等を行うが、3ヶ月以降も同じ支援が必要なのに加算がつかないのは不満。
16	長期入院の場合、面会、洗濯物の交換、小遣い管理、病院との連絡調整等の支援が多いが加算額が低い。
16	長期入院時特別加算について。訪問等支援をする必要性は理解できる。入院先が同一県内であっても遠距離の場合、週1回以上は非常に煩雑である。入院先のソーシャルワーカー等の電話連絡による状態確認では不十分なのか。退院には至らないが病状が安定している場合などは連携で十分ではないか。
16	入院1日目から実際には支援が必要です。1日目から算定対象にしてもらいたい。入院時もホームに残る入居者の支援継続が必要で、入院支援に行くスタッフが余分に必要な場合がある。そのために評価の単価を上げてほしい。
16	入院が長引くと帰れず退居させられてしまうという問題がある。できれば半年ほどは次の入居者を入れずに待たせられるような制度になればいいと思う。
16	入院が長期に渡ることGHへの収入が減少ということ、ご本人も退去になってしまうのではという不安と、サポートがうまくいなくなる。もう少しなんとかしてほしい(訪問回数、期間など)
16	入院してもGHを退所しなくていいよう配慮を求められているが、入院期間中に対する報酬が見込めなければ継続利用が困難となる。
16	入院時加算単価が低い。・病院、ワーカー、病棟NS等の連絡等の連携。・本人面会など足を運ぶことが多い。
16	入院時支援→GHで対応したいが、外部ヘルパーでできる方がメリットが強い(単価が低い)。日々見ているのはGHの人なんですけど…
16	入院先が島外になってしまうので訪問できない。
16	入院前後は特に業務が増え大変ですが、報酬は減っています。
16	入居者の入院は運営上大きなリスクを持つ事になるので、しっかりとした保障的な加算を望む。
16	病院で日中の対応は難しい
16	病状によっては、加算の条件をクリア出来ない場合がある。
16	利用者から電話、訪問など多くの支援が必要だが、報酬が少ない。
17	帰宅時支援加算
17	スタッフの不足(加算対応だけのためにスタッフの確保は難しい)
17	どういう状態が当てはまるのか、よくわからない。今迄にそういった例はない。
17	入院時(16番)や帰宅時はまったく他の報酬が入らないので、利用時の10分の1ぐらいは報酬がへる。4人の利用者が3人になっても職員数はかわらないので、収支が赤字となる。
17	意味がわからない
17	外泊が(特に長期化すると)空室なのに職員の賃金(経費)はほとんど変わらないので、加算を増やしてほしい。
17	帰宅や入院時は、先方の依頼で、現地へ行って直接支援を要する場面が多いが、加算額が少ないと感じます。“直接支援の必要性としては、家族や看師による支援の拒否やコミュニケーションが困難な場合が多々ある為です。”
17	算定要件がきびしすぎる
17	支援内容でどの程度支援をしたら加算がとれるのか、はっきりしない面が多い。
17	似たような加算で分かりにくい。
17	自立している利用者に対する支援等がない場合には、加算が請求できないこと。
17	書類作成に時間がかかる事が多いので、記入シートやひな型があると助かります。
17	条件が厳しい
17	説明が理解できないので申請してない
17	体調を崩し自宅で2カ月療養した利用者さんがいたが、その間に入る報酬は一日50単位家賃は支払ってもらえたがこの2か月間のロスが2か月後に資金難になって返ってきた。そのために積立をしていたが税制上財産とみなされ課税対象になる。
17	単位が少なすぎて加算が付く意味がない様に思われる
17	長期帰宅不在になるのに単価が安すぎるので使えない
17	特記事項なし
18	地域生活移行個別支援特別加算
18	グループホーム体験利用の期間も対象としてほしい。
18	加算額が大きい為、市によっては記録の開示、報告書・計画表の提出が求められるので、統一してほしい。
18	職員の過配は運営的に難しく、加算をとることができない。
18	申請する市の窓口が理解不足で、手続きに時間がかかった。
18	請求時にこの加算について理解がない市町村があり、やりとりに時間がかかった
18	全体の半数以上が地域生活に移行はできない。個人単位で加算をつけてほしい
18	体制を1.4以上に整える必要があったり、資格者の問題が出る。
18	定員の半数が自立していないととれない条件。そんなのは絶対ムリ。
18	保護観察所の特別調整者だけでなく、矯正施設からの移行者で希望する人を対象者にすべき
19	精神障害者地域移行特別加算
19	サービス管理責任者が出来る者、資格を持っているものが不足している
19	どの場合でも、1人暮らしへの移行が対象となっているため、生活の場を提供している、下宿に住んでいる(住み替えをした)方、単身(GHからではない所から)移行の方なども、加算の対象になったら良いなあ…とも思っています。勝手な話かもしれませんが、報酬の対象となっていない方への手厚い支援が必要になっていることも事実です。
19	有資格者の配置が難しい。
19	医療等連携が難しい
19	地域移行について評価する本加算が新設されたことの意義は大きい。ただ、長期入院者の地域移行に際し活用できる、相談支援事業所の行う地域移行支援が有効に機能していない現状があるため、より有効に本加算を活用できない状況にある。具体的には、相談支援事業所の行う地域移行支援を利用することで、地域移行までのプロセスに事務手続き等の煩雑な作業が多く求められ、その間に利用者の退院してみようというタイミングを逃してしまう場合も多い。そのため、長期入院者の地域移行を経験しているGHと医療機関側での受け入れ体制を構築し、専門職による個別支援計画を作成することで、重点的かつ効率的な長期入院者の地域移行支援、地域生活支援が可能になるのではないかと。それにより、長期入院者の地域移行促進につながり、本加算もより一層有効活用できると考える。

20 強度行動障害者地域移行特別加算	
20	政策誘導上必要なかもしれないが、現実的には難しさの方が勝っているように感じる。(ただし、行動障害と言われる方のGH移行を支えている事業所にとってはとても有効かとも思う)
20	加算とりにくい
20	強度行動点数が10点以上の方が5人中2名いるが、区分や重度であるかなどの条件を満たしておらず、加算がもらえない状況であることに疑問を感じる。
20	受け入れに対し、設備・人員配置(加配)を整えなければ難しい
21 医療連携体制加算(I)	
21	どのように連携すれば良いのか。報酬の分配などよくわからない。
21	医療と連携はしているものの、算定要件は看護師の配置によるもので、「読んで字のごとし」とはなっていない現実。医療のみならず、他機関とも日々連携を図っているもので、それについて手当がほしい。
21	医療に関する職員の雇用が難しい(22~25も含めて)
21	医療機関との契約を結ぶだけでいいのかわからない、申請登録が必要か
21	医療行為の実施ができるような体制をこの報酬単価ではできない
21	医療連携について、地域的に看護師が不足している事もあるが老人ホームや入所施設等の看護師も不足している状況にある為、グループホームとなると、さらに人材の来てがたい。又、今の報酬単価では、常勤で採用する事が困難であるといえる。今後、重度・高齢化が進んでいくなかで、看護師の必要性が非常に高くなっていくので、もう少し条件を緩和してもらいたい。
21	加算対象となるような利用者さんがいない。
21	看護師の確保がむずかしい。
21	看護師の確保が難しい他、病院に勤務している看護師に時間を取ってもらうシステム作りが困難。
21	看護師の配置がなかなか難しいところ(報酬面)
21	求められる要件に対して、その要件を満たすだけの人件費がカバーできるほどの算定報酬となっていない。
21	実際にケアが必要となった場合に、土・日・祝の連携には困難さを感じる。
21	障がいに対し理解を持たれる医療機関が見つからない
21	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
21	正看護師でないダメ。なかなか人材が見つからない。
21	難病の方が入居され、病気の治療確定までの2年間、あちこちの病院受診と人手がかかりましたが、3~4年頃から安定しています。夢中の2~3年でしたが、行政等に相談しなかった事をくやんでいます。
21	利用者が作業所に通えなく、看護師やリハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
22 医療連携体制加算(II)	
22	加算対象となるような利用者さんがいない。
22	どのように連携すれば良いのか。報酬の分配などよくわからない。
22	利用者が作業所に通えなく、看護師やリハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
22	看護師の確保が難しい他、病院に勤務している看護師に時間を取ってもらうシステム作りが困難。
22	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
23 医療連携体制加算(III)	
23	加算対象となるような利用者さんがいない。
23	どのように連携すれば良いのか。報酬の分配などよくわからない。
23	利用者が作業所に通えなく、看護師やリハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
23	准看護師が対象にならないのはおかしい。
23	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
24 医療連携体制加算(IV)	
24	加算対象となるような利用者さんがいない。
24	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
24	どのように連携すれば良いのか。報酬の分配などよくわからない。
24	利用者が作業所に通えなく、看護師やリハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
25 医療連携体制加算(V)	
25	加算対象となるような利用者さんがいない。
25	職員が専門職だが、常勤でないために加算できない。充分に連携等行っているにも関わらず、報酬にならない。
25	どのように連携すれば良いのか。報酬の分配などよくわからない。
25	利用者が作業所に通えなく、看護師やリハビリをサービスに位置づけたが、訪問してもらうための規定、算定要件があり、加算をつけられない。
25	看護師が正看護でないとならない加算なのだが、准看護でも使えるようになると嬉しい
25	准看護師では、この加算が認められない点
25	正看護師を配置するのは難しく取れない。兼務ではなく併任で良いというものも分かりにくい。
25	単価をあげて、地域の訪問看護ステーションと連携できるようにしてほしい。あわせて、看護師がホームに来た際に、報酬が発生するようにしてほしい。
26 通勤者生活支援加算	
26	就労A型を利用している方も対象にしてほしいと思います。一般就労同様に事業所との連絡調整や事業所での悩み事や相談があるため。
26	5名中、2名が通勤している場合、入居者の50%以上というくり(基準)が高く、加算がつけられない。その2名の方も継続して勤められず、入院することもあり、当ホームでは運営が同法人就継Bの収益に頼っており、(単体では赤字になるか否か)、収益がほしくても加算に至らず困っている。
26	この加算における50%以上一般就労でない対象にならないというのはおかしい。50%以下でも一般就労はしている者もいるのだから、一般就労している者に対してつけるべき。逆に一般就労だけでなく、たとえ福祉サービス(就BもしくはA)であっても、その事業所と調整、連絡とか事業所がやっているのだから、それらも含めるべき。
26	通勤者は1名いるが、2名以上でないと適用できない?
26	どこまでの記録が必要か具体例がないと曖昧で、後日返還となるくらいなら利用しない。
26	どこまでの内容が加算該当するかわかりにくい(例)会社とGHでの連絡ノートのとりかわし(連絡事項や休みの変更等例)毎週こうかい手渡し(自己かんりが難しい)
26	以前に比べて、重度化しており、就職していない利用者が増えてきた。5割にぎりぎり届かなかった。段階をつけて、加算請求できたらよいと思う。
26	意味がわからない。
26	一般就労者の算定割合が高すぎる。個人の加算にできないか。
26	該当者1人から加算をつけてほしい
26	割合が住居ごとになっているため、意図的に集約しないと算定をしにくい。
26	通勤者支援は入居者の通勤者の割合ではなく、通勤者支援をしている実人数で評価してほしい。
26	通勤者生活支援加算 年齢が上がり、退職者等増えると基準を満たせない。
26	定員数に占める就労者の割合でなく、一人づつの加算であると使いやすい。
26	当法人ではG・Hを2ヶ所(男性、女性)運営しておりますが女性のグループホームで通勤者が2人いることから、該当市町村へ加算対象について問い合わせましたところ、2ヶ所合わせたグループホームの定員の50%の数がないと対象にならないとの解答をいただきました。通勤者が1人でもいた場合にでも適用になることが加算の意味あることになるのではないかと強く疑問を感じる次第です。
26	特になし
26	夜勤専門の職員の配置が難しい

27 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	
27	1.定量的要件2.キャリアパス3.資金改善計画等 発足当時から大分変わってきており、理解するには行政書士や社労士のような専門家が必要なレベルになっている。その為に発生するコストと事務作業量及び、今後の福祉制度の変化を考えると「各種加算が複雑化」又はいつ「変更」になるか、経営的な不安がつかまとう。
27	いずれも各種加算について大変わかりずらく請求を諦めています
27	処遇改善加算ももって増額して、グループホームで正規職員を雇用しやすくしてほしい。
27	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
27	ハードルが高くなかなか手が届かない。また、直営と指定管理の部分が法人内にあるとある事業所には加算がつき指定は市がやらないのでつかないというように給与格差がでてしまいじつしづらいう部分が出てくる。
27	加算額が増額となったことは評価できるが、加算をもらうための事務処理等がより煩雑となっているため、現場の負担を減らす工夫をしてもらいたい。
27	加算額以上の支出をしないとけないため、収支状況が悪化するが、許容できるだけの収入がない
27	加算条件が厳しいため、書類を整備することが困難である。
27	加算申請・及び報告が繁雑(申請・報告時期が、繁忙期と重なる)。
27	介護サービス包括型と外部サービス利用型の加算率の不均衡
27	共同生活援助事業では、いっこうに国がいうような金額にならない。まして他の福祉サービス事業と、どんどん金額に差が生じている(生活介護事業など国がいう以上になってきている)。これでは、職員のモチベーションもあがらない。GH事業へ異動させられないし、誰もいきたがらない。要は、同じ福祉にたずさわっているのだから、共同生活援助の、この加算の単位をあげるべき。
27	現在、加算はとっていませんが、とるにあたっての用意する書類が多いと感じる。
27	支援の重さのため、処遇改善加算の見直し、事業が続く限り加算をお願いしたい。精神障害者のGHの長時間(昼夜)加算をお願いしたい。
27	事務処理が煩雑になり手間が大変
27	手続きの煩雑さ、使い勝手の悪さ
27	処遇改善加算について対象職員が定められている以上、管理者・サービス管理責任者、その他職員の年間収入が、対象者よりも下回ってしまう。特に小さな施設においては、管理者と対象者との給与の差はほとんどなく、業務量も大差はありません。サービス管理責任者の基本給(当施設)では、募集しても採用に結びつかないのが現状です。処遇改善手当が全職員に支給されることを願います。
27	処遇改善加算の対象にサービス管理責任者も入れてほしい。
27	処遇改善加算は、もれなく福祉事業所で働く職につけるべき。
27	処遇改善加算をとるにはハードルが高い。加算よりも、基本の報酬単位を引き上げてもらいたい。
27	小さい法人なので体制が作れない。規模が小さい故に運営が苦しいと言うのは、GHの普及の妨げとなる。大規模にしてより、施設化する事は望ましくない。
27	小さな事業所のため、賃金の段階的な組み立てがむずかしい。報酬に大きく左右される。
27	小さな法人では無理だ。事務作業が大変、加算は全体的に、事務が繁雑かあるいは作業が増え、別途事務職員を雇用しなければならなくなる。
27	小規模事業には条件が厳しすぎる。
27	常勤が1人で、かつ雇用主という小規模な事業所なので、就業規則や給与体系の整備が実際に即していないため決めづらい。
27	条件づけなどせず、職員の給与を上げればよい。働き手不足の問題の根元は資質の恒常ではなく、単純に労働人口が少ないことにある。
27	職員の配置が多いため、この金額では加算以上の給与支給になってしまう。
27	申請が大変でしていない、どの加算も申請が面倒なので利用していないものがある。人手不足のため、申請できないものもある。
27	申請書や報告書等、書類作成が大変である。報告書別紙に個人名の明記が必要である事については疑問＝個人の給与を報告しなければならないことになっているので、それはどうなのか
27	折角福祉職員に対して処遇改善加算を設けてもらったが、役員とその家族は雇用保険に入ることが出来ない。従って処遇改善加算がいただけません。小さな法人は役員と常勤職員を兼務しています。その代わりに国にもっていかれるものはしっかり持っていかれます。小さな法人に対しての法改正を要求します。
27	対象になる職員と対象外の職員とのあいだでの調整が面倒
27	対象外職務者との差が大きい
27	対象職員が限定されて、全体への影響から導入がしづらくなっています。
27	地域生活支援センター等を運営していると、そこで働いている人達の昇給分は法人持ち出しとなり赤字となる。その他加算がとれない。
27	賃金体系や昇給等のキャリアパス要件について、小規模の事業所は職員数も少なく、あてはめることが難しいため、加算を取りにくい。現行のような要件も大切であるが、小規模特例のような加算があるとありがたい。
27	当ホームでは勤務6年以上の人が程のだが、専従の位置、ヘルパー2他の人は支援員としている。それらの事なのに福祉、処遇改善加算がとれないのは不服。当
27	当法人のGHは平均区分6ばかりあります。支えるスタッフの待遇を改善したいです！処遇改善をあげて下さい
27	毎年計画・報告の手続きが大変
27	夜勤が伴う事業は不人気であり、処遇改善加算の料率を上げ、手厚い給与体系とならなければ人材確保が困難。
28 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	
28	いずれも各種加算について大変わかりずらく請求を諦めています
28	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
28	ハードルが高くなかなか手が届かない。また、直営と指定管理の部分が法人内にあるとある事業所には加算がつき指定は市がやらないのでつかないというように給与格差がでてしまいじつしづらいう部分が出てくる。
28	強度行動障害者向けの福岡での研修が年一度久留米のエイドカレッジでしか行われて無いため、福岡市内の小規模施設では人手不足なので、そんなに遠くまで出せません。
28	処遇改善加算をとるにはハードルが高い。加算よりも、基本の報酬単位を引き上げてもらいたい。
28	小さな法人では無理だ。事務作業が大変、加算は全体的に、事務が繁雑かあるいは作業が増え、別途事務職員を雇用しなければならなくなる。
28	常勤が1人で、かつ雇用主という小規模な事業所なので、就業規則や給与体系の整備が実際に即していないため決めづらい。
28	条件づけなどせず、職員の給与を上げればよい。働き手不足の問題の根元は資質の恒常ではなく、単純に労働人口が少ないことにある。
28	職員の配置が多いため、この金額では加算以上の給与支給になってしまう。
28	職種により受けられないのはおかしい。処遇改善加算より、運営費を上げなければ、事業所は運営できなくなる。処遇改善加算は悪法だと思う
28	制度が新しくなり改善額が多くなったのはいいが内容がわかりにくい。
28	対象職員が限定されて、全体への影響から導入がしづらくなっています。
28	地域生活支援センター等を運営していると、そこで働いている人達の昇給分は法人持ち出しとなり赤字となる。その他加算がとれない。
28	賃金体系や昇給等のキャリアパス要件について、小規模の事業所は職員数も少なく、あてはめることが難しいため、加算を取りにくい。現行のような要件も大切であるが、小規模特例のような加算があるとありがたい。
28	当ホームでは勤務6年以上の人が程のだが、専従の位置、ヘルパー2他の人は支援員としている。それらの事なのに福祉、処遇改善加算がとれないのは不服。

29 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
29	いずれも各種加算について大変わかりやすく請求を諦めています
29	条件づけなどせず、職員の給与を上げればよい。働き手不足の問題の根元は資質の恒常ではなく、単純に労働人口が少ないことにある。
29	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
29	ハードルが高くなかなか手が届かない。また、直営と指定管理の部分が法人内にあるとある事業所には加算がつき指定は市がやらないのでつかないというように給与格差がでてしまいじつしづらい部分が出てくる。
29	事務量が多い。
29	処遇改善加算をとるにはハードルが高い。加算よりも、基本の報酬単位を引き上げてもらいたい。
29	小さな法人では無理だ。事務作業が大変、加算は全体的に、事務が繁雑かあるいは作業が増え、別途事務職員を雇用しなければならなくなる。
29	常勤が1人で、かつ雇用主という小規模な事業所なので、就業規則や給与体系の整備が実際に即していないため決めづらい。
29	職員の配置が多いため、この金額では加算以上の給与支給になってしまう。
29	対象職員が限定されて、全体への影響から導入がしづらくなっています。
29	地域生活支援センター等を運営していると、そこで働いている人達の昇給分は法人持ち出しとなり赤字となる。その他加算がとれない。
29	賃金体系や昇給等のキャリアパス要件について、小規模の事業所は職員数も少なく、あてはめることが難しいため、加算を取りにくい。現行のような要件も大切であるが、小規模特例のような加算があるとありがたい。
29	当ホウムでは勤続6年以上の人が程どだが、専従の位置、ヘルパー2他の人は支援員としている。それらの事なのに福祉、処遇改善加算がとれないのは不服。
30 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	
30	いずれも各種加算について大変わかりやすく請求を諦めています
30	条件づけなどせず、職員の給与を上げればよい。働き手不足の問題の根元は資質の恒常ではなく、単純に労働人口が少ないことにある。
30	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
30	賃金体系や昇給等のキャリアパス要件について、小規模の事業所は職員数も少なく、あてはめることが難しいため、加算を取りにくい。現行のような要件も大切であるが、小規模特例のような加算があるとありがたい。
30	ハードルが高くなかなか手が届かない。また、直営と指定管理の部分が法人内にあるとある事業所には加算がつき指定は市がやらないのでつかないというように給与格差がでてしまいじつしづらい部分が出てくる。
30	取得済み、他加算は人員、資格等の点から取得できない。
30	処遇改善加算をとるにはハードルが高い。加算よりも、基本の報酬単位を引き上げてもらいたい。
30	小さな法人では無理だ。事務作業が大変、加算は全体的に、事務が繁雑かあるいは作業が増え、別途事務職員を雇用しなければならなくなる。
30	常勤が1人で、かつ雇用主という小規模な事業所なので、就業規則や給与体系の整備が実際に即していないため決めづらい。
30	対象職員が限定されて、全体への影響から導入がしづらくなっています。
30	地域生活支援センター等を運営していると、そこで働いている人達の昇給分は法人持ち出しとなり赤字となる。その他加算がとれない。
30	当ホウムでは勤続6年以上の人が程どだが、専従の位置、ヘルパー2他の人は支援員としている。それらの事なのに福祉、処遇改善加算がとれないのは不服。
31 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	
31	いずれも各種加算について大変わかりやすく請求を諦めています
31	条件づけなどせず、職員の給与を上げればよい。働き手不足の問題の根元は資質の恒常ではなく、単純に労働人口が少ないことにある。
31	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
31	賃金体系や昇給等のキャリアパス要件について、小規模の事業所は職員数も少なく、あてはめることが難しいため、加算を取りにくい。現行のような要件も大切であるが、小規模特例のような加算があるとありがたい。
31	ハードルが高くなかなか手が届かない。また、直営と指定管理の部分が法人内にあるとある事業所には加算がつき指定は市がやらないのでつかないというように給与格差がでてしまいじつしづらい部分が出てくる。
31	処遇改善加算をとるにはハードルが高い。加算よりも、基本の報酬単位を引き上げてもらいたい。
31	小さな法人では無理だ。事務作業が大変、加算は全体的に、事務が繁雑かあるいは作業が増え、別途事務職員を雇用しなければならなくなる。
31	常勤が1人で、かつ雇用主という小規模な事業所なので、就業規則や給与体系の整備が実際に即していないため決めづらい。
31	対象職員が限定されて、全体への影響から導入がしづらくなっています。
31	地域生活支援センター等を運営していると、そこで働いている人達の昇給分は法人持ち出しとなり赤字となる。その他加算がとれない。
31	当ホウムでは勤続6年以上の人が程どだが、専従の位置、ヘルパー2他の人は支援員としている。それらの事なのに福祉、処遇改善加算がとれないのは不服。当
32 福祉・介護職員処遇改善特別加算	
32	いずれも各種加算について大変わかりやすく請求を諦めています
32	いつから職員給与を上げるのかなど具体的なイメージがわからない
32	条件づけなどせず、職員の給与を上げればよい。働き手不足の問題の根元は資質の恒常ではなく、単純に労働人口が少ないことにある。
32	それぞれに加算の趣旨は違うが、どちらも運営としてはたすかるが、利用者支援や従業者処遇の向上に対し、直接的な担保にはなっておらず、内容自体もとてもわかりづらい。
32	対象職員が限定されて、全体への影響から導入がしづらくなっています。
32	小さな法人では無理だ。事務作業が大変、加算は全体的に、事務が繁雑かあるいは作業が増え、別途事務職員を雇用しなければならなくなる。
32	常勤が1人で、かつ雇用主という小規模な事業所なので、就業規則や給与体系の整備が実際に即していないため決めづらい。
32	地域生活支援センター等を運営していると、そこで働いている人達の昇給分は法人持ち出しとなり赤字となる。その他加算がとれない。
32	特記事項なし

【自由記述】GH制度についてのご意見

利用者やご家族はGHを多く希望されますが、報酬が低く、法人運営上、すぐにご希望に応えることができない現状がありますので加算ではなく、報酬単価を上げて、専門性のある職員が安定して働けるようにしていただきたいと思います。
利用者の高齢化が進んでいるが、介護保険をどのように組み込んでいけばよいか分からない。また、介護のスキル・ノウハウを持った人材も不足している。さらに重度化が進んだ場合、今の設備では対応できない。(賃貸物件を利用しているため。)その場合、利用者の受け入れ先が見つかるか不安。とにかく世話人の確保が困難。福祉イコール高齢者介護という認識がある。急速な、景気状況の変化、最低賃金の上昇に対応できない。求人を出しても以前のように応募がない。利用者はいるが、人手不足で事業が立ち行かなくなる可能性がある。毎月、請求の際、数百枚の紙を印刷するのは、どうにかならないものか。また、行政は意味のない押印を求めるのもやめてほしい。
報酬単価が下がったことにより、給料の昇給について検討することとなった。今後地域移行を進めていくのであれば、受け皿への報酬については上げて良いのではないかと感じる。
入所待ちが増えています。GHへ移行するにも重度者についてはかなり難しいのが現状です。新年度の日中支援型のグループホームも取り組みが出来づらいためでは。
特にありません
身体障がい(重度)の別報酬を取り入れてほしい(介護の量がちがう)→単価が低い
高レイ化・重度化に伴い、(1)通院が増えてきた。①日中の通院に一人の生活支援員が長時間つきそっている現実。②移動支援はあくまで医院までの間一番必要な診察・検査・検査等の結果に(正確な情報が必要)ともなっていないこと。③体調不良で休む利用者には日中支援が必要(時間外対応もある)。(2)土・日の余暇充実をはかる体制がない。移動支援事業所はあっても土・日に余暇のためにはいることができるところがすくない。
軽度の利用者にも手厚い法制度をお願いします。
わからないことが多く(加算)申請していない。
利用者の高齢化に伴い、支援なのか介護なのか分からない現状になっている。日中は、居宅を利用しても、夜は、GHでの対応となると高齢の利用者の受け入れは難しい。
利用者の方達は精神障害と共に病気が重複していることが多く、又年齢も重ねていくにつれ新たに病気が発症している現実がある。専門的知識が必要であり、看護職員の必要性が高いのではないかとと思われる。
利用者さんの長期入院時の収入減。区分による配置基準が変わるため職員の確保がむずかしい。
利用者個々に支援のし方、支援の質に、ちがいがありますが、過度のかかり方や全受容は利用者の自立を遅らせる1つの原因になると思います。自分でやってみようとする気持ちを引き出せるように、利用者ともき合っていければと思っています。社会で生活していける力をGHで養ってほしいです。
利用者が高齢化になってきている事で、65才以上でのしほりがあるので利用できない方が多い様に思われます。
ユニットとか言っている時点で、GHの理念からかけ離れている。入居施設をGH化して対外的にアピールしているパフォーマンスに過ぎない。行政当局も、そういう法人中心に制度をあわせているので、小さいところは小回りがきく前に行きづまりを感じる。
有資格のある人材を採用した場合の件費は昇給等により増加するが、それに見合う報酬とはなっていないので、人材確保が非常に難しい。
山梨では、GHの入居者のオムツ等が施設負担になっているので、日用品の経費が施設と同じように掛かってしまう。私達のGHのように尿失禁、便こね等が日常的にある重度の利用者のみを受け入れているGHは本当に大変であり、重度の障害を持つ方々の支援の地域移行などは不可能であるように思う。もう少し個人で使用するものは個人で負担する等がないと、重度のGHは難しい。法人と、スタッフの頑張る思いだけでは...!
家賃補助の継続
夜間のサービスは特に障害特性が関係しており、見た目だけの区分判定では問題が多々ある。もっと、各障害にもとづいた区分判定にすることで手厚い支援と安心した生活ができると思う。
夜間体制について地域によって労働の体制が断続的労働が許可されている地域もあるので統一してほしい。
夜間支援等で労基法と関わる部分が多く人材確保が難しい。
夜間勤務される方々の処遇(労働環境、賃金)改善が急務と感じます。
元々、16年前に埼玉県単独事業「生活ホーム」でスタートしましたが、H18年に総合支援法が出来、ケアホームへの移行を県から指示され、H20年に移行しました。その為、世話人が住み込みで同居するというスタイルのまま、事業を継続しています。しかし数年前、県の指導で毎日同じ人が宿直していると指摘され、労働基準法に反するので改善出来ればと言われてしまいました。NPO法人でグループホームのみを運営していますが、H29年に法人税も義務化され、それまで減免をいただいていたので、その負担も大きいです。さらに埼玉県の最低賃金が毎年上がり、パートさんの給料を上げていますが、報酬単価は下がり、新しい加算も付けられるものがなく、管理者の給料をカットするしか方法がありません。税理士さんに相談すると、利用者負担を増やすしかないと言われました。年金しか収入のない利用者さんに、更に負担をと言うのも難しいです。このまま報酬単価が下がり続ければ、運営は厳しくなります。※全体的に、大変時間のかかるアンケートでした。遅くなり、すみません。
もっと報酬を増やしてほしい。
もっと正規職員がやとえるだけのお金を下さい。
文字が小さい部分も多く記入不可。
盲ろう者向けGHを運営するにあたり、「盲ろう者」という障害をもつ方に対応しきれていない制度がある。GHでホームヘルパーを個人利用するにあたり、家事援助の時間(1回あたりの時間)が短い。情報を伝えるのに時間を多く必要とするため、実際に家事を行う時間がなくなってしまう。情報を十分に伝えながら支援をすれば、自身でもできることが増え自立につながる。同行援護が「盲ろう者向け」ができたので、それについてGH、ホームヘルパーも盲ろう者向けを作してほしい。
申し訳ないですが、多忙のため書けるものだけを書いて送ります。少しはんざつすぎだと思います。
本来のGHの理念から遠ざかって大規模化(施設化)になっていき小規模GHはとうたされていくのかときぐされます。
本当の重度なご利用者は1対1対応が必須です。4対1までしかない現状では、人員配置は赤字覚悟です。しっかり重度のご利用者の状態を把握していただきたい。それでも重度のご利用者を受け入れているホームがあります。「よくやるね」ではなく、できるための策を考えて下さい。
報酬の考え方、人件費の考え方にギャップがあると思います。精神障害の重症の方は報酬が高くなりますが、一方で重症ということは急な病状悪化などで急に退去になることが出てきます。しかし、その方のために雇用した職員は、非常勤で年単位の雇用契約としても、退去後報酬が大幅に下がっているのに、残りの数ヶ月を雇用し続けなければなりません。すぐに重症の方が入居されるとは限りません。従って重症者の受け入れについては、必要な生活支援員の時間数の1年分の人件費の貯蓄がないと大幅な赤字になります。働く者が安心して働ける職場であってほしいです。報酬が下がったら解雇ということはできません。障害者も働く人も権利が守られてこそ、国のめざすあたり前な地域社会ではないでしょうか。
報酬の改定等を行って頂けると支援員の確保ができると思います。ニーズはあるが、職員の確保がなかなか難しいのが現状です。障害者のグループホームというだけで時間が不規則な上に賃金も安く、大変という認識が一般的な様です。
報酬単価が低すぎる(そのわりに、支援時間など長い)。
報酬単価が低く、運営が困難(軽度対象)
報酬が低いのでもう少し報酬を上げて人件費を上げて人材確保につとめたい。

報酬改訂の時期に増額の要望を国に出しているが、反映されてこない。利益率など、通所事業に比べかなり低いはずであるが、社会保障費の抑制のため、全体として下げられてしまっている。今後は、保護者の高齢化により需要が増加すると見込まれるが、サービスの悪い事業者がますます増えてくるのが心配です。
報酬改定により安定した経営が望めなくなるのではという不安があります。住宅改修等で費用をかけても、回収できなくなるというリスクが発生し、新規に参入してくる方も少ないです。精神や知的障害をおもちの方々、個々に症状も違い、事業所側として常に高い知識を得るための研修が必要です。これからの人材確保は、かなり難しくなってくると思われます。元気な高齢者の方々の働きが重要になり、この方々のケアも必要になります。いろいろな問題を抱えながら行っていますが、良い方向へ向かうことを切実に望んでおります。
一人暮らしへの退居の際に、退居後1度は加算がつかないため訪問するが、その後は加算がつかないため、積極的な訪問等支援が出来ない(時間的にも優先できない)。しかし、精神の分野は生活に慣れるまで悪化する心配が大きいので、本来であればしばらくの間定期的に訪問することが望ましいので、改善して頂きたい。
人手不足です。生活の場を支援するという事は、休みなしの毎日です。
働く人と必要性、需要と供給バランスがつかっていない。首都圏では、法人間での取り合いがはじまり、介護保険事業所では、夜間勤務\20,000と非常に高額となっている。このような状況に危機感を持っている。
入所施設を作らない今、親なき後を支えるのは中心はグループホーム。このグループホームが人材困難、パートが中心支援、建築するのも消防関係も含め、費用がかかる。安定的な運営には報酬が低いとなれば、親、本人の不安は取りのぞかれないことももっと考えていただきたい。
入所施設に隣接する土地にGHをつくって、敷地境界に連絡通路を設け、入居者が不安定になったり急病になったりしたときに、入居者をすぐ入所施設に移送する、あるいは入所施設職員がかけつけられるようにするという計画をたてましたが、役所から直通の連絡通路は認められないと言われました。意見ではありませんが、計画に関わった多くの人から不満の声を聞きましたので、記しておきます。
入所施設からGHへの意向が強くなっていますが重度の利用者を支えて行くには現在の人員配置単価では人材確保はかなり難しい状況にあります。
入所から追い出したり、また再度大規模化を可能にするなど制度が変化しすぎている。政府の予算縮小に向けての手段が悪すぎる。
入居者の高齢化に伴い、急病等に対応する為看護職員配置加算該当要件の見直しをしてもらいたい。
入居時支援の加算があつてしかるべき。入居に至るまで、入居後GH生活が安定するまでの仕事量は膨大。
入院加算について、行政ネットなどで検索しましたが、十分な説明がなく理解ができておりません。
日中支援体制加算Ⅱの拡充(1日目から土日祝)。支援区分と支援量の乖離。消防法、建築基準法の緩和措置。入院時の補完。
日中支援型のGHが認められて最大25名までのGHが可能になりました。地域の中で暮らす挑戦が続いているのだと思うのですが、人手不足を大規模化、効率化で対応しようとしているように感じます。
日中支援加算について、祝日においてGHで生活している人に対しても日中支援加算の対象にしてほしい。
日中サービス支援型のGHのハードルが高く、それに対応(移行)できない中で、入居者の高齢化はすすみ、日中サービス支援型でなくとも日中支援を行っているGHは多いと考えられます。そのため、日中支援型に移行できないGHの高齢化の問題をどう解決していくのが、制度の中で対応できない現状があります。介護保険のサービスと障害福祉サービスのはざまにいる方が今後増えていくと予想される中で、報酬と人材確保の問題は大きく、現場レベルではすでに行き先が(住む場所)なかなか見つからず、入院を余儀なくされている方がおります。また、千葉県内においてもH30、4月の時点で日中支援型のGHの申請はゼロと聞いており、日中サービス支援型が増えなければ根本的な見直しが必要と考えます。
日中サービス支援型ができ、自分たちの思っていることが少し近付いたと感じる(H31年5月に移行予定)。ご家族の高齢化、ご本人の重症化により、利用者のくらしの場の確保が第一となっている。人手を集めることのむずかしさは大きいですが、くらしの場を担う人たちにしっかりと賃金を払い、善意にたよらずプロとしての仕事をしていただけるようなシステム、報酬の必要性を痛感する。
日中活動は基本月の数-8日であるが、その8日は事業所負担で職員配置をしている。年間96日分は収入なしで行うことになり負担となっている。この4月から日中支援が必要な利用者を支援する事業についての枠が作られたが、中間の自分で行動(生活)出来ない利用者を支援している事業所にとっては、運営面でも大変である。
日中活動に比べ就業時間、休日が休みでないなど、悪い条件の割に報酬に反映されておらず、不利だと思います。その点を改善していただきたい。
土日祝、大型連休等の職員確保が難しく、管理者等の負担が大きい。
土日、祝日、盆、正月も帰宅されない入居者が一日中GHにいると、特に平日より加算が増えるわけでもないのに人件費がかさむ。祝日加算等考慮してほしい。
とくに知的障害者の地域生活の受け皿として家族からもニーズの高いGHだが、放課後デイや生活介護と違い、報酬が低いので単独(このサービス)で開所する法人が少ない(当法人は単独で開いている)。何か他のサービスを行う事業所でない開所にふみきれない制度設計になっているので、GHは増えず、GH待ちの人がショートステイをロング使いして空きを待つ形になっており、本人や家族にとっていかなるものかと思う。制度自体も色々あるが、消防法が厳しすぎるのも増えない要因となっており、消防庁に障害者の地域生活を広げるのを阻害していることの自覚がないのが問題だと思う。地域の消防も何も考えず国に従う。
特定障害者特別給付費10,000円があるが、一人暮らし希望の方の中でGHを出ると家賃の補助の10,000円がなくなるので、GH退居を迷うという方がいる。単身生活になっても、家賃の補助が出るようになって欲しい。
都加算があるので、運営していける。それがなくなると、やっていけない。
当法人のグループホームは、一般就労している方が半数を占めています。そのため比較的軽度の方が多くですが軽度ゆえに金銭管理、余暇の過し方、対人関係の課題を抱えています。業務が多忙であるが報酬としては評価されず支援の手が不足するばかりです。また、支援量が多くても訓練給付金を理由に区分調整をしていただけない市町もあります。地域生活を推進することは必要ですが、実情に沿った支援体制を組まなければ支援の意味がありません。現場と制度のギャップが大きくあります。
同上 人とハードの両面での負担が大きく、24時間を安全にサービスを提供することが現在の制度では要件、収益ともに高いハードルがあるように思われます。
当施設は平成11年に開設し、法律により様々運営事業に変更がありました。今年度の報酬単価の改正により当施設は外部サービス利用型ですので訓練給付費は減少しました。「不足分は加算を…」と。加算項目は増えているが、条件があり当施設にはとても無理です。小さい施設は総合自立支援法での立ち位置はないと感じております。
当事業所は一般のアパートを1棟の1LDKを12部屋借りている。他の一般の方も住居しているので、迷惑がかからないように、気を配っている。幸い、利用者は静かな人が多いので、トラブルとはなっていない。がやはり、GH制度は、あれば利用者は地域の中で生活していけると思う。私共のところは、医療との連携、自分自身看師であり、精神科の分野も行っていることから、きめ細かい対応が出来ているが、やはり、医療との連携がないとGH運営はむずかしいと思う。
どういう時に、どの加算がとれるのか。国保連の請求、かながわシステムの請求についてわからなくても、誰も教えない(行政)。
土・日曜日に、自GHのご利用者で帰宅できる人は、ほぼいません。1回/月がひとり。3回/月がひとり。のみ。保護者がいない、高齢、兄弟でめんどうみられない、などの理由です。土・日曜日の日中の職員配置に苦慮しています。全部の土・日に出動しないといけない職員もいます。ご入居者は、〇〇に行きたい、△△で買い物したいと言われますが、ド田舎なので、車で行くしか方法がなく、容易ではありません。
土、日及び平日作業所が休みの際日中当方が支援しても、報酬にはつながらないのが納得いかない。
土、日、祝や盆、正月は日中活動もなくホームで過ごすことが多く、休日の過し方がみつからない人がいます。又、上記の休み全てを通常のように人員配置することは難しく、サービスの質の低下を感じています。

小さな(4人定数)グループホームなので、1人欠員になりますと空き期間の家賃と収入減がとてつらいです。何とかありませんでしょうか？
地域で生活するにあたり、国も地域住民の理解を得られるような広報活動に力を入れて頂けたらと思います。まだまだ地域の方々には理解を得られていないように感じる。また、事業所だけの理解を得られる取り組みには限度があるように思います。
地域・病院・会社との連携
単独での事業運営が難しい状況にあるため、本体報酬の増額、共同生活住居の指定要件の緩和等を強く要求したい。
単価が低いので、建物のコスト、人件費を考えると、GHの経営は難しい(加算をとるためには、人件費のコストがそれ以上に必要になる)。
他法との整合性がとりにくいです。特に労務が整わない。
他法人のGHで、職員が常勤しておらず食事の配送、見まわりのみという所があり、入居者の部屋がゴミ散乱状態というケースがみられ、同じ制度の中で法人によって差が出ているのが現状。当法人は経営が厳しい中で入居者と共に頑張っているが、そのようなGHが一部あることで評判が悪くなったり、入居者に不利益が生じていることに疑問である。
建物要件が厳しい。実生活に近い生活をする場にならないのでは？スプリンクラーや耐火型になっている一般家庭がどれだけあるのか？
脱施設、施設から地域へという流れの中で、今後GHのニーズが高まるとともに、入所施設と同様、高齢化に対応すべく職員の確保の難しさを感じてます。重度化、高齢化がさらに進んだ頃合いに、今の入所施設に近い報酬単価の設定は有り得るのが不安でもあります。
その土地に見合った建物が多く、全て状況に応じて考えてもらいたい(雪国のため高床式が多い)
一般的に報酬単価が低く、運営上かなり厳しく、その為、職員の待遇の改善をしにくい。
全体的に加算が細かすぎます。どの様な障害でも〇々な支援が必要です。基本的な支援費の増額をはかるべきだと思います。
全体的な報酬が低すぎる。又、日中利用型についてショートステイ必置、これが現実的でない。
世話人や生活支援員など人材確保や育成などの方法や報酬にも力を入れてほしい。
世話人の配置基準について東京都ではH31.1月から4:1への手厚い加算が推奨されている。考え方は理解出来ます。納得もできるものです。ですが、5:1(6:1)との都加算額の差が大き様に思います。(当方では現在5:1です)
世話人の確保が難しい。採算のあう入所定員にすると管理が難しくなる。
世話人には、15時又は、16時～翌朝7時(土、日は13時～)の勤務を断続的労働従事者適用除外にて、労働基準(最低賃金等)適用除外にて、減額適用となっております。そのため労働内容も限定されており、利用者の要望、例えば散歩等は、付添えない事としています。また、賃金も低い上の泊まり勤務であるため、世話人を探すのが毎回苦心しています。現在も欠員は出ていませんが、土日の代替が見つけにくく、バックアップ施設での、対応にもいつも綱渡りの状態です。お手伝い、という感覚が、利用者、世話人共にあり、研修、勉強会も、難しい現状です。世話人が6名で対応しているため、対応にバラつきがあります。又、全員での研修も、難しいです。サビ管、管理者は兼務の為、時間は少ないのですが、GH利用者がほぼ、バックアップ施設での日中活動なので、なんとか、対応できていますが、現在の報酬単価では、単独の設置は難しく、経営できないと思います。
世話人さんのスキルアップ研修を遠距離かけて研修するのではなく、近い所で行えられると良いと思います。
世話人(調理員含む)、夜間世話人ともに人材不足だが、賃金を上げるまでの収入が見込めず、現在の報酬単価ではますます人材を集めるのが困難である。
制度が重度化への対応にシフトを変更しているのは理解できますが、我々のような小さな法人の事業所では対応が難しいと思われれます。ましてや報酬単価が下がっていることは、理解できません！
精神分野です。GHではなく別の仕組みが欲しいです。具体的なイメージはありませんが、一番近いものとしてはシェアハウスの感じが近いです。利用者自身が手伝って欲しい「管理」をお手伝いする様の場合です。
精神科病院を中心に地域活動事業展開している法人のため、地域で暮らす場を増やすことは必要と考えている。患者のニーズも高い。しかし、GHを増やすための資金がなくまた、既存の建物(一軒家)では、建築基準や消防法などのしほりがあり、増やせないのが現状である。自治体によっては条例などでGHは法律(建築基準や消防法)の緩和をしている所もあるが、現、当GHのある地区は話にのらない状況である。
精神、知的(特に重度)、身体の方が同じ基準の中で行うことに無理があるように思います。重度の方の支援に対し手厚い報酬を設定しないと、なかなか暮らす場所を増やせない。
生活支援員や世話人の配置基準の緩和を願いたい。現状でスタッフを集めるのに非常に厳しいため(他の業種との賃金格差や、スタッフの高齢化のため)。
全ては、利用する方が望んでいる生活に近づいて生活を営めるよう、地域において自立を図れるよう進め支援していきたいと思う。後は、報酬単価が下がる為、運営においても厳しい現実があります。障害に応じたGH建物内の設備づくりも、利用者様の高齢化に伴い整えていく事も当施設においても求められています。そう言った事から、設備投資に対する行政の補助金がほしいとも思っています。
スプリンクラー設置義務などによって、事業をやめるNPO法人など、増えそうな気がする。
スプリンクラーが高額基準の見直しを欲しい
申請書類で、従業員の勤ム体制の中に、旅行つきそいを入れたら、勤ムにならないとされた。これでは入居者は、旅行に世話人等とは行けないのか。人材が乏しく今後の運営に支障が出てきそうだ。
人材確保が非常に難しく、配置基準を満たす人員を確保するだけで精一杯である。しかし、現実には複数職員を採用したくても、ゆとりを持って雇用できる程の報酬単価がもらえない為、常に綱渡り状態である。GH入居者の受診は、原則職員が行う事になっているが、現実には勤務に入ってもらっただけで手一杯の為、定期受診の対応が非常に厳しい。福祉サービスの重複という理由で通院等サービスが利用できないのは、とても不便なので、利用出来るようになって欲しい。
人員を充分確保できる財政措置をのぞむ。
人員体制確保のため、共同生活援助サービス費の充実。
職員不足が今後も続くことが考えられる。特に夜間(夜勤、宿直)の職員は居ない。利用者が増々高齢化し、重度化していく支援がもっと必要となる。この報酬額では、やっていけない。
職員配置:日中活動支援型の類型が創設されたが、支援に必要な要件が「世話人」であり、重度、又は、高齢の利用者を想定されていないように思う。「世話人」→「支援員」の配置でなければ、質を保証する事が困難。
職員の採用も困難な状況にあり、単価の増額をお願いします。
消防法や建築法の条件が厳しく、障害者が地域で暮らすことの妨げになっている。障害者支援法から言えば、障害者だからといって、自火報だの誘導灯だのスプリンクラーだのと、設置を義務づけるのは『差別だ』と利用者から声が上がっている。
消防法が厳しく、アパートを利用したGHの継続、新設が困難。行政・建築・消防の意見が違うので大変です。特に消防。
消防法・建築法に関わる政策などが困難で自前でも借借でも、スプリンクラー取り付けなどで済まず結局利用者が減っている 制度についてはスプリンクラー設置など予算や責任の面でも、GHの新設は難しい
少人数のGHを推奨しながら、運営可能な給付費収入とならず入居定員を増やすか運営を断念するか手段がないのが現状です。
小規模のGHにおいて、サービス管理責任者の資格要件(特に実務経験期間)がとてつらいです。緩和して頂きたいです。福祉業界は兼業がないですが、要件を満たす方は他の事業所にも勤務されている事が多いです。「常勤専従」ではなく、「常勤兼務」の人もサービス管理責任者になれると。

<p>小規模4人定員だと採算が合わない。入居者が重度化しても、人員を増やすこともできない。ヘルパーを利用してもらうことで世話人不足をおぎなおうと外部支援型にしたが、居宅支援を行政が認めてくれず、世話人の負担ばかりが多くなった。通院や、個別の余暇支援に対応できない。アンケート協力依頼が多く来るが全く制度に反映されず、アンケート項目ばかり多く、時間がかかりすぎる。はっきり言って負担をかけるだけ。アンケートも報酬制にしてほしい。負担を少なくするための項目の見直しや、研究者が制度に反映させる能力が必要。毎回このアンケートでの達成状況を示してほしい。</p>
<p>障害者の入所施設がなくなる事になり共同生活援助(グループホーム)の要求が多い又、障害者の高齢化になったとき、親が支援出来なく住みでの介護が必要になっている。今後尚一層GHIについて協議が必要になっている。障害者が地域で生活するための政策が必要である。</p>
<p>障害者の介護分野全体のことであるが、働きたいという人、理解がなく、応募が一切ない。給与も満足に払えないので求人こもない。GH経営のみだと赤字になる。</p>
<p>祝日・土日の支援日がでないで、全てボランティアになってしまう事。では、介護しなくてもよいのか？と問われると、そうはいきません。区分4以上の方がいる事。家には帰れない方はどうするのでしょうか。放置しておけばよいのでしょうか。日中加算は、役場によって20日以上は出せませんという所もあります。</p>
<p>就労継続支援B型事業所は1時間の支援でも562～645単位。グループホームは24時間支援しても(夜間体制を取ってなくても対応せざるが多い)322～497単位。今後高齢化が進む中、ますます支援が必要な事が増え人手もいるのにあまりにも均等が取れていないのではないかと感じている。生活基盤を安定させてこそ、就労についても考えていけるのではないかと考えている。今の報酬では良い人材を確保して手厚い支援をしたくとも限界がある。次回の報酬改定の時は考えていただきたい。</p>
<p>重度の方を対応するためには、世話人と支援員をわけないと対応ができません。世話人さんに食事と清掃等を依頼し、支援員は利用者対応としております。現在の制度とは反していますが、食事を作りながら(火気の取扱いなど)利用者支援は行えません。重度の方々の受け入れを増やすためには、区分により体制と単価を上げていただきたい。世話人の業務内容をかえること、世話人に対して利用者何名の単価となっているため、基本単価が低く設定されてしまったため、支援員に対する利用者として単価を上げていただきたい。当事業所は世話人6:1、支援員3:1、年間赤字200万円、サビ管以外非常勤です。</p>
<p>重度の方の入居も考えているが、設備整備や人材の確保などハードルが高いのが悩みです。</p>
<p>重度障害者に対応したグループホームに対しての報酬体系が必要であると思えます。</p>
<p>重度化、高齢化がすすみ看取りなど必要になると考えられる。そうなった場合、専門性のある職員を配置できる報酬を望みます。</p>
<p>市の独自の補助金があるのでなんとか黒字運営ですが、この補助金がないと赤字です。私の法人は、まだ365日開所のホームではないのですが将来的には365日開所を目指していますが、人手不足が今後も予想され、厳しい現実があります。</p>
<p>市内で唯一の小規模GHで同じ業態のところがないため相談できるところがなくて困っている。</p>
<p>実施する業者が公務員と同等の対価が確保できない場合、今後は公務員が障がいを持たれた方を支える仕組みを考える必要があると考えます。</p>
<p>自宅のある入居利用者が多く、帰宅回数も多いことからGH運営上支障をきたしている現状です。</p>
<p>自宅にいる時に利用できていた通院(週1リハビリ等)が、GHIに入ると月2回までしか算定できないのは理解できない。本人に必要なリハビリであるため減らすこともできず、世話人や他の職員で対応せざるをえない。GH(法人)内で対応するのであれば、それなりの報酬設定をしてもらわないと成り立たない(重度の人の支援は続かない)。</p>
<p>施設整備の助成がない中で、今後の増棟など展開が困難です。民間助成もなかなか難しい。親なき後の暮らし方について、もう一つの提案ができないのはとても切ないです。</p>
<p>施設収入があがれば職員も増員でき、利用者に対してより深い支援ができると思う。最近では作成書類の増加等で、机上で行う仕事が増えすぎてしまい、結果的に支援内容が限られてしまっている。</p>
<p>資金の不足、自己資金がなかなか用意できないなか、公的補助もあてに出来ない状況でWAM等から借り入れ長期にわたっての返済の不安と、書類の多さ。他の人からは権利(入居の)として200万～300万円を集めて資金とする事が多いと聞か当事業所では、それをするとう入居できない利用者さんが多い。又、本来の姿ではないと考え、事業所がすべて資金を用意して新設した。GHをもっと増やし入所施設から地域へと政策を変更するのなら、公的援助(建設時)を増やし、小さな事業所でも利用者さんがGHIに入所出来るように考えてほしい。又、一番の問題は職員であり365日体制のGHのシフトは非常に厳しい。夜勤の世話人さん、土・日の日勤の世話人さんの確保と能力的な問題が解決していかないとGHを建てたは良いが、利用者さんのマイホームとしての安心した暮らしは保証できない。給付金も少しでも多くなり職員さんの給与改善になれば人手不足も少しは解消すると思う。</p>
<p>資格のない職員がほとんどの為、支援の内容が低レベルになってしまう。その都度支援の仕方について、共有をしている</p>
<p>支援費の額が低い為、人材の確保が難しく、又、労働条件の改正により(有給の付与等)財源が圧迫されているので見直しを希望する。</p>
<p>支援する職員に過重な「お世話」を求めながら、本人の自発性や自由を語ることに制度としての未成熟を感じます。いっそのことGHIは、1人暮らしのステップとして個室化をし、食堂をつくるなど高齢者施設化をするべきです。そもそも障害者は、大半は集団生活、集団のルールになじみません。個々生活を充実させるのか、集団生活に適合を求めるとか、制度の理念をあくからかにするべきです。</p>
<p>三障害が一緒に受け入れとなると、それぞれの対応や施設の造り方などが大変になって来る。</p>
<p>佐用町に認めて欲しい。GH内でのヘルパー、居宅サービスの利用を。</p>
<p>サービスの中に食事の提供、自立支援等の事業がなされていて、生活支援員や世話人が配置されている。24時間365日職員対応を実施している。現在の報酬では単価が低く、賃金が、安くならざるを得ない</p>
<p>今年度は詳細な回答を要する調査がすでに3件(15票)、今月(10月)に入ってからはこの調査も含めて3件(15票)のグループホーム関連の調査に対応しています。通常業務の合間で対応できる作業量ではないため、休日や時には深夜にかかる時間外での対応で処理しているのが現状です。利用者様や施設のための調査ですので協力は惜しみませんが、各関連団体間での調査データの共有の仕組みをご検討いただけたらと存じます。支援現場での負担低減をお願いするとともに、非常にコストのかかった調査データとなりますので、くれぐれも有効活用をお願い致します。</p>
<p>今後GHIはますます必要となりますが、地域の理解・世話人の確保などのソフト面、基準に見合った設備の整備などのハード面でのハードルが高く事業を行う事が困難な状況です。報酬の増と合わせて、設備での助成などをお願いしたい。</p>
<p>今回のアンケートですが、もう少し簡略化してほしいです。アンケートに答える時間がとれません。今回も全員分の回答は、申し訳ありませんが、出来ませんでした。</p>
<p>今回の調査だけでなく、福祉協会、他に報酬改定検証調査が同時に実施されて、正直期限に間に合わせるのに...という状況で上記のことも無記載で失礼します。「自分たちの家、部屋」がさまざまな法整備という名において個人の生活が、ミニ施設の中でくり広げている様な制度基盤の中で、本人やスタッフが苦慮している感じがしてなりません。このままの流れで進むようなら、ホームを廃止して、それぞれにヘルパーをつけて生活してもらった方がよいのでは...(現状では困難ですが)とややもすると投げやりな気持ちにもなるような絵にかいたもちにしないためにも、こうした調査が適切に行われ、反映できる実感ももちたいものです。</p>
<p>子ども(障がいのある)の将来を考え、保護者とその考えに賛同してくれた支援者によって立ち上げたNPO法人です。現在の悩みはこの法人の後継者がいないことです。(いつまで続けていけるのか、不安です。)また、若い人材を雇うだけのお金を工面することが困難です。グループホームで生活するようになって、入居者はできることが増えてきました。そして、何よりも楽しいと感じてきています。自分達の育った地域で心豊かに暮らしてほしいというのがわたし達親の願いです。</p>
<p>高齢化、重度化が進む中、日中は作業所、週末は自宅というような状況は保てなくなっている。365日開所が進んでいる中、一番ネックになるのが日中の部分(人手も報酬も)。ここが解決されなければ、施設と対等に比較する事さえ出来ないと思う。</p>

<p>県の職員の方から、「区分が重いからと、断ってはダメです」と言われたが、職員の人数上、断らなければならない時があるのではないかと考えている。スプリンクラーの設置と同じである。「人数が足りないなら、増員を」と簡単に言われるが、増員して利用者を増やしたのに、すぐ職員がやめてしまい、施設が立ち行かなくなった所を見ていると、とても考えさせられる。ただでさえ、入居希望者の区分が年々高くなってきているので。</p>
<p>現在の介ゴ包括型のGHは、昼・夜のメリハリがとれ生活の質の向上につながっていると感じています。しかし今回の報酬改定では報酬単位が引き下げられた事で、今後の運営、事業展開が厳しくなるのではと懸念しております。介ゴ包括型のメリット＝生活支援員の配置＝人員確保。入居者の視点で考えれば、介ゴ、相談をいつでも出来る環境があればこそ質の高い生活が送れるのではないかと思います。報酬単位の維持又は引き上げを提言していきたいと考えています。</p>
<p>現在のGHの報酬体系では日中は同じ法人が運営する事業所を利用してもらわなければ、GHだけの収入では運営が厳しい。したがって利用者の選択肢を制限してしまっている。</p>
<p>現行の報酬単価では、人件費を払うのがやっとなで、次に続く子ども達の為のグループホーム建設資金を備えることが難しい。</p>
<p>軽度(区分の低い)の方であるが、実質の支援は重度の方より大変で加算額少ないため、運営厳しい。区分の見直し(判定基準)がではないか。</p>
<p>訓練等給付費の水準が低過ぎる。生活全般の支援というのが実情であり、日中生活の支援より遥かに事業所への負担が大きい。</p>
<p>グループホームは夜間に職員が宿直しないところがあるので、高齢化、重度化した時目が届かないが、入所施設は空きがなく、支援が不安。</p>
<p>グループホームはどこまで高齢化に対応していくことができるのか大きな課題だと感じます。就労されていて預金を多くもたれている方には、健康上の理由がなくても、お金をつかい、それに見合う生活(有料老人ホームなど)をするのも、生活の質を上げるうえではひとつの選択肢ではないかと思えます。定年まで就労して、老後を暮らす場所として、グループホームが良いのかは考えてしまうことがあります。介護保険サービスとの線引きがあいまいで、利用者自身に選択してもらうのは、難しいと感じます。</p>
<p>グループホームの運営は、予算的には厳しい状況にある。毎年建物は年数を経過し、老朽化していき、何か設備投資(例えばエアコン設備)を行えば、運営上の会計収支は赤字に転落する等の現状がある。又、人口形態にも反映される様に、利用者の方々も年々高齢化していき、より介護の必要度も増えていくなど、その都度の対応、処遇にも難しい面がある等の大変さがある。それに加えて建物のバリアフリーは進まず、旧態以前のままの施設では今後の見直しは厳しい。</p>
<p>グループホームでの個人単位でのヘルパー利用は、障害者の地域生活移行を国が本気で進めていく方向なのか、施設やミニ施設のグループホームを増やしていく方向なのかの試金石になる。報酬見直しにあたり、必ず個人単位でのヘルパー利用の恒久化をしていただきたい。また、各種加算を充実していくこともグループホームを支え、多くの障害者の地域生活を実現していくことにつながると思えます。ぜひその方面での重点化をしていただきたいです。</p>
<p>グループホーム、地域支援を国ですすめる一方で、消防、建築の基準がどんどん上がり、事業展開が年々困難になってきている。補助制度についても以前(支援費、自立支援法)の時の方が充実しており、現在の補助制度では現実的に利用が難しく展開ができない。補助制度の充実を願っている。☆この調査方法だと(あまりに細かな部分まで一気に提出)ちよつとしんどいです。年数回に分けて小刻みに調査して頂いた方が正確な数値を入れていけると思っています。</p>
<p>区分が非該当の利用者がいます。利用者本人は1人暮らしを望んでいて、その能力もありますが、親が心配をして1人暮らしはさせたくないと話しています。成年後見人の弁護士さんは東京都等から通達がこない限り、GHから引越しはできないと言っています。正直、もっと必要とされる人のためにGHを提供したい気持ちがあります。区分の重い人に入れ替えたくてもできません。小さな事務所で、利用者4人中2人の区分が非該当なので、軽度の人の加算額が下がってしまうと経営が難しいです。</p>
<p>国や市町村はGHを地域にと言っているが、現実問題、施設コンプライアンス問題でなかなか建設出来ないでいる。日中支援型GHも名前を変えた施設入所とかわりない。</p>
<p>国の厚生労働省は全てを理解してくれています。(GH、地域でくらす運営)とところが消防署やハローワークと連けいはいしてくれません。消防から注意を受け、設備を直し、今年と来年は赤字だと思います。ハローワークから宿直者の休憩中は、「代わりの人がいるのですか?」「休憩中は外出できるのですか?」など質問がとて多く「宿直という形はどうなんだろう。ホテルでも問題となりました。休憩中に外出が出来ないというのは...」と言われました。消防局とハローワークは現状をご理解頂き連携して頂きたいです。</p>
<p>国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めることを掲げているが、その中心となる「住まい」について、長期入院者の地域移行支援に重要な資源であるグループホームはどこもいっばいで必要な時に機能していないのが実情。グループホームの数を増やすだけでなく、現在あるグループホームが循環利用されることも必要。その為の仕組みは(自立生活援助等)いくつかできているが、周囲の事業所を見渡しても、条件が厳しくてなかなか手が出せていない様子。もう少し採用しやすい制度にしてほしい。</p>
<p>金銭的余裕がなく、頼れるご家庭もない入居者が何名もおられます。年金を生活費に充てていますが、障害者年金2級の方は難しい状況です。福祉作業所などで3万円以上の工費を頂けると何とか生活が成り立ちます。しかし、それほど作業能力がない方に工賃アップは要求しにくい状況です。ホームの経営状況もやっとなの現状で、利用者に負担分を請求できないとなると、利用者さんの生活自体が成り立たなくなってしまう。</p>
<p>共同生活援助→共同生活介護→共同生活援助と、表記の変化からもわかるように、障害のある人たちの「住まい」としての福祉サービス事業として、ニーズに対する実態把握ができていない中での報酬のあり方や変動については、事業運営者として事業継続の不安に絶えず苦まれている。消防法令のスプリンクラー設置義務は、住宅から追い出される事態にもなっている現実と、今後GH利用へのニーズに対して、事業者として積極的に展開することができない。地域におけるGH(地域住民としての)住まいの認識を深めるべき。</p>
<p>給付費の90%が人件費です。GH単体で事業が運営可能な報酬の見直しを望みます。</p>
<p>給付費が安過ぎます。自治体の補助があって、ようやくかつかつ。補助がなくなったらやっとないけないので、不安でなりません。給付費だけで運営できるよう、底上げを望みます。</p>
<p>基本報酬が低すぎ、また加算申請要件が厳しいことに加え、即空室があれば、入居したくても、申請から受給までに1ヶ月以上期間を要するなどの現状が運営を厳しくするひとつの原因となっていると思われる。</p>
<p>基本報酬が低く、複数の専門職を正規職員として雇用すると採算があわず赤字となってしまう。しかし、専門職でない支援の質が低く、個別計画の作成などを担うことができない。</p>
<p>基本報酬、共同生活援助サービス費が、低く、小規模、少人数のため、採算がとれず、常時赤字の状態である。当地域には他にGHがなく、利用希望者もいるため、廃止することはできず困っている。過疎地域には、手厚い報酬や加算が必要と考える。</p>
<p>規模の問題とも関係するのですが、建築基準や、消防法令等で、開設しにくい。また、専門性のある人員を確保しにくく、日々の支援に大きな変化はないことも多いが、それ故に、世話人にも変化のないことも何んらかの大変さを感じているのではないかと。1ヶ所だけの運営の為、職員の異動等もない為、そのように感じる。若い職員を確保しにくいのは、ある意味、日中系事業所と違う、もの足りなさが、あるのかもかもしれない。(無論、大変さもあるが)</p>
<p>管理者、サビ管が兼務しているから赤字になっているだけで、本来、健全な運営が出来てるとは思えない。</p>
<p>勝手な話ですが、GH入居前にヘルパーを利用していた方がGHに入居すると家事援助のヘルパーを利用できず、区分が高い方は、外部サービス利用型のGHでは、支援も充実していないため、生活に支障を来してしまいます。外部サービス利用型の施設では、家事援助サービスも利用できるありがたいです。次期改正時には、検討されるようお願いいたします。</p>
<p>加算を取るにあたって要件を満たすか難しい。</p>
<p>外部サービス利用型であっても存続が可能となる報酬に見直ししてほしい。→区分に応じた報酬としてほしい</p>

<p>開設当初(H20)より世話人4:1の配置で、入居者個々の特性に応じて就労、生活介護の通所日数を設定しています。例えばAさん週2日(火・木)通所し、通所のない日にブルーでの支援、外食の支援等行う。Bさん週3日(月・水・金)通所し、通所のない日に買物支援、ウォーキング等の支援を行う。本人は余力も楽しみたいという思いから、毎日通所の希望はない。Cさん週3日(火・水・木)通所。もう少し頑張ってみないかと話し合いをするが「忙しい」との理由から通所できない。精神障害者であり、症状として強迫的な行動や、時間のこだわり、その他本人の中の制限が強く(確かに忙しそうである)、これ以上の通所は難しい。Dさん、医師からの就労許可ができない。このような状態で、日中ホームが空になることはなく、日々支援をしていますが、日中支援加算は算定できず、新設された日中支援型への移行はショート確保等、ハードルが高く難しい状況です。入居者を主体とした生活を守り、安心できる生活を提供したいので、法人主体の方針にはできかねます。また、生活面での自立度を上げるため、入浴・洗濯等一緒にやりながら工夫し、できるようにになれば、それはそれで区分が下がり減収となってしまいます。なんだか、もやもやが止まりません。</p>
<p>開所して10年がたち、建物の補修、備品の買い替えと、高額な費用がこれから必要となって来るが、源資がない。65才以上の方がこれから利用されるようになれば、建物の改良が必要になるが、資金がない。</p>
<p>外国人労働者の受け入れが介護分野でも可能となったが、世話人等の人員基準に含めることが出来ない制度になっているので、全く意味が無い。このままでは数年以内に福祉の現場は崩壊する。</p>
<p>運営(経営)がきびしい</p>
<p>医療・介護度の高い入居者がGHでの生活を行う場合、必要な(質の維持された)マンパワーを提供しようとすると、現行の介護報酬では採算が合わない。例えば介護福祉士や看護師などの専門職を配置した場合の加算をさらに充実させるなど、改善が望まれる。</p>
<p>今まで、福祉関係の仕事を定年退職した人たちの志でGHを運営してきた。結果、GHの利用者も顔なじみの職員が多く安心して生活できた。そのためGHを運営するには「職員の働くことのできる時間帯で、お互いが助けあって働く」という職場環境が必要である。そのことで、GHがファミリー的になれたと思っている。しかし、このように制度が多様化、複雑化してくるとGHが施設化していくような気がする。「普通の地域に普通に住む」というノーマライゼーションからは遠ざかっていくように思えるが、.....。</p>
<p>今の報酬だと、この先運営が継続できない。</p>
<p>一般的にGHは社会に出るための準備というニュアンスが強いと思うが本GHには生活介護でADLに支援が必要な方や強度行動障害に近い方も入居しており、GHとしての支援に限界を感じることもある。</p>
<p>以前のGHといえ4~6名で生活を送り、1人暮らしなどの考えであったと思うが(空き家など利用して)、最近ではGH20名位で利用したり、新たに建物を作り、営利目的なのかかわからないが、GHも施設化となり、よく理解できない状況と感じている。</p>
<p>意見としては多くありませんが、調査項目が多すぎます。政策に生かせるためとはいっても聞きますが、実現したことは少ないです。</p>
<p>あらゆる手続きが煩雑過ぎて、内容がこまごまかしく、理解するのに非常に時間がかかる。「労多して成果少なし」で若年層の求職率が伸びず、離職率が高いので将来に対して不安があります。</p>
<p>新しいサービス類型の、利用者のニーズとのマッチングについて、関心を持って見えています。</p>
<p>SP設置の義務化など、既存の住居をGHとして利用することが非常に難しくなった。日中支援型を新しく導入するなど、地域生活よりも障害者を、施設に閉じこめ社会から隔離する方向に、制度がどんどん傾いている。地域からの障害者差別も根強く、GHそのものよりも、障害者に対する差別意識を変えていくことが求められる。</p>
<p>H30年度の法改正により、重度障害者への対応策として「日中支援型グループホーム」が新設されたが、開設基準に短期入所併設が条件とされた。短期入所の必要性は多いに認めるが、都市部区域等では、部屋の確保は困難である。又、職員対応も追加が必要となる。「3:1」の職員基準枠が出来報酬単価アップがあると期待していたが、本法人では重度・重複障害者で区分平均5.67のグループホームであっても対象ではなかった。又、現制度は「区分なし~区分6」の障害区分なので区割はないが、介護量がたくさん必要な障害者には区分7の新設等、重度障害者が地域生活が可能となる制度にして欲しい。</p>
<p>GHを設立して4年目です。GHを1カ所だけ運営していますので経営は厳しいです。</p>
<p>GHを運営する法人として報酬基本単価が改正されて運営がきびしいところ。</p>
<p>GH利用者も在宅と同じように、通院や個人のヘルパーが利用できるようにしてほしい。通院については、月2回と限られていることや診断書をとる必要があり、負担が大きいです。</p>
<p>GHへの入所の希望はあるものの、職員の確保やホームの運営の厳しさを目の当たりにすると、次々と設置できない状況である。とにかく、低く賃金の中で働き続けているスタッフが、世話人の方の高齢化も進み、ますます人員確保が難しくなっていく。老人に対しての手当ては見直されているようだが、いつになっても障害者や障害者に関わる職員、事業所への対応は後回しのように残念である。加算の見直しをされているが、厳しくなる一方である。1人1人がプロ意識を持ち、良い支援ができるようにするためにも、障害者事業所の職員の処遇改善加算の向上を求める。</p>
<p>GHへ入居後、体験入居時では現れなかったご本人の特性で、他利用者とトラブル等発生し、別の施設へ移って頂きたいことがありました。行政へ連絡しましたが、何もして貰えませんでした。相談支援センターにもご家族よりアクションがなかった為、GHからは働きかけることができませんでした。当該利用者は、入院され、規程の期間GH不在になられましたので、退去頂きました。GHから他施設移動の際は、行政他、支援施設へ協力頂ける体制を整えて欲しいです。</p>
<p>GHは利用者の増減や区分の変動が少ない為、一度受け入れるとMAXの収入が決まってしまう。自助努力によって収入が上がる報酬改定を期待したいです。</p>
<p>GHは利用者の帰宅時15時半~翌朝10時までと支援の時間が長い為、職員の給料だけでも介護給付費は足りません。毎月赤字の状態です。生活介護事業より援助しています。GHだけでも成り立つだけの介護給付費が支給されることを切に願っております。重度重複の利用者ばかり(2人体制で介助が必要な方もおられます)ですので、2対1の職員配置でも手が回らず重度訪問介護や居宅介護を利用していますので、3年間の経過処置ではなく恒久的に利用できる体制にしたいと思っています。</p>
<p>GHは日単価の基本報酬であるが、通所が休みの日と、通所がある日と、同じ単価である。通所のある日、休みの日と単価設定に差をつけるべきと思う。</p>
<p>GHははじめての開所であるため、制度についても支援についても手さぐりの状態である。他の事業所におしえてもらいながら運営している。報酬についても、当初予定した入居者人数に達しず、また支援員の交替もあり、経営面でもきびしい。</p>
<p>GHはどうしても必要であり、今後も増やしていかなければならないが、人件費を十分にに出せる収入がない。報酬をもっと高くしなければ、人件費を上げることができない。いい人材が安心して働けるようにするためにも報酬を増やしてほしい。</p>
<p>GHは通所施設とちがい、利用者の生活すべてをみています。又、将来にむけての支援は、就労支援事業所とちがい、生活のきばんです。ですが加算額が通所施設よりも少なく、支援者のふたんは大きすぎます。今後、GHの建設等は、とてもではないができません。GHは必要ですが、増やす事ができないのが現実です。</p>
<p>GHは、在宅支援と考えています。今の人員配置では重度、高齢化の方々への充実した生活は送れません。ヘルプの利用が、柔軟に使えるようになってほしい。</p>
<p>GHの良さが生かせる仕組み、体制を整え、自宅・病院・施設・ホーム、本人の希望に応じて最後まで暮らせる場であるように、いつの時代もあるとよい。</p>
<p>GHの配置基準を増やしても、報酬単価が低いのでは、職員の給与をあげることができない。良い人材の確保がなお難しくなる。様々な福祉サービスはできたが、金や人材が追いついていない。</p>
<p>GHの支援によって区分が改善した時に評価される仕組みがあればと思います。</p>
<p>GHの細分化の必要性あり。</p>
<p>GHの運営では防火設備の関係で消防署との調整が非常に増えているが、消防の担当者が制度を理解しておらず間違った指導を受けほんろうされることがある。消防側の教育体制は</p>

GHに入居され、精神状態が悪く区分4で入所された方が、ホームで支援をし落ち着いてくると区分3に下がる。ほとんどの方がこのパターンで、手厚く支援したことへの評価が全く反映されず給与額が下がることに疑問を感じる。精神の方は波があり不安定な時期も多く、安定しているからと区分を下げるのは納得できない。
GH等の事業にお金がつく仕組みを更に個々の状況に応じて、必要額を包括的に支援してもらえらる形になると、より当事者本位のサービスの組み合わせにしていけるのではないかと。
GHでの人員配置は、区分が軽度の施設では人員配置が多すぎる様に思う。実際あまり仕事がないのに人数を配置しないといけないという現状がある。
GHで現在医療的ケアの方を受け入れ運営している。Nsの確保が非常に困難。(訪看で対応しているが土日に限界)また、スタッフの確保が難しい。
GH制度はよくわかりませんが、必要だと思うのに作れない。補助金とかもないし運営していく上でとても困難だと思います。GHの報酬は一定なのに給付が減るとおさら運営も苦しくGHを作った意味がなく困っているところです。(思ったような支援ができません)どのようにしていけば安定した運営ができるのか教えて頂けたらと思います。就労に関しては、いろいろと援助があるようですがGHももっと援助があればと思います。
GH制度は、運営から見ると厳しい面が多い。利用者退居後、次の利用者を決定するまで時間が必要で、その間の収入がなくなり、赤字運営の時がある。
GH制度が中重度の利用者に対応できるものに変化してきているが、地域移行対象となっている障害者施設化していくのではないかと懸念がある。
GH障害福祉サービス事業収入(自立支援給付費)の現状からすばらしい人材確保は厳しい状況である。また、GHとは地域があつてのもの。「重度者・問題行動の多い」方々を地域ではなかなか認めようとしにくい。制度を改正し、「入所施設の近くでもGHが可能という案はいかがなものでしょうか。」
GH建設の時、住民の反対が強かった。住民が納得できる制度があれば良いと思います。
GH開設については利用者さんご家族の申し出が多々あり、大変な苦勞のなか2017年6月に開所に至りました。資金面も大変な、なか、と建物、建築済証、設備、消防法、など、乗り越えることが出来ました。利用者さんも事業所もGH開設について希望が抱ける様な制度と資金面について色々ご相談したいと考えています。
GH開設にあたって、場所、お金の確保など困難なことが多い。やっと開設できると思った時に、制度に(基準)によって開設できないことがあった。制度はあっても良いが、状況に応じては開設することが出来るなど考慮出来るようにしてほしい。
ASLの利用希望者が現在居ます。今の現状では看護師を雇うようがありません。だからGHの利用を断っています。
65歳前後の方が入りやすい制度があるといいなと思います。
65歳以上で介護が必要な方へのスムーズな介護保険サービスへの移行を制度化して欲しい。
4~5人で普通に暮らすといった基本理念は何処にいったしまったのか！GHの現場が行政にあまり理解されていないのでは！
4:1で259→292に下がり、運営が困難。
2棟のGHを運営しています。男性のGHは、県の補助金でスプリンクラーを取り付ける計画でしたが、賃貸物件だったため持ち主の許可が出ず断念しました。そのため昨年、ようやく念願の新居が出来ました。女性のGHは賃貸ですが、ここは物理的にスプリンクラーの設置は難しいと思われれます。区分2なので入居をOKした利用者が、年々障がい重くなり、この方の区分が4になると(現在3)0項目になってしまい、どうしようか考えています。県の説明会では「障がい者のGHは、区分に関係なく6項目に該当する」と言われたことがありますが、これも本当たると同じような悩みを持つ法人はたくさんあるのではないのでしょうか...
①本来、グループホームの支援は4~5人を基本とするべきです。大規模化ではなく、小規模でも充分運営できる制度にしてほしい。特に正規職員の複数配置ができる基本報酬にしてほしい！②ヘルパー特例は、ぜったいに残してほしい！むしろ、より改善してほしい。特にヘルパー特例と重度加算と、日中支援加算の併用をみてほしい。ヘルパーはせいぜい1日3時間なので、利用者が病気の時の日中支援や、ヘルパーがいない時の生活支援員の人的な体制は、重度の人は多く必要！重度の人は、ほんとうにたくさんの人的支援が必要です。ヘルパーや重度加算分での人的支援をしても、とても足りません。ガイドヘルパーやサビ管、管理者も支援しなければ、ほんとうに重度の人は生活が守れません。③重度加算の対象拡大を。区分6だけでなく、区分4や5でも行動障害の人も多く、報酬を360、300、240に分けても良いので、区分4・区分5の重度の行動点数の人も対象に入れて下さい。④新しい「日中サービス支援型」は必要だったんでしょうか？これは大人数をまとめて支援しているホームが助かりますが...それは支援の質の低下です。重度、高齢化の人を安心して、人的支援をいねいに配置してこそその制度にして下さい。
①障害支援区分の認定について。他の入居者への影響そして調整する職員の努力が反映されていない。②近年安全面重複により、例えばスプリンクラー、通報装置など入所施設と変わらない設備が必要とされてきて、本来GHの持ち味であった家で過ごすという感覚からは遠くなってきている。
①サービスの質の向上は重要と感じていますが、その為に業務量(雑務)が増え、本来の業務(利用者への関わり)の時間が減っている状況であり、制度システムでの軽減や簡素化を望んでいます。②入院医療中心から地域生活中心へと改革が進められていますが、その受け皿となるグループホーム(精神障害)の数は、まだまだ足りない現状です。この10年高齢化が進み、障害も多様化しています。心身機能が低下した高齢障害者については、今のGH体制では十分なケアができなくなっています。また、障害の多様化により、発達障害の方への対応はより専門性も求められ、職員の質と人員の確保が課題です。利用者の立場に立って、個々のプライバシーが保たれ、生活のスタイルも尊重され、必要な時にケアを受けられるグループホームの在り方を、関係者と連携しながら考えていく必要があると思います。
1件から3件までもとても苦勞して、新築で建てました。とても費用がかかり、借金を背負うことになっています。内件は、国と県の補助をもらいましたが、その可否の通知は遅く、それまでに設計などの費用がかかってしまいます。また、設計施行を別にするると経費は増え、それも支出増です。またスプリンクラーの設置もあまりいらぬのに、義務となっています。(一階平屋で、IH使用、たばこを吸う人もいないなど)。また補助をもらうと、家具家電の補助もついてくるのに、自前で建てると何も補助がありません。何の優遇もなく(特にNPO法人など、固定資産税も払わなければならない)(社会福祉法人は減免)数を増やしたとしても、継続が危ぶまれます。
①朝、夜の支援だけでいいとの行政(指導監査)の考え方であるため、報酬単価が低すぎる。生活の場である以上、支援するべきことが多岐にわたるため、世話人や生活支援員を基準以上の配置をしている事業所には加算をつけてほしい。②入居者全員が服薬しているため、通院が多い。普段接していないと症状など伝えられないため、職員が同行せざるを得ない。通院時のガソリン代は事業所で負担しなければならず、負担が大きい。通院加算があるといい。③グループホームに入居後、地域への自立以降は困難であり、成人期から高齢期まで長い時間を過ごす場となるため、ひとつのグループホームで対応するには限界がある。そのため、高齢期の利用者の看取りの場にはならない。④高齢期の介護サービスとの併用や移行など、行政側が積極的に情報提供や知識を高めてほしい。
1999年に一軒目のGHができて、今では8軒のホームを運営しています。当初は障害のある方も、生まれた町で暮らしてゆく事を目標にし、小さい単位(4~5人)の家庭的な暮らしを目指しました。国の方針もその様であったと思います。しかし、財源の不足から(法律も変化し)、国の方針は今や逆となり、GHではなく小さな施設を運営するしかない状況になりました。安全を守るための消防法は大切な視点ですが障害の重いメンバーは借家での小さな暮らしができなくなりました。入居を待っている重いメンバーは多数おりますが、過去10年間新ホームはできていません。職員募集しても良い人材(特に男性)は集まりません。新しいホームを作る用途は立ちません。今あるホームも、家族のある方は週末は自宅に帰ってもらっています。この先が不安です。
100m ² 問題が未だに存在し、100m ² を超えると用途変更しなければならない。空き家が問題になっている昨今、空き家は古くて図面が存在しないことが殆んどで用途変更もままならない。空き家の活用も進まないし、ホームの増設もできず困っている。
1. 東京都の加算制度の見直しが来年1月から実施されれば、経営が困難になる。2. グループホームを新設しようとする際、既存の建物を寄宿舍もしくは共同住宅に用途替が求められ、莫大な費用がかかる。挙句に建築確認が取れないケースも有り、新設を断念せざるを得ないこと。3. 地域住民、特に借地などの場合、地主の理解が得られず断念するケースもある。当座の最大の問題は、1である。

<p>1. 定員5名の小規模なGHのため、1名でも入院者がでると本体報酬がとれず、経営状況に直結することが最も困っていることである。入院中でも精神障がい者の場合、電話、カンファレンス、面会等かなりの支援を要するため、入院時支援加算の単価を増額していただけるとありがたい。体調が不安定な精神障がい者が対象のGHの場合、入院時、空室時等の収入減に備え、一定の内部留保もやむをえず、人材費の確保もままならず、優秀な人材の確保が難しい。2. 第三者評価を受審したGHに対する加算の創設を希望したい。事業の振り返り、法令遵守等、職員の資質向上に非常に有益であると考え。一方、受審料が高額であり、助成金もないためか、受審しているGHの数はまだ少ないのが現状である。処遇改善加算の要件に加える等、何らかの形で加算の対象にしていただきたい。</p>
<p>1. すべての事業について、請求実務を簡素化すべき。いつの間にか事務職員が福祉事業からはずされたが、措置費時代より会計や請求、処遇改善実務がとてつもなく複雑になっているはずなのに、事務職員がいなければ管理職や現場職員が片手間でできるしろものではない。2. 人材不足に対する徹底的な対策をとらないと、今後GH等の地域生活を送る資源の設置が減速すると感じる。</p>
<p>1. GHの定員拡大により、制度の理念が揺らいでいる様。少人数で、個人の意向が尊重される暮らしが多数、大きな集団化により、従来の入所施設のようになりはしないか...懸念している。2. 夜勤時の休憩時間は「待ち時間」で、これは休憩ではなく見守り等の労働時間?この解決が図られないと、1人職場が成り立たない。制度の崩壊に向かうのでは。</p>
<p>1.GHの単独ではむずかしい。ショートステイを同じ建物に入れてやっとならんと経営が成り立っている状態です。このような状況ではGHは広がらない。2.GHで働く人を募集してもなかなか見つからない。</p>
<p>☆生活ホーム10年、GH3年10ヶ月のGHです(13年10ヶ月)・児童養護施設からGH入所の依頼のケースが多くなっています。入所に至ったケース、3ケース。依頼数他3ケースの状況でした。・生活支援は子育てを幼児期からやり直すことが必要ぐらい愛情と時間が求められています。障害のある養護児童施設、児童相談所は、独自の施策が必要だと感じています。☆近年のGH利用者について。・ボーダーラインと言われている障害のある人たちは、大変な社会環境が影響しています。サラ金、スマホによる出会い系サイト、ゲームの課金、窃盗、転職癖等、深い支援内容が必要になってきています。支援者が疲弊しないような対策制度を求めます。</p>
<p>・賃貸契約にての受入先が無い。・人を募集しても、障害者の事業所という事で人が集まらない。(利用者の利用時間を考慮すると)・サービス管理責任者</p>
<p>・利用者が安心、安定して暮らしていくためには、対応、接し方など専門的な知識・技術が必要だと実感している。利用者の生活に直に関わるので、知識・経験等がないと振り回されたり、トラブルになりやすい。資格者の配置や処遇について考えて欲しい。・GHは世話人ひとりの配置が多いので、有休が取り辛い環境にある。来年から労働基準法が変わる(有休5日義務化)ので、余裕をもたせた人員配置にする為にも報酬を上げて欲しい。</p>
<p>・利用者、支援者両方の高齢化にともない、どの時点で転居をお願いするか困っています。例1)Nさん54才。認知症の方は後見人をつけ、ずっと利用していただいたのですが、車椅子が使える建物ではないため、認知症型グループホームに移り、その後離れていたお姉さんが引き取られました。例2)国立の施設から地域移行という事で、58才で当ホームに転居された方です。相性も良かったのか、よくなじみ、今も元気で多少の身体の老化は感じますが、生活介護でお仕事をされています。現在69才です。行政から介護保険を使うよう指導され、老人施設の利用を勧められています。まだまだグループホームで、今までの生活を続けられる方です。この様な方の居場所として、可能ならば使い続けてもらいたいのですが。</p>
<p>・やりがいがある反面、賃金は少なく職員を集めるのが大変。・重度の方は人の手がどうしても必要となる為、手厚いホームの評価を求める。・防災の視点が強くなると、くらしにくさが強くなるのではないかと行政視点の押しつけには同意できない。・送迎等の移動加算もGHで評価すべき。日中の活動場所の事情優先のケースが見られます。・障害年金内で暮らすのは、やはり困難です。国の補助を拡大するべきと思います。</p>
<p>・報酬単価の引き下げ、加算の問題。・消防法の問題。・通院等介助(2月・4h)の制限の問題→GHの持ち出しが増えている。・物件確保の問題。問題を挙げれば、数多く有り、国が、その取り組み姿勢が感じられない。</p>
<p>・報酬単価の増: 支援員の雇用が困難。専門職は特に難しい。・求人を出しても、希望者がいない。・夜勤中心のシフトで(各棟1人体制になる)、支援者の健康支援が必要。※このような多岐にわたる調査には、GHでは応じることはできません。GHの実態を知らないのではないですか。※今後このような調査依頼は御遠慮いただきたい。</p>
<p>・報酬単価が安すぎる。今の単価だと、支援の必要度が高い人が入居を希望した場合、入居を受けることが困難・GHを開設するための支援(場所の提供、改修費用の負担など)をもっと手厚くして欲しい。自治体は福祉計画でGHのヶ所数や入居数の数値目標は出すが、それを実現するための具体的施策をもっとたてて欲しい。</p>
<p>・報酬が低すぎる。・外泊が多い入居者さんの場合、運営が厳しくなるため、外泊であっても算定できる様にして欲しい。</p>
<p>・不規則勤務による、人手不足の慢性化により、職員の負担が大きくなっている。・報酬単価が低く運営が難しくなっている。(利用者負担内容の厳格化による運営費の持ち出し、職員体制を「委託」から、法人職員へ切り換え等)・消防法や建築基準法への対応による、施設整備の増大と、維持管理の発生が大きくなっている。</p>
<p>・ビジネスとしてなりたたい。・ケアホームとの一元化で区分認定なしでも入居可能となったが、区分がないと支援員の配置の根拠とならない。</p>
<p>・入居待機者が県内だけでも約3,000人いらっしゃる。しかしGHの居宅数を十分に増やすことができない。・給与面の改善は少しずつでは行われているが、新スタッフを雇用するにはまだ不足である。</p>
<p>・入居者の重度、高齢化に伴い職員に求められるスキルを考慮し、手厚い支援体制と世話人でなく生活支援員が配置できる報酬体系にしていきたいと思います。・障害程度区分非・1・2の方についても生活支援が必要。サポートする内容に違いはあるが配置する必要はあると思う。・建築法・消防法からみるとGHは施設の扱いである。設備投資の負担、規模を考えると非常に効率の低い事業体であるため、きびしい運営状態である。安心して運営で展開できる仕組みを希望する。</p>
<p>・入居者の高齢化が進み、介護サービスへの移行も検討しているが、問題も多く、切り替えることが難しいのが現実である。</p>
<p>・入院回数の多い利用者さんが居る場合、入院中であっても居室は使用されており、家賃は請求出来るが基本報酬は無い。世話人の勤務時間や人数をその都度変更出来ず、収入減となってもご本人に請求出来ず法人持ち出しとなる。入院中は基本報酬を減額して支給して欲しい。・消防法や建築基準法の基準を満たすためには、新築の住居に変えていく他無い。家賃が上がることにより、利用困難となる利用者さんが居る。・65才以上で介護サービス事業所に移ろうと思っても、受け入れてもらえない。</p>
<p>・日中の行動と夜の行動にあまりに違いがあり、GHの支援の大変さと支援区分(報酬単価)が合わない。・利用者の高齢化に伴い、退行や体調面等を考えると、現在の世話人、生活支援員の人数では対応しきれない場面が出てくる。</p>
<p>・日中サービス支援型はショートステイがネックとなっている。・受審同行やケア会議等を行っても通所が優先。・報酬が少ない。常勤が増やせず、つぎはぎの支援になる。</p>
<p>・日中活動系サービスと比べても単価が低い。・たとえば専門職の要件などをつけて質の向上を図るとともに上62の単価の見直しも必要と思う。・日中活動～型の類型創設による、G.Hの施設化を懸念している。以上。</p>
<p>・特定障害者特別給付費(家賃軽減)は大変ありがたいので、ずっと続けて受けられるようにしてほしい。(途中でなくなる可能性があるとも言われている)</p>
<p>・東京都の独自加算が充実しているので助かっている。国の給付金等を東京都の水準まで上げないと、他の府県は大変だと思う。・18才、19才、20才を受け入れている。10代と断るGHもあり、当ホームは10代、20代のみ(平均21才)。若年者支援も大変である、加算を創設してほしい。</p>
<p>・デスクワーク量が多い。・労働時間に追われる。</p>

<p>・小さい事業所なので、日中ほとんど通所のできないような利用者を受け入れるのは体制的に難しい。(1人のために、職員1人の配置)・職員の定着が困難である。・GHは本来、地域に移行するための訓練の場(生活の練習)であるという定義だが、現実的に利用者やご家族、相談室の方、などはそういった認識を持っていないように思う。・1ヶ月に何度も外泊をする利用者がある場合、長期になれば加算が取れるが(と言っても微々たるものだが)、そうでない場合、報酬が少なくなるのがとても困る。急に外泊する利用者のために職員を増やしたり減らしたりは現実的にはできない。せめて、半分でも報酬を確保できるような仕組みを作ってほしいと思う。</p>
<p>・地域生活支援拠点整備について。・グループホーム1室を常に空けておくのは市町村からの助成がないと厳しい。・受け入れる際として、利用者の情報不足、ADL面での理解、感染症の有無、急変時の対応(病院)医療的ケアが必要な方等難しい。・人材確保について。勤務時間6:00~9:00(7:00~10:00)16:00~20:00(16:00~21:00)や夜勤など日勤と違い人材確保が難しい。・賃金について。支援費による報酬単価が低く職員の賃金を低く設定しざるをえない。</p>
<p>・単価が低すぎる。精神障害を主としているGHは特にひどい。区分が1と2が殆んど。区分が低いからといって支援が楽という訳でもないのに。・職員の配置基準を満たすと、どうしても赤字になってしまう。・日中の通行事業より利用者に関わる時間は長いのに、単価は1/2なのはなぜ?・新しくGHを開設したくても、消防法や建築基準法により既存の建物では活用できず、条件を満たすには高額な設備費用がいる。</p>
<p>・だれのための何を目的とした施設なのかとわからなくなることがあります。支援者へもしっかりと制度を勉強する機会を公的機関で行ってほしい。外部サービス型で言わせて頂くとフル活用している方がどれくらいいるのかわかりたいところ。実際、身体のみに対応となると限定されすぎて使えないように感じる。世話人の仕事は多岐に渡る。こと(食事をきちんとしたものを提供しよう→調現に時間がかかります)とすれば個々への対応が物理的に充分とれなかったり。それなのに支援を求め方をたくさん入れていくと考えると、予算が不十分で制度上問題なしといわれる配置では手が回らず。自由をうたって外泊ばかりされてはホームが潰れてしまいます。</p>
<p>・世話人、生活支援員の区別が実際にはつきにくい。・世話人という名称は、専門性が感じられない。名称を変更すべき。・絶対的に数が少ない。・開設の手間がかかりすぎる。</p>
<p>・精神障がいをお持ちの方は普段は支援区分が1であっても、状態が悪くなると、区分が3~4ではないかと思われることがあり、状態に応じた正当な調査のあり方を、工夫できないものか、と思うことがある。・GHに住みつけられるということが、大事な支援ではないかと思う。</p>
<p>・精神医療福祉にとって、GHは極めて大きな役割を示すと思われます。それは、利用者の身近かで生活を見るからです。多くは家族が抱え込んでいる問題そのものに対面することになるからです。医療と言っても、お薬を出し、社会から隔離しているような現状も見受けられる(多くの人材を投与しながら)ことを思うと、わずか一人でもどれほどの重責を操っているのかとの思いを禁じえません。人材の育成が最も大切だと思います。しかし、この特殊な勤務に人生をささげる人がいるのか?悩むところです。</p>
<p>・生活の支援であり、24時間365日責任があります。常に職員が支援する必要があるのに報酬単価が低いので少ない人数で対応しています。高齢施設や日中活動施設と同等な単価にしてほしいです。・新しい施設を設立したくても、資金不足や近隣の反対運動により設立できず、老朽化がはげしい。</p>
<p>・介護保険利用になった人の負担が増えた・介護事業所と障害施設(グループホーム(生活施設))の支援目的の共有が難しい。</p>
<p>・人材確保、定着のために見合う事業報酬を補償してほしい。・消防法、建築基準法に適合するための費用補助を充実してほしい。</p>
<p>・消防法が厳しい為、新設ホームを作るのが困難(費用が多額)・新設ホームを作るとき、地域の方々に理解してもらえない。知的障害者というだけで拒否されることが多い。・新しい物見はあるが、GHというだけで断られる。・福祉業界全般的に、働き手が少ないので採用する側が誰でも良いとなりがちになり、支援の質が落ちる。</p>
<p>・障害の重度の方の支援も必要になっていますが、住居、設備も、バリアフリー、エレベーター、スプリンクラーの設置など、初期費用等、非営利法人では、運営も難しく、国や都のバックアップなしでは到底運営できません。・看護資格を取得されている方への報酬は、高額だと思われます。今回の都の都加算の見直しは、GHを運営する面で、不安にかられています。・GHは老人ではありませんが、さまざまな障害のある方が寝起きしており、実際には、夜中でも手はぬけません。</p>
<p>・障害特性や個々の性格等によっては、非該当の利用者であっても支援を要する事が多いため、そういった部分も反映できる区分の見直し、又は加算の検討を行ってほしい(例:金銭管理、携帯の利用方法、異性関係、ギャンブルなど)</p>
<p>・主たる対象を精神障害としているGHでは、障害特性もあり、日中活動の場への継続的な参加(週5日の参加)が困難である方が多く利用されている。それに加え、利用者の高齢化が問題となっており、これまで以上に日中支援の必要性が増したり、これまでは想定をされていなかった介護面の支援が必要とされる場面も増加してきている。そのため、日中支援に係る職員を加配した場合などの加算の新設、一層の充実や、本体報酬の改定(増額)を求める。なお、上記の課題に対応するという理念のもと、日中サービス支援型共同生活援助が新たな類型として設定されたが、県の条例との兼ね合いなどからいまだに開設が許可されていない状況、またそれ以前に家庭的と謳いながらも施設的なケア、運営とならざるを得ないGH類型が新設されたことに対しては危惧を抱いている。・高齢化に伴う施設の整備、新設などに対する補助金等が極めて手薄のため、資金面等での補助を求める。・GHを終の棲家と考えている利用者もいる中で、介護保険の分野では創設をされている「看取り支援加算」の新設の検討が必要不可欠だと考える。また家族と疎遠になっている、もしくは家族がいない利用者も増えている中で、入居の際の保証人、身元引受人、身体疾患等が重症化した場合などの手術同意人など、法定後見人であっても担いきれない部分の制度化などを検討することが必要だと考える。</p>
<p>・就労支援B型と比べると、人員も必要で時間も長い報酬が安い。・加算をとるにしても別で人員を配置しないと行けないので加算が取れない(短時間で就労勤務するスタッフを探せない)・他のサービスと比べると報酬が少なくやりがいがない。</p>
<p>・住宅地にあるが地域との連携ができていない。・一般の方との関わりがない。</p>
<p>・市もしくはブロックごとに、緊急時の訪問診療や看護の体制があればよいと思います。・包括型でも、居宅介護や通院介助が利用しやすくなることを願います。・移動支援のような加算がGHでも取れれば、余暇支援につながると思います。</p>
<p>・指定基準のハードルを下げ、GHを作りやすくするようにする方が良い。・高齢、重度化にむけ、建物、土地を事業所のみでさがるのはむずかしい。庭や平屋建て(もしくはエレベーター必要)となるため、広い土地が必要となるため。</p>
<p>・施設整備の段階から、もう少し補助、行政の後押ししてくれる姿勢がないと、立ち上げた方がいいが運営は厳しいでは、事業の担い手が増えないと思います。自分たちの地域では会社や社団のB型等は増えましたが、新規のGHはあまり増えていません。・利用者の入院時の収入減は問題。すぐに退去して下さいとは言えない。</p>
<p>・施設化されているように感じる。昔から住んでいる方々にどのように説明すればよいのだろうか。</p>
<p>・サービス費の単位が低いため、事業としての限界を感じる。・ホームの設置基準も厳しいし、職員もなかなか見つからない。・職員を確保するためには条件を良くしなければならない等、事業所の負担が大きい。・住宅地等での近隣住民の理解が得られない。・調整区域へもGHを作れる様に考えてほしい。</p>
<p>・このままでは小規模GHは運営が出来なくなっていくと危惧している。(制度の問題+スタッフ人材確保の難しさ)</p>
<p>・高齢化による通院介助の頻度が増加しているため、支給決定時間数が足りていない。・人材不足の中で賃金を上げることも考えているが、現在の報酬単価では赤字になってしまうため、ニーズが高いGHを今後拡充して運営していくことが難しい。</p>
<p>・高齢化に対する対策が必要・高齢者の今後についての情報や相談を定期的に行なっていくべきではないかと思う。</p>
<p>・高齢化、重度化への対応で、設備がないことや人材確保ができないため、既存のグループホームでの対応が困難になりつつあります。人材確保しつつ定着と育成を兼ねて世話人の初任者研修を協同でできると良いです。また高齢化、重度化を想定し、24時間体制で十分に支援できるような制度を望みます。・人材の確保が急務で継続的なサービスが難しい状況です。・移動支援、居宅介護利用は行政の違いによるサービスの支給量に差があること、介護保険サービス優先での弊害があり、本人に合わせた併給がされていない現状もあります。これからの共生型サービスに期待したいです。</p>
<p>・軽度知的障害者のGHです。・支援費単価が安く、支援費のみでの運営はできません。高齢者の通所介護を運営しており、両者の報酬でなんとか運営しています。</p>

<p>・経営と現場での認識の違いから、支援が不可能と思われる利用予定者様(希望者)の受け入れについてその事由を説明しても「受け入れしなさい」と言われ、職員・知識も整わないうちに数字でしか見ていただけない。・最低人数で定員をみることができるとい認識の差がうまれてしまい、十分な支援体制が難しい。・利用者家族様の認識が難しく、サービスについての理解がないことがあり、サービス以上の対応を求められることがあった。</p>
<p>・グループホーム利用者が居宅介護(通院等介助)を利用する場合、通院回数について月2回までと制限があるが、月2回まででは回数が足りず、今はグループホームが独自の支援として人件費を出して通院に行っており、支出がかさんでいる。特に高齢化、重度化している当法人は直近の大きな課題となっているため、制限の解除か下げを望みます。・当法人の所在地である箕面市は住宅の賃貸料が非常に高く、国や市の家賃補助制度があり、やっと利用者は生活できている状態ですので、家賃補助制度の継続を望みます。利用者の収入に応じて補助額が多少異なっても、それはそれでいいと考えます。・新しいグループホームの開設や既存グループホームの転居先のため適切な物件を探しますが、必ずといっていい程、消防法にひっかかり、オーナーから許可が出なかつたり、一部屋しか借りていないのに丸々1棟に消防設備が必要になり、結果的に借りることができず、現在は15年以上新しいグループホームを開設することができていませんので、消防法の緩和を望みます。</p>
<p>・グループホームのスプリンクラー必置について。当法人は現在5ヶ所のグループホームを運営しているが、いずれも主たる障害が知的障害で精神障害を併せ持つ利用者が複数人生活しております。そのほとんどの人は、日常の判断能力や意志決定能力は十分に持ち合わせており、かつ身体機能(運動能力)は普通になり、避難するのには問題ないと思われる人ばかりであるが、合併障害のために支援区分が重度の部類に属する人が多い。従って、既存のホームでスプリンクラーの設置を求められると、その費用の捻出に苦慮せざるを得ない状況である中では、設置条件を見直していただきたい。即ち、入居者の8割以上が重度者の場合は必置となっているが、3障害の障害特性を踏まえた適切な条件にしていきたい。</p>
<p>・グループホームの共同生活住居の確保が難しい。消防法の改正や建築基準法、不動産業者、大家さんの理解など移転先を探す際、条件を満たす物件の確保が難しい。</p>
<p>・区分が低い(区分がつかない)利用者であっても行動範囲が広く、社会的なトラブルを起こしやすいため、支援が必要なケースが多い。軽度の知的障害者の支援体制を充実させることは必要と考える。また、高齢化などで身体能力が低下する利用者が多くなっている。建物や支援者の体制などで対応が難しくなってくるケースも増えてきている。高齢サービスヘスムーズに移行できる仕組み作りの他にGHのハード、ソフト面における充実が急務になっていると考える。・重度、高齢化対策の一環として日中サービス支援型が創設されましたが、グループホームという生活の場に入居者が入れ替わり立ち代わり入退所を行う短期入所が併設されるのは住んでいる人にとっては落ち着かないのではないかと考える。地域生活支援拠点として行政が積極的に展開していくのであればよいと思うが、・障害福祉担当者や介護保険担当者間での連携が出来ておらず、グループホームで介護保険サービスを利用しようとしても行政の窓口ですぐ断られることもある。行政の方でもより一層の連携が必要ではないかと考える。・利用者は就労継続Bか生活介護、高齢者のデイサービスへ通っている方もいる。そのため、収入が少ない方が多く、企業就労していた時代の貯蓄が無くなったり、家族の高齢化で支援のあてが無くなる、生活保護を利用することになっている。サテライトを希望しても家賃負担が厳しく、サテライトから一人暮らしへの移行も展望できない。GHでの生活、一人暮らしを含め、家賃助成の充実化所得保障の充実が求められる。・身体障害の重度の方や高齢化により介助の割合が高まっている方に対応するため、大きい浴室や介助が可能なトイレ、エレベータの設置と建物を改装したり、新たにそのような建物を建てると家賃が高くなり、利用者は暮らせなくなる。東京でのGH生活はお金持ちでないと成り立たない。</p>
<p>・勤務体制上、職員が研修に参加できず、支援の向上に苦慮している。・一人職場であり、人権擁護、虐待防止のための手立が立ちにくい。・人材が不足している。求人を出しても応募がない。・最賃が上がっているにも関わらず報酬が上がらず、扶養の枠もあり、毎日のシフトに頭を抱えている。報酬は最賃にシフトして欲しい。扶養控除を撤廃し、少なくとも働いただけ税金を納めるようになって欲しい。・新規にGHを開設する場合、借上げ方式にすると、大家さんに補助金がないので負担が大きく、見つからない。法人所有にする程資金力もないので、なかなか開設出来ない。</p>
<p>・強度行動障害のある方のホーム利用希望に対して、ホームで常時マンツーマン対応可能な支援体制(経営的にも人的にも)が構築できると、強度行動障害の方のくらしの場の選択肢が増え、地域で安心・安全な豊かなくらしが可能と思料される。・グループホーム入居希望のニーズは高まる一方、消防法・建築法により、設置条件を満たすには経費がかかり、困難な状況にある。施設整備費に依る補助金の拡充及び設置条件のみなおしが可能か？</p>
<p>・共同生活援助については、就労型事業所に比して報酬単価が非常に安い(他の就労型の1/3)。この低い報酬単価では力量のある専門職の配置は困難である。・共同生活援助事業には専門職の配置は必須ではないが、精神介助には絶対に必要である。</p>
<p>・給付費では人件費がまかなえない。又、GHが市内に点在しているため移動費もかかるので報酬見直しを行ってほしい。</p>
<p>・給付費では赤字のため、老朽化での修繕やバリアフリー改修の予算がない。・人員配置10:1で行っているが、いつまで10:1が認められるのか？</p>
<p>・基本報酬が低すぎる。毎年のように最低賃金は上がっているが、サービス費は減少し続けている。人材の確保はしたいところだが、仕事の内容と賃金が見合わないため、求人を出してもなかなか来ない。・外部サービスGHを長年やっているが、10年前に比べ、1ケースにおけるスタッフの支援内容がはるかに少なくなっている。利用者が区分のない方であっても、トラブルを多々起こし、その処理のためたくさんの方の公的機関などとの連携が必須となってきている。障害程度が軽いからサービスがなくていいではなく、障害が軽いがゆえに起こる問題、課題は多くなっているから、それに見合う報酬を願いたい。</p>
<p>・基準労働時間の設定が少しいと思います。(主に精神の場合)・人材確保が困難な中、必要とされている事業を継続していくためにも配置基準の緩和、単価の見直しが必要かと思えます。(減算の緩和)・修繕をした場合、多大なる赤字が見込まれます。小規模法人の場合、建物のアパートや戸建ての一軒家を借りて修繕をしながら経営しています。利用者のためにも修繕は必要性があるものであり、修繕を法人の判断にゆだねていると、利用者にも危険がおよぶ。何らかの対応策が必要かと思えます。</p>
<p>・火災・災害対策が必要なのは理解できるが、そのための費用がかかりすぎる。結局は家賃(入居料)に反映せざるを得なくなり、入れる入居者が限られ、部屋がうまらなくなり、運営できなくなる。家賃補助がもっと必要。・GHの施設化が進み、今までよりも支援度の高い方が格段に増え、手が追いつかない。給付費や加算を増やし、人材を集めないと、職員がひいし、やめていってしまっている。マンパワーが足りない。・GH入居者の高齢化が進んでいるが、行き先がない。障害区分が高くて、介護区分が出なくて行動できないか、GHでの支援は限界という方が多くいるし、今後も増えていく。・計画相談が1人あたり件数が多すぎ、細やかな対応ができていない。GHに入れば全てGHの方という感じになってしまう。</p>
<p>・外泊先のないGH利用者が(正月休み等で)世話人不在のとき、又は自然災害の恐れがある場合等の緊急避難先として、やむを得ず本体施設である入所支援施設を利用する場合、利用料を国へ請求できず本人負担となる。これを請求できるようにしてほしい。</p>
<p>・開設の際、消防法だけの建築基準法での支援法だと、それぞれの法律により立て分けられてしまうので、非常にめんどろ。振興局に書類を出せば、消防の証明が必要とか言われたり、建築基準はどうのこうのと言われたり、正直やりにくい！必要最低限の設備投資しているのに、問題ないだろうと思ってしまう。・スプリンクラーだって、もっと助成金が出やすかつたら設置できるし、障害の重たい方も地域生活できると思う。・国レベルが「施設をつくらない」と言っているのであれば、これからはGHが主体になるだろうと思えます。運営する側も、いろいろ助かる大変な状況の中、利用者様のためにやっているのだから、行政はもっと考えてほしいです。</p>
<p>・介護保険制度の対応を含め複数。入居者の高齢化に対応すべく使い易い制度にすべき。・夜間支援体制加算の職配置基準を緩和し、夜間の安全確保対策を充実させるべき。単価を上げなければ人の配置は困難。</p>
<p>・一元化になったことで、利用者や家族にとっては喜びの声もあがっているが、現場の職員としては、負担が増えている状態。(軽度の利用者を重度の利用者と同じように対応してくれると思いい職員への要求が過剰になる家族の方がいた)・軽度の利用者や重度の利用者を一緒に生活させることで、軽度の利用者への影響(重度の利用者に合わせた生活)している感じを受ける。(実際に障害支援区分が1→3へ上がった利用者もいる)</p>
<p>・GHは障害者が地域で暮らしていくためにも、とても大切な制度だと思います。しかし基本的な報酬が低すぎるため人手不足が多く、若い人の就職先としてさげられています。高齢の人の力も必要ですが、若い人が魅力を感じない仕事では未来が創造できなくなります。・私の事務所は質と人の確保のため、基本全員正社員で対応しているため、GH訪問は赤字となっています。しかし全員正職化したことで、以前よりは人も集まり、離職率も低下しています。利用者への支援もよくなっています。・障害者が、地域で自分らしく安心して豊かに暮らしていくためには、グループホームの制度をより充実したものにしたいかといけなく、強く要望いたします。・重度身体障害者がGHで暮らすには、ヘルパー特例が絶対必要です。</p>

・GHの中で、生活支援員と世話人をわける必要はない。・移動支援や訪問介護、居室介護は悪くはないが、「ひとりの人の生活を支える」という中では、どんどん人と支援(者)が分断され、支援のカテゴリがなされていっている。福祉の中や社会的にも、見える化や効率化、エビデンスが求められ、また労働者も福祉といえども「仕事」と見る向きも強くなってきており、以前とは明らかに違う雰囲気になってきた。GHに限らず、障害福祉全般(ひいては日本の社会としても)、今の方向性でいって、この先もよいのか考えていかなくてはならない。(財政面はとても大切だが、)今の状態は表面的で、末期的なあやうさを感じさせる。皆この方向性を本当に望んでいるのか?と事あるごとに考えてしまいます。(連携という言葉は魅力的ですが、実際にはとても難しいことだと思います)ー管理者の個人的な思いを書かせていただきました。すみません。

・GHの運営困難については、職員配置の基準が低いため、サービス費が低く、対偶、条件的に良い人材確保が難しい。・通院対応、医療対応が増えてきている。通院同行に対する加算を作してほしい。・消防法の改正で、物件確保も困難になっている。※アンケートの回答遅くなり、また、不明、無回答欄が多く申し訳ありません。20時間以上かかりましたが、今回はこれが限界でした。次回は、もう少し協力できるような事業の体勢を整えておきたいと思います。

・GHが整備されてくにつれて、「施設が空いていない、親が亡くなったのでなんとかGHで・・・」という重度の人から、「GHで暮らし方に自信をつけて、いずれひとり暮らしをしたい」と思っている軽度の人まで様々な障害で様々な程度の人がGHの入居を望んでいる。今は対象とする障がい種別を限定しないで運営しているが、今後は難しくなっていくそう。・ホームの利用者にサテライトや独居を提案しづらいのは、自立支援事業があっても一定期間が終了と支援も終了してしまうため。「軽度」であっても見守りや時折の声かけが必要な人がたくさんいるし、いつ困り事がおきるかわからない。今の制度では、一定期間が経ってしまったら「ひとり暮らしで困った事があつたら、いつでもおいで」と言えない。在宅の支援事業所が引き継ぐという考え方であると思うが、本人にとっては困り事こそ慣れた支援者に相談したいのではないだろうか。今の制度ではまだ、「安心だから、ひとり暮らしを試してみよう」と誘えない。GH制度だけではなく、暮らしの相談事や生活に困ったときの緊急避難などを含めて、本人が安心できる暮らしの制度が総合的に良くなっていくと良いと思う

「GHのスケールメリットを活かす」というすばらしい言葉がありますが、私は「？」マークをつけています。入所施設が認められない現実がある。それに適した対応、即ちグループホームは2～10人というこの基準には、どうにも「？」マークを禁じえない(もちろん、既存の建物は20人までよいようですが)。なら、どうして新規は「ダメ」なのかわからない。入所施設、必要で要望性の高いものは、やはり予算、財政上のこともあり、困難であるのなら、グループホームの要件をさらに考えて、緩和すべきではないか。ユニットの基準、例えば「入口」の問題、これは何のためかわからない。別に入口と出口、非常口が複数あれば、ユニットにこだわらなくてもよいのではないか。いや、こだわるべきではないと考える。報酬的に恵まれていると言えないグループホーム、これは基準がさらに使いにくくしているように思える。一部の反対団体は異を唱えるかもしれないが、定員、特に新規グループホームの定員枠(2～10人)の検討をお願いしたい。

第2章 入居者票調査結果

注：項…「(数字)」の数字は調査票に対応している

1.入居者やその生活の概況

(1) 入居者票回答入居者数

入居者票で回答を得ることができた入居者数は**22,594**人であった。

所在地（都道府県）別の回答入居者数を右に掲げておく。

事業種類をみると、「介護サービス包括型」が**17,890**人、「外部サービス利用型」が**3,189**人等であった。

サテライト住居への入居者は**140**人であった。

図表2-0-1.所在地(都道府県)…(SA)

No.	カテゴリー名	n(含無回答)	%	% (除無回答)
1	北海道	2,754	12.2	13.4
2	青森県	435	1.9	2.1
3	岩手県	828	3.7	4.0
4	宮城県	371	1.6	1.8
5	秋田県	401	1.8	1.9
6	山形県	166	0.7	0.8
7	福島県	759	3.4	3.7
8	茨城県	264	1.2	1.3
9	栃木県	318	1.4	1.5
10	群馬県	461	2.0	2.2
11	埼玉県	416	1.8	2.0
12	千葉県	939	4.2	4.6
13	東京都	1,268	5.6	6.2
14	神奈川県	1,067	4.7	5.2
15	新潟県	638	2.8	3.1
16	富山県	310	1.4	1.5
17	石川県	102	0.5	0.5
18	福井県	200	0.9	1.0
19	山梨県	102	0.5	0.5
20	長野県	398	1.8	1.9
21	岐阜県	109	0.5	0.5
22	静岡県	409	1.8	2.0
23	愛知県	778	3.4	3.8
24	三重県	268	1.2	1.3
25	滋賀県	240	1.1	1.2
26	京都府	254	1.1	1.2
27	大阪府	1,173	5.2	5.7
28	兵庫県	451	2.0	2.2
29	奈良県	143	0.6	0.7
30	和歌山県	77	0.3	0.4
31	鳥取県	50	0.2	0.2
32	島根県	122	0.5	0.6
33	岡山県	229	1.0	1.1
34	広島県	537	2.4	2.6
35	山口県	162	0.7	0.8
36	徳島県	153	0.7	0.7
37	香川県	96	0.4	0.5
38	愛媛県	167	0.7	0.8
39	高知県	217	1.0	1.1
40	福岡県	691	3.1	3.4
41	佐賀県	118	0.5	0.6
42	長崎県	399	1.8	1.9
43	熊本県	555	2.5	2.7
44	大分県	134	0.6	0.7
45	宮崎県	205	0.9	1.0
46	鹿児島県	437	1.9	2.1
47	沖縄県	210	0.9	1.0
	無回答	2,013	8.9	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-0-2.事業種類…(SA)

No.	カテゴリー名	n(含無回答)	%	% (除無回答)
1	介護サービス包括型(4を除く)	17,890	79.2	82.3
2	日中サービス支援型	117	0.5	0.5
3	外部サービス利用型(5を除く)	3,189	14.1	14.7
4	地域移行支援型(介護サービス包括型)	298	1.3	1.4
5	地域移行支援型(外部サービス利用型)	245	1.1	1.1
6	重度包括支援	0	0.0	0.0
	無回答	855	3.8	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-1-1.共同生活住居・サテライトの別…(SA)

No.	カテゴリー名	n(含無回答)	%	% (除無回答)
1	共同生活住居(サテライトなし)	18,726	82.9	96.2
2	共同生活住居(サテライトの本体住居)	602	2.7	3.1
3	サテライト住居	140	0.6	0.7
	無回答	3,126	13.8	
	全体	22,594	100.0	100.0

(2) 年齢

入居者の年齢構成は右の通りである。
平均年齢を算出すると 47.6 歳であった。

図表2-2-1. 年齢... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	15～19歳	254	1.1	1.2
2	20～24歳	1,122	5.0	5.1
3	25～29歳	1,384	6.1	6.3
4	30～34歳	1,707	7.6	7.8
5	35～39歳	2,023	9.0	9.3
6	40～44歳	2,573	11.4	11.8
7	45～49歳	2,899	12.8	13.3
8	50～54歳	2,582	11.4	11.8
9	55～59歳	2,226	9.9	10.2
10	60～64歳	2,097	9.3	9.6
11	65～69歳	1,820	8.1	8.3
12	70～74歳	775	3.4	3.5
13	75～80歳	300	1.3	1.4
14	81歳以上	100	0.4	0.5
	無回答	732	3.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均年齢 47.6

(3) 性別

無回答を除く構成比で、男性が 63.7%、女性が 36.3%であった。

図表2-3-1. 性別... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	男	13,292	58.8	63.7
2	女	7,575	33.5	36.3
	無回答	1,727	7.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

(4) 通算居住年数

調査回答時点で入居している GH 運営法人での通算居住年数を尋ねた。
平均は、7.2 年であった。

図表2-4-1. 通算居住年数(月換算)... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1年未満	2,103	9.3	9.8
2	1年～2年未満	1,952	8.6	9.1
3	2年～3年未満	1,761	7.8	8.2
4	3年～4年未満	1,693	7.5	7.9
5	4年～5年未満	1,516	6.7	7.1
6	5年～6年未満	1,550	6.9	7.2
7	6年～7年未満	1,556	6.9	7.3
8	7年～8年未満	1,171	5.2	5.5
9	8年～9年未満	1,223	5.4	5.7
10	9年～10年未満	1,090	4.8	5.1
11	10年～15年未満	3,596	15.9	16.8
12	15年～20年未満	1,257	5.6	5.9
13	20年以上	956	4.2	4.5
	無回答	1,170	5.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均年数 7.2

(5) 援護の実施者

無回答を除く%で、「GHの所在地市町村」66.1%、「同じ都道府県の別の市町村(災害避難中を除く)」30.8%、「他の都道府県の町村(災害避難中を除く)」2.7%等であった。

図表2-5-1. 援護の実施者... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	GHの所在地市町村	14,359	63.6	66.1
2	同じ都道府県の別の市町村(3を除く)	6,686	29.6	30.8
3	同じ都道府県の別の市町村(災害避難中)	89	0.4	0.4
4	他の都道府県の市町村(5を除く)	577	2.6	2.7
5	他の都道府県の市町村(災害避難中)	9	0.0	0.0
	無回答	874	3.9	
	全体	22,594	100.0	100.0

(6) 障害支援区分

「区分3」24.3% (無回答を除く、以下同じ)、「区分2」19.8%、「区分4」18.9%、「区分5」10.9%、「区分6」8.3%、「非該当」と「未認定」を合わせると 13.9%等であった。

図表2-6-1. 障害支援区分... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	区分1	619	2.7	3.4
2	区分2	3,580	15.8	19.8
3	区分3	4,391	19.4	24.3
4	区分4	3,422	15.1	18.9
5	区分5	1,976	8.7	10.9
6	区分6(7を除く)	1,500	6.6	8.3
7	重度包括支援	84	0.4	0.5
8	非該当	1,580	7.0	8.7
9	未認定	947	4.2	5.2
	無回答	4,495	19.9	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-2-2.年齢と障害支援区分等(横計)

		合計	年齢														
			15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～80歳	81歳以上	無回答
	全体	21862	254	1122	1384	1707	2023	2573	2899	2582	2226	2097	1820	775	300	100	732
障害支援区分	区分1	601	17	65	38	35	51	60	72	66	59	57	51	23	5	2	18
	区分2	3505	65	206	238	259	310	389	398	454	392	354	281	107	36	16	75
	区分3	4311	31	202	255	304	349	449	534	540	479	497	411	175	66	19	80
	区分4	3366	38	147	194	278	289	418	434	408	353	316	289	128	59	15	56
	区分5	1950	9	80	117	148	211	251	307	236	162	151	154	83	33	8	26
	区分6(7を除く)	1477	4	70	117	145	187	231	229	176	113	73	69	30	21	12	23
	重度包括支援	80	0	4	3	8	12	17	15	12	6	2	0	1	0	0	4
	非該当	1567	26	94	111	123	137	171	179	166	174	178	141	45	17	5	13
	未認定	941	14	56	53	72	90	103	122	102	89	117	84	23	14	2	6
障害の種類	知的	15600	208	916	1138	1373	1585	1960	2172	1764	1398	1256	1078	500	203	49	229
	精神	5712	38	167	200	313	406	592	702	750	742	749	671	248	89	45	113
	身体	1909	13	75	88	119	161	196	261	252	253	226	175	57	21	12	47
	発達障害	685	30	100	126	105	84	79	69	46	18	12	10	5	1	0	12
	難病	110	1	13	6	7	10	12	11	15	10	15	9	0	1	0	1
医療ケア・障害の有無	喀痰吸引	149	2	9	11	12	10	24	22	14	8	11	14	7	4	1	0
	経管栄養	87	0	1	8	3	7	10	14	10	7	10	12	4	0	1	0
	強度行動障害	515	6	32	54	70	79	99	88	50	17	9	9	2	0	0	5
	高次脳機能障害	176	0	2	4	14	17	15	22	33	24	27	13	3	0	2	3
	インスリン注射	116	0	2	3	3	5	9	10	15	17	22	20	8	2	0	2
	人工透析	39	1	1	0	2	3	5	6	5	8	6	1	1	0	0	0
	てんかん	1947	11	79	129	172	240	305	322	254	190	109	94	31	11	0	27
	導尿	74	0	3	3	3	2	3	17	15	4	11	6	5	1	1	2
	ない	13598	167	695	858	1030	1195	1534	1705	1631	1408	1407	1193	500	212	63	226

図表2-2-2.年齢と障害支援区分等(横計)

		合計	年齢														
			15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～80歳	81歳以上	無回答
	全体	21862	1.2	5.1	6.3	7.8	9.3	11.8	13.3	11.8	10.2	9.6	8.3	3.5	1.4	0.5	
障害支援区分	区分1	601	2.8	10.8	6.3	5.8	8.5	10.0	12.0	11.0	9.8	9.5	8.5	3.8	0.8	0.3	
	区分2	3505	1.9	5.9	6.8	7.4	8.8	11.1	11.4	13.0	11.2	10.1	8.0	3.1	1.0	0.5	
	区分3	4311	0.7	4.7	5.9	7.1	8.1	10.4	12.4	12.5	11.1	11.5	9.5	4.1	1.5	0.4	
	区分4	3366	1.1	4.4	5.8	8.3	8.6	12.4	12.9	12.1	10.5	9.4	8.6	3.8	1.8	0.4	
	区分5	1950	0.5	4.1	6.0	7.6	10.8	12.9	15.7	12.1	8.3	7.7	7.9	4.3	1.7	0.4	
	区分6(7を除く)	1477	0.3	4.7	7.9	9.8	12.7	15.6	15.5	11.9	7.7	4.9	4.7	2.0	1.4	0.8	
	重度包括支援	80	0.0	5.0	3.8	10.0	15.0	21.3	18.8	15.0	7.5	2.5	0.0	1.3	0.0	0.0	
	非該当	1567	1.7	6.0	7.1	7.8	8.7	10.9	11.4	10.6	11.1	11.4	9.0	2.9	1.1	0.3	
	未認定	941	1.5	6.0	5.6	7.7	9.6	10.9	13.0	10.8	9.5	12.4	8.9	2.4	1.5	0.2	
障害の種類	知的	15600	1.3	5.9	7.3	8.8	10.2	12.6	13.9	11.3	9.0	8.1	6.9	3.2	1.3	0.3	
	精神	5712	0.7	2.9	3.5	5.5	7.1	10.4	12.3	13.1	13.0	13.1	11.7	4.3	1.6	0.8	
	身体	1909	0.7	3.9	4.6	6.2	8.4	10.3	13.7	13.2	13.3	11.8	9.2	3.0	1.1	0.6	
	発達障害	685	4.4	14.6	18.4	15.3	12.3	11.5	10.1	6.7	2.6	1.8	1.5	0.7	0.1	0.0	
	難病	110	0.9	11.8	5.5	6.4	9.1	10.9	10.0	13.6	9.1	13.6	8.2	0.0	0.9	0.0	
医療ケア・障害の有無	喀痰吸引	149	1.3	6.0	7.4	8.1	6.7	16.1	14.8	9.4	5.4	7.4	9.4	4.7	2.7	0.7	
	経管栄養	87	0.0	1.1	9.2	3.4	8.0	11.5	16.1	11.5	8.0	11.5	13.8	4.6	0.0	1.1	
	強度行動障害	515	1.2	6.2	10.5	13.6	15.3	19.2	17.1	9.7	3.3	1.7	1.7	0.4	0.0	0.0	
	高次脳機能障害	176	0.0	1.1	2.3	8.0	9.7	8.5	12.5	18.8	13.6	15.3	7.4	1.7	0.0	1.1	
	インスリン注射	116	0.0	1.7	2.6	2.6	4.3	7.8	8.6	12.9	14.7	19.0	17.2	6.9	1.7	0.0	
	人工透析	39	2.6	2.6	0.0	5.1	7.7	12.8	15.4	12.8	20.5	15.4	2.6	2.6	0.0	0.0	
	てんかん	1947	0.6	4.1	6.6	8.8	12.3	15.7	16.5	13.0	9.8	5.6	4.8	1.6	0.6	0.0	
	導尿	74	0.0	4.1	4.1	4.1	2.7	4.1	23.0	20.3	5.4	14.9	8.1	6.8	1.4	1.4	
	ない	13598	1.2	5.1	6.3	7.6	8.8	11.3	12.5	12.0	10.4	10.3	8.8	3.7	1.6	0.5	

(7) 障害の種類

複数回答でみると「知的」障害 73.5%（無回答を除く、以下同）、「精神」障害 27.1%、「身体」障害 9.1%、「発達障害」3.2%、「難病」0.5%であった。

図表2-7-1. 障害の種類... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	知的	15,829	70.1	73.5
2	精神	5,825	25.8	27.1
3	身体	1,956	8.7	9.1
4	発達障害	697	3.1	3.2
5	難病	111	0.5	0.5
	無回答	1,064	4.7	
	全体	22,594	100.0	100.0

複数回答の組み合わせ (SA) を右に掲げておく。

図表2-7-2. 障害種別 (SA)... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	知的	13,261	58.7	61.6
2	精神	4,634	20.5	21.5
3	身体	666	2.9	3.1
4	発達障害	177	0.8	0.8
5	難病	34	0.2	0.2
6	知的・精神	911	4.0	4.2
7	知的・身体	1,099	4.9	5.1
8	知的・発達障害	396	1.8	1.8
9	知的・難病	39	0.2	0.2
10	精神・身体	109	0.5	0.5
11	精神・発達障害	60	0.3	0.3
12	精神・難病	4	0.0	0.0
13	身体・発達障害	2	0.0	0.0
14	身体・難病	10	0.0	0.0
15	発達障害・難病	2	0.0	0.0
16	知的・精神・身体	48	0.2	0.2
17	知的・精神・発達障害	48	0.2	0.2
18	知的・精神・難病	5	0.0	0.0
19	知的・身体・発達障害	7	0.0	0.0
20	知的・身体・難病	9	0.0	0.0
21	知的・発達障害・難病	3	0.0	0.0
22	精神・身体・難病	3	0.0	0.0
23	知的・精神・身体・発達障害	1	0.0	0.0
24	知的・精神・身体・難病	1	0.0	0.0
25	知的・精神・身体・発達障害・難病	1	0.0	0.0
	無回答	1,064	4.7	
	全体	22,594	100.0	100.0

(8) 医療ケア等

複数回答で、「てんかん」11.9%、「強度行動障害」3.1%（無回答を除く、以下同）、「高次脳機能障害」1.1%、「喀痰吸引」（が必要）0.9%、「インスリン注射」（が必要）0.7%、「経管栄養」0.5%、「導尿」（が必要）0.5%、「人工透析」（が必要）0.2%であった。

図表2-8-1. 医療ケア・障害の有無... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	喀痰吸引	149	0.7	0.9
2	経管栄養	87	0.4	0.5
3	強度行動障害	520	2.3	3.1
4	高次脳機能障害	179	0.8	1.1
5	インスリン注射	118	0.5	0.7
6	人工透析	39	0.2	0.2
7	てんかん	1,974	8.7	11.9
8	導尿	76	0.3	0.5
9	ない	13,824	61.2	83.3
	無回答	6,003	26.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

(9) 行動関連項目の点数

障害支援区分認定の行動関連項目の点数を尋ねた。無回答が96.4%であった。これは、同点数が一般には知られていない、知らされていないからではないかと推察される。

図表2-9-1. 行動関連項目点数... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1点	60	0.3	7.3
2	2点	64	0.3	7.8
3	3点	53	0.2	6.4
4	4点	61	0.3	7.4
5	5点	47	0.2	5.7
6	6点	43	0.2	5.2
7	7点	30	0.1	3.6
8	8点	34	0.2	4.1
9	9点	23	0.1	2.8
10	10点	199	0.9	24.2
11	11点~15点	135	0.6	16.4
12	16点以上	74	0.3	9.0
	無回答	21,771	96.4	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-8-2.医療ケア・障害の有無と障害支援区分等(横計)

	合計	医療ケア・障害の有無										医療ケア・障害の有無									
		喀痰吸引	経管栄養	強度行動障害	高次脳機能障害	インスリン注射	人工透析	てんかん	導尿	ない	無回答	喀痰吸引	経管栄養	強度行動障害	高次脳機能障害	インスリン注射	人工透析	てんかん	導尿	ない	無回答
全体	16591	149	87	520	179	118	39	1974	76	13824	6003	0.9	0.5	3.1	1.1	0.7	0.2	11.9	0.5	83.3	
年齢	15～19歳	186	2	0	6	0	0	1	11	0	167	68	1.1	0.0	3.2	0.0	0.0	0.5	5.9	0.0	89.8
	20～24歳	807	9	1	32	2	2	1	79	3	695	315	1.1	0.1	4.0	0.2	0.2	0.1	9.8	0.4	86.1
	25～29歳	1033	11	8	54	4	3	0	129	3	858	351	1.1	0.8	5.2	0.4	0.3	0.0	12.5	0.3	83.1
	30～34歳	1271	12	3	70	14	3	2	172	3	1030	436	0.9	0.2	5.5	1.1	0.2	0.2	13.5	0.2	81.0
	35～39歳	1519	10	7	79	17	5	3	240	2	1195	504	0.7	0.5	5.2	1.1	0.3	0.2	15.8	0.1	78.7
	40～44歳	1953	24	10	99	15	9	5	305	3	1534	620	1.2	0.5	5.1	0.8	0.5	0.3	15.6	0.2	78.5
	45～49歳	2150	22	14	88	22	10	6	322	17	1705	749	1.0	0.7	4.1	1.0	0.5	0.3	15.0	0.8	79.3
	50～54歳	1984	14	10	50	33	15	5	254	15	1631	598	0.7	0.5	2.5	1.7	0.8	0.3	12.8	0.8	82.2
	55～59歳	1657	8	7	17	24	17	8	190	4	1408	569	0.5	0.4	1.0	1.4	1.0	0.5	11.5	0.2	85.0
	60～64歳	1589	11	10	9	27	22	6	109	11	1407	508	0.7	0.6	0.6	1.7	1.4	0.4	6.9	0.7	88.5
	65～69歳	1332	14	12	9	13	20	1	94	6	1193	488	1.1	0.9	0.7	1.0	1.5	0.1	7.1	0.5	89.6
	70～74歳	554	7	4	2	3	8	1	31	5	500	221	1.3	0.7	0.4	0.5	1.4	0.2	5.6	0.9	90.3
75～80歳	229	4	0	0	0	2	0	11	1	212	71	1.7	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	4.8	0.4	92.6	
81歳以上	66	1	1	0	2	0	0	0	1	63	34	1.5	1.5	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	1.5	95.5	
障害支援区分	区分1	548	3	1	1	7	4	1	22	1	513	71	0.5	0.2	0.2	1.3	0.7	0.2	4.0	0.2	93.6
	区分2	3138	12	8	0	36	25	6	187	11	2883	442	0.4	0.3	0.0	1.1	0.8	0.2	6.0	0.4	91.9
	区分3	3827	21	11	6	43	27	4	282	18	3447	564	0.5	0.3	0.2	1.1	0.7	0.1	7.4	0.5	90.1
	区分4	2952	30	4	16	24	16	8	324	13	2554	470	1.0	0.1	0.5	0.8	0.5	0.3	11.0	0.4	86.5
	区分5	1684	11	0	68	18	13	3	287	8	1310	292	0.7	0.0	4.0	1.1	0.8	0.2	17.0	0.5	77.8
	区分6(7を除く)	1255	34	30	231	10	6	3	397	11	664	245	2.7	2.4	18.4	0.8	0.5	0.2	31.6	0.9	52.9
	重度包括支援	75	4	2	32	0	1	0	21	3	22	9	5.3	2.7	42.7	0.0	1.3	0.0	28.0	4.0	29.3
	非該当	1402	6	5	0	7	10	0	48	4	1333	178	0.4	0.4	0.0	0.5	0.7	0.0	3.4	0.3	95.1
未認定	855	1	7	0	2	3	1	30	0	817	92	0.1	0.8	0.0	0.2	0.4	0.1	3.5	0.0	95.6	
障害の種別	知的	11958	122	27	500	44	68	21	1773	52	9650	3871	1.0	0.2	4.2	0.4	0.6	0.2	14.8	0.4	80.7
	精神	4212	7	46	24	83	38	5	231	17	3807	1613	0.2	1.1	0.6	2.0	0.9	0.1	5.5	0.4	90.4
	身体	1419	37	26	36	79	17	18	325	21	939	537	2.6	1.8	2.5	5.6	1.2	1.3	22.9	1.5	66.2
	発達障害	493	3	2	98	2	1	0	85	1	345	204	0.6	0.4	19.9	0.4	0.2	0.0	17.2	0.2	70.0
難病	84	9	10	2	1	3	5	15	0	51	27	10.7	11.9	2.4	1.2	3.6	6.0	17.9	0.0	60.7	

(10) 身体障害（移動）の状況

「車イス（座位）」5.7%（無回答を除く、以下同）、「補装具」2.7%、「ストレッチャータイプ」0.4%、「特にない」91.8%であった。

図表2-10-1. 身体障害（移動）の状況... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	車椅子（座位）	910	4.0	5.7
2	ストレッチャータイプ	72	0.3	0.4
3	補装具	431	1.9	2.7
4	特にない	14,712	65.1	91.8
	無回答	6,562	29.0	
	全体	22,594	100.0	100.0

(11) 介助や見守りの状況

「不要」が40.7%（無回答を除く、以下同）、「介助は必要ないが見守りが必要」29.5%、「一部介助」24.6%、「全介助」5.0%であった。

図表2-11-1. 介助や見守りの状況... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	全介助	1,020	4.5	5.0
2	一部介助	5,014	22.2	24.8
3	介助は必要ないが見守りが必要	5,982	26.5	29.5
4	不要	8,239	36.5	40.7
	無回答	2,335	10.3	
	全体	22,590	100.0	100.0

(12) 食事に関する配慮

「減塩・低糖・低たんぱく・低カリウム等の調理段階からの工夫が必要」7.0%、「食形状（刻み・とろみ・ペースト等）の加工が必要」6.0%、「その他特別な配慮が必要」4.6%等であった。

「1～4の対応は不要」は83.2%であった。

図表2-12-1. 食事に関する配慮... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	減塩・低糖・低たんぱく・低カリウム等の調理段階からの工夫が必要	1,508	6.7	7.0
2	食形状（刻み・とろみ・ペースト等）の加工が必要	1,297	5.7	6.0
3	経管栄養（経鼻経管・胃ろう・腸ろう）が必要	52	0.2	0.2
4	その他の特別な配慮が必要	988	4.4	4.6
5	1～4の対応は不要	17,844	79.0	83.2
	無回答	1,147	5.1	
	全体	22,594	100.0	100.0

(13) 最近の状態の変化・支援の変化

「最近特に変化はない」は60.1%（無回答を除く、以下同）であった。

状態や支援の変化としては（MA）「体力が低下した」22.9%、「通院が増えた」11.7%、「介護の必要性が増した」9.1%、「親・親族への連絡・確認事項の増加」7.1%、「親の高齢化に伴う対応が増加」5.5%等となっている。

図表2-13-1. 最近の状態の変化・支援の変化... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	体力が低下した	4,266	18.9	22.9
2	介護の必要性が増した	1,697	7.5	9.1
3	通院が増えた	2,187	9.7	11.7
4	医療ケアが必要になった（増した）	610	2.7	3.3
5	就労・通所日数が減少	747	3.3	4.0
6	二次障害が出た・悪化した	359	1.6	1.9
7	訪問リハビリ利用を開始（増加）	98	0.4	0.5
8	訪問看護利用開始（増加）	209	0.9	1.1
9	親・親族へ連絡・確認事項の増加	1,326	5.9	7.1
10	親の高齢化に伴う対応が増加	1,030	4.6	5.5
11	最近特に変化はない	11,187	49.5	60.1
	無回答	3,970	17.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

(14) 変化の原因

先に見た最近の状態の変化・支援の変化の原因としては、「高齢化」57.5%（無回答を除く、以下同）、「障害の重度化」22.9%等となっている。

図表2-14-1. 変化の原因... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	障害の重度化	1,579	7.0	22.9
2	高齢化	3,961	17.5	57.5
3	病气	1,481	6.6	21.5
4	事故	96	0.4	1.4
5	その他	1,097	4.9	15.9
	無回答	15,705	69.5	
	全体	22,594	100.0	100.0

(15) 必要な支援量と障害支援区分毎の生活支援員配置基準

「基準通りで支援の不足はない」68.0%（無回答を除く、以下同）、「生活支援員配置基準を超える支援が必要」18.9%、「区分2以下だが生活支援員の支援（または世話人の配置基準以上の支援）が必要」6.8%であった。

図表2-15-1. 必要な支援量と障害支援区分ごとの生活支援員配置基準... (SA)

No.	カテゴリー名	回答	%	回答
1	区分2以下だが生活支援員の支援（または世話人の配置基準以上の支援）が必要	1,377	6.1	6.8
2	生活支援員配置基準を超える支援が必要	3,859	17.1	18.9
3	基準通りで支援の不足はない	13,878	61.4	68.0
4	わからない	1,281	5.7	6.3
	無回答	2,199	9.7	
	全体	22,594	100.0	100.0

(16) 個別的な生活形態の方が適していると思うことがあるか

「GHの共同生活が適している」は67.8%（無回答を除く、以下同）であった。

図表2-16-1. 個別的な生活形態の方が適していると思うことがあるか... (SA)

No.	カテゴリー名	回答	%	回答
1	常にある	801	3.5	3.9
2	時々ある	1,978	8.8	9.6
3	どちらともいえない	2,890	12.8	14.0
4	GHの共同生活が適している	14,007	62.0	67.8
5	わからない	985	4.4	4.8
	無回答	1,933	8.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-11-2.介助や見守りの状況と障害支援区分等(横計)

	合計	介助や見守りの状況					介助や見守りの状況				
		全介助	一部介助	介助は必要ないが見守	不要	無回答	全介助	一部介助	介助は必要ないが見守	不要	無回答
全体	20255	1020	5014	5982	8239	2335	5.0	24.8	29.5	40.7	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	16054	880	4374	4910	5890	1834	5.5	27.2	30.6	36.7
	日中サービス支援型	104	16	40	20	28	13	15.4	38.5	19.2	26.9
	外部サービス利用型(5を除く)	2838	73	393	679	1693	349	2.6	13.8	23.9	59.7
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	274	5	51	65	153	24	1.8	18.6	23.7	55.8
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	209	16	40	59	94	36	7.7	19.1	28.2	45.0
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	226	7	40	68	111	28	3.1	17.7	30.1	49.1
	20～24歳	997	53	188	248	508	124	5.3	18.9	24.9	51.0
	25～29歳	1248	66	304	322	556	136	5.3	24.4	25.8	44.6
	30～34歳	1559	103	366	452	638	148	6.6	23.5	29.0	40.9
	35～39歳	1840	131	449	554	706	182	7.1	24.4	30.1	38.4
	40～44歳	2345	139	614	701	891	226	5.9	26.2	29.9	38.0
	45～49歳	2636	162	664	763	1047	263	6.1	25.2	28.9	39.7
	50～54歳	2359	116	604	670	969	223	4.9	25.6	28.4	41.1
	55～59歳	2009	76	490	609	834	217	3.8	24.4	30.3	41.5
	60～64歳	1951	55	477	574	845	146	2.8	24.4	29.4	43.3
	65～69歳	1669	45	425	536	663	151	2.7	25.5	32.1	39.7
	70～74歳	703	23	195	247	238	72	3.3	27.7	35.1	33.9
	75～80歳	290	13	109	96	72	10	4.5	37.6	33.1	24.8
81歳以上	88	9	27	31	21	12	10.2	30.7	35.2	23.9	
障害支援区分	区分1	541	3	35	147	356	78	0.6	6.5	27.2	65.8
	区分2	3221	3	285	984	1949	359	0.1	8.8	30.5	60.5
	区分3	4035	17	803	1526	1689	356	0.4	19.9	37.8	41.9
	区分4	3172	36	1212	1126	798	248	1.1	38.2	35.5	25.2
	区分5	1835	130	1065	437	203	141	7.1	58.0	23.8	11.1
	区分6(7を除く)	1428	612	648	132	36	72	42.9	45.4	9.2	2.5
	重度包括支援	83	34	24	17	8	1	41.0	28.9	20.5	9.6
	非該当	1446	2	60	251	1133	134	0.1	4.1	17.4	78.4
	未認定	895	2	34	226	633	50	0.2	3.8	25.3	70.7
障害の種類	知的	14698	857	4390	4681	4770	1127	5.8	29.9	31.8	32.5
	精神	5174	70	541	1331	3232	650	1.4	10.5	25.7	62.5
	身体	1841	430	684	349	378	115	23.4	37.2	19.0	20.5
	発達障害	635	31	188	155	261	62	4.9	29.6	24.4	41.1
	難病	104	26	42	21	15	7	25.0	40.4	20.2	14.4
居宅介護実利用区分	身体介護住居実利用(住居内)	164	66	73	21	4	7	40.2	44.5	12.8	2.4
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	92	73	18	1	0	4	79.3	19.6	1.1	0.0
	受託居宅介護 実利用	21	4	7	7	3	15	19.0	33.3	33.3	14.3
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	11	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	1	3	0	0	0	25.0	75.0	0.0	0.0

図表2-12-2.食事に関する配慮と障害支援区分等

	合計	食事に関する配慮						食事に関する配慮					
		減塩・ 低糖・ 低たん ぱく・低 カリウ ム等の 調理段 階から の工夫 が必要	食形状 (刻み・ とろみ・ ペース ト等)の 加工が 必要	経管栄 養食 (経鼻 経管・ 胃ろう・ 腸ろう) が必要	その他 の特別 な配慮 が必要	1～4の 対応は 不要	無回答	減塩・ 低糖・ 低たん ぱく・低 カリウ ム等の 調理段 階から の工夫 が必要	食形状 (刻 み・と ろみ・ ペース ト等) の加工 が必要	経管栄 養食 (経鼻 経管・ 胃ろ う・腸 ろう) が必要	その他 の特別 な配慮 が必要	1～4の 対応は 不要	無回答
全体	21447	1508	1297	52	988	17844	1147	7.0	6.0	0.2	4.6	83.2	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	16975	1244	1111	43	789	14006	915	7.3	6.5	0.3	4.6	82.5
	日中サービス支援型	108	7	9	1	14	77	9	6.5	8.3	0.9	13.0	71.3
	外部サービス利用型(5を除く)	3053	170	109	6	107	2676	136	5.6	3.6	0.2	3.5	87.7
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	261	8	16	0	24	215	37	3.1	6.1	0.0	9.2	82.4
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	237	18	15	0	24	181	8	7.6	6.3	0.0	10.1	76.4
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	241	5	3	0	6	227	13	2.1	1.2	0.0	2.5	94.2
	20～24歳	1074	35	37	0	30	978	48	3.3	3.4	0.0	2.8	91.1
	25～29歳	1335	60	60	6	58	1160	49	4.5	4.5	0.4	4.3	86.9
	30～34歳	1646	81	78	6	84	1411	61	4.9	4.7	0.4	5.1	85.7
	35～39歳	1942	106	100	2	107	1640	81	5.5	5.1	0.1	5.5	84.4
	40～44歳	2473	159	138	12	106	2083	100	6.4	5.6	0.5	4.3	84.2
	45～49歳	2797	183	142	13	118	2367	102	6.5	5.1	0.5	4.2	84.6
	50～54歳	2487	178	156	5	121	2058	95	7.2	6.3	0.2	4.9	82.8
	55～59歳	2149	158	136	2	93	1784	77	7.4	6.3	0.1	4.3	83.0
	60～64歳	2021	160	140	2	92	1653	76	7.9	6.9	0.1	4.6	81.8
	65～69歳	1763	186	144	3	96	1370	57	10.6	8.2	0.2	5.4	77.7
	70～74歳	759	111	82	0	38	542	16	14.6	10.8	0.0	5.0	71.4
	75～80歳	296	48	48	0	17	194	4	16.2	16.2	0.0	5.7	65.5
81歳以上	97	17	20	1	9	57	3	17.5	20.6	1.0	9.3	58.8	
障害 支援 区分	区分1	593	40	9	0	13	532	26	6.7	1.5	0.0	2.2	89.7
	区分2	3427	201	32	0	69	3134	153	5.9	0.9	0.0	2.0	91.5
	区分3	4265	312	134	2	141	3704	126	7.3	3.1	0.0	3.3	86.8
	区分4	3335	280	165	1	178	2743	87	8.4	4.9	0.0	5.3	82.2
	区分5	1920	185	219	1	154	1407	56	9.6	11.4	0.1	8.0	73.3
	区分6(7を除く)	1467	140	482	32	146	756	33	9.5	32.9	2.2	10.0	51.5
	重度包括支援	83	7	23	3	11	42	1	8.4	27.7	3.6	13.3	50.6
	非該当	1546	86	15	0	16	1431	34	5.6	1.0	0.0	1.0	92.6
	未認定	922	17	6	1	13	885	25	1.8	0.7	0.1	1.4	96.0
障害 の種 別	知的	15371	1204	1097	37	812	12425	458	7.8	7.1	0.2	5.3	80.8
	精神	5595	267	157	4	155	5044	230	4.8	2.8	0.1	2.8	90.2
	身体	1901	185	362	25	130	1263	55	9.7	19.0	1.3	6.8	66.4
	発達障害	680	62	47	0	54	527	17	9.1	6.9	0.0	7.9	77.5
	難病	110	16	16	10	13	62	1	14.5	14.5	9.1	11.8	56.4
介助 や見 守り の状 況	全介助	997	126	400	37	118	399	22	12.6	40.1	3.7	11.8	40.0
	一部介助	4866	485	596	6	422	3459	148	10.0	12.2	0.1	8.7	71.1
	介助は必要ないが見守りが必要	5866	498	176	2	259	4970	116	8.5	3.0	0.0	4.4	84.7
	不要	8166	292	52	2	129	7697	73	3.6	0.6	0.0	1.6	94.3
居宅 介護 実利 用区 分	身体介護住居実利用(住居内)	160	16	51	4	20	73	11	10.0	31.9	2.5	12.5	45.6
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	94	13	29	10	15	32	2	13.8	30.9	10.6	16.0	34.0
	受託居宅介護 実利用	33	0	3	0	0	30	3	0.0	9.1	0.0	0.0	90.9
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	0	4	0	1	6	0	0.0	36.4	0.0	9.1	54.5
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	0	1	0	0	3	0	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0

図表2-13-2.最近の状態の変化・支援の変化と障害支援区分等(横計)

	合計	最近の状態の変化・支援の変化												
		体力が低下した	介護の必要が増した	通院が増えた	医療ケアが必要になった(増した)	就労・通所日数が減少	二次障害が出た・悪化した	訪問リハビリ利用を開始(増加)	訪問看護利用開始(増加)	親・親族へ連絡・確認事項の増加	親の高齢化に伴う対応が増加	最近特に変化はない	無回答	
全体	18624	4266	1697	2187	610	747	359	98	209	1326	1030	11187	3970	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	14687	3479	1475	1757	504	593	299	86	146	1088	896	8675	3203
	日中サービス支援型	109	16	5	10	6	2	5	1	1	5	2	77	8
	外部サービス利用型(5を除く)	2556	515	151	298	71	101	42	8	28	160	94	1633	633
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	257	65	16	22	6	14	2	0	0	12	6	155	41
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	207	45	13	10	1	4	1	0	0	7	9	137	38
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢	15～19歳	202	5	2	17	4	9	2	0	0	13	0	162	52
	20～24歳	916	15	22	42	17	42	22	3	9	50	4	755	206
	25～29歳	1111	23	31	52	19	26	22	4	9	77	20	909	273
	30～34歳	1358	92	47	92	35	34	23	5	5	86	28	1061	349
	35～39歳	1639	152	103	140	37	55	26	9	12	151	92	1186	384
	40～44歳	2116	296	142	198	59	72	46	11	18	191	152	1390	457
	45～49歳	2360	437	223	248	76	78	41	18	26	198	232	1447	539
	50～54歳	2201	512	207	271	67	73	37	10	29	166	211	1261	381
	55～59歳	1920	569	191	267	72	84	50	9	31	122	133	1035	306
	60～64歳	1801	657	206	290	72	83	32	8	22	96	78	883	296
	65～69歳	1611	793	255	304	76	101	35	13	30	97	41	599	209
	70～74歳	688	414	129	138	37	52	12	3	12	35	9	197	87
	75～80歳	284	187	79	74	21	19	5	4	1	20	9	63	16
81歳以上	88	58	32	13	8	4	1	0	0	5	4	18	12	
障害支援区分	区分1	580	66	7	37	12	18	8	0	7	12	13	448	39
	区分2	3373	473	96	271	55	155	51	3	29	147	73	2467	207
	区分3	4155	897	228	481	132	171	58	6	26	238	139	2680	236
	区分4	3244	807	327	419	100	106	67	10	27	247	199	1889	178
	区分5	1886	530	338	251	60	40	38	12	16	181	184	962	90
	区分6(7を除く)	1418	487	364	177	82	19	50	42	28	188	224	609	82
	重度包括支援	84	28	20	16	5	2	2	2	4	23	22	39	0
	非該当	1484	169	15	105	20	50	15	1	40	46	18	1128	96
未認定	902	120	17	79	23	42	13	0	4	31	8	672	45	
障害の種類	知的	13373	3179	1366	1701	393	385	227	65	77	1058	892	7911	2456
	精神	4776	1024	296	505	219	367	133	21	135	285	106	2862	1049
	身体	1669	641	341	279	86	51	54	57	39	156	175	724	287
	発達障害	526	59	20	48	18	35	27	1	4	56	32	313	171
	難病	84	32	28	20	15	7	9	2	5	11	8	30	27
居宅介護実利用区分	身体介護住居実利用(住居内)	137	50	42	24	8	5	8	6	0	29	38	44	34
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	80	62	34	28	10	4	8	8	5	15	11	4	16
	受託居宅介護 実利用	28	12	7	6	2	1	0	0	0	0	3	13	8
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	4	7	3	4	2	2	1	2	1	1	0	0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0

図表2-13-2.最近の状態の変化・支援の変化と障害支援区分等(横計)

	最近の状態の変化・支援の変化											
	体力が低下した	介護の必要が増した	通院が増えた	医療ケアが必要になった	就労・通所日数が減少	二次障害が出た・悪化した	訪問リハビリ利用を開始	訪問看護利用開始(増加)	親・親族へ連絡・確認事項の増加	親の年齢に伴う対応が増加	高齢化には変化はない	最近特には変化はない
全体	22.9	9.1	11.7	3.3	4.0	1.9	0.5	1.1	7.1	5.5	60.1	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	23.7	10.0	12.0	3.4	4.0	2.0	0.6	1.0	7.4	6.1	59.1
	日中サービス支援型	14.7	4.6	9.2	5.5	1.8	4.6	0.9	0.9	4.6	1.8	70.6
	外部サービス利用型(5を除く)	20.1	5.9	11.7	2.8	4.0	1.6	0.3	1.1	6.3	3.7	63.9
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	25.3	6.2	8.6	2.3	5.4	0.8	0.0	0.0	4.7	2.3	60.3
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	21.7	6.3	4.8	0.5	1.9	0.5	0.0	0.0	3.4	4.3	66.2
	重度包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	2.5	1.0	8.4	2.0	4.5	1.0	0.0	0.0	6.4	0.0	80.2
	20～24歳	1.6	2.4	4.6	1.9	4.6	2.4	0.3	1.0	5.5	0.4	82.4
	25～29歳	2.1	2.8	4.7	1.7	2.3	2.0	0.4	0.8	6.9	1.8	81.8
	30～34歳	6.8	3.5	6.8	2.6	2.5	1.7	0.4	0.4	6.3	2.1	78.1
	35～39歳	9.3	6.3	8.5	2.3	3.4	1.6	0.5	0.7	9.2	5.6	72.4
	40～44歳	14.0	6.7	9.4	2.8	3.4	2.2	0.5	0.9	9.0	7.2	65.7
	45～49歳	18.5	9.4	10.5	3.2	3.3	1.7	0.8	1.1	8.4	9.8	61.3
	50～54歳	23.3	9.4	12.3	3.0	3.3	1.7	0.5	1.3	7.5	9.6	57.3
	55～59歳	29.6	9.9	13.9	3.8	4.4	2.6	0.5	1.6	6.4	6.9	53.9
	60～64歳	36.5	11.4	16.1	4.0	4.6	1.8	0.4	1.2	5.3	4.3	49.0
	65～69歳	49.2	15.8	18.9	4.7	6.3	2.2	0.8	1.9	6.0	2.5	37.2
	70～74歳	60.2	18.8	20.1	5.4	7.6	1.7	0.4	1.7	5.1	1.3	28.6
75～80歳	65.8	27.8	26.1	7.4	6.7	1.8	1.4	0.4	7.0	3.2	22.2	
81歳以上	65.9	36.4	14.8	9.1	4.5	1.1	0.0	0.0	5.7	4.5	20.5	
障害支援区分	区分1	11.4	1.2	6.4	2.1	3.1	1.4	0.0	1.2	2.1	2.2	77.2
	区分2	14.0	2.8	8.0	1.6	4.6	1.5	0.1	0.9	4.4	2.2	73.1
	区分3	21.6	5.5	11.6	3.2	4.1	1.4	0.1	0.6	5.7	3.3	64.5
	区分4	24.9	10.1	12.9	3.1	3.3	2.1	0.3	0.8	7.6	6.1	58.2
	区分5	28.1	17.9	13.3	3.2	2.1	2.0	0.6	0.8	9.6	9.8	51.0
	区分6(7を除く)	34.3	25.7	12.5	5.8	1.3	3.5	3.0	2.0	13.3	15.8	42.9
	重度包括支援	33.3	23.8	19.0	6.0	2.4	2.4	2.4	4.8	27.4	26.2	46.4
	非該当	11.4	1.0	7.1	1.3	3.4	1.0	0.1	2.7	3.1	1.2	76.0
	未認定	13.3	1.9	8.8	2.5	4.7	1.4	0.0	0.4	3.4	0.9	74.5
障害の種類	知的	23.8	10.2	12.7	2.9	2.9	1.7	0.5	0.6	7.9	6.7	59.2
	精神	21.4	6.2	10.6	4.6	7.7	2.8	0.4	2.8	6.0	2.2	59.9
	身体	38.4	20.4	16.7	5.2	3.1	3.2	3.4	2.3	9.3	10.5	43.4
	発達障害	11.2	3.8	9.1	3.4	6.7	5.1	0.2	0.8	10.6	6.1	59.5
	難病	38.1	33.3	23.8	17.9	8.3	10.7	2.4	6.0	13.1	9.5	35.7
居宅介護実用区分	身体介護住居実利用(住居内)	36.5	30.7	17.5	5.8	3.6	5.8	4.4	0.0	21.2	27.7	32.1
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	77.5	42.5	35.0	12.5	5.0	10.0	10.0	6.3	18.8	13.8	5.0
	受託居宅介護 実利用	42.9	25.0	21.4	7.1	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	10.7	46.4
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	36.4	63.6	27.3	36.4	18.2	18.2	9.1	18.2	9.1	9.1	0.0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0

図表2-14-2.変化の原因と障害支援区分等(横計)

	合計	変化の原因						変化の原因					
		障害の 重度化	高齢化	病気	事故	その他	無回答	障害の 重度化	高齢化	病気	事故	その他	無回答
全体	6889	1579	3961	1481	96	1097	15705	22.9	57.5	21.5	1.4	15.9	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	5569	1374	3239	1174	77	878	12321	24.7	58.2	21.1	1.4	15.8
	日中サービス支援型	28	6	13	5	1	6	89	21.4	46.4	17.9	3.6	21.4
	外部サービス利用型(5を除く)	885	130	505	218	11	143	2304	14.7	57.1	24.6	1.2	16.2
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	86	11	52	15	1	15	212	12.8	60.5	17.4	1.2	17.4
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	66	14	44	3	2	10	179	21.2	66.7	4.5	3.0	15.2
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	33	4	2	10	0	17	221	12.1	6.1	30.3	0.0	51.5
	20～24歳	147	39	5	35	0	72	975	26.5	3.4	23.8	0.0	49.0
	25～29歳	179	62	5	40	2	79	1205	34.6	2.8	22.3	1.1	44.1
	30～34歳	271	99	28	69	5	92	1436	36.5	10.3	25.5	1.8	33.9
	35～39歳	418	147	104	98	7	123	1605	35.2	24.9	23.4	1.7	29.4
	40～44歳	651	205	223	166	9	146	1922	31.5	34.3	25.5	1.4	22.4
	45～49歳	831	233	367	192	13	174	2068	28.0	44.2	23.1	1.6	20.9
	50～54歳	861	198	453	215	13	148	1721	23.0	52.6	25.0	1.5	17.2
	55～59歳	813	195	519	190	10	94	1413	24.0	63.8	23.4	1.2	11.6
	60～64歳	872	155	678	165	15	68	1225	17.8	77.8	18.9	1.7	7.8
	65～69歳	970	127	835	170	16	40	850	13.1	86.1	17.5	1.6	4.1
	70～74歳	464	63	420	64	3	15	311	13.6	90.5	13.8	0.6	3.2
	75～80歳	215	19	207	30	2	9	85	8.8	96.3	14.0	0.9	4.2
81歳以上	63	10	59	11	1	0	37	15.9	93.7	17.5	1.6	0.0	
障害 支援 区分	区分1	111	8	58	28	3	23	508	7.2	52.3	25.2	2.7	20.7
	区分2	811	120	430	212	16	140	2769	14.8	53.0	26.1	2.0	17.3
	区分3	1335	222	810	309	21	198	3056	16.6	60.7	23.1	1.6	14.8
	区分4	1242	265	751	259	11	194	2180	21.3	60.5	20.9	0.9	15.6
	区分5	842	257	532	160	13	100	1134	30.5	63.2	19.0	1.5	11.9
	区分6(7を除く)	754	335	440	103	7	90	746	44.4	58.4	13.7	0.9	11.9
	重度包括支援	38	18	33	6	0	2	46	47.4	86.8	15.8	0.0	5.3
	非該当	329	35	164	85	4	57	1251	10.6	49.8	25.8	1.2	17.3
	未認定	209	31	104	49	4	43	738	14.8	49.8	23.4	1.9	20.6
障害 の種 別	知的	5103	1180	3008	1051	69	789	10726	23.1	58.9	20.6	1.4	15.5
	精神	1751	391	892	433	26	323	4074	22.3	50.9	24.7	1.5	18.4
	身体	897	338	535	189	17	96	1059	37.7	59.6	21.1	1.9	10.7
	発達障害	200	44	63	34	0	66	497	22.0	31.5	17.0	0.0	33.0
居宅 介護 実利 用区 分	難病	55	31	18	28	1	3	56	56.4	32.7	50.9	1.8	5.5
	身体介護住居実利用(住居内)	92	28	67	16	0	12	79	30.4	72.8	17.4	0.0	13.0
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	69	33	45	17	3	9	27	47.8	65.2	24.6	4.3	13.0
	受託居宅介護 実利用	14	5	8	2	0	1	22	35.7	57.1	14.3	0.0	7.1
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	7	5	1	1	1	0	63.6	45.5	9.1	9.1	9.1
身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	2	2	0	0	0	0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表2-15-2.必要な支援量と障害支援区分毎の生活支援員配置(障害支援区分等別)(横計)

	合計	必要な支援量と障害支援区分ごとの生活支援員配置基準					必要な支援量と障害支援区分ごとの生活支援員配置基準				
		区分2以下 だが生活 支援員の 支援(また は世話人 の配置基 準以上の 支援)が必 要	生活支 援員配 置基準を 超える支 援が必要	基準通り で支援 の不足 はない	わから ない	無回答	区分2以 下だが生 活支援員 の支援 (または 世話人の 配置基準 以上の支 援)が必 要	生活支 援員配 置基準を 超える支 援が必要	基準通り で支 援の不足 はない	わから ない	無回答
全体	20395	1377	3859	13878	1281	2199	6.8	18.9	68.0	6.3	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	16161	1159	3276	10773	953	1729	7.2	20.3	66.7	5.9
	日中サービス支援型	111	10	33	65	3	6	9.0	29.7	58.6	2.7
	外部サービス利用型(5を除く)	2889	157	364	2169	199	300	5.4	12.6	75.1	6.9
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	245	2	28	205	10	53	0.8	11.4	83.7	4.1
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	230	7	38	136	49	15	3.0	16.5	59.1	21.3
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	231	13	41	158	19	23	5.6	17.7	68.4	8.2
	20～24歳	1030	87	162	725	56	92	8.4	15.7	70.4	5.4
	25～29歳	1283	108	217	871	87	101	8.4	16.9	67.9	6.8
	30～34歳	1556	99	285	1071	101	151	6.4	18.3	68.8	6.5
	35～39歳	1838	103	365	1233	137	185	5.6	19.9	67.1	7.5
	40～44歳	2347	159	463	1585	140	226	6.8	19.7	67.5	6.0
	45～49歳	2649	151	549	1769	180	250	5.7	20.7	66.8	6.8
	50～54歳	2384	159	426	1659	140	198	6.7	17.9	69.6	5.9
	55～59歳	2019	138	362	1401	118	207	6.8	17.9	69.4	5.8
	60～64歳	1960	115	352	1375	118	137	5.9	18.0	70.2	6.0
	65～69歳	1678	128	303	1150	97	142	7.6	18.1	68.5	5.8
	70～74歳	721	40	171	474	36	54	5.5	23.7	65.7	5.0
	75～80歳	282	26	65	174	17	18	9.2	23.0	61.7	6.0
81歳以上	93	9	28	50	6	7	9.7	30.1	53.8	6.5	
障害 支援 区分	区分1	529	83	25	396	25	90	15.7	4.7	74.9	4.7
	区分2	3290	533	244	2312	201	290	16.2	7.4	70.3	6.1
	区分3	4035	125	725	2902	283	356	3.1	18.0	71.9	7.0
	区分4	3142	80	827	2000	235	280	2.5	26.3	63.7	7.5
	区分5	1789	28	583	1032	146	187	1.6	32.6	57.7	8.2
	区分6(7を除く)	1375	16	682	595	82	125	1.2	49.6	43.3	6.0
	重度包括支援	65	3	28	31	3	19	4.6	43.1	47.7	4.6
	非該当	1465	134	31	1215	85	115	9.1	2.1	82.9	5.8
	未認定	873	143	36	606	88	74	16.4	4.1	69.4	10.1
障害 の種 別	知的	14678	930	3181	9675	892	1151	6.3	21.7	65.9	6.1
	精神	5302	464	687	3811	340	523	8.8	13.0	71.9	6.4
	身体	1814	58	529	1077	150	142	3.2	29.2	59.4	8.3
	発達障害	658	50	143	415	50	39	7.6	21.7	63.1	7.6
	難病	104	5	44	50	5	7	4.8	42.3	48.1	4.8
居宅 介護 実利 用区 分	身体介護住居実利用(住居内)	166	2	79	69	16	5	1.2	47.6	41.6	9.6
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	92	0	64	28	0	4	0.0	69.6	30.4	0.0
	受託居宅介護 実利用	32	0	10	22	0	4	0.0	31.3	68.8	0.0
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	0	5	6	0	0	0.0	45.5	54.5	0.0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	0	4	0	0	0	0.0	100.0	0.0	0.0

図表2-16-2.個別的な生活形態の方が適していると思事があるか(障害支援区分等別)(横計)

	合計	個別的な生活形態の方が適していると思うことがあるか						個別的な生活形態の方が適していると思うことが あるか					
		常に ある	時々 ある	どちら とも いえない	GHの 共同 生活 が適 して いる	わか らな い	無回 答	常に ある	時々 ある	どちら とも いえない	GHの 共同 生活 が適 して いる	わか らな い	無回 答
全体	20661	801	1978	2890	14007	985	1933	3.9	9.6	14.0	67.8	4.8	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	16395	640	1543	2361	11048	803	1495	3.9	9.4	14.4	67.4	4.9
	日中サービス支援型	112	3	4	7	96	2	5	2.7	3.6	6.3	85.7	1.8
	外部サービス利用型(5を除く)	2910	112	320	376	2002	100	279	3.8	11.0	12.9	68.8	3.4
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	262	11	33	36	177	5	36	4.2	12.6	13.7	67.6	1.9
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	218	5	9	30	142	32	27	2.3	4.1	13.8	65.1	14.7
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	235	13	27	37	137	21	19	5.5	11.5	15.7	58.3	8.9
	20～24歳	1025	62	131	155	621	56	97	6.0	12.8	15.1	60.6	5.5
	25～29歳	1290	87	154	179	812	58	94	6.7	11.9	13.9	62.9	4.5
	30～34歳	1581	70	194	231	1016	70	126	4.4	12.3	14.6	64.3	4.4
	35～39歳	1891	90	211	255	1252	83	132	4.8	11.2	13.5	66.2	4.4
	40～44歳	2391	105	232	342	1603	109	182	4.4	9.7	14.3	67.0	4.6
	45～49歳	2703	85	257	395	1866	100	196	3.1	9.5	14.6	69.0	3.7
	50～54歳	2404	96	224	320	1641	123	178	4.0	9.3	13.3	68.3	5.1
	55～59歳	2063	59	173	323	1401	107	163	2.9	8.4	15.7	67.9	5.2
	60～64歳	1936	64	152	246	1387	87	161	3.3	7.9	12.7	71.6	4.5
	65～69歳	1704	40	129	235	1212	88	116	2.3	7.6	13.8	71.1	5.2
	70～74歳	730	16	45	86	536	47	45	2.2	6.2	11.8	73.4	6.4
	75～80歳	279	4	15	37	209	14	21	1.4	5.4	13.3	74.9	5.0
81歳以上	88	3	1	7	72	5	12	3.4	1.1	8.0	81.8	5.7	
障害 支援 区分	区分1	538	44	68	70	334	22	81	8.2	12.6	13.0	62.1	4.1
	区分2	3312	192	407	563	1977	173	268	5.8	12.3	17.0	59.7	5.2
	区分3	4029	164	357	614	2680	214	362	4.1	8.9	15.2	66.5	5.3
	区分4	3194	87	244	421	2285	157	228	2.7	7.6	13.2	71.5	4.9
	区分5	1869	43	95	210	1414	107	107	2.3	5.1	11.2	75.7	5.7
	区分6(7を除く)	1424	38	56	129	1119	82	76	2.7	3.9	9.1	78.6	5.8
	重度包括支援	80	5	1	20	50	4	4	6.3	1.3	25.0	62.5	5.0
	非該当	1462	51	186	220	934	71	118	3.5	12.7	15.0	63.9	4.9
未認定	878	61	131	109	529	48	69	6.9	14.9	12.4	60.3	5.5	
障害 の種 別	知的	14840	480	1222	1937	10561	640	989	3.2	8.2	13.1	71.2	4.3
	精神	5394	309	693	899	3210	283	431	5.7	12.8	16.7	59.5	5.2
	身体	1827	63	163	217	1274	110	129	3.4	8.9	11.9	69.7	6.0
	発達障害	653	50	107	97	365	34	44	7.7	16.4	14.9	55.9	5.2
	難病	101	6	15	8	65	7	10	5.9	14.9	7.9	64.4	6.9
居宅 介護 実利 用区 分	身体介護住居実利用(住居内)	168	13	11	26	115	3	3	7.7	6.5	15.5	68.5	1.8
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	90	5	11	22	52	0	6	5.6	12.2	24.4	57.8	0.0
	受託居宅介護 実利用	29	0	2	5	19	3	7	0.0	6.9	17.2	65.5	10.3
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	1	4	2	4	0	0	9.1	36.4	18.2	36.4	0.0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	0	0	1	3	0	0	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0

(17) 成年後見の有無と類型

「なし」が88.6% (除無回答、以下同)、「後見」8.2%、「保佐」2.4%、「補助」0.8%であった。

図表2-17-1. 成年後見の類型と有無... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	後見	1,692	7.5	8.2
2	保佐	497	2.2	2.4
3	補助	169	0.7	0.8
4	なし	18,355	81.2	88.6
	無回答	1,881	8.3	
	全体	22,594	100.0	100.0

(18) 公的年金の受給

「障害基礎年金2級」57.1% (除無回答、以下同)、「障害基礎年金1級」31.2%等であった。

図表2-18-1. 公的年金の受給... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	障害基礎年金1級	6,257	27.7	31.2
2	障害基礎年金2級	11,458	50.7	57.1
3	障害厚生年金1級	148	0.7	0.7
4	障害厚生年金2級	457	2.0	2.3
5	障害厚生年金3級	141	0.6	0.7
6	その他の公的障害年金 (労災・予防接種健康被害救済制度等)	299	1.3	1.5
7	遺族基礎年金	74	0.3	0.4
8	遺族厚生年金	95	0.4	0.5
9	公的年金は受給していない	1,502	6.6	7.5
	無回答	2,524	11.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

(19) 公的年金の受給額

平均額は7.3万円であった。

図表2-19-1. 公的年金受給額(千円換算)月額... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	50000円未満	204	0.9	1.1
2	50000円～65000円未満	629	2.8	3.5
3	65000円～81000円未満	10,972	48.6	60.5
4	81000円～100000円未満	5,876	26.0	32.4
5	100000円以上	455	2.0	2.5
	無回答	4,458	19.7	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均額 7.3万円

(20) 月収

平均額は9.7万円であった。

9万円未満で56.2%、12万円未満80.7%となる (除無回答)。

図表2-20-1. 月収(千円)... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1万円未満	622	2.8	3.5
2	1～2万円未満	520	2.3	2.9
3	2～3万円未満	295	1.3	1.7
4	3～4万円未満	184	0.8	1.0
5	4～5万円未満	111	0.5	0.6
6	5～6万円未満	95	0.4	0.5
7	6～7万円未満	1,918	8.5	10.8
8	7～8万円未満	1,917	8.5	10.8
9	8～9万円未満	4,316	19.1	24.3
10	9～10万円未満	1,987	8.8	11.2
11	10～11万円未満	1,461	6.5	8.2
12	11～12万円未満	903	4.0	5.1
13	12～13万円未満	781	3.5	4.4
14	13～14万円未満	558	2.5	3.1
15	14～15万円未満	401	1.8	2.3
16	15～16万円未満	385	1.7	2.2
17	16～17万円未満	429	1.9	2.4
18	17～18万円未満	206	0.9	1.2
19	18～19万円未満	225	1.0	1.3
20	19～20万円未満	137	0.6	0.8
21	20～25万円未満	230	1.0	1.3
22	25～30万円未満	14	0.1	0.1
23	30～40万円未満	11	0.0	0.1
24	40～50万円未満	3	0.0	0.0
25	50万円以上	50	0.2	0.3
	無回答	4,835	21.4	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均額 9.7万円

(21) 生活費の収入源

「公的年金」が85.8%、「賃金・工賃」62.9% (MA、除無回答)、「生活保護」15.1%となっている。「親族からの仕送り」は8.4%であった。

図表2-21-1. 生活費の収入源... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	公的年金	17,811	78.8	85.8
2	賃金・工賃	13,058	57.8	62.9
3	生活保護	3,145	13.9	15.1
4	特別障害者手当	691	3.1	3.3
5	心身障害扶養共済	80	0.4	0.4
6	親族からの仕送り	1,746	7.7	8.4
7	預貯金切り崩し	1,012	4.5	4.9
8	民間保険の給付	43	0.2	0.2
9	その他	341	1.5	1.6
	無回答	1,825	8.1	
	全体	22,594	100.0	100.0

(22) (23) (24) 家賃 (月額)

家賃 (月額) をみてみよう。

ご本人から徴収した月額、平均 21,549 円であった。

国からの家賃助成の受給者の月額平均は、9,916 円であった。

自治体独自の家賃助成の受給者の月額平均は、15,142 円であった。

家賃の合計月額の平均は 31,162 円であった。

図表2-22・23・24-1.家賃(月額)

	人数				(%)				(無回答・不明を除く)(%)			
	本人徴収	国家賃助成	自治体独自助成	家賃合計	本人徴収	国家賃助成	自治体独自助成	家賃合計	本人徴収	国家賃助成	自治体独自助成	家賃合計
～1,000円未満	68	0	10	1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0
1,000～2,000円未満	197	45	62	2	0.9	0.2	0.3	0.0	1.0	0.2	1.3	0.0
2,000～3,000円未満	385	4	130	17	1.7	0.0	0.6	0.1	1.9	0.0	2.8	0.1
3,000～4,000円未満	197	10	60	6	0.9	0.0	0.3	0.0	1.0	0.1	1.3	0.0
4,000～5,000円未満	116	27	35	31	0.5	0.1	0.2	0.1	0.6	0.1	0.8	0.1
5,000～6,000円未満	843	46	136	27	3.8	0.2	0.6	0.1	4.1	0.2	2.9	0.1
6,000～7,000円未満	181	68	35	83	0.8	0.3	0.2	0.4	0.9	0.4	0.8	0.4
7,000～8,000円未満	334	78	62	26	1.5	0.3	0.3	0.1	1.6	0.4	1.3	0.1
8,000～9,000円未満	308	64	36	57	1.4	0.3	0.2	0.3	1.5	0.3	0.8	0.3
9,000～10,000円未満	125	66	30	54	0.6	0.3	0.1	0.2	0.6	0.4	0.6	0.3
10,000～15,000円未満	3,240	18,228	2,809	1,481	14.4	81.2	12.5	6.6	15.7	97.8	60.8	6.9
15,000～20,000円未満	3,663	0	367	1,741	16.3	0.0	1.6	7.8	17.8	0.0	7.9	8.1
20,000～25,000円未満	3,353	0	250	3,185	14.9	0.0	1.1	14.2	16.3	0.0	5.4	14.8
25,000～30,000円未満	2,895	0	189	3,543	12.9	0.0	0.8	15.8	14.0	0.0	4.1	16.5
30,000～35,000円未満	1,739	0	118	3,067	7.7	0.0	0.5	13.7	8.4	0.0	2.6	14.2
35,000～40,000円未満	990	0	62	2,731	4.4	0.0	0.3	12.2	4.8	0.0	1.3	12.7
40,000～45,000円未満	901	0	80	1,770	4.0	0.0	0.4	7.9	4.4	0.0	1.7	8.2
45,000～50,000円未満	329	0	15	924	1.5	0.0	0.1	4.1	1.6	0.0	0.3	4.3
50,000～55,000円未満	375	0	21	936	1.7	0.0	0.1	4.2	1.8	0.0	0.5	4.3
55,000～60,000円未満	112	0	61	476	0.5	0.0	0.3	2.1	0.5	0.0	1.3	2.2
60,000～65,000円未満	148	0	3	403	0.7	0.0	0.0	1.8	0.7	0.0	0.1	1.9
65,000～70,000円未満	25	0	5	300	0.1	0.0	0.0	1.3	0.1	0.0	0.1	1.4
70,000円以上	107	0	47	664	0.5	0.0	0.2	3.0	0.5	0.0	1.0	3.1
無回答・不明	1,825	3,820	17,833	931	8.1	17.0	79.4	4.1	-	-	-	-
計	22,456	22,456	22,456	22,456	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均	21,549	9,916	15,142	31,162								

(25) 空室の家賃負担（捻出）

入居者からみた空室の家賃負担状況をみると、「家賃設定に含む」は 11.9%（除無回答）であった。

図表2-25-1. 空室の家賃負担（捻出）... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	家賃設定に含む	2,054	9.1	11.9
2	報酬（訓練等給付費）を充当する	299	1.3	1.7
3	自治体の家賃助成金を充当する	3,004	13.3	17.3
4	助成金以外の事業費や法人から捻出する	9,236	40.9	53.3
5	その他	3,444	15.2	19.9
	無回答	5,275	23.3	
	全体	22,594	100.0	100.0

(26) 家賃以外の徴収費用（食材料費）

平均は 20,409 円であった。

図表2-26-1. 家賃以外の徴収費用（食材料費）... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	5000円未満	381	1.7	1.9
2	5000～10000円未満	846	3.7	4.3
3	10000～15000円未満	2,154	9.5	10.9
4	15000～20000円未満	5,161	22.8	26.1
5	20000～25000円未満	6,310	27.9	31.9
6	25000～30000円未満	2,726	12.1	13.8
7	30000～35000円未満	1,484	6.6	7.5
8	35000～40000円未満	500	2.2	2.5
9	40000～45000円未満	111	0.5	0.6
10	45000～50000円未満	58	0.3	0.3
11	50000～60000円未満	1	0.0	0.0
12	60000～70000円未満	7	0.0	0.0
13	70000～80000円未満	0	0.0	0.0
14	80000～90000円未満	0	0.0	0.0
15	90000～100000円未満	5	0.0	0.0
16	100000円以上	7	0.0	0.0
	無回答	2,843	12.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均額 20,409 円

(27) 家賃以外の徴収費用（水光熱費）

平均は 10,266 円であった。

図表2-27-1. 家賃以外の徴収費用（水光熱費）... (SA)

No.	カテゴリー名	回答	%	回答
1	5000円未満	1,750	7.7	8.8
2	5000～10000円未満	6,865	30.4	34.6
3	10000～15000円未満	8,087	35.8	40.8
4	15000～20000円未満	2,556	11.3	12.9
5	20000～25000円未満	422	1.9	2.1
6	25000～30000円未満	124	0.5	0.6
7	30000～35000円未満	6	0.0	0.0
8	35000～40000円未満	1	0.0	0.0
9	40000～45000円未満	0	0.0	0.0
10	45000～50000円未満	5	0.0	0.0
11	50000～60000円未満	0	0.0	0.0
12	60000～70000円未満	0	0.0	0.0
13	70000～80000円未満	0	0.0	0.0
14	80000～90000円未満	4	0.0	0.0
15	90000～100000円未満	5	0.0	0.0
16	100000円以上	18	0.1	0.1
	無回答	2,751	12.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均額 10,266 円

(28) 家賃以外の徴収費用（日用品費）

平均は 3,869 円であった。

図表2-28-1. 家賃以外の徴収費用（日用品費）... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	5000円未満	10,871	48.1	72.6
2	5000～10000円未満	2,933	13.0	19.6
3	10000～15000円未満	651	2.9	4.3
4	15000～20000円未満	300	1.3	2.0
5	20000～25000円未満	119	0.5	0.8
6	25000～30000円未満	46	0.2	0.3
7	30000～35000円未満	32	0.1	0.2
8	35000～40000円未満	7	0.0	0.0
9	40000～45000円未満	0	0.0	0.0
10	45000～50000円未満	0	0.0	0.0
11	50000～60000円未満	8	0.0	0.1
12	60000～70000円未満	0	0.0	0.0
13	70000～80000円未満	0	0.0	0.0
14	80000～90000円未満	16	0.1	0.1
15	90000～100000円未満	0	0.0	0.0
16	100000円以上	0	0.0	0.0
	無回答	7,611	33.7	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均額 3,869 円

(29) 家賃以外の徴収費用（その他の日常生活費）
平均は 5,468 円であった。

図表2-29-1. 家賃以外の徴収費用(その他の日常生活費)... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	5000円未満	4,665	20.6	64.9
2	5000～10000円未満	1,309	5.8	18.2
3	10000～15000円未満	506	2.2	7.0
4	15000～20000円未満	290	1.3	4.0
5	20000～25000円未満	203	0.9	2.8
6	25000～30000円未満	49	0.2	0.7
7	30000～35000円未満	83	0.4	1.2
8	35000～40000円未満	13	0.1	0.2
9	40000～45000円未満	18	0.1	0.3
10	45000～50000円未満	10	0.0	0.1
11	50000～60000円未満	8	0.0	0.1
12	60000～70000円未満	11	0.0	0.2
13	70000～80000円未満	1	0.0	0.0
14	80000～90000円未満	16	0.1	0.2
15	90000～100000円未満	0	0.0	0.0
16	100000円以上	2	0.0	0.0
	無回答	15,410	68.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均額 5,486 円

(30) 個人的な生活費・小遣い（月額）
平均は 34.1 千円であった。

図表2-30-1. 個人的な生活費・小遣い(千円換算)月額... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1万円未満	1,372	6.1	8.2
2	1～2万円未満	3,684	16.3	22.0
3	2～3万円未満	3,558	15.7	21.2
4	3～4万円未満	2,913	12.9	17.4
5	4～5万円未満	1,638	7.3	9.8
6	5～6万円未満	1,146	5.1	6.8
7	6～7万円未満	714	3.2	4.3
8	7～8万円未満	486	2.2	2.9
9	8～9万円未満	342	1.5	2.0
10	9～10万円未満	229	1.0	1.4
11	10～11万円未満	220	1.0	1.3
12	11～12万円未満	156	0.7	0.9
13	12～13万円未満	98	0.4	0.6
14	13～14万円未満	74	0.3	0.4
15	14～15万円未満	39	0.2	0.2
16	15～16万円未満	37	0.2	0.2
17	16万円以上	38	0.2	0.2
	無回答	5,849	25.9	
	全体	22,593	100.0	100.0

平均額 34.1 千円

(31) 月ごとの収支

「少し余裕があり預貯金ができる」45.7%、「収入と支出がほぼ同じ」40.4%、「支出超過で預貯金などを切り崩している」13.9%（除無回答）であった。

図表2-31-1. 月ごとの収支... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	収入と支出がほぼ同じ	7,477	33.1	40.4
2	支出超過で預貯金などを切り崩している	2,577	11.4	13.9
3	少し余裕があり預貯金ができる	8,453	37.4	45.7
	無回答	4,087	18.1	
	全体	22,594	100.0	100.0

(32) 共同生活住居入居直前の住居

「自宅（家族と同居）」が 39.7%、「入所施設（施設入所支援）」23.2%、「病院・診療所に入院」10.7%、「他のグループホーム（サテライトを除く）」9.3%等であった（除無回答）。

図表2-32-1. 共同生活住居入居直前の住居... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	自宅（家族と同居）	8,561	37.9	39.7
2	自宅（一人暮らし）	937	4.1	4.3
3	他のグループホーム（サテライトを除く）	2,013	8.9	9.3
4	サテライト（グループホーム）	70	0.3	0.3
5	通勤寮	806	3.6	3.7
6	宿泊型自立訓練	636	2.8	3.0
7	福祉ホーム	269	1.2	1.2
8	入所施設（施設入所支援）	4,997	22.1	23.2
9	病院・診療所に入院	2,308	10.2	10.7
10	刑務所等矯正施設	86	0.4	0.4
11	児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所（一時保護）	355	1.6	1.6
12	里親宅・ファミリーホーム	24	0.1	0.1
13	その他	486	2.2	2.3
	無回答	1,046	4.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

(33) 共同生活援助計画の作成状況

「相談支援事業所が作成するサービス等利用計画と連携して作成」83.2%、「サービス等利用計画とは連携せず作成」11.2%、「セルフプランのサービス等利用計画と連携して作成」5.1%（除無回答）であった。

図表2-33-1. 共同生活援助計画の作成状況... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	相談支援事業所が作成するサービス等利用計画と連携して作成	17,947	79.4	83.2
2	セルフプランのサービス等利用計画と連携して作成	1,105	4.9	5.1
3	サービス等利用計画とは連携せず作成	2,410	10.7	11.2
4	未作成	119	0.5	0.6
	無回答	1,013	4.5	
	全体	22,594	100.0	100.0

(34) 就労や支給決定による日中活動 (MA)

「就労継続 B」38.4%、「生活介護」30.6%、「一般就労」14.2%等であった（除無回答）。

「決まって通う先はない」入居者は 1.9%（同）となっている。

図表2-34-1. 就労や支給決定による日中活動... (MA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	一般就労	3,065	13.6	14.2
2	就労移行支援	328	1.5	1.5
3	就労継続A	887	3.9	4.1
4	就労継続B	8,283	36.7	38.4
5	生活介護	6,602	29.2	30.6
6	自立訓練	213	0.9	1.0
7	地域活動支援センター	831	3.7	3.9
8	医療施設のデイケア	1,452	6.4	6.7
9	共同作業所	155	0.7	0.7
10	介護保険の通所系サービス	236	1.0	1.1
11	その他	345	1.5	1.6
12	決まって通う先はない	406	1.8	1.9
	無回答	1,038	4.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-32-2.共同生活住居入居直前の住居と障害支援区分等(横計)

	合計	共同生活住居入居直前の住居														
		自宅 (家族と 同居)	自宅 (一人 暮らし)	他の グル ープ ホーム (サテ ライト を除く)	サテ ライト (グル ープ ホーム)	通勤 寮	宿泊 型自 立訓 練	福祉 ホーム	入所 施設 (施設 入所支 援)	病院・ 診療 所に入 院	刑務 所等 矯正 施設	児童 養護 施設・ 児童 自立 支援 施設・ 児童 相談 所(一 時保 護)	里親 宅・ ファミ リホ ーム	その 他	無回 答	
全体	21548	8561	937	2013	70	806	636	269	4997	2308	86	355	24	486	1046	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	17072	6990	745	1613	46	689	490	125	4044	1564	54	286	21	405	818
	日中サービス支援型	116	84	4	4	0	0	0	1	8	13	0	1	0	1	1
	外部サービス利用型(5を除く)	3068	974	129	323	16	91	113	127	603	563	21	45	1	62	121
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	276	93	13	20	3	9	12	10	74	33	1	4	0	4	22
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	227	82	13	5	1	6	0	4	95	9	3	7	0	2	18
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢	15~19歳	246	89	0	4	0	2	1	0	34	10	3	80	6	17	8
	20~24歳	1095	571	18	57	5	20	36	6	120	38	4	151	11	58	27
	25~29歳	1348	750	22	97	4	54	48	12	200	57	4	54	2	44	36
	30~34歳	1658	937	13	144	6	64	50	11	267	94	9	29	0	34	49
	35~39歳	1956	1030	54	170	8	96	48	12	371	118	5	15	2	27	67
	40~44歳	2484	1186	80	207	9	89	63	23	572	184	13	8	0	50	89
	45~49歳	2812	1201	98	251	7	103	74	30	735	269	7	1	0	36	87
	50~54歳	2509	901	125	268	13	109	78	39	616	300	10	6	0	44	73
	55~59歳	2161	663	138	200	8	82	85	30	568	343	9	2	0	33	65
	60~64歳	2018	503	158	218	5	81	82	36	543	331	8	1	2	50	79
	65~69歳	1771	380	140	219	2	66	52	45	479	328	10	0	0	50	49
70~74歳	742	131	49	90	1	27	9	14	266	122	3	1	0	29	33	
75~80歳	292	42	13	34	1	8	4	5	127	49	0	0	0	9	8	
81歳以上	89	12	5	11	0	2	1	1	35	21	0	0	1	0	11	
障害 支援 区分	区分1	592	238	51	41	4	19	24	5	82	76	2	22	3	25	27
	区分2	3455	1221	228	377	9	103	147	63	564	516	19	97	5	106	125
	区分3	4247	1521	200	513	13	187	139	75	981	433	23	50	2	110	144
	区分4	3356	1381	101	313	8	144	48	48	1006	194	10	41	4	58	66
	区分5	1931	888	30	145	3	38	13	17	695	65	2	12	1	22	45
	区分6(7を除く)	1460	870	11	73	2	14	2	7	415	36	2	10	2	16	40
	重度包括支援	81	50	2	3	0	0	0	1	24	0	0	0	0	1	3
	非該当	1540	521	78	126	10	76	74	18	156	367	15	50	1	48	40
未認定	928	302	49	81	4	15	67	18	171	160	8	17	2	34	19	
障害 の種 別	知的	15424	6709	469	1569	46	759	336	187	4397	263	40	309	17	323	405
	精神	5553	1543	428	428	21	41	319	69	432	2037	41	44	3	147	272
	身体	1903	907	98	135	8	17	18	18	540	90	5	17	2	48	53
	発達障害	669	337	26	38	7	14	11	5	136	38	8	31	5	13	28
	難病	108	37	9	14	1	3	1	1	21	14	0	3	1	3	3
居宅 介護 実用 区分	身体介護住居実利用(住居内)	169	122	3	10	0	3	0	0	28	0	0	0	0	3	2
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	92	66	4	5	0	0	0	0	10	1	0	3	0	3	4
	受託居宅介護 実利用	34	23	0	3	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	2
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	5	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0

図表2-32-2.共同生活住居入居直前の住居と障害支援区分等(横計)

		共同生活住居入居直前の住居													
		自宅 (家族と 同居)	自宅 (一人 暮らし)	他の グル ープ ホーム (サ ラ イ ト を 除 く)	サ ラ イ ト (グ ル ー プ ホ ム)	通 勤 寮	宿 泊 型 自 立 訓 練	福 祉 ホ ー ム	入 所 施 設 (施 入 所 支 援)	病 院 ・ 診 療 所 に 入 院	刑 務 所 等 矯 正 施 設	児 童 養 護 施 設 ・ 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 相 談 所 (一 時 保 護)	里 親 宅 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	そ の 他	無 回 答
	全体	39.7	4.3	9.3	0.3	3.7	3.0	1.2	23.2	10.7	0.4	1.6	0.1	2.3	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	40.9	4.4	9.4	0.3	4.0	2.9	0.7	23.7	9.2	0.3	1.7	0.1	2.4	
	日中サービス支援型	72.4	3.4	3.4	0.0	0.0	0.0	0.9	6.9	11.2	0.0	0.9	0.0	0.9	
	外部サービス利用型(5を除く)	31.7	4.2	10.5	0.5	3.0	3.7	4.1	19.7	18.4	0.7	1.5	0.0	2.0	
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	33.7	4.7	7.2	1.1	3.3	4.3	3.6	26.8	12.0	0.4	1.4	0.0	1.4	
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	36.1	5.7	2.2	0.4	2.6	0.0	1.8	41.9	4.0	1.3	3.1	0.0	0.9	
	重度包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
年齢	15～19歳	36.2	0.0	1.6	0.0	0.8	0.4	0.0	13.8	4.1	1.2	32.5	2.4	6.9	
	20～24歳	52.1	1.6	5.2	0.5	1.8	3.3	0.5	11.0	3.5	0.4	13.8	1.0	5.3	
	25～29歳	55.6	1.6	7.2	0.3	4.0	3.6	0.9	14.8	4.2	0.3	4.0	0.1	3.3	
	30～34歳	56.5	0.8	8.7	0.4	3.9	3.0	0.7	16.1	5.7	0.5	1.7	0.0	2.1	
	35～39歳	52.7	2.8	8.7	0.4	4.9	2.5	0.6	19.0	6.0	0.3	0.8	0.1	1.4	
	40～44歳	47.7	3.2	8.3	0.4	3.6	2.5	0.9	23.0	7.4	0.5	0.3	0.0	2.0	
	45～49歳	42.7	3.5	8.9	0.2	3.7	2.6	1.1	26.1	9.6	0.2	0.0	0.0	1.3	
	50～54歳	35.9	5.0	10.7	0.5	4.3	3.1	1.6	24.6	12.0	0.4	0.2	0.0	1.8	
	55～59歳	30.7	6.4	9.3	0.4	3.8	3.9	1.4	26.3	15.9	0.4	0.1	0.0	1.5	
	60～64歳	24.9	7.8	10.8	0.2	4.0	4.1	1.8	26.9	16.4	0.4	0.0	0.1	2.5	
	65～69歳	21.5	7.9	12.4	0.1	3.7	2.9	2.5	27.0	18.5	0.6	0.0	0.0	2.8	
障害 支援 区分	区分1	40.2	8.6	6.9	0.7	3.2	4.1	0.8	13.9	12.8	0.3	3.7	0.5	4.2	
	区分2	35.3	6.6	10.9	0.3	3.0	4.3	1.8	16.3	14.9	0.5	2.8	0.1	3.1	
	区分3	35.8	4.7	12.1	0.3	4.4	3.3	1.8	23.1	10.2	0.5	1.2	0.0	2.6	
	区分4	41.2	3.0	9.3	0.2	4.3	1.4	1.4	30.0	5.8	0.3	1.2	0.1	1.7	
	区分5	46.0	1.6	7.5	0.2	2.0	0.7	0.9	36.0	3.4	0.1	0.6	0.1	1.1	
	区分6(7を除く)	59.6	0.8	5.0	0.1	1.0	0.1	0.5	28.4	2.5	0.1	0.7	0.1	1.1	
	重度包括支援	61.7	2.5	3.7	0.0	0.0	0.0	1.2	29.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	
	非該当	33.8	5.1	8.2	0.6	4.9	4.8	1.2	10.1	23.8	1.0	3.2	0.1	3.1	
	未認定	32.5	5.3	8.7	0.4	1.6	7.2	1.9	18.4	17.2	0.9	1.8	0.2	3.7	
	障害 の種 別	知的	43.5	3.0	10.2	0.3	4.9	2.2	1.2	28.5	1.7	0.3	2.0	0.1	2.1
		精神	27.8	7.7	7.7	0.4	0.7	5.7	1.2	7.8	36.7	0.7	0.8	0.1	2.6
身体		47.7	5.1	7.1	0.4	0.9	0.9	0.9	28.4	4.7	0.3	0.9	0.1	2.5	
発達障害		50.4	3.9	5.7	1.0	2.1	1.6	0.7	20.3	5.7	1.2	4.6	0.7	1.9	
難病		34.3	8.3	13.0	0.9	2.8	0.9	0.9	19.4	13.0	0.0	2.8	0.9	2.8	
居宅 介護 実利 用区 分	身体介護住居実利用(住居内)	72.2	1.8	5.9	0.0	1.8	0.0	0.0	16.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	71.7	4.3	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	1.1	0.0	3.3	0.0	3.3	
	受託居宅介護 実利用	67.6	0.0	8.8	0.0	0.0	0.0	0.0	20.6	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	45.5	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表2-33-2.共同生活援助計画の作成状況と障害支援区分等(横計)

	合計	共同生活援助計画の作成状況					共同生活援助計画の作成状況				
		相談支援事業所が作成するサービス等利用計画と連携して作成	セルフプランのサービス等利用計画と連携して作成	サービス等利用計画とは連携せず作成	未作成	無回答	相談支援事業所が作成するサービス等利用計画と連携して作成	セルフプランのサービス等利用計画と連携して作成	サービス等利用計画とは連携せず作成	未作成	無回答
全体	21581	17947	1105	2410	119	1013	83.2	5.1	11.2	0.6	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	17068	14486	827	1670	85	822	84.9	4.8	9.8	0.5
	日中サービス支援型	116	92	3	21	0	1	79.3	2.6	18.1	0.0
	外部サービス利用型(5を除く)	3094	2367	190	514	23	95	76.5	6.1	16.6	0.7
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	280	262	7	5	6	18	93.6	2.5	1.8	2.1
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	239	207	14	18	0	6	86.6	5.9	7.5	0.0
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	242	214	6	21	1	12	88.4	2.5	8.7	0.4
	20～24歳	1081	926	50	103	2	41	85.7	4.6	9.5	0.2
	25～29歳	1337	1127	63	132	15	47	84.3	4.7	9.9	1.1
	30～34歳	1659	1385	90	176	8	48	83.5	5.4	10.6	0.5
	35～39歳	1963	1600	132	220	11	60	81.5	6.7	11.2	0.6
	40～44歳	2488	2030	158	287	13	85	81.6	6.4	11.5	0.5
	45～49歳	2817	2346	141	313	17	82	83.3	5.0	11.1	0.6
	50～54歳	2498	2055	110	318	15	84	82.3	4.4	12.7	0.6
	55～59歳	2158	1821	106	221	10	68	84.4	4.9	10.2	0.5
	60～64歳	2028	1715	86	220	7	69	84.6	4.2	10.8	0.3
	65～69歳	1755	1488	88	174	5	65	84.8	5.0	9.9	0.3
	70～74歳	754	609	45	97	3	21	80.8	6.0	12.9	0.4
75～80歳	293	240	12	40	1	7	81.9	4.1	13.7	0.3	
81歳以上	93	66	12	15	0	7	71.0	12.9	16.1	0.0	
障害支援区分	区分1	582	515	16	46	5	37	88.5	2.7	7.9	0.9
	区分2	3430	2872	165	381	12	150	83.7	4.8	11.1	0.3
	区分3	4234	3517	163	530	24	157	83.1	3.8	12.5	0.6
	区分4	3334	2781	162	372	19	88	83.4	4.9	11.2	0.6
	区分5	1933	1623	93	201	16	43	84.0	4.8	10.4	0.8
	区分6(7を除く)	1470	1244	83	135	8	30	84.6	5.6	9.2	0.5
	重度包括支援	84	72	6	6	0	0	85.7	7.1	7.1	0.0
	非該当	1542	1194	95	251	2	38	77.4	6.2	16.3	0.1
未認定	924	822	48	52	2	23	89.0	5.2	5.6	0.2	
障害の種別	知的	15406	13052	724	1546	84	423	84.7	4.7	10.0	0.5
	精神	5592	4457	364	740	31	233	79.7	6.5	13.2	0.6
	身体	1905	1616	98	184	7	51	84.8	5.1	9.7	0.4
	発達障害	676	512	76	81	7	21	75.7	11.2	12.0	1.0
	難病	109	94	4	11	0	2	86.2	3.7	10.1	0.0
居宅介護実用区分	身体介護住居実利用(住居内)	170	126	15	28	1	1	74.1	8.8	16.5	0.6
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	95	70	6	19	0	1	73.7	6.3	20.0	0.0
	受託居宅介護 実利用	35	28	6	1	0	1	80.0	17.1	2.9	0.0
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	11	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	4	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0

図表2-34-2.就労や支給決定による日中活動と障害支援区分等(横計)

	合計	就労や支給決定による日中活動													
		一般就労	就労移行支援	就労継続A	就労継続B	生活介護	自立訓練	地域活動支援センター	医療施設のデイケア	共同作業所	介護保険の通所サービス	その他	決まっ て通う 先は ない	無回 答	
全体	21556	3065	328	887	8283	6602	213	831	1452	155	236	345	406	1038	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	17131	2439	268	678	6629	5540	148	621	862	118	201	259	310	759
	日中サービス支援型	114	11	1	4	24	56	1	2	14	0	2	3	2	3
	外部サービス利用型(5を除く)	3024	431	47	148	1205	608	36	132	438	20	23	72	74	165
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	283	58	3	10	93	86	5	9	26	7	0	2	2	15
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	235	42	2	5	65	99	3	10	9	1	3	3	3	10
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢	15~19歳	243	76	17	27	72	34	5	3	3	0	1	5	6	11
	20~24歳	1079	326	53	73	338	238	19	16	14	7	0	23	14	43
	25~29歳	1347	339	32	93	460	368	16	23	29	4	0	13	16	37
	30~34歳	1655	343	30	87	601	485	22	56	55	17	1	15	15	52
	35~39歳	1968	396	41	97	682	626	26	68	60	13	1	25	24	55
	40~44歳	2510	415	42	102	938	845	17	79	111	15	7	28	34	63
	45~49歳	2816	391	32	127	1138	891	14	99	149	25	6	42	41	83
	50~54歳	2500	312	31	91	1027	749	26	124	204	24	7	40	43	82
	55~59歳	2157	211	25	83	928	629	28	98	192	12	9	29	55	69
	60~64歳	2035	123	13	67	880	612	17	102	232	10	15	37	57	62
	65~69歳	1764	65	7	18	717	565	12	92	245	16	77	40	52	56
	70~74歳	747	17	2	5	256	287	1	33	105	7	65	22	25	28
	75~80歳	295	4	0	0	73	139	1	19	32	0	31	13	13	5
81歳以上	89	1	0	0	16	40	3	3	10	1	16	6	4	11	
障害 支援 区分	区分1	592	175	18	39	269	28	8	23	38	6	2	15	17	27
	区分2	3486	825	96	225	1597	211	53	168	320	34	24	76	113	94
	区分3	4263	667	60	185	2074	870	52	192	180	29	54	71	94	128
	区分4	3348	232	35	77	1369	1436	24	126	62	26	47	38	37	74
	区分5	1932	43	4	22	381	1416	6	49	21	16	39	17	13	44
	区分6(7を除く)	1464	8	3	4	80	1296	2	26	6	15	18	20	17	36
	重度包括支援	84	0	0	2	4	77	0	0	0	0	0	1	0	0
	非該当	1541	355	32	92	613	9	32	56	356	8	7	38	69	39
未認定	913	212	30	89	373	7	12	42	141	4	5	14	33	34	
障害 の種 別	知的	15445	2631	184	621	5830	5689	53	410	93	97	153	184	93	384
	精神	5599	393	133	229	2275	730	149	409	1354	54	81	143	287	226
	身体	1897	92	14	58	648	989	10	66	33	9	35	24	27	59
	発達障害	681	118	25	30	239	224	12	18	15	2	2	8	12	16
	難病	101	8	1	3	30	43	2	5	2	0	3	6	5	10
居宅 介護 実利 用区 分	身体介護住居実利用(住居内)	169	0	1	0	21	150	0	3	1	2	1	0	0	2
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	93	0	0	0	0	90	0	13	0	0	0	1	1	3
	受託居宅介護 実利用	29	1	1	0	7	17	0	0	0	2	0	0	1	7
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	0	0	0	3	6	1	0	1	0	1	0	0	0
身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	

図表2-34-2.就労や支給決定による日中活動と障害支援区分等(横計)

		就労や支給決定による日中活動												
		一般就労	就労移行支援	就労継続A	就労継続B	生活介護	自立訓練	地域活動支援センター	医療施設のデイクエア	共同作業所	介護保険の通所系サービス	その他	決まっ て通 う先 は な い	無回 答
全体		14.2	1.5	4.1	38.4	30.6	1.0	3.9	6.7	0.7	1.1	1.6	1.9	
事業 種類	介護サービス包括型(4を除く)	14.2	1.6	4.0	38.7	32.3	0.9	3.6	5.0	0.7	1.2	1.5	1.8	
	日中サービス支援型	9.6	0.9	3.5	21.1	49.1	0.9	1.8	12.3	0.0	1.8	2.6	1.8	
	外部サービス利用型(5を除く)	14.3	1.6	4.9	39.8	20.1	1.2	4.4	14.5	0.7	0.8	2.4	2.4	
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	20.5	1.1	3.5	32.9	30.4	1.8	3.2	9.2	2.5	0.0	0.7	0.7	
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	17.9	0.9	2.1	27.7	42.1	1.3	4.3	3.8	0.4	1.3	1.3	1.3	
	重度包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15～19歳	31.3	7.0	11.1	29.6	14.0	2.1	1.2	1.2	0.0	0.4	2.1	2.5	
	20～24歳	30.2	4.9	6.8	31.3	22.1	1.8	1.5	1.3	0.6	0.0	2.1	1.3	
	25～29歳	25.2	2.4	6.9	34.1	27.3	1.2	1.7	2.2	0.3	0.0	1.0	1.2	
	30～34歳	20.7	1.8	5.3	36.3	29.3	1.3	3.4	3.3	1.0	0.1	0.9	0.9	
	35～39歳	20.1	2.1	4.9	34.7	31.8	1.3	3.5	3.0	0.7	0.1	1.3	1.2	
	40～44歳	16.5	1.7	4.1	37.4	33.7	0.7	3.1	4.4	0.6	0.3	1.1	1.4	
	45～49歳	13.9	1.1	4.5	40.4	31.6	0.5	3.5	5.3	0.9	0.2	1.5	1.5	
	50～54歳	12.5	1.2	3.6	41.1	30.0	1.0	5.0	8.2	1.0	0.3	1.6	1.7	
	55～59歳	9.8	1.2	3.8	43.0	29.2	1.3	4.5	8.9	0.6	0.4	1.3	2.5	
	60～64歳	6.0	0.6	3.3	43.2	30.1	0.8	5.0	11.4	0.5	0.7	1.8	2.8	
	65～69歳	3.7	0.4	1.0	40.6	32.0	0.7	5.2	13.9	0.9	4.4	2.3	2.9	
	70～74歳	2.3	0.3	0.7	34.3	38.4	0.1	4.4	14.1	0.9	8.7	2.9	3.3	
75～80歳	1.4	0.0	0.0	24.7	47.1	0.3	6.4	10.8	0.0	10.5	4.4	4.4		
81歳以上	1.1	0.0	0.0	18.0	44.9	3.4	3.4	11.2	1.1	18.0	6.7	4.5		
障害 支援 区分	区分1	29.6	3.0	6.6	45.4	4.7	1.4	3.9	6.4	1.0	0.3	2.5	2.9	
	区分2	23.7	2.8	6.5	45.8	6.1	1.5	4.8	9.2	1.0	0.7	2.2	3.2	
	区分3	15.6	1.4	4.3	48.7	20.4	1.2	4.5	4.2	0.7	1.3	1.7	2.2	
	区分4	6.9	1.0	2.3	40.9	42.9	0.7	3.8	1.9	0.8	1.4	1.1	1.1	
	区分5	2.2	0.2	1.1	19.7	73.3	0.3	2.5	1.1	0.8	2.0	0.9	0.7	
	区分6(7を除く)	0.5	0.2	0.3	5.5	88.5	0.1	1.8	0.4	1.0	1.2	1.4	1.2	
	重度包括支援	0.0	0.0	2.4	4.8	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	
	非該当	23.0	2.1	6.0	39.8	0.6	2.1	3.6	23.1	0.5	0.5	2.5	4.5	
	未認定	23.2	3.3	9.7	40.9	0.8	1.3	4.6	15.4	0.4	0.5	1.5	3.6	
障害 の種 別	知的	17.0	1.2	4.0	37.7	36.8	0.3	2.7	0.6	0.6	1.0	1.2	0.6	
	精神	7.0	2.4	4.1	40.6	13.0	2.7	7.3	24.2	1.0	1.4	2.6	5.1	
	身体	4.8	0.7	3.1	34.2	52.1	0.5	3.5	1.7	0.5	1.8	1.3	1.4	
	発達障害	17.3	3.7	4.4	35.1	32.9	1.8	2.6	2.2	0.3	0.3	1.2	1.8	
	難病	7.9	1.0	3.0	29.7	42.6	2.0	5.0	2.0	0.0	3.0	5.9	5.0	
居宅 介護 実用 区分	身体介護住居実利用(住居内)	0.0	0.6	0.0	12.4	88.8	0.0	1.8	0.6	1.2	0.6	0.0	0.0	
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	0.0	0.0	0.0	0.0	96.8	0.0	14.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	
	受託居宅介護 実利用	3.4	3.4	0.0	24.1	58.6	0.0	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0	3.4	
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	0.0	0.0	0.0	27.3	54.5	9.1	0.0	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(35) 就労や通所を予定していた日数

予定外の休日の日数とは、「7月の就労予定日数や、予定された通所日数」から「7月の実際の就労日数や、通所日数」を引いたものである。2008年調査では通所日数について「支給決定日数」としたため、実際の通所予定日数との乖離の可能性があるため、今回調査では設問を変更した。

就労や通所を予定していた日数の平均は21.3日であった。

(36) 予定日数が21日未満の理由

「ご本人の希望で日数を減らしている」28.6%、「病気や体調を考えて日数を減らしている」28.0%、「通所先や就労先の都合」17.5%、「障害のため日数を減らしている」14.5%、「高齢のため日数を減らしている」9.8%等であった（除無回答）。

(37) 実際の就労・通所日数

平均は20.8日であった。

図表2-35-1. 就労や通所を予定していた日数... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1日	13	0.1	0.1
2	2日	10	0.0	0.0
3	3日	15	0.1	0.1
4	4日	101	0.4	0.5
5	5日	51	0.2	0.2
6	6日	9	0.0	0.0
7	7日	7	0.0	0.0
8	8日	151	0.7	0.7
9	9日	75	0.3	0.4
10	10日	74	0.3	0.4
11	11日	21	0.1	0.1
12	12日	231	1.0	1.1
13	13日	155	0.7	0.7
14	14日	49	0.2	0.2
15	15日	65	0.3	0.3
16	16日	176	0.8	0.8
17	17日	265	1.2	1.3
18	18日	154	0.7	0.7
19	19日	170	0.8	0.8
20	20日	795	3.5	3.8
21	21日	7,093	31.4	34.0
22	22日	4,310	19.1	20.6
23	23日	5,451	24.1	26.1
24	24日	258	1.1	1.2
25	25日	478	2.1	2.3
26	26日	391	1.7	1.9
27	27日	193	0.9	0.9
28	28日	17	0.1	0.1
29	29日	8	0.0	0.0
30	30日	25	0.1	0.1
31	31日	81	0.4	0.4
	無回答	1,702	7.5	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均 21.3日

図表2-37-1. 実際の就労・通所日数... (S A)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1日	47	0.2	0.2
2	2日	55	0.2	0.3
3	3日	61	0.3	0.3
4	4日	114	0.5	0.6
5	5日	62	0.3	0.3
6	6日	43	0.2	0.2
7	7日	64	0.3	0.3
8	8日	130	0.6	0.6
9	9日	97	0.4	0.5
10	10日	165	0.7	0.8
11	11日	65	0.3	0.3
12	12日	190	0.8	0.9
13	13日	191	0.8	0.9
14	14日	112	0.5	0.6
15	15日	197	0.9	1.0
16	16日	309	1.4	1.5
17	17日	322	1.4	1.6
18	18日	328	1.5	1.6
19	19日	440	1.9	2.2
20	20日	1,181	5.2	5.8
21	21日	6,201	27.4	30.5
22	22日	4,050	17.9	19.9
23	23日	4,579	20.3	22.5
24	24日	279	1.2	1.4
25	25日	454	2.0	2.2
26	26日	341	1.5	1.7
27	27日	146	0.6	0.7
28	28日	11	0.0	0.1
29	29日	4	0.0	0.0
30	30日	23	0.1	0.1
31	31日	66	0.3	0.3
	無回答	2,267	10.0	
	全体	22,594	100.0	100.0

平均 20.8日

図表2-36-1. 予定日数が21日未満の理由... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	高齢のため日数を減らしている	241	1.1	9.8
2	障害のため日数を減らしている	356	1.6	14.5
3	病気や体調を考えて日数を減らしている	689	3.0	28.0
4	通所先や就労先の都合	431	1.9	17.5
5	それまでの就労先や通所先を辞めて次の通い先を探している最中(2か月未満)	39	0.2	1.6
6	就労先や通所先が見つからない(2か月以上)	79	0.3	3.2
7	ご本人の希望で日数を減らしている	704	3.1	28.6
8	7月中に入院期間があった	128	0.6	5.2
9	旅行のため	44	0.2	1.8
10	その他	464	2.1	18.9
	無回答	20,133	89.1	
	全体	22,594	100.0	100.0

(38) 予定通りの休日

過ごし方 (MA) をみると、「ほぼ1日中ホームで過ごした」68.2%、「外出(3・4以外)」69.5%、「通院」13.8%等であった(除無回答)。

支援者をみてみよう。GHの職種でみると、「世話人」66.9%、「生活支援員」56.3%、「サービス管理責任者」27.5%、「管理者」11.2%(除無回答、以下同)であった。その他は、「移動支援・同行援護・ガイドヘルパー」は10.8%、「家族・親族」16.3%、「対応していない」15.2%等となっている。

図表2-38-1. 予定通りの休日の過ごし方... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	ほぼ1日中ホームで過ごした	13,708	60.7	68.2
2	外出(3・4以外)	13,978	61.9	69.5
3	通院	2,780	12.3	13.8
4	就職先や通所先を探しに出かけた	98	0.4	0.5
5	その他	2,613	11.6	13.0
	無回答	2,492	11.0	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-39-1. 「予定通りの休日」の支援者... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%	% (除無回答)
1	世話人	13,866	61.4	66.9
2	生活支援員	11,682	51.7	56.3
3	サービス管理責任者	5,700	25.2	27.5
4	管理者	2,312	10.2	11.2
5	上記以外の法人職員	659	2.9	3.2
6	身体介護・重度訪問介護	220	1.0	1.1
7	移動支援・同行援護・ガイドヘルパー	2,242	9.9	10.8
8	行動援護	241	1.1	1.2
9	通院等介助	100	0.4	0.5
10	看護師	557	2.5	2.7
11	家族・親族	3,385	15.0	16.3
12	対応していない	3,151	13.9	15.2
	無回答	1,861	8.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

(39) 予定外の休日

2019年7月に予定外の休日が0日であった入居者は不明を除く81.4%であった。他方、予定外の休日が1日以上であった入居者は18.6%、同平均は3.7日となっていた。

図表2-39-2. 予定外の休日の日数(2019年7月)

予定外の休日日数	人数	(%)	(%)	(%)
0	16,456	72.8	81.4	
1日以上あり	3,772	16.7	18.6	100.0
1	1,240	5.5	6.1	32.9
2	711	3.1	3.5	18.8
3	370	1.6	1.8	9.8
4	289	1.3	1.4	7.7
5	245	1.1	1.2	6.5
6	155	0.7	0.8	4.1
7	96	0.4	0.5	2.5
8	87	0.4	0.4	2.3
9	44	0.2	0.2	1.2
10~19	507	2.2	2.5	13.4
20~	28	0.1	0.1	0.7
不明	2,366	10.5		
不明を除く	20,228		100.0	
計	22,594	100.0		
総平均	0.6日			
1日以上ある人の平均	3.7日			

(40) 予定外の休日の理由

予定外の休日の理由は下表の様であった。

図表2-40-1. 予定外の休日の理由... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	[A]は全て就労・通所した。	12,089	53.5	74.2
2	体調不良・通院・静養(加齢のため以外)	2,380	10.5	14.6
3	加齢(高齢)のため	166	0.7	1.0
4	障害の状態変化のため	255	1.1	1.6
5	就職先が見つからない(月途中での離職含む)	46	0.2	0.3
6	適した通所サービスが見つからない(月途中で従来の通所先の利用取りやめ含む)	61	0.3	0.4
7	その他ご本人の希望	973	4.3	6.0
8	天候不良(台風等)	795	3.5	4.9
9	その他	537	2.4	3.3
	無回答	6,307	27.9	
	全体	22,594	100.0	100.0

(41) 予定外の休日の過ごし方

「ほぼ1日中ホームで過ごした」67.0%、「外出（通院以外）」34.9%、「通院」18.9%等となっていた（除無回答）。

図表2-41-1. 予定外の休日の過ごし方... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	ほぼ1日中ホームで過ごした	5,387	23.8	67.0
2	外出 (通院以外)	2,805	12.4	34.9
3	通院	1,521	6.7	18.9
4	その他	1,116	4.9	13.9
	無回答	14,551	64.4	
	全体	22,594	100.0	100.0

(42) 予定外の休日の支援者

支援者をみてみよう。GHの職種でみると、「世話人」66.0%、「生活支援員」48.1%、「サービス管理責任者」31.5%、「管理者」14.4%（除無回答、以下同）であった。その他は、「上記以外の法人職員」4.3%、「看護師」3.4%、「移動支援・同行援護・ガイドヘルパー」3.1%、「家族・親族」10.7%、「対応していない」14.4%等となっている。

図表2-42-1. 「予定外の休日」の支援者... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	世話人	5,445	24.1	66.0
2	生活支援員	3,967	17.6	48.1
3	サービス管理責任者	2,599	11.5	31.5
4	管理者	1,185	5.2	14.4
5	上記以外の法人職員	354	1.6	4.3
6	身体介護・重度訪問介護	39	0.2	0.5
7	移動支援・同行援護・ガイドヘルパー	258	1.1	3.1
8	行動援護	43	0.2	0.5
9	通院等介助	41	0.2	0.5
10	看護師	283	1.3	3.4
11	家族・親族	884	3.9	10.7
12	対応していない	1,187	5.3	14.4
	無回答	14,341	63.5	
	全体	22,594	100.0	100.0

(43) 休日や余暇の過ごし方

「共同生活住居内・自室で過ごす」82.0%、「買い物」63.0%、「家族や恋人・友人と過ごす」35.0%、「散歩」29.9%、「外食」26.1%、「その他の趣味の外出」17.1%等であった（除無回答）。

図表2-43-1. 休日や余暇の過ごし方... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	共同生活住居内・自室で過ごす	16,355	72.4	82.0
2	家族や恋人・友人と過ごす	6,986	30.9	35.0
3	散歩	5,967	26.4	29.9
4	買い物	12,560	55.6	63.0
5	外食	5,211	23.1	26.1
6	スポーツ・レクリエーション	1,670	7.4	8.4
7	行楽・旅行	1,546	6.8	7.8
8	映画・観劇・スポーツ観戦	1,334	5.9	6.7
9	その他の趣味の外出	3,413	15.1	17.1
10	その他	1,306	5.8	6.6
	無回答	2,657	11.8	
	全体	22,594	100.0	100.0

(45) 通院の診療科の数 (月)

2018年7月の通院について尋ねた。

診療科の数をみると「1診療科」64.7%、「2診療科」25.6%等であった（除無回答）。

図表2-45-1. 通院受診科数(月)... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1診療科	9,709	43.0	64.7
2	2診療科	3,849	17.0	25.6
3	3診療科	1,097	4.9	7.3
4	4診療科	292	1.3	1.9
5	5診療科以上	65	0.3	0.4
	無回答	7,582	33.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

(46) 通院回数 (月)

2018年7月の通院の通院回数をみてみよう。なお設問では、1回の外出で複数に通院した場合は「1」回、朝夕に分けて通院したり、通院以外の行為を挟んでいる場合は分けて数えてもらった。

通院回数をみると「1回」55.3%、「2回」25.9%、「3回」8.2%等であった（除無回答）。

図表2-46-1. 通院回数(月)... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	1回	8,306	36.8	55.3
2	2回	3,889	17.2	25.9
3	3回	1,225	5.4	8.2
4	4回	861	3.8	5.7
5	5回以上	738	3.3	4.9
	無回答	7,575	33.5	
	全体	22,594	100.0	100.0

(47) 本人の希望通りや自由にならないこと

ご本人の希望通りや自由にならないこと（支援の質や量が増せば可能であるもの）(MA)を選んでもらった。

「外出（5を除く）」22.0%、「1泊以上の外出・旅行」20.2%と、外出にかかわる回答が多い（除無回答、以下同）。その他「家族との交流（実家帰宅含む）」11.3%、「恋愛や性生活」11.2%等であった。

図表2-47-1. 本人の希望通りや自由にならないこと... (MA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	食事時間	1,698	7.5	9.3
2	トイレ	461	2.0	2.5
3	入浴	1,703	7.5	9.4
4	外出 (5を除く)	3,999	17.7	22.0
5	1泊以上の外出・旅行	3,677	16.3	20.2
6	家族との交流 (実家帰宅含む)	2,062	9.1	11.3
7	地域との交流	1,100	4.9	6.0
8	入院時の支援	971	4.3	5.3
9	恋愛や性生活	2,035	9.0	11.2
10	ない	9,023	39.9	49.6
	無回答	4,410	19.5	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-47-2.本人の希望通りや自由にならないことと障害支援区分等(横計)

	合計	本人の希望通りや自由にならないこと											
		食事時間	トイレ	入浴	外出(5を除く)	1泊以上の外出・旅行	家族との交流(実家帰宅含む)	地域との交流	入院時の支援	恋愛や性生活	ない	無回答	
全体	18184	1698	461	1703	3999	3677	2062	1100	971	2035	9023	4410	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	14440	1303	376	1355	3335	3024	1600	848	798	1544	7026	3450
	日中サービス支援型	99	17	15	24	32	20	17	20	15	16	50	18
	外部サービス利用型(5を除く)	2449	246	50	238	442	437	325	133	122	311	1290	740
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	248	37	5	7	37	60	25	30	19	39	137	50
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	222	18	1	7	49	37	21	20	9	44	121	23
	重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢	15～19歳	206	15	4	16	25	40	27	9	1	31	107	48
	20～24歳	909	80	19	71	159	136	85	42	42	124	515	213
	25～29歳	1147	121	30	128	244	217	123	73	81	146	602	237
	30～34歳	1378	131	25	134	300	278	131	89	82	204	701	329
	35～39歳	1668	167	43	173	364	334	175	110	116	221	819	355
	40～44歳	2122	224	69	211	496	439	227	142	136	266	1026	451
	45～49歳	2327	206	52	208	556	475	242	139	140	258	1123	572
	50～54歳	2105	177	52	183	451	387	247	121	96	213	1064	477
	55～59歳	1839	169	50	162	376	353	217	96	85	184	938	387
	60～64歳	1731	151	29	152	357	363	244	101	79	169	863	366
	65～69歳	1516	129	41	143	362	333	195	89	65	120	714	304
70～74歳	628	52	23	51	159	178	89	48	23	44	289	147	
75～80歳	253	33	8	27	69	80	34	16	13	23	94	47	
81歳以上	80	8	5	10	24	20	11	8	2	11	28	20	
障害支援区分	区分1	546	33	2	29	67	75	34	26	28	70	351	73
	区分2	3241	236	36	186	396	456	261	135	131	337	2014	339
	区分3	3911	310	61	280	750	700	424	197	158	431	2118	480
	区分4	3080	274	92	309	872	651	395	200	172	300	1424	342
	区分5	1766	148	76	200	536	453	247	127	113	180	758	210
	区分6(7を除く)	1321	182	85	235	462	316	183	113	125	139	508	179
	重度包括支援	78	14	6	15	30	21	12	3	3	1	35	6
	非該当	1426	69	10	70	86	167	94	32	28	129	1005	154
	未認定	878	53	3	33	49	93	92	42	28	90	575	69
障害の種類	知的	13223	1274	343	1298	3373	3090	1634	887	848	1596	5964	2606
	精神	4445	373	104	357	569	508	414	198	104	402	2734	1380
	身体	1596	223	68	274	449	371	217	111	128	161	643	360
	発達障害	544	109	15	68	158	178	77	38	65	72	208	153
	難病	85	7	3	13	32	29	14	5	2	11	30	26
居宅介護実用区分	身体介護住居実利用(住居内)	133	17	6	16	51	33	19	11	5	10	57	38
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	59	8	3	16	18	33	13	8	18	11	5	37
	受託居宅介護 実利用	27	1	0	2	3	2	1	0	0	0	19	9
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	1	1	5	8	1	0	0	0	2	0	0
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	4	0	3	1	1	1	0	1	0	0	0

図表2-47-2.本人の希望通りや自由にならないことと障害支援区分等(横計)

		本人の希望通りや自由にならないこと										
		食事時間	トイレ	入浴	外出(5を除く)	1泊以上の外出・旅行	家族との交流(実帰宅含む)	地域との交流	入院時の支援	恋愛や性生活	ない	無回答
	全体	9.3	2.5	9.4	22.0	20.2	11.3	6.0	5.3	11.2	49.6	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	9.0	2.6	9.4	23.1	20.9	11.1	5.9	5.5	10.7	48.7	
	日中サービス支援型	17.2	15.2	24.2	32.3	20.2	17.2	20.2	15.2	16.2	50.5	
	外部サービス利用型(5を除く)	10.0	2.0	9.7	18.0	17.8	13.3	5.4	5.0	12.7	52.7	
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	14.9	2.0	2.8	14.9	24.2	10.1	12.1	7.7	15.7	55.2	
	地域移行支援型(外部サービス利用型)	8.1	0.5	3.2	22.1	16.7	9.5	9.0	4.1	19.8	54.5	
	重度包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
年齢	15~19歳	7.3	1.9	7.8	12.1	19.4	13.1	4.4	0.5	15.0	51.9	
	20~24歳	8.8	2.1	7.8	17.5	15.0	9.4	4.6	4.6	13.6	56.7	
	25~29歳	10.5	2.6	11.2	21.3	18.9	10.7	6.4	7.1	12.7	52.5	
	30~34歳	9.5	1.8	9.7	21.8	20.2	9.5	6.5	6.0	14.8	50.9	
	35~39歳	10.0	2.6	10.4	21.8	20.0	10.5	6.6	7.0	13.2	49.1	
	40~44歳	10.6	3.3	9.9	23.4	20.7	10.7	6.7	6.4	12.5	48.4	
	45~49歳	8.9	2.2	8.9	23.9	20.4	10.4	6.0	6.0	11.1	48.3	
	50~54歳	8.4	2.5	8.7	21.4	18.4	11.7	5.7	4.6	10.1	50.5	
	55~59歳	9.2	2.7	8.8	20.4	19.2	11.8	5.2	4.6	10.0	51.0	
	60~64歳	8.7	1.7	8.8	20.6	21.0	14.1	5.8	4.6	9.8	49.9	
	65~69歳	8.5	2.7	9.4	23.9	22.0	12.9	5.9	4.3	7.9	47.1	
70~74歳	8.3	3.7	8.1	25.3	28.3	14.2	7.6	3.7	7.0	46.0		
75~80歳	13.0	3.2	10.7	27.3	31.6	13.4	6.3	5.1	9.1	37.2		
81歳以上	10.0	6.3	12.5	30.0	25.0	13.8	10.0	2.5	13.8	35.0		
障害支援区分	区分1	6.0	0.4	5.3	12.3	13.7	6.2	4.8	5.1	12.8	64.3	
	区分2	7.3	1.1	5.7	12.2	14.1	8.1	4.2	4.0	10.4	62.1	
	区分3	7.9	1.6	7.2	19.2	17.9	10.8	5.0	4.0	11.0	54.2	
	区分4	8.9	3.0	10.0	28.3	21.1	12.8	6.5	5.6	9.7	46.2	
	区分5	8.4	4.3	11.3	30.4	25.7	14.0	7.2	6.4	10.2	42.9	
	区分6(7を除く)	13.8	6.4	17.8	35.0	23.9	13.9	8.6	9.5	10.5	38.5	
	重度包括支援	17.9	7.7	19.2	38.5	26.9	15.4	3.8	3.8	1.3	44.9	
	非該当	4.8	0.7	4.9	6.0	11.7	6.6	2.2	2.0	9.0	70.5	
	未認定	6.0	0.3	3.8	5.6	10.6	10.5	4.8	3.2	10.3	65.5	
障害の種類	知的	9.6	2.6	9.8	25.5	23.4	12.4	6.7	6.4	12.1	45.1	
	精神	8.4	2.3	8.0	12.8	11.4	9.3	4.5	2.3	9.0	61.5	
	身体	14.0	4.3	17.2	28.1	23.2	13.6	7.0	8.0	10.1	40.3	
	発達障害	20.0	2.8	12.5	29.0	32.7	14.2	7.0	11.9	13.2	38.2	
	難病	8.2	3.5	15.3	37.6	34.1	16.5	5.9	2.4	12.9	35.3	
居宅介護実利用区分	身体介護住居実利用(住居内)	12.8	4.5	12.0	38.3	24.8	14.3	8.3	3.8	7.5	42.9	
	重度訪問介護住居実利用(住居内)	13.6	5.1	27.1	30.5	55.9	22.0	13.6	30.5	18.6	8.5	
	受託居宅介護 実利用	3.7	0.0	7.4	11.1	7.4	3.7	0.0	0.0	0.0	70.4	
	身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	9.1	9.1	45.5	72.7	9.1	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	
	身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	100.0	0.0	75.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	

(48) 必要な夜間支援体制

「夜間に必要な支援はない」入居者は8.8%であった（除無回答、以下同）。
夜間に必要な支援のある入居者をみてみよう。

「共同生活住居内のスタッフ室等の部屋に、常時スタッフがいる必要がある」28.9%、「入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフがいる必要がある」20.2%、「共同生活住居内に常時スタッフがいる必要はないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である」15.0%、「共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフがいる必要がある」12.4%等となっていた。

図表2-48-1. 必要な夜間支援体制... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフがいる必要がある。	2,668	11.8	12.4
2	共同生活住居内のスタッフ室等の部屋に、常時スタッフがいる必要がある。	6,228	27.6	28.9
3	共同生活住居内に常時スタッフがいる必要はないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	3,223	14.3	15.0
4	入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフがいる必要がある。	4,345	19.2	20.2
5	入居者からの電話に対応できるスタッフがいる必要がある。（駆けつける必要はない）	1,280	5.7	5.9
6	緊急通報システム等があれば、常時対応が必要なスタッフは必要ない。	1,881	8.3	8.7
7	夜間に必要な支援はない。	1,899	8.4	8.8
	無回答	1,070	4.7	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-48-2. 必要な夜間支援体制と障害支援区分等(横計)

	合計	必要な夜間支援体制										必要な夜間支援体制(無回答を除く)(%)					
		共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフがいる必要がある。	共同生活住居内のスタッフ室等の部屋に、常時スタッフがいる必要がある。	共同生活住居内に常時スタッフがいる必要はないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフがいる必要がある。	入居者からの電話に対応できるスタッフがいないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	緊急通報システム等があれば、常時対応が必要なスタッフは必要ない。	夜間に必要な支援はない。	無回答	共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフがいる必要がある。	共同生活住居内のスタッフ室等の部屋に、常時スタッフがいる必要がある。	共同生活住居内に常時スタッフがいる必要はないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフがいる必要がある。	入居者からの電話に対応できるスタッフがいないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	緊急通報システム等があれば、常時対応が必要なスタッフは必要ない。	夜間に必要な支援はない。	無回答
全体	21,524	2,668	6,228	3,223	4,345	1,280	1,881	1,899	1,070	12.4	28.9	15.0	20.2	5.9	8.7	8.8	
事業種類																	
介護サービス包括型(4を除く)	17,042	2,305	5,188	2,617	3,296	945	1,347	1,344	848	13.5	30.4	15.4	19.3	5.5	7.9	7.9	
日中サービス支援型	114	37	31	8	18	6	4	10	3	32.5	27.2	7.0	15.8	3.3	3.5	8.8	
外部サービス利用型(5を除く)	3,036	181	615	361	759	268	464	388	153	6.0	20.3	11.9	25.0	8.8	15.3	12.8	
地域移行支援型(介護サービス包括型)	296	22	91	42	75	20	18	28	2	7.4	30.7	14.2	25.3	6.8	6.1	9.5	
地域移行支援型(外部サービス利用型)	220	21	80	42	28	18	14	17	25	9.5	36.4	19.1	12.7	8.2	6.4	7.7	
重度包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
年齢																	
15~19歳	240	23	65	42	52	13	22	23	14	9.6	27.1	17.5	21.7	5.4	9.2	9.6	
20~24歳	1,077	140	292	163	198	67	111	106	45	13.0	27.1	15.1	18.4	6.2	10.3	9.8	
25~29歳	1,336	186	380	188	248	95	119	120	48	13.9	28.4	14.1	18.6	7.1	8.9	9.0	
30~34歳	1,647	265	525	223	290	76	146	122	60	16.1	31.9	13.5	17.6	4.6	8.9	7.4	
35~39歳	1,961	322	576	271	370	111	174	137	62	16.4	29.4	13.8	18.9	5.7	8.9	7.0	
40~44歳	2,492	350	777	338	454	140	200	233	81	14.0	31.2	13.6	18.2	5.6	8.0	9.3	
45~49歳	2,810	408	885	387	513	156	221	240	89	14.5	31.5	13.8	18.3	5.6	7.9	8.5	
50~54歳	2,505	298	710	368	511	166	225	227	77	11.9	28.3	14.7	20.4	6.6	9.0	9.1	
55~59歳	2,152	206	596	316	491	132	186	225	74	9.6	27.7	14.7	22.8	6.1	8.6	10.5	
60~64歳	2,035	166	518	320	508	135	196	192	62	8.2	25.5	15.7	25.0	6.6	9.6	9.4	
65~69歳	1,774	143	476	331	402	103	162	157	46	8.1	26.8	18.7	22.7	5.8	9.1	8.9	
70~74歳	750	66	200	144	180	39	71	50	25	8.8	26.7	19.2	24.0	5.2	9.5	6.7	
75~80歳	295	29	101	52	53	9	24	27	5	9.8	34.2	17.6	18.0	3.1	8.1	9.2	
81歳以上	99	25	28	13	13	8	8	4	1	25.3	28.3	13.1	13.1	8.1	8.1	4.0	
障害支援区分																	
区分1	594	27	85	80	173	53	72	104	25	4.5	14.3	13.5	29.1	8.9	12.1	17.5	
区分2	3,457	142	741	540	880	360	360	434	123	4.1	21.4	15.6	25.5	10.4	10.4	12.6	
区分3	4,236	271	1,169	755	1,100	254	342	345	155	6.4	27.6	17.8	26.0	6.0	8.1	8.1	
区分4	3,326	439	1,326	647	506	87	159	162	96	13.2	39.9	19.5	15.2	2.6	4.8	4.9	
区分5	1,935	512	942	276	126	16	33	30	41	26.5	48.7	14.3	6.5	0.8	1.7	1.6	
区分6(7を除く)	1,462	718	617	79	26	6	7	9	38	49.1	42.2	5.4	1.8	0.4	0.5	0.6	
重度包括支援	76	63	9	1	0	0	0	3	8	82.9	11.8	1.3	0.0	0.0	0.0	3.9	
非該当	1,505	31	173	162	450	135	249	305	75	2.1	11.5	10.8	29.9	9.0	16.5	20.3	
未認定	899	22	87	103	212	82	222	171	48	2.4	9.7	11.5	23.6	9.1	24.7	19.0	
障害の種類																	
知的	15,382	2,274	5,063	2,488	2,789	613	1,147	1,008	447	14.8	32.9	16.2	18.1	4.0	7.5	6.6	
精神	5,591	319	1,041	626	1,518	604	696	787	234	5.7	18.6	11.2	27.2	10.8	12.4	14.1	
身体	1,909	458	728	226	225	75	93	104	47	24.0	38.1	11.8	11.8	3.9	4.9	5.4	
発達障害	668	85	207	98	108	38	42	90	29	12.7	31.0	14.7	16.2	5.7	6.3	13.5	
難病	110	46	28	12	8	4	7	5	1	41.8	25.5	10.9	7.3	3.6	6.4	4.5	
介助や見守りの状況																	
全介助	993	611	322	38	16	0	5	1	26	61.5	32.4	3.8	1.6	0.0	0.5	0.1	
一部介助	4,885	1,018	2,180	707	642	49	162	127	129	20.8	44.6	14.5	13.1	1.0	3.3	2.6	
介助は必要ないが見守りが必要	5,842	548	1,937	1,226	1,263	206	431	231	140	9.4	33.2	21.0	21.6	3.5	7.4	4.0	
不要	7,929	280	1,304	953	2,065	919	1,113	1,295	310	3.5	16.4	12.0	26.0	11.6	14.0	16.3	
居宅介護実用区分																	
身体介護住居実利用(住居内)	171	90	60	5	7	0	4	5	0	52.6	35.1	2.9	4.1	0.0	2.3	2.9	
重度訪問介護住居実利用(住居内)	96	53	38	3	1	0	0	1	0	55.2	39.6	3.1	1.0	0.0	0.0	1.0	
受託居宅介護 実利用	35	10	8	4	2	1	1	9	1	28.6	22.9	11.4	5.7	2.9	2.9	25.7	
身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	8	2	0	1	0	0	0	0	72.7	18.2	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	
身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	4	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(49) 今後の居住形態の希望

「GHを希望(サテライトを除く)」82.2%、「一人暮らし(サテライトを除く)」10.6%等であった(除無回答)。

図表2-49-1. 今後の住居形態の希望... (SA)

No.	カテゴリー名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	GHを希望(サテライトを除く)	17,008	75.3	82.4
2	GHのサテライトを希望	556	2.5	2.7
3	一人暮らし(サテライトを除く)	2,190	9.7	10.6
4	二人暮らし(パートナーとの同棲・結婚)	313	1.4	1.5
5	実家(や親族との同居)を希望	575	2.5	2.8
	無回答	1,952	8.6	
	全体	22,594	100.0	100.0

図表2-49-2. 今後の住居形態の希望と障害支援区分等(横計)

	合計	今後の住居形態の希望						今後の住居形態の希望(不明を除く)(%)					
		GHを希望(サテライトを除く)	GHのサテライトを希望	一人暮らし(サテライトを除く)	二人暮らし(パートナーとの同棲・結婚)	実家(や親族との同居)を希望	無回答	GHを希望(サテライトを除く)	GHのサテライトを希望	一人暮らし(サテライトを除く)	二人暮らし(パートナーとの同棲・結婚)	実家(や親族との同居)を希望	無回答
全体	20,642	17,008	556	2,190	313	575	1,952	82.4	2.7	10.6	1.5	2.8	
事業種類													
介護サービス包括型(4を除く)	16,332	13,585	474	1,589	215	469	1,558	83.2	2.9	9.7	1.3	2.9	
日中サービス支援型	106	93	1	9	1	2	11	87.7	0.9	8.5	0.9	1.9	
外部サービス利用型(5を除く)	2,927	2,302	33	450	74	68	262	78.6	1.1	15.4	2.5	2.3	
地域移行支援型(介護サービス包括型)	292	229	19	36	3	5	6	78.4	6.5	12.3	1.0	1.7	
地域移行支援型(外部サービス利用型)	236	204	1	18	4	9	9	86.4	0.4	7.6	1.7	3.8	
年齢													
15~19歳	229	146	5	60	5	13	25	63.8	2.2	26.2	2.2	5.7	
20~24歳	1,035	656	52	254	23	50	87	63.4	5.0	24.5	2.2	4.8	
25~29歳	1,278	917	54	222	38	47	106	71.8	4.2	17.4	3.0	3.7	
30~34歳	1,597	1,211	58	234	39	55	110	75.8	3.6	14.7	2.4	3.4	
35~39歳	1,910	1,513	60	254	35	48	113	79.2	3.1	13.3	1.8	2.5	
40~44歳	2,416	1,998	64	254	36	64	157	82.7	2.6	10.5	1.5	2.6	
45~49歳	2,727	2,282	90	242	40	73	172	83.7	3.3	8.9	1.5	2.7	
50~54歳	2,413	2,036	61	226	28	62	169	84.4	2.5	9.4	1.2	2.6	
55~59歳	2,050	1,762	42	172	23	51	176	86.0	2.0	8.4	1.1	2.5	
60~64歳	1,946	1,716	31	131	24	44	151	88.2	1.6	6.7	1.2	2.3	
65~69歳	1,674	1,535	24	73	10	32	146	91.7	1.4	4.4	0.6	1.9	
70~74歳	686	640	11	15	7	13	89	93.3	1.6	2.2	1.0	1.9	
75~80歳	272	258	1	3	1	9	28	94.9	0.4	1.1	0.4	3.3	
81歳以上	88	81	1	1	0	5	12	92.0	1.1	1.1	0.0	5.7	
障害支援区分													
区分1	565	410	17	101	16	21	54	72.6	3.0	17.9	2.8	3.7	
区分2	3,352	2,460	142	580	75	95	228	73.4	4.2	17.3	2.2	2.8	
区分3	4,078	3,380	102	412	65	119	313	82.9	2.5	10.1	1.6	2.9	
区分4	3,179	2,820	91	146	26	96	243	88.7	2.9	4.6	0.8	3.0	
区分5	1,819	1,707	28	26	9	49	157	93.8	1.5	1.4	0.5	2.7	
区分6(7を除く)	1,391	1,324	26	18	2	21	109	95.2	1.9	1.3	0.1	1.5	
重度包括支援	83	82	0	0	0	1	1	98.8	0.0	0.0	0.0	1.2	
非該当	1,437	1,036	44	272	30	55	143	72.1	3.1	18.9	2.1	3.8	
未認定	880	620	11	200	19	30	67	70.5	1.3	22.7	2.2	3.4	
障害の種類													
知的	14,844	12,814	413	1,060	213	344	985	86.3	2.8	7.1	1.4	2.3	
精神	5,308	3,759	141	1,080	106	222	517	70.8	2.7	20.3	2.0	4.2	
身体	1,810	1,585	49	127	13	36	146	87.6	2.7	7.0	0.7	2.0	
発達障害	636	485	14	111	13	13	61	76.3	2.2	17.5	2.0	2.0	
難病	103	81	6	7	2	7	8	78.6	5.8	6.8	1.9	6.8	
居宅介護実利用区分													
身体介護住居実利用(住居内)	153	145	3	1	0	4	18	94.8	2.0	0.7	0.0	2.6	
重度訪問介護住居実利用(住居内)	93	84	0	8	1	0	3	90.3	0.0	8.6	1.1	0.0	
受託居宅介護 実利用	30	28	0	1	0	1	6	93.3	0.0	3.3	0.0	3.3	
身体介護・重度訪問介護 実利用(住居内)	11	7	2	2	0	0	0	63.6	18.2	18.2	0.0	0.0	
身体介護住居実利用(住居内)受託居宅介護 実利用	3	3	0	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(50) 地域生活支援事業の移動支援

「利用している」21.7%（除無回答）であった。

図表2-50-1. (地域生活支援事業)移動支援の利用... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	利用している	3,981	17.6	21.7
2	利用していない	14,349	63.5	78.3
	無回答	4,264	18.9	
	全体	22,594	100.0	100.0

(51) 個別給付の重度訪問介護・居宅介護

「重度訪問介護を利用している」1.3%、「居宅介護（身体介護）を利用している」3.5%、「居宅介護（家事援助）を利用している」0.2%、「利用していない」94.2%（除無回答）であった。

図表2-51-1. (障害福祉サービス)個別給付の重度訪問介護や居宅介護の利用... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	重度訪問介護を利用している	232	1.0	1.3
2	居宅介護（身体介護）を利用している	636	2.8	3.5
3	居宅介護（家事援助）を利用している	42	0.2	0.2
4	利用していない	16,983	75.2	94.2
5	わからない	145	0.6	0.8
	無回答	4,556	20.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

(52) 重度訪問介護や居宅介護を希望したが、サービス等利用計画に盛り込まれなかったもの

「重度訪問介護を希望した」がサービス等利用計画に盛り込まれなかった入居者が59人、「居宅介護（身体介護）を希望した」がサービス等利用計画に盛り込まれなかった入居者が53人等みられた。

図表2-52-2. (重度訪問介護や居宅介護)希望したが盛り込まれなかった... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	重度訪問介護を希望した	59	0.3	0.3
2	居宅介護（身体介護）を希望した	53	0.2	0.3
3	居宅介護（家事援助）を希望した	23	0.1	0.1
4	いずれも希望していない	16,230	71.8	94.8
5	わからない	761	3.4	4.4
	無回答	5,468	24.2	
	全体	22,594	100.0	100.0

(53) 重度訪問介護や居宅介護を希望したが、支給決定が下りなかったもの

「重度訪問介護を希望した」が支給決定が下りなかった入居者が29人、「居宅介護（身体介護）を希望した」が支給決定が下りなかった入居者が56人等みられた。

図表2-53-1. (重度訪問介護や居宅介護)希望したが支給決定が下りなかった... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	重度訪問介護を希望した	29	0.1	0.2
2	居宅介護（身体介護）を希望した	56	0.2	0.3
3	居宅介護（家事援助）を希望した	46	0.2	0.3
4	いずれも希望していない	16,005	70.8	95.0
5	わからない	712	3.2	4.2
	無回答	5,746	25.4	
	全体	22,594	100.0	100.0

(54) 外部サービス利用型入居者で受託居宅介護の利用

外部サービス利用型入居者で受託居宅介護を「利用している」のは6.4%、「利用していない」のは93.6%であった（除無回答）。

図表2-54-1. (外部サービス利用型)受託居宅介護の利用... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
	外部サービス利用型の入居者	2,916	12.9	100.0
1	利用している	132	0.6	4.5
2	利用していない	1,925	8.5	66.0
3	無回答	518	2.3	17.8
	外部サービス利用型ではない・不明	19,678	87.1	-
	全体	22,594	100.0	-

(55) その他の障害福祉サービスの利用

「いずれも利用してない」入居者は85.2%（除無回答、以下同）であった。

「通院等介助（身体介護なし）」を利用している入居者は6.1%、「通院等介助（身体介護あり）」を利用している入居者は5.5%であった。同「行動援護」2.8%、「同行援護」1.5%等であった。

図表2-55-1. (障害福祉サービス)その他の利用サービス... (MA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	通院等介助（身体介護あり）	815	3.6	5.5
2	通院等介助（身体介護なし）	902	4.0	6.1
3	同行援護	222	1.0	1.5
4	行動援護	420	1.9	2.8
5	コミュニケーション支援	148	0.7	1.0
6	介護保険のヘルパー	40	0.2	0.3
7	いずれも利用していない	12,622	55.9	85.2
	無回答	7,777	34.4	
	全体	22,594	100.0	100.0

(56) 生活保護他人介護料

生活保護を受給している入居者は先にみた通り15.1%であった。

他人介護料を受給している入居者は全入居者中3.3%（生活保護受給者の18.2%）（除無回答）であった。

図表2-56-1. (生活保護)生活保護の他人介護料の受給... (SA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	受給している	572	2.5	3.3
2	受給していない	17,023	75.3	96.7
	無回答	4,999	22.1	
	全体	22,594	100.0	100.0

(57) その他の訪問サービスの利用

「訪問看護」10.2%、「訪問診療」2.9%、「訪問リハビリ」1.9%であった（除無回答）。

図表2-57-1. (その他)訪問サービスの利用... (MA)

No.	カテゴリ名	n (含無回答)	%	% (除無回答)
1	訪問診療	448	2.0	2.9
2	訪問看護	1,552	6.9	10.2
3	訪問リハビリ	285	1.3	1.9
4	1～3の利用はない	13,168	58.3	86.2
	無回答	7,310	32.4	
	全体	22,594	100.0	100.0

ホームヘルパー等の利用状況をまとめると、下表の通りである。

過去当学会が実施した調査2回と比較して、「重度訪問介護」は、2009年0.3%、2012年0.4%、2018年1.0%と増加傾向にある。

同「居宅介護（身体介護）」は、2009年1.2%、2012年1.5%、2018年2.8%と増加傾向にある。

そのほかの個人単位で利用するヘルパー等をみても、増加傾向にあることがわかる。

図表2-50-2.ホームヘルパー等の利用状況まとめ (単位:%)

	2009年調査	2012年調査	本調査
	2009.9	2012.10	2018.7
重度訪問介護	0.3	0.4	1.0
居宅介護(身体介護)	1.2	1.5	2.8
居宅介護(家事援助)	-	-	0.2
計	1.5	1.9	4.0
行動援護	0.8	1.2	1.9
同行援護	-	0.1	1.0
通院等介助	2.9	3.2	7.6
身体介護あり	-	-	3.6
身体介護なし	-	-	4.0
コミュニケーション支援	0.1	0.0	0.7
移動支援	12.7	15.2	17.6
介護保険ヘルパー	-	-	0.2

注)数値は不明・無回答を含む全入居者回答を母数として算出

図表2-50-3.居宅介護等の利用者について

	合計	(障害福祉サービス)個別給付の重度訪問介護や居宅介護の利用						(障害福祉サービス)個別給付の重度訪問介護や居宅介護の利用(除無回答)(%) (横計)					
		重度訪問介護を利用している	居宅介護(身体介護)を利用している	居宅介護(家事援助)を利用している	利用していない	わからない	無回答	重度訪問介護を利用している	居宅介護(身体介護)を利用している	居宅介護(家事援助)を利用している	利用していない	わからない	
全体	18,038	232	636	42	16,983	145	4,556	1.3	3.5	0.2	94.2	0.8	
事業種類	介護サービス包括型(4を除く)	14,049	206	445	39	13,258	101	3,841	1.5	3.2	0.3	94.4	0.7
	日中サービス支援型	104	5	1	0	98	0	13	4.8	1.0	0.0	94.2	0.0
	地域移行支援型(介護サービス包括型)	265	2	3	0	246	14	33	0.8	1.1	0.0	92.8	5.3
年齢	15～19歳	192	0	2	2	187	1	62	0.0	1.0	1.0	97.4	0.5
	20～24歳	882	18	34	2	817	11	240	2.0	3.9	0.2	92.6	1.2
	25～29歳	1,122	19	55	3	1,034	11	262	1.7	4.9	0.3	92.2	1.0
	30～34歳	1,387	19	52	3	1,297	16	320	1.4	3.7	0.2	93.5	1.2
	35～39歳	1,657	16	96	4	1,528	13	366	1.0	5.8	0.2	92.2	0.8
	40～44歳	2,068	29	96	4	1,917	22	505	1.4	4.6	0.2	92.7	1.1
	45～49歳	2,385	44	79	3	2,238	21	514	1.8	3.3	0.1	93.8	0.9
	50～54歳	2,081	33	52	5	1,977	14	501	1.6	2.5	0.2	95.0	0.7
	55～59歳	1,823	23	56	2	1,731	11	403	1.3	3.1	0.1	95.0	0.6
	60～64歳	1,680	19	39	4	1,611	7	417	1.1	2.3	0.2	95.9	0.4
	65～69歳	1,484	9	45	6	1,416	8	336	0.6	3.0	0.4	95.4	0.5
	70～74歳	619	2	15	3	596	3	156	0.3	2.4	0.5	96.3	0.5
	75～80歳	239	1	5	0	233	0	61	0.4	2.1	0.0	97.5	0.0
	81歳以上	86	0	2	1	82	1	14	0.0	2.3	1.2	95.3	1.2
障害支援区分	区分1	456	1	3	2	443	7	163	0.2	0.7	0.4	97.1	1.5
	区分2	2,761	6	28	4	2,689	34	819	0.2	1.0	0.1	97.4	1.2
	区分3	3,549	11	43	3	3,463	29	842	0.3	1.2	0.1	97.6	0.8
	区分4	2,823	16	93	6	2,682	26	599	0.6	3.3	0.2	95.0	0.9
	区分5	1,632	24	101	1	1,486	20	344	1.5	6.2	0.1	91.1	1.2
	区分6(7を除く)	1,312	95	163	4	1,040	10	188	7.2	12.4	0.3	79.3	0.8
	重度包括支援	79	10	3	0	66	0	5	12.7	3.8	0.0	83.5	0.0
	非該当	1,225	2	12	1	1,204	6	355	0.2	1.0	0.1	98.3	0.5
	未認定	783	0	31	2	749	1	164	0.0	4.0	0.3	95.7	0.1
障害種別(SA)	知的	10,938	57	377	22	10,402	80	2,323	0.5	3.4	0.2	95.1	0.7
	精神	3,478	0	31	7	3,402	38	1,156	0.0	0.9	0.2	97.8	1.1
	身体	568	43	43	3	472	7	98	7.6	7.6	0.5	83.1	1.2
	発達障害	130	0	3	1	126	0	47	0.0	2.3	0.8	96.9	0.0
	難病	30	18	1	0	10	1	4	60.0	3.3	0.0	33.3	3.3
	知的・精神	747	7	23	2	711	4	164	0.9	3.1	0.3	95.2	0.5
	知的・身体	948	84	104	2	752	6	151	8.9	11.0	0.2	79.3	0.6
	知的・発達障害	328	6	24	1	291	6	68	1.8	7.3	0.3	88.7	1.8
	知的・難病	32	0	1	0	31	0	7	0.0	3.1	0.0	96.9	0.0
	精神・身体	89	5	2	2	80	0	20	5.6	2.2	2.2	89.9	0.0
	精神・発達障害	52	0	1	0	51	0	8	0.0	1.9	0.0	98.1	0.0
	精神・難病	2	0	0	0	2	0	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	身体・発達障害	2	0	0	1	1	0	0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	身体・難病	9	0	0	1	8	0	1	0.0	0.0	11.1	88.9	0.0
	発達障害・難病	2	0	0	0	2	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	知的・精神・身体	42	5	3	0	34	0	6	11.9	7.1	0.0	81.0	0.0
	知的・精神・発達障害	34	0	2	0	32	0	14	0.0	5.9	0.0	94.1	0.0
	知的・精神・難病	3	0	1	0	2	0	2	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	知的・身体・発達障害	7	1	1	0	5	0	0	14.3	14.3	0.0	71.4	0.0
	知的・身体・難病	8	2	1	0	5	0	1	25.0	12.5	0.0	62.5	0.0
	知的・発達障害・難病	3	1	0	0	2	0	0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0
	精神・身体・難病	3	0	0	0	3	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	知的・精神・身体・発達障害	1	0	0	0	1	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
知的・精神・身体・難病	1	0	0	0	1	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
知的・精神・身体・発達障害・難病	1	0	0	0	0	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
医療ケア・障害の有無	喀痰吸引	115	23	5	0	85	2	34	20.0	4.3	0.0	73.9	1.7
	経管栄養	78	21	4	1	52	0	9	26.9	5.1	1.3	66.7	0.0
	強度行動障害	468	12	73	0	376	7	52	2.6	15.6	0.0	80.3	1.5
	高次脳機能障害	154	6	8	1	136	3	25	3.9	5.2	0.6	88.3	1.9
	インスリン注射	88	1	4	1	82	0	30	1.1	4.5	1.1	93.2	0.0
	人工透析	28	0	3	0	25	0	11	0.0	10.7	0.0	89.3	0.0
	てんかん	1,701	61	131	7	1,490	12	273	3.6	7.7	0.4	87.6	0.7
	導尿	66	3	2	1	59	1	10	4.5	3.0	1.5	89.4	1.5
	ない	11,241	79	264	16	10,796	86	2,583	0.7	2.3	0.1	96.0	0.8
	身体障害(移動)	車椅子(座位)	814	159	121	3	517	14	96	19.5	14.9	0.4	63.5
ストレッチャータイプ		56	3	5	1	47	0	16	5.4	8.9	1.8	83.9	0.0
補装具		367	15	37	5	310	0	64	4.1	10.1	1.4	84.5	0.0
特になし		12,003	37	335	11	11,528	92	2,709	0.3	2.8	0.1	96.0	0.8
介助や見守りの状況	全介助	903	146	145	3	608	1	116	16.2	16.1	0.3	67.3	0.1
	一部介助	4,178	46	211	9	3,878	34	836	1.1	5.1	0.2	92.8	0.8
	介助は必要ないが見守りが必要	4,865	15	114	5	4,706	25	1,117	0.3	2.3	0.1	96.7	0.5
	不要	6,685	15	108	22	6,481	59	1,554	0.2	1.6	0.3	96.9	0.9

2.個人単位の居宅介護等や受託居宅介護の利用者の利用実態（2018年7月）

以下では、個人単位の居宅介護等や受託居宅介護の利用者の2018年7月の支給決定、実利用、共同生活内実利用の利用時間を示す。

なお、居宅介護等についての国の文書として、報酬告示とその留意事項についての通知以外に、以下のようなものがある。

①「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡、平成19年2月16日）

②「9 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について」（障害保健福祉関係主管課長会議資料〔障害福祉課・地域移行障害児支援室資料1〕、平成23年2月22日開催）

「(3) 重度訪問介護等の適切な支給決定について

・・・略・・・

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。（引用終）」

(58) 居宅介護（身体介護）の支給決定・実利用・共同生活内実利用時間数
 下表の通りであった。

図表2-58-1.居宅介護（身体介護）時間数(2018.7)...(SA)(無回答を除く)

No.	カテゴリー名	支給決定		実利用		共同生活住居内 実利用	
		人	%	人	%	人	%
1	10時間未満	32	7.7	70	25.6	23	11.0
2	10時間以上～20時間未満	96	23.1	43	15.8	43	20.6
3	20時間以上～30時間未満	71	17.1	36	13.2	37	17.7
4	30時間以上～40時間未満	50	12.0	25	9.2	26	12.4
5	40時間以上～50時間未満	32	7.7	26	9.5	17	8.1
6	50時間以上～100時間未満	87	21.0	57	20.9	46	22.0
7	100時間以上～150時間未満	30	7.2	13	4.8	15	7.2
8	150時間以上～200時間未満	13	3.1	1	0.4	2	1.0
9	200時間以上～250時間未満	2	0.5	0	0.0	0	0.0
10	250時間以上～300時間未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	300時間以上～350時間未満	0	0.0	1	0.4	0	0.0
12	350時間以上～400時間未満	1	0.2	0	0.0	0	0.0
13	400時間以上	1	0.2	1	0.4	0	0.0
	計	415	100.0	273	100.0	209	100.0

(59) 重度訪問介護の支給決定・実利用・共同生活内実利用時間数
 下表の通りであった。

図表2-59-1. 重度訪問介護時間数(2018.7)...(SA)(無回答を除く)

No.	カテゴリー名	支給決定		実利用		共同生活住居内 実利用	
		人	%	人	%	人	%
1	10時間未満	10	6.5	1	0.9	1	0.9
2	10時間以上～20時間未満	11	7.1	2	1.8	2	1.9
3	20時間以上～30時間未満	4	2.6	3	2.7	4	3.7
4	30時間以上～40時間未満	1	0.6	1	0.9	1	0.9
5	40時間以上～50時間未満	3	1.9	3	2.7	3	2.8
6	50時間以上～100時間未満	13	8.4	12	10.8	12	11.1
7	100時間以上～150時間未満	10	6.5	21	18.9	23	21.3
8	150時間以上～200時間未満	15	9.7	14	12.6	10	9.3
9	200時間以上～250時間未満	12	7.8	21	18.9	25	23.1
10	250時間以上～300時間未満	35	22.7	17	15.3	17	15.7
11	300時間以上～350時間未満	18	11.7	12	10.8	6	5.6
12	350時間以上～400時間未満	18	11.7	1	0.9	1	0.9
13	400時間以上	4	2.6	3	2.7	3	2.8
	計	154	100.0	111	100.0	108	100.0

(60) 受託居宅介護の支給決定・実利用時間数
 下表の通りであった。

図表2-60-1. 受託居宅介護時間数(2018.7)...(SA)(無回答を除く)

No.	カテゴリー名	支給決定		実利用	
		人	%	人	%
1	10時間未満	62	51.7	62	60.8
2	10時間以上～20時間未満	38	31.7	25	24.5
3	20時間以上～30時間未満	4	3.3	3	2.9
4	30時間以上～40時間未満	2	1.7	1	1.0
5	40時間以上～50時間未満	7	5.8	6	5.9
6	50時間以上～100時間未満	7	5.8	5	4.9
7	100時間以上～150時間未満	0	0.0	0	0.0
8	150時間以上～200時間未満	0	0.0	0	0.0
9	200時間以上～250時間未満	0	0.0	0	0.0
10	250時間以上～300時間未満	0	0.0	0	0.0
11	300時間以上～350時間未満	0	0.0	0	0.0
12	350時間以上～400時間未満	0	0.0	0	0.0
13	400時間以上	0	0.0	0	0.0
	計	120	100.0	102	100.0

図表2-58-2. 入居者の属性別居宅介護（身体介護）時間数（不明を除く）（%）（横計）

	身体介護支給決定								身体介護実利用								身体介護実利用(住居内)							
	10時間以下	11時間～20時間	21時間～30時間	31時間～40時間	41時間～50時間	51時間～100時間	101時間以上	10時間以下	11時間～20時間	21時間～30時間	31時間～40時間	41時間～50時間	51時間～100時間	101時間以上	10時間以下	11時間～20時間	21時間～30時間	31時間～40時間	41時間～50時間	51時間～100時間	101時間以上			
全体	9.4	23.5	13.3	13.3	8.1	20.9	11.5	2.0	24.6	13.8	12.3	13.8	25.6	7.9	1.6	24.7	18.3	12.4	10.8	24.7	7.5			
年齢																								
15～19歳	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
20～24歳	0.0	20.8	16.7	12.5	29.2	12.5	8.3	0.0	14.3	7.1	7.1	35.7	28.6	7.1	0.0	20.0	20.0	20.0	10.0	30.0	0.0			
25～29歳	8.6	28.6	14.3	11.4	5.7	22.9	8.6	11.8	11.8	5.9	11.8	23.5	29.4	5.9	7.1	28.6	14.3	7.1	7.1	35.7	0.0			
30～34歳	2.6	36.8	23.7	10.5	7.9	18.4	0.0	0.0	47.4	15.8	5.3	10.5	21.1	0.0	0.0	46.2	30.8	7.7	7.7	7.7	0.0			
35～39歳	10.0	18.3	8.3	13.3	0.0	28.3	21.7	0.0	26.5	14.7	11.8	0.0	44.1	2.9	0.0	27.8	16.7	5.6	2.8	41.7	5.6			
40～44歳	6.3	12.5	7.8	14.1	12.5	34.4	12.5	0.0	19.0	16.7	9.5	19.0	26.2	9.5	0.0	17.4	19.6	13.0	17.4	23.9	8.7			
45～49歳	12.2	18.4	12.2	14.3	4.1	20.4	18.4	0.0	16.7	16.7	16.7	8.3	20.8	20.8	0.0	20.8	12.5	16.7	8.3	20.8	20.8			
50～54歳	15.2	36.4	3.0	18.2	6.1	9.1	12.1	0.0	38.5	15.4	7.7	23.1	7.7	7.7	0.0	33.3	16.7	8.3	25.0	8.3	8.3			
55～59歳	7.4	11.1	18.5	22.2	11.1	22.2	7.4	0.0	15.8	21.1	36.8	5.3	15.8	5.3	0.0	15.4	38.5	38.5	0.0	7.7	0.0			
60～64歳	26.7	26.7	13.3	6.7	6.7	6.7	13.3	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0			
65～69歳	11.1	16.7	22.2	16.7	11.1	16.7	5.6	0.0	30.0	10.0	10.0	10.0	30.0	10.0	0.0	22.2	11.1	11.1	11.1	33.3	11.1			
70～74歳	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
75～80歳	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0			
81歳以上	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
障害支援区分																								
区分1	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
区分2	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0			
区分3	42.1	36.8	15.8	0.0	0.0	5.3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
区分4	15.4	42.3	19.2	11.5	0.0	11.5	0.0	0.0	48.1	22.2	14.8	3.7	11.1	0.0	0.0	52.0	32.0	8.0	0.0	8.0	0.0			
区分5	9.4	26.4	11.3	18.9	11.3	18.9	3.8	2.9	38.2	11.8	23.5	11.8	8.8	2.9	3.0	42.4	15.2	21.2	12.1	6.1	0.0			
区分6(7を除く)	4.6	9.2	5.4	15.4	12.3	30.8	22.3	0.0	9.6	18.1	7.2	19.3	30.1	15.7	0.0	10.1	22.8	10.1	13.9	27.8	15.2			
重度包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
非該当	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0			
未設定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
障害種別(SA)																								
知的	12.1	30.0	16.9	13.5	6.3	17.4	3.9	3.8	35.0	13.8	12.5	13.8	21.3	0.0	4.0	36.0	20.0	12.0	6.7	20.0	1.3			
精神	50.0	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0			
身体	6.9	17.2	13.8	17.2	13.8	13.8	17.2	0.0	5.3	15.8	26.3	15.8	21.1	15.8	0.0	5.6	16.7	33.3	16.7	11.1	16.7			
発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
難病	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0			
知的・精神	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	40.0	10.0	0.0	14.3	14.3	14.3	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0	0.0			
知的・身体	1.2	7.4	3.7	12.3	12.3	30.9	32.1	0.0	8.6	12.1	10.3	10.3	39.7	19.0	0.0	9.4	14.1	10.9	10.9	39.1	15.6			
知的・発達障害	3.8	50.0	15.4	7.7	3.8	11.5	7.7	0.0	58.8	11.8	0.0	11.8	5.9	11.8	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
精神・身体	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
精神・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
精神・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
身体・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
発達障害・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・精神・身体	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・精神・発達障害	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・精神・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・身体・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・発達障害・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
精神・身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・精神・身体・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・精神・身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
知的・精神・身体・発達障害・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
医療ケア・障害有																								
喀痰吸引	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	57.1	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	60.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0			
経管栄養	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7			
強度行動障害	1.9	22.6	9.4	18.9	9.4	24.5	13.2	0.0	40.0	4.0	8.0	20.0	24.0	4.0	0.0	36.0	4.0	8.0	16.0	28.0	8.0			
高次脳機能障害	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0			
インスリン注射	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0			
人工透析	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
てんかん	6.2	13.6	6.2	18.5	6.2	30.9	18.5	0.0	24.4	24.4	8.9	8.9	22.2	11.1	0.0	22.4	26.5	10.2	8.2	24.5	8.2			
導尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
ない	15.1	25.3	13.0	10.3	9.6	20.5	6.2	2.7	19.2	13.7	15.1	20.5	21.9	6.8	1.5	24.6	21.5	15.4	12.3	20.0	4.6			
身体障害(移動)の状況																								
車椅子(座位)	3.2	8.5	3.2	14.9	14.9	25.5	29.8	0.0	8.3	11.1	12.5	16.7	33.3	18.1	0.0	7.1	14.3	12.9	14.3	34.3	17.1			
ストレッチャータイプ	0.0	11.1	11.1	33.3	0.0	22.2	22.2	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	50.0	16.7	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	40.0	20.0			
補装具	8.0	4.0	20.0	24.0	8.0	24.0	12.0	0.0	0.0															

図表2-59-2. 入居者の属性別重度訪問介護時間数（不明を除く）（%）（横計）

	重度訪問介護支給決定								重度訪問介護実利用								重度訪問介護 実利用（住居内）							
	10時間以下	11時間～20時間	21時間～30時間	31時間～40時間	41時間～50時間	51時間～100時間	101時間以上	10時間以下	11時間～20時間	21時間～30時間	31時間～40時間	41時間～50時間	51時間～100時間	101時間以上	10時間以下	11時間～20時間	21時間～30時間	31時間～40時間	41時間～50時間	51時間～100時間	101時間以上			
年齢	全体	0.0	0.0	0.8	0.8	2.4	4.9	91.1	0.0	1.8	2.7	1.8	1.8	11.8	80.0	0.0	1.9	3.7	1.9	1.9	13.1	77.6		
	15～19歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	20～24歳	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	25.0	62.5	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	25.0	50.0		
	25～29歳	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	66.7			
	30～34歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0			
	35～39歳	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	40～44歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	18.2	72.7	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	70.0		
	45～49歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	5.3	89.5	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	9.5	85.7		
	50～54歳	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	95.5	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	89.5		
	55～59歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	94.1	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	12.5	81.3	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	21.4	71.4		
	60～64歳	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	93.3	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	85.7	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	85.7		
	65～69歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0		
	70～74歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	75～80歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	81歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
障害支援区分	区分1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	区分2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	区分3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	区分4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	区分5	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7		
	区分6（7を除く）	0.0	0.0	0.0	1.9	1.9	7.7	88.5	0.0	0.0	4.5	2.3	2.3	18.2	72.7	0.0	0.0	6.5	2.2	2.2	15.2	73.9		
	重度包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
障害種別（S A）	非該当	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	未認定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0		
医療ケア・障害の有無	精神	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	身体	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	96.6	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	4.0	92.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	16.7	79.2		
	発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	難病	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0		
	知的・精神	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7		
	知的・身体	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.2	95.2	0.0	1.8	3.6	1.8	7.1	85.7	0.0	0.0	3.8	3.8	1.9	5.7	84.9			
	知的・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	知的・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	精神・身体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0		
	精神・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	精神・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	身体・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	発達障害・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的・精神・身体	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3		
	知的・精神・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的・精神・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的・身体・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	知的・身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的・精神・身体・発達障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的・精神・身体・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	知的・精神・身体・発達障害・難病	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	身体障害（移動）の状況	呼吸吸引	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	88.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	90.9	
		経管栄養	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
		強度行動障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	85.7	
		高次脳機能障害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
		インスリン注射	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人工透析		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
てんかん		0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	2.6	92.1	0.0	3.3	6.7	0.0	0.0	10.0	80.0	0.0	2.9	5.9	0.0	0.0	8.8	82.4		
褥瘡		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
ない		0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	16.7	75.0	0.0	0.0	4.3	4.3	8.7	30.4	52.2	0.0	0.0	8.7	4.3	8.7	30.4	47.8		
身体障害（移動）の状況		車椅子（座位）	0.0	0.0	0.0	0.9	2.8	5.6	90.7	0.0	1.1	3.2	2.1	2.1	11.6	80.0	0.0	1.1	4.3	2.1	2.1	13.8	76.6	
介助や見守りの状況	ストレッチャータイプ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	補装具	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	88.9	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	60.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	71.4		
	特にない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		
	全介助	0.0	0.0	0.0	1.1	3.2	5.4	90.3	0.0	1.2	2.4	1.2	2.4	10.6	82.4	0.0	1.2	3.6	1.2	2.4	10.7	81.0		
	一部介助	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	4.5	90.9	0.0	5.9	5.9	5.9	0.0</											

(63) 同一法人が提供する居宅介護等の利用

「居宅介護（身体介護）」では、180人中121人（67.2%）（不明を除く、以下同）が同一法人が提供する当該サービス利用があった。

「重度訪問介護」では、105人中49人（46.7%）が同一法人が提供する当該サービス利用があった。

「受託居宅介護」では、38人中15人（39.5%）が同一法人が提供する当該サービス利用があった。

図表2-63-1.同一法人が提供する居宅介護等の利用

共同生活住居内での利用	合計	同一法人あり	
		人	%
居宅介護（身体介護）	180	121	67.2
重度訪問介護	105	49	46.7
受託居宅介護	38	15	39.5

注) 不明を除く。それぞれの居宅介護の全ての利用時間が同一法人が提供するサービスであるかどうかは不明である点に注意が必要である。

(64) 共同生活住居内での居宅介護等の派遣元事業所数、派遣実人員

「居宅介護（身体介護）」150人中110人（73.3%）（不明を除く、以下同）が、派遣元事業所数「1」であった。同「2」は37人（24.7%）等となっている。

「重度訪問介護」105人中47人（44.8%）（不明を除く、以下同）が、派遣元事業所数「1」であった。同「2」は39人（37.1%）等となっている。

図表2-64-1.共同生活住居内での居宅介護等の派遣元事業所数

派遣元事業所数	居宅介護（身体介護）			重度訪問介護		
	人	%	不明を除く%	人	%	不明を除く%
1	110	59.1	73.3	47	42.7	44.8
2	37	19.9	24.7	39	35.5	37.1
3	2	1.1	1.3	10	9.1	9.5
4	0	0.0	0.0	5	4.5	4.8
5以上	1	0.5	0.7	4	3.6	3.8
不明	36	19.4	—	5	4.5	—
計	186	100.0	—	110	100.0	—

また、派遣実人員は下表の通りであった。

図表2-64-2.共同生活住居内での居宅介護等の派遣実人員

派遣実人員	居宅介護（身体介護）			重度訪問介護		
	人	%	不明を除く%	人	%	不明を除く%
1	39	21.0	28.1	17	15.9	18.7
2	15	8.1	10.8	22	20.6	24.2
3	13	7.0	9.4	9	8.4	9.9
4	10	5.4	7.2	5	4.7	5.5
5人以上	62	33.3	44.6	38	35.5	41.8
不明	47	25.3	—	16	15.0	—
計	186	100.0	—	107	100.0	—

(65) 個人単位で居宅介護等を利用している入居者への支援とその担い手

居宅介護（身体介護）を共同生活住居内で利用している入居者の支援とその担い手をみる。

ヘルパーと生活支援員を比べると、「入浴」「清拭」だけがヘルパーの方がその担い手としての回答が多く、それ以外は生活支援員がその担い手としての回答が多くなっていることがわかる。とはいえ「入浴」で48.8%、「清拭」で66.9%の入居者が生活支援員から介助を受けている。他方「排泄」「食事」「着脱」「歯磨きや身だしなみ」「上記以外での見守り」「外出」「医療ケア（注入）」では、ヘルパーが担い手として回答されているのも5割を超えている。

「ヘルパー（2人介助）」が他の支援に比べて多いのは「入浴」「外出」である。

また、世話人であっても直接介助の担い手となっていることがわかる。

重度訪問介護を共同生活住居内で利用している入居者の支援とその担い手をみる。

「排泄」「入浴」「清拭」「個別の食事調理」「食事」「水分補給」「起床・就寝」「着脱」「歯磨きや身だしなみ」「外出」「医療ケア（注入）」で、生活支援員よりもヘルパーがその担い手として回答されていることがわかる。とはいえ、それらのほとんどの支援項目で7～9割が生活支援員も担い手として回答されている。世話人も6～8割が担い手として回答されていることがわかる。

このように「支援とその担い手」をみると、ヘルパー、生活支援員、世話人は、多くの支援で担い手として重なっている。これらの重なりは、一つの職種（職名）だけでは個々の支援が担い切れない現状を表していると言えよう。担い手としての回答の高さや重なりをみると、表中の支援と職種（職名）を単純に対応させることで役割分担を整理することは、現状ではかなり困難であると言えるのではないだろうか。

図表2-65-1.個人単位で居宅介護等を利用している入居者への支援を誰が担っているか

支援	居宅介護（身体介護）を共同生活住居内で利用している入居者の支援											重度訪問介護を共同生活住居内で利用している入居者の支援														
	人数						無回答を除く%					人数						無回答を除く%								
	合計	ヘルパー (1人 介助)	ヘルパー (2人 介助)	生活 支援 員	世話 人	その他	無回 答	合計	ヘル パー (1人 介助)	ヘル パー (2人 介助)	生活 支援 員	世話 人	その他	合計	ヘル パー (1人 介助)	ヘル パー (2人 介助)	生活 支援 員	世話 人	その他	無回 答	合計	ヘル パー (1人 介助)	ヘル パー (2人 介助)	生活 支援 員	世話 人	その他
排泄	171	82	7	99	76	6	47	124	66.1	5.6	79.8	61.3	4.8	96	90	8	84	72	7	2	94	95.7	8.5	89.4	76.6	7.4
入浴	171	108	31	79	59	4	9	162	66.7	19.1	48.8	36.4	2.5	96	79	19	73	63	4	1	95	83.2	20.0	76.8	66.3	4.2
清拭	171	87	6	79	62	5	53	118	73.7	5.1	66.9	52.5	4.2	96	81	2	67	62	5	12	84	96.4	2.4	79.8	73.8	6.0
個別の食事調理	171	33	0	68	90	6	60	111	29.7	0.0	61.3	81.1	5.4	96	73	2	69	73	25	4	92	79.3	2.2	75.0	79.3	27.2
食事	171	81	0	96	93	7	36	135	60.0	0.0	71.1	68.9	5.2	96	91	2	78	63	9	0	96	94.8	2.1	81.3	65.6	9.4
水分補給	171	80	0	103	80	6	45	126	63.5	0.0	81.7	63.5	4.8	96	89	2	84	67	5	4	92	96.7	2.2	91.3	72.8	5.4
起床・就寝	171	68	2	103	71	15	37	134	50.7	1.5	76.9	53.0	11.2	96	85	3	83	63	8	2	94	90.4	3.2	88.3	67.0	8.5
夜間支援	171	25	0	110	71	24	28	143	17.5	0.0	76.9	49.7	16.8	96	54	3	90	61	5	1	95	56.8	3.2	94.7	64.2	5.3
着脱	171	76	1	96	77	11	51	120	63.3	0.8	80.0	64.2	9.2	96	88	2	81	66	4	2	94	93.6	2.1	86.2	70.2	4.3
歯磨きや身だしなみ	171	93	0	119	99	8	25	146	63.7	0.0	81.5	67.8	5.5	96	91	2	78	64	3	1	95	95.8	2.1	82.1	67.4	3.2
上記以外の場面で の見守り	171	78	0	120	100	13	31	140	55.7	0.0	85.7	71.4	9.3	96	84	2	92	76	9	0	96	87.5	2.1	95.8	79.2	9.4
金銭管理	171	21	0	89	74	17	43	128	16.4	0.0	69.5	57.8	13.3	96	65	1	67	74	9	0	96	67.7	1.0	69.8	77.1	9.4
外出	171	75	15	90	67	21	35	136	55.1	11.0	66.2	49.3	15.4	96	90	6	65	59	22	0	96	93.8	6.3	67.7	61.5	22.9
医療ケア(吸引)	171	3	0	7	6	2	162	9	33.3	0.0	77.8	66.7	22.2	96	12	1	12	6	1	84	12	100.0	8.3	100.0	50.0	8.3
医療ケア(注入)	171	4	0	7	6	0	163	8	50.0	0.0	87.5	75.0	0.0	96	5	1	3	1	0	91	5	100.0	20.0	60.0	20.0	0.0

(80) 個人単位で居宅介護等の利用を希望したのはいつか

個人単位で居宅介護等の利用を希望したのはいつだろうか。

下表によると、居宅介護（身体介護）で「入居前」51.5%、「入居後」44.2%となっている。「重度訪問介護」で「入居前」46.2%、「入居後」53.8%となっている。

以上は、

①GH と居宅介護等をセットで利用することを GH 入居前から予定していた入居者がいる

②GH 入居中に居宅介護等を利用する必要（希望）が発生し、居宅介護等の利用によって GH での生活が継続できた入居者がいる

ことを示している。

図表2-80-1.個人単位で居宅介護等の利用を希望したのはいつか

居宅介護等の種類	合計	個人単位の居宅介護等の希望時期					合計	個人単位の居宅介護等の希望時期			
		入居前	入居後	その他	わからない	無回答		入居前	入居後	その他	わからない
身体介護住居実利用(住居内)	171	85	73	6	1	6	165	51.5	44.2	3.6	0.6
重度訪問介護住居実利用(住居内)	96	43	50	0	0	3	93	46.2	53.8	0.0	0.0

(81) 個人単位で居宅介護等を希望した理由と実現状況

では、個人単位で居宅介護等を希望した理由と、その希望の実現状況をみてみよう。

希望理由として最も多いのは「自分が希望する生活のスケジュールを実現するため」身体介護 58.5%、重度訪問介護 81.3%、次いで「体調や障害の状態によって日々変化する支援量に柔軟に対応できる」身体介護 46.2%、重度訪問介護 57.3%、「障害特性や医療的ケア等に対応する専門性がある」身体介護 46.2%、重度訪問介護 46.9%、以下「障害が重度化してより必要な支援が増える」身体介護 38.6%、重度訪問介護 37.5%、「GH 入居前から利用していた居宅介護等を継続して利用したい」身体介護 25.1%、重度訪問介護 25.0%、「高齢化により介護が必要になる（増える）」身体介護 12.3%、重度訪問介護 18.8%等となっている。

個人単位で居宅介護等を利用することによって、希望が十分実現したもの・一部実現したもの、また個人単位で居宅介護等を利用することによって、希望が実現しなかったものは下表の通りである。

希望者に限らず十分実現・一部実現に回答があったため、両者を合計すると希望者を上回っている項目がある。例えば自分が希望する生活のスケジュールを実現」できたのは、表中では「十分実現」「一部実現」が身体介護 171 人（希望理由 100 人）中計 105 人、重度訪問介護 96 人（希望理由 78 人）中 74 人等である。

むしろ、希望が実現しなかったものをみておくと、重度訪問介護の利用によっても「自分が希望する生活のスケジュール」「一人でも多くの支援者と関わりたい」が希望が実現しなかったという回答が他に比べて高くなっていることがわかる。希望が実現したという回答が高かった一方で、まだまだ未充足な支援があることがわかる。

図表2-81-1.個人単位で居宅介護等を希望した理由と希望の実現状況

		人(MA)(%)											無回答を除く%(N=合計)									
		合計	自分が希望する生活のスケジュールを実現するため	GH入居前から利用していた居宅介護等を継続して利用したい	障害特性や医療的ケア等に対応する専門性がある	高齢化により介護が必要になる(増える)	障害が重度化してより必要な支援が増える	体調や障害の状態によって日々変化する支援の量に柔軟に対応できる	一人暮らし等への転居後の支援につなげたい	一人でも多くの支援者と関わりたい	同性介助	その他	自分が希望する生活のスケジュールを実現するため	GH入居前から利用していた居宅介護等を継続して利用したい	障害特性や医療的ケア等に対応する専門性がある	高齢化により介護が必要になる(増える)	障害が重度化してより必要な支援が増える	体調や障害の状態によって日々変化する支援の量に柔軟に対応できる	一人暮らし等への転居後の支援につなげたい	一人でも多くの支援者と関わりたい	同性介助	その他
希望理由	身体介護	171	100	43	79	21	66	79	1	23	20	3	58.5	25.1	46.2	12.3	38.6	46.2	0.6	13.5	11.7	1.8
	重度訪問	96	78	24	45	18	36	55	3	35	64	3	81.3	25.0	46.9	18.8	37.5	57.3	3.1	36.5	66.7	3.1
希望が十分実現・解決したもの	身体介護	171	70	39	54	19	47	45	0	16	19	2	40.9	22.8	31.6	11.1	27.5	26.3	0.0	9.4	11.1	1.2
	重度訪問	96	47	14	19	4	24	26	0	3	40	1	49.0	14.6	19.8	4.2	25.0	27.1	0.0	3.1	41.7	1.0
希望が一部実現・解決したもの	身体介護	171	35	12	34	8	14	25	1	4	0	3	20.5	7.0	19.9	4.7	8.2	14.6	0.6	2.3	0.0	1.8
	重度訪問	96	27	1	21	4	14	11	0	10	4	0	28.1	1.0	21.9	4.2	14.6	11.5	0.0	10.4	4.2	0.0
希望が実現しなかったもの	身体介護	171	1	0	2	0	0	4	0	1	0	3	0.6	0.0	1.2	0.0	0.0	2.3	0.0	0.6	0.0	1.8
	重度訪問	96	11	0	1	0	0	2	4	14	3	0	11.5	0.0	1.0	0.0	0.0	2.1	4.2	14.6	3.1	0.0

(85) 個人単位で居宅介護等を利用している入居者の利用継続の希望

「今後も利用を希望」しているのは身体介護 98.8%、重度訪問介護 98.9%となっている。

図表2-85-1.個人単位で居宅介護等の利用継続の希望

居宅介護等の種類	人						無回答を除く%				
	合計	今後も利用を希望	今後は利用を希望しない	わからない	その他	無回答	合計	今後も利用を希望	今後は利用を希望しない	わからない	その他
身体介護	170	168	0	2	0	1	170	98.8	0.0	1.2	0.0
重度訪問	88	87	1	0	0	8	88	98.9	1.1	0.0	0.0

【自由記述】HH等利用の希望理由(その他)

苦手な事を手伝ってもらえる。
本人の障害特性によるもの
個々に合わせたペース、方法での支援が受けられる。
仲のいい支援員と外出したい。
ポッチャに慣れた支援員と行きたい
個別支援
自分が希望する生活のスケジュールを実現するため・ホームの職員だけでは、十分な介助ができないため
身体介護において個別に対応を求められる為、又、2~3人介助で移乗・排泄・入浴等の介助が必要な為、生活支援員のマンパワーでは不足している為、個別性の支援をする上でもヘルパーが入ってもらった方が同時間で支援を複数の利用者が求める場合もあり必要である。
世話人不足もあるが、ヘルパー不足はさらに深刻である。午後ヘルパーを使える日数・時間・曜日が限られてきている状況もあり、これまでの体制からGHで全てを賄わないといけなくなる時期が近付いてきているのを危惧している。
障害特性によって集団での生活が難しいため、個別の支援が必要であり、GHで全てのマンパワーをまかなうのは難しいため。
母子家庭である母親の介護負担軽減のため
地域移行により必要となった為
本人の多様な希望に出来るだけ対応し、ストレスを軽減し、より快適に生活していただくため
経緯までは分からないため。
きれいで、部屋の中も整理整頓されていましたが、親しい方との関係性により、今まで長期入院しており外出、買い物の方法が分かりませんでした。が、列車に乗って2駅先の街へ出かけ買い物をすることができるようになりました。また、タクシーに乗ることもできるようになり、大物を購入することも増え、徐々に荷物が増えてきました。高齢であることヒザの痛みも出てきて、部屋の整理に力を注ぐことや入浴等も回数が減り、声掛けをした所、利用したいということになり、今はこのサービスを継続したいと話をされています。(人が好きなため、受入れが良いこともあります。)
・自分の介助に時間が多くかかるので、グループホームの他の利用者に迷惑をかけたくないので希望した。 ・一番は女性のため、同性介助してもらいたいから。 ・知っているヘルパーにかかわってもらいたい。
定期的な通院同行(医師の話を聞き取り理解する)をヘルパーにお願いしたかった。
・身体的には問題ないことであっても、精神障害の特性からできにくくなってきた部分について居宅介護を希望した
そもそもGHの世話人・生活支援員の配置では足りない。常時1対1の介護・支援が必要であり、トイレや入浴介護には2人の支援者が必要。
てんかん発作があるため夜間から早朝までの見守りが必要
家庭環境が本人の精神的不調を誘発し、借金取りとのトラブル等もあった為、緊急避難的要素と本人の自立を合わせて、入院に至った。
【自由記述】今後の利用について(その他)
自分ではできないため。
利用することにより他の支援、要望も増えた為
重度の身体障害のGHのため、居宅介護は今後も必要
②食事1時間、入浴1時間かかり、マンツーマン支援に対応することができる。 ④これまでかかっていた、ヘルパーさんにひきつづき、かかわってもらえる。
区分4→3になり利用できなくなった
本人の障害特性上、支援を必要としているが、本人の障害受容がなく、自己評価の高さ(生活状況や経済的)から一人暮らしを希望することがある。しかし精神的な波がある為、気持ちが変わってしまう事も多い。

【自由記述】個人単位で居宅介護等を利用するメリット

施設職員以外の方が、入る事により、風とおしも良い施設となる。
本人に合った支援の対応がとれる。
個々に合わせたペース、支援が受けられる。
その人の生活スタイルに合わせて支援できる。
夢やしたいこと、外出の応援をできる。
その人の生活リズムに合った計画作成をでき、
利用者の思いをプランにも反映しやすい。
一人暮らしを想定した支援ができる。
より本人さんの要望や希望が実現できてく為
一人につき一人の支援者がケアできる。
他者との関わり
マンパワーの確保、ポイントに必要な支援量を確保できる。個別性の支援を行える。2～3人介助の際、GHスタッフだけでは支援者を確保できない場合があるので助かる。外出の機会を本人に合わせて個別的に行える。複数の人と本人が関わりを持つ。
本人に対して複数の人がかかわるようになり、様々な視点で本人をみていける。
GHの風通しが良くなる。
利用者ごとに異なるニーズに対応できる
個別ニーズにより細やかに対応できる
世話人だけでは不十分な支援に対して、ヘルパーさんの専門的な声かけと、1h一緒にいていただけることが、入居者の安定にもつながっている。また、先方との関係を構築できたことで、同じ方向への支援、連携ができつつある。
①同性介護が守られる。(女性の利用者のため、女性に介護してもらいたい(本人の願い)) ②時間がかかるので、他の利用者に気兼ねしなくて済む。 ③複数の支援者の目で利用者の変化を把握することができる。
・グループホームのスタッフに加えて、居宅介護のスタッフが入ることで多角的にご本人の体調を把握することができ、情報の共有により体調の変化に気づき、早目に受診につなげることで重症化を防ぐことができる
GHでは足りない支援者を、入居者一人ひとりの支援の必要性に着目して、サービス等利用計画の段階から検討、確保することができる。支援の難しい人に対する支援者は少数に固定され、人数に限られがちである一方、支援の安定性をはかるには一人でも多くの支援者を養成することが重要となる。支援技術の高い生活支援員が、ご自宅でも利用される可能性のある居宅介護スタッフに支援技術・技能などをGH内の支援で実際に伝える(OJT)ことができる。
専門性のある支援を受け、入居者の安全の担保、利用者ニーズの充足につながりやすい。
ヘルパーを利用する事で、グループホームスタッフだけでは賅えない部分の支援を担って貰っている。利用者が偏った支援者だけでなく、いろいろな人からの支援を受け入れられるようになる。

【自由記述】個人単位で居宅介護等を利用するデメリット

契約している外部委託事業への支払いに手数料がかかる。
ヘルパー確保が難しいことがあり、必ずしも希望通りに対応してもらえないとはならない。
支援員の不足時に支援を断ったり、時間の変更が必要
支援員の不足時や緊急時の対応が難しい時がある。
ヘルパーの人数が足りない
連携
単発的に支援に入るため、体調の変化に気づきにくくなる。
ヘルパーとの連絡会を実施し、支援のズレをなくしている。以前はGHスタッフとヘルパーとで
他事業所との連携は大切だが、きちんと連携すれば、デメリットは、ない。
請求事務や、サービス利用実績記録等の資料作成が煩雑である。
支援者間の情報共有・連携等。
閉鎖的(第三者の目線が無い状態)になってしまうので、必要なサービスが実施されているか、よりよい関わりにつながっているかを確認する事が難しい。
日替わりの支援者になり、混乱する利用者も出てくる。それぞれの支援観、価値観によって支援してしまう。情報共有がしづらく、統一した支援を提供しにくい。

第3章 建物・共同生活住居票調査結果

1.用語・記号について

(1)用語の定義

建物、共同生活住居、住戸のそれぞれの定義を確認しておく。

「建物」…一つの建物、一棟を示す。

「住戸」…住居として必要な機能を備えた一戸一戸を示す。

「共同生活住居」「ユニット」は障害者総合支援法に基づく。それぞれを定義しているのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（いわゆる基準省令171号）である。以下該当箇所を引用しておく。

第二百十条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合には、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(2)文中の記号について

文中及び図表番号の「【建】」は建物についての図表を、「【共】」は共同生活住居についての図表を表す。

2.調査結果

(1)本体住居からみたサテライト住居の設置状況【共】

建物票で回答を得ることができた建物数は4,210、共同生活住居数は4,518であった。

サテライト住居の本体住居となっている共同生活住居は、18.4%（無回答を除く、以下同）であった。

図表3-1【共】-1.サテライト居住の有無... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%	無回答を除く%
1	サテライトはない	3231	71.5	81.6
2	同じ建物にサテライトがある	253	5.6	6.4
3	別の建物にサテライトがある	573	12.7	14.5
	無回答	560	12.4	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-1【共】-2.同じ建物にあるサテライトの数... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%	無回答を除く%
1	1戸	195	4.3	78.6
2	2戸	12	0.3	4.8
3	3戸	7	0.2	2.8
4	4戸	7	0.2	2.8
5	5戸	6	0.1	2.4
6	6戸以上	21	0.5	8.5
	無回答	4270	94.5	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-1【共】-3.別の建物にあるサテライトの数... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%	無回答を除く%
1	1戸	103	2.3	78.6
2	2戸	19	0.4	14.5
3	3戸	0	0.0	0.0
4	4戸	0	0.0	0.0
5	5戸	3	0.1	2.3
6	6戸以上	6	0.1	4.6
	無回答	4387	97.1	
	全体	4518	100.0	100.0

(2) GHの種別【共】

共同生活住居毎にみた共同生活援助事業の種別ごとの共同生活住居数は右表の通りであった。

図表3-2【共】-1. 共同生活援助の種別... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%	無回答を除く%
1	介護サービス包括型(4を除く)	3496	77.4	85.6
2	日中サービス支援型	69	1.5	1.7
3	外部サービス利用型(5を除く)	451	10.0	11.0
4	地域移行支援型(介護サービス包括型)	44	1.0	1.1
5	地域移行支援型(外部サービス利用型)	25	0.6	0.6
	無回答	433	9.6	
	全体	4518	100.0	100.0

(3) 建物と共同生活住居とユニット【建】【共】

建物1つあたりの共同生活住居数をみてみよう。

1つの建物に1つの共同生活住居である建物は(無回答を除く%、以下同)、76.4%であった。残り23.6%は、1つの建物に複数の共同生活住居が設置されていることになる。

図表3-3【建】-1. 建物1つあたりの共同生活住居数... (SA)

No.	共同生活住居数	n	%	無回答を除く%
1	1	2897	68.8	76.4
2	2	283	6.7	7.5
3	3	73	1.7	1.9
4	4	130	3.1	3.4
5	5	104	2.5	2.7
6	6	89	2.1	2.3
7	7	71	1.7	1.9
8	8	23	0.5	0.6
9	9	13	0.3	0.3
10	10	53	1.3	1.4
11	11以上	57	1.4	1.5
	無回答	417	9.9	
	全体	4210	100.0	100.0

共同生活住居1つあたりの住戸数をみてみよう。

1つの共同生活住居に1つの住戸である共同生活住居は、74.5%であった。残り25.5%は、1つの共同生活住居が複数の住戸から構成されていることになる。

図表3-3【共】-3. 共同生活住居1つあたりの住戸の数... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%	無回答を除く%
1	1戸	2581	57.1	74.5
2	2戸	176	3.9	5.1
3	3戸	89	2.0	2.6
4	4戸	127	2.8	3.7
5	5戸	136	3.0	3.9
6	6戸	127	2.8	3.7
7	7戸	89	2.0	2.6
8	8戸	30	0.7	0.9
9	9戸	16	0.4	0.5
10	10戸	59	1.3	1.7
11	11戸以上	33	0.7	1.0
	無回答	1055	23.4	
	全体	4518	100.0	100.0

共同生活住居1つあたりのユニット数をみてみよう。

1つの共同生活住居にユニット数が1である共同生活住居は、79.2%であった。残り20.8%は、1つの共同生活住居が複数の住戸から構成されていることになる。但し、前表の住戸数と比較をすると、数字にずれがあることがわかる。また、無回答の比率も大きい。ユニット数については参考までに掲載しておく。

図表3-3【共】-2. 共同生活住居1つあたりのユニット数... (SA)

No.	ユニット数	n	%	無回答を除く%
1	1	1282	28.4	79.2
2	2	96	2.1	5.9
3	3	42	0.9	2.6
4	4	46	1.0	2.8
5	5	52	1.2	3.2
6	6	38	0.8	2.3
7	7	39	0.9	2.4
8	8	2	0.0	0.1
9	9	4	0.1	0.2
10	10	10	0.2	0.6
11	11以上	7	0.2	0.4
	無回答	2900	64.2	
	全体	4518	100.0	100.0

(4) 入居定員【建】【共】

建物と共同生活住居の入居定員別構成比は、下表、右表の通りであった。

下表の入居定員「1」は回答の誤りであろう。

また、法人票の定員別共同生活住居数と少しずれがあるが、これは法人票で回答のあった共同生活住居数 5,996 に対して、建物票での共同生活住居数が 4,518 であること、また建物と共同生活住居と住戸とが回答の上で十分区別できておらず、混乱している可能性がある等が原因であると推測できよう。

図表3-4【建】-1. 建物の入居定員(合計)...(S A)

入居定員	建物数	含無回答	除無回答
1人	16	0.4%	0.4%
2人	174	4.1%	4.5%
3人	174	4.1%	4.5%
4人	1000	23.8%	26.1%
5人	709	16.8%	18.5%
6人	625	14.8%	16.3%
7人	435	10.3%	11.4%
8人	131	3.1%	3.4%
9人	101	2.4%	2.6%
10人	217	5.2%	5.7%
11人	28	0.7%	0.7%
12人	41	1.0%	1.1%
13人	16	0.4%	0.4%
14人	28	0.7%	0.7%
15人	12	0.3%	0.3%
16人	13	0.3%	0.3%
17人	6	0.1%	0.2%
18人	25	0.6%	0.7%
19人	10	0.2%	0.3%
20人	47	1.1%	1.2%
21人	1	0.0%	0.0%
22人	1	0.0%	0.0%
23人	1	0.0%	0.0%
24人	3	0.1%	0.1%
25人	3	0.1%	0.1%
26人	2	0.0%	0.1%
27人	1	0.0%	0.0%
28人	2	0.0%	0.1%
30人	7	0.2%	0.2%
36人	1	0.0%	0.0%
37人	1	0.0%	0.0%
無回答	379	9.0%	
計(含無回答)	4210	100.0%	
計除無回答)	3831		100.0%

注) 同一法人、同一建物の共同生活住居定員の合計。

図表3-4【共】-2. 共同生活住居の入居定員...(S A)

No.	入居定員	n	%	無回答を除く%
1	1	242	5.4	6.6
2	2	414	9.2	11.2
3	3	282	6.2	7.6
4	4	876	19.4	23.7
5	5	658	14.6	17.8
6	6	476	10.5	12.9
7	7	369	8.2	10.0
8	8	85	1.9	2.3
9	9	63	1.4	1.7
10	10	137	3.0	3.7
11	11人以上	87	1.9	2.4
	無回答	829	18.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(5) 現在の入居者数（2018年7月）【建】【共】

入居者数は下表の通りである。

図表3-5【建】-1. 現在の入居者数(男女計)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1人	48	1.1	1.2
2	2人	222	5.3	5.8
3	3人	331	7.9	8.6
4	4人	970	23.0	25.3
5	5人	729	17.3	19.0
6	6人	562	13.3	14.6
7	7人	337	8.0	8.8
8	8人	137	3.3	3.6
9	9人	114	2.7	3.0
10	10人	164	3.9	4.3
11	11~20人	206	4.9	5.4
12	21~30人	19	0.5	0.5
13	31人以上	2	0.0	0.1
	無回答	369	8.8	
	全体	4210	100.0	100.0

図表3-5【共】-2. 現在の入居者数(男女計)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1人	353	7.8	9.1
2	2人	464	10.3	12.0
3	3人	431	9.5	11.1
4	4人	863	19.1	22.3
5	5人	676	15.0	17.5
6	6人	462	10.2	11.9
7	7人	280	6.2	7.2
8	8人	86	1.9	2.2
9	9人	69	1.5	1.8
10	10人	103	2.3	2.7
11	11~20人	81	1.8	2.1
12	21~30人	1	0.0	0.0
13	31人以上	1	0.0	0.0
	無回答	648	14.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(6) 入居者の平均障害支援区分【建】【共】

建物および共同生活住居毎で「1」つあたりの平均障害支援区分は下表の通りである。

図表3-6【共】-2. 平均障害支援区分(共同生活住居)...(S A)

No.	平均障害支援区分	n	%	無回答を除く%
1	0~1未満	332	7.4	8.7
2	1~2未満	331	7.3	8.7
3	2~3未満	1032	22.8	27.2
4	3~4未満	1059	23.4	27.9
5	4~5未満	635	14.1	16.7
6	5~6未満	338	7.5	8.9
7	6	68	1.5	1.8
	無回答	722	16.0	
	全体	4517	100.0	100.0

図表3-6【建】-1. 平均障害支援区分(建物)...(S A)

No.	平均障害支援区分	n	%	除く無回答%
1	0~1未満	344	8.2	9.3
2	1~2未満	363	8.6	9.9
3	2~3未満	972	23.1	26.4
4	3~4未満	1011	24.0	27.4
5	4~5未満	587	14.0	15.9
6	5~6未満	330	7.8	9.0
7	6	77	1.8	2.1
	無回答	522	12.4	
	全体	4206	100.0	100.0

(7) 主たる障害種別【共】

共同生活住居毎の主たる入居者の障害種別は下表の通りである。

図表3-7【共】 主たる入居者の障害種別...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	身体	623	13.8	16.3
2	知的	3140	69.5	82.2
3	精神	1231	27.2	32.2
4	障害児	12	0.3	0.3
5	難病	58	1.3	1.5
	無回答	698	15.4	
	全体	4518	100.0	100.0

(8) 医療的ケア等の必要な入居者【共】

医療的ケア等の必要な入居者が共同生活住居に何人おられるかを示す。

図表3-8【共】-1. 喀痰吸引が必要...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	17	0.4	68.0
2	2人	3	0.1	12.0
3	3人	2	0.0	8.0
4	4人	1	0.0	4.0
5	5人	1	0.0	4.0
6	6人以上	1	0.0	4.0
	無回答	4493	99.4	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-8【共】-2. 栄養管理
(経管・胃ろう・腸ろう)が必要...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	20	0.4	69.0
2	2人	5	0.1	17.2
3	3人	2	0.0	6.9
4	4人	0	0.0	0.0
5	5人	0	0.0	0.0
6	6人以上	2	0.0	6.9
	無回答	4489	99.4	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-8【共】-3. 強度行動障害...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	105	2.3	56.5
2	2人	40	0.9	21.5
3	3人	22	0.5	11.8
4	4人	8	0.2	4.3
5	5人	7	0.2	3.8
6	6人以上	4	0.1	2.2
	無回答	4332	95.9	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-8【共】-4. 高次脳機能障害...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	72	1.6	86.7
2	2人	8	0.2	9.6
3	3人	2	0.0	2.4
4	4人	0	0.0	0.0
5	5人	0	0.0	0.0
6	6人以上	1	0.0	1.2
	無回答	4435	98.2	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-8【共】-5. インスリン注射...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	84	1.9	92.3
2	2人	7	0.2	7.7
3	3人	0	0.0	0.0
4	4人	0	0.0	0.0
5	5人	0	0.0	0.0
6	6人以上	0	0.0	0.0
	無回答	4427	98.0	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-8【共】-6. 人工透析を受けている...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	17	0.4	94.4
2	2人	1	0.0	5.6
3	3人	0	0.0	0.0
4	4人	0	0.0	0.0
5	5人	0	0.0	0.0
6	6人以上	0	0.0	0.0
	無回答	4500	99.6	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-8【共】-7. てんかん...(S A)

No.	カテゴリー	n	%	除無回答%
1	1人	669	14.8	65.1
2	2人	228	5.0	22.2
3	3人	90	2.0	8.8
4	4人	27	0.6	2.6
5	5人	9	0.2	0.9
6	6人以上	4	0.1	0.4
	無回答	3491	77.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(9) 食事提供で行っている調理の工夫や形状の加工【共】

食事提供で行っている調理の工夫や形状の加工について、共同生活住居毎のその有無をみたものを下に示す。

図表3-9【共】 食事提供で行っている調理の工夫や形状の加工...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	減塩・低糖・低たんぱく・低カリウム等の調理段階からの工夫	549	12.2	15.6
2	食形状（刻み・とろみ・ペースト等）の加工	526	11.6	14.9
3	経管栄養（経鼻経管、胃ろう、腸ろう等）	29	0.6	0.8
4	その他の特別な工夫や加工	181	4.0	5.1
5	栄養士による指導・管理	354	7.8	10.1
6	現在1～5は、ない	2294	50.8	65.2
	無回答	998	22.1	
	全体	4518	100.0	100.0

(10) 開設年【共】

共同生活住居毎の開設年を下に示す。

図表3-10【共】 開設年(西暦)住戸別...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1990年以前	72	1.6	2.0
2	1991年～1995年	141	3.1	4.0
3	1996年～2000年	267	5.9	7.5
4	2001年～2005年	500	11.1	14.1
5	2006年～2010年	962	21.3	27.1
6	2011年～2015年	1607	35.6	45.3
	無回答	969	21.4	
	全体	4518	100.0	100.0

(11) 配置基準を上回る配置をしている共同生活住居【共】

世話人、生活支援員の配置は事業所毎の「常勤換算」による。

では、実際の共同生活住居毎の世話人、生活支援員の配置状況をみてみよう。

45.1%（無回答を除く%）の共同生活住居が「世話人」を配置基準を上回る配置をしており、44.1%の共同生活住居が「生活支援員」を配置基準を上回る配置をしている。

「上回る配置はない」のは44.6%であった。

図表3-11【共】 配置基準を上回る配置をしている支援者...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	%
1	世話人	1674	37.1	45.1
2	生活支援員	1524	33.7	41.1
3	上回る配置はない	1656	36.7	44.6
4	わからない	205	4.5	5.5
	無回答	808	17.9	
	全体	4518	100.0	100.0

(12) 夜間支援体制【共】夜勤開始時刻と時間数

共同生活住居毎の、夜勤開始時刻と夜勤の時間数をみてみよう。設問は、「就業規則の定め」を尋ねた。下表によると、大きく二つの夜勤の類型を読み取ることができる。一つは、夕方、16時前後を開始時間として、14～18時間の勤務もう一つは、20～22時前後を開始時間として、7～12時間の勤務である。

図表3-12【共】-1. 夜勤の開始時間と勤務時間（共同生活住居数）

	合計	夜勤勤務時間																								無回答
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間	16時間	17時間	18時間	19時間	20時間	21時間	22時間	23時間	24時間	
全体	1355	7	8	2	4	29	24	239	241	73	97	82	74	27	21	58	33	140	112	34	9	3	1	32	5	3163
夜勤開始時刻	0時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時	4	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	2時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4時	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9時	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	10時	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0
	11時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12時	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13時	37	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	31	0
	14時	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0
	15時	99	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	66	28	2	0	0	0	0
	16時	221	0	0	0	1	1	21	0	0	0	0	0	0	1	0	12	135	46	0	4	0	0	0	0	0
	17時	65	0	0	0	0	15	0	0	0	2	0	0	0	0	23	20	4	0	0	1	0	0	0	0	0
	18時	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19時	53	0	0	1	0	6	0	0	0	0	16	4	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20時	96	0	0	0	0	0	0	0	0	22	35	19	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21時	162	4	0	0	0	0	0	7	43	53	15	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22時	522	2	8	1	3	0	1	225	223	21	22	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23時	28	0	0	0	0	2	1	14	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図表3-12【共】-2. 夜勤の開始時間と勤務時間（除無回答・横計）

	合計	夜勤勤務時間																								
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間	16時間	17時間	18時間	19時間	20時間	21時間	22時間	23時間	24時間	
全体	1355	0.5	0.6	0.1	0.3	2.1	1.8	17.6	17.8	5.4	7.2	6.1	5.5	2.0	1.5	4.3	2.4	10.3	8.3	2.5	0.7	0.2	0.1	2.4	0.4	
夜勤開始時刻	0時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1時	4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	
	2時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	3時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4時	3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	7時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	8時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	9時	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	
	10時	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0	
	11時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	12時	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	13時	37	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	83.8	0.0
	14時	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	15時	99	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	66.7	28.3	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	16時	221	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	5.4	61.1	20.8	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	17時	65	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	35.4	30.8	6.2	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18時	44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3	22.7	70.5	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	19時	53	0.0	0.0	1.9	0.0	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	30.2	26.4	7.5	17.0	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20時	96	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.9	36.5	19.8	19.8	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	21時	162	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	26.5	32.7	9.3	24.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	22時	522	0.4	1.5	0.2	0.6	0.0	0.2	43.1	42.7	4.0	4.2	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	23時	28	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	3.6	50.0	39.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(13) 夜間支援体制【共】夜勤配置時間内の休憩時間

夜間配置時間のうち休憩時間数は下表の通りであった。

「1時間～1時間30分未満」は、前節先の勤務に対応し、2時間を超える休憩時間の設定は前節後者の勤務に対応していると言えよう。

図表3-13【共】夜勤配置時間のうち休憩(分)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1時間未満	7	0.2	0.6
2	1時間～1時間30分未満	289	6.4	25.2
3	1時間30分～2時間未満	43	1.0	3.8
4	2時間～2時間30分未満	250	5.5	21.8
5	2時間30分～3時間未満	29	0.6	2.5
6	3時間～3時間30分未満	85	1.9	7.4
7	3時間30分～4時間未満	17	0.4	1.5
8	4時間～4時間30分未満	106	2.3	9.3
9	4時間30分～5時間未満	4	0.1	0.3
10	5時間以上	315	7.0	27.5
	無回答	3373	74.7	
	全体	4518	100.0	100.0

(14) 夜間支援体制【共】宿直開始時刻と時間数

次いで、宿直についてみてみよう。

開始時間は、19時から22時が多く、勤務時間数は8から9時間が多い。これが宿直の典型といえよう。

図表3-14【共】-1.宿直の開始時間と勤務時間（共同生活住居数）

	合計	宿直勤務時間																								無回答
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間	16時間	17時間	18時間	19時間	20時間	21時間	22時間	23時間	24時間	
全体	1059	26	24	0	1	0	13	94	238	159	116	63	68	13	53	53	63	41	16	12	0	2	2	0	2	3459
宿直開始時刻	0時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6時	19	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	7時	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8時	25	19	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9時	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	10時	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	11時	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14時	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	15時	26	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10	12	0	0	0	0	0
	16時	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	40	6	0	0	0	0	0	0	0
	17時	88	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	32	52	1	0	0	0	0	0	0	0
	18時	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	10	52	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	19時	42	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	27	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20時	121	0	0	0	0	0	0	0	0	1	69	41	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	21時	229	1	0	0	0	0	0	0	21	136	44	2	22	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	22時	331	2	0	0	0	0	2	81	215	21	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23時	18	0	0	0	0	0	6	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

図表3-14【共】-2. 宿直の開始時間と勤務時間（除無回答・横計）

	合計	宿直勤務時間																							
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間	16時間	17時間	18時間	19時間	20時間	21時間	22時間	23時間	24時間
全体	1059	2.5	2.3	0.0	0.1	0.0	1.2	8.9	22.5	15.0	11.0	5.9	6.4	1.2	5.0	5.0	5.9	3.9	1.5	1.1	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2
宿直開始時刻	0時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	3時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	4時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6時	19	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	7時	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	8時	25	76.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	9時	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3
	10時	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	11時	4	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	13時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	14時	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	15時	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	38.5	46.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	16時	56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9	71.4	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	17時	88	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	36.4	59.1	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18時	87	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	11.5	59.8	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
	19時	42	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	64.3	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20時	121	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	57.0	33.9	7.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	21時	229	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	9.2	59.4	19.2	0.9	9.6	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	22時	331	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6	24.5	65.0	6.3	0.9	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	23時	18	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	55.6	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(15) 夜勤のべ泊数と人数 2018年7月1日夜から8月1日朝まで【共】

(16) 宿直のべ泊数と人数 2018年7月1日夜から8月1日朝までの【共】

下表に示しておく。

図表3-15【共】-1. 夜勤 宿泊数(泊)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	29	0.6	2.2
2	11泊～20泊	66	1.5	5.1
3	21泊～30泊	171	3.8	13.1
4	31泊～40泊	836	18.5	64.0
5	41泊～50泊	20	0.4	1.5
6	51泊～60泊	12	0.3	0.9
7	61泊～70泊	130	2.9	10.0
8	71泊以上	42	0.9	3.2
	無回答	3212	71.1	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-16【共】-1. 宿直 宿泊数(泊)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	82	1.8	8.1
2	11泊～20泊	67	1.5	6.6
3	21泊～30泊	66	1.5	6.5
4	31泊～40泊	677	15.0	67.0
5	41泊～50泊	2	0.0	0.2
6	51泊～60泊	2	0.0	0.2
7	61泊～70泊	77	1.7	7.6
8	71泊以上	37	0.8	3.7
	無回答	3508	77.6	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-15【共】-2. 夜勤 勤務実人員(人)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1人	89	2.0	6.9
2	2人	150	3.3	11.7
3	3人	207	4.6	16.1
4	4人	227	5.0	17.7
5	5人	174	3.9	13.6
6	6人	154	3.4	12.0
7	7人	66	1.5	5.1
8	8人	50	1.1	3.9
9	9人	52	1.2	4.1
10	10人	21	0.5	1.6
11	11人	9	0.2	0.7
12	12人	16	0.4	1.2
13	13人	4	0.1	0.3
14	14人	8	0.2	0.6
15	15人	19	0.4	1.5
16	16人以上	37	0.8	2.9
	無回答	3235	71.6	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-16【共】-2. 宿直 勤務実人員(人)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1人	71	1.6	7.1
2	2人	122	2.7	12.2
3	3人	135	3.0	13.4
4	4人	131	2.9	13.0
5	5人	82	1.8	8.2
6	6人	88	1.9	8.8
7	7人	93	2.1	9.3
8	8人	68	1.5	6.8
9	9人	38	0.8	3.8
10	10人	25	0.6	2.5
11	11人	42	0.9	4.2
12	12人	15	0.3	1.5
13	13人	13	0.3	1.3
14	14人	16	0.4	1.6
15	15人	2	0.0	0.2
16	16人以上	63	1.4	6.3
	無回答	3514	77.8	
	全体	4518	100.0	100.0

(17) 夜間支援の種類と組み合わせ【共】

夜間支援の種類について、右及び下表に示しておく。

図表3-17【共】-1.夜間支援の種類...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	夜勤（常駐）	1177	26.1	33.0
2	宿直（常駐）	903	20.0	25.3
3	巡回型	382	8.5	10.7
4	夜間緊急連絡対応（5以外）	1122	24.8	31.4
5	警備会社による対応	501	11.1	14.0
6	個別給付のホームヘルパー	13	0.3	0.4
7	生活保護の他人介護料による介護人	12	0.3	0.3
8	住み込み（常駐で1・2以外）	149	3.3	4.2
9	対応なし	203	4.5	5.7
	無回答	947	21.0	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2.夜間支援体制(夜間支援の組み合わせ)...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	夜勤（常駐）	938	20.8	26.3
2	夜勤（常駐）/宿直（常駐）	86	1.9	2.4
3	夜勤（常駐）/巡回型	11	0.2	0.3
4	夜勤（常駐）/夜間緊急連絡対応	65	1.4	1.8
5	夜勤（常駐）/警備会社による対応	25	0.6	0.7
6	宿直（常駐）	631	14.0	17.7
7	宿直（常駐）/巡回型	14	0.3	0.4
8	宿直（常駐）/巡回型/夜間緊急連絡対応	14	0.3	0.4
9	宿直（常駐）/夜間緊急連絡対応	69	1.5	1.9
10	宿直（常駐）/夜間緊急連絡対応/警備会社による対応	19	0.4	0.5
11	宿直（常駐）/警備会社による対応	33	0.7	0.9
12	巡回型	175	3.9	4.9
13	巡回型/夜間緊急連絡対応	94	2.1	2.6
14	巡回型/夜間緊急連絡対応/警備会社による対応	31	0.7	0.9
15	巡回型/警備会社による対応	12	0.3	0.3
16	夜間緊急連絡対応	612	13.5	17.1
17	夜間緊急連絡対応/警備会社による対応	172	3.8	4.8
18	警備会社による対応	185	4.1	5.2
19	個別給付のホームヘルパー	3	0.1	0.1
20	生活保護の他人介護料による介護人	1	0.0	0.0
21	住み込み	127	2.8	3.6
22	その他の組み合わせ	76	1.7	2.1
23	対応なし	178	3.9	5.0
	無回答	947	21.0	
	全体	4518	100.0	100.0

次ページに、それぞれの2018年7月の延べ夜勤（宿泊数）を示しておく。

図表3-17【共】-2-1.夜勤(常駐)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	49	1.1	4.1
2	11泊～20泊	71	1.6	6.0
3	21泊～30泊	169	3.7	14.3
4	31泊～40泊	825	18.3	69.7
5	41泊～50泊	11	0.2	0.9
6	51泊～60泊	6	0.1	0.5
7	61泊～70泊	38	0.8	3.2
8	71泊以上	15	0.3	1.3
	無回答	3334	73.8	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-4.夜間緊急連絡対応(5以外)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	61	1.4	8.9
2	11泊～20泊	20	0.4	2.9
3	21泊～30泊	13	0.3	1.9
4	31泊～40泊	593	13.1	86.2
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	0	0.0	0.0
7	61泊～70泊	1	0.0	0.1
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	3830	84.8	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-7.生活保護の他人介護科による介護人...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	12	0.3	80.0
2	11泊～20泊	0	0.0	0.0
3	21泊～30泊	1	0.0	6.7
4	31泊～40泊	2	0.0	13.3
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	0	0.0	0.0
7	61泊～70泊	0	0.0	0.0
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	4503	99.7	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-2.宿直(常駐)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	112	2.5	12.7
2	11泊～20泊	63	1.4	7.1
3	21泊～30泊	84	1.9	9.5
4	31泊～40泊	606	13.4	68.6
5	41泊～50泊	4	0.1	0.5
6	51泊～60泊	1	0.0	0.1
7	61泊～70泊	14	0.3	1.6
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	3634	80.4	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-5.警備会社による対応...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	21	0.5	6.3
2	11泊～20泊	3	0.1	0.9
3	21泊～30泊	4	0.1	1.2
4	31泊～40泊	304	6.7	91.6
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	0	0.0	0.0
7	61泊～70泊	0	0.0	0.0
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	4186	92.7	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-8.住み込み(常駐で1・2以外)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	10	0.2	8.4
2	11泊～20泊	8	0.2	6.7
3	21泊～30泊	17	0.4	14.3
4	31泊～40泊	84	1.9	70.6
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	0	0.0	0.0
7	61泊～70泊	0	0.0	0.0
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	4399	97.4	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-3.巡回型...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	38	0.8	12.1
2	11泊～20泊	20	0.4	6.4
3	21泊～30泊	20	0.4	6.4
4	31泊～40泊	226	5.0	72.2
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	1	0.0	0.3
7	61泊～70泊	7	0.2	2.2
8	71泊以上	1	0.0	0.3
	無回答	4205	93.1	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-6.個別給付のホームヘルパー...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	14	0.3	73.7
2	11泊～20泊	0	0.0	0.0
3	21泊～30泊	1	0.0	5.3
4	31泊～40泊	3	0.1	15.8
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	0	0.0	0.0
7	61泊～70泊	1	0.0	5.3
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	4499	99.6	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-17【共】-2-9.対応なし...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	10泊以下	19	0.4	37.3
2	11泊～20泊	1	0.0	2.0
3	21泊～30泊	1	0.0	2.0
4	31泊～40泊	30	0.7	58.8
5	41泊～50泊	0	0.0	0.0
6	51泊～60泊	0	0.0	0.0
7	61泊～70泊	0	0.0	0.0
8	71泊以上	0	0.0	0.0
	無回答	4467	98.9	
	全体	4518	100.0	100.0

(18) 夜間巡回型支援の開始時間と時間数【共】

夜間巡回支援の開始時間と時間数を下表に示す。

図表3-18【共】-1. 夜間巡回型夜間支援の開始時間と巡回支援となる時間数（共同生活住居数）

	合計	巡回勤務時間																								無回答
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間	16時間	17時間	18時間	19時間	20時間	21時間	22時間	23時間	24時間	
全体	973	142	111	47	60	63	28	62	110	101	51	18	15	10	9	13	13	0	2	2	1	0	0	0	115	3545
巡回支援の開始時刻	0時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2時	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	3時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6時	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7時	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8時	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9時	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	10時	15	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	2
	11時	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	12時	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	13時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15時	14	0	1	0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16時	73	0	0	1	21	31	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	17時	69	0	18	21	2	15	1	0	0	3	0	0	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18時	33	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19時	44	15	12	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	20時	162	43	18	4	11	0	0	0	0	36	26	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	21時	188	20	24	3	3	0	2	0	12	50	19	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
	22時	254	28	17	10	6	1	3	52	96	12	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	23時	55	14	3	1	3	6	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14

図表3-18【共】-2. 夜間巡回型夜間支援の開始時間と巡回支援となる時間数（除無回答・横計）

	合計	巡回勤務時間																								無回答
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間	16時間	17時間	18時間	19時間	20時間	21時間	22時間	23時間	24時間	
全体	973	14.6	11.4	4.8	6.2	6.5	2.9	6.4	11.3	10.4	5.2	1.8	1.5	1.0	0.9	1.3	1.3	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	11.8	
巡回支援の開始時刻	0時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1時	5	0.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	2時	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	3時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6時	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	7時	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	8時	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	9時	6	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	
	10時	15	0.0	53.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	13.3	6.7	0.0	0.0	13.3	
	11時	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	
	12時	11	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	
	13時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	14時	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	15時	14	0.0	7.1	0.0	85.7	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	16時	73	0.0	0.0	1.4	28.8	42.5	6.8	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	17時	69	0.0	26.1	30.4	2.9	21.7	1.4	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	18時	33	18.2	21.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.2	6.1	12.1	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	19時	44	34.1	27.3	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	9.1	2.3	9.1	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	
	20時	162	26.5	11.1	2.5	6.8	0.0	0.0	0.0	22.2	16.0	6.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8	
	21時	188	10.6	12.8	1.6	1.6	0.0	1.1	0.0	6.4	26.6	10.1	2.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.1	
	22時	254	11.0	6.7	3.9	2.4	0.4	1.2	20.5	37.8	4.7	2.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	
	23時	55	25.5	5.5	1.8	5.5	10.9	12.7	9.1	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.5	

1 泊当たりの巡回回数は右表の通りであった。

図表3-18【共】-3.巡回回数(回)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1 回	498	11.0	49.8
2	2 回	246	5.4	24.6
3	3 回	148	3.3	14.8
4	4 回	62	1.4	6.2
5	5 回	19	0.4	1.9
6	6 回以上	26	0.6	2.6
	無回答	3519	77.9	
	全体	4518	100.0	100.0

同巡回人数は右表の通りであった。

図表3-18【共】-4.巡回人数(人)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1 人	839	18.6	84.0
2	2 人	62	1.4	6.2
3	3 人	16	0.4	1.6
4	4 人	13	0.3	1.3
5	5 人	10	0.2	1.0
6	6 人以上	59	1.3	5.9
	無回答	3519	77.9	
	全体	4518	100.0	100.0

同巡回支援者の職名は右表の通りであった。

図表3-18【共】-5.巡回する支援者の職名...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	世話人	704	15.6	60.0
2	生活支援員	709	15.7	60.4
3	サービス管理責任者	422	9.3	36.0
4	管理者	220	4.9	18.8
5	1~4以外の夜間支援員	200	4.4	17.1
6	ホームヘルパー	10	0.2	0.9
7	法人職員 (1~5除く)	104	2.3	8.9
8	外部委託 (1~6除く)	25	0.6	2.1
9	その他	45	1.0	3.8
	無回答	3345	74.0	
	全体	4518	100.0	100.0

(19) 共同生活住居（壁は隣家と共有か、玄関までの通路の状況）【共】

共同生活住居の空間構成について、壁は隣家と共有か、玄関までの通路の状況は下表の通りであった。

図表3-19【共】-1.共同生活住居の空間構成...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	壁は全て独立し、建物外に面した玄関から直接共同生活住居に入ることが出来る（戸建て）	2692	59.6	62.4
2	いずれかの壁を隣家と共有しているが、建物外に面した玄関から直接共同生活住居に入ることが出来る（二戸一・長屋）	234	5.2	5.4
3	建物外から、共有の廊下・階段・空間を通して共同生活住居に入る（アパート・マンションなどの集合住宅）	1317	29.2	30.5
4	その他	73	1.6	1.7
	無回答	202	4.5	
	全体	4518	100.0	100.0

(20) 住宅の構造（木造・非木造・その他）【共】

(21) 建物の種類【共】

(22) 建物の併用【建】

(23) 建物の築年数【建】

各表を下に掲げておく。

図表3-20【建】-1. 住宅の構造...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	木造	2634	58.3	63.2
2	非木造（鉄骨・鉄筋コンクリート等）	1494	33.1	35.9
3	その他	37	0.8	0.9
	無回答	353	7.8	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-21【建】-1. 建物の種類...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	既存の一般住宅	1244	27.5	31.2
2	新築の一般住宅	162	3.6	4.1
3	新築のGH専用住宅	985	21.8	24.7
4	GHとその他の福祉事業が併設で専用に建てた（新築）	171	3.8	4.3
5	その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	60	1.3	1.5
6	元入所施設	23	0.5	0.6
7	元通勤寮	20	0.4	0.5
8	元福祉ホーム	46	1.0	1.2
9	元会社の社員寮等	106	2.3	2.7
10	一般のワンルームマンションの複数住戸	162	3.6	4.1
11	一般の10以外の集合住宅（マンション・アパート等）	821	18.2	20.6
12	病院・診療所の転用（一部分の転用を含む）	15	0.3	0.4
13	その他の建物（具体的にお書き下さい）	174	3.9	4.4
	無回答	529	11.7	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-22【建】-1. 同じ建物でGH以外に使われている用途...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	共同生活住居のみ（短期入所を含む）	2808	62.2	70.3
2	通所系事業所	125	2.8	3.1
3	相談支援系事業所	133	2.9	3.3
4	居宅介護派遣事業所	38	0.8	1.0
5	病院・診療所と併用	14	0.3	0.4
6	一般の店舗・オフィス	98	2.2	2.5
7	居住系用途（アパートやマンション等で他住戸との混在を場合等）	804	17.8	20.1
8	その他	159	3.5	4.0
	無回答	523	11.6	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-23【建】-1. 建物の築年数...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	～15年未満	1413	31.3	35.2
2	15～35年未満	1512	33.5	37.7
3	35～50年未満	693	15.3	17.3
4	50年以上	60	1.3	1.5
5	わからない	332	7.3	8.3
	無回答	508	11.2	
	全体	4518	100.0	100.0

(24) 建物の階数と共同生活住居の設置階数【建】【共】

建物自体の回数と共同生活住居が設置している階数を下記に示す。

図表3-24【建】-1. 建物の階数...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1階	799	19.0	19.9
2	2階	2602	61.8	64.7
3	3階	267	6.3	6.6
4	4階	118	2.8	2.9
5	5階	104	2.5	2.6
6	6階以上	129	3.1	3.2
	無回答	191	4.5	
	全体	4210	100.0	100.0

図表3-24【共】-2. 共同生活住居の階数...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1階	958	21.2	31.0
2	2階	1679	37.2	54.3
3	3階	235	5.2	7.6
4	4階	100	2.2	3.2
5	5階	54	1.2	1.7
6	6階以上	64	1.4	2.1
	無回答	1428	31.6	
	全体	4518	100.0	100.0

(25) 延床面積【建】【共】

建物および共同生活住居の延べ床面積を下記に示す。

図表3-25【建】-1. 延べ床面積(建物) ...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	100㎡未満	600	14.3	16.0
2	100～200㎡未満	1593	37.8	42.4
3	200～275㎡未満	527	12.5	14.0
4	275㎡以上	544	12.9	14.5
5	わからない	493	11.7	13.1
	無回答	453	10.8	
	全体	4210	100.0	100.0

図表3-25【共】-2. 延べ床面積(共同生活住居) ...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	100㎡未満	927	20.5	31.3
2	100～200㎡未満	1085	24.0	36.7
3	200～275㎡未満	360	8.0	12.2
4	275㎡以上	240	5.3	8.1
5	わからない	345	7.6	11.7
	無回答	1561	34.6	
	全体	4518	100.0	100.0

(26) 所有関係【共】

共同生活住居及びその立地する土地の所有関係を下記に示す。

GHの共同生活住居は6割強が賃貸であり、その立地する土地の約7割が賃貸であることがわかる。

図表3-26【共】-1. 住戸の所有...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	法人所有	1543	34.2	36.5
2	民間賃貸	2409	53.3	56.9
3	公営賃貸	165	3.7	3.9
4	公社賃貸	13	0.3	0.3
5	UR賃貸	17	0.4	0.4
6	その他	85	1.9	2.0
	無回答	286	6.3	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-26【共】-2. 土地の所有...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	法人所有	1260	27.9	30.1
2	民間賃貸	2451	54.2	58.6
3	公営賃貸・公社賃貸・UR賃貸	187	4.1	4.5
4	自治体貸与(賃貸住宅以外)	106	2.3	2.5
5	その他	182	4.0	4.3
	無回答	332	7.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(27) 立地【共】

住宅地か、地域交流がしやすい立地であるか等について、回答は右の様であった。

図表3-27【共】-1.立地特性...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	住宅地	3559	78.8	84.2
2	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	491	10.9	11.6
3	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	125	2.8	3.0
4	わからない	54	1.2	1.3
	無回答	289	6.4	
	全体	4518	100.0	100.0

(28) 公道を挟んでいるが同じ並びに建っている事業所等【共】

右表の通りであった。

図表3-28【共】-1.公道を挟んでいるが、同じ並びに建っている施設...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	GH	472	10.4	50.5
2	通所系事業所	272	6.0	29.1
3	入所系事業所	132	2.9	14.1
4	病院・診療所	253	5.6	27.1
5	介護保険の入所施設(特養・老健)	92	2.0	9.8
	無回答	3583	79.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(29) 同一敷地内、又は行動を挟まない隣接地に建っている事業所等【共】

右表の通りであった。

図表3-29【共】-1.同一敷地内、又は公道を挟まない隣接地に建っている施設...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	GH	696	15.4	64.6
2	通所系事業所	383	8.5	35.6
3	入所系事業所	127	2.8	11.8
4	病院・診療所	96	2.1	8.9
5	介護保険の入所施設(特養・老健)	82	1.8	7.6
	無回答	3441	76.2	
	全体	4518	100.0	100.0

(30) 消防法上の区分【共】

下表の通りであった。

図表3-30【共】-1.消防法上の区分...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	寄宿舍、下宿又は共同住宅(5)項ロ	762	16.9	18.8
2	区分4以上が8割以上(6)項ロ	800	17.7	19.8
3	区分4以上が8割未満(6)項ハ	1940	42.9	47.9
4	((6)項との複合用途建物)(16)項イ	164	3.6	4.0
5	その他(具体的に)	42	0.9	1.0
6	不明	342	7.6	8.4
	無回答	468	10.4	
	全体	4518	100.0	100.0

(32) 自然災害を想定した避難訓練の実施状況【共】

下表の通りであった。

図表3-32【共】-1.自然災害想定での避難訓練実施回数(年間)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1回	1847	40.9	66.7
2	2回	683	15.1	24.7
3	3回	80	1.8	2.9
4	4回	28	0.6	1.0
5	5回	12	0.3	0.4
6	6回	38	0.8	1.4
7	7回	16	0.4	0.6
8	8回	0	0.0	0.0
9	9回	0	0.0	0.0
10	10回	37	0.8	1.3
11	11回	2	0.0	0.1
12	12回	25	0.6	0.9
13	13回以上	0	0.0	0.0
	無回答	1750	38.7	
	全体	4518	100.0	100.0

(33) 消防に定める消防設備の設置状況【共】

(34) 設置している消防用設備【共】

上記について結果表を掲げておく。

図表3-33【共】-1.消防法による消防施設の設置...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	すべて設置	3133	69.3	86.5
2	未設置の設備がある	312	6.9	8.6
3	わからない	176	3.9	4.9
	無回答	897	19.9	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-33【共】-2.必要だが未設置の設備...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	消火器	132	2.9	39.2
2	貯水タンク付きスプリンクラー	54	1.2	16.0
3	特定施設水道直結型(簡易型)スプリンクラー	78	1.7	23.1
4	パッケージ型自動消火設備	50	1.1	14.8
5	誘導灯	66	1.5	19.6
6	住宅用火災警報機(居室どうし無線連動している)	33	0.7	9.8
7	住宅用火災警報器(無線連動していない)	18	0.4	5.3
8	排煙設備(一斉開放装置付きの排煙窓、排煙ファン)	23	0.5	6.8
9	自動火災報知設備(自火報)	81	1.8	24.0
10	火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)	43	1.0	12.8
11	9と10が連動	24	0.5	7.1
	無回答	4181	92.5	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-34【共】-1.現在設置されている消防用設備...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	消火器	3977	88.0	97.0
2	貯水タンク付きスプリンクラー	523	11.6	12.8
3	特定施設水道直結型(簡易型)スプリンクラー	683	15.1	16.7
4	パッケージ型自動消火設備	244	5.4	5.9
5	誘導灯	2883	63.8	70.3
6	住宅用火災警報機(居室どうし無線連動している)	1549	34.3	37.8
7	住宅用火災警報器(無線連動していない)	685	15.2	16.7
8	排煙設備(一斉開放装置付きの排煙窓、排煙ファン)	388	8.6	9.5
9	自動火災報知設備(自火報)	2314	51.2	56.4
10	火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)	1399	31.0	34.1
11	9と10が連動	1176	26.0	28.7
	無回答	417	9.2	
	全体	4518	100.0	100.0

(35) 消防法上の区分が「(6) 項口」であって、スプリンクラーの設置を要しないと判断された理由【共】
 下表の通りであった。

図表3-3【共】-1.スプリンクラーの設置を要しないと判断された理由...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	消防法令（通知含む）に基づく消防署の判断	721	16.0	82.8
2	自治体独自の特例による免除	82	1.8	9.4
3	その他	92	2.0	10.6
	無回答	3647	80.7	
	全体	4518	100.0	100.0

(36) 経験したことのある大規模災害【共】

GHの共同生活住居毎に経験したことのある大規模災害をみてみよう。

「地震」が32.6%（除無回答）、「風水害（風）」10.1%、「風水害（豪雨、洪水、浸水、高波、高潮等）」10.3%等であった。

図表3-36【共】-1.経験したことのある大規模災害...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	風水害（風）	395	8.7	10.1
2	風水害（豪雨、洪水、浸水、高波、高潮等）	402	8.9	10.3
3	地震	1277	28.3	32.6
4	津波	43	1.0	1.1
5	その他	85	1.9	2.2
6	ない	2188	48.4	55.9
	無回答	602	13.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(37) 実際の被害や避難行動【共】

災害時の実際の被害や避難行動の経験について共同生活住居毎にみると、「ライフラインが（電気・水道・ガス・電話のうちどれか一つでも）止まった」は39.2%（除無回答）と約4割に上る。「入居者が避難」は11.7%であった。

図表3-37【共】-1.実際の被害や避難行動...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	ライフライン（電気・水道・ガス・電話のうちどれか一つでも）が止まった	1407	31.1	39.2
2	入居者が避難	422	9.3	11.7
3	罹災証明を受けた	50	1.1	1.4
4	避難者を受け入れたことがある	46	1.0	1.3
5	その他	57	1.3	1.6
6	ない	1989	44.0	55.4
	無回答	925	20.5	
	全体	4518	100.0	100.0

(38) 災害時や非常時の備蓄【共】

a.GH 内に備蓄

b.GH 以外で法人備蓄

c.備蓄日数（入居者用と避難者用）

上記について右に示す。

図表3-38【共】-1.災害時や非常時の備蓄①GH内に備蓄...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	水	2661	58.9	64.7
2	非常食	2511	55.6	61.1
3	簡易トイレ	666	14.7	16.2
4	なし	1131	25.0	27.5
	無回答	406	9.0	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-38【共】-2.災害時や非常時の備蓄②GH以外で法人備蓄...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	水	1935	42.8	57.1
2	非常食	1866	41.3	55.1
3	簡易トイレ	596	13.2	17.6
4	なし	1208	26.7	35.6
	無回答	1129	25.0	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-38【共】-3.入居者用備蓄量(日)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1日	385	8.5	12.2
2	2日	432	9.6	13.7
3	3日	1994	44.1	63.2
4	4日	14	0.3	0.4
5	5日	67	1.5	2.1
6	6日	36	0.8	1.1
7	7日	161	3.6	5.1
8	8日	1	0.0	0.0
9	9日	1	0.0	0.0
10	10日	27	0.6	0.9
11	11日以上	35	0.8	1.1
	無回答	1365	30.2	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-38【共】-4.支援者用備蓄量(日)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	1日	282	6.2	13.1
2	2日	240	5.3	11.1
3	3日	1286	28.5	59.6
4	4日	43	1.0	2.0
5	5日	66	1.5	3.1
6	6日	65	1.4	3.0
7	7日	110	2.4	5.1
8	8日	1	0.0	0.0
9	9日	0	0.0	0.0
10	10日	22	0.5	1.0
11	11日以上	41	0.9	1.9
	無回答	2362	52.3	
	全体	4518	100.0	100.0

(39) GH の避難計画【共】

避難計画の策定状況を右に示す。

図表3-39【共】-1.GHの避難計画を策定...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	策定済み	2705	59.9	64.1
2	策定中	679	15.0	16.1
3	策定していない	614	13.6	14.6
4	わからない	221	4.9	5.2
	無回答	299	6.6	
	全体	4518	100.0	100.0

(40) 国や自治体の定める洪水（津波・水害等）ハザードマップの浸水想定域や避難の必要な立地か【共】

- a.河川氾濫による洪水
- b.豪雨による低地浸水
- c.高潮・高波
- d.土砂災害（崖崩れ・土石流）
- e.津波

それぞれの状況を右に示す。

図表3-40【共】-1. 浸水想定域や避難の必要な立地①河川氾濫による洪水...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	立地しており、避難計画等を定めている	757	16.8	21.2
2	立地しているが、避難計画等は未定	212	4.7	5.9
3	立地していない	2604	57.6	72.9
	無回答	945	20.9	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-40【共】-2. 浸水想定域や避難の必要な立地②豪雨による低地浸水...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	立地しており、避難計画等を定めている	439	9.7	13.0
2	立地しているが、避難計画等は未定	179	4.0	5.3
3	立地していない	2770	61.3	81.8
	無回答	1130	25.0	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-40【共】-3. 浸水想定域や避難の必要な立地③高潮・高波...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	立地しており、避難計画等を定めている	169	3.7	5.0
2	立地しているが、避難計画等は未定	45	1.0	1.3
3	立地していない	3174	70.3	93.7
	無回答	1130	25.0	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-40【共】-4. 浸水想定域や避難の必要な立地④土砂災害（崖崩れ・土石流）..

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	立地しており、避難計画等を定めている	295	6.5	8.7
2	立地しているが、避難計画等は未定	101	2.2	3.0
3	立地していない	3009	66.6	88.4
	無回答	1113	24.6	
	全体	4518	100.0	100.0

図表3-40【共】-5. 浸水想定域や避難の必要な立地⑤津波...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	立地しており、避難計画等を定めている	251	5.6	7.4
2	立地しているが、避難計画等は未定	69	1.5	2.0
3	立地していない	3078	68.1	90.6
	無回答	1120	24.8	
	全体	4518	100.0	100.0

(41) 避難行動要支援者名簿への記載【共】

「記載されている」のは 12.1%（除無回答）であった。

図表3-41【共】-1.「避難行動要支援者名簿」への記載...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	記載されている	503	11.1	12.1
2	記載されていない	1426	31.6	34.2
3	わからない	2241	49.6	53.7
	無回答	348	7.7	
	全体	4518	100.0	100.0

(42) 市街化調整区域【建】

下表の通りであった。

図表3-42【建】-1.都市計画区域...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	市街化調整区域である	335	8.0	8.8
2	市街化区域である	813	19.3	21.4
3	都市計画区域外である	623	14.8	16.4
4	わからない	2036	48.4	53.5
	無回答	403	9.6	
	全体	4210	100.0	100.0

(43) 建築基準法上の用途【建】【共】

建物および共同生活住居毎に建築基準法上の用途を下記に示す。

図表3-43【建】-1. 建築基準法上の用途...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	住宅	1131	26.9	28.6
2	共同住宅	1396	33.2	35.3
3	寄宿舎	751	17.8	19.0
4	児童福祉施設等	134	3.2	3.4
5	その他	105	2.5	2.7
6	わからない	436	10.4	11.0
	無回答	257	6.1	
	全体	4210	100.0	100.0

図表3-43【共】-2. 建築基準法上の用途...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%	除無回答%
1	住宅	1058	23.4	25.5
2	共同住宅	1563	34.6	37.7
3	寄宿舎	759	16.8	18.3
4	児童福祉施設等	142	3.1	3.4
5	その他	106	2.3	2.6
6	わからない	521	11.5	12.6
	無回答	369	8.2	
	全体	4518	100.0	100.0

資料：調査票 法人票

貴法人の、障害者総合支援法に基づく、共同生活援助（グループホーム、以下GHと表記することもあります）事業について、お答えください。回答時点で、**指定がない場合は2018年7月1日時点の事実**をお答えください。ご記入いただいた調査票は、法人票、建物票、入居者票の三つをセットにして、**2018年10月末日までに、ご投函ください。**

【1】貴法人が運営する**全てのグループホーム**またはその**共同生活住居**及び**その他の事業**についてお尋ねします。

ー1. この調査票にご回答いただく方の職名を、全て選んで○をつけてください。

1：管理者 2：サービス管理責任者 3：世話人 4：生活支援員
5：その他（具体的に_____）

ー2. 貴法人の、**法人種別一つに○**をつけてください。

1：国 2：地方公共団体 3：社会福祉協議会 4：社会福祉法人（3を除く） 5：医療法人
6：社団・財団法人 7：協同組合 9：営利法人 10：特定非営利活動法人（NPO法人）
11：その他（具体的に_____）

ー3. 貴法人の所在地の都道府県の□にチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 01 北海道	<input type="checkbox"/> 09 栃木県	<input type="checkbox"/> 17 石川県	<input type="checkbox"/> 25 滋賀県	<input type="checkbox"/> 33 岡山県	<input type="checkbox"/> 41 佐賀県
<input type="checkbox"/> 02 青森県	<input type="checkbox"/> 10 群馬県	<input type="checkbox"/> 18 福井県	<input type="checkbox"/> 26 京都府	<input type="checkbox"/> 34 広島県	<input type="checkbox"/> 42 長崎県
<input type="checkbox"/> 03 岩手県	<input type="checkbox"/> 11 埼玉県	<input type="checkbox"/> 19 山梨県	<input type="checkbox"/> 27 大阪府	<input type="checkbox"/> 35 山口県	<input type="checkbox"/> 43 熊本県
<input type="checkbox"/> 04 宮城県	<input type="checkbox"/> 12 千葉県	<input type="checkbox"/> 20 長野県	<input type="checkbox"/> 28 兵庫県	<input type="checkbox"/> 36 徳島県	<input type="checkbox"/> 44 大分県
<input type="checkbox"/> 05 秋田県	<input type="checkbox"/> 13 東京都	<input type="checkbox"/> 21 岐阜県	<input type="checkbox"/> 29 奈良県	<input type="checkbox"/> 37 香川県	<input type="checkbox"/> 45 宮崎県
<input type="checkbox"/> 06 山形県	<input type="checkbox"/> 14 神奈川県	<input type="checkbox"/> 22 静岡県	<input type="checkbox"/> 30 和歌山県	<input type="checkbox"/> 38 愛媛県	<input type="checkbox"/> 46 鹿児島県
<input type="checkbox"/> 07 福島県	<input type="checkbox"/> 15 新潟県	<input type="checkbox"/> 23 愛知県	<input type="checkbox"/> 31 鳥取県	<input type="checkbox"/> 39 高知県	<input type="checkbox"/> 47 沖縄県
<input type="checkbox"/> 08 茨城県	<input type="checkbox"/> 16 富山県	<input type="checkbox"/> 24 三重県	<input type="checkbox"/> 32 島根県	<input type="checkbox"/> 40 福岡県	

ー4. 貴法人の所在地の区市町村名をお書きください。

(区(特別区名)・市(政令市名)・町・村)

ー5. 貴法人が運営する**全てのGHの入居者数**について、該当する欄に人数をお書きください。

障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害支援区分	①計	②介護サービス包括型	③日中サービス支援型	④外部サービス利用型
1: 区分非該当				
2: 区分1				
3: 区分2				
4: 区分3				
5: 区分4				
6: 区分5				
7: 区分6				
計				

左記を除く 利用契約等の種類	①計	②介護サービス包括型	③日中サービス支援型	④外部サービス利用型
8: 措置利用者				
9: 私的契約による利用者				
10: その他()				
計				

全てを合算してください

合計	①	②	③	④
11:				

(そのうち)

12: 15～17歳の入居者				
----------------	--	--	--	--

一6. 貴法人が運営する全てのGH事業について、指定事業の種別、共同生活住居、定員等についてお尋ねします。

一番左の列の指定事業の種別(1~5)ごとに、事業指定の数、共同生活住居の数、入居定員の数をお書きください。一番下の合計欄は、縦の合計数をお書きください。

<事業指定の数> ※②~⑥の指定数を足した合計と、①の「事業指定の合計数」が一致するようにご記入ください。

①…「事業指定の合計数」は、事業指定が一つの場合は、該当箇所「1」、複数の場合は、該当欄にその事業指定数を数字でお書きください。

②~⑥…<入居者:世話人>の比率ごとの、事業指定の数をお書きください。

<共同生活住居の数> ※⑧と⑨の共同生活住居数を足した合計と、⑦の「共同生活住居の合計数」が一致するように留意してご記入ください。

⑦…「共同生活住居の合計数」は、全てのグループホームの共同生活住居の数をお書きください。

⑧…「複数のユニットに分かれていない共同生活住居の数」は、一つの共同生活住居に複数のユニットが設定されていない(複数のユニットに分かれていない)場合です。共同生活住居に複数のユニットの設定がない場合、ユニットという意識をお持ちではないかもしれませんが、一つの共同生活住居に複数のユニットがない全ての共同生活住居の合計数をお書きください。

⑨…「複数のユニットに分かれている共同生活住居の数」は、一つの共同生活住居に複数のユニットが設定されている(複数のユニットに分かれている)場合です。該当する共同生活住居の合計数をお書きください(ユニット数ではありません)。

⑩…サテライト住居がある場合、その住居の数をお書きください。サテライト住居は、共同生活住居の数には含めないでください。

<入居定員の数> ※⑫と⑬の定員数は、グループホームの定員に含まれるそれぞれの定員です。空室利用(型)の場合のことです。

⑪…「入居定員の合計数」は、全てのグループホームの入居定員の合計数をお書きください。サテライト定員を含めます。

⑫…「体験入居(空室利用)に利用する居室の数」には、⑪の合計定員に含まれる体験入居の居室数をお書きください。

⑬…「短期入所事業(空室利用)に利用する居室の数」には、障害者総合支援法に基づく短期入所事業をグループホームの空室利用で実施されている場合、⑪の合計定員に含まれる短期入所事業の居室数をお書きください。

指定事業の種別	① 事業指定の合計数	⇒②~⑤の合計と、 ①は同じ数(指定数)になります					⑦ 共同生活住居の合計数	⇒⑧・⑨の合計と、 ⑦は同じ数(共同生活住居数)になります		⑩ サテライト住居の数 (⑦には含めません)	⑪ 入居定員の合計数	⇒⑫・⑬は、体験入居・短期入所事業をしていない場合は、「0」になります	
		<入居者:世話人> の比率ごとの 事業所指定の数						⑧数のユニットに分かれていない共同生活住居の数	⑨複数のユニットに分かれている共同生活住居の数			⑫体験入居(空室利用)に利用する居室の数	⑬短期入所事業(空室利用)に利用する居室の数
		②3:1	③4:1	④5:1	⑤6:1	⑥10:1							
1: 介護サービス包括型 (地域移行支援型を除く)													
2: 日中サービス支援型													
3: 外部サービス利用型 (地域移行支援型を除く)													
4: 地域移行支援型 (介護サービス包括型)													
5: 地域移行支援型 (外部サービス利用型)													
6:合計													

一7. 貴法人が運営する共同生活援助事業の指定事業一つずつの収支の状況をお答えください。

○ナンバーをふった縦一列が一つの指定事業の回答欄です。「NO.1」「NO.2」…の順に、一つの事業指定(事業所)ごとにお答えください
○下の回答表の①~⑤の設問ごとに、それぞれ該当する選択肢番号1つに○をつけてください。
○収支の状況(④⑤)は、2017年度1年間でお答えください(GH以外の事業収入や、法人からの繰り入れ金等を除いた収入で運営した場合の収支)。

縦一列で一つの事業所です	⇒事業指定(事業所)が二つ以上ある場合は、「NO.2」「NO.3」…と順に、全ての事業所分をお答えください(順序は任意です)。																						
	NO.1	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10	NO.11	NO.12	NO.13	NO.14	NO.15	NO.16	NO.17	NO.18	NO.19	NO.20	NO.21	NO.22	NO.23
①事業の種類 1: 介護サービス包括型 2: 外部サービス利用型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②入居定員(人数を数字で)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
③平均障害支援区分 1: 平均区分2未満 2: 平均区分2~4未満 3: 平均区分4~6未満 4: 入居者は全て区分6 5: わからない	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
④訓練等給付費(利用者負担金を含む)と利用料だけが収入だと想定した場合の収支…【A】 1: 赤字 2: 均衡 3: 黒字 4: わからない	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
⑤【A】に自治体独自の補助金等を加えた場合の収支 1: 赤字 2: 均衡 3: 黒字 4: わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

ー8.貴法人が運営する全ての GH の共同生活住居について、それぞれの定員数ごとの、共同生活住居の数を、数字でお書き下さい。「1:共同生活住居の数」「2:1に含まれる住戸の数」に、サテライト住居の数は含みません。

住戸とは、マンションなどの集合住宅で、住居として必要な機能を備えた一戸一戸を言います。「共同生活住居の数」と「住戸の数」が違う場合のみ、記入してください。

共同生活住居定員	1. 2人	2. 3人	3. 4人	4. 5人	5. 6人	6. 7人	7. 8人	8. 9人	9. 10人	10. 11人	11. 12人	12. 13人	13. 14人	14. 15人	15. 16人
1:共同生活住居の数															
2:1に含まれる住戸の数															
3:共同生活住居定員に含まれるサテライト住居の数															

共同生活住居定員	16. 17人	17. 18人	18. 19人	19. 20人	20. 21人	21. 22人	22. 23人	23. 24人	24. 25人	25. 26人	26. 27人	27. 28人	28. 29人	29. 30人	30. 31人以上
1:共同生活住居の数															
2:1に含まれる住戸の数															
3:共同生活住居定員に含まれるサテライト住居の数															

ー9.障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）以外の事業についてお尋ねします。

- ①下の回答表に、該当する事業を実施している場合は「①実施」欄に○をつけてください。
- ②現在は実施してなくても**法人の事業計画の中で実施予定がある場合は「②予定」**欄に○をつけてください。
- ③貴法人内の GH の連携事業があれば、③「連携」欄に○をつけてください。また、④別法人の GH の連携事業になっている事業、⑤貴法人の GH の連携事業が別法人の事業である場合の事業の事業番号をお書きください。

実施事業の種類	①実施	②予定	③連携
1 居宅介護			
2 重度訪問介護			
3 同行援護			
4 行動援護			
5 療養介護			
6 生活介護			
7 短期入所			
8 重度障害者等包括支援			
9 施設入所支援			
10 自立訓練(機能訓練)			
11 自立訓練(生活訓練)			
12 宿泊型自立訓練			
13 就労移行支援			
14 就労継続支援(A型)			
15 就労継続支援(B型)			
16 就労定着支援			
17 自立生活援助			
18 一般相談支援事業			
19 特定相談支援事業			
20 移動支援事業			
21 地域活動支援センター			
22 福祉ホーム			
23 日中一時支援事業			
24 その他			

④別法人のGHの連携事業となっている事業の番号

⑤貴法人のGHの連携事業が、別法人の事業である場合の事業の番号

実施事業の種類	①実施	②予定	③連携
25 福祉型障害児入所施設			
26 医療型障害児入所施設			
27 児童発達支援			
28 医療型児童発達支援			
29 放課後等デイサービス			
30 保育所等訪問支援			
31 児童養護施設			
32 児童自立支援施設			
33 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)			
34 障害児相談支援事業			
35 その他			
36 救護施設			
37 更生施設			
38 医療保護施設			
39 授産施設			
40 宿所提供施設			
41 訪問系事業			
42 通所系事業			
43 入居・入所系事業			
44 その他			
45 母子父子福祉施設			
46 婦人保護施設			
47 更生保護施設			
48 自立準備ホーム(単独)			
49 自立準備ホーム(GHCH空室利用)			
50 病院			
51 診療所			
52 訪問看護ステーション			
53 その他			
54 上記以外の事業(営利事業含む)			

ー10.障害福祉サービスの短期入所事業の類型ごとに、その定員の合計を数字でお書きください。「3:単独型」については、**事業指定は単独型であるが実際はGHに併設されている場合、または同一敷地内に設置されている場合**の定員をお書きください。

ー11.貴法人の共同生活援助事業の支援スタッフについておたずねします。それぞれの職名ごとに、該当する人数をお書きください。

短期入所事業の類型	本体施設		
	①介護サービス包括型	②日中サービス支援型	③外部サービス利用型
1: GH併設	定員 人	定員 人	定員 人
2: 空床利用型	定員 人	定員 人	定員 人
3: 単独型	定員 人	定員 人	定員 人

支援者の職名	1: 各職名ごとの人数	性別		常勤・非常勤の別		契約					11: 無給 (ボランティア)	12: 住み込み	13: 夜間支援従事者	医療関係等資格					
		2: 男性	3: 女性	4: 常勤	5: 非常勤	6: 正規職員	7: 非正規 (期限付き雇用・嘱託・アルバイト・パートタイム)職員で⑥以外	8: 非正規 (アルバイト)で学生(大学・短大・専門学校等)	9: 業務委託請負労働(雇用契約ではない)	10: 派遣労働				14: 保健師	15: 看護師	16: 准看護師	17: 管理栄養士	18: 栄養士	
1: 管理者(専任)																			
2: 管理者(兼務)																			
3: サービス管理責任者(専任)																			
4: サービス管理責任者(兼務)																			
5: 世話人(専任)																			
6: 世話人(兼務)																			
7: 生活支援員(専任)																			
8: 生活支援員(兼務)																			
9: 看護職員(1~8を除く)																			
10: 夜間支援従事者																			
11: その他																			

支援者の職名	社会福祉資格等					介護職員研修		26: 行動援護従事者養成研修終了	強度行動障害支援者養成研修		喀痰吸引等研修			32: 18~30の資格を全く有しない者	その他			
	19: 介護福祉士	20: 社会福祉士	21: 精神保健福祉士	22: ホームヘルパー2級	23: ホームヘルパー1級	24: 初任者研修終了	25: 実務者研修終了		27: 基礎研修	28: 実践研修	29: 第一号または第二号	30: 第三号	31: 経過措置で実施(未受講)		33: 65~70歳未満の者	34: 70歳以上の者	35: 外国人労働者(特別永住者を除く)	
1: 管理者(専任)																		
2: 管理者(兼務)																		
3: サービス管理責任者(専任)																		
4: サービス管理責任者(兼務)																		
5: 世話人(専任)																		
6: 世話人(兼務)																		
7: 生活支援員(専任)																		
8: 生活支援員(兼務)																		
9: 看護職員(1~8を除く)																		
10: 夜間支援従事者																		
11: その他																		

－12. 地域住民の方（自治会・近隣等）が GH に関わられていますか。あてはまる全てに○をつけてください。

1:運営（協議会等）に、地域住民の方が参加している。 2:火災や災害時の避難・対応に地域（自治会や近隣）と協定を結んでいる。

3:火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を地域（自治会や近隣）と連携して実施している。

4:GH と、地域住民の方や自治会とで、イベントを共同開催している。

5:GH を地域住民の方に見てもらおうためのイベントを開催している。 6:特にない

7:その他（具体的に

－13. 貴法人の共同生活援助事業の支援スタッフについて、職種別の過不足の状況や不足の原因、対応はどのようですか（全ての方がお答えください）。

①貴法人のGH支援スタッフの職種別の過不足状況として当てはまるものに○をつけてください。（二つの職種につき、一つに○）

	過不足の状況					当該職種はいない
	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	
1: サービス管理責任者	1	2	3	4	5	6
2: 世話人	1	2	3	4	5	6
3: 生活支援員	1	2	3	4	5	6
4: 夜間支援員	1	2	3	4	5	6

②不足している理由は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

	採用が困難である	離職率が高い（定着率が低い）	事業拡大によって必要人数が増大した	その他

③「採用が困難」である原因は何にあるとお考えですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

	他産業に比べて、労働条件が良い	他の福祉事業に比べて、労働条件が良い	景気が良いため、福祉現場へ人材が集まらない	同業他社（法人）と人材獲得競争が激しい	その他	わからない

④採用の上で不利な影響を与えている労働条件として、当てはまるものすべてに○をつけてください。

	賃金	夜勤・宿直	不規則な労働	業務の内容	その他	わからない

【⑤⑥は全ての方が回答してください】

⑤人員配置基準を下回ったことがありますか（一つに○）

1:ある	2:ない	3:わからない
------	------	---------

⑥支援スタッフ不足対策として、実際にどのような対応をしていますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1: 今いるスタッフの勤務を増やす	5: 法人内の他の事業部門から人手の応援を頼む
2: 定年延長や再雇用期間の延長、雇用年齢の引き上げ等（高齢者雇用）	6: 他の法人から人手の応援を頼む
3: 入居者に週末に実家帰宅を促す	7: 他の法人のGH事業所等と連携、協力して人材確保をする
4: 夜間の見守りにセンサーを導入する	8: 外国人労働者を雇用する
9: その他（具体的に	

－14. 貴法人の共同生活援助事業を運営する上での問題点はどれですか。一般論ではなく、実際に直面されている問題の番号に全て○をつけてください（全ての方がお答えください）。

1: 今の報酬では、人材確保・定着のために十分な賃金が払えない	11: 教育・研修の時間が十分に取れない
2: 経営（収支）が苦しく、労働条件や労働環境改善をしたくても出来ない	12: 支援従事者間のコミュニケーションが不足している
3: 経営（収支）が苦しく、事業の縮小や廃止を考えている	13: 他事業所（通所支援等）との連携がうまくできていない
4: 人材が確保が難しく、事業の縮小や廃止を考えている	14: 経営者・管理者と職員間のコミュニケーションが不足している
5: 良質な人材の確保が難しい	15: 入居者やその家族のGHに対する理解が不足している
6: 新規入居者の確保が難しい	16: 障害者福祉サービスの制度改正等についての的確な情報や説明が得られない
7: 入居希望者は多いが、新規開設が困難	17: 共同生活援助サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている
8: 支援従事者の支援業務に関する知識や技術が不足している	18: 事業所では解決できない課題を提起、検討、解決していく仕組みがない
9: 支援従事者の支援業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	19: 雇用管理等についての情報や指導が不足している
10: 管理者の指導・管理能力が不足している	20: 消防法や建築基準法に適合するための費用負担が大きすぎる
21: その他（	
22: 特に問題はない	

－15. GHの入居者の共同生活住居内でのヘルパー等利用状況等について、全ての方がお答えください。

①GHの共同生活住居の中で以下のヘルパー等を利用している入居者はいますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1:居宅介護(身体介護)の利用者がいる	2:居宅介護(家事援助)の利用者がいる	3:重度訪問介護の利用者がいる
4:行動援護の利用者がいる	5:介護保険の訪問介護の利用者がいる	6:1～5の利用者はいない

②GH入居者が共同生活住居内で重度訪問介護や居宅介護(身体介護)を利用(以下、個人単位で居宅介護等を利用という)できるとする経過措置について、どのようにお考えですか。問ごとに一つ○をつけてください

(「1:」「2:」)。また、今の世話人生活支援員配置についてお答えください(「3:」「4:」)。(それぞれ一つに○)

問	1.そう思う	2.そう思わない	3.どちらでもない	4.わからない
1: 3年の経過措置ではなく恒久化すべき	1	2	3	4
2: 区分3以下の入居者にも拡大すべき	1	2	3	4
3: 今のGH世話人、生活支援員の配置基準で不足はない	1	2	3	4
4: GHの世話人、生活支援員の配置基準を増やすべき	1	2	3	4

③GH入居者や、入居希望者(申込者)から個人単位で居宅介護等を利用したい旨の申し出があった時、法人としてはどのように判断しましたか。

ア)これまでに申し出がありましたか(一つに○)

イ)申し出を受けて、どのように判断されましたか(あてはまる全てに○)

ウ)判断する際に課題となったこと全てに○をつけてください。

1: 申し出があった(検討したことがある)
2: 申し出はない(検討したことがない)
3: わからない

1: 申し出を受諾したことがある
2: 申し出を断ったことがある
3: わからない

ヘルパーの業務内容(援助内容)や支給量に制限があまり利用しにくい	生活支援員の配置基準が1/2となり、実際には配置していても報酬が下がる	利用したくても、適切な距離に訪問介護事業所がない	障害特性に対応できる知識技術を持ったヘルパーがいない	世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい	多くの援助者が共同生活住居内にいることに窮屈さや落ち着かない	世話人、生活支援員以外に援助を依頼できるほど入居者の状態が落ち着いて	その他
1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4	5	6	7	8

その他(具体的にお書きください)

- 1:受諾に際して
- 2:断るに際して

④個人単位の居宅介護等の利用によって、どのような入居者がGHで生活が可能となるでしょうか。「ア)可能になった」(入居者)と「イ)可能になる」(と思われる入居者)ごとに、1～11のうちあてはまるもの全てに○、または12のいずれかに○をつけてください(「11:その他」については具体的にお書きください)。

	ア)可能になった	イ)可能になる
1:重度の知的障害者	1	1
2:重度の身体障害者	2	2
3:重症心身障害者	3	3
4:強度行動障害者	4	4
5:医療的ケアが必要な人	5	5
6:障害の状態が不安定な人	6	6

	ア)可能になった	イ)可能になる
7:若年性認知症や初老期認知症の対応が必要な障害者	7	7
8:加齢により多くの介護・支援が必要となった障害者	8	8
9:その他疾病(難病等)により多くの介護・支援が必要となった障害者	9	9
10:支援・介護を受けながら一人暮らし等を希望する人(の段階的な支援)	10	10
11:その他	11	11
12:わからない	12	12

その他(具体的にお書きください)

ア)可能になった人

イ)可能になるとと思われる人

－16. 個人単位の居宅介護等を利用されている入居者が一人でもいる場合、以下にお答えください。

①GHの世話人や生活支援員と各種ヘルパー等との役割分担についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

1:役割(業務内容)で分担している	2:支援時間(時刻)帯で分担している	3:支援日(曜日)で分担している
4:明確な分担はない	5:個別支援計画での位置づけに基づいている	6:わからない
7:その他の分担や、ヘルパー等利用の自己ルールがあれば具体的にお書きください。		

② 居宅介護等ヘルパーと生活支援員や世話人が連携する上で、工夫や調整されていることは何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1:障害特性や状態を伝えること	2:ご本人の意志や希望を伝えること	3:日々の体調変化を伝えること
4:日々の心理的变化を伝えること	5:ヘルパーとの支援方針の摺合せ	6:支援に関する会議を開催している
7:支援や介助のスキルアップ研修	8:共同生活援助計画(個別支援計画)での位置づけの明確化	
9:相談支援事業所との連携	10:ヘルパーや事業者が抜けたときのコーディネイト	
11:その他(具体的に)		

③ 居宅介護等の利用により、支援や GH の運営にどのような影響がありましたか。

ア) あてはまるもの全てに○

1: 良い影響があった	<input type="checkbox"/>
2: 悪い影響があった	<input type="checkbox"/>
3: どちらでもない	<input type="checkbox"/>
4: わからない	<input type="checkbox"/>

イ) あてはまるもの全てに○

1: 入居者一人ひとりの個別支援が充実した	<input type="checkbox"/>
2: 入居を断る事が減った(なくなった)	<input type="checkbox"/>
3: 入居者に支援(トイレや着替え、食事等)を待ってもらうことが減った(なくなった)	<input type="checkbox"/>
4: 支援に関わる人が増えたことでご本人についての理解が深まった	<input type="checkbox"/>
5: GHの支援スタッフの過重労働負担が軽減された	<input type="checkbox"/>
6: 有資格者が支援にかかわることで支援の質が向上・安定した	<input type="checkbox"/>
7: その他(具体的に)	<input type="checkbox"/>

ウ) 悪い影響とは具体的にどのようなことですか。お書きください。

ー17. **2017年度1年間にグループホーム(サテライトを含む)から退去(転居)された入居者について、それぞれの退去者ごとにお答えください。また、退去(転居)後の支援については、現在までの実施回数を数字でお書きください(全ての方がお答えください)。**

設問 空欄に該当する選択肢番号または数字でお書きください。		A さん	B さん	C さん	D さん	E さん	F さん	G さん	H さん	I さん	J さん	K さん	L さん	M さん	N さん	O さん	P さん	Q さん	R さん	
①障害支援区分	【区分1～6は数字で、非該当は「7」、未認定は「8」、その他は「9」と数字で】																			
②年齢	【退去した日の満年齢を数字でお書きください。】																			
③入居前の居所 (一つお書きください)	1.自宅(家族と同居)／2.自宅(一人暮らしやパートナー)／3.他のグループホーム(サテライトを除く)／4.サテライト(グループホーム)／5.通所寮／6.宿泊型自立訓練／7.福祉ホーム／8.入所施設(施設入所支援)／9.病院・診療所に入院／10.刑務所等矯正施設／11.児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)／12.里親宅・ファミリーホーム／13.その他																			
④入居年数	1年未満「0」年、満年数をお書きください。 【年数を数字でお書きください】																			
⑤退去(転居)理由(あてはまる数字全てをお書きください) (数字は縦に並べてお書きください)	1.本人の希望／2.疾病・事故／3.認知症／4.加齢に伴う身体機能の低下／5.障害の重度化／6.家族・親族の意志／7.反社会的行動／8.行動障害／9.人間関係の不和／10.収入の低下等経済問題／11.消防法適合のため／12.共同生活住居の閉鎖／13.その他																			
⑥退去(転居)先 (一つお書きください)	1.自宅(家族と同居)／2.自宅(一人暮らしやパートナー)／3.他のグループホーム(サテライトを除く)／4.サテライト(グループホーム)／5.宿泊型自立訓練／6.福祉ホーム／7.入所施設(施設入所支援)／8.病院・診療所に入院／9.刑務所等矯正施設／10.児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所(一時保護)／11.里親宅・ファミリーホーム／12.特別養護老人ホーム・老人保健施設／13.介護保険グループホーム／14.死去／15.その他																			
⑦退去(転居)を希望されるようになったのはいつですか(一つお書きください)...	1.GH入居前／2.GH入居中																			
⑧退去(転居)先を探すためにGHスタッフが外出に同行した回数を数字でお書きください。																				
⑨退去(転居)後の家財の購入やサービス利用相談等にGHスタッフが同行した回数をお書きください。																				
⑩退去(転居)後、GHスタッフが支援の様子を見るため等で訪問した回数をお書きください。																				
⑪退去(転居)後、GHスタッフが相談や支援のために外出に同行した回数をお書きください。																				

-18. 一人暮らし（サテライト含む）の支援や転居（移行）状況について、全ての方にお尋ねします。

①2015年4月（前回報酬改定）から2018年3月の3年間で、一人暮らしやGHのサテライトに転居や入居された方等はいますか。下表の1～8の「元の住居」から「転居(移行)先の住居」の組み合わせごとに当てはまるものに○（ア）をつけ、その実人数（イ）をお書きください。（エ）には、GHからサテライトへの転居を、希望はあったが転居に至らなかった入居者の実人数をお書きください。また一人暮らし（サテライトを除く）へ転居された方のうち、（ウ）一人暮らし転居後もGHから支援を行ったことのある方の実人数をお書きください。

ア)	元の住居	から	転居(移行)先の住居	イ)実人数	ウ)そのうち、GHから一人暮らし支援を行った方の実人数
1:	GH(サテライトを除く)	から	サテライト		
2:	GH(サテライトを除く)	から	一人暮らし(サテライトを除く)		
3:	サテライト	から	一人暮らし(サテライトを除く)		
4:	GH・サテライト以外	から	サテライト		エ)そのうち、GHからサテライトへの転居に至らなかった入居者の実人数
5: GHやサテライトでの入居経験はないが一人暮らしを支援している方がいる					
(6、7は、元の住居は問いません。元住居がサテライト以外の全ての希望者について。)					
6: サテライトへの入居希望があったが、入居に至らなかった方					
7: 上記6のうち、入居期限があることが原因で、入居に至らなかった方					
8: 1～7は、いずれもない					

住居はそのままサテライト利用契約から賃貸契約に変更して一人暮らしを続けておられる場合は、ここに含みます。

②2015年4月（前回報酬改定）から2018年3月の3年間のサテライト入居者についてお答えください。

ア)3年間でサテライトを利用された方の実人数

人

イ)3年間でサテライトから退去された方の実人数

退居までのサテライト居住年数	実人数
1: 1年以内	人
2: 1年を超えて2年以内	人
3: 2年を超えて3年以内	人
4: 3年を超えて4年以内	人
5: 4年を超えて5年以内	人
6: 5年を超えて6年以内	人
7: 6年以上	人
8: わからない	人
9: 合計	人

ウ)サテライトを原則3年(国通知)を超えて利用された(ている)方がいる場合、その理由をお選びください(現に3年を超えている入居者も含めてお答えください)(あてはまるもの全てに○をつけてください)。

1: 一人暮らしへ向けた生活リズムづくりを続ける必要がある
2: 一人暮らしするには経済的に未だ不安定
3: 一人暮らしのために適当な物件が未だ見つからない
4: 一人暮らし後の支援(体制)の構築にもう少し時間がかかる
5: 一人暮らしに対するご本人の不安が大きく未だ一人暮らしへ移行できない
6: 一人暮らしへ向けたサテライト支援中に、ご本人の状態が悪化したり、支援の必要性が増すなど、今一人暮らしへの移行するのは時期尚早
7: 一人暮らしも難しいが、GHの共同生活も難しい
8: その他(具体的にお書きください)

③共同生活援助事業所として実施している(していた)一人暮らしやサテライト入居者への支援内容をお書きください。(障害者自立支援法施行後から現在までを含む、支援についてお答えください)

ア)サテライト支援や一人暮らし支援の利用者(入居者)の方の障害支援区分すべてに○をつけてください(人数ではありません。1人でも該当者いれば○)

	区分 非 該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	その他
1: サテライト支援をしている	1	2	3	4	5	6	7	8	
2: 一人暮らし支援をしている	1	2	3	4	5	6	7	8	
3: いずれの支援もしていない									

具体的にお書きください

イ)サテライト支援や一人暮らし支援の内容について、あてはまるもの全てに○をつけてください(少なくとも1人以上その支援をしたことがあれば○)

	サテライト支援	一人暮らし支援(サテライト以外)
1: 食事提供	1	1
2: 身体介護	2	2
3: 家事支援	3	3
4: 声掛けや見守り	4	4
5: 夜間支援	5	5
6: 日常生活の相談	6	6
7: 対人関係の相談	7	7
8: ホームヘルパー等利用についての相談・援助	8	8
9: 電話での各種相談	9	9
10: 金銭管理	10	10
11: 行政手続きの同行・援助	11	11
12: 通院の同行	12	12
13: 緊急時の対応(状態の急変や災害時等)	13	13
14: その他	14	14

④GH を退去する入居者への支援と「自立生活支援加算」の利用（自立生活援助事業ではありません）について、全ての方がお答えください（2015年4月（前回報酬改定）から2018年7月まで）（設問ウの「支援回数」が「1回」とは、加算算定を「1回算定する」程度の支援を指し、「2回」「3回」も同様に支援の程度でお答えください）。

ア) いずれか一つに○

1: GHからの退去なし
2: GHからの退去あり
3: わからない

イ) あてはまるもの全てに○

1: 自立生活支援加算を利用した
2: 自立生活支援加算を利用していない
3: わからない

ウ) 実際の支援回数(あてはまるもの全てに○)

1: 入居中の支援は2回以下だった
2: 入居中の支援は3回以上だった
3: 退去後の支援は1回以下だった
4: 退去後の支援は2回以上だった
5: わからない

(利用しなかった理由をお書きください)

⑤「自立生活援助事業」(2018年4月以降)の利用（自立生活支援加算ではありません）に関して、全ての方がお答えください。

ア) 実施の状況と利用者数等について、あてはまるものに○をつけ、()内は数字でお答えください。

1: 事業指定を受けていない(3を除く)
2: 事業指定を受けた
3: 事業指定を申請中(申請予定)である
a) 利用者数()人
b) 利用予定者数()人
c) 指定を受けたが利用者も、利用予定者もない
a) 申請予定はいつですか
1: 今年度内
2: 来年度以降
3: 時期は未定

イ) 「2:実施している」、「3:実施予定である」場合、地域生活支援員は誰が担っていますか（予定を含む）。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1: 世話人	2: 生活支援員	3: 専従職員	4: その他()
5: 未定・わからない			

ー19. 貴法人下の共同生活住居について、スプリンクラーの必置に伴い、下記のような問題や対応をされたことがありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1: 入居者の入れ替えを行う等平均区分の調整を行った	2: 入居者に退去(1を除く)してもらった	3: 入居定員を見直した
4: 共同生活住居ごと転居した	5: 新規入居を断った	6: 利用予定の物件をあきらめた
7: その他(具体的に)		
8: 特になし		

ー20. 貴法人下の共同生活援助について、入居希望者が入居に至らなかった事例はありますか。その理由として、あてはまるもの全てに○をつけてください（全ての方がお答えください）。

1: 空室がない	2: 入居者との相性が合わない	3: 入居者の親族の反対	4: 平均区分が上がりスプリンクラーが必要になる
5: 対象としている障害種別と異なる	6: 医療的ケアに対応できない	7: 他害のおそれがある	8: 支援の専門性が不足
9: 支援の人手が不足	10: 特に夜間支援の人手が不足	11: バリアフリーでない	12: 65歳以上だから
13: 成年後見人(補助人、保佐人を含む)がない	14: 行動障害に対応できない	15: 家族・親族がおらず身元保証人がいない	
16: その他(具体的に)			
17: 当該事例はない			

ー21. GH（共同生活援助）における各種加算について、利用のしづらさなど、ご意見をお書きください

【加算一覧】	1: 福祉専門職員配置加算（Ⅰ）	2: 福祉専門職員配置加算（Ⅱ）	3: 福祉専門職員配置加算（Ⅲ）		
4: 視覚・聴覚職員配置加算	5: 看護職員加配加算	6: 夜間支援体制加算（Ⅰ）	7: 夜間支援体制加算（Ⅱ）	8: 夜間支援体制加算Ⅲ	
9: 夜間職員加配加算	10: 重度障害者支援加算	11: 日中支援加算（Ⅰ）	12: 日中支援加算（Ⅱ）	13: 自立生活支援加算	
14: 入院時支援特別加算	15: 帰宅時支援加算	16: 長期入院時支援特別加算	17: 長期帰宅時支援加算		
18: 地域生活移行個別支援特別加算	19: 精神障害者地域移行特別加算	20: 強度行動障害者地域移行特別加算			
21: 医療連携体制加算（Ⅰ）	22: 同（Ⅱ）	23: 同（Ⅲ）	24: 同（Ⅳ）	25: 同（Ⅴ）	26: 通勤者生活支援加算
27: 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	28: 同（Ⅱ）	29: 同（Ⅲ）	30: 同（Ⅳ）	31: 同（Ⅴ）	32: 福祉・介護職員処遇改善特別加算

（どの加算についての意見かがわかるように、上記の番号をお書きください。意見は、いくつでも構いません。）

ー22. GH 制度についてのご意見がありましたら、自由にお書きください。

⇒法人票はここまでです。建物票、入居者票のご回答にお進みください。

4. 個人単位で居宅介護等を利用するようになった経緯(あてはまるもの全てに○)

		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
80	個人単位で居宅介護等の利用を希望されたのはいつですか	1.入居前/2.入居後/3.その他/4.わからない																				
81	希望された理由は何ですか	1.自分が希望する生活のスケジュールを実現するため/2.GH入居前から利用していた居宅介護等継続して利用したい/3.障害特性や医療的ケア等に対応する専門性がある/4.高齢化により介護が必要になる(備える)/5.障害が重度化してより必要な支援が増える/6.体調や障害の状態によって日々変化する支援の量に柔軟に対応ができない/7.一人暮らし等への転居後の支援につなげたい/8.一人でも多くの支援者と関わりたい/9.同性介助/10.その他																				
82	上記(問81)の希望は、個人単位の居宅介護等の利用によって、実現や解決しましたか	十分に、実現、解決したものを、上記よりすべて選んでください																				
83	上記(問81)の希望は、個人単位の居宅介護等の利用によって、実現や解決しましたか	一部、実現、解決したものを、上記よりすべて選んでください																				
84	上記(問81)の希望は、個人単位の居宅介護等の利用によって、実現や解決しましたか	実現、解決しなかったものを、上記より選んでください																				
85	今後の利用について	1.今後も利用を希望/2.今後は利用を希望しない/3.わからない/4.その他																				

86	問81で、「希望された理由」を「10.その他」と回答された場合、その内容を自由にお書きください。																				
87	問85で、「今後の利用について」を「4.その他」と回答された場合、その内容を自由にお書きください。																				
88	個人単位で居宅介護等を利用する事のメリットについて自由にお書きください。																				
89	個人単位で居宅介護等を利用する事のデメリットについて自由にお書きください。																				

建物（共同生活住居）票

【3】GHJに利用されている、全ての**建物および共同生活住居**についてお答えください。回答欄が足りないときは、お手数ですが本紙をコピーしてください。
 ※回答は、**建物票**にまとめてお願いします。一つの建物それぞれと、その建物に含まれる共同生活住居について、まとめてお答えください。
 ●二つ目以降の建物、共同生活住居には、建物「B」・共同生活住居「B-1」…と、建物とそれに含まれる共同生活住居のアルファベットを一致させて記入してください。
 ※建物内の共同生活住居の数・ユニットの数とは、例えば、
 ●マンションの一つの棟で、1階に1住戸で1共同生活住居、3階に2住戸で2共同生活住居、5階に1住戸で1共同生活住居の場合、建物は「1」、共同生活住居数は「4」と数えます。
 ●専用に建てた建物で、全体で一つの共同生活住居であれば共同住居の数は「1」、そのなかにユニットが2つであればユニットの数は「2」となります。
 ●一戸建て一つの共同生活住居の場合は、建物と共同生活住居それぞれ縦に列ずつ、計2列の回答となります。
 ●マンションの一つの棟で、複数住戸の場合、「建物」とはマンション全体を指し、共同生活住居は住戸ことです。
 ※**サテライトがある場合は、間にサテライト住居の数をお書きください。それ以降の間には、サテライト住居は書きません。**

質問	選択肢	建物A									
		共同生活住居A-1					共同生活住居A-2				
1	サテライト住居がありますか (本棟住居となっているか)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2	共同生活住居の種類	③住戸の数 ②ユニット数 ①ユニット数									
3	①共同生活住居の数/②ユニットの数、それぞれ()内に数字でお答え下さい。また、共同生活住居については、ワンルーム・マンションなどの種類の住戸で共同生活住居が一つのみ含まれている場合、③住戸の数をお書き下さい。	①男()人 ②女()人									
4	入居定員	()人									
5	現在の入居者数	①男()人 ②女()人									
6	入居者の障害支援区分	1.障害区分 2.重度包摂 3.軽度包摂 4.その他									
7	主たる入居者の障害種別	1.身体/2.知的/3.精神/4.障害児/5.難病(複数回答可)									
8	右に該当する医療ケアの必要な入居者や障害者等の入居者はおられますか？人数をお書き下さい。	1.障害児/2.知的/3.精神/4.障害児/5.難病(複数回答可)									
9	食事提供に際して、 寝具の洗濯・低たんぱく・低カリウム等の調理段階からの工夫/2.食形態(刻み・とろみ・ペース調理の工夫/3.経管栄養(経鼻経管、胃ろう、腸ろう等)/4.その他の特別な工夫/加工/5.栄養士による指導・管理 も現在1~5は、ない	1.食事提供に際して、 寝具の洗濯・低たんぱく・低カリウム等の調理段階からの工夫/2.食形態(刻み・とろみ・ペース調理の工夫/3.経管栄養(経鼻経管、胃ろう、腸ろう等)/4.その他の特別な工夫/加工/5.栄養士による指導・管理 も現在1~5は、ない									
10	開設年月(西暦で)	()年									
11	配置基準を上回る配置をしている支援者(全てに○)	1.世話人/2.生活支援員/3.上回る配置はない/4.わからない									
12	夜間支援体制について	【夜勤】(22:00 ~ 6:00)(深夜12時=24時を0時とします)									
13	その配置時間	うち()分休									
14	(就業規則の定め)	【夜勤】(22:00 ~ 6:00)(深夜12時=24時を0時とします)									
15	夜勤・宿直の勤務数(泊数・延べ人数、実人員)	【夜勤】()泊()延べ()人									
16	【2018年7月1日夜から8月1日朝(計31泊)について】	①勤務数(延べ()泊) ②実人員()人									
17	①夜間支援の種類(該当する全てに○をつけてください)と ②それぞれの泊数(7月1日夜から8月1日朝までの計31泊のうち)	1.夜勤(常駐)/2.宿直(常駐)/3.巡回緊急連絡対応(5.以外)/5.警備会社による対応/6.個別給付のホームヘルパー/7.生活保護の他人介護料による介護人/8.住み込み(常駐1~2以外)/9.対応なし									
18	夜間支援(巡回型)について	①巡回支援となる時間帯 ②上記の時間帯の、(7)巡回回数と(4)巡回人数 ③巡回する支援者の職名を全て選んでください。 3.サテライト管理責任者 4.管理者 5.1~4以外の夜間支援員 6.ホームヘルパー 7.法人職員(1~3を除く) 8.外部委託(1~3を除く) 9.その他									

一つの建物に3つ以上の共同生活住居がある場合は、次の頁の共同生活住居欄にお書きください。

建物Aに含まれる全ての共同生活住居について、それぞれの共同生活住居ごとにお答えください。

19	共同生活居住居は、右のうちのいずれか(一つに○) (壁は隣壁と共有、玄関までの通路の状態)	1.壁は全て独立し、建物外に面した玄関から直接共同生活居住居に入る。ことが出来る(戸建て)／2.いずれかの壁を隣壁と共有しているが、建物外に面した玄関から直接共同生活居住居に入る。ことが出来る(二戸一、長屋)／3.建物外から、共有の廊下・階段・空間を通じて共同生活居住居に入る(アパート・マンション等の集合住宅)／4.その他	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
20	住宅の構造	1.木造／2.非木造(鉄骨・鉄筋コンクリート等)／3.その他	1 2 3		
21	建物の種類を一つ選んで、数字を記入して下さい。(一つに○)	1.既存のGH専用住宅／3.新築のGH専用住宅／4.GHとその他の福祉事業が併設で専用(新築)／5.その他の福祉事業と併設で既存の建物(元通勤寮／8元福祉ホーム／9.元福祉の社員寮等)／10.一般のフルーム／11.一般の複合住宅(マンション・アパート等)／12.病院・診療所の転用(一部分の転用を含む)／13.その他の建物(具体的に記述下さい)	1 2 3 4 5		
22	同じ建物が、GH以外の用途で使われていますか？(全てに○)	1.共同生活居住居のみ(短期入所を含む)／2.通所系事業所／3.相談支援事業所／4.居宅介護支援事業所／5.病院・診療所／6.一般の店舗・オフィス／7.居住系用途(アパートやマンション等)等で他住戸との混在を場合等)／8.その他	1 2 3 4 5		
23	建物の築年数(おおよそ)	1.～15年未満 2.15～35年未満 3.35～50年未満 4.50年以上 5.わからない	1 2 3 4 5		
24	階数	①建物の階数と、②GHに使用している共同生活居住居の階数(複数階の回答)	①()階 ②()階		
25	延べ床面積 (一つに○)	1:100㎡未満/2:100～200㎡未満/3:200～275㎡未満/4:275㎡以上/5:わからない	1 2 3 4 5		
26	住戸や土地は法人の所有ですか？(それぞれ一つに○)	①住戸 1.法人所有／2.民間賃貸／3.公営賃貸／4.公社賃貸／5.UR賃貸／6.その他 ②土地 1.法人所有／2.民間賃貸／3.公営賃貸／4.公社賃貸／5.UR賃貸／6.その他	1 2 3 4 5		
27	立地として該当するものを二つ選んでお答え下さい。	1.住宅地／2.住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地／3.住宅地ではなく地域との交流も難しい立地／4.わからない	1 2 3 4		
28	公道を挟んでいるが、同じ並びに建っているものを全て選んでください。 【選択肢】1.GH／2.通所系事業所／3.入所系事業所／4.病院・診療所／5.介護保険の入所施設(特養・老健)		1 2 3 4 5		
29	同一敷地内、又は公道を挟まない隣接地に建っているものを全て選んでください。 【選択肢】1.GH／2.通所系事業所／3.入所系事業所／4.病院・診療所／5.介護保険の入所施設(特養・老健)		1 2 3 4 5		
30	消防法上の区分 ※(H21.3.改正消防法施行令第11条による)(一つに○) 31.(5)項(寄居者、下居又は共同住宅)／2.(6)項(区分4以上が8割未満)／4.(1)項(1)(6)項との複合用途建物)／5.その他(具体的に)／6.不明		1 2 3 4 5		
31	避難訓練は年一回実施していますか。(実施していない場合は「0」と記入)		1 2 3 4 5		
32	自然災害を想定した避難訓練は年一回実施していますか。(実施していない場合は「0」と記入)		1 2 3 4 5		
33	消防法に定める消防設備をすべて設置していますか ① 1.すべて設置／2.未設置の設備がある／3.わからない ② 必要だが未設置の設備を下欄から全て選んで番号でお書きください。		1 2 3 4 5		
34	当該共同生活居住居で、現在設置されている消防設備を全て選んでください。 1.消火器／2.防火区画付付スプリンクラー／3.特定施設火災通報装置(簡易型)スプリンクラー／4.パナセージ型自動消火設備／5.誘導灯／6.住宅用火災警報機(居室どうし無線連動している)／7.住宅用火災警報機(無線連動していない)／8.排煙設備(一斉開放装置付きの排煙窓、排煙ファン)／9.自動火災報知設備(自入報)／10.火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)／11.9と10が連動		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		
35	消防法上の区分が(6)項(1)に該当するが、スプリンクラーの設置を要しないと判断された共同生活居住居についてお尋ねします。そのように判断された理由として次のうちから当てはまるものすべてに○をつけてください。 【選択肢】1.消防法令(通知含む)に基づく消防署の判断 2.自治体独自の特例による免除 3.その他(具体的に記述下さい)		1 2 3 4 5		
36	経験したことのある大規模災害はありますか(全てに○)	1.風水害(風)／2.風水害(豪雨・洪水、濁水、高潮等)／3.地震／4.津波／5.その他／6.ない	1 2 3 4 5 6		
37	実際の被害や避難行動(全てに○)	1.ライフライン(電気、水道、ガス、電話のうちどれか一つでも)が止まった／2.入居者が避難／3.罹災証明を取った／4.避難者を受け入れたことがある／5.その他／6.ない	1 2 3 4 5 6		
38	災害時や非常時の備蓄はありますか(共同生活居住居者用およびその支援者用)	①GH内に備蓄 1.水／2.非常食／3.簡易トイレ／4.なし ②GH以外で法人備蓄 1.水／2.非常食／3.簡易トイレ／4.なし ③入居者用(何日分) ④支援者用(何日分)【①と②を足した備蓄量を日数で数字で】	1 2 3 4		
39	GHの避難計画を策定済みですか ①河川氾濫による洪水 ②崖崩れによる低地浸水 ③高潮・高波 ④土砂災害(直前・土・石流) ⑤津波	1.策定済み 2.策定中 3.策定していない 4.わからない	1 2 3 4		
40	GHは、国や自治体が定める洪水(津波・水害等)ハザードマップの浸水想定線や避難の必要な立地ですか(それぞれ一つに○)	【選択肢】 1.立地しており、避難計画等を定めている 2.立地しているが、避難計画等は未定 3.立地していない／4.わからない	1 2 3 4		
41	入居者が市街市の作成した「避難行動要支援者名簿」に記載されていますか？	1.記載されている／2.記載されていない／3.わからない	1 2 3 4		
42	市街地調整区域ですか(一つに○)	1.市街地調整区域である／2.市街地調整区域ではない／3.市街地調整区域である／4.わからない	1 2 3 4		
43	建築基準法上の用途は	1.住宅／2.共同住宅／3.寄居者／4.児童福祉施設等／5.その他／6.わからない	1 2 3 4 5 6		